不許複製

大正四年五月廿五日發行
大正四年五月二十日印刷

非賣品

發行所　國書刊行會

印刷所　國書刊行會第一工場

印刷者　高橋亦太郎

編輯兼發行者　早川純三郎
國書刊行會代表者

大正四年五月二十日印刷
大正四年五月廿五日發行

（武術叢書）
非賣品

編輯兼發行者　東京市京橋區新榮町五丁目三番地
國書刊行會代表者　早川純三郎

印刷者　東京市京橋區新榮町四丁目三番地
高橋赤次郎

印刷所　東京市京橋區新榮町四丁目三番地
國書刊行會第一工場

發行所　東京市京橋區新榮町五丁目三番地
國書刊行會

出事理也、然則臨戰場、指揮百萬軍馬、亦是事理耳、吁令先生生爭戰之世、彷彿孫呉也、若使孫呉今生我日域、挈一刀向先生、其術不必及先生也、然則謂先生也者勝于孫呉可矣、先生超人如斯、而性甚嗜麴糵、雖無沈湎酗酒之患、以暢懷養性可也、以至腐腸害胃則不可也、願先生爲門人少節之、先生聞此言、囅然哈謂、卿其以是數語爲跋、吾以充弦韋、於是乎書、

文久二壬戌年仲冬日

備後福山　松林禪寺住僧玄達

余讀劒法撃刺論、見其論奇正開闔虚實離合、防身制敵之法、擧而歸之於一心之運用、余曰、至哉言也、不獨劒法爲然、是可以言治矣、夫法者道之一端耳、然非法無以明道也、是以善學法者、游法之外而不失立法之意矣、蓋天下之事變無限、而心之應無窮、果以無窮之心應無限之事變、則雖有不虞之警、可以折衝樽俎之間矣、然是豈易言、不易言則與失之妄作、寧不如守法以存道之一端、纘治之文、稜威之武、其豈有二致哉、不知作者以爲何如、

文久壬戌之歳冬十一月　三野牧適撰并書

劒法撃刺論畢

武術叢書終

山田安榮
伊藤千可良　校
本居清造

氣聚れば則ち眞丹成る、丹成る時は形固し、形固ときは神全し、神全き時は壽長し、又曰、一身の元氣いつしか腰脚足心の間に充足せしめ、臍下瓠然たることいまだ篠打ちせざる鞠の如くと云々、如レ此氣息滿ち亙る時は、一毫髪ばかりも欠缺の處なく、勇氣日頃に百倍すべし、是勇を養ひ力を增し、又臆病心あるものはいつとなく失はしめ、更に長壽せしむるの術也、去れば寒暑も侵すことあたはず、蜂蠆も毒することあたはず、是れ心を臍下に落し付て、心の轉動せざる要術也、精神内に明なれば氣隨て靜也、氣靜なれば敵の動靜我が方寸の中に顯然たり、去れば眞劔の仕合たりとも平常心の場合に至るべき也、劔法は技藝なれども、其要を修する時は天地に先ちて生れ、天地に後れて死せざるの理を悟るべし、其功驗の遲速は其人の修練の精麤にあり、ゆるがせに思ふことなかれ、

附言

武を弄し文をおこたるは全體をしらざるゆゑなり、己が藝にほこり彼をなみするは智の及ばざるゆゑ也、寒暑を恐れ業に怠るは克己をしらざる故也、相打ちの勝敗を不レ知は氣の勝と業の勝をしらざる故也、長劔と短劔を爭ひ論ずるは得失利害をしらざる故也、稽古する時と閑暇のせつと別々に思ふは平常心をしらざるゆゑなり、素肌勝負と戰場の試合と同樣に思ふは場合をしらざる故也、眞劔と稽古の時と腹のかはるは心の不レ治ゆゑ也、能能究得して深く可レ學こと也、

後言

壬戌秋七月予自二山陽禪室一來二於江都一、掃二父母之墳墓一、暫客二于森先生之家一、先生者我竹馬故人也、先生嘗志二劔槍一、遂極二其奥一、今以二擊劔家一鳴二於都下一焉、有二門弟數百名一矣、先生朝出臨レ場、提二竹刀一對二門人一、恰如二龍蟄一如二雷擊一、夕聚二門下一敎二諭其事理一、其論說至藏二於九地之下一、動二於九天之上一、聽者皆抵掌歎伏矣、嗚呼先生者可レ謂二擊劔家之宗師一也、頃日以二所レ著劔法擊刺論一示レ予、取熟讀レ之、其議論事理、泰山爲レ之讓レ高、蒼海爲レ之讓レ深、要レ之萬能萬藝、不レ能レ出二事理一也、不レ啻二萬能萬藝一、於二我宗意一又不レ能

此件に論ずるは、天地の一元氣のことを云、前件は氣の心に隨て敵の未發をしることを云、見る人混ずべからず、

力と云ふものは、氣の通ふ處に隨てあるものなれども、充ちざる時は弱く、充る時は強く、氣息呼吸の臍下に滿ち亙る時は、一毛髮に至る迄、力の充たずといふことなし、世人勇と強を辨へず、強は體にあり、勇は心にありと思ふべし、（註曰、此力といふは數年稽古の上、竹刀の切つ先までも滿ち亙りたることなり、是を業より出づる力といふなり、心氣は理なり、力は業なり、是又事理の二つにあるなり、）扨この心氣力別れ〳〵なる時は劍法の用辨を致さず、たとへば砲藥の如し、硫黃、白硝、灰と別れ〳〵にある時は勢至て弱く、三品合法する時は勢ひ當りがたく、天地も震動するに至る、是合法の力ならずや、心氣力も又同じ、力餘りありても心氣別れ〳〵なれば又用辨なしがたし、孫子の兵勢の篇に在るがごとし、一致ならざれば全勝を取ことかたし、間不レ容レ髮と云も心氣力一致の謂なり、石火の機と云も心氣一致の謂也、敵の未發の機を打つも心氣力一致の謂なり、又猫の鼠を捕るも心氣力一致の謂なり、

○練氣養心の事

夫れ練氣養心の法は、是劍法の奧術にして、必ず學ぶべきの一事なり、予弱年の頃八州を遊歷せしに、中村一心齋と暫く劍友となり、相交りたるなり、一心齋朝暮內觀の法を修す、予又これに隨て學び得たり、又或時道人の隱者に逢て又其法を修す、是皆練心養丹の法也、其後又或書肆にて夜船閑話と云ふ書を得たり、是又氣を養ひ長生不老をいたす說なり、故に予これを學ぶこと數年、頗る刀術の補助となれり、依て其一二を擧ぐ、

夫內を守るの要用は、元氣をして一身の中に充塞せしめ、三百六十の骨節八萬四千の毛竅一毫髮ばかりも欠缺の處なからしめんことを要す、又曰、端坐默然として出入の息を數へ、（內に入を專とし外に出を少にすべし、）一息よりかぞえ十に至り、十より數へ百に至り、百より數へ得て千に至て、此身兀然として此心寂然たる事虛空にひとし、此の如くなること久して一息おのづから止る、出でず入ざる時、此息八萬四千の毛竅の中より雲蒸して霧起るが如くと云々、又曰、凡そ生を養ふ要は形を錬るにしかず、形を錬るの要は、神氣をして丹田氣海（臍下のこと、）の間に凝らしむるにあり、神凝れば氣聚り、

（一）心氣力一致の事

予が師千葉先生稱周作、諱成政、は、一派を開き給ふ名人にて、衆人所レ知なり、先生の語に、心氣力一致と仰置れたり、予淺學なれども九牛の一毛を解す、元來心といふは人々天より稟け得たるものにて、如何なる物と其趣をしる人稀也、有るが如く又無きが如し、故に蜷川の妻のうたに、「麻絲の長し短しむづかしや有無の二つにいつかはなれん」と、有無の外にある事を知るも甚稀なり、又或人曰く「行通ふ船に都のこと問へばいふにいはれぬおもひなりけり」、要鑑抄にも、「形にあらはれず香ざほにうつろはざれども、いたらぬ堺なうして常にいます、いとなまずして證あり、是をさして天命とす」、又櫻木を切りても花のなきが如し、うたに「年毎に咲くや吉野の櫻花木を割て見よ花のあるかは」、又或人云、心は有と云、又或人云、無と云、是皆葛藤の一色篇の見識なり、孟子の放心を求むると曰けるは、本心に立返り道を修せよとの教なり、猶か犬か馬を飼畜ふやうに縛おくやうに、窮屈なる事にあらず、日夜朝暮我が本心をしらずして居る者多き故に、斯く仰せ置れたり、元より自得して外に求むべきにあらず、人心惟れ危しとて、人心の私は元より曇多して、青天白日を見るに及ざる也、又氣は體の充るなりとあり、心の將帥に隨て速に動く士卒なり、心の將帥堅固なれば、滿體の士卒も號令に隨て一同に働かずといふことなし、若將帥柔弱なれば士卒萎靡して號令を用ひず、忽ち敗北に至るなり、是心氣一致せざることあたはざる證據顯然たり、たとへば將棊さすは心なれども、將棊盤のはしを叩きながら、處は九重のと謠ふは氣にして心の餘なり、此氣と云ものは早移りして宜なけれども、心は氣に隨て動くものと可レ思、深可レ考、又或人の說に、夫れ天地の大なるや理氣の二に出でず、四時の運行やまざるものは氣にあらずしてなんぞや、其然る所のものは理にあらずしてなんぞや、人此理と氣とを稟けて、天地の間に生れて氣の精爽なるものを心とす、而して理其中に賦す、人の知覺運動は氣にして、その知覺運動するものは理なり、人常に誠意正心を以て此氣を養ひ育つるときは、則神旺にして理いよ／＼明なり、正大光明のきはめ天をさゝえ地をさゝゆるに至る、いはんや己を防ぎ人を制するものにおいてをや、

にさとれば、極祕に至る近道なるべし、古人も奇正は敵にあり、虛實は我にあり、應變は雙方の至臍にありと云へり、豈格言にあらずや、

〇試合に望て打べき場合の事

雙方相對して仕合に望むに、無盡の變動生ずることにて、懸中待、待中懸を覺知すれば懸待一致に至り、業熟して理に至り、理究て業に至るときは、業理一體に至る、斯の如く神龍の至臍に通了すれば、打にあとなく出るに形なく、所ㇾ謂九天之上九地之下に出入するがごとし、斯無念無想の堺には、音もなく臭もなく鬼神も窺ふこと不ㇾ能也、譬ば鏡は物をうつす故に心にたとへ心鏡と云ふ、向の心を鏡にかけて見れば、打るゝ事なけれども、うつす心あれば定の心鏡とは謂ひがたし、寒山の拾得に送る心持を古歌に、「拂ふべきちりもあらぬに箒持つは心に塵のありてか」拾得の心を又返歌によめるに、「はらふべきちりもあらぬといふちりをはらはんための箒なりけりと」、面白き問答にて、いまだ無念には到らぬことをいひし也、鏡と云ものあれば鏡といふ一物あり、依て移るべき鏡なくしてうつるこそ、誠の心の極意なりけれ、古歌に「移るとも月は思はず移すとも水もおもはぬ猿澤の池」是名人上達の位也、扨向上をのみ論じて門人に教諭すべきに非ず、依て常人目錄以下の者へ、敵を打つべき場合を述べてしらしむ、如何なる處を場合と云なれば、常人の仕合は必ず起り顯はれ打つべき場合有ㇾ之なり、敵の實をさけて虛を打べし、次には、敵の起り(心より目に及ぶ處)を打つべし、次には狐疑を打つべし、次には居付(うごかぬ)を打つべし、次には懸り口(たゝり頭よりわざに及ぶ處)をうつべし、次にはせかせて(敵の心なうごかすこと)、打べし、亦仕合に望むに八箇條の法あり、一曰く、粧(仕合に及ばぬ前)を見て可ㇾ遣事、二曰、敵の位(立合の處)を見て可ㇾ遣事、三曰、敵の癖(自然と移ること)を見て可ㇾ遣事、四曰、敵の起頭を心(太刀先きのこと)で押て可ㇾ遣事、五曰、敵へは遠くして(敵の太刀の屆かぬやう)我よりは近く(打込に近き事)可ㇾ遣事、六曰、敵を釣出して(呼びいだすこと)可ㇾ遣事、七曰、敵強く守らば虛實(敵の心を動かす事)を以て可ㇾ遣事、八曰、敵手元強くば不ㇾ攄し(しからはの事)、可ㇾ遣事、是を兵法に、敵強くば二三にて可ㇾ勝といふ、總て引切(ひきあげ)こそ大切なれ、兵法にも、敵を切崩すとも芝居をこすこと勿れ、亦敵を追崩すとも引揚ぐる堺をしるべしといふ、深く思ふべき事也、

自由自在にして、一塵も障るものなし、是元寂然として不レ動處より生ず、乃佛家に所レ謂是不動明王の智なり、然るときは世界に恐るべきもの更になし、是則生死の堺を離れたる人傑といふべし、亦喩を以て謂へば、心性は軍師也、四肢は衆兵也、意は吏將なり、眼は斥候なり、心性の軍師愚昧柔弱なれば、手足の衆兵恐懼して進歩すること不レ能、斥候の役目又眞僞を辨別する事なし、この罪軍師一人に歸す、一心の軍師明哲なれば四肢衆兵命を抛て進み、殊に勇敢なり、去れば試會に望んで心定まらずして勝は、暴戰の類にして可レ賞に非ず、甚敷に至りては我意につのり、果は勝負を爭ひのゝしるに至る、是狂夫なり、天理の冥鑑をかすめる罪人なり、豈心に愧ぢざらんや、反り求めて己に檢して學ぶべきこと也、

○形は元有てなきといふ事

形は元無形なり、太極は無極にして尤妙理なり、水は方圓の器に隨て形を生ず、去れども元無形なり、擊刺の法も又然也、初心の内は構といふ事を專として、業の遣方を教諭するなれども、元構なく形なきに至る、扨構と云事擧ていへば、上段、中段、青眼、下段、脇構、逆構、霞、陰陽の構、流派多ければ夫々究むるに暇あらず、是を分割して教示する事なれど、根元は形なきにあり、若亦究まれる形あらば寔の劍法とは謂ひがたし、軍法も又然也、魚鱗、鶴翼、雁行、鋒矢、彎月、衡振、五行、八陣、相懸、待備、一二三の備、左右、殿、廻備、九一の格、獅振龍、常蛇、長蛇などと、色々流法に因て名は異れども、元是も形ありて無きが如し、如何となれば、敵の變に依て形を生じ、又は敵の實否を窺て變ずる者也、然るを其理をしらずして、形ばかりを作て變化の理にうとき者あり、俗に云佛作て魂入れずといふと同說なり、たとへば今何時、後ろよりか又は左右よりか奇兵の難あらば、頭變じて尾となり、右變じて左となる事、兵家の常に可レ嗜事なり、是を未萌の變動といふ也、故に必ず敵に因て形を生ずる事なり、譬ば將碁指もの手に駒步あるは奇也、打つ駒は廻し備、伏覆の兵也、刀術も又然なり、形法の遣方傳刀の類といへども、皆定跡の圖組と均し、去れば形有て無きに同じこと也、其理を覺知して、自然と熟し得て其期に臨で、業せずして業する業を、誠の業といふなるべし、唯手足を慣しおきて、理

目次

劍法擊刺論

南總飯野藩　森景鎭著

○性は以て明なるべき事

夫壯夫の劍を學ぶの術は、事理の二にあり、事の根元は、理を知るを以て初めとして學ぶべきなり、根元をしらずして學ぶを盲劍といふ、熟し得たりとも狼戾暴戰のたぐひにして心術の劍法にあらず、又理は夫より稟得たる本分なり、能々會得すべき事なり、是則天地造花の妙用にして、人々圓具したる所なり、理は根なり、事は枝葉なり、本末明ならざれば始終全きこと不能也、天地の一元氣、人に具足する時は心性といふ、此心性の根元明なるときは、枝葉隨て繁茂す、其意を平日究得すれば、終に發達悟得すべし、自性は元來無形の物にて、さとし得がたしといへども、天理を分剖する事也、天理心性明なるときは氣も又勇猛也、氣勇猛なるときは耳目自ら分明なり、耳目分明なる時は四肢自神速なり、四肢神速なるときは劍法擊刺の法も又銳疾なり、業銳疾なる時は心體動止

敍劍法擊刺論

善自守而後善制敵焉、未有不能自守而善制敵者也、故曰、善戰者立於不敗之地、而不失敵之敗也、形人而我無形、微乎々々至於無形、神乎々々至於無聲、自守有餘、而後應敵無方、所謂無窮如天地、不竭如江海、紛々紜々鬪亂而不可亂、洋々沌々形圓而不敗、轉圓石於山、決積水於谿、奇正萬變、形勢不窮、三軍之衆、一人之敵、大小之異而已、森君仲敬、予髫齔之友、汎學武藝、特長于劍技、中遭變故、世途艱險莫不備嘗、夙志逾等遂極其奥、從學子弟至數百名、齢踰知命、敎督不懈、頃著此篇、各須授一本、以諭其旨、是可以觀其用意之厚也、予嘗覽世之稱師者口訣、其言多諵々卑陋、曾不當此篇十一、尙且錦裝玉軸不爲苟、傳使覽此篇、則不赧然者幾少矣、

文久二年壬戌十一月　蘭臺　服元斐撰

自序

予が子弟已に數百人に及びぬれども、別に敎諭する事もなく、空く星霜を經たり、其罪甚重く且は人を導くの拙きに似たり、今玆五十年の非を知り、片言交に予が見識したる愚なる祕訣を記して、心ある徒侶に授與して、門閫に跨る者をして、聊其譯を心得しめんとす、文の拙く且は字の誤をとがめ給はずして、但予が老婆心の本旨を悟り玉ふべし、此書讀み終り、心に觀じて後に傳書を得給ふならば、朝日に霜露の解にひとしからむと云爾、

文久二年壬戌霜月　森景鎭誌

れば、見ん人其こゝろしてあるべきに、よはたその目安書にもれたるを、今又おもひ出るまゝに、これかれかい付て略記の副言と名づけたり、この書も又改めたゞすべきいとまなければ、先のためしにならひて、下書のまゝにしておきぬれば、次々をもわかたず、とゝのはぬふし多ければ、見ん人さおもひねかし、

天保十年八月　　窪田源清音

劒法略記終

○陽の太刀陰の太刀

此名古書には見えず、近世武家にていひ出せし名なるべし、今にも公家方には此名なし、これは衞府をゑふといはずして、よふといふこと習ひなり、然るを陽と心得たがひして、衞府の太刀を陽の太刀とあやまりたるなり、又夫より陽の太刀あれば陰の太刀も有べしとて、絲卷の太刀を强ひて陰の太刀といひふらしたるひがごとより初りたるなり、絲卷の太刀とは、今鞘卷の太刀とあやまりていふ太刀なり、

劒法略記副言のはしがき

六度誦經に、玉の盲人をあつめて象といへる毛ものをしれるやと問れけるに、皆しらずとこたへければ、其象といへるものを知らせむとて引出させて、かのめしひ人どもに、かなたこなたさぐらせて、さて象はいかなりととはれければ、おのがじし、足に尾にさぐりしところ／＼をものして、象はかくざまのものなりと答へけるといふことあり、夫とひとしく、武夫の學びのことわざはいと種々にして、かず／＼にわかれたり、それがうちに、この劒の手ぶりの一道だに、盲人の象をさぐりて手にふれしところのみを、そのものなりとのみしりて、全きかたちをしらず、いさゝかかたかどのはしつかたを一道の全きなりとおもふは、あまりにけしからぬことなれば、淸音かくざまのことをいと本意なくおもひつゞけて、年ごろ見聞せしことゞもをかいあつめて、ふみの數々かきあらはし、おのれがをしへ子をば、必ず盲人にはなさじと欲りするわざにぞ有ける、さればいち早く全きことをしらせさとさまほしくて、おもひ出るまゝに、ことのかど／＼の一かたを、目安書して劒法略記と名づけて、さきに記し置たるに、ことしげくて改め正すべきいとまなく有しを、人々見まくほしともとめぬるを、のどめ置たるに、夫より後猶も月日經にければ、せちにもとめてゆるさぬ人のこれかれあれば、其故をものして見せたるに、早くも寫しとりたる人の三人四人出きにたれば、改めたゞさず草紙のまゝにして、夫より後にはみだりに見せぬることとはせしなり、されば條々もみだれ、言葉のうへにもたらはぬところ過たるかた有て、とゝのはぬかた多け

〇革包錦包の太刀

革包の太刀といふは鞘を革にてつゝみたるをいふ也、又錦包といふも革包と同じく錦にてつゝみたるなり、ともに是は革にても錦にても縫くゝみたる上に、せめ金具を其上へかけたるをいふなり、

〇鞘袋

革にても錦にても、下を塗て夫へ金物をかけ、其上へ革又は錦を縫くゝみたるをいふなり、

〇長伏輪の太刀

常の太刀はしば引鞘のなかばなり、是はもゝよせしば引を長く通したるをいふなり、

〇丸鞘の太刀

金銀のうすがねにてさやもつかもつゝみたるをいふなり、さやの丸きにはあらず、

〇神へ太刀を納むるに下緒を付ざること

宿願の故ありて神へ太刀を納むるに、下緒をば取て納めざることとなり、

〇葬刀のことゆへ

葬禮の供人、腰刀の柄さやを絹包にすることとなり、これは白絹の袋へ入るゝをいふ、袋といふは柄袋さや袋也、後世武家にては此ことなし、

〇下緒の長さ

人々の一ひろにすること古傳なり、是は常の二重下緒の長さなり、二重下緒といふは普通の下緒なり、鎌倉下緒の半下緒の長さは半ひろ成べし、鎌倉下緒といふは常の下緒の半だけにして、片かたへ蛇口を付たるなり、半だけなれば半下緒ともいふなり、

〇黑太刀白太刀

柄鞘金具ともすべて黑く作りたるをいふなり、又六位黑裝の太刀といふあり、白太刀といふは銀作りの太刀をいふなり、古記に御太刀白とあるも銀作りの太刀のことなり、銀劔と書てしろ太刀とよむこと例なり、

〇平鞘の太刀衞府の太刀

一物二名なり、又毛ぬき形の太刀とも革緒の太刀ともいふなり、本名は蒔繪の野劔といふなり、衞府とは近衞兵衞衞門の官人の帶する太刀なる故に衞府の太刀とはいふなり、又青貝にて繪樣を置たるを蒔繪螺鈿の野太刀といふ、是は大臣の大將將軍などの持せらるゝ太刀なり、此外品々多し、

刀を、はき太刀とはいひたるなり、

○さげ太刀

古は門固辻固などの時、敷皮の上に坐し、太刀ははかず、手にさげて持しなれば、此名をよびたるなり、今世には御法事の時、中奥御小姓、御靈屋にて被物を僧に玉ふ時、此さげ太刀をすること有は清音見たり、其外にも有けるにやしらず、

○いか物作りの太刀

常の太刀と其形ざまをたがへて、金具に物好みをして、さまぐ\につくりなしたるを、いかものづくりとはいふなり、いか物作りのことは種々こと多し、

○わきざしの太刀

太平記、南都の衆徒は面々に脇ざしの太刀など用意せしと云々、是は脇ざしと太刀とを用意せしといふことにて、脇ざしの太刀といふ物、別に有にはあらず、脇差の文字をあやまりて筆者の入たるなるべし、太平記の外諸書に此名見えず、

○帶取の種々

かんたらの帶取といふは、來舶の織物の名なり、かんたら縞などのたぐひなり、又雪の下の帶取といふあり、これも唐土より渡りたる織物といへり、又布の帶取あり、是は布にてするなり、又啄木の帶取といふあり、白青紫萌黄紺などの色絲をうち交て組たる平き緒をいふなり、是はけらつゝきといふ鳥の背にて木をつゝきたるあとのごとく、まだらの紋あれば、たくぼくといふといへり、

○太刀に弦袋を付る

弦袋といふは、弓弦を巻て置ものなり、後世には弦巻といふかた多し、弓取ほどの者は必此物を太刀に付ること定りなり、

○まち鞘巻

職人盡歌合に、「我戀はまちざや巻のやれすのこぬ人のこぬ身をいかにせん」とあり、やれとはやぶるなり、これはさや巻の鞘のみを造りおきて、買ふ人の刀にあひたるさやを賣りてなりはひとする也、かねて作り置て買ふ人を待みたるより、待ざやとはいふなり、此さやをかふは下ざま人なり、後世は鞘店といふなり、

○聖柄の刀

かざりなき刀のつかをいふなり、

はしく辨へがたし、

○うちくだき

このわざは既に組うちとなるべききわにも、又組しきての後にもすることなり、このわざは手もと近くうち入て、うちもつきも長きものにてなしがたき時は、腰刀にて突べきことなるに、其まもあらぬきはには、刀の柄頭もて、鎧のうへには面のうちをうちくだき、すはだにてはいづれにもあれ、ひまなくうちて、骨をもくだくべきわざなり、このことは常の習はしには、面のみをせざれば痛をもとむれば、必外所はうつまじきことなり、こは他にはかつてせざることなりしが、近きころはおのれがかたにて、かくするを見ならひて、そこら眞似するかたもこれかれあり、

○逆のかけおさへ

こは場間近きによりたる時、太刀を裏へかへして、かれが太刀の表へかけて、深くおのれが右のかたへかけおさへて、横よりうつことをもなし、又時として上よりもうち、又は組うちにもしかゝることは、時のさまによるなり、このことも他にはせざることなりしが、見ならひて眞似するかたあり、くはしくはわざのうへにてならはさゞれば知がたし、又おのれかくかけられたらんには、手をさげ力をやはらげて、下よりかへさば、なにごとなくこの難をさくるなり、しかるに力をこめて爭ふ時には、いかにともなしがたし、よくならはして其こゝろを得べきわざなり、

○野太刀

この物の名は一つにして二品あり、一には平鞘の太刀なり、是は野劔と書て、の太刀と讀むことなり、二には軍陣に用るものなり、一名を長太刀ともいふ也、後世長まきともいふなり、此もの本名は野太刀なるべし、大太刀野太刀長太刀長まきともいふ也、又後世ところによりてはゑ太刀ともいふかた有り、ゑ太刀は柄太刀なるべし、又中巻といふかたもあり、

○兵庫ぐさりの太刀

是は軍陣へ佩く太刀に、帶取をくさりにて造りたるなり、其さまくさ〴〵見えたり、

○はき太刀

應仁の亂の後、世上貧になりて、祝ひの禮物などに進物にする太刀を造り出して、夫を使ひ太刀と名づけたり、今上り太刀といふ、夫に應じてまぎれぬために、誠の太

同じく、武夫の學びの道も古今に渡りて時のさまをはかり知て、こゝろにそなへざれば全くは得がたし、

○組うちのきわ〳〵

組うちとなりし時には口手を（右の手をいふ）あげて、はたらかせざる樣にさまたげてあるべし、組でののちには、早く太刀を捨て、腰刀にてさすべきこと定りなり、腰刀は組ぎわにも、また組ふせてもさし、又は組しかれて下よりもさすべきことならひなり、組でさすわざは、時のさまによりて、いかにも手早くさすべきこと也、又組うちとなりては、おのれが腰刀をぬかんよりも、時によりては相手のさしたるをぬくにたよりよきことも有べしとの傳へあり、しかはあれどもかれにも其心得有べければ、おのれが腰刀をぬかれざる樣にこゝろをとめて有べきわざなり、くはしくは時のさまによりて變化のきわ〳〵種々にわかれぬれば、習はしのうへにて知るべきわざなり、

○體のかため

かたちの大かたは前に記すがごとし、此體のかためといふは、よに體あたりといふにひとし、このならはしは場間の遠からぬに至るとき、かれがかたちに氣にたゆみ有るか、又は追こみたるに、かれ退き足になりし時を見て、面へうちこみ、其太刀はあたりたりとも留たりとも、夫にかゝはらず、手をつめて體の力とともに、場間をつめて、つき退かするをいふなり、この體のかためを互にし習はし、強くとゝのひあたる時、うけざまあしければ、つきかへさるゝことあり、此さまは手も足も體も一渡りにとゝのひ、足下のはたらきをもつて、間近きところよりうちこみ、其の力のあまりにて、むなもとをつくべきこと也、又おのれかくあたられし時には、かれが力に對してもこたへ、又はそむけはづしても、さくること定りなり、はづすにも一度かりに應じて、右へも左へもかれが力をのくべきわざなり、又其きはのわかれに、時としては斜にうち出すことも有べし、對する時には手をさぐべし、手高くてはとゞまりがたし、このことはかれにあたらせて、おのれがさくわざを辨へ得て、人にもあたるべきことのこゝろをくはしく知べし、わざ學びのきわは人のしわざをもよく見、又書のうへにても考へ、或は物語などをきゝても味へ、夫がうへに朝夕に手合せして學ばざれば、其こゝろはく

今こゝに記するは、太刀のことと後世太刀にかへて今の刀といふかたなとをしこめてものすれば、見る人其心得有べし、今の刀は古長きも有しなれども、大かたは短きかたにて、近世のごとく長きは少し、近世の小さ刀といふものこそ、古普通の打刀なるべけれ、後世此ものの寸尺を長くして、刀と名をよびならはしたるより、古の打刀を、小さ刀といひならはしたるならん、太刀に大太刀小太刀中半太刀あれば、打刀にも大中小のわかちあるべし、又さやまきにも、ともにかたちの長短有なり、長短はいづれの時も人々のほど〳〵によりて、得ると得ざるによれば、必とすることはなけれども、夫がうちに時のさまによりて、長きを好むものの多きと、短きをむねとするものの多きとのわかちあれば、其多きかたによりて、時々の風とは定るなり、古長きを専ら人々の用ひたることは、古き書を見ても其據とはすべし、又近世に古作のつたはりたるは、すりあげの多きを見ても知るべし、又長短の多少は、いづれの時にも短きは多くして長きはすくなし、人にも大兵大力のものの すくなきがごとし、人につれて長短は出くるなり、又近きころにも長きを好みしものの多く有し據は、刀は二尺九寸より長きをさすべからずとの御憲の二度まで有しを見ても知るべし、それより後享保に至りて、又長きかたとなりたるに、いつともなく短くなりたるに、寛政の頃又いさゝか長きかたとなりたるに、夫もいつしかやみて、今又長きかたを好めるかたこれかれ見えたり、又其長短にわかるゝことは、時として次々にわかれたり、其故は元祿寛文のころは下より事始まり、享保寛政には上より寸のびて長きかたとはなりしが、今又長きにうつりたるは、昔にかへりて下よりはじまりたり、又古より都近きかたは短くして、はし〳〵のかた長きを好むもの、いづれの時にもたゆることなきに、まして東のかたに、長きは多しといへり、刀の長短も人々のこゝろ〳〵と時のうつりかはりにもより、又國々のわかれにもよりて、おのづからわかるれども、一かど心にかどあるものは、時のさまにもよらず國どころにもかゝはらず、長きかたを得ものとはするなり、此わかれも又おのづからの定りのやうにはあるなり、から書まなびをするものの、歴史を見て時のわかれを知ると

時としてうつり變るさまをもしりて、得失をば考へ辨ふべきことなり、たゞおもひかまへたることも、なに〳〵はかくするもの、このものはしかすることとのみ大かたに覺へてあらんには、もの學びする甲斐なきわざなり、そも〳〵目くぎは、刃まちのかたへよりたるかた、しまりよろしく覺へたり、しかはあれども、物に度々つよく當るときは、なかご先の刃かたの先にひゞきて、いたみの出くるものなり、又目くぎたゞ中にあるは、柄鳴り早く覺へたり、これらのことは、かにかくに物をあまた度切もしうちもしてこゝろみたるうへに、委曲其あぢはへ有る故をしるべきことなり、たゞかりそめにことを辨へ見聞せしまでの學びにての論ひは、益なきことなれば、何ごとも古今をよく辨へ、夫がうへにあまた度こゝろみて後、物定めをせざればみだりなることのみにて、實の用には立がたし、

〇太刀刀の長短古今同じからぬ違のことゆへ

太刀刀の長短は、古より人々の度量によるなればひとしからず、これぞおのづからの定りなるに、夫がうちに又おのづからのたがひあり、其たがひといふは、國主城主たるべき人と、又一手の將と又身一人のはたらきをむねとすると、又人々の得ものによりても、おのづから其へだたりによりて、長短のわかれあり、又一手の將たる人などには、其人の心々によりてもかはれるに、末々に至りては、大兵小兵ちからの强弱などのわかちによりても種々にわかれあり、又時代によりてもいさゝか長短のわかちあり、太刀には古小太刀はすくなく、短きも二尺五六寸なるかた多し、長きに至りては六尺なるも七尺なるもまれには有りけるなり、應永のころより太刀の短きかたを好むかた多くなりけるにや、されどもなべて短きのみにはあらず、夫がうちには長きもこれかれ有としられたり、其後には槍のはたらきをむねとして、太刀の長きはさゝはりとなるより、大かたすりあげて、戰場には長きを好むこととなりたり、されども人としては長きをこのむかたも有しことは、其長きものの殘りあるを見て知るべきことなり、又太刀うちの働きわざは、長きかたにとくあることはもとよりのことわりなれば、戰國の頃に用ひしものなどには、長きをたくはへ置て取出したるためしあることなり、

どなるなどもあり、なに故に其頃の備前にかぎりてかくするにや、其故分がたし、或人のいひけらく、こは先おもにしてうちこみをつよくせんためなりといへり、このことはりもなきことにはなけれども、そは居物などことゝする者のいふことにてあれども、おのれは居物のみのうへにかゝはれる論ひはうけがはず、おもふに、なかご短きは、うちこむときには先重くつよくあたれども、あつかひをなさんには、手もと重きかたあつかひ安し、又柄中損じ安し、一太刀一うちの理りにかゝづらふよりは、をしこめてよきかたによるべきことなり、

○目貫穴の遠きと近きとのわかち

古は目ぬき穴のなかご、先と刃まちとのたゞ中に明けたるに、大かた應永のころよりことはじまりて、夫より後には、刃まちへよせて、まちよりは一尺八九分二寸の間に明たり、清音考ふるに、かくのごとく所をたがへたるは、古より太刀には、太刀はゞきとて、刃まちをかぎりとして、二重にはゞきと、のみこみとを付ることは、たへてあらぬことにて、皆今世にいふ太刀はゞきにしたるなれば、夫に付けつゝ、なかごの眞中へ穴を明けたるなるべし、古には鍔刀といふものはすくなく、ことに鍔刀は後世より短きものなれば、二尺より古作の長きものは、大かた今いふ太刀銘に銘をも彫りて、目貫穴たゞ中にあたり、後世には鍔刀を専らとせしに、其鍔刀には、はゞきは必刀はゞきの二重なるを、刃まちを越して深くかくるに、其うへははゞき太刀はゞきより腰ひくき故、たゞ中に穴ありては、あまりに遠くして、柄のしまりもかためもあしければ、刃まちのかたへよせて、目ぬき穴をばあけたるなるべし、古代には太刀多くして鍔刀のすくなきことは、今世に殘れるものの其多少にても知るべし、應永のころより、うち刀の尺長くなりしに、夫よりのちに至りては、太刀にかへて大かたうち刀のみをさすことゝ成たり、又古腰刀の料とせし九寸一尺の短きにも、又古のうち刀の一尺三四寸七八寸なるには、さるによりて、なかごのたゞ中に穴明たるはすくなし、皆まちのかたへよりたり、鞘巻もうち刀と同じく、はゞきは二重にすること定りなり、是らのわかちを委曲論ふを益なしとおもひをとすかたも有るべけれども、古今のたがひ其しかたしざまの

こゝろあるものは、大かた此かたちざまにはするなり、

○反の深き淺きも時によりて違ひ行ことゆへ刀のはじまりし頃には直きもありと覺へたり、其據これかれ見えたり、夫よりして皆そりを付たり、然れどもそりはおのづからつくものにして、其初め直にうちたるを、土とりして燒水舟にいるゝ時には、もとめずしてそるものなれば、古はそのおのづからそりの付たるまゝにて置たるなるべし、はたらきわざに渡りて物をきらんには、そりなきは切がたし、たとへきるゝとも大わざはなしがたし、又そりなきものの一尺より長きをつよくうつ時には、よはきは必かゞみ、つよきはをれもし、刃切などのきずは出るものなり、そりは建武の頃までは深きかたに有けるに、其ころより深きはあしきと覺へたるにや、そりのかたち其前よりはひくきかたにつくりなすこととはせしなり、然はあれども、なべて淺きにかぎりたるにはあらず、國どころにもより又人々のこのみにもよるなれば、深きそりなるも有るなり、相摸國正宗の流をくみたるものなどには、そのかたちそりの深きはまれなり、又後世すりあげといふことはじまりて、たれかれもすりあぐるより、そりはおのづからひくきかたとはなるなり、されどもそりなきはあらず、そりなきは後にそりをふせたるなり、又元祿寛文のころの作にも、又享保寛政の作にもまれにはそりなきものあり、そは後世流派のならはしにもよりたるなるべし、又其ころそりの淺きを好みたるかたあり、淸音考ふるに、居物をこゝろみためすことの元祿寛文に專ら行はれ、其のち享保寛政の頃又このことを好むも多く有けり、此居物のためしにはそりの深きを好まざれば、其時々にはそりかたちも其しわざによきやうにつくらするなれば、そのごとくにはなりしならむ、又其ことのおこなはるゝ時には、おのづから其ことにかゝはらぬものも、時のさまにはうつり行ものなり、古今をたくらべてものよく得ざれば、おもひたがへること多し、

○なかごみの長短のことゆへ

なかごの長さは古今ともに大かた同じきに、應永のころの備前うちにかぎりてなかごの短きあり、其さま二尺三四寸もあるかたなのこみ、わづかに五寸ほ

かたちは、應仁より後は今のさまにて、箱菱とて、四角には菱を組ぬさまなれども、まれにはありもせしにや、應仁の前いづれのころとは定め得ざれども、昔に今いふ箱菱にして兩ひねりにのみ卷をこととせし時ありとおもへり、又其頃は革卷より絲卷のかた多しとおもはるゝなり、其據は別本に記す、應仁の後よりうちつゞきこと改りて、利用のみを專らとせしより、其さまかはりたるならん、淸音考ふるに、時の治亂によりては太刀刀のこしらへざまもおのづからたがへるに、まして治る世には人の好みも增るものなれば、猶をり／＼の風にしたがひてかはるなるべし、古くより柄は粒子にはせしことなり、これは手だまりのよきにまかせて、一統に古は粒子にせしならん、又享保の後より寬政の初のころは又一變して、粒子柄などいふものは名古屋と熊もとさつ摩のみなり、絲も三分四分にて、兩ひねりかたひねり兩ひらの流れ菱に卷たり、されどまれには箱菱なるも有しなり、鮫は皆白鮫にして柄に肉なく、緣頭は赤銅を專らとして緣ひくし、頭は多く卷かけ也、栗形の付所今よりは鞘口へよりたり、夫より寬政に又一たび變じて、貴賤となく鐵の緣頭に無紋の丸き鐵つばを專らとし、絲のはゞ大かた五分を普通とし、柄に肉付て丸くさやよりも太くなり、緣の腰高く、栗形下りて、鯉口より一束も下に付たり、然るに又もいつとなく其風かはりて、其かたちざまなるはやみて、緣はひくゝ、赤銅四分いちなどにてほり物有るをこのみ、鍔も透し又はほり紋など有るを好む風となりけれども、柄の卷ざまかたちは大かた前のさまと同じきに、又天保に至りて次第に變じて、塗鮫と鮫をはなし、緣はことにひくきをよしとし、柄絲ははゞせまく三分四分を常として、粒子形に柄をなしたるに、あい革卷小紋革などにて卷をこのみ、まれにはたへたるむすび柄にもなし、古きふちに頭に目貫なども世に多からぬを好み、つばは鐵にて古きをたづねもとめて、其かたち天正より元和の風を眞似するを、今世のもの好ごころのくせとはするなり、夫がうちには鍔うちたる脇ざしにかへて鞘まきの刀をさすものもあり、又人としては鍔袋をかけ火打袋を付るもあり、見せざやをかくるは、されどもまれなり、此風今普通となりたるにはあらねども、いさゝかもことを好む

は太くして、さまぐ\の塗などはなく、大かた黒き蠟色なり、鍔は鐵なるも赤銅なるも有り、夫がうちに貴人の差料なるは赤銅のかた多し、緣頭なども貴人のなるは赤銅にて下ざま人なるは鐵なり、又柄はなめし革へうるしをうすく引たる樣に見ゆるもまれにみえたり、切羽はとりぐ\小きざみなり、はゞきは太刀はゞきなるはなし、刀へ小柄笄をともにさしたるも又笄のみをさしたるも有り、これも貴人のさし料なるには小柄笄をさせども、下ざま人はさゝざるにや、ひつ明たるは次なるさまなるかたにはなし、又脇ざしのこしらへも大かた刀のごとし、刀脇ざしともに栗形は、今世の付所よりは皆鞘口へよりて、大かた三つ伏ほどなり、又まれ／＼二尺五七寸位なる刀へ栗形をもつけずして置たるものあり、是は帶取にこし當をかへて後世させば、さし主の好みによりてかくはものしたるなるべし、又柄をむすび卷に四菱五菱したるもあり、又一所むすびたるも見えたり、又一ひし置にむすびたるもあり、又むすび柄へは目貫をいれざるかた多きに、まれには目ぬきを入たるもあり、又目くぎ穴のそばへ目貫を入たるもまれにはあり、これをむすび柄とも、むすび目貫ともいへり、目貫をいれざるをば目貫にかへてむすぶ故にむすびかといふなり、目貫に大なるはなし、皆小形なり、又目ぬきを裏のかたへ片かた入たるもまれにあり、又其頃の脇ざしといへるものに、合口の短刀へぬり鮫をかけ、小刀笄をさしたると、小刀をのみさしたるなども見ゆるなり、鞘尻はいづれも丸し、下緒は短し、これは前に記す一種のものなり、此ものも柄は粒子にしてさやより細し、又脇ざしに九寸一尺ほどにして、はみ出したる計の鍔をうちたる、今の脇ざしの短きものあり、これらこそ大かた天正慶長元和の頃のかたちなれ、夫より後享保の頃までは、大かた其かたち殘りたりと覺ゆるものこれかれ見ゆるに、いつとなくかたちはたがひたるなり、革卷の柄はいと早くすたれて、元祿のころはや絲まきを專ら好みたりと見えたり、又かれむすびづかは元和をかぎりとして、誰まねするものもなかりしにや、後なるには此ものと革卷はふつに見えず、柄卷絲のはゞも享保に至りては大かた五分となりたり、柄の卷ざま菱の

大にまさるなり、又太刀刀の手近きかたになき時などのはたらきわざは、寸も長く鍔あれば、こし刀のわざとは大なるたがひあり、長短にもより鍔の有無にもよりて、其得失はあれども、後世さやまきすたれて、腹劔を帯へさしてあらはしさしたるあやまりよりはじまりて、夫より寸を長くし鍔をうちて、今のわきざしといふものの出でて、後には軍中にはともあれ、常々には其用腰刀にはまさるべけれ、然るに近き頃は、いさゝかものしり顔する人は、なべてめづらしきことを好む世のさまとなりて、古をうつすことをみだりによしとおもふにや有けん、たれかれも鞘まきをさすものと覺へたれば、年月ごとにいやましにぞ成ける、此ものをさすことは、今より十とせあまり五とせ六とせ前までは、いとまれ〳〵にて、かぞふるにもたらざりしが、つぎ〳〵にひろまりて、今はこゝかしこにさすもの多し、夫がうちには其名をも知らず心得もなくて、たゞに人眞似にさすをこととするものも多くなりぬればなり、是より後は古にかへりて、をしなべてさや巻をさす風と迄にはあらずとも、十人がうちには五七人はさすべきよふにも成行かましにや、又みだりに古のさまをうつすをむねとして、二なきこととおもふもの、近きころは年月にまさりてあれど、其故はくはしくも辨へしらずして、見まねきゝとりのかたはし覺へになすものの多し、此ことにつけては淸音いさゝか論ひあり、委曲は別本に記す、

〇刀脇ざしのかたちざまの種々

天正慶長元和のころの刀脇ざしの、其まゝにて今につたはりたるもののこれかれあれば、見もし聞もして其さまを委曲しれども、夫より前なるは其證し少なければ、其證しの多き近きをもつてかたちざまをいはんに、柄かたちとり〴〵、粒子形にて三分四分のあい革をもつて、兩ひらといふ卷ざまにしたるかた多し、いと卷は、其ころのものにはまれなり、又絲まきには、高らいうち安田打などいへる平組にて卷たるもまれには有なり、緣頭多く赤銅にて唐草などのほり物有るかた多し、頭は塗角にて卷かけにしたるかた多し、鮫は皆塗ざめにて柄なり、細く短きも長きも有るがうちに短きかた多し、又まれ〳〵ことに長きつかもあり、鞘は今のよの大かた普通なるより

柄は古の格にならひて、軍陣の外へさすべき料ならんかはしらねども、柄巻たるとはならべて論ふべきものにはあらず、其初めはいかにつくりたるにや、今は柄中のつゝがね鋲などを、種々に好みにまかせてするなれば、かたちの初めとはみだれたるべし、ことに近きころは、本用をはなれて、見ざまにかゝはれば、こゝろへなき人の好にまかせて、さまざまに造りなすものも有べければ、とりどりにかたちはみだれて取交たるさまなどは出くるなり、かにかくに、物きらんには木づかは損じ安くして武家の用はなしがたし、

〇後世の脇ざしと鞘巻とのもちひ所の論ひ

古は鞘巻の刀をしばしがほども離さずしてさしたることは、今世の脇ざしと同じ、さるによりて腰物とさへ名をよべばなり、しかれば其用も又同じかるべきに、大なるたがひあり、腰刀は九寸一尺もありて組うちとなりし時、上よりも下よりもぬきてさすものなれば、片手ぬきにして鞘ながらぬけざるために、長き下緒を付て、夫を鞘へ巻留て置なり、此ものは組てさすと首を取とを用とするなり、されば短きに利あれば、一尺を越べからずといふことあり、太刀をばはゞき元よりうちをりて、頼むところはこし刀計なりなどといふことも見えたれば、短しとも太刀にかへて、進みよりてこのものをぬきて戦ふことは、おのづからのことなり、されども其本用は前に記したるがごとく、時にとりての用は、外ごとにつかふことはとにもかくにもすべし、しかるに其こしがたなにかへて、後世さす脇ざしは、短きも大かた一尺三四寸にして、長さは一尺八九寸なるも有なり、鍔をうちたれば、組しかれもしたらんには、此もののさゝはりも有て、ぬきがたき時もあるべし、又寸も長くして組かさなりたる時には、たよりよろしからず、夫のみならず、下緒の短かければ、腰刀のごとく鞘巻もなしがたければ、上帯へはさみて留置までなれば、かた手ぬきにする時には、さやの留はなれて、鞘ながらぬけなどすることの有まじきことにもあらず、されば組うちに臨みたる時は、此三つの失あるべし、又さやまきより得あることは、寸も長く鍔も有なれば、太刀をおりもして進みよるに、かれがうつ太刀をうけ留などしてはたらく時には、其わざ鞘まきよりは

してことを好みてものする時は本義を失ひ、爪くはるゝはづかしきみだりごと多し、物しらぬよりかたちもみだれ名をみだして、まぎるゝことは出くるわざなり、

○花色づかのことゆへ

いつのころより初り、いづれの故なるわかちともそのことをはからず、又考へもなけれど、近世のならはしにや、こん禮の時には、刀脇ざしのつかは、必花色の絲まきにして、供人までもさすこととはなりたり、公にもかくざまのつたへありて、人々かくはすることなり、此御掟は古くより有しことにや、年久にたづぬれども、たしかに其故をばしりがたし、たゞ人も我もかくすることと心うるまでにて、其證をしらず、公家方には種々に太刀もわかれて、りようあんの料迄も其掟有ることと聞れど、武家にはかくざまのことも見えず、まして後世には軍陣の料なるを普通とはすることとなるに、こん禮にかぎりて花色のつかを用ゆるは、いかなる故有ことにや、

○はゞかるべきことのことゆへ

古人は我主人の常に好み玉ふ柄絲の色しな、又は下緒の色め、其外何にてもはゞかりて用ひざりしことなり、然るに今世にはかゝることにこゝろくばりするものは大かたあらぬなるべし、かくざまのはゞかりは必有りたきことなり、然るに主君の好みてさゝせ玉ひしかたちなどを寫しなして、御さしがたななどとてもて扱ふは、かしこきことにはあらずや、よく考へて清音がよくいへること故をよしとこゝろづきたらん人もあらば、次々につたへて禮をみださず、はゞかるべきことははゞかりたきことにこそ、此外紫柄紅の下緒なども、いとけなきものはともかくも、其外にははゞかるべきことなり、

○右京柄のことゆへ

世に右京柄といへるは、木柄へふちがしらをそなへ、中へ筒がねを入もし、又ははなし目貫にしたるもあり、又々太刀のふりを眞似て鋲などしげくうちたるもあり、此ものは松平右京大夫家にて一統にさしたる故に、此名をよぶともいへり、されどたしかなる證をも聞ず、又せちにもとめたゞさゞればしらず、この柄をうちて物を切試みたるに、かたきものを二太刀三太刀うつ時は、必つかは損ずるものなり、この

にかはりたることとなし、いつのころよりかくは名づけたるにや、後世は名もみだれ、かたちもみだれて、本づくことを失ひたるもの多し、かれこれをかよはせて心得べし、今世のことのみをしりて古をしらざれば、其たがひは知がたし、又古のみをしりて今をしらざれば、其名をもかたちをも辨へがたし、名は同じくてかたちの替りたると、かたちは同くして名のたがひたるもあり、古今をかねざれば其故分けがたし、

○後世の守りがたな

守り刀のことゆへは前に記す如きものにて、古は婦女にかぎらず人毎に用意有しものといへり、然るに近き世には婦女のみもてるものとなりけるに、其物古のものとは其名のみ同じくして、かたちはかはりたり、近世の守りがたなといへるは、前に記す一種の脇ざしなり、夫を守り刀と名づけて婦女などはもてるなり、此ことはいづれのころよりかくなりしにや、清音考ふるに、守り刀を帯へさして、さや巻の刀にかへてさしはじめたるより、寸を長くして、かたちは其まゝ有けるに、此もの二つに分れて、鍔をうち柄をまきたる脇ざし出きしに、寸の長くなり笄を小柄小刀にかへるかたと一物のかたちかはりて、夫に鍔をうちしかたをば脇ざしといひ、合口なるかたをば守り刀といふこととなりたるなるべし、夫がうちに古名の脇ざしと守り刀の別名を覺へて有るかたには、前に記す一種の脇ざしの名は今にのこりたるなるべし、又守り脇ざしといふも同じく、守り刀脇ざしは一つの物の別名なるに、其名を合せてかくはいひならはして一種のものとなりたるなり、時代のうつりかはるにつれて、物の名も其かたちもたがふものなり、

○竹笄のことはり

古より笄はかねにて作り、家の紋又は本草の花、鳥けものなどを模様に付たるに、竹にて笄をけづりてさしたるかた見えたり、此ものは其みなもと理髪の具なれば、かねもて必造るにもおよぶまじきことなり、近き頃には小刀のつかを唐木にて造り、又は竹もてつくりたるもまれ〳〵あれど、小づかの料には木も竹もいたみ損じ安ければ、用ゆべきものにはあらず、笄とは其所用大にしたがへり、其もとをしらず

へて、短き下緒を付て、右のこしにさすべきためといへり、かくざまのものは、古にはさらなり、應仁の後より鞘巻は、今の脇ざしとかはり、太刀をばうち刀とかへなどしたる世となりたれども、今世にいふめてざしは、其名もかたちもたへてなきことなり、おもふに此ものは、近きころ物しらぬ人の考へよりし出したるなるべし、軍陣にもかゝるものはいるまじきものなり、初學のどち、今は其名もきこへ、まれまれ其ものもあれば、おもひまぎるゝことなかれ、このもののこしらへには猶くさ／＼のかたちあり、

○一種のわきざし

脇ざしといふは前に記が如く、腹劔懐劔守刀などいひて、長さ五六寸にて鍔もなく、つかさやともに錦金襴織物の類ひにてくゝみ、はなし目貫にしてさや尻丸く、短き下緒を付て懐中へさしたるものなりしが、後に寸をのばし、鍔をうち、柄を巻こととなり、夫より上の帯へさせば、古のかたちは、鞘尻の丸きと下緒の短きのみ殘りたり、このものを後世今に至りても、脇ざしとをしなべていふに、此外にまた一種の脇ざしあり、是は今世被レ進被レ下などになるも、又御出生初めての御さしとなる料に、御脇ざしといふものあり、此かたちざまは、全く古の脇ざしにして、かたち長く九寸一尺ほどもありて、鍔はさゝで、小刀のみをさすこととなり、柄は白鮫にしてはなし目貫あり、短き下緒をつけて御脇ざしとて御刀にそふ、後世守り刀とて、婦女などのもてるもののごとし、鍔をうちたる普通の脇ざしとは其かたち大にたがひて、一種の物なれば、うたがひあるべしとおもへば、この一種をも記し置ぬ、

○守り脇ざしといふもののこと

いつのころいづれの時よりいひ出しけん、守りわきざしといふもの又一種あり、此ものは當時姫君方など御さしに名あり、すでに御宮參の時、御目付がたより御廣敷向への問合書のうちに、御守脇ざし御刀御脇ざしは御廣敷御用達持候儀と存候事とあるに、先よりのためしとて、御刀脇ざしは御用達持候、御守脇ざしは御輿の內へ入候旨しかた／＼との答あることなり、かくたしかに其名も其ものもありて私の名にはあらず、扨其御守脇ざしといふものは、いかなるものとおもふに、前に記す一種の脇ざしといへるもの

つくり置には及ばざることとなるべし、古のごとく營中の料軍陣の料とわかれて、へだて有世にもあらんには、其ごとく必ずすべきことはおのづからのことなれども、今も戰國のまゝにて、外に營中へはしかじかのつくりなるものをさすべきとの御掟なければなり、又こと故をしらぬものは、白鮫柄木柄のたぐひは、營中へはゞかるべきもののやうにおもへるものもあり、猶これらのことにつけつゝ心得ぬことどもいと多し、こと故は本書に委曲記す、

○刀脇ざしの御掟のくさ／＼

ふるき御掟書といふもののつたはりたるうちに、刀は二尺九寸、脇ざしは一尺九寸、夫より長きはさすまじきとのこと見えたり、又角つば沓朱黄うるしざや、これらも御法度といへることの記し書あり、よく心得て御掟をば必そむくべからず、

○今世鞘卷の刀を御城へさすまじき事のゆへ

先つ比遠藤家但馬守、にて、大目付中川飛驒守へ、古例にも候間殿中へさやまきのかたなをさし候ても可レ然哉と問合せありし時の答に、鞘卷本義と承り及び候へども、當時には合口然るべからず、はみ出しにても鍔はうち候方然るべく候、白ざめはくるしからずとのこと有り、是をもつて一つの掟とはすべし、然るに近きころ、これかれさやまきをさせる人あり、其ことはしらざるにや有けん、近世古實者などいふ者の、みだりに古をうつせるを見聞して、人まねするどちのしひごとなり、私の出行にはいかにともあれ、かくざまのこたへ有しうへには、はゞかるべきことと、淸音にはおもふなり、古のことはよく、後世のことはみだりにてあるなどといひなすものも有べけれど、とまれかくまれ、其時によりてのおのづからの定り有ことは、時によらざれば、天が下の罪人なり、

○めてざしといふことゆへ

此もの古には其名もきこへず、又いかなるかたちなるや、名だにきこへざれば、其物はつたはらず、然るに後世には其名をいへども、いかなるものなるやしらず、たゞ世にいふ劔術者などいふ者のいひ出したることとなるべし、まれ／＼其物なりとて有を見るに、合口なると又ちいさき鍔をうちたるもありて、長さ大かた九寸一尺も有けるを、柄を卷き、今の脇ざしのこしらへざまにして、栗形をかなたこなた付所をか

應仁の亂れよりのちは、此ものを人毎には用ひずして、打刀の長きを太刀にかへてはくこととなりたれば、今世には改めて卷太刀をもとめつくりて、軍陣の料にそなへ置べきことは、人々のこゝろ〴〵によるべきこととなるべし、必卷太刀にはかぎるべからず、今世の古實者などいへるものは、ひたすらに古をうつすことをむねとすれば、甲冑などもよろひと後世いふよろひをよしとし、よろひ直垂大口などをとゝのへ、太刀も古によりて貴人名將の遺物を寫しもてはやせども、淸音は其こゝろにたがへり、式正などのことは、必古によるべきことはさることなれども、そふだに古今のたがひ有り、まして兵器の調へざまなどは、古によるとよるまじきとのへだてを分て、多く後世によらざれば、活用わざにかゝりては、一かたならぬよしあしのたがひあり、源なればとて、みだりに古によることをせば、はたらき自在にはなしがたし、其わかちは古今人情のたがひより、戰ひはげしく、後世はおのづからなれてうへに鑓のはたらきを專らとすることとなりしより、鑓に一二の高名といふことを諸家にて定め、又なきいさをしとせしより、人毎に鑓をこととせしうへに、鐵砲てふものさへ初りて、此二つをかねて、かち立の戰を多くむねとするなれば、太刀のこしにさがりたるが活用にさゝはることをうれひて、尊きも賤しきも、大かた腰當といふものへ、うち刀をさして、夫をはく風俗とうつりたれば、夫につけては軍陣には長きはぬきさしもなしにくし、又かけはしりして鑓をあつかふさまたげとなりぬれば、かれこれをかねて古今のたがひはおのづから出でしなるを、たよりあしき古にならひて、後世に少きあしきを眞似てなにかはせむ、いとみだりなるべし、古を學ぶはあたらしきをしらんためなり、されば尊き人はいかにともあれ、おのれどちには、後世の近きを選で古よりはあるまじきことなるべし、さればもとめて卷太刀をたくはへ置べきにはおよぶまじきにや、又世には陣刀などとて、別にもふけ置ぬるかたも有と聞けど、今の世のかたちは、應仁のみだれより引つゞきたる戰國の風のまゝにしてをしうつりたるなれば、つかを卷たる刀を普通にさすなれば、則今世の刀は應仁の後より元和に至る迄、軍陣へ帶せしまゝのかたちなれば、改めて

しを知るべし、遠矢は切にも及ばず、矢筋を見てよける時は、いかにもよけらるゝものなり、人めをおどろかさんのこゝろにはいかにともすべけれども、さることには及ぶまじきことなり、又よけることはなし安し、切ことは成がたし、其易きをせずして、難きをするは愚ならずや、夫が上に切かたは危きかたあり、切損ずる時は當ることもあり、又矢を切につよくよく切時には、矢尻切たるまゝにてあたることあり、切ざまは、さるによりて、いさゝかひらきなゝめに切ることならひなり、程近き時、むなもとへとび來る矢にあらざれば、切落すには及ぶまじきことなり、

○鐵砲にむかふのならひ

これも弓と同じく、かれが前のかたへ進みよることならひなり、前へ進みがたき地にもあらば、後へ斜にはしり、夫より前へよるべし、とかく筒先をすへさせざる様にあつかふべし、弓鐵砲ともに其進み様はかはることあるべからず、これも一玉うちたらんには、玉つぎの間へかけよるべきこと也、玉つぎの間には、後ろへかゝりてはせ入、火ぶたをきらば前へ進むべきことなり、鐵砲は小筒より大筒のかた入安しといへり、大小ともによく玉筋を見つもりて入べきことかなめなりとの傳へあり、矢をうけもせんには、前に記すごとく、ひきめをすげて夫にぼたんをし付て、こゝろみならはすべけれども、鐵砲はこゝろみいかにもなしがたければ、心の中によくあきらめ考へて入べきより外に、せむすべなきわざ也、

○軍陣へはくべき太刀の拵へ

軍中へはくべき太刀は、卷太刀を本義とはすることなり、卷太刀といふは、柄を卷き渡りも卷たるをいふなり、此太刀を近世さやまきの太刀といふはあやまりなり、太刀に鞘卷といふものなし、鞘卷は刀なり、さや卷のかたなのことは前に記すがごとし、柄を卷ことは手だまりのために卷なり、古はさるによりて、軍陣へ帯すべきには柄を卷き、營中へ帯するは白ざめなり、されども鞘卷の刀は、九寸一尺も有りてさし通すを用とするのみなれば、軍陣へも柄をまかざるをさしたること其證多し、此ものは短きものなれば、さまでの手だまりにもおよぶまじきゆへなり、そもそも軍陣へは、卷太刀を帯すべきことなれども、

に鑓を入るゝものある時、鑓脇を太刀にてするには、太刀の取ざまかまへ様など、いかにするやうのことなし、たゞ鑓にをしつゞきて、入ることをむねとして、近よらば、いかにとも其場のさまに隨ひてはたらくことは、常々のならひによるわざなり、又太刀にて一番鑓にかはることも有べし、鑓にても太刀にても、一番に進むにたがふことなし、たゞ後世鑓のはたらきを專らに賞して、一番二番の功名などいふことをならひとしたるより、一二の功は槍にかぎれる樣にいへども、太刀を取て一番に進みたらんには、其いさをし鑓よりは大に增るべし、太刀にて入ことは鑓よりはなしがたし、心をたけくして、常々鑓よりははるか短き太刀を取て、一番に入ことを心がけたきものなり、

〇弓にむかふべきのならひ

弓引しめたるを見ば、我が弓手のかたへ、なゝめに進みてかけ入べし、右手のかたへは進むまじきこと定りなり、又千どりがたにも進みよること有べし、是は程遠き時の進みざまなり、十間より內六七間にもあらば、左へ進み近づくことこそ要めなれ、矢をはなさば、二の矢を射ざるうちに、近よりてうつべきことなり、既に近より、太刀のとゞかば、弦を切ること有べし、ほど遠きより矢をはなたば、矢筋を見て入べきこと是又ならひなり、矢を切ことは、程遠きところにて、來る矢の筋を見定めてのはたらきなり、又間合近きところにても、矢を切こと有べし、切ところは、くつ卷ぎはをこゝろとして切べきこと古傳也、このわざは心明らかにして、しかも靜かならざればなしがたしといへり、此ならはしは、ちいさき引目へぼたんを付て射させて進みよることをもなし、又切ことをもこゝろむべきこと也、されどもぼたんにては矢のはしりあしければ、まことの矢とはたがふかたあり、されども外にならはすべきやうなければ、かくしつゝならはすことをばするなり、淸音考ふるに、矢を切ことは傳へにはあれども、やくなきわざなるべし、おのれあまた度こゝろみならはすに、矢を切らんとのこゝろがまへはなさずして、矢筋を見て入るかたいと早し、矢を切おとさましとおもひかまふる時は、其かたにいさゝかこゝろひかれておくるゝことあり、よくならはして、おのれが考へのよしあ

○長まきにて馬上に對したる時のはたらきわざ

馬の正面にむかひて、駒のすゝみ得ざる樣にあつかひ、ひまを見て手綱を切り、足を切べきことならひなり、又左右の見かへりへ付て、草摺ぎはよりつかんことを專らにこゝろにかくべし、又乘こみ、ひづめにかけて破んとのさまを見ば、圓をかけて馬をとゞめなどすることならひなり、くはしくはつたへ書にあれば、そを見て知べし、

○太刀にて槍にあはするのならひ

槍に向ふときは、常のごとくにも太刀を取、又は左がまへにしてもかゝることあり、又大太刀長卷は左がまへにして、中取して出もすることは、時のさまによるべし、すべて鑓にかゝる時は、靜に進みつき出す鑓を一太刀うちて、早くかけ入、二突とつきを出させざる樣にすべきことならひなり、太刀も長卷も、大かた其あつかひざまにかはりはなけれども、長短によりてわざに次第あり、又心にも渡りてことなるかたあり、長短とも其理りは同じけれども、夫がうちにおのづから差別あり、たとへば火はあつきものなれども、すくなきと多きとは其あつさにたがひあり、又同じほどなるも遠きと近きとによりてたがひあり、是をもつて長短一味とも、又長短差別ともいふことは、させることなるやいなやと考へ知るべし、長きは鑓に對してはことに德多し、されども常にならはさゞれば、長まきはあつかひなしがたし、たゞ耳に聞目に見たる迄にては、はたらきわざはなしがたし、

○なぎなたとの手あはせ

なぎなたは、取まはし手早く、手のうちの延つゞめにて、場間槍よりも替り安きものなれば、其ひまをよくよく見てうち入ざれば、あつかひなしがたし、たとへ相尺の太刀合にも、間合の取かたより勝負のわかれあればなり、されば場間のかけ引進退合離のきわぎわのことは、よく心にかけて得ざれば、長刀にむかひては、いさゝかなる間合よりあやまちを引出すことあれば、委曲ならはして其けぢめを知るべきことなり、

○太刀にて槍わきの働きざま

兼てよりのかたらひをもなし置、又は時として一番

ば鐙のふみかたをよくならはし、いかにはたらくともかたちくづれずして、はたらくかたへ鐙をかよはせ、ひかへとつり合、鞍をかたむべきことを、よくよく習はして、其むねを得べし、かたちくづるゝ時は必落べし、かたちをたゞしくするは、鐙のふみざまに有ことなり、

○をりたち

馬上にてかちだちのものとのたゝかひにも、又相馬上にても、時としてはをり立ことあり、相馬上には相手落馬したるとき、其期をゆるさず、おのれ駒よりをり立て、立あがらんとするきはを打つべきことならひなり、此しざまは、右の足を駒の平くびをこして、むなしたへ足をふみをり、立ながらうつべきことなり、このをり立ぎわに、左の鐙の足づかひにも、いさゝかならひあり、又かちだちとの手あはせに、追かけ乗かけなどするに、足ばやにのがれまはりたるにつかれもして伏し、或は物につまづきたをれもしたらむには、をり立て討べきこと定りなり、此をり立ざまも常に習はざればなしがたし、をりたちは左へすべきこと定りなり、右は太刀のさやに刀のさまたげあればなり、

○歩行立にてをり立ぎわをうつべきのならひ

おのれかち立にて、かれ馬上ならば、とかうしてかれがはたらきがたきところへ付て、はたらくこと定りなり、又才覺をもつてつかれざる様に立まはり、かれを疲らし、やゝもしたらんにはすきをうかゞひ、手綱を切べきに、かれもてあつかひ、はらたてゝ馬よりをり立うたんとおもひをり立と見ば、其をり立べききはを見て、足を拂ふべきことならひなり、これらのことにつきてはくはしくつたへ有ことなり、

○馬上長卷のあつかひ

長まきは、つか長くして太刀とたがへば、なぎなたのあつかひの如く大かたはするなり、されどもあつかひなるゝ時は太刀にかはりたるかたなし、されどもつかも身も長ければ、とりまはしかたあしければ、いさゝかさゝはり有べし、又これも鐙のふみかたを、はたらきにつれてよくせずしては、はたらき自由ならず、大太刀長まきは、とりまはしあしければ、我が駒のかしらにあてることあれば、よくはたらきにこころをつくべしといふことならひなり、

劍法略記副言

○相馬上の太刀合せ

馬上の活用わざは、乗ちがひのきざみ〳〵にうちあふのみなれば、うちをかさねなどするわざはなしがたきことなり、夫がうへに、うちこみ、つき出すべき場あいは、其乗違ふかたちのほどなれば、いさゝかなるほどを失ひては、互に行違ふのみにて、太刀をあはすべきひまなし、さればよく馬の足なみをはかりて、たよりよき時には近づき、あしかる時は場を隔てゝ、たゞに行ちがふことを、心にかくべきことならひなり、そも〳〵切こむべき所、つきを出すべき所は、馬のかしらの右左をはじめ、筋違ひ、弓手、めて、見かへりの右左、何れもはたらくべきことならひなり、馬上のはたらきわざは、其ところ〳〵によりて、鐙のふみかたにならひあり、其ふみざまを知らずしてははたらきなしがたし、又弓手の見かへりへ付たるをうたんには、柄手を取直し、左を先へなさゞれば、うちもつきもなしがたし、馬上のはたらきは、かちだちとはいさゝか違ふかた有り、されば歩行のはたらきわざのみをならして事足るべしとおもふたらざる學びにては、馬上の活用はなしがたし、常々よくならはしおくべきことなり、かへす〳〵も馬上のはたらきには、鐙のふみざまと、はたらきのきわざわをしらざれば、たへていかにともすべきやうなし、後世かちだちのたゝかひをむねとはすれども、馬上のはたらきもたへてあらぬにはあらず、

○馬上にてかちだちとの手合せ

馬上にてかちだちとの手合には、左の見かへりへ付ざる樣に乗かへして、我がはたらきのなしよきかたへ受て、太刀うちはすべきことなり、我がはたらきのなしたきかたも、たゞ馬の一足によりて、かれがはたらきには利なく、我がはたらきはなしよきかたとはなるなり、又我足と馬をうたせざる樣に立めぐり、馬をかへし輪をかけて、其本を見定めてうつべきことならひなり、かくしつゝ乗よりぎはにうつべし、いづも太刀は、うつにもつくにも、其ところによりて、鐙のふみかたあしければ、打太刀突太刀ともにのびず、其方へ鐙ながれて落ることあるべし、され

有るかたのあれど、そは益なきさかしまごとなり、理氣心法などいふくせ病心に出きたる人は、わざ學びは必なしがたし、此病は其もとたけき心を失ひ、やまと魂なきひが心よりは心にそみたるなり、初學びのほどに此心つきては、諸家百家の書は見るとも無德なり、理りはしりたりとも、太刀とらせてむかはんには、理りのごとくにはいさゝかもなしがたし、夫にたがひてわざになれ、はたらきを得たるものの、夫が上に理りをもしり、人を敎へさとさんには、おのれと其わざをしつゝすることなれば、おのづから大に益あるなり、されば劍法に理りは益なくして、理りを加へて劍法をしるときは益あることなり、其わかちをしり得ぬものは、みだりに理を以て劍法としていへども、儒佛の理りは武家の學びの使ひものとして、己に取てものすべきことなるを、かれにひかれて、其理りになづみてかれによるは、ますら男の恥なり、かへす〲も手に足に目にかたちに覺へて心氣に渡りて、はたらきになれずして言葉にのみ理りを論ふは、益なきわざなり、されば此條に心氣といふは、世にいふこととはことたがへり、くはしくは傳へ書を見て知るべし、又世にいふ儒理佛理のたぐひをもつて、心氣の法の助けとすることは、こも又傳へ書あり、こゝには其大かたを記すのみなり、

必初太刀はうち勝ことをおもひはかりて出立べし、これを名付て生涯の勝負とはいふなり、實の勝負は初の一太刀に有ば也、然るを心付なく立出で、初のほどには、一太刀のみか、あまたうたれて、終にかまへて三本ほどと限り、勝負を爭ふものなどあれど、そはいさゝか物しらぬ例ひのみだりごとなり、此初太刀の勝まけのことは、人々言葉にも色にも出さずして、初學びも手達も、常に心にこめて明暮互にものすべきわざにこそ、

○心氣のことはり

こゝに心氣といふは、宋儒の論ふ理氣心法、又佛家の悟道などいふことにはあらず、其大かたをいはんに、心にも氣にもくさ〴〵のわかれ有て、おのれ先に心づきたることのくせごととなりて、心にはかくせではとおもひ定めたるも、氣にそまずしてなさゞることあり、又其事にうとくては心に氣に渡らざることあり、其ゆへいかにといふに、兵の家に生れたらん人は、いかにも心も氣もたけ〴〵敷いさましく、いやしき心は露なくして、學びの道々へ心氣のわたることは、水の器に隨ふといふがごとくよく物に渡り、心氣わざに先だたずおくれず、心靜に氣治り、其心氣ゆるみたへまなき樣にすべきことなり、然るを儒佛の理りにひかるゝ時は、心氣の病となりて、言葉の上にのみ論ふをむねとして、たゞ耳に聞目に見たる迄のこととなりて、武夫の學び道には、益あるに似てさまたげ多し、されば其理りにかゝはらずして、手に取たる太刀先靜かにして、はたらきは順にたがはず、足のはこび滯らず、心氣にわたりて心氣のまゝにはたらきのなるべきわざを心にかくべきことなり、かの見聞したる古書などのかたつはしをば口にいふとも、その業にかゝりて心おさまらず、活きならずしては何にかはせん、益なきことなり、されば世にいふ理氣心法などのことは、さし次として、學びを重ねかたちを調へ、活きをよくして、心氣のおさまることを學びならはすべし、其理りはくはしく知らずとも、わざになるゝ時は、理りのごとく活きわざをなして、ことかくことはなきなり、理りはをしへをくはしくすべきのみのことなり、わざになれ術を得る時は、おのづから其理りは、物にも比していかにもいはるゝものなるに、やゝもすれば、理りのみをむねとして

も、時としておさへ、かゝりて進むにはかゝりて出、又はづしもする時には、いさゝかそりかたちにもなること有、又長柄長まきのあつかひは、ともに柄長き故に、いさゝかかたちをかへてあつかふべきことならひなり、くはしくはわざ學びをならはして知るべし、

○相うちのわかち

互にうたんつかんとのみ、いまだしきもののおもひかまへたるのみにて、外心なき時、ともにうち出して、うちもしうたれもしたるこそ、誠の相うちなれ、かくざまのことは、初學のほどには多く有こと也、手達にはかくざまの相うちはまれなり、大かた相うちといふも、よく物定せんには、いさゝかの遲速あれば、其わかちをわかちて、いさゝかなりとも先を先とし、後は後としてまぎれざる樣に習はすべし、大かたに定むる時は、大かたにすべてのことを辨へてくはしからず、先後の論ひには師傳あることなり、又時として、もとめて相うちをするの例ひあり、

○先後のわかれ

たとへ打はかろしとも、先なるうちつきは賞すべし、薄しかろしなどとは、みだりに咎すまじきことなり、されども誠の勝負には、骨のきれざれば、跡より必うたるゝものなりといへり、又突は腹などつきぬかんには、必あとをうたるゝこと例ひなり、うつ太刀つく太刀の先後は有とも、相うちとはなるべきことなれば、其心得はもとより有べきことなれども、常の學びにかくせんには、勝負のわかち立がたし、又後をうつことは、時のつり合によりて自然にうつこと有、又先をうたれしとしりつゝ、もとめて後をうつことあり、此ことも常にならはし置べし、されどももとめ過たる時は、ほどをくれてきたなし、よく心得あるべし、後をうちもし、つきもしたる時は、必わび置べきこと禮なり、

○生涯のかちまけのことゆへ

常の學びは、非常の用意なれば、みだりなるしざまはなすべからず、又初の一太刀の勝負こそ要なれ、此むねよく心得て、初の一太刀をことに心をつけて、たがひに負ざる樣にかまへて有べし、誠の勝負には初めをうたれんには、いかにともすべき樣なし、他流の手あはせなどには、ことに此こと忘るゝことなかれ、

かるに其こゝろへなきものは、みだりなる聲をかけて、たもつべきいきをつゞめ、早くつかれもするめり、又心のうちもをしはかり知られて、淺々しくおもはれ、業もをとれる樣に見ゆるかたあり、武夫のたしなみは、一言のはしなりとも心してものすべきことぞ習はしなるに、心づきなければ、みだりなることばなどを取交、夫がうちには、ひまなく聲をかけなどするもあれど、心くだりて見ゆるなり、又聲をかさねてしげく出す時は、いきにかゝわりてあしく、聲のかけざま音のひゞきなど論ふがうちには、陰陽のかけ聲などと名づけて、これかれいひなすかたあり、そは故あることなるべければ知らず、神傳にはたゞ聲はおのづからのものなれば、其ほど所によりて、かくべきを定とはするなり、又前にもいふごとく、氣をすゝめいきほひを增ものなれば、もとめてもかくべきことなり、

〇應答の言葉づかひ

試合學びにつけては、勝まけのをり〳〵毎に、答をば必すべきことなり、答せずしてあらんには、其けぢめのわかれ立がたし、扨其こたへせむにも、心を用ひてみだりなる言葉は必いふまじきことなり、其言葉あしければ、心のうちの賤しくしらるゝなり、常に心にかけざれば、言葉になれてみだりなることをいひ出で、をとしめらるゝこと有べし、又晴なる試合などには、ことに勝まけを見ごとにして、きたなき言葉はかりそめにもいふまじきことなり、又身分の上なる人と下なるものとのわかち、又業のまさりをとりによりても心遣ひあるべし、

〇變格の例ひ

變格といふは、正格のかたちを時としていさゝかかへることをいふなり、此かたちざまは、一渡りかたちもとゝのひ、はたらきわざをも得たる後にすべきかたちなり、其しざまは、正格の一間三歩の足はゞを變じて廣くもし、又時として足はゞをせまくもして、足ならひにもすることあり、又かまへの手の高さは、大かた柄頭を臍にさし當て、左の手をのばしたるとつゞめたるとの中ほどにすべきことなるに、これも時としては、さしのべもし又は身へ付てつゞめもして、場間をはかりかけ合て、機に應じてあつかふなり、又體はそりもかゞみもせざるを定めとはすれど

かたより、其うちつきしたる所をいひなし、ほこり顔にして勝をもとめ、又おくれてうちたるを相討といひ、相討を我かた先なりといひかすめ、或は有まじき無禮の言葉をかけなどしておごりがほにするは、きたなき心なり、此心ありては幾年月習はしたりとも、鷄犬のあらそひにひとしくて、誠の手ぶりは得がたし、兵の學びの道々は、何わざも心をゆゝしくたけくして人におとるまじきとおもひあがりて、恥なき樣にすべきことなり、しかるを勝を爭ひなどする賤しききたなき心ありては、人の上には立ちがたし、この心附なき時は、人のよしあしも見まがふべし、又くせ病とひがごとを集めてよしとおもふめり、此むねよく心得て學び玉ふべきことなり、

〇聲のならはし

聲はおのづから出るものにしあれば、もとめずして聲をばかくること有べし、されば常のならはしにも戰場にも、其きは〲につけて、かけ聲はかくべきことなり、又聲はいきをひをそゆるものなり、又氣をすゝませもし、人の氣を取りもすべきためにもかけて、立むかひかまへて、うちもつきも出さゝる前に、聲のみをかけて、氣を取て動すことなどは、一條のならはしなり、しかるを必死に臨みては出ざるものなりともいひ、又眞の位などとて、聲をかけざるを敎へとするなどいふ說あれども、こば其ことにくはしきに似て實はくはしからぬなり、こは聲のおのづからなることを知らず、みだりに論ふ僻ごとなり、もし其場に至りて、もとめず覺へずして自然にかけ聲の出もしたらんには何とかいはん、かけ聲はしらずもとめずしてもおのづからいでもし、又時としてはもとめてもかくるをならひとはするなり、いかに必死眞の位に至りぬるとも、聲の出ざるほどに心氣ふさがりては、活き業は成がたし、武夫の技術は、死に臨む時のことわざを常に習はすなれば、其きわぎわに至りても、常の心を失はざることをおもひかまへて、心をしづめ氣をおさむるを本とはするわざなり、さればもとめて常にいさぎよきかけ聲をしつつ、うち突すべきことぞならはしなる、もとめずして聲の出ることは、下ざまの者などの物あつかふにても知るべし、又聲は氣を進め勢を增といふことも常々有ことなれば、物によりても考へしるべし、し

く覺へなどするのたぐひ、學びならはす月日のうちには、さま〴〵ことになり行ことあれば、其心得ありて、かへりみ改め正すべし、くせなしとおもふも選びにかけんには、大かたはいさゝかもきづなきはまれなり、人のしざまをも我ふりをも、はし〴〵くまぐま殘りなく心にとめて、きづなきことをおもふべし、此心づきなき時は、くせにくせを加へて、よきは少くきづのみとはなるなり、其きづ有時は、進退動靜ほどを失ひ、太刀みだれ、刃そむきて益なし、此外容儀禮拜につけても、くせ病のきづなきやうにすべし、

○勝まけのわかち

明暮習はす試合に、かちまけをわくることは、人をうちも突もするに、打は面のたゞ中又左右にうちすはり、小手は左右ともひぢぎわより手甲迄、胴は右の脇下より下腹迄、左は脇の下をうつべし、此ところをうつに、いさゝかも手くるひそむかざる時は、おのれが勝とおもふべし、いさゝかもたらざる一かどあらば、はぢとおもふべし、又外所何れもうつべきことなれども、痛の早く出る所なれば、常にはうたぬこととはするなり、又足をうつには、いさゝかならひあり、突は面の中より少しあがりたるかたよし、目と眉毛のところをつくべし、夫よりあがりたるも下りたるも左右へよりたるも、まことの勝とは思ふべからず、みだりに喉を突き、むね腹をつきなどすべからず、目のあたりのみは突がたきところなれば、其かたきかたをよき勝とはすべし、外所はすはだの時のことにて、前に記すが如し、其心得なくてはみだりごとなり、うち突ともに、たしかによくとゝのひたるにあらぬは恥として、よき勝を得んことを欲すべし、きたなき勝なるに、相手答もせば、否と受て、勝の數には入べからず、又おのれうたれつかれもしたらんには、かすかなるあたりも、答へてまけと定むべし、又おのれいさゝか先へ打たるに、かれ先といはば、相うちと受べし、又かれ相うちといはゞ、先なりと受べし、かくの讓を專らにして、勝を讓りつゝならはすべし、かくしつゝ學びならはすことこそ、武夫の學びの道なり、かくしつゝ學ぶ時は、もののわかちを得れば、早く其奥かをもさとり得て、術心に入なり、然るを、うちつかれしたるをしらぬさまにもてなし、又はうすしかろしといふはみだり也、又うちたる

せ留ることとなり、是を四種の留といふ、この留を常にならはし習ふべし、其留る場間は、進みてとむるところと、退て受るほどと、又居ながら留るとのわかちあり、此わかちはいさゝかなる場間によりてわかるゝなれば、進みてとむべきを退きてとむれば、必うち越しあたるなり、又退きて受べききわなるを、進みて受る時は、其きわをうたれぬべし、又手先のみにてうつをば、おのれも手先にて居ながら留、體とともにうちこみつき來るをば、おのれも其ごとくして留るか、又其出るきわをおさへてとめざれば留がたし、前にいふ四つのとめざまも、其きわ〳〵によりて、とめざまのたがへばなり、又はづしざまは、是も場間によることとなり、かれが太刀先の我身にいさゝかあたらざるとあたりぬるとのきわをはづして、跡をうつにあらざれば、實にはづして越うちしたるにはあらず、はづすべき場間は、とむる間よりも猶かすかなり、はづすわざは、足下のはたらきと手のつゞめとかたちの屈伸とをもつてすることとなり、其はづす期は、かれがうちこむと、おのれがはたらきをくれ先だたず、ひとし並にならざれば、このわざをよくなし得たるにはあらず、留はづしは、たれもするわざなれど、ことをくはしく辨へて、十度に十度まつたく其ほどを得る人はまれなり、大かたの敎へにて、うけはづしは、心なくする迄のことにて、其わざをば知らでおのづから其ほどに至るも有べけれど、そはあやまちの功名などいふことわざのごとし、

○くせやまひ

太刀を初めてとらせ、立ちむかはせてうちつきなどさするに、人々のくせ病有て、過たるかたとたらざるところは人として有ものなり、この疵あらんには、其もとを見出して直すべきに、かたちに病あると氣に病あるとの二つより種々にわかれたり、夫がうちにはかたちより氣に渡りたる、氣よりかたちにあらはるゝと、又かたちのみに病あると、氣のみに病あるとのへだてあり、其へだてを辨へ改めたゞして、おのづからのかたちにかへし、氣をも改めていさゝかくせなきやうにすべし、又もとよりは其くせなきも、時として出くること有るものにて、心にはおもひつつもみだりに進みがちとなり、又は進みがたく覺へ、うち出がたくなり、又はうちは出るに突は出しがた

してならすべきことなり、物具のうへには、おのれかぶとを選み置んには、上をうたせて、居敷て足を切、又は草摺のすきより下腹へつき入、或は太もゝを突べし、又足の甲を打ことも有べし、されどもみだりにはかゝる活きわざはなしがたし、よく心してこまかに氣をめぐらし、はたらきわざになれ、我筋に骨に太く強くして、大太刀を得てうちもつきもすべし、

○進退のきわ〴〵

進むことを尊び退くことを嫌ふは、兵の例ひなれども、活きにつれ時に臨みては、進退のきわ〴〵の別れありて、みだりに進むのみをよしとはいひがたし、又退くはあしけれども、退かずしてはなるまじきことあり、進退は時のほどよきにあたらざればならざるわざなり、其よきほどといふきわ〴〵は、目ばたきのうちに有こと也、其ほどを失ひては早きも遲きも益なきわざなり、よく學びならはして、其よきほどほどにたがふこと有まじきことなり、

○動くと靜なるとのわかれ

動くも靜なるも、心と氣と手足に備へたる上には、おのれよりすべきわざにはあらず、かれがさまかたちと氣につれて、其ひま〴〵に入りて、進退動靜はすべきことならひなり、靜にして心おさまらざれば動きがたく、よく動きはたらくことを得ざれば靜にはなしがたし、動靜は其もと一つなり、これをおのれにそなへて、時として動靜あるべきわざなり、

○とむるとはづすとのわかれ

留るに四種のわかれ有、一にはうちをとるのとめざまなり、此しざまはかれが強くうちかくるを、かろくそいでうけとめて、其強きをかろくあつかひ受るのとめざまなり、大兵大力のものなど大太刀に力をこめてうちかくる時は、冑はわれずともうちゆがめられもすべし、かゝるものに出逢ふとき、並々の太刀を持て留もせんには、留たりともうちさげられて、切いられもし、又は我太刀を打落されもすること有べし、かくざまのことのあらんとおもふ時は、此とめざまに受とむることならひなり、又はりどめとも切どめとも名づけて、うちかくる太刀を此方よりもうつこゝろにしてとむること也、又おさへ留とて、うち出る太刀を上よりおさへてとむることあり、又受留とて、うちかゝる太刀の下へ我太刀を出してうた

籠手はたとへ切得ずとも、よくとゝのひて太刀のあたる時には、骨もくだくるばかりなるべし、又足は手に同じきがうへに、強く當る時には、立こらへなしがたしといへり、さればよろひのうへのうち所は、此三所にかぎりたり、又つきどころは、上は眼鼻の間より額のあたりわずかに二寸をかぎれり、此所は深く突に及ばず、切先五分一寸も入らんには、血出て目のうちへしたゞり、はたらきなしがたしと傳はりたり、又左右高紐のわき、又脇の下、草ずりの間より、下腹をつくべきなり、又足は高もゝなり、この所は皆つくべき所なれども、かれが下手よりするわざなれば、ひくきはたらきはかれがかまへのあがりたる時ならでは入がたし、かぶとをかぶりたる時には、世にいふ上段にはかまへがたし、さればかまへはおのづからひくきによればなり、又すはだの時には、物具のうへとはちがひて、うつべきところはいづれとかぎりたるかたなし、又つくべき所はきらふまじけれども、早く太刀を引取らざれば、必あとよりうたるゝこと定りなれば、此心得なき時には、相討と必なるなり、されども間合よきほどに突て早く太刀をひかんには、あとよりうたるゝことはなけれども、そはことを得しうへのわざなり、いまだしきほどには、突ば必あとをうたるゝことゝおもひかまへて、ふかくつきてつきぬき、其まゝにおしたをすべきこと定りなり、かくせんにはあとをうたれたりとも、はゞきもとなれば手薄しとの傳へあり、突きの第一とする所は、すはだの上にても、目よりいさゝか上なるべし、此所は前にも記す如く眼のうちへ血入てはたらきなしがたし、又夫に次ぐは左右の肩口なり、此所は深くいらずとも、すみやかにいのちにかゝはる所なり、又夫に次ぐは喉なり、此三所をすはだにつくことを定めとはするなり、突はかろくとも深く入ものなれば、突とひとしく太刀を引取べきわざをむねとはすることなり、實の活きわざは、うちよりも活き早く、又場間遠くして打がたき所よりは、片手にてつき、夫より程近き所にては、おさへもしてつき、又籠手などうちかくるを、とめもしはづしもして、其あとを雨手にて突ことならひなり、すはだのたゝかひには、むねより下は、先は突まじきことなり、はたらきわざは、すはだと物具とのわかちは、常の學びにも其心得

刃かたからず柔かならず、かさね厚からず薄からず、はゞ廣からずせまからず、しのぎをよきほどにして、むねへよらず刃へよらず、刃肉ほどよくして、そりこゝろよく、人々の量にかなひなば、大かたの物として切得ざることなし、されども長短にも其刃業にもよりて、其業のかぎり有り、又人のちからのほどにもかぎりあれば、くはしく論ふ時は、こと〴〵しきことども有、又太刀はいさゝかをとりたりとも、人々の得たるわざにて太刀のわざにまさることもあり、又をとれることも有なり、學びたらざる人の、太刀のわざにたすけを得て人々の量にまさりたるわざをすることあれども、とにかく物皆とゝのひたるにはしかず、手に足に目に心に氣に劔に渡り、劔はおのれが心體手足となりたるがうへに、我がはかりにあひたる良き劔を得てことすべきには、いふべきところなし、然るにたらざるところと過たるところと、いづれか一かど有ては、月日に雲のかゝりてまつたき光を失ふが如し、

○打べき所つくべきところ

うちつきするところは、物具したる上と、すはだのわかちを分てするにあらざればならざることなり、よろひたるうへにては、かぶとよく札よしとおもひかまへたらんには、頭を出してうたせ、胴を明けてうたせたりとも、兜をわられ胴を切らるゝことは、先はあるまじきことなり、古はよろひ武者を切しなどいふことのあれども、そは名のみの物具にて、かぶとも札もあしかりしならん、人並々を越たる大兵大力のものなどの、手達の手にあいたる大業物にてうちもせんには切もすべけれど、きたへよきかぶとさねよき胴は、普通のものにはたへてきりわるべしとはおもほへず、又突太刀はよく通るものなれども、これもむね胴或は口のめぐり喉などつきては、必通るまじきことなり、面には頰當あり、のどには頰當のさがり、又のど輪の下りあり、むねの上には鳩尾せん檀の板あり、このものなきは杏葉あり、胴はもとより通りがたし、さればよろひたる上の打どころは、籠手と草摺の間と足との三所にかぎれり、夫がうちにも、腰のゆるぎには、左のかたに太刀のさや有り刀あり、又弦巻などのさまたげもいさゝかあり、されば右のみを打所とはすれども、わづかに二寸のうちなるべし、

あつると、又よきほどにするとのわかちあり、其よきほどに筆をくだして、心とともにめぐるに、つよからずよはからず、よきほどにあらざれば、書ぬる文字はとゝのひがたし、筆をつかふにも、つよくかゝむとせば病は出きぬべし、又かろくかゝんとおもはば又きづは出るなり、強くせまじ、よはくせまじとのこゝろをはなれてかゝざればとゝのひがたし、この筆學の習はしによりても、其ほどを心得べし、又學びの道には、何ごとも初中後のならはしあり、されども其人々の生れによりては、初めにならはすべきを次として、次とすべきを初にすることあり、こは學びの親の其人を見て、をしへ導くのならはしなり、其大かたの一かどをいはんに、人の生れとして力をこめてうちつきをするものには、其力をはぶきてかろくはやくこまかく、太刀先にてわざをなすべきことを傳へ、又人として手先のはたらきのみをこまかく早くせんには、太刀を遠くめぐらして、いさゝか力をこめて扱ひならはすべきことを先とはするなり、人を敎へ導くにはかくざまにならはさゞればならざることなり、此外人々によりてとかくのこと種種多し、其しかじ／＼のことは、其人々の生れに隨ひて、過ぎたるをつゞめ足らざるかたをばのべて、よきほどのほど／＼へ導くは、敎への親のこゝろの術なり、されば敎へ子もよく心にとめて習はざれば、物よくは得がたし、つよくうてば物よく切、よはく打ば切がたき理りなれども、ことわざのとゝのふとゝとのはざるとのわかれにて、大かたの理りとは一かたならぬたがひあり、さればことよくとゝのひて、しかもうち強からんには、夫にしくことのなければ、筋により道に隨ひて、よくならはしてよくすべきことにこそ、

○物よく調ひたる上の刃業の事故

かたち正しく、場間遠からず近からず、大かた太刀先六七寸前かたにて打たると、又切先二三寸かゝりて打たるとのほどなるに、（この太刀のあたり場のほどには夫々に論ひあり、こゝには其大かたをしるす、）手のうちとゝのひ、左右ひとし並に力渡り、しまりこゝろよく、手ぶさ切手となり、手高からずひくからずうちこみたるに、（力の強弱はかくとゝのひたるうへには論ふに及ばず、殘るかたなくとゝのひてうらこむ太刀は、強弱をはなれてよく切るゝなり、）其手ならす太刀、長からず短からず、重からずかろからず、地鐵よくして

壇をつきて、かろくもつよくも種々に切試みて、其味へを知べし、劔のめぐらしかた順にたがふ時は、必かたそげとのみなるなり、其かたそげとなるは、かたちのゆがめると、手のうちのこゝろと、運劔とによりてわかるゝわざなれば、それらの段々とゝのはざればことよくはうちがたし、このめぐらしざま、まことの筋にたがふことなく、順のまゝにあつかふ時は、夫のきだ／＼のこと故は、とり／＼にとゝなふべし、其一かどたらざるかた有てはめぐりがたし、このわざを心にとめて人の學びをも見よかし、よくめぐりてうちたるは、太刀よくすはり、とゝのはざるは皆かたそげとはなるなり、文字かくすべをしらで、書たる一の文字を一とのみよみて、其運筆をしらで過ぬるごときならはしにてはすむまじきことなれば、こゝろをこめて習はすべし、

○強きと弱きとのうちのわかち

力をこめてうつときは、當りつよければ物よくきれ、力をこめざればきれざることと、たれかれもしれることにて、大かたはさることともおもふべけれども、夫がうちにわかちあることにて、たとへいか計強くうちたりとも、太刀のめぐりとゝのはず、かたち横ざまになり、手のうちのしまり左右ひとしなみにならざれば切がたし、このわざとゝのひ心氣たらはぬかたなく、劔とともにめぐり渡りて、そのめぐりにしたがひ、すなをにうちこむ時は、心も氣も渡りて心氣はつるぎとなり、つるぎは心氣となりて、ともにをくれ先だたず、うつ時はたとへうちはつよからぬとも、物よく切ぬるなり、このことゝのはずしては、力のかぎりをこめてうつとも、よくは切がたし、常の學びにうちつうたれつしつゝ、其味へを知べし、うちとゝのはざれば、かたそげとならざるも、あたりつよきも、其ところのみへあたりたるこゝろにてひゞきなし、かろき打もことゝのひたるは、深くひゞきておぼゆるなれば、其わかちにてもさとりねかし、物には何ごともほど／＼あれば、其ほどのとゝのはざれば、ものよくはなしがたし、たゞひたすらに強くうたんとするのみにては、氣太刀に先だち又はをくれて、過たる方とたらざるところと出くるなり、物になぞらへていはゞ、文字をかくに筆をおろし墨を加へて紙に點ずるに、つよく筆を下すとかろく

つるぎをあつかひめぐらすに、順逆のたがひあり、順のまゝにあつかひなれざれば、たとへつよくうちたるも、當りがよはくして、誠の筋にたがふなり、太刀とゞこふりなく、うちかろくとも刃わざよし、又長き重き太刀も、其順によればかろく覺へてあつかひ安し、夫がうちに刃よくたちてうちかろきも、あたりよくきるものなり、めぐらしざまあしければあつかひがたく、夫がうへに刃そむきて、かたきにあたりもしたらんには、必刃かたそげとなりて切がたし、太刀をめぐらすべきには、手のうちよくとゝのひ、草の手のなだらかに筆をめぐらし文字かくがごとくあらざれば、よくはあつかひがたし、たとへば筆をとりて我身の中にすへ、それより文字のかたちによりて書べきに、右にも左にもたてにも横にも筆の毛の行まゝにしたがはざれば、筆のこゝろはとゝのひがたし、然るに筆のめぐり順にたがひぬれば、なだらかならず、筆法のこと故は、よく眞行草のこゝろを得たらんものにとひたづねて、其意を得て運劍にたくらべてならはすべし、劍をめぐらすの學びは、その初めは眞書の筆づかひのごとく、居合立合の形學びにならはし、次に行書のこゝろにあつかひ、終に草の手のなだらかなるがごとくするわざを覺へて、ひたすらにあつかひならはし、又其後には行書のさまに立かへり、夫が次に初めならはしそめたる眞書の筆づかひにいたらざれば、劍をめぐらすむねをよく得たりとはいひがたし、かくざまに心にもとめてあつかひなれざるものは、太刀のめぐらしざま實の筋にたがひて、文字かくさまをしらずして、いたづらにもの書きたるがごとく、筆のひらにてあたり、筆先かへらずして逆となり、行かへりのきわ〴〵まことによくはめぐらずして、文字のかたちのみなり、されどもかたちの似たれば、一といふ文字をば、筆意のかなはざりとも、十の字とはよまざれば、夫にてことたるとのみおもふものも有べけれど、其誠は一の文字のかきざまは、一かたならぬたがひ有べし、太刀刀のめぐらしざまも夫と同じく、うちたゝきだにすれば劍術なりと大かた人はおもふとも、其うち出る太刀の順にたがへば物よくは成がたし、さればうちこむごとに、かたそげとのみなるなり、このわざをこゝろみんには、土

きも我があしきも殘りなく知り得るわざなり、形學びにも試合學びにも、心だに留むときは、其きわ〴〵につけてことよくわかれてまぎれなし、

○なりさま

なりさまといふは、うち勝たるあとを云ふなり、事果てゝ元の座へ戻る前かたよりして戻りて座に着き、相手に禮して引退き元の席につく迄のしざまのしなしをいふなり、初學びのほどには、働きつゝひたすらにうち勝べしと思ふより氣進みぬるも、事果てゝは心も氣も怠り弛みてあとなく絶ゆること有り、こはよからぬわざなり、たとへうち勝ちたりともおのれ撃たれたりとも、氣を聊か弛むべからず、一うち毎にかくしつゝ、後の勝負をふくみ氣たゆみゆるむまじきことなり、形學びにも試合學びにも其度々ごとに、なりさまは其もと見切をせし所に立戻りてむしろにつかざれば、ことはてたるにはあらずと心得て、其時迄心をしめ、容儀體拜にこゝろを付て、怠りあるまじきことならひなり、

○形のとゞまると氣のとゞまるとの別ち

たがひにかまへてあるうちに、かたちのとゞまると、氣のとゞまるとのわかちあり、これをいはんに、體のとゞまるは、氣のとゞまるにて體のとがならず、然るを學びのたらはぬほどは、體のとがとして、みだりに體を動すを一つの習はしとはするなり、體の動くと靜なるは、心氣のあづかるわざにて、こゝろと氣のとゞまるより體はとゞまり、心氣の動くより體にうつりて體は動くこと、定りたる理りなり、其もと心と氣の動きおだやかならざるは、大なるやまひなり、心靜にして體ゆたかにかまへ、其靜なるより動き、動くがうちに靜かなるをこめて有べきわざなり、體はうごきなくとゞまりて、活きわざに渡らざれば、其術はなしがたし、學びの道は、もとするゑを分てするにあらざれば、かへりて病をもとめてきづとはなるなり、心氣のしづまらざるほどには、太刀先にも其色あらはれ、體にも見えておだやかならず、心の外に見ゆるは恥べきことなり、心をおさめ氣をしづむる學びを考へならはすべし、よくおさめしづむる時は、はたらきおのづから自在にして、變化のうつりかはりも、こと〴〵も知らるゝものなり、

○運劔の法ごと

ひなり、先づかくしつゝ習はし、夫よりさそひをかけて動かすことをしかけ、撃ちたる後をつき、突きたる後を撃ち、おさへるわざをなしなどすることを習はし、ひたすらに撃ち突きしつゝ進むことを旨として、かたちを崩さず早く働くべきことをならはすべし、夫より後、場間を辨へ進退しつゝ、うちも突もとめもはづしもしつゝ、限りなく働くべきことを習はすべし、はたらくべきには手は足にをくれず足は手に先きだたず、共に等しくすべきことを習はし、夫が中足下の進退をつけ、いさゝか筋骨の順に違はず、早くも遅くも時につれて働きわざをなすべし、其きは〴〵にはいさゝか氣に絶間なきやうにあるべし、是ぞ大かた一渡りの敎也ける、此仕業をならはす時は、手に足に體にとゝのひ、目に心に氣に馴れて、かくせんと思へば其の如くなり、しかせまじといへば其の如くなるなり、かくはたらきを付けたらん上に其ことわざに委曲入りて、其活きのわかちをわけて改め正し、ひがごとなきやうに學ぶ時は、大かたをば知り得るなり、夫より後には手の働きを離れ習はすのしざま、種々の傳あり、くはしくは其期に至らざれば知りがたし、こゝに其こと故を記すは安きわざなれども、ただ目に見耳に聞きしまでにてことのみ知るは、かの理り學びに流れて益なければ記さず、

○勝ちまけのわかれ

勝負の分るゝ初めは心氣のしわざよりわかるゝなり、猶くはしく云はゞ、時のいきほひと、又しよりのつけかた、仕樣仕方と、又場間遠近によりても夫々にわかるゝなり、されど其本は心氣のあづかるところ也、よく其きは〴〵を心得て味へざれば知りがたし、猶くはしくいはんには、我心よりもかれが氣よりも分るゝが中に、離れたると合ひたると、合うて離るゝきわと、進退の間合と、かれを靜めて撃つと動して撃つと、活きをもとめて撃つとおさへて撃つと、これらのわかれは數多の次第あり、このことわざは大かたに事を成し得ざれば活きわざにはなしがたく、又くはしく其味も知りがたし、初學びのほどには心を靜め氣を穩かにして、始めより終り迄氣に怠り絶間なきやうに學びならはす時は、おのづから其わかれは知らるゝものなり、學びを重ねて其分るゝ期に至りて心にとめて考へつゝならはさんには、人のよ

まゝのかたちといふは、爪先を揃えて立ちたるより、人々の常に歩みなれたる足はゞに、右を一足ふみ出し、柄を取たる左右の手をかたよせずさし出したるに、伸さずつゝめずよき程にして、柄頭を臍のほとりより五六寸離して、切先を彼が口の上へさし當て、そるとなくかゞむとなく有べし、このかたちざまこそ誠に生れ得しまゝのかたちなれ、さればこのかたちづくりよりいかにもはたらきはなすべきわざなり、このかたちに違ふときは物よくはなしがたし、

○浮沈

うきしづみといふは、前に記すかけ合てある形に、太刀先の見ゆると見えざる程にあげさげのこゝろ有を浮沈とはいふなり、この事の人目立つは嫌ふべきことなり、これは太刀に氣のおのづから渡りて脈の響きうつるなるに、させるわざとは心づかで、ひたぶるに浮沈みするは、心靜らずして氣の動き穩かならぬあまりの太刀にうつりて、騒がしきさまの現はるゝなれば、病の一つなり、心治らず氣せわる時は、此きづ現はれて必ず見ゆるなり、これぞ心氣の病の形にうつりて形の病とはなりしなり、又浮沈早きは氣のみだりに進むなり、又遲きはたゆむなり、氣、脈に隨ふ浮沈こそ實の浮沈なれ、すべて太刀先おだやかならず騒がしきは心の治らざるなり、太刀先さはがしき時は其動くひまに入らるゝことあり、又もとめて大に浮沈を取りあらはし見することなどもあり、これは變格のことはりにしておのづからたがへり、

○はたらきわざ

活用わざは種々なるが中に、始めと中と終りとのわかちありて、始めに專ら習はすべきと次にすべきと終りにすべきとのわかちあり、其大かたをいはんに、初學びのほどは、何事にもかゝわらず生れ得しまゝの正しく直なるかたちを崩さず、手を輕くのべ足は順にたがふことなきやうに踏み込つゝ、面に籠手に數多く撃つべきことなれど、夫が中、面を撃つことを旨として十度の中面を七度、こ手を三度撃ちならふべし、かくせざればはたらきかたよるものなり、面の撃ちは左右よりはさみ撃ちにすべし、又突は其うちに三度も突くべし、つきどころは面のたゞ中より少し上なるべし、外どころは突くべからず、初學びのほどは留めははづしなどするわざはすまじきことなら

心得有るべし、

〇立あがり

前に記すが如く座に着て相手を見てあるに、かれに先立たずおくれず立上りて、場合を見つもりて靜に進み、右の足を一足ふみ出し、手をのべてかまへを立つべきこと定りなり、かくする迄は柄を兩手にてとり、切先を右にして下げてあるべきことなり、此時相手を侮るべからず、又恐るべからず、にくむべからず、

〇場間のわかち

場間といふは、大かた太刀先を合せて、一足ふみ出して進まざれば互にとかゞざるほどの所を場間のほどとはいふなり、其所にとゞまりてかまへを立て、かけ合のほどに至るべきこと例ひなり、其もとは場間をとるを本とするなれば、其場間によりてはいさゝかなるひまも活きわざをはなれずあることにて、夫より勝負に分るゝきはに至るなり、

〇かまへのきだ

かまへは三きだにかぎるべし、三段といふは上中下のなりざまなり、其上といふは太刀先を口と鼻との間にあつるをいふ、（世にせい眼といふかまへなり、）中のきだといふは臍のほとりへさし當るなり、下といふは水口先へ付くるをいふ、猶此三段のうちに又段々分れて、一段の中に三段五段のわかれはあれども、其本は三段なり、かまへは活きの次第時のもよふによることなり、世には種々のかまへ有れども、神づたへの劔法には此三段をかぎりとするが中にも、上のきだを本とすれば、中下のかまへは十度に二度三度ならはすべきこと也、

〇かけ合

かけあひといふは、はかりへ物をかけて其掛目と分銅と等しくしていさゝかも上り下りなく平かになりたるほどの如く、たとへば掛目百目ある物をはかりの百目の目を尋ねもとめて、其所へ分銅の緒をかけて初めて釣合ふ處のさまのごとき所を掛合といふなり、此かけ合は場をもとめて付くることなり、始め場間を得て夫よりかまへに至り、次に此かけ合にいたること定りなり、

〇かたちざま

かたちは生れ得しまゝの形なるべし、其うまれ得し

し末を本として、我こゝろを我より闇くして理りにつかはるゝなれば、たゞ其一方のことをいさゝか聞き知りたる迄にて、其理りに引當て論ふは拙き心ざまなり、理りを論ふべきには、かの宋儒の理、武には孫子をはじめ七書に渡り、易理を取り交せ、次に佛理を辨へて其理になづまず、我ことわざへよせて論ふときは、活用わざはおのづから精しきに至る也、たとへば活き業は主なり理りは客なり、其本理りは本義にあらず、劍の手ぶりによりてはおのづから其理りは出でくるなり、返々も思ひめぐらして、理りになづまず事を捨てず、活きわざをみなかみとして全き學びを得べし、

○見ぎり

見ぎりといふは、勝負の場へ立ち出づべき前かたに、其地の理を知るべきことなり、この事を心に懸けざれば、日に向ひ月に向ふなどのことどもを初め、萬のさゝはりに遇ふべし、よく見ぎりて心に蓄へて後に出づべきことなり、此見ぎりは、戰場にも、しものにも、こもりものにも、はなしうちにも、又常の習はしにも心得有るべきことなり、

○出立ぶり

出立ぶりといふは則武者振りなり、物具能く固めて、よそほひて其場へ出づるに、脇目をふらず、物ごと心におしこめて、かたち正しく心靜にして、足なみを亂さず、其場は遠くとも近くとも立出ること例ひなり、然るを頭を傾け、腰をかゞめ脇目をつかひ、後をかへり見などしつゝ、出るに足なみみだれ、相手にうばわれ出ることは絶えて有るまじきことなり、出立つには相手のふりを見て、先立たず後れずおとしめず恐れず、靜に出立ちて座に着くべきことならひなり、このことは常の學びの上にいひなせども、戰場を始め何事にもこの心得なくてはなるまじきことなり、

○座つき

出立ちゆゝしく靜に行きて見切り置きたるよき程の場に立ちとゞまり、靜に坐して相手のさまを見つゝ有べし、しかして彼立たんとすれば立ち、立たざれば立つこと有るべからず、出立ちてより座に着きて少しもよそほひなど繕ふこと有るまじきことなり、この處に至りてそこらつくろふは、用意の薄きにて恥なり、これらの事は形學び試合習はしのうへにも其

なき變化に渡ることをなし得ずしては、なにかはせん、武夫の業學びは活き業を先にして、其わざに馴れてものよくなし得し上にて、理りを添へざれば僻事多し、業に理りを添ふるは其事を委しくせんがためなり、又理りは業に付て論ふべきことなるに、ややもしたらんには理りにわざを添ゆるなれ、本末を失ふ心より活きわざには疎くて、理りのみとはなるなり、かくなり行きて形學びのみしてよしと思ふ時は、この學びの用はなしがたし、されば理りのうへにていさゝかいはゞ、互に立向ひて有る時は共に同じ。この時かれより打も突もせんには、目の前のことなれば、其さま現はに見ゆれば、留めもはづしもして、打たれまじきことは、たれかれも學ばずしても知らざるものはよもあらぬことなり、しかはあれど、試合學びには其ごとくには絶えてなしがたし、物蔭などより忍びて打ちもせんには、いかにとも打たるべき理りなれども、我も人も互に目の前にてすることの見えざることはあらぬに、理りのまゝにはなしがたし、互に心して立向ひあるに、打ちもし打たれもするは怪しきことならずや、かりそめの一事だにかくあるなれば、理りの上のみにて事を辨へたらんには、大なるたがひは出くるなり、わざに馴るゝものはその理りのゆゑは知らずとも、おのづから打ち勝つ仕業は得るなり、されば初學びのほどには、かれこれの理りはさし次として、かたちを正しくして手に足に馴らし、はたらきわざを旨として、理氣心法などの論ひには係はるべからず、ことよく得る時には、おのづから總べてのものの理りは、此かたへ引寄て、いかにも云ひなさるゝものなり、學びの習はしには、初と中と末との三段に分れたるに、其三段のうちにも段々のわかれあれば、わざ學びもならはしざまも違ひあり、ことはりになづむ時はものよくは爲しがたし、されども又理りを離れて敎へにたがふときは、くせごとの病など、形にも氣にも出できて能くはなしがたし、理氣心法のことゆへは種々記せし書あれば、業學びを得し後に見て其ことはりを辨へ、人々のおもひ考へをも加へて、ものすべきことにこそありけれ、やまと魂なき人は理りにひかれて、我事を他處にしてものするなれば、かれを尊しと思ひ己を卑しとするに似たれば、其理りのみになづみ、本を末と

絶ゆること遲し、

○目見のはたらき

物を見るは目の用なれば、何ごとも見えざることはなきことなれども、心靜らざれば見えざるかた多し、心しづまる時は心利きて見ゆるなり、わざ學びのことにつきては、佛家の感通悟道などの上にての席上理學の目にては一つも見えがたし、術目より心に入と、心より目に渡りて見るとのわかちあり、又心いかにきゝたる人も、其ことに疎くはたらきに精しくて、身に心に得ざれば、我がわざ學びのほど〴〵につれて、見ゆると見えざるかたありて、いかに明らけき目持てども見知りがたし、又業を離れて物を見知るべきにも、いまだしき手先のはたらきわざを旨とするかたに引かれて、それのみを劍術なりと思ふ心ありては、誠に心に入りて勝れしは、反りて劣れるやうに見まがふ也、こは學びの足らざる誤りなり、初學のほどには、目のみを以て場間を知り變化を見なれ、目より心に入る見ざまを先に習はして、目にはたらきを付くべきことなり、而してより後には、心より目にうつりて見ることを見なれ、又夫が後には目に求めず心に求めずして、彼より見すること明鏡の物を映すが如くに至ることを學ぶの教へなり、先初めほどには、ひたすらに目を以て見んことを旨として、よき事のかぎり惡しき事のくさ〴〵殘るかたなく、何ごとにつけても人の目をとゞめぬかたをも見出して、よきをあつめておのれがものとして學び得ることを心に求むべし、

○理りのあげつらひ

天地のうちに有る限りの物につけつゝ、なべて理りを離るゝものはあらぬことなるに、古くより理外といふことを云へども、人の智もて計り知りがたきなり、物としては其理りを極むると、さもなきとのわかれあり、又人として其理りにかゝはりなづむと、なづまざるとの差別ありて、劍學びの習はしにも、形の上に理りをこと〴〵しく添て論ふを旨とするは、宋の世の儒理又は孫子を初め七書をものし、佛理は眞言又は禪理に流れたり、其理りも然る事ことなれども、理りになづむものは、はたらきわざには必疎きものなり、されば理りには如何に委しくとも、はたらきわざを旨とする學びの其わざに移しなして、限り

○立合學びの大むね

居合と違ふかたはなけれども、其しわざによりては聊か違ふかたゝあり、此形の學びと、前に記す居合とに、理りもことわざも意も共にこもるなれば、ぬきおさめ立居につけて委しく其意を得て、其旨とすべきこと故を尋ね、夫を鑑として次々に分れたる働きに移すべきことなり、其はたらきに馴れて、其わざをなし得し後には、又外に爲すべきわざはあらぬことなり、委しき事はよく學びならして味へ知るべし、

○いきのならはし

息はせわりつまりて盡くる計になりては、何事もなしがたし、されば常に馴し置かざれば、聊かなる驅け走りせんにも息は切れぬる也、このならしをせんには、試合に若くことはあらぬわざなり、こは形とちがひ、かねての定りといふことはなきわざなれば、形の如くいづれを初めにうち突するなどやうの事なければ、初學びには、目のはたらきより心に氣にとゞめて有がうちより我が活きをなし、夫がうちに彼がはたらきに應じて、留めはづしして避るを習ひとすることなれば、此方彼方に心ひかれ氣せわりて、先づ息より先に疲れて、ものすることのなしがたし、しかはあれど、息は馴るゝによりて早くは迫らざるものなり、又學びのうちに息を拔ふことを知らずながらも覺ゆると、又氣の猶豫つくほどによりては、次々に心も治り、又業に馴れて息は保ちぬるものなり、氣めぐり心も豐かに形も靜かなれば、息の早く切るゝこき故なし、常にだに變りなければ、たとへ聊かは活きの上には切るゝとも、吻云ふ事のならぬ程にはなるまじきなり、息は身の疲れて後切るゝにあらざれば、わざは成がたし、わざ心に入れば心靜まり、息のあつかひは出くるものなり、夫にたがひて手に足に疲れざるに息のきるゝは、學びの足はぬなりと知べし、いきのあつかひを覺えてならし置く時は、何事にも渡りてせわること遲し、武夫はこのならはしを心にとめて心得ざれば、道行時のかけ走りにも息づきて、ものの用には立がたし、息のあつかひを覺えずして、たゞ其ことに馴れて、いさゝか息の長きは、この事には保つとも、外ごとには保ちがたし、よく息を拔ふの術を得る時は、もろ〳〵に渡りて息は

びのみするも同じ、劔をあつかふ手ぶりの業を能くせんと思ふには、かくざまのことをば思ひけちて、形學びの敎へを守り、何ごとも順のまゝに從ひ、手の内のしめゆるめ、足のはこび進退自在にして、手に足に活きわざをつけ、極りなき變化のうつりかはりにつけつゝ、其機を察しこゝろに感じ心氣に入て、聊も缺けたる方なく實の道を得て、理りのまゝに働き業をなし得る事を思ひつゝ學ぶべし、かくざまにしつゝ學べば、事もなく逸早く其かぎりに至りぬるなり、然るを誠の筋に違ひ横ざまに成行て、けしからぬきづなど有を、夫としらで習はす時は、遲くとも物よくは得がたし、其故心得て我敎へ子たち、形ならはしの法に隨ひ、試合學びをよくならはし變化に事馴れ、働きわざを能くなすべきわざを得べし、變化に隨ふ學びは、其きわ〲につけて心に落ち居ぬことのあるに、又心には知り得てあれども、其如くなし難きふしも出でくるものなれば、これらの心つきてあらんには、形學びの理りによりて考へ、かれこれを通はし思ひ運らし、ことわりの如くなし得べきわざなり、猶くはしくは次々の條をも見、又夫々の本書によりて習はすべし、

○居合學びの大むね

このならはしの敎は、刀のさしざま、鞘手のかけざま、鞘口の（鯉口ともいふ、）きり様、柄手かけ様、大紋形のことゆへ、（柄手をかけざる前のならはしなり、）ぬきかゝり、鞘のうちぬきはなし、きり付、柄手のわたり、かざしざま、うちざま、手のうちのこゝろ、しめゆるめ、あしのふみ出しざま、立ざま、手の高低、手ぶさの習ひなどのくさ〲より、はたらきにわたるのしざま、勝まけのわかるゝきわ〲、刀の扱ひ、おさめざまなどのことわざを初め、習はす敎へにして、勝まけに拘りたることはなきに、おのづから其ことはこもるなれば、常にこの習はしを重ねて、手にならしそむる時は、筋になれ骨になれ、かたちに染み、心に氣に入て、刀も業も我がものとなりて、我も知らず人も知らず、心おさまり靜にして、心氣かたちに現はれ、ゆたかにして物よくとゝなふなれば、思ひよらざる變に應ずる事のおのづから備りて、妙なる靈しきことをなし得るなり、よく學び習はして己がものと爲さざればすむまじき業なり、この敎につきてはことはりいと多し、

さもあらぬとのわかちより、よしあしごとは出來るなり、をしへ淺々しくまことの筋に違ふかたかど學びにては、物よくは爲しがたし、よく思ひめぐらして其源なる形學びを重ね、其こゝろをさとり、流れの末末を尋ね、果ては大海に至るべし、其本に委しからねば末亂れて物よくは成がたし、形のうへにはわざを得たりとも、試合にうつして形の如く成がたくては益なし、形を本として試合をむねとし、本の形に立かへりて其こゝろの如く成得ることこそ形の本用なればなり、

○試合まなびの論ひ

形學びを旨とするものは、橈うちのことわざは益なきみだりごとにて、本用に至りがたく、無用のことなりとて、種々の論ひを構へて罵る方もあれど、つたへの劍法には、形を本として、試合學びを明暮ならはして、筋骨を太く强くし、息をならし、進退動靜變化に馴れて、手に足に働きを付け、眼の力を增し、目より心に渡りて智を明らかにするを習はし、其ことよくせずしてはあかぬことゝはするなり、然はあれど、其試合學びのしざまも種々にわかれあれば、習はし惡しければ、形にくせ病ひ出で、生れ得しままの形を失ひ、順にたがへば進退自由ならず、太刀みだれ刃そむきて打ちたるもかたそげとなり、ひがごとのみを重ねて心もおさまらざるより、其氣のさだまらざる色は、太刀先にまで現るゝに、心付なくあらんには、幾年月學びたりとも、くせごとのみを重ねて、誠の筋にたがふ疵を集めて物するまでにて、其術とゝのひてうまくは學び得がたし、かくざまの學びをして人笑はれとなるは、敎へも足らず學びも足らざるなり、かくしつゝあるは、名のみの試合にて、互に打ちつ打たれつゝ、學びの習はしに勝負を爭ひ、鼻いらゝげ憤りを色にも言葉にも現はすは、其さま鷄犬の爭ひに等し、かゝるさまをして實の道に心付なきどちの學びは、暗の夜を辿るに等し、又物具を固めずして、木太刀の試合、橈の試合などしつゝ習はすは、名のみの試合にて、眞似する迄のことにて、益なきことなり、物具よく固めたる上にだに、そこら痛みなど出でくるは常なるに、其固めもせずしてまことの試合をせば、直に身にきづ付くのみか、日毎に命にも及ぶことも有べし、かゝるしわざをするは、形學

こは其形によりて其旨をば知るべきわざなり、其もと形のをしへは、其形によりてかたちを定め、夫よりしてかぎりなき變化にかるゝ敎の源となれば、其もと形の名あり、萬の物も形といふは、みな其形によりてまことのものをばし出づるなり、さればこの劔つかふ學びも、其形によりて極りなき活きわざにうつさずしてはあかぬわざなり、しかれば形になづみて其形學びの上のみに、理りをいかに論ふとも、試合學びをよくせざれば、變化動靜のわざには自ら疎し、形學びのならはしは其形かぎりの規則にて、かたちを整へはたらきの大むねを習はしつゝ、其理りを委しく知るべきための敎なり、手に足に活きをならし、進退動靜かぎりなき變化のわかち、其ほどよききざみ/\に應ずるわざより、息をならし聲をならし、目より心に渡りて明けく心をしづむるに至る學びは、試合學びにあらざれば委しくは爲しがたし、しかるを形學びのみしてよしとおもひ極るは、寫し繪を見て心をなぐさむるがごとし、春秋の木草の花、山川のさまかたちなど、いかなる繪の工みのこゝろをこめて寫したるとも、まことのさまとは違へり、たとへよく寫し得たるとも、松のひゞき水のながれも音なく、山水の心も見る人の心もたがへり、貫之が繪にかける女を見てと云ひけん其心も知べし、うつしゑと形とは大かた似通ひたるものにてあれば、形はいかにことを盡すとも、其しざま限りのわざにてあれば、實の變化にあひては、其きわ/\に迷ひて理りの如くには爲しがたし、形學びの敎は、業をかたちに移して、ことを設け理りを正して、活きに基くしざまなれば、其理りを旨として、夫に隨ひて變化に移してならはし、形の敎のごとく爲すべきことの掟なり、されば形學びはみだりなる學びをば爲すまじきことなり、形のとゝのへより萬のことを委しく辨へ、其理りを得て夫を鑑として、活用わざを其ごとく得べきことなり、形といふは人々の生れ得しまゝの形にして、活きは筋骨の順のまゝに從ひて天地の理りに從ひ、その故を學ぶの敎へならはしなれども、委しからぬ方には他事に流るゝもあるべし、理りには二道なく、活きわざも又二道なし、もとより人々の身に備り有るなれば、其備りあるまゝの敎によれば、爲しがたき業にはあらず、正しき敎の委しきを學ぶと、

劔法略記 三

○形まなびの論ひ

劔の手ぶりを習はすには、いづれの流派のわかれはあれども、形ちふもののなきはあらず、其しざまのならはしは種々なれども、打つと突くと留はづしなんどするのわざにて、其源はうち勝つべきことを習はすしざまの敎を立たるなり、夫に付てははたらきわざのきわ〳〵、進退動靜につけつゝ、理氣心法なんどをものするに、こと〳〵しきと、さもあらぬとの別あり、其ことを委しく敎へさとす方には、形の學びを常に習はし、其ことを得るときは、必ず勝つべきこと疑なきに、世には仕合などとて、うち合をするかたのあれど、益なき學びわざにて無德なりとのゝしり、易理佛理などに多くことよせ、夫れを旨として悉くいひなすかたあり、又深くも理りをいはず、ひたすらに勇威をむねとして、たゞ刀をこめてうちならはし、仕合學びは橈(しない)の上のみのわざにしあるに、勝負をも爭ふは何ごとぞとてをとしめ、又形學びに理り委しく敎ゆるかたをば、理學は活用わざになしがたければとて、夫れをもあしざまにいふかたあり、又一かたには、かた學びをば聊かことを傳ふるまでのならはしにて、仕合の學びこそ誠のならはしなれ、形は一渡り傳ふる迄とて、餘所ごとの樣になし置くかたあり、されば其論ひ三くさにわかるゝに、各々利(よき)と不利とはあれども理りなきにはあらず、淸音此かた學びの故を論はんに、他流のをしへはいかにとも故有ことなるべければ委しくはしらず、我傳への掟には、形學びは鞘口の切ざま、鞘手のあつかひ、柄手のかけ樣、手はゞ、手のうちのしめゆるめ、切手請手ぬけ手の手ぶさのならひ、太刀刀の扱ひ、運劔の法、足はば、足のはこび、足したのはたらき、うちざま、突きざま、はづしざま、おさへざま、とめざまなどのことゆへ、かたちによりて生れ得しまゝに違ふとたがはざるとのこと故を初め、萬のはたらきに分かるゝきわ〳〵、勝まけのことゆへ、はたらきわざにつけつつ、夫々に理りをそへ、進退動靜構へのことゆへ、場間のならはし、一事として殘る隈なく、其理りは物にもたとへ、心のおさまるに至るを習ひとはするなり、

とに近けれとも、このことをもくはしくしらでは、刀を選ぶべきかけはしのなきにひとしきこともある也、又劍つかふ手ぶり業には、手のうちのこゝろ、體のとゝのへ、氣のたるとたらざるによりて、きるゝときれざるとのわかちの味へ、其外かれこれにたくらべもせんには、たすけとなることのあればなり、又このことをしらでこゝろみもせんには、よくは切がたし、又其うへ刃のこゝろを初として、刃肉の付ざまにて、きるゝと切ざるとのわかちをくはしくわきまへがたきふしあり、先すへ物をせんには、土壇のつきざまは、さゝ竹の立てかたなどのたぐひ、つかの製へ樣、うち樣などのならひあり、わざにつけては、手はば足はゞのさだめ、立居のしざまあり、又長き刀は手はゞを廣くとり、短きは二つ伏に間を明て握るべきなど樣のことども、氣のこめざま、目當の付どころなど、種々のならひ多し、又たばね藁或はかた物などの切りこゝろみもせんには、刃の付ざまにもならひ有て、其ごとくせざれば、刀の刃業は誠に知れがたし、劍つかふ手ぶりのことわざとちがひて、一刀兩斷するをいさをしとするなれば、活用には馴れてかしこかるも、このことにうとくて切もせんには、必切がたし、このならはしには、土壇を切てならはすことぞをしへの本なれ、

ころみて後に、其わざを初めをはまがりをしるやうのはかなきことにては、刀の選びはなしがたし、かく清音がいふをいつはりとも口廣しともおもふ人あらば、試みに一刀を持來れよかし、一渡り見てためしせんには、乳わりのわざありといふは、必乳わりを拂ふべきことうたがひなし、其外太々車なども皆同じ、されども刃の付ざまと、切るべき人にもよるなればなり、それまがりのことも刃わざに同じ、さればためしこゝろみずして、くはしく其太刀刀のわざはしらるゝものなれば、居物など切りこゝろむるわざはしらずしてすむべきわざなり、我職を職とおもひ、明暮腰をはなさずして有るものなれば、このよしあしをたしかに知らではすむまじきことゝ、心にたへずおもひ見ならふ時は、いづれの國誰人がつくりしなりといふことはしれずとも、其刀のよしあしはもとより、刃のこゝろも我が心に感通してしらるゝものなり、このことのくわしくしらるゝうへには、おのづからその作者も國どころも、かのあて目利はむねとせずとも、大かたにはしらるゝなり、かく知り得たるうへにては、かたきも柔らかきも、切りこゝろみずして、ことはすむべきわざなり、太刀刀をみだりにためし試る業するは、其こゝろ付なきなり、しかはあれどことの故をも辨へず、みだりに物を切りこゝろみんとて、ためしなどする時には、をれまじき刀を折り、まがらざるをまげ、きるゝを切得ず、或は刀のちからにあまれる物をきりこゝろみ、きれざるとておのれがたらざるにこゝろづきなく、刀のとがとするものなどあり、劔を選ぶの學びはいと安きわざなれども、誠の筋をしらずして、横ざまに心やりてものするなれば、一渡り見て其情をくはしく心に感通して知るものはまれなり、居物だめしのことは、先はいるまじきことに似たれども、このしざまをもしらずして、よそめに見なして、たゞあしざまにいひなしなどするも心づきなり、又學びの道のいさゝか梯はしともなることあり、居物の切ざまをしらずして、みだりにうつ時には、きわめて乳わりより上は一刀兩斷することはなしがたし、

○居物のしざま

居物を切りこゝろみて刃わざを知り、太刀刀をためすことは、前に記せしごとく、其ことはいるまじきこ

相馬上片馬上にても、馬上の組うちにては、鞍の前輪へ引付て、腰刀にて首をば取るべきことなるに、古戰記などに記したるごとく、鞍の前輪へ引付て首かき切しなどと有ごとく、いとも安くこともなげに、畑のくだ物など取る如くには切がたしといへり、又敵間遠きところ、近き所につけつゝ、一條の傳へあり、人の首は細きものなれども、骨もふり筋もありて、うち切には安けれども、かき切には切がたしといへり、馬上にも歩行にもならひあり、其しわざを辨へざれば、ひま取て有るのみか、恥しきわざ也、又冑頬當のど輪など、おのづから脱げもしたらんにはかきよけれども、のど輪はぬげずして有る物なればなり、首をかけども／＼切れず、のど輪かけて有しといひしためしも有ることなり、古にはかゝることをしらぬ人なければ、見もし聞もしてするわざなれば、改めてとひたづぬるものもなければ、をしゆる人もあらぬことにて、たゞ常のこととしあれば、おのづから知たるに、後世にはかゝることしらぬものも多からんにや、

○居物だめしのことゆへ

太刀かたなをこゝろみんとて、物をきりためしなどすることは、古くより有しことにや知らざれども、正和五年の年記したる刀劔のことかきたる書に、小濱藩津田葛根藏書、ためしたることの見えたれば、其前より有しことなるべし、夫より古き書には、今世の如くせしことはいまだ見ず、後世には其切こゝろみたる年月其人の名迄も、なかごにこがね白かねもてうづめもし、又は切付たるも多くあれば、夫にてもしらるゝなり、慶長の後には、居物だめしのこと故を記せし傳へ書も、これかれ見えたり、かれこれをかよはし考ふるに、いと古くより物を切てためしたることは有りしことなれども、傳へ書やうのものゝあらぬなるべし、居物の故は、刀の刃業のほどゝをれまがりをこゝろみるに、物をきりためして知ることなれども、其實はかくためして後に知るは、太刀刀のよしあしのわかちをしらぬ淺々しきことなり、太刀刀はたゞ一渡り見わたして、鐵のよしあし刃のこゝろを見、かたちの長短、はゞ、かさね、そりのさまをもてらし合せて、其太刀刀のちからと刃業は、切りこゝろみずして、委曲しらるゝものなり、さるを物をためし切りこ

ふは何れのものにもあれど、刀の長きと脇ざしの短きとをあつめて、大小といへば、刀脇ざしのことゝはおのづからいひならはしたるなり、猶このたぐひによりて、かくざまに其名をよぶこと種々多し、介錯の名も夫と同じく、切腹にかぎりて此名をよぶことゝは成たるなり、扨此介錯は君命の切腹人ある時、君より仰ごとを蒙りたる介錯あり、又預り主より頼みの介しやくあり、其時のわかちはあれど、介錯人は、いづれにもあり、又預り主より我家人へ申付ることあり、其時のわかちはあれど、介錯人は、いづれにも人を選ぶをならひとするに、其初より終までのこと故を、もらさず殘りなくあつかふべきことなれば、心きゝてことにくはしからねば勤めがたし、又かゝることありし時、選びにもれて外人へ仰ごと蒙りたるは、いかにもくやしくもはらだたしくもはづかしきことなり、又私のはらには、本人よりのたのみの介錯、或は本人の親、近き親類などよりたのまるゝことあり、又つめばらなど人にきらせ、直に介錯することあり、有罪無罪ともに介錯人には種々の心得あまた有ることなり、よく／＼しらべ置ずしてはならざることなり、この介しやくといふことは、上古にはあらぬことなりしが、中むかしよりは此ことのあらぬはなきことゝなりたり、かへす／＼もこのことはくはしく知るべきことなり、又其しわざにもいさゝか習ひあれば、其わざにもこゝろへ有べきことなり、はら切ことゝ介錯のことは武家の例ひなればなり、このことに付ては、預り主の心得を初め、數々のことどもは、もとより主人の介錯に至るまで、ならはしごとも心得も知らずしてはすむまじきことなり、

○死罪のことゆへ

しばり首のしざまのことはりは、下ざまのもののわざなれば、知らずしてことかくことはあらぬわざなり、されども刀を取てするわざなれば、人のとひたづねをうけまじきことにもあらず、されば人はいかにおもふかはしらねども、清音は人のとひもしたるに、そは下ざまのするわざなれば知らずとて止みなんや、刀もてするわざはくさ／＼あれども、尊きわざいやしきことも、なべてつばらに其次第をわかちて、其ゆへをもわざをも傳ふべしとおもへばなり、さればこのことも一渡り記し置なり、

○馬上歩行首かくさま

り、切腹の名は同じけれども、夫がうちにかくのごとく其別あることなり、有罪の腹は、武門の道を立て、君より死を給ふのことなれば、法のまゝにしてつゝしみ、みだりなることなくすべきことなり、君命のはらには預り主あることなれば、其式法は預り主の心得にあることなれども、本人も心得なければ、すむまじきことなり、扨其式法は古今のたがひあり、又家々のならはしあれば一定しがたし、そは前かたよりの手つづきとりあつかひと、終りのくゝりのあつかひなどのことざま、これかれたがふなり、又有罪にして仰をまたず私に腹するときは、式などいふことなきことなれば、みだりなることなくはらきるまでのことなり、又無罪のはらは、忠死殉死はこれ又一かたにはらすべきこと掟なり、戰中籠城のはら又は敵中のはらは、いかにも勇威をあらはし示すことを専らむねとするなれば、式法などいふことはもとよりあるべきことにもあらず、されば十字にも又すだれにも切て、いかにもいさぎよく、晴やかに花々しくするをほまれとはすることなり、これらのわかちをわかつは禮なり、くはしく知置べきことなり、又有罪のはらにはかならず預り主あるなれば、其預りぬしのこゝろへも、其場のとゝのへも作法もしらずしてはすまざることなり、

○介錯の段々

介しやくといふは、何ごとにても人のたすけをして事をあつかふことなれども、武夫の腹きることはかるからぬことなるに、其はら切て死ぬるきざみのたすけをすることなれば、ことにつけては上なき世話ごとなれば、介錯といへば、このときのたすけをすることの名とはおのづからなりて、外ごとには、此名はいはざることとはなりたり、古調度といへば弓矢のこととし、後世具足といへばよろひのこととし、又腰物といひ大小といへば、刀脇ざしのこととなりたるなり、調度といふはすべての器ものはなべて調度なれども、夫がうちに、武家には古弓矢を上なきものとせしより、調度とだにいへば、弓矢のこととはなりしなり、腰物といふは、腰に付べき物はこれかれあれども、夫がうちの刀脇ざしは長とするなれば、此名をよび習はしたるなり、又大といひ小とい

なければあやまちを引出しぬること有べし、其時に至りて手むかひはせずとも、にげもせんには、大なる恥なり、今世とてもいか樣のことありて、かくざまのことは、武家のならひなれば、必なきことにかぎりたることにもあらねば、心得置ずしてはすむまじきわざなり、

○こもり者うつべきのならひ

あるまじきことをして、宮寺又は家藏などに入りこもりて、近寄るものに出あひては、物かげにかくれて有る時には、しよりをもとめて入らざればうちがたし、たとへうち得たりとも、手をおひなどせんには、益なきことにて又恥なり、用意うすき時はあやまち有べし、其しよりといふは、所々によるなれば定めがたし、常の用意よりうちがたきを安くはうち取べきなり、時にのぞみていかはゞせんとてまよひなどするはたらきにては打ちがたし、さればかねてこれらのことも、くはしく事をわきまへざれば不覺のみならん、

○とゞめをさすとさゝざるとのことゆへ

とゞめをさすは證據なれば、主命のうちものにすべきことなり、又私ごとにも故有り、あだうちにはとどめをさすべきことなり、又山林などの人めなき所にては、時として後の證にとゞめをさすことも有り、其外下人などは皆切すてなり、然るにとゞめをさすべきをさゝで、切捨にすべきをとゞめをさしもするは、大なる恥なり、これらのことはをしへをまたずして、古人は心得たるに、今はしらぬ人もあるべきにや、

○切腹の種々

腹を切ことは武家の例ひとするわざなり、されば其切ざまに種々のわかちあり、其わかちといふは、無罪あり有罪あり、其有無のうちには、主人などへいさめを入て、其こと入られざるに死していさむるあり、又殉死することあり、又戰場討死のはらあり、又籠城落城ぎわのはらあり、又敵地へとらはれの身となりてのはらあり、これらは夫々によりていさゝか差別あり、有罪のはらは、君命を蒙りたると、又おのれあやまちありて其罪のがれがたきによりて腹すると、又やむことなく人を討て、實は無罪なれどもうち過がたきとき、君命を待ずして私に腹することあ

ともあらぬわざなり、大かた人はいさゝか習はしてよくもせざれば、うちやめて得がたしなどいふべけれど、そはけしからぬことなり、學びの道は生とし有るかぎり學びたりとも、あきたることはなきわざなり、おのれがなすわざにほこりなどするは、初學びの心づきなきほどのいまだしきなり、よくものせんとおもへば、することとして千よろづのきだ〳〵、こころにかなふわざは、まれにも有るかなきかなるべし、さればよく見しれる人前などには、勝まけをはなれて、夫が外にいとはづかしく覺ゆること多かるわざなり、されども兎かくのことにはかゝはらで、明暮身をはなさゞる太刀刀の業學びなれば、敎へにしたがひつゝ、ぬきおさめのわざより、何ごともおもひかまへて、をこたりなく成るもならずも習はすべきことこそ武夫のならひなり、

○仕物はなしうちのならひ

しものといふは主人などの仰ごと蒙り、御面の當りにも又先うへ行てもうち取るべきに、おのれあやまちてうたれもしたらんには、主人の目ちがひとなりて、我身一つのみのことには非ず、さればかねてより其心得なくてはならざることなり、又わたくしごとにもことにより時にとりては、うつべきことは武家のならひなり、其心得といふは、其ことにつけてのことのよしをいひきかせて、其言葉をいひ終ると終らざるきわに、ぬきかけてうつべきこと習ひなり、又私ごとにも時にとりては其如くにもし、或は友などうちて立退く者を追かけもして行たらんに、言葉をかけながらうつこと有べし、去がたきことありて立向ひ勝負せんと言葉をかけて互にぬきつれ切りむすぶとは、其ことたがふなり、これらのことは今時なき事ながら、おのづからたへて有まじきことども定めがたし、こゝろへあるべきわざなり、古には常に有しことなれば、古傳說これかれあり、又はなしうちといふは、我が家人などみだりなることをしたるに、うち置がたく其つみをいひきかせ、しばり首にはせずして手づからうつをいふなり、このことも古には常にありしことなれども、後世にはあらぬことなり、其うつべき時、庭などにてするに、人によりてはにげ出でもし、又は有りあふ物など取持て手むかひする者もまゝためしありしことなれば、其心得

心かよわく己にまくるはますらをには恥づべきことなり、武夫の劍つかふわざに怠る心つきたらんには、衣をかへ腰の刀をうち捨ててより、いかにともすべし、明暮の守とする刀を其儘置てなにゝかはせん、たとへ公ごと私ごとにことはしげくとも、心だにおこたらざれば、獨學びをしつゝも身のならはしとはなるわざなり、其もと武夫の名をわするゝより、怠りは出くるなれば、我が名に恥ぢて明暮身をはなさゞる劍の手ぶりは、其わざのまさりおとりをいとはず、習はすべき事こそもの丶ふの本義なれ、

〇學びを重ねてよくするとよくせざるとのわかち

人としては幾年月かさね學ぶとも、其わざをよくなし得ざるもの有り、こは人々の得ると得ざるとのわかち有るへだたりなれば、くゆるにもやむるにも及ばざるわざなり、天二物をかさゞるといふもこのたぐひにて、このことを得るも、かのことは得ざるは、大かた人の常なり、劍は武夫の身をはなさゞるものなれば、たとへおのれが生れ得ざることなればとて、學ばずして置べきわざにはあらず、我は弓こそ得物なれば、いつにても是を取てものせんとおもふとも、かくなるべきものにあらず、槍なぎなた鐵砲なども又同じ、刀は人々身をしばし離さずして有ものなれば、たとへ得ものにあらずとて、取出さずして置かるべきものにはあらず、其ことはたとへ得るとも得ざるとも、常に手にならさゞればなるまじきものなり、いかに得ざるとも心を盡して學びを重ねならはす時には、いかなる人にても大かたには成し得ざることはあらぬことなり、たとへよくは得ざるとも、ならさずしてあらんにはいか計かまさりぬべし、わざ學びは人々劍にかゝはらず、この心得なくてはなるまじきことなり、又物をよくすると、よくなし得ぬとは、學びのたらざるにも、敎へのたらざるにもよれど、人々の生れによるかたもあり、されどももろこし人のいひけんごとく、上智と下愚とのわかちはあれども、學びを重ぬる時には大かたにはうつり行くものなり、たとへうつらざるとも、やむべきことにはあらず、人として其わざに限り極めとするほどあれば、人々心を盡し習してなるべきわざの極めに至りぬれば、恥づべきこともなく、なげきうらむるこ

ば夢々なすまじきことなり、實の教へをしらねば、おろかなる心のさかしらにひかれて、横ざまなるかたに流るれば、物よく見しれるもののわらはれ草となるのみか、まことの用はなしがたし、近世には武門の大道を本として、道のくさ〳〵に委曲いたらぬ人の多ければ、大かたにおもひなして、よきもあしきも一つなみなりとおしこめて心得るがうちに、くらき心のやみにまぎれて、劍術といへば、手先のはたらきわざをひたすらにして、うちつうたれつ、とめつかへしつして、花のみなるに大かた目をとゞめて、其いまだしく前かたなる心にいたらぬをよしと物さだめする目しひ人の多けれども、まれ〳〵には明らけきものも有まじきものにもなければ、千人の目しひはいかにいふとも、一人の開きたる目に見られて恥なきやうになしたきわざにこそ、よくおもひ極めて恥をしりて學ぶべし、恥をしらざれば何ごともよくはなしがたし、

（）學び得るに遲速有るの論ひ

人々生れによりては、相ともに怠りなく一事を學びぬるに、かれはまさりて早くことを得わざを得るに、およぶべきともおもほへず、腹だたしくおもひて、なほも怠りなく學ぶに似るべくもあらざれば、はてばてにはそを恥とおもひて、おこたりなどするものあれど、其實は恥をしらざるなり、早きと遲きは人々の生れによるわざにてあれば、恥づべきことにはあらず、たゞ一時の遲速のみにて、ことを得たるうへにいたりては、其わかちのへだたりはあらぬことなれば、ひたすらに心を盡して明暮おこたりなく學びを重ぬべきことなり、怠りだにせざれば、終には同じほどに至るべきに、はぢとし怠るはいさましき心なきひが覺へなり、怠る時はいつを時として及ぶべきにや、よく心得て學ばざれば、このひが覺へにひかれて、なし得ることはならざるものなり、又人としてはやんごとなき世のことにひかれて、心の外におのづから怠りてうち過たるに、ことはてゝ後習はすに、前かた同じきものにうちまけなどするを、心うく覺ゆるが上に、たま〳〵ことをしたるなれば、そこらいたみなどするをいとひて、うちやめもするもの有り、これらのことをたねとして怠るはひが覺へなり、いさゝかなることには心をとゞめずして有べきに、

氣の氣あひといふことを論ひ、互に打に心に入る時は、かれに先だつとものして、わざをのゝしり理氣をそしりて、學びの道に勝まけを論ひ、又は宋儒の理學に落ち、或は佛家の觀想悟道にながれてなにかはせん、ともに劍道に無德なりとて、眼をいからし力をこめ勇氣をはげまして形學びをなし、又は立木をうちたゝきてならはすをこととするに至るかた有り、大かた此三段にわかるゝなれど、夫がうちに猶段々わかれて、己を立つれども、其實は武門の本義本用をしらずしてものするより、實理をはなれてことを淺く覺へ、浮たる學びをするより、人々の心の行かたに流れて、道にしたがひ、其矩則を委曲辨へざれば、全體の術は心に入がたし、これらの方へ心をひかるゝは、武夫の學びの道にくらきなり、かく一かどをこととしてなにかはせん、ことたるわざにはあらずや、萬と魂ひを源として、人の下にはつくまじきとおもひかため、たけき心をはげまし、容儀體配をよくとゝのへ、わざ學びにはかたちを本として、百千度うちつきするにもひがごとなく、手に足に順にして心も氣もおさまり、心しづかにして氣は萬のはし〴〵にわたり、かぎりなき變化に應じて進退動靜よきほどにたがはず、劍のうへにかゝづらふふし〴〵には、何一こともくらからず、理りにひかれずなづまず、理りは此道の遣ひものとして我かたへよせて、其術にたくらべ、よろづにかけたるかどなく全きを得るを、實の矩則とはいふなり、其敎へに心付なき者は、たとへことよくするも、片かど學びにてことかくこと多し、よくをしへに隨ひて全き道を得んとおもふ心付あるものは、この手ぶりの一道のみが、おのづから諸道に渡りて、武門の全體を得べし、この學びは心を大ひにして氣をこまかに配り、ことのすみ〴〵はし〴〵迄殘るかたなくたづね學べば、おのづからなし得るわざなり、しかるをみだりなるさまをしつゝ、ならはしに勝負を爭ひ、或はこのかたへとり用ふべき理りにひかれて夫のみになづみ、又は理りをも用ひず、はたらきわざをも盡さず、互に進てうつをむねとして、進退動靜變化の術に心づきなく、いさゝかのかたかどをもつて、劍術なりとおもふは、心づきなきひが覺へなれば、是らのわかちをよく辨へて、矩則に隨ひ、みだりなる學びを

せず、進退に心氣も手足もそろはず、おさまらざる心は太刀先にもあらはれ、目見をいからし、うつ太刀つく太刀の所さだまらずして、學びの上に勝負を爭ひ、や丶もしたらんには、他流の手合を試みに鼻いらゝげ、無禮のの丶しり合をしつ丶、打合つ丶き合て、おのれに當りたるをばうすしかろしなどといひなし、人へさわりもしたるをば我が勝と定めて、おのれがかたちは、えもいはれぬさまをなし、太刀はくるいて刃そむきみだりなるに、劍術と覺へてほこりがにものして、己を立て人を落しめ、愚にも淺々しくも武夫の學びの道に有まじききたなきこ丶ろを心として打あふは、犬猫の爭ひに同じ、夫に付ては種種のえもいはれぬひがごとのかぎりを集めて、みだりごとをしつ丶も、失としらで人わらはれとなりつつ、かげごとに人をあざけりの丶しるをこととするあり、かくざまのことをするは、矩則なく敎へなく、うちあふをわざと覺ゆる迄にて、實の道にたがひ兵ものの道にそむけば、生としあらん限りうちあふとも、其うちあふことだによくはなしがたし、かくざまのことをこととして、いかで劍のわざ學びを辨へ其術を得ることはなりがたし、又實のことはりをはなれて、空理虛理に落入る時は、形學びを又なきことと定め、理氣心法などを種々にいひなし、目もて見るべからず、手して太刀をとるべからず、足にてあゆむべからずなどいふことを初めとし、儒佛の理學を取交せ、其ことはりになづみ、活用べきわざをはたらきなきものとして、口にのみいひもて賢げにものすれども、其正理の矩則にうとければ、劍のわざには此方へとりてつかふべき理りとはしらで、理りにひかれて學びの道は理りのみとおもひ、それを上なきことと覺ゆるやうにはなり行くなり、理氣にひかれて心のくらきは、武夫の道にうときにて、小道をたどり大道をしらざるよりのまよひなり、かくざまのことをしつ丶あらんには、筋骨だに强くもならず、變化のうつり替りをもしり得であるなれば、形のごとく有べきことと淺くおもひかまへてものすれども、實の手合には形の如くにはなしがたく、大にたがひて活用わざはなしがたく、人にうたる丶のみなり、みだりに理り學びになづみて、なにかはせん、又この二つのしざまは、益なきこととして、たゞ一心一

葉をかぞへず、我がたよりし處の外には枝葉有ることを知らずして、事の足れりと思ふは、心たらはで目の前のことにも心づきなきなり、こは劔ののりごとのみか、武夫の學びの道はかくざまのことにては、何事もよくはなしがたし、才たらずして心づきなきほど、くやしくはらだたしきことはあらず、よく思ひめぐらし、萬のことに心をかよはし、氣にはたらきつかざれば、物よくは得がたし、明暮のことにつけつゝ心をとめて、わざにもことにもことはりにも渡るべき才を增さむことを學ぶべし、劔の學びは武門の一枝なるに、夫にさへ心づきなくかけたることの多くてあらんには、一樹のかたちをば夢にも見がたし、かへすがへすも一樹の根ざしよりして一枝に渡るべし、

○手ぶりのわかれ

劔をあつかふ手ぶりは、二道三道有るべきことはあるまじきわざなるに、人々のこゝろごゝろによりて、其心のおもむくかたにひかれて、これかれわかちは出くるなり、かくわかるゝは學びの足らざるより、ことは初りて、みだりにうちたゝくことを劔術なりとおもふと、又理氣心法などいふことになづみて、其ことのみをいひなすと、又みだりなるにあらず理にもなづまざれど、其をしへの淺々しきとの分あり、すべての敎へ習はしごとに、矩則てふことのあらぬはあらず、其のりなければ物の終始とゝのはずしていとみだりなり、然れば遠つ師の法を立玉ひしなれば、其のりに隨ひてみだりなることを加へずならはすを掟とはすることなり、その矩則の正しきにたがはずして學べば、安く術をも得るなり、しかるを其委曲法を知らざるものは、たらざるこゝろだに有るに學びをもよくせず、ひが學びのこゝろの行まゝにひかれて、こなたかなたたがひあやまちて、生れもつかぬかたちを横ざまにしつゝ、あゆみもなれぬかたを學び、いるまじきかたに力をこめ、手に足に筋ぼねの順にたがひ、打太刀は刃そむき、あつかふ手ぶりなだらかならず、かたちに心に氣に、くせ病をもとめて、心氣しづまるべくもあらねば、心と氣の病はかたちにあらはれ、かたちの病は心に渡りて、はたらきわざもなしがたきを、それらのわかちには露ほども心づきなく、氣は太刀に先だち、活用は足に手によく

ざりきこゆるかぎりのこと、物を殘りなく我がものにをしこめ、劒法とする時は、天地のうちに有とし有もの、なべて皆劒ののりごととはなるなり、かくこゝろをとめて學ぶときは、一事を學ぶといへども、おのづから才開けて道々にわたり、見る物聞く物につけつゝ、水の器に隨ふとかいへるごとく、はし〳〵にわたりて、もとめずして諸道に心かよへば、學べることとして物よく得ざることなし、才は道に依てかしこしなどいふは、おほかたの論ひなり、一道にのみかしこき才は、農工商などのうへにいふべきことなり、武夫の才は廣く天地にわたり、つはものの本義をむねとして學ぶことなれば、一道にかぎれる才は益なきに似たり、よくおもひめぐらして武夫の本にいりて萬のことに心をとゞめ、かたよらずしてかぎりなく才を廣くして、枝葉の一道一藝を學べば、委曲其ことをば得べし、かくする時には何ごとにも渡らざることはなかるべし、うつは物のごとく此ことにはつかふべけれども、外ごとには用をなしがたきなどやうのわざにては、一ことも全くはとゝのへがたし、武夫の學びの道は、其もと國を安くし、事有る時は多くの人をひきゐしたがへて事をなすぞ本なり、一道のわざ學びは、其うちにこもる一枝なり、されど物學びは常に生死のわかれをことゝして習はすことなれば、其もとより末ばにわたり、才を弘く道にかよはし、きはまりなき變化をこめてあづかるわざなれば、一かたにのみ有る才にてはことかくこと多からん、たとへば武夫の道は一本の大樹なり、一藝の一道は其木の一枝なり、其一枝に又小枝あり葉あり、其一枝の枝葉をもかぞへざるほどにては、物の用には立がたし、然るに其一枝をことゝして學ぶ者の、枝葉だにくはしくは知り得ざるはいかゞ成ことならずや、その實は一もとの大樹を知らで、一えだを一樹とおもひ、一枝のもとによるなれば、もとの根ざしをはなれて、心の一方にとゞまり、才のかよひなく、にごれる池の水の如し、又井のうちの蛙とか云ひけんことわざの如くにて外を知らず、委曲物を學んには、先元の根ざしにより、夫より四方のさし枝にうつり、小枝をたづね葉をかぞへて、一樹の全きかたちをしるべきわざなるに、才の足らはぬどちは、かた枝さす一枝にたよりて居つゝも、小枝をたづねず

のみ多し、されば劍學びの上に、其かたかどをいはんに、先おのれが形を正し、生れ得しまゝの筋骨の順のまゝにたがはざるはたらきをなさんことを考へ、夫より手のうちのしめゆるめ、うちつきのしざま、手のはたらき、足のはこび、進退動靜のきわぎわ、かぎりなき變化のほど〴〵につけても、人のしざま我がしわざに心を付ておもひめぐらし、心に氣にしづまる學びを考へ、其理りにわたることは、數百家の書を見て、いづれのことをも此道へたくらべ通はして、其こゝろを取集てはたらきにうつし、こゝろにそなへ、又何ごとに付ても見しかぎり聞しかぎりのよしあしをわけて、とりもしすてもして、おのれがものとせんことをおもふべし、又太刀を選ぶべきには、小刀はさみを見ても、其かねと刃味をしらんと欲りし、こしらへざまのわかちをば古今のうつしゑにも心をよせ、又道の往來にも人の腰物に目をとどめ、少しももらすことなくおもひかまへて心にとめ、活用業にも事にも理りにも、夫々に心を付て怠りなければ、早く才まさりて、劍法全くは得るなるに、其心付なくよそごとのやふにおもひつゝ習はす者の多ければ、皆かたつはし〴〵の一かただにくはしく學び得しものは少し、うきたる學びにては、いかでか其道によりても才のかしこくは成がたし、たとへまさりたるも、たらざるかたのみなり、さればものよくしりたる人の笑はれ草となればなり、然れども才の足らはねば、一方に心をやりて委しく學ばましとの心づきなきほどなれば、人にあざけらるゝ事とも、我が爪くはるゝわざともしらで過ぬるなり、薬ずゑの一道といへどもくはしくしりて恥なきやうに學ぶべきには、天地のことはりをも見聞し、人の事にもわたり、古今のうつり替りに心を付て、學びの道へ引つけ、かれこれをうつしてこまかにこゝろとむるときは、すべての物なべて學びのをしへとはなるなり、晴くもる日かげも、春の月の朧も、冬の月のさゆるも、雨につけ風につけ、花に鳴く鶯水にすむ蛙のこゑも、さゝがにの絲かくるも、こゝろにをしこめて活用わざのたすけとし、理りにたとへをとり、又萬の工みのしわざを見聞して、其まさりをとりの足ると足らざるかたを求めなどするのたぐひ、又古今のたがひには人のこゝろの奥をもはかり、見ゆるか

うるさしともおもふべけれど、初學びの心づきなきほどには、このことのあやまち有ことなれば、かくはものするなり、猶ついでにいふべきことあり、橈の長さは前に記す如くすべきを、ともすれば長きに利あることのみを先にしりて、其長きを得物として、夫のみをならはしあつかふべからず、初學びのころは、短くかろきをあつかふことをむねとせざれば、道具のあつかひにひかれて、かたちに病の出くるものなり、又はたらきもかしこくはなしがたし、量にあはざれば、初のほどは種々のきづを求むるなかだちとなるなれば、其心得有べし、又すうちをもなし、又居合立合などの獨ならはしには、手にあまれる大太刀などをもふけ置て、手に足にならすべし、かくする時は力量もまさり、筋骨もおのづから太く強くなりて、人々の生れ得し量のかぎりには至るなり、おもきになるゝ時は、かるきをとりては、いかにもあつかひ安きもの也、されども長く重きのみを手ならすのみにては、短きかろきを取ては、其こゝろざま違ふことあれば、一方になれざる樣にかはる〳〵ならして其こゝろを味へ知るべし、長短は一寸のたがひにて場間もちがひ有れば、とも〴〵に手ならして委曲もとめずしては、其こゝろ極て知がたし、よく考へ辨ふべし、しかるを大かたに學びならはしては、心きかず氣もわたらずして、何ごとも夢うつゝとわけがたく、そらざまに覺えたる迄にて、よそごとのやうにおぼろ〳〵しく物するなれば、我することざまに心もつかず、うきたる學びは、年月をかさぬるともかひなし、こまかに心をとめてたしかに辨へ得べし、又調度のあつかひは、橈をも太刀刀とひとし並におもひ、面こてはら卷をば物具とおもひ、みだりなるあつかひをばなすまじきことなり、

○才のことゆへ

才とこゝにいふは、學びの道につきて氣めぐり心づきてかしこきをいふ名なり、されば古には物よく學び得たるを才のほどなどといひしなり、物學びせし其ほどのちからにつけつゝ、おのづから才にまさりをとりは有るなり、物よく學びを重ね心をこむるにつきては、其ことに才は必增ものなれば、道によりてかしこしともいふなり、しかはあれども、浮たる學びにてはいさゝかはまさるとも心づきなきこと

よりても、其こゝろ皆たがへり、委曲ことを知らんには、物をかへてわかちをわかち、夫々をならはして其差別の本性を辨へざれば、全くの論ひはなしがたし、次に合口は長さ九寸より一尺をかぎりとするなり、此ものはたとへ大兵なりとも、組でさすことを用とするなれば、長きは益なし、此二品のこしらへざまのことも別に記し書あり、次に槍は是も三尺三寸を大かたの定めとはするなれども、人々ほどによりて長短のわかち有べし、又長きも短きも常にならはし、利不利のわかちをも知り、はたらきわざのたがひ、場間の取かたなどをも心得べきとなり、つねに同じき寸尺のみにてならはさんには、其こゝろ知がたし、故に長短不同の槍をこれかれ貯へ置てならわすべし、其不同は二寸三寸より二寸まさりにして、三尺五六寸迄をも、かわる〴〵あつかひこゝろみ習ふをこととすべし、夫より長きは人によるべし、小槍は今のわきざしなれば、一尺五寸より一寸まさりにして八九寸迄なるを、是もかはる〴〵ならはすべし、かくしつゝともに我身の量をもとむべし、小槍の柄は片手遣ひなれば長きはあしく、二尺より延たるは兩手

掛の心得にすべし、刀のつかは大かた普通なるも、又いさゝか長きも、長柄なるをもたくはへ置て、扱ひならはすべし、つかは長きかたに利あれば、よく〳〵ならはして其ことをうべし、又長柄は身の長短にはよれども、まづは二尺五寸ほどなる刀へ一尺二三寸又は一尺五寸にもすべし、身の長さ三尺五寸もあらんには二尺にもするなり、夫より長きは長まきの部たるべし、長巻は三尺三寸又は三尺五寸四尺にもして三尺の柄たるべし、又三尺ほどなる木太刀をたくはへ置て、獨ならはしする時などの料とすべし、この木太刀は晝夜身のまはりへ置て一つの用意ともすべし、又面小手腹まきなどは、いかにも堅固をむねとしてたしなみ置べし、面はひゞをしげくして、夫が上に下りを大きく丈夫につくり置べし、調度のとゝのへあしき時は、はたらきにたよりよからず、夫がうへにそこら痛も出きぬべし、調度のとゝのへあしくてあやまちするは、不覺にて恥べきことなり、これも用意の一かどなれば、其心得有べきことなり、又槍の先など破れたるを知らずして人をいためたるなども恥なり、かくざまのこと迄くだ〳〵しく記すを

ならすべきことなり、かくする時には筋も骨も太くかたく強くなり、心もたけく身もすくよかになりて、學びの道を得て名に恥なし、さすれば身の守りとも君の御そなへともなるべし、かく心にとめてものせんには、何ごともなし得ぬことはあらぬわざなり、ものよく學ぶ時は、大かた人の下にはあはれつくまじきに、今世の人は多く武夫のこゝろをはなれて、かくざまの事をまれ／＼せし人のあらんには、物に狂ふなるべしなどといひのゝしり、交はるものも少し、かかる世なりければ月花のあはれを見るにつけ、鳥の聲蟲の音を聞につけて、こゝろをかよはして、武夫の學びのたすけとする人は稀なり、心におこたりなく獨ならはしのうち突をしつゝ、見るもの聞くものを我がかたへとりてせんには、萬のものをしなべてたすけとならざるものなし、よく心得てこゝろあらんものは、ひまごとにこの獨學びのならはしをなすべし、又書見んに御國の書なるもからぶみなるも、なべてごとをとるにたすけとならざるはなし、されば書見るにも其こゝろして、諸家百家のふみは武門の遺ひものとして、こゝろにこめて獨學びのたすけとすべきことなり、

○調度のことはり

調度といふは劒を手ならすべきに用ゆる品々なり、其品々には先居合を習はすべき刀と合口なり、其刀の長さは三尺三寸を掟とするなり、これぞ神づたへの定寸なり、されどもいとけなきもののならはしには、其身のほどに應じて二尺にも二尺三四寸にもなし、又すぐれてたけ高く並々をこしたるものは、三尺五寸にも七寸にもまた四尺にもして人々の量にまかすべきことならひなり、三尺三寸を掟とするごとには一條の傳有り、大むね三尺三寸ならんには、はば一寸一分かさね三分ほどにして、そり一寸二分ほど有べし、これを常に扱ひならすべきなれども、夫より長きも短きも、そりの深きも淺きも、をもきもかろきも、常にこゝろみならして、全く我身の量に、これぞよきほどなりとおもひきはめて、其ほどよきを帶すべきことなり、又長短かわる／＼手ならして、運劒の法をしり、反の深きと淺きによりて德無く德有ることをも辨へ、又長短によりて夫々にあつかひあり、かろきとおもきと、はゞ廣なるとせまきとに

れども今國々にて學びの親する者のかたへとひよりしことなど、又は國々の風俗のさまその所々の地理などのことは、心にとむるとはなけれども、おのづからいさゝかは知れるもあり、されば武門に通達し、かつは人々明暮身をはなさゞる劔の手ぶりを學び得て、其ことにくはしく、我身にそなへてはぢなきことをおもふものは、心を古にかへして此修行の心づき有時は、他流のならはしをも知り、又は遠き國ざかいのこと故などをも、人々によくとひ聞んには、あらあら其ゆゑをも辨へ知るなれば、居ながらにして大かたのさまは知らるゝものなり、このならはしに深く心づきなければ、ものよくは通じがたし、劔法はたゞしなへもて打ちたゝくことのみのわざにはあらず、

○獨ならはし

學びの道々は、何ごとも考へといふことのなければよくはなし得がたし、これぞ獨學びのみなもとなり、夫よりして種々ことにうつしぬるに、其一つ二つをいはゞ、我がかたちに、癖病のきづ有やなしやと尋ね、夫より手の内のしめゆるめ、あしのふみかたはこびざま、筋骨の順にたがはざることをしつゝ、夫よりいきのあつかひ、はたらきざまのことども、草の手のなだらかなる樣に太刀を運らし、夫に次では人のさまをも見て、よきをうつして我がものとし、此道にかゝはらざる心ことにも心をかよはして、かれをとりこれを捨て、萬のことのはし〴〵、人の物語をも心にとめて考へ合せて、常に學びならはすべきことなり、又相手なき時のひま〴〵には、居合立合のならはしをも獨なし、或は木太刀撓などもて立ちても居ても考へつゝ、かたちを正し、又はうちふりて手のはたらき、足のはこびをならし、ひたぶるにあつかひならはすべし、人としては公事のしげくて、いかにおもふとも日毎には相手をもとめてならはし難き者あり、かくざまの人は殊にこの獨學びをせんに、いかばかりことしげくとも、日毎に千度うち千度つきて、手に足にならすべきいとまなきものはあらず、武夫の勤は宿直のみのことにはあらず、明暮心とめていさゝかなるひまにもかくしつゝならさゞればすむまじきことなり、又この獨學びをば雪霜のうちにも、又夏の晝まのかげなきところにも出てこゝろみ

し、武家は非常を事とする職なればなり、非常の人なき時非常のことのまれ／＼出で來もせんにはいかにかはせん、武夫の養ひは今世の醫師などの論ひとは裏をもてのたぐひなり、いさゝかも心臆して、兎すれば身にあたり、かくせんには病をうべしなどといふごときかよはき心ありてはすむまじきことなり、物により事につきては心に斷くせでは成るまじきと思ひかまへたるわざも、其ことのつらければ、うきにたへでせざることの有ることあり、かく思ひなすことのありもせんには、心を改めて其ことをもとめてなし、明暮うきことに身をならして、安きをことゝせず、股に錐せんよりも心に錐して學びを重ね、心を堅くし身を強くしつゝ置くべきことこそ、武夫の家に生れしものの身の養ひざまなり、

○武者修業のことゆへ

古は武者修行といふことを、人々つねに心にかけてせしことなり、是は遠近にかぎらず國々へ行て、其地其所にて名聞えしかたをとひたづねて業學びなどを試み、こゝかしこにとゞまり學びならはしたるに、其まことは國々の風俗國主城主の樣子士卒の强弱和不和兵器のたしなみかたをも見聞し、かつ地理をもはかりしることを心とするわざなるに、人としては身分によりて其ことのなしがたきものの有なれば、かくざまの人は、我家を出ずして居ながらくはしく其ことを知り、わざを學び他を試んには、おのれが方へ他國のものを引付て其人をなづけて其さまをしり、且は諸流のよきかたを集めて我身にそなへ、又近き程に手達あらんには夫を友として、居ながら風俗を初め國々の有さまをも辨へ、かつはみづからの國の武威をしめし他國へひゞかせ、門戸を出ずして修行せしこと古の例ひ也、しかはあれど今はかくしつゝもの學びするには及ばざる世なれば、其ことにこゝろ付なく他流との手あはせならはしはまれまれいさゝかするとも、深く心にもとめず、國々の人の心其所此處の有さまなどには夢にも心づかずなん有なる、今世にも國々より修行者などといひなして、出こしものも年毎にあれど、古にはかはりて劔の手わざのかたはし學びをいさゝかならはして、夫のみにてことたるとおもふにや、何ごとをもとひたづねず、又此かたよりとへば何ざまのことをもしらず、さ

おのれがよしと目とゞめたるも、さはなくてくせごとなどによることとあれば、よしあしのたしかにわかれざるほどには、よく問ひたづねて、其よきかどかどをとりておのれに集め、をしこめて我ものとせんことを思ふべし、此心付なく大かたに學びてあらんには、ことよくはなしがたし、大かた人はその心づきなく物學びするに、をしへも又あら〳〵しくて足らざれば、幾年を重ねつゝもかひなきわざをばするなり、

〇種々の用意

こゝろを用ゆることは何ごとにもせずしてはならざることなり、こゝに用意と名づけていふは、まづおのれが家のうちにも道行時にも人の方へ行たるにも又殿居などもかぎらず、いかなる不時の變事など俄に有るまじきにもあらず、又旅のやどり、夜道には月夜やみの夜雨夜の心がまへ、舟の內かごの內、野道山道林のしげみ篠原のしげみ、くさ〴〵夫々のところによりて心を用ひ、如何なることに出逢ふとも、よく夫々に應じて不覺をば取るまじきと、かねてより心に懸け思ひかまへて有るを、用意の事とはいふなり、この事はかねてより心がまへなくてはならざることなり、古は道のほとゝりにて人と行違ふ時には、刀の柄へ手をかけて有りしなどいふ事さへあり、この用意はいかにも厚く心にかけて、しばしがほどもたへまなくこゝろを付ざれば、ふつにならざることなり、心をこのことに付けてこまかに用ゆることは、臆したるやと人に思はるゝきはさかい迄にせざれば、量らざることの出で來もせんには、よく其ことに應じがたしといへり、されば返す〳〵も間なく隙なく細に心を留めてあらざればならざることなり、

〇養生のことゆへ

武夫の養生はいかにも心を猛くして其心を修め、靜にして氣にたゆみなく、道のくま〴〵殘りなく學びて、筋骨を太く強くして、夏は涼しきをもとめず冬は雪霜を分け、又は遠路へ往もどりして足をならし、明るより暮るゝ迄同じ學びを重ね、かつは一日がほど物食はずして饑を試みなどしつゝ、何事にも堪へしのび、心に身にうきわざを馴し、心に身に強きが上にも強くしつゝ置ざれば、武夫の用にはたちがた

に先立てよくはなし得るなり、常に恥となるべき事を教へてはぢなきやうにすべきことこそかなめなれ、明暮のならはしも心くばりして、いつとても君の前などにてわざする心にてすべしといふこと、先の師よりの教なり、このことよく心得て行正しく、容儀體配をよく學び習はすべきわざにこそ、體配よければ威儀もおのづからあらはるゝものなり、またこのことに付て一言いふべきことあり、そはひたすらにふりのみよくせむとみだりにおもふ時は、手弱きかたになると、又あつかひ振のしなしざましたりがほに見ゆるとの疵は出くるなり、かくざまのことなく、たゞ順のまゝにして、すなほに人目立たざる樣に有べきわざなり、もとめて物をせんとて、かたちをつくりなす時には弱きかたとなり、又もとめにもとめてしなしぶりなるは、其さまあらたまりてことくしく、かの我はがほのしたり振に見えて憎むべきさまとはなるなり、かくざまなるは、かたちもあつかひもとゝのはず、みだりなるふりにて、嵐のあしたに鳥の枝を離れ、つばさを吹かれて、あらぬさまに迷ふにひとしきさまするると、事は違へどもよそめには共に見惡し、かへすくもおもひかまへて恥なきやうにはなすべし、

○まなびの目つけ

物を學ばむには、一かどの目付を定めて、夫を目當として學ぶべきことなり、その目付目當といふは、大むね人に劣るまじきと明暮絶間なく心に懸くるをいふなり、夫をはじめとして目付を種々に分て何ごとにも目をとゞむべきことなり、其大かたをいはんに、友を選みて交はるに、其友のうちにて行正しく心さゝて容儀と體配もよく、人にすぐれたる人あらば、その人を則として彼が如くなし得んことを、怠りなく思ひつゞけて、考へもしつゝ、向ひ尋ねもして學びを重ね、大かたに其むねを得たらんには、早くそれが上に立勝らんことを思ふべし、又はたらきわざには人毎に得たるかたと得ぬところと有るものなれば、いまだしきものにもおのづからよくするかたかどなど有るものなれば、よくそれらのさまを見分けて、其得しわざのかどくを取集めて、おのれがものとして疵なきやうに學び得むことを深く思ふべし、されどもまなび足らず心さかざるほどには、

ことなり、このことに心づかざれば、事につけつゝみだりなるさまかたちをしつゝも、惡しきと知らでほこりなどもするものあれど、物よくわきまへたる人は、心の中にあるまじきさまかたちなどするものかなとて落しめ笑ふべし、身の行は質なり、體配は文なり、此二つを兼備へざれば名を汚すなり、古其名聞ゆる人々には大かたこれを兼ねざるはなし、今世大かた人の手ぶりのわざには、かゝる事を取出してくだ〳〵しくものする はふつにあらぬ事なれども、武夫のをしへの本つこと故を知らであらんには、はづかしきこと多かるめり、下ざま人は我身一つのはたらきわざのみを學び得てあらんに事足るべしと思ふめれど、そは甲斐なきもののわざなり、たとへ數ならぬ身なりとも、こと故を知りてあるとさもなきとは、いか計のたがひはありぬべし、身を立るも外事にはあらず一己の心よりぞなるわざなり、されば清音は此體配のことをも聊か添へてものするなり、先づ劔のこと故につけての體拜といふは、太刀折紙の受取渡しをはじめ、貴人の太刀刀の持ざま、あつかひざま、物見と仰ごと蒙りし時のあつかひ、上輩下輩ひとし並の者によりての受取渡しの次第、客屋には主客の太刀刀の置樣などに拘りたる扱ひのくさ〳〵、又太刀のはきぶり、刀のさしぶりのしなしにて、ふりよく見ゆると見えざるとのわかちは、容儀にも體配にもあることにて、此二つを兼ぬると兼ねざるとのわかれによることなどもあり、容儀といふはかたちづくりのさまなり、體配といふは其容儀のとゝのひたる上にて、しなしぶりあつかひざまなり、されば二つに分けて云ふべきことなれど、相共に兼ねたることもあれば、をしこめてこゝには體配と記す、このことに心づき無き時は、何ごとも振よくはなしがたし、常の學びこそ大事に臨みたる時のならはし也、體配をとゝのへておかざれば、人前に爪くはるゝはづかしききたなきしざまをし出づることも有べし、このことは業學びにつけてもこれかれ有ることなり、其かたはしをいさゝか云はむに、出立のさまあしく、夫が上に勝ちて勝ぶり見苦しきははちなり、ものゝふの心がまへは勝てふりあしきよりは、いさゝかなく初より終迄、ふりよくせましとおもひめぐらし怠りなければ、其事のみかはたらき業も人

だ其大むねをいふのみにこそ、
○金具の類ひ其外古今名の同じからぬわかち古には今いふ頭をかぶとがねといひ、縁をこしもとがねといへり、又目貫をまぶたぎといへり、是は後世の如く目くぎと所をかへたる目貫にはあらず、目くぎの上へ紋又は鳥毛物の草花などを作り付にしたるなり、もとより目といふは穴なり、其穴へ貫ものなれば目貫とはいふなり、其目貫にくぎをかへたれば目貫とはいふなり、されば古代の目貫は、名と形のかたかどのつたはりたる迄にて、其用もたがひ其居べきところもかはりたり、又刀はゞきの二枚にしたるは、上なるをはゞきといふなり、是は足にはくはばきにたぐへしこゝろなり、下なるをのみこみといひしに、今はをしこめて二重に作りたるをもはゞきとはいふなり、又鞘には古さや口といひたるを、後世鯉口とはいふなり、又石づきを、後に小尻とはいふなり、又栗形を中昔下緒通しと呼びたりと云ふこと見ゆれども、このものは其名古にかへりて近世栗形とのみなべていふなり、

劍法略記二

○體配

武夫は行よりして容儀も體拜もあしくてはすむまじきことなり、されば種々の敎も誡もあるがうちに、禮式といふもの、ならはしはよきにつけあしきにつけつゝ、なべての掟ありて、其式法によりてものはさだまりとゝなふものなり、體配といふことは容儀とつゞきたることにて、古公けすがたともいひ、又體配とも其名をよびけるに、（古書には體配體拜と見えたり、帶佩と書くは後に見えたり、）後世體拜の名は弓矢の式法にのみ殘りける、夫より物の扱ひざま進退立居などの事はしつけ方と云ふ事とはなりて、其名二つに分れたり、體配といふはすべての物のあつかひよりして進退立居まで、古は體拜といひしことにて、弓矢のあつかひ的射る時のみの式法に限りたることにはあらず、明暮のことに付けつゝ何ごとも順のまゝに物を扱ひ、かたちのくばりよくとゝのふるをいふことなり、されば行正しく、そが上にこの體配をよくせずしてはならざる

ひをはじめ、とり〳〵に工みを盡したるをこのむもののあれど、夫が中には身のほどを忘れたるもありぬべし、本用と嗜みとを忘れて、世には好むと好まざるとの別より、貴人にもいさゝか見どころなき次々なるを、夫と知らずしてあると、下ざま人にもうらうへの違ひにて好めるより、黃金など集めたるに工みを盡して、世に多からぬ貴人の弄びとすべきを、とりどりに集めものしたるもあり、されど太刀刀などに好むと好まざるなどいふもの、などがありぬべきに、ともすればかくはなりゆくなり、すき好むと、さもあらぬなどいふことは、物にもよるべきなり、ものの具太刀刀の上にさることの有るべきものにはあらず、されば其見どころなきも、工の心をこめたるも、ともにこゝろづきなきなり、又其見どころなきに似て見どころ有ると、花やぎたるにも其しなしざまによりては、工みを盡したるに似ておもはしからぬもあり、そは人々の心得あるとあらぬとより分るゝなり、本義をこゝろとして装ひたるは、品くだりたるも、其花やぎたるにまさりて尊く見ゆるものなり、又今世には刀脇差を共に太刀のさまにせしなどもあり、古にははき添の太刀とて、太刀を二振はきし例はあれども、夫とは大にことたがへり、今の刀脇差にうつりて、脇差をも太刀のかたちざまになし、刀をも同じくするは、かぎりなく物のわかちを知らぬなり、武夫の家に生れて其家のならはしごとを露知らで物ごのみするよりは、種々のひがごとのみ出でくるを、夫と心づきなきものは、次々に眞似などするものゆへに、恥しきさまなるも世に多く見ゆるなり、今世にはふつにあらぬことなれども、打死したらんには、首にそへて太刀刀は、人の手にもわたるべきことの有物なれば、品ざまのよしとあしきには係らず、かまへて物すべきことなり、腰物のこしらへざまによりては、其さしぬしの心の奥も知らるゝなり、かへすがへすも品くだれる物をとり集めてつくりなしたるも、其さまによりてはたくみを盡したる上なきよりも、かへりて尊くあはれに見ゆるなり、心にかけて、わらはれ草とならざることを思ひめぐらして物すべきことなり、又柄のかたち長短のわかちを初め、目貫目くぎ切羽はゝき、つばのことゆへつかの卷ざまなどのくさ〴〵のことは、こゝには省きて記さず、た

て知るべきことなり、其名はいさゝかのよりどころにつけつゝ名付たるに、後世なるは其名賤くして、太刀刀の名には似つかはしからぬかた多し、又古より其名は御國ぶりなるに、後世には異國めきたると賤きかたに流れたり、太刀刀の名はいかにも優に雅に付たるかたこそよけれ、こと知らぬものはおのが心の闇にまぎれて拙き限りなるなどもあり、然はあれど慶長のころ迄は心あるものはとり〴〵に其名をつけたるに、今世にはおのれらどちはいふも更なり、貴人などにも、太刀刀に名など付ていふはいと稀なり、古今の人情に二つはあらざるべけれども、末葉に分るる心は大に違ひありて、古人はいかにも心高く賤きかたはなきに、近世は賤しき下ざまに下りて、尊きかたには心をやらず、心おごりといへば衣食住居などに心をば盡せども、其さま皆賤しきかたになり行て、下ざまの寫しごとをばなすかた多し、されば武夫の晴とするなる物具太刀刀弓矢馬鞍などの事に心をとめて、恥なきやうにせまほしとおもふものはいと稀なり、古は太刀に限らず弓にも矢にも鎧にも馬にも又後世槍にも、心あるものは皆呼名を付たるに、今は大かた人にはあらぬことなり、武夫のたしなみは貴きとなく賤きとなく、身の程につれつゝ心得なくてはすむまじきことなり、しかるに今世にはまれまれ物に名を付けもしてあれば、大かた人は事を好む愚人のやうに云ひなして罵るものもありぬべし、されどいかに其嘲は受くるとも絶えて恥なきことなれば、心を古にかへして、家のことわざには心おごり有たきものなり、衣食住などをはじめすべての調度などは善を盡すとも、用意たしなみ有べき物の備足らず、物をも選ばで置くこそ又なき恥ならめ、されば我敎子よ、心あらむものは物よく選びて、人はいかにいふとも太刀刀は一振ごとに物にたとへなどして、名をば付置べきにこそ、

〇太刀のこしらへざま

衣食調度押しなべて人々身のほど〴〵につれて、善くも惡しくもすべきことは誰人知らざるはなし、しかはあれども心にかどなき人は、好むかたにひかれて身のほどをば忘れ果てゝ、過たるかたへ赴くものなり、太刀刀の金具も夫と同じく、ともすれば弄びものとひとし並にするより、猛き毛ものなどのたぐ

○歩行遣ひの太刀

長さは人々の量によれども、手にだにあはゞ、一寸も長きを持つべきことなり、なれども人多き中などにはあつかひ惡しければ、短きかた利あるべしとおもふことも有べし、常にあつかひならして長きを短きが如く扱ふべし、又歩行遣ひは、そりのあまりに深きは、撃ち込む時上ぶりてよろしからず、されども又そりなきには大にまさるなり、そりなきは強く物に觸るれば必曲りもし又折れもし易し、直なるは必忌むべきことなり、これらの別は能く試みて其良否を委しく知るべきことなり、

○古劒を知るべきことはり

つるぎは神代の古より種々の名聞へたり、其御劒を始めとして其名を知り其物の殘りたるは能く見知るべし、稀々には神代のものなるべしなどといふものを土中より得たるなどもこれかれあり、夫が中には形の同じきも又等しからぬもあり、又神代のものなりなどと物するに、後の世のものとおもひなさるゝもあり、又石劒などもありて、近世はふつになき物も古に多し、又後世なるには神々の御社寺々などにも傳はり、又家々の祕藏にこめたるもあれば、尋ね求めて其ものを見、遠き國などにあるは圖など寫せしもあれば夫をも見、又書にのみありて形なきは其書をも見、又古畫にもよりて見知るべきことなり、かくしつゝ古今の違をも考へ、時移り世變るによりて、古にありしものの後世になきと、後世にあれども古なきとの別をも辨へ、古今を知りて其良否を考へ良をとり否を捨てゝ、そなへをば嗜むべきことなり、又古今を尋ねて新らしきを知ることはこの常の一つの學びなり、世中騷しき時には兎まれ角まれ、今打續き治まれる御代の御惠には、何ごとも知り得る暇あるなれば、心にだにかくればおのづから隈々殘りなく知らるゝことはいと爲し易し、古戰國にだに其名の世に聞ゆる人に物知らぬは絶えてなきこと也、心あらん者は一己のはたらきわざを旨とすべき身にも、武家のならはしはくまぐ\尋ね知るべきことなり、

○太刀に刀に名を付ることのよし

神代の昔より何々の劒などとて上つ代のものに呼名をつけざるはなし、又中昔にも夫より後にも其習はしによりて夫々に名を付けたることは、書どもを見

○さげざやの刀

これは長さ五六寸もありて、柄にも鞘にも金具を付け、栗形をもかねにて造り、くわんなどを付け、合口にして、柄も鞘も塗りて、其かたち腹劔にたぐひたり、鞘尻も丸くして、長き打紐を下緒として、夫に火打袋を付て置ことなり、これは世をさりたる入道などの用意する物なり、此ものは軍陣にも平日にもただ人の帶する物にはあらず、又近世には入道などにも用意せし人稀なれども、刀の部類なれば、この書の一條とはするなり、

○はき添の太刀

はきぞへの太刀といふは、大兵大力の者など一振普通のごとく太刀を佩きたる上に、又一ふり大太刀を添て二振太刀を佩きたるに、其跡より佩きたるをはきぞへの太刀とはいふなり、此はきぞへの太刀のはきやうもいさゝかならひなり、古には太刀を佩き添へたる人これかれ見えたれども、後世にはこのことなし、槍のはたらきを専らにしはじめたるより、古に違ひしかた多く出きたり、

○をひ太刀

これも太刀は一振佩きてあるに、大太刀を肩にかけて斜に背に負ふをいふ也、この負ざまにもしざまあり、これも佩き添と同じく、後世にはなきなどいふ人あれども、かの野太刀長まきなどいふものは、多く負ひたることなり、古は太刀のはたらきを旨としたるに、後世には槍に一二の功名なども出きたれば、人々槍を扱ふなれば、夫より佩きぞへも負太刀もせし人おのづからなき事とはなりたる成べし、されども軍陣は人々の得道具を持て出ることと定りたれば、人々の心によりて、必せざることに限りたることにはあらず、

○馬上づかひの太刀

太刀は長くも短も人々の量のまゝにして帶することなれども、夫がうちにわかちあり、馬上に扱ふべき太刀は、殊に長きをよしとすること古傳なり、短くては行合ひ乘違ひに擊つにも拂ふにも屆きがたしといへり、又おのれ馬上にて歩行の者との戰にも、太刀は長きがよしといへり、又馬上にはそりの深きに利あり、そり淺きは先下りて扱ひに失多しとの傳あり、

○刀脇ざしの名のわかち

今世いふ刀は、古へ打刀とも鍔刀ともいひし物なるに、後世には刀とばかりこの名を呼ぶこととはなりたり、古へ刀といひしは前に記せる如く鞘卷の刀のこと也、又後世に脇ざしといふは、このもの名のみ古に同じけれども、かたちは變りたり、されば其用も違へり、古脇ざしといひしは前に記す守り刀なるに、文明の頃より其ものを鞘卷に代へて帶へさすことの、下ざまより始まり、其風ひろまりて、次々にうつり替り、後には鍔をうち柄を卷き、寸も大に長くなりたり、古へに變らざるは下緒の短きと鞘尻の丸きかたのみなり、寸をのべ鍔をうちたれば其用はうち刀にして、ことは鞘まきを兼ねたるなり、

○小さがたな

今世にちいさ刀といふ物は、古へ打刀鍔刀といひし物なり、いづれの頃よりか是を小さ刀とはよびけるにや、是はうち刀を刀とのみいひはじめしより、其刀とのみいふものの短きものなれば、小さ刀の名はよびそめたるべし、古へは小さ刀といふ名なし、されども鞘卷の短きをば小さ刀といひたるなるべし、太刀も長きを大太刀といひ、短きを小太刀といひ、其中ばなるを中半太刀といへば、又大打刀大さやまきなどと、夫々の形の大小によりて云ひしことはこれかれ多し、

○下緒の付ざまのことゆへ

太刀の緒の付方又佩くべき時のゆひ樣、うち置く時のおさめざまなど、又今世の刀脇差のむすびかた、刀を太刀にかへて佩くべきしざまの種々、こし當にさしたる時のをさめ樣、鞘卷の下緒のむすびかた、さやがらみのしざま、犬まねき付けたるは、夫へかけてのとめざま、守り刀の緒のむすびざま、とめざま、夫夫につけつゝ同じきも又たがへるもあり、これらのことも委曲しからざれば濟むまじきことなり、

○袋の緒のこと

太刀刀のたぐひすべて袋へ入置ことは古へよりのならはしなるに、其袋の緒にむすびざまのならひあり、かゝるはしぐ〵の事は知らずしても濟むべきことと思ふ人も有かは知らねども、太刀刀に付きたるふしぶしの事は、何ごとをも知らずしては濟まざることなれば、この事もいさゝか記し置ぬ、

とは其わざの前なるをいふこゝろなり、又此物を鍔刀といふは、かたなといふは合口にてつばなきものなるに、此ものはつばをうつ故に、まぎれざるためにつばなき刀に對して此名を呼びたるなり、今刀といふは則ち古へこのうち刀鍔刀といひし刀なり、

○鞘卷の刀

鞘卷の刀といふは、長さ九寸一尺もありて、鍔をうたず、合口にして、長き下緒をさげ、其下緒を鞘へ卷て、組うちの時片手にてぬくに、鞘ながらぬけざる樣に留るなり、此物鞘尻角にして小柄小刀笄をさす、柄は白鮫にしてはなし、目貫をうつを常の料とするなり、又小刀をさゝで笄のみをさすもあり、軍陣へさすべきは白鮫にはせず、手だまりのために柄を卷べきことなり、されども塗鮫唐木柄などにもして卷かざることは、人々の好みによるべきことなり、短きものなれば强ひて手だまりにも及ばざるこゝろなるべし、又軍陣へは笄をばさゝで、小刀ばかりさすも、是は其所によりて諸用多きものをさして、用なきを省きたり、この物を古へには平日軍中にもいさゝか身を離さずしてさしたること、今の脇ざしのごとし、故に脇物といへり、此物は一物多名なり、本名は鞘卷の刀といふなるを、刀を省きて鞘卷ともいひ、鞘卷を上略してたゞ刀ともいひ、前に記したる如く常に腰を放さざるより腰物ともいひ、又合口とも、さすがとも、腰刀などともいふ、此ものは組てさし通すを本用とするものなれば長きを好まず、一尺をかぎりとはすることなり、

○守刀

このものは長さ五六寸にして、柄鞘を錦織物金入の類にてくゝみはなし、目貫をうち、笄ばかりをさし、鞘尻を丸くして短き下緒を付け、懷中の左の方へ片寄せてさし、下緒の先をむすび置て夫を帶の下へはさみ置て、是も組で片手ぬきにする時、さやながらぬけざる樣にするなり、これは常のたしなみの用意に、衣中の脇へ隱して見えざる樣にさす物なり、故に隱劔ともいふなり、又外に物なき時の用意に備へ置くなれば守刀ともいふ、又脇ざしともいふ也、これは懷中の脇へさす物なれば此名あり、又懷劔とも腹劔ともいひて常に用意有べき物なり、婦女のみたくはへ置くべきものにはあらず、

これは物をたち切ものなればかくはいふ也、夫よりして太刀の文字を書たり、物には其かたちと品によりて同じたぐひなるも夫々に本用あるに、このものは、かたち長く截ら切ることを旨とすれば、太刀と書てたちとはよませたり、ふとといふは物の大なる名なり、

○刀のよび名

かたなといふは、つるぎの兩刃に對して、かた〳〵刃あるをいふ名なり、さればかたばといふべきを「は」と「な」と違ひていふは轉じたるなり、此例種々多し、大かたにいはんには、かたなといふは刃物の總名なりと知るべし、つるぎの外は皆かた刃なればなり、

○腰のものの名のゆへ

腰のものといひしことは、古へは鞘卷の刀にかぎりていひしことなり、其故は、太刀打刀は必ず從者に持たせ置て、内にも外にも古へはさや卷のみを腰に離さずして差したれば、腰物とも腰刀ともいひならはしたるなり、後世は今のわきざしといふものと、古へ打刀とも鍔刀ともいひし刀をさしそへて出行をもなし、又客屋迄も手に持て行き、腰もとを去らず引付けて置く、世のならはしとなりたれば、いつとなく名みだれて今いふ刀も脇ざしをもをしこめて、二つながらこしのものとはいひならはしたり、古の有さまの後世にいさゝか殘りたるは、當直の者の外は今登城の人々御玄關の前にて刀をぬきて從者に持たすると、又使者などの從者に持たせ置と、此二つのみいささか古例のかたかどあり、

○大小といふ名のこと

古へにはこの名なし、慶長の頃より呼びならしたるにや、そのころ書に初めて刀わきざし大小といふこと見えたり、太刀をはかせといひ、弓をとらしといふの類なり、武家に大小といへば必打刀と後世の脇ざしのことと人皆知るは、その物ををしこめて心得る也、

○打刀鍔刀

打刀といふは今刀といふものなり、これはたち切といふよりはかろき意にて、其物太刀より短く（後世太刀と同じ寸なるも、又太刀よりも長きあり、この條には古へのさまをいふなり、）其業も おのれるに よりて、太刀に對してうち切を事とするなれば打刀とはいひしなり、たつとは一刀兩斷するこゝろなり、うつ

あり、此ものは太刀刀のたぐひにはあらねども、必付くべきものなればいさゝか記し置ぬ、

○うでぬき

うで貫は鍔へすかしに穴を開けて、夫に革緒の長さ一尺八寸計なるを通し、先を鞭結びにして付るなり、太刀には頭に此ものあれども、今世にいふ半太刀の頭又は打刀には此ものなければかくは物するなり、又鍔に穴なきは柄へ結び付もすることなり、これは雪霜の中などにて、手先凍え覺へなくして取落すまじきことのなきにしもあらねば、此うで貫をかけて扱ふべきことなり、これは歩行にも馬上にもすべきことなり、馬上遣ひには殊に此ものをかくるに利ありと傳たり、

○つるぎの名ゆゑ

つるぎといふ名は、刄業良くて撃つに拂ふに突に滯ることなく、つるりとさゝはりなく切るゝものなればつるぎとはいふなり、俗に物のさゝわりなきをつる〳〵する〳〵などいふに同じ、つるぎの「き」は切るといふことにて、切るの「き」文字なり、草に「つる」といふもさゝはりなくのぶる故の名にて、其こゝろ同じ、又つる〳〵つれ立などいふも同じ言葉にて、このころも又同じ、つるぎに劍の字を書くことは、御國のつるぎといふ物は則異國の劍といふものなれば、後世文字渡りてこと國の文字を用ひしより、劍の字をあてゝつるぎと訓みならはしたるなり、されば劍の字につる〳〵ときるゝのこゝろなし、たゞ文字をかりたるのみなり、

○御劍といふ名のゆへ

つるぎといふは古へ兩刄なるに、太刀に刀におしこめてつるぎといふことあり、是はつるぎといふ名を美賞と後世したれば、貴人の太刀刀をば御劍といふこととはなりたるなり、

○御はかせ

御はかせといふは太刀に限りていふ名なり、是も貴人の太刀をいふなり、私のをばたゞはかせといふなり、御はこれも美賞のことばなり、はくべき物はあまたあれど、太刀を最上の物とすれば、はかせと云へば太刀のこととおのづからなりたるなり、これは弓をとらしといふに同じ、此類いと多し、

○太刀の名

べし、又鎌倉下緒とて、片かたへ蛇口の輪を付て普通の長さの半だけにしたるあり、是を半下緒ともいふ、下緒の本用をしらざるものは、種々のことに此ものを用ゆるなどといひなして、ひがごとを人にも傳ふるもの有り、時として用ゆるは本用にあらず、本用をしらずして外ごとをいふはいとみだりなり、

○つば袋

鍔袋は雨露のしたゝり、鞘口へ入ざるために掛くるものなり、このものを柄よりしつけにしたるもあれどよろしからず、取置にして時としてかけはづしにするかたたよりよろし、つくり様は鍔の大さにならひてさや口へかくるほどにすべきことなり、このものは小紋革、あい革、黒がはのたぐひを用ゆることさだまりなり、

○尻鞘

尻ざやはこれも雨露にあひたる時しめりの鞘へ入らざる爲にかくるなり、軍陣にも又は狩場にも掛ること例ひなり、此ものは虎豹熊鹿のたぐひにするに、虎と豹とは古へより其人にあらざればかけざることなり、熊は又夫に次ぐ、平士は猪鹿のたぐひたるべし、猪は白猪、鹿は夏毛秋毛秋二毛いづれをも用ゆるなり、

○見せ鞘

見せざやをかけたることは古へに多し、其さき古傳を見て知るべし、書には夫木抄の歌のみにてたしかなる證を見ず、このものは名のごとくかざりに用ひしのみにて、雨露をいとふなどやうの故にはあるべからず、其かたち種々あり、

○引はだ

下ざまの者は尻ざやに此ものをかへて雨露をいとふべき料に製りかまへたるなり、常の旅行にも軍陣にもかくるなり、又此ものへ何にても印を付置きて、家々の印をさだめ、袖印のごとくすること定りなり、

○火うち袋

このもののかたち色々有れども、石かまの出し入れにたよりよきを用ゆべし、このものは常には鞘巻に付け、軍中には太刀に付くること定りなり、又火打袋は營中或は貴人の前などへ出る時には憚りて付くまじきこと掟なり、古に宿老入道などは格別、其外外のものは主人又は貴人の前には付くまじとのこと

づかひにするものなれば、長きも一尺九寸をかぎりとはするなり、夫より長きは片手遣ひにはなしがたければ、両手がけとはすることなり、又鞘巻は九寸より一尺を限りとして、夫より長きはさゝぬことなり、又懐劔は五寸より七寸をかぎりとすることなり、

○小柄小刀笄のことゆへ

小柄小刀笄は鍔刀又鞘巻の刀へ差すべき物なり、古は軍陣へさすべき料なるに小刀計をさし、營中へさすべきには笄のみをさしたることにて其差別ありしことなり、然れども營中へも軍陣へも二つながらさしたるかたもあり、軍中へ笄計さすことはあらぬことなり、腹劔には必笄計さすこと定りなり、これは表ざしにも裏ざしにもするなり、應仁の亂れの後、戰場の風俗の推移りて物の掟もみだれ、今の脇ざし專らとなり、夫にも小柄小刀をさすこととはなりたり、又古へ軍中に差す小柄には、上に穴を明けたると、くわんを付けたることなどあり、皆利用有ることなり、笄には耳かきの有るも無きもあり、又わり笄あり、此ものは慶長より後の製なりといふ說あれども、夫より前かたなるものあり、又小柄へ耳かきを付たるもあれど、これは稀なるものなり、又笄を裏へさすもあり、これは小刀をさゝで笄計さす時のしざまなり、これを裏ざしといふ、裏ざしは紋を逆に付るなり、此本用は髮の亂れたるをかきつけ、又は髮のうちのかゆきをかくべき料なり、耳かき有は耳の內をもかくべきためなり、笄といふ名はかみかきといふ轉語なり、此もの理髮の具なり、又小刀の主用は、軍中にて首をも取り首札の緒をぬくべき穴を明る爲なり、其外の諸用は時に臨みて何れにも用ゆるなり、小刀は軍陣に用多く、笄は營中に用多し、

○下緒のことゆへ

下緒はとりどり柔かきを好むべきなり、固きはしまりがたくしてとけ安し、此もの今世普通の外に革緒を用ゆるなり、革はあい革、黑革、小紋革、いづれも用ゆるなり、錦革は用ひざること古への掟なり、此錦革は身分によりて用ゆるなり、又織物の類をも太刀には用ゆるなり、さや卷の刀にはひきめ下緒を付くるを本義とはするなり、これは黑革へ朱にて蕨手の如きものをゑがきたるなり、此外色絲、段ぞめ、まだらの類は營中へ帶する料に付くることは好みによる

定りはなけれども、大かた二寸三寸もなみ〳〵より長くし、又は五七寸一尺も長くすること有べし、又馬上歩行ともに其あつかひざまに種々の習ひあり、昔田宮の長柄に得あることを知りて、諸家一流に長づかにせしことあり、今又清音が此長柄を敎へ子につたへしを見まねして、其ことのよしあしはしらず、流派の掟を破り長柄をつかふものこれかれあり、田宮の長劒長柄のことは、干城小傳（武藝小傳といふ）にも記しあれば世人のしれることなり、

○長まき

長卷の名は後世呼びかへたる名なるべし、古書に此名見えず、この物を淸みてなかまきとも、濁りてながまきとも世にはいへり、中と長とは其こゝろ大に違へり、おのれが傳には長卷といふなり、又野太刀とも柄太刀ともいふこともこれかれ聞けり、此ものは大太刀へ長柄をかけたるなり、古くも此ものありけれど、元龜天正のころ專らに用ひたれば、其ころのものの殘たるを今に傳へたるもの多し、長まきは長刀と太刀とをかねたるものにて、太刀の長き身へ、普通の柄より長くして耳下の長刀の柄に等しきをうち、夫を卷きたる故に長柄卷といふべきに、柄を中略して長卷と名をよびたる成るべし、この長卷の製は人人の量によることなれば定めがたけれども、先づは三尺の身へ二尺三四寸の柄をうち、三尺五七寸なるには三尺の柄をうつこと大かたの例ひなり、柄三尺より長きは身の至て長きにはうつべけれども、先づは三尺をかぎりとは傳へたり、柄に人々の丈斗（たつまい）のつなどいふこともあり、このものの柄のしざま製へざま、又あつかひ手ならすのはたらきわざなどは、委曲傳へ書これかれあり、

○長短の差別

太刀刀の長短は流派によりては定寸などいふこと有りと聞けども、おのれがつたへにはさせる定りなし、たゞ人々の身のほど〳〵の量によりて夫がまゝにすること掟なり、古傳書にも、太刀は手にだにかなひなば一寸も長きをよしとし、勝つこと一寸まさりとの記あり、業學びを能く習はして先師の掟を味へ知るべし、されば清音は長刀をつかひ習はすことを旨として敎ゆるを掟とはするなり、又今世にいふ脇差にも定寸といふことなし、されどもこのものは片手

け、次に中なぐらにて前の砥めをさり、夫にこまなぐらをかけ、夫がうへにあはせ砥をかくる順とはするなり、されどいさゝか刃先のひけたるのみなるは、あはせ砥のみを引て刃を立るなり、又ほうの木ねたば、炭ねたばなどのあはせやう有り、委曲は度々刃を合はせこころみざれば知りがたし、このことのしざまに、おのれ数多度こゝろみて考へ得たりとおもひ極めたるつけざまあり、又ねたばは砥石ほうの木炭などを用ひず、何にてもあり合ふものにて假りには付くるものなり、されど刃かたくかけ易きものは、砥にて付けざればよくは立ちがたし、このことにつけてはいさゝか論ひあり、

〇よそほひ

太刀（太刀といふは巻太刀をいふ、近き頃鞘巻の太刀と誤りいふ太刀なり、）打刀（今いふ刀なり、古へ打刀鍔刀といひし刀なり、）鞘巻刀（此もの一物多名なり、委曲は後に記す、）腹劔（懐劔、守刀、又脇ざしともいふ、）長柄（打刀のつかを長くしたるなり、）長巻（長柄よりも又長きをいふなり、）曲づか（つかをまげてするなり、）直づか（つかにそりなきなり、）など夫々によりてよそひのしざまにならひあり、其しざまによりては利と不利との分ちあれば、よく心得て辨へ知らねばならざることなり、劔あつかふ手ぶりの業をば能くするとも、かゝる事を精しく知らざれば人笑はれともなり、事に依り時に臨みては不覺を取ることなどあるを知らずしてあるは、又なき恥なり、あらく其大かたを云はんに、鍔などをば厚くし、鞘金具、柄金具など堅固にせんとの僻覺えより、かね厚にしてしかも胴金などしげく入れたるは、重みのみ添ひかさなりて益なきことなり、又大なる目貫を好み又は出し目貫などにもしたるなど悪しきを、其心づきなくするは殊にくらきなり、又柄のかたちさま巻かたによりて手だまりのよしあしあり、其外切羽はゞき帶とり栗形の居どころ、其物々につけつゝ、夫々のしざまあり、又曲り柄直づかの例ひに、大かたならぬ利と不利とのわかち有り、其外よそほひのことには種々のことども多し、そを數へて一わたり記さんにも、事長ければこゝには省きて記さず、

〇長づかのことゆゑ

長柄は、大太刀にも中半太刀にも小太刀にも又打刀にも、夫々に普通の柄は大かた長さの等しきに、其格をはづして長く造るをいふなり。この長づかに得多きことは傳書にくはし、こは其長さ何寸程といふ

にたてをたつといふは研の上の言葉也、砥めを揃へてむらなくするなり、是をむぎわらだつとも銀しぼだつともいふ、又うづらふとて砥にてきしり、こまかきとぎめをうづら鳥の名なり、の紋の如く揃てとぐなり、是らの砥かずとぎ數をかさねてより、あはせ砥世にかみそり砥といふなり、をひたすらにたてにひきて、夫より上引にて二種あり、地刃を分て引き、次に仕立とてぬぐひを入れ、帽子をきり、しのぎの上とむねにみがきをかくるなり、このぬぐひといふことは、慶長のころより初めしことにて、夫より前にはなき事といへどもたしかなる證をしらず、ぬぐひには、つしまぬぐひ、赤間ぬぐひ、はだぬぐひなどのわかち有り、つしまといひ赤間といふはともに硯に造る石なり、はだといふは鐵の火はだなり、夫々に品々の製法ざま、合せかた有り、油にて柔らげ綿に付けて刃へすりこむなり、又ぬり砥、水じたてなどやうのしざまあり、とぎのもとは肉置をかなめとはすることなり、肉おきあしくては刃業よきもかけこぼれなどもし、又は切れざるなり、又とぎ惡しくては、地鐵を始め刃紋、にほひ、うつりなど見えがたし、されば刀えらびを審に知らんには、とぎするわざはなさずとも、其ことゆゑを精しく知らざれば辨へがたきふしあり、又ぬぐひの入樣にて地色種々にまぎれて、善きを惡しく惡しきを善きやうに見まがふことなどありて、くはしく其まことの情をば見分がたし、

○ねた刃のことざま

ねたばといふはひけたる刃を付るなり、何の故にねた刃といふにや、此名義には辨へがたし、このねた刃といふは髮そりの手合せとおなじ、戰場などには絶えていらざることなり、しもの、こもり者、はなし打などにもねたばは付けざること多し、たゞためしなどには古くよりせしことあり、刀の刃は引き易きものなれば、引きたる刃を直して刃業をよくせんとするわざなれば、刃のひけてあらぬはこの事には及ばざることなり、居物のためし試みは折れまがり刃味を試みるならはしなれば、刃をよくたてゝ夫が上にて切こゝろむることこそ例ひなり、ねた刃のあわせ樣は、鍛へにより火のほどによりて刃の堅きとさもあらぬとのほど／＼によりて、きりにもきりといふは横に刃を付るをいふなり、たつにもたつはたてなり、筋かひにも付ることとならひなり、このしざまは、先じよふけむじ砥石にて筋かひにつ

をもとめ、或はほりはだとて樋のごとくそこらほり窪め、又穴をあけてけだをつくりなどして刀を作れども、實は形の似たるのみにて刀にはあらぬを、なかごを腐らし銹を付け、目釘穴など三つも四つも明けて置きたるもあれば、又古き中ごを切て其先へうちつぎにもし、又古ごみを先にいさゝかすり殘したるさまに造り、或は銘を寫し切置て腐らし、短册に入れなどもする也、此たぐひのあしきわざをとり〴〵にするに、又かた物などためし見するとて、手もとをば丸刃に肉を多くつけ、中より上は刃肉を薄く落し置て、夫が上に赤がねを一寸四方程にして、中に二分ほどの深さにやすりもて刃道を摩り置きたるを、火に入てあかませ、其刃道へ刀の中より下の刃を入て引き刃先をなまし、かけざる樣にして、細きのべがねを切、又は鹿の角など打かきて、物知らぬ人を驚かし欺くに、又藁など切も見んとする時は、中ばより先の刃肉を落したる方へ刃を付て切なり、この外にも色々の巧みを構へなして、人を限りなく欺くなり、又近き頃はぼうしに燒なき物を總には燒直しせずして、そのぼうしのみを燒つぎなどするものもこれかれあり、これらの事はきたへの事にはあらざれども、鍛冶のすることなれば、かゝる惡しざまの事も知らずしては欺かるゝことのあるべければ、よく辨へて夢々見まがふこと有べからず、かくざまのことをなす鍛冶に欺かるゝは、武夫の二つなき恥なればなり、

○とぎのわかち

太刀刀をとぎするわざは知らずしてすむべきことなれど、刀を選ばむには、此ことよくはせずとも一わたり心得ざれば見分がたきことあり、まづ刀をとぐには、打おろしのはじめは、をれぐい砥（世にいふあら砥石なり、）にてよく〳〵地むらを取り、大かたに刃をも付、しのぎぼうしのかたちを定め置て、次に伊よ砥（白き砥石なり、）にて前のとめを取りつゝむらを直し、夫よりじよふけんじ砥（黄色なる石なり、）にていよ砥のとぎめをさりつゝ、猶もむらをとり刃をも付け、又次に中なぐら砥（白き砥石也、）にてとぐことなり、初めのをれぐいより是迄は、いづれの砥石にても皆筋かひにとぐこと定りなり、次に其中なぐらにてたてにとぎて筋かひの砥めをとり、むらをとり、又次にこまなぐらにて（中なぐら砥のごとくにて、石のめのつみてこまかきなり、）すぢかひにとぎて前のとめをさり、夫がうへをたてにとぐ

紋を付くるに、もとめて肌をあらはし、又は刃紋の花やぎたるを好み、置土へらどりみらどりなどをするに、今は刃紋を型に造り置て土をぬりなどするぞ、ならぬ色々のことを考へ出してつくり、燒刃をなせども、そは實にやくなきわざなり、其本とする地鐵をよくする業をなし得ずして、いかに肌をつくり刃紋の花々しきも、なにかはなりぬべき、かねよきはおのづから刃わざもまさりぬるなり、其本あしくては誠の本用はなしがたし、大かた人は其本に拘らず、末葉の紋様にかゝはる故に、寫繪の如くには成るなり、きたへに分ちはあれども、其本は鐵を選ぶと、よきほどにわかし鍛ふると、燒刃を燒ときの火などの過ると足らざるとにあることなれば、この事能く整ひたるにあらざれば良劔は造りがたし、又きたへはまさめにも夫々のわかちあり、板めにも種々の分ちあり、其外きたへはいづれのはだにかゝはらず地鐵を選びて、うぶぎたへ、かくのべ、甲ふせまくり、四方づめなどの仕方あり、鐵惡しくてはいづれのきたへも宜しからず、又づくおろしなどいふも有り、夫が中にうぶぎたへは、鐵殊に良くしてわきのほどよろしからぬは折れ易し、又づくおろしのきたへの、今はこれかれあれど、こは兎にも角にもあしく、其外は何れも鐵を選みてすぐれたるを刃とし、上がねとし、次なるをよく柔げて中に入てよきほどに燒たるは折れ曲りなく、刃業もよき刀とは大かた人のつくれるも成なり、武家にはもとめて鍛をなすべき暇もなければ、此業をするには及ばざることなれども、きたへの事も一渡りは其しざまをも知るべきことなり、このことも劔を選ぶべき一つの助とはなるわざなれば、心を留めて大かたに見もし聞もして、きたへの分ちをも知るべきことなり、又今世の鍛冶はとり〳〵にえも云はれぬ種々のあしき業に馴れて人を欺くもののみ多ければ、彼等に欺き計られざることを辨へしるべし、欺かるゝは欺くものの咎ならずして、欺かるゝ人の過なりとして恥つべきことなり、其惡しきわざをしつゝ欺くことの大かたを云はんに、剛鐵の下が下なるを探し求めて、づく鐵をおろし交せ柔鐵（なまがね）をも加へ、夫が中にはおろしがねにしたるをも合せて上がねとし、古鐵の殊の外に用ひがたきをわかして中に入れ、なかごへつぎ、又は赤がねを入れてはだ

ることなり、かゝる業をするは賢しら人の人を惑はし欺く爲めの巧みごとなり、この事は御國の古書などには見えざることなるに、近き頃は此事を言出て人を迷はし欺くもの有るは、かの相劔といふにかへて重代の良刀を捨てゝ、かゝる益なき事に迷ひて又なき物と思ふもあり、誠にけしからぬ事ならずや、治め平ぐるにも又亂すにも共に用ゆる刀に、かゝる事の有るべき事はなきわざなり、今世に物する相劔のしざまをいさゝか云はむに、其もと觀相によりて言を設けたれば、八卦を初め四季などに配り合はせ、夫より相生相剋を論ひ、刃紋を五行に譬へことよせ、長短を唐尺とか云へるものに當てもするに、倚夫に付けつゝ、種々のあとなしごと迄を云ひなして、ことごとしく物すれども、更に刀の本つことの地鐵を始めとして、善きも惡しきも又折るゝも曲れるも切るゝも切れざるも厭はざれば、露しらずなむ有ける、又異國の書には、其人にあらざれば刀の祟り禍ひを受くるなど云ふことあり、此事も御國の古へはあらぬことなりしが、後には早やこの事をいひ出したれども、今云ふ相劔とは大に違へり、其證は正和の頃の書に、此作主を嫌ふなどといふこと彼是見えたり、されば其前よりかゝることはいひ出でしと見えたり、相劔などのことに惑ひかゝづらふ家には、ともすれば怪しきことの出でくることあり、これ其實は怪事にはあらず、常あることなれば、物に拘らざれば心も付かざるに、絶えず迷ひて心に迎へる故に、無きことを見出し聞出して怪しき事とはするなり、さればいやましに心惑ひして事々に迷ひ居れば、夫につけつゝ狐狸などもさゝゆること有べし、皆わが心の定まらざるよりして樣々のことは出でくるなり、人の身によきことのみ有るべきことはあらぬに、聊かの事につけつゝ物のたゝるなるべしなどと心づくは、武夫にはあるまじきことなり、世にいふ相劔などにかゝづらふ心の出できたらんには、いち早く法師ともなりて刀を捨たらんかたこそよけれ、

○きたへのことゆゑ

つるぎの鍛へざまは、古へより國々のならはしによりて種々にわかれたれども、共に折れ曲りせずして刃業のよきに止るなれば、いづれのきたへにても善くだにあらば論ふべきことなし、然るに早くより地

折れ易きもの、曲り易きもの、缺ける刃、こぼるゝ刃、切れざる刃などなり、又見ゆる疵にも厭ふべきとさもあらぬとあり、又厭ふべき疵も有、ところによりては許すべき處あり、武夫の刀の選びを知らぬは、闇路を燈火なくして行くが如し、今世には劔扱ふ業には疎きのみか心にもかけず有りながら、刀を好みて數多集むるものあり、又其業を事として學びの親などする人に、聊かも善惡知らで選ぶべき心づきなきもあり、かゝる人を見聞して世人はいかに思ふにや有けむ、己には心ゆかずなん、尙此事を云はんに、古より有りと有る銘鑑の書を始め、掟帳などを見て、鍛冶の名をも國所をも知り、地刃の紋様、かたちづくりのさま、やすりめ、銘の切ざまなどを見知りて大かたには知得ることとなれども、世の目利に流るることなかれ、刀の本國は其本地鐵によることとなれば、初より其を旨として知る時は、自ら外事は知らるゝ業なり、やすりめなどの事はたとへ見知りたるとも何にかはせむ、古作名あるものは大かた磨り上げてあればなり、たとへ初のまゝなるも、古作はやすりめのあらはに見ゆるは稀なり、又いづれの國何某が作なりと世の鑑定者など云ふものは、名を指して當るわざを旨として誇りぬれども何かはせむ、折れまがりなく缺けこぼれせずして刃業の勝れたるを知るべきことこそ本義なれ、その心を本として見知る時は、おのづから世の當目きゝは求めずして知らるゝわざなり、又古今共に人を欺く事を事として作りなす者多ければ、其詐りに計られざることを心にとめて見知るべし、こは地鐵を知るを本として見知らむにはまぎるゝことなし、大かたの目利を事として、形にたより地紋刃紋を見知りて物定めする者は、僞り造りに計られぬべし、刀を目利して選ぶべきことは、誰彼となく武夫たらむものは知らずして濟むまじきことなり、そを見知らずして我身の守りを人だのめして濟しぬるはけしからぬことなり、そのもと刀てふ物のあるによりてこのならはしの手ぶりも有る事なり、されば其本とする刀を選ぶべきことに疎くては、すむまじき事なり、

○相劔のことゆへ

異國には刀を受て公卿となり又買得ては將となりしなどと云へる例はあれども、こは愚なる者のものす

なきものには、事の足らぬながらも聊かの助とはなりて學ばざるには勝るべし、然れどもそはたゞそれ限りの業にて、名は同じけれども實の敎とは大に違へり、されぱよく物の分ちを分けて良きを選びて學び、心を驕りして惡しきを捨て、道の八衢殘りなく習はすべきことこそ本意なれ、わが敎子よ、この旨能くわき玉ひて種々のことゆへを知り辨へ、逸早く奥かを得て武夫の道を備へ、我身一つの守りのみか、君の御守りともなすべきわざにこそ、

○かたなのえらび

人々業學びを得て夫が上に理りに精しくとも、扱かふべき刀の（刀は刃物の總名なれば大かたにこゝには刀と記す）、選びに疎くてはすむまじきことなり、このものの選み惡しければ事に臨みて不覺をば取りぬべし、その選びといふは、折れ曲りせずして刃業よく、人々ほど〳〵の量りにかなひたるにあらざれば、心の儘に活用（はたらき）わざはなし難し、刀は作の善惡にかゝはらず折れ曲りなきを本として夫より刃味を選ぶべし、又長短、幅、形、刃肉の付ざまなどによりて優劣あり、又如何なる名譽の作なりとも人々の度量を越て長きも短きも共に何かせん、己のほど〳〵に合はざれば、共に大なる得失あり、又そりの深きと淺きとの分ちによりても違ひあれば、これらの事も能く〳〵味へ知るべきことなり、世には古今の作を分ちて云へども、その別ちに係らず折れ曲りの心おきなく、刃味よく、反、かたち、肉置よきほどにして、長さ人々のほどに合ひなば、これぞ又なき良劔（劔といふは褒めたる名なればこゝに劔と記す）なりと知るべし、先刀を選ぶべき大方を、いはんに、はだ多きもの好むべからず、にへ多きものをも好むべからず、刃もん深きもの好むべからず、そり深きもの好むべからず、反なきもの好むべからず、長きを好むべからず、短きを好むべからず、古作好むべからず、新刀好むべからず、疵ありとも疵によりて厭ふべからず、刃肉薄きもの帶すべからず、これらの事を能く〳〵心にかけて委しくは知るべき事なり、刀の善惡を辨へ知らねば、劔術益なきが如し、刀を見知るべきには、先づ其國所の作風を知るを次として、先に鍛の分ちを知り、夫が中に鐵の善惡を辨へ、刃わざの位を知るべし、其本とするところは地鐵の善惡なればなり、又疵は見ゆる疵より見へざる疵を辨へ知るべし、見えざる疵といふは、

鐵砲など身のほど／＼に嗜み置きぬるを見ては、けしからぬ物を好むと思ふどちもあり、かゝる人もある折なれば心猛く一かどありて行正しく嗜みも厚きは、おのづから染まずして疎みなどする者もあり、かくてことすむ折節なれば、おのづから本つ道を初め、くま／＼殘りなく知得まほしとおもひつゝ、ひたぶるに學びて、武家の體用を備ふべきもの心づきなければ、枝葉の一道をだに全くは知らで事足ることと思ひすますもの多し、かくしつゝも事足る御代の御惠に、何をかはせんとて怠る人もありぬべけれど、この時にこそ物能く學ばで、何時をかは待つべき、何事も押し開くべきは今にぞ有ける、武夫の學びは其本つことを踏まへてくさ／＼の末葉を習はし、夫が中に人々の得たるかたあれば、何にても其得ものを取出で、心のまゝに働をなし得んと思定めてある事こそ定りなれ、しかはあれど太刀刀は御國のならはしにて、貴きも賤しきも明暮身を離さずしてある掟なれば、かくしつゝ夜の守り晝の守りとはするなり、弓矢を始めとり／＼なくてならざるものは多けれども、其場處にも出るなるに、太刀刀は治亂にわたりて身を離さゞるものなればわけてこれを扱ふ手ぶりの學びは素より、これにかゝづらふ事故は、洩さずして明暮習はし備へて置ざればならざる業なり、さて劍の業學びは古くより傳はり、後々には流派多く分れたれども、眞の傳は絶えたるかた多きにや、其敎の全きは少く一かどのかたかど傳へのみ多し、しかはあれど人々善惡もかたかどなるをも辨へしらぬにや、改め正す事もなく次々に傳ふるに、近きころは師を選ぶ人の少ければ、劍の手ぶりの傳へは、善きも惡しきもをしなべてひとしなみに思へば、僻ごとを受嗣ぎて瑾なき全きは稀なり、されども其わかちを知らず、又理りも働き業も一道有るべきことはなきに、學びの足らざるより順に違ひたる横ざまごとの僻かたちを善しとのみ覺え、夫に心をやりて習はしつゝ誇りなどするは、恥しきことならずや、これらのどちは英雄の人を欺くといふには事變りて、其實は盲人の蛇に恐ぢぬとか云ひけむ諺の如し、されば物のわかち知られむ人の笑はれ草とはなるなり、しかはあれど其僻事のかたはし學びも習はさずしてあらむよりは、一己の働きのみを旨としてある下ざま人の心

す事こそ今の人の心なれ、餘りにけしからぬ事にはあらずや、武夫の學びの道々は、生くと死ぬるとの分れのきわを學ぶ習はしなれば、戯れわざにはあらず、されば其心得なくては似たる事だになるべからず、たとへ戯れ事の學びなりとも、辛うじて爲さゞれば能く得ることは爲しがたし、まして武夫の道々は、何事も夏の日の暑さを憂ひ冬の夜の寒きを厭ひなどする心有りてなし得るわざにはあらず、我命を的として君の御爲には捨てゝこそ甲斐あれと思ふ心より學ぶわざなれば、心弱くてはなしがたし、心をいや猛く、張りたる弓のごとく氣に絶間なく學び絶せず習はさざれば家の名に對しても濟むまじきわざなり、怠りだにせざれば如何なる人にても、其身のほど／＼につれて得ざる事はあらぬ業なり、たとへいさゝか老いぬればとて怠りなければ、昨日のことの今日に變る業はあらぬことなり、怠りたゆむより業も衰へ、夫が上に輕きをも重く覺へ、身の疲れも早く、はたらき業の能くはなしがたく成り行くなり、清音これかれにつけつゝ今世のさまを云はむに、かしこくも弓矢のわざは、年毎の御弓場始よりして草鹿丸物鬮的など射させて御そなはせ祿賜はり、又大的なども春秋に絶えせず御覽じ、やぶさめの略式をも（今騎射といふ、）一年に三度迄御覽ずる御掟となりてあれば、其事を學ぶものはこれかれあれども、夫さへ多くは名のみの學びをするなれば、禮射武射のわかちを辨へず、弓矢の體配を學びつゝも、夫々の式法を古傳書によりてことゆへを尋ねて、審らに學びて精しく辨へたる人は稀なり、又其體配を習ひつゝ體拜と云ふことだに知らぬ人などもあり、又今世に騎射とてやぶさめの略儀を學ぶどちに、これぞまことの武夫のならはしにて、二なき事と覺もしてあれど、三つの的の射ざまだに知らぬ人などもあり、又馬乘るわざは圖がたのみを習はし、まことのわざ疎きのみか、知らで有るものの多し、又槍、刀のわざ學びは、幼きほどにはかたかど學びを學べども次々に怠り、公に仕ふまつる身とも成りぬれば、よそごとの樣にふつに打ちやめ、まれまれ砲術など學ぶは花火にながれ、人々の心の行ふかたにひかれて老かゞまるもの多くぞ有ける、近世の大かた人は、家の學び業をば心の中に益なき事として人の學ぶをも嘲り思ひ、又弓矢太刀刀物具馬具

ねばなり、かくしつゝ有る武夫の家の學びは、道々とりぐ〵怠りなく明暮に習はし文字も加へて、備へ何ごとにも暗からず、公に背くもののあらんきざみには、滅し平らげて安からしめむことこそ本つ職とするわざなれ、其心得なくてあらんには、名のみにて御備とはなるべきものにあらず、祿を代々に給はりて君の養ひ置給ふは、其業を嗜むが故なり、しかはあれど畏くも打ちつゞき治まれる御代の御惠みに、家の業を忘れて徒に年月を送るを恥と知らで、遊びごとなどにかゝづらひ、それを事とし過ぬるものも少なからず、されど口賢きものは治に亂を忘れずなどと常に云ふめり、されば心もかよわく、暑さをわび寒さに堪へかね、荒き風だに厭ふ心より、身におはぬ病をも引出しぬる人なども有ぬべし、かくてある武夫はたゞ名と姿かたちの似通ひたるのみにて、何にかはなりぬべき、いさゝか世の常に變りたる事もあらむには、取べき物も取得ずして恐しき事と思ふべし、ものよく學びて心の修まらざるほどには、假初ごともよき程にはなし難し、武夫は心を猛くして氣を養ひ何事をも能く學びて、筋に骨に太く強くして常に非常の事を心にかけ、人に劣るまじきにと思ひかまへつゝ、はかなき事のはしぐ〵を見聞するにつけても心にとめ、古よりの世々の移りかはりをも思ひめぐらし、上中下の人の情をも辨へ、又暑さ寒さなどのことは更にも云はず、如何なる憂事のかぎりをも能く堪へ忍び、治亂に渡りて何事にも恥なきやうに心にかけて有るべきわざなり、然るを今の世の人は、多くさまでの事とは思ひよらざれば、一道だに全くは知らで、かたかどを聊か覺へ、夫が上に人々の僻事の病を添へもして、ものするものの多けれども、世人は學び道に昏き心の闇にまぎれてもののわかちを辨へず、學びの師を選ぶべき心だになく、學び習はして次々に傳ふるなれば、實のことは知るべくもあらぬを、夫とも知らでであるは、爪食はるゝ恥しき事ならずや、又今世に物能く敎へさとして審らにことを傳へていち早く事にことわりに業に得させまほしともものすれば、事と理りはうるさく、業のはたらきは疲れもし、夫のみならず手に足にそこら痛みなどするを憂しとて、劒あつかふ形ばかりを習はし、敎へ子の心のまにしつゝ有るかたには、其師によりて學びならは

劒法略記 一

窪田清音編集

○學びの大むねのあげつらひ

武夫の學びの道々は、何れのことわざも身一つの上のみにはあらず、かしこくも君の御備へなれば、浮たる學びにてはならざるわざなり、しかはあれど今世は人々いかに心得るにや、なにくれのわざ學びも、とり〳〵に怠りつゝ年月を送りぬる者多し、夫が中にまれ〳〵物學びせむも、其本つ旨に違ひてまことの筋を失ひ、かたかどなどいさゝか學びて全き事と思ふもあり、抑も人は家々に業とすることあれば、其そを大かたに分ちて四つの民とは名づけたるに、其一かたには耕し絲くるもあれば、家居を始め萬の器物を作るもあり、又すべての物を有る處よりして無き方へ運びつゝ生業とするものあり、然るに武夫の家は其長にてあれば、耕さずして君より賜はる祿を食とし、絲くる業をせずして衣服を重ね、工みを爲さずして家居し、萬の器物を得て事缺くことのあら

副言

目録

一

二 ◎今補フ

三

劍法略記自序

家の學びの道々は、おのれ幼けなき頃より何事をも學びたるに、心はきかず力はかよわく、一わたりの大かたを知りたるのみにて、委しくつばらには知らずなむ有ける、又そのことにつけつゝ、はたらきわざも疎きを如何はせむ、しかはあれど、年久にそを明くれの事として怠りなくものせしなれば、聊かかたかどをば知りたることのなきにもあらず、されど辨へぬ事と能くせざる事のあまた多ければ、今に至りても尙ものすることは絶えずぞなも有ける、はたこの劍の手ぶりのことゆへは、三十とせあまり先つ年より人々にそゝのかされて、かたかどを敎へさとすも嗚呼なりける、されどこは假初のわたくしごとにはあらず、畏くも君の御備への千萬のかたつはしにもなれかしと思ふ心より、ものせしわざなりける、さればあやめもしらぬうなゐどちを敎へ導くわざを年久にものせしに、近き頃は公ごとの繁くて、其事のみにかかづらふ事のえならざれば、ことにわざに理りに、つばらに敎へまほしと思ふより、先つ頃より燈火かゝげつゝ敎へ書をこれかれ記して、道のかけはしとはせしに、ことの種々なれば彼方此方と分かれて、其ふみをかい集めてよく見ざれば辨へがたし、さればいま其條々のかたつはしをいさゝかづゝ書集めて、この書を見んには一わたりに事の大かたの目安からんとはするなり、今より後この書にたよりて、委しくは夫々の本つ書をたづねてことよく知りて學びの道を得べし、かゝる種々の事は知り得るもくだなり、知り得ずしても事足れりといふべき人の有べけれども、こは畏こくも打ちつゞき治まれる御代の御惠みには、文學びの道々などは、おのづから開け明らけく成ゆくに、武夫の道々は次々に怠るものの多ければ、暗き方に移りて、宵のほどより寐るのみか曉迄も知らずゐぎたなき人の多ければ、あと口たらぬ夢のみ見るに、その夢おどろかされて、明け行空の日の光をも見知りて、波のよるより汐のひるまにうつりねかし、

天保十年水月窪田源清音しるす、

して勝つの刀路なり、因てこれを無拍子と名づく、故にこの拍子と云へるものを明にして、この刀法の形と相映ずれば、自らその眞を得、これその名の出づるところなり、

又心形刀兵法口傳書に云ふ、「事の理と云ふは、一を以て二に應ずる所なり、譬へば擊にて受け、外すにて擊つ、これ一を以て二に應ずる所なり、受けて擊ち外して切るは、一を以て一に應じ、二を以て二に應ずることなり、一を以て二に應ずるときは必ず勝つ、一を以て一に應ずるときは、或は勝ち或は負く、一を以て二に行くときは忽ち負く、當流劔法傳受の肝要なり、當外離差取捨劔體の拍子、右是て修行すべきものなり」、この拍子と云ひしものも、我太刀敵刀に打合はするを謂ふなり、又武功祕傳錄に劔術位を見る事の條十二段の中、一段に、太刀拍子と云ふもの、先太刀の柄の持ちやうも知らず、身の浮沈も知らず、素人也とあり、此拍子と云ひしこと、分からざる如く聞ゆれども、是れは全く不文にて見れば、其太刀の打當てやうも知らざる人と云ふ事にして、矢張り拍子と謂ひし心根は、物のあたる意なり、故に斯く言ふを略して、太刀拍子と云ひしなり、

又伊庭の口傳祕書に云、「無拍子、敵に向て二刀を用ふるの初めなり、業は必ず留まるものに擊つものあり、擊つものに留まるものあり、位を以て其拍子をあらはす、雷心の業を以て滯なきこと肝要なり、此業に至つて飛龍劔出ると知るべし、故に無拍子と云ふ」、此文は解がたかるべし、伊庭傳ふる所の術は、未だこれを學ばずと雖、この文によりて考ふれば、矢張前の無拍子の術なりと覺ゆ、雷心の業を以て滯りなきこと肝要と云ひしことに因て察すべし、就中この業に至て飛龍劔出ると知るべしと云ひしこと、宜なることなり、何とも此條は有道の口授に聞くにあらざれば了知しがたし、好術の人は必ず有道に就いて其窈窕を探り、これを采得すべし、

劔　攷　終

を着し打合、北條家又は山鹿流其外諸家共、脚當或は脛立の間を、下段に構へ拂ふことあり、草摺を引上げ突くことあり、右兩やうのふせぎ、當流にては中眼の打込み一本にとゞまる、勝つことと眼中にあり、これ甲冑の勝なり、故に中眼と云ふ、予近頃常明常珠兩子と懇會すと雖、いまだ彼に傳はる所を學ばず、故にその是非を斷じ難しと雖、勝つことと眼中にありと云ふときは、是其志す氣なるや、抑亦面部を謂ふや、然るときは名を眼中刀と云ふべきを、中眼と云ひしこと穩かならず、此口傳書は、元祿八年是水軍兵衞兩先生の連名の記と謂ふと雖、其體後の修飾多きが如し、竊に思ふに、後の師先師の名を借り設けたるものならん、恐くは此眼中を中眼と名せし類、本義にあらじ、

又中道と稱するもの、中道劍其本にして、下り藤等皆中道の本形なり、然れども中道志破記、中道亂等皆下段より始る、故に中道は太刀の上下に拘はらず、たゞ打出したる太刀の、中墨を擊通すを以て中道と稱するものなり、小太刀中住別劍の如きも、進行の鋒勢敵を中墨に當るを以て稱す、見るべし中の義こゝにあるを、

無拍子

これも亦二刀の名にして、劍生その名を詳にせず、恐くは師と雖も然る乎、まづ此無拍子の太刀は、身を低くし、雙刀を斜に曳いてしかくるとき、敵發擊すれば、身を脫し刀を廻して敵手を雙べ打、これを無拍子と謂ふこと、其義如何、たゞ朦朧とこれを知て、その本據を視ず、則ち之を視ざるときは、その刀法に至ても奚んぞこれを辨せん、予因て玆にその實を示す、夫れ拍子とは、和名鈔云、拍子、蔣魴切韻云、拍普伯反、打也、拍板樂器也とありて、この樂器は、吾朝にて笏拍子と謂へるものにて、音樂のとき笏の板を打合せて節を打つなり、然れば拍子とは物を打合せたるの稱なり、又郢曲抄に、此笏拍子のことを云て曰く、ことさら兩手の臂に力入れば拍子打ちよしと、これに據れば、拍子と云ひしものは、物を打合はせたることとなり、因て劍技に於いて拍子と云ひしもの、これを如何と言へば、敵と太刀を打合せたることなり、かくの如く打合すれば、乃ち拍子なり、因てこの無拍子の太刀は、敵と其刀を打合はせずして、而

に因て、還て勝を得ること難し、故に此破先の太刀あり、亦祕刀となすも、此彼と先後する所の術を以て重とす、なほ能く考ふるときは、則ち自ら此義を得ん、

鎊車刀

華車の屬、刀に鎊捨刀あり、こは陰合の上に切交へたる刀の、疾く我方へ引きたる所に、敵また疾撃するとき、我應の速かならざるときは、敵の刀必ず我を撃つ、因て鎊捨の刀あり、さて斯の鎊捨と云ふは、引きたる刀を手の裡にて轉じ、刀背を左にし、刃を右にして、敵の打込む刀に卽應し、其刀卽便敵に當るなり、鶚齋師曰、「鎊はけづるの謂にして、敵の刀背をけづるなり」予こゝを覺えて習練せしに、一日淇園先生の續虚字解を見るに、云、「鎊けづりなりに切り込てゆく事、刄物のさきを其中へ付けてけづりてゆく事」こゝを以て見れば、全く其刀法の意を竭せり、この字解は、一易の開物の法にて起したることにて、是水先師の時は、未だこの事明かならず、因てこれを以て證となすにはあらざれども、是水先師の、近き削の字を用ひずして遠き鎊の字を用ひられしこと、いかにも深味あり、この字義のことを、是水先師いかに明らめて、かくの如く名じたるや、不思議なり、こゝを以て字義彼劔法を求め、而して後その術に施さば、必勝の道自ら得ん、（鎊捨の捨義別に述ぶ、）

中眼刀

八箇の第一刀を中眼刀と云ふ、此中眼と云ふこと不レ詳、予因て篠崎刀傳たる私記を閲るに、不偏の場合にて、眼に志し進むと云ふ、此不偏の場合と云ふは、則ち中道のことにして、敵の撃出すとき、我斜より撃合するなり、眼に志すといふも亦中道にして、斜より撃合ひたる太刀は、これ中段のことなる故、其太刀卽便に敵の面中に當るなり、總て劔法に眼を稱するものは、皆面部を指すなり、眼とは是れ雙眼の間、則ち中道なり、此後の太刀敵の面部に當ること則ち淸眼刀なり、因て此中眼と稱することは、中道淸眼刀と云ふべきを、中略して中眼刀と云ひたるなり、篠崎又曰く、此刀の名、師の傳を聞かず、此刀もと本心刀流の名にして是水より傳ふる所なりと、然れども本心刀流も亦名の義なきことなし、思ふに其義の傳はらざるなり、

又常球子が予に與へたる口傳書には、中眼刀は甲冑

心付いて、中道の劔に、下藤の妙處あることを知れりと云ふ、此事傳説にあらず、此時常智子先生（水谷權太夫忠長、常全子の門弟、傳統三代目なり、卽ち鷄齋師の師なり、）も其場に至り、目のあたりこれを視る、鷄齋師は則ち此語を聞いて傳ふ、又此時常智子も往いて、左太夫と共に死骸を檢めしとき、僕が指のなきを不審に思ひて、これを覓むれどもなし、しばらくして傍なる叢の中に飛散てありしを見出しぬとぞ、こゝを以て考ふるに、陽刀の疾き、これを邀るに提刀を以てするときは、則ちその勢に乘じて、指も亦かくの如く飛散せしこと知るべし、是則ち前にある此太刀の一驗となすべし、

又曰く、藤は艸下に勝の字を从るを以て、彼の下に於て、勝を得ることとも云ふべきか、藤は音騰、藟也と云ひて、則ちふぢなり、藤は音勝、苣藤胡麻也と註し、藤藤不レ同、但しこれは字義、もとよりこれほどに穿鑿せしことにはあらざれども、又一つの疑なればこゝに云へり、然るときは、前に不意の説を云ひしこと從ふべし、（又云ふ、心形刀流目錄にも、下藤と書いて藤の字を用ひざる、亦見るべし、）

破先刀

此太刀はもとこれ是水軒の與せる表七本の太刀にして、華、合、直、獅、陽、捨、破先と七本なり、然れども此太刀祕すべきの形あれば、初學には之を省きて、華以下捨に至る六刀を敎ふ、故に常に稱するところ表六本と云ふ、然れども其實は七刀なり、且つ此太刀、旨として必勝の其理をあらはす、故に木劔を以て使ふことを得ず、因て革刀を以て使ふ、又之に破先と名づけしものは、傳稱に先を破と訓ず、然るときは先は彼の先にして、破は我の破なり、予思ふに然らず、こゝは先破とも我を以て謂ふ、其故如何と云へば、目錄に刀名を謂ふもの、皆彼の形を云ふものなくして、渾て我の形に依て稱す、然るときは此一刀に限りて、彼を以て稱すべきの義なし、故にしか云ふなり、はた彼のことにあらずして我を以て稱するときは、彼の動かず發せざるものは我の難とする所なり、因て先づ之を破る時は、彼止むを得ずして動發す、此に因て卽先をなす、先と云ふものは卽ち勝を得るなり、若し彼先を破ると云はゞ、之は常事にして難とすることにあらず、總て劔術は勝算を第一とす、故に彼の先を破る事は、これ常理にして易し、彼動かず彼發せずして先なきものは、其形空然たる

を知らずして而して浪突す、此の如くなれば必ず敵のために擊取せらる、因てこゝに其機を知りて而して突くことを敎へたるなり、故に一子相傳の祕とす、猶委しきことは其術を傳ふるに至て知るべし、伊庭氏の口傳祕書に云ふ所は、「水月刀、敵の業を移し、我實を寫す、則ち動に心を附くべし、これを移寫水月の位と云ふ、故に水月刀と云ふ」これにても分りがたきなり、移寫水月の位と云ふは、常智子の口傳書に述べて、理を說けるなり、刀の使ひやうにはあらず、然れども伊庭の書に動に心を附くべしと云ひたるは、卽ち古傳の存ぜゐと知るべし、（此伊庭の記の信じがたきの說は別に述ぶ、）常智子の口傳書に云へる所は、「威は靜にして千變を具し、勢は動にして萬化に應ず、故に威を以て敵に合せ、勢を以て敵に勝つものなり、是を水月の位と云ふ」其餘この水月の事を述べたれども、皆理を說けるにて、刀法にはあらず 然る時は已に記す如く、相傳六刀の一刀にあるものは、專ら動に當てこれを搶くの術と知るべし、猶下藤以下の五刀の條と通看してこれを察すべし、

中道下藤

此太刀の名、何故の爲めか未ㇾ詳、余考ふるに、中道は固より我の形を云ふものにして異義なし、下藤の下るは彼の拳の下るを云ふ、（彼陽刀にして打出すとき其拳の我に向ふもの、）藤は讀の如くにして、不時と通ず、不時は不意と同じうして、もとより俗稱なり、彼の陽刀の下に我が刃鋒の不意に出當するなり、故に不時を藤の讀に隱して、此名あると覺ゆ、こゝにその證を云はゞ、常全子（伊庭軍兵衛秀康、是水の子、傳統の二代目なり、）の門人に大島左太夫（幕府士なり、今其孫御屆從組にして大島左太郎と云ふと聞けり、）と云ふ人、其僕のために敎戒することありしに、僕これを恚り、竊に左太夫を害せんと欲し、或日股裳（もゝひき）を着、半纏を服て身輕に出立、刀を拔いて左太夫に向ふ、事不意に出でて爲す所を知らず、左太夫輒ち腰刀を拔出したるまゝに、彼が上段（陽太刀也、）より打込む所へ、不圖爲覺たる太刀を中道より打出したれば、僕俄に其太刀を執落してこれを取らんと俯したる所を、左太夫廻す刀に、僕が俯したるまゝに、上より大袈裟に打放して、乃ち勝を得たり、時に左太夫思ふに、僕が上段の太刀を執落せしに因て我勝を得、いかに過ちけんと、僕が死骸を視るに、僕が右手の四指ともに切れてあらず、こゝに於て始めて

さか墮に敵の兩手の動かんと欲する處に切込むなり、此太刀則敵の兩手の合たる間より、さか墮に其腹部につき込むなり、是則吾胎内の構より出でて、敵の胎内に突込むなり、この時敵の機發に應じて、其に擊を發するにあらずんば勝たず、こゝを以て思ふべし、伊庭氏の口傳書に云ひしも、矢張りこの意はあり、然れども此眞傳廢れたるものか、故に今其傳の得たるを謂はんに、此刀の形は吾派の諸口傳に存じて、其勝術は伊庭の技方に存せり、今皆兩派の敎習する所は、倶に其表にして、彼機發を知りて擊を出すの神速を學ばんためなり、その勝術に至ては、力の表にしては得難し、予因て今其勝術の其名に存合するの旨を明にせり、尙後來の熟思を積まんもの乎、前に云へる此胎内の構にしては、敵擊つ處少くなりて、發擊の時、我應の速なること勿論なり、我構の形身の分廣からざれば、其狀斂椋の如くにして左右の擊せらるべき難少し、乃ち陽の純身と云ふべし、身の分廣きときは、敵刀の出づる散亂して、我夫應變に難し、又それ純身なれば、敵の發擊たゞ一小路を行くが如くにして、その道至て狹し、かくの如くなれば、我應に亦其小路を塞ぐものにして、而して其捍に便なり、則ち此數言を以て悟るべし、

水月刀

此水月刀は一子相傳六刀の中の一本なり、敎法に其形を言ふと雖、其旨理の刀として、專ら其形を傳ふることなり、予考ふるに、此水月の刀は、彼陽より擊て、我清眼に構へて之に應ずる形を敎へて、而して其理を傳ふ、これ固より然ることなれども、此水月以下、下藤、忍誠、杖感、飛龍、龍車の五刀、皆各專ら其形を敎へ且亦勝術あり、然るに水月の一刀に至て理を以てすること、全く先師是水の意にあらずして、其傳を失せるなり、故に予下藤以下の五刀に據り、且其名とを以て其術を察するに、水は靜にして動くものなり、故に靜處に動いて發するを謂ふ、月は訓都岐、即ち搶と通ず、校獵賦の註に搶猶ㇾ刺とあり、これなり、其事如何と云はゞ、敵と對するとき、我敵と氣を以て應じ、敵その中動くものあれば、即ち鋒を以て之を搶し、敵發擊すれば即ち我退き、敵刀の揚れば即ち進んでこれを搶す、これ水月の名の起る所なり、今俗語にしてこれを言はゞ、動きて突と云ふべし、こゝを以て千變の應はこれを忖度すべし、一體此刀をこゝに出し、且つ其形を祕せしものは、刀を以つて突くことは易くして、擊つこと易からず、然れども突くことの易き、その機を以てなさゞれば亦易からず、故に直に初學に之を敎ふるときは、其機

つなり、然ればこれぞ其眞の遺たるものなるべし、因て予が所㆑思を記せんに、まづ胎内と云ふは其名なりと思へども、其太刀の使ひやうに胎内と云ふ義なければ、其太刀の用協はず、然れども伊庭氏の所傳の如きは、其用を伸ぶるに似たれども、これも理屈に流れて、倏ちに手際は見えず、恐くは先師の眞ならじ、吾派の傳來も則ちこれと伯仲す、因て考ふるに、吾派の今存ずる所も伊家の今傳ふる所も、共にこの太刀の表なり、その必勝の術に至つては、先づ胎と云ふことを知て思ふべし、胎とは、字書に凡孕而未㆑生、皆曰㆑胎とあり、本草綱目などにも、人胞を胎衣と云ふよし見えたれば、皆物の内に居ることを謂へば、胎子の形は、すくまりて居るべければ、まづ是れぞ胎内と云ふ形の起る所なり、さて此形如何と云へば、吾派に諸口傳と云て、免狀以後印可前に敎ふる祕事どもあり、此うちに、陽（上段構をいふ）構の一種あり、通例は陽は太刀を頭上になびかして撃出すなるを、此構は兩手を面前にすぼめて、太刀を頭通りに竪に一文字に流し、柄を敵の正面に當て、眞向の偏身にてかゝる、畢竟此構は敵の構に應ずるためなり、（此構は尋常に異る構にして珍しき仕かけなり、兩手を云ふ如く前にすぼめてある故、物見殊の外狹く、纔に眼のその間より見ゆる計りなり、それ故、敵よりしては我が鼻ばかり見ゆるなり、これが、離騷の註に凡人孕胎、必先有㆑鼻、然後有㆓耳目之屬㆒、今畫㆑人亦然、必先畫㆑鼻、又正字通、人之胚胎、鼻先受㆑形、故謂㆓始祖㆒爲㆓鼻祖㆒などあり、このことなども矢張り胎内と名づけし譯なるべし、胎子のすくまりて居る樣子、并にこは鼻にかり見ゆる等思ひ合はすべし、）さて右の構敵のいかに仕たるに應ずると云へば、此敵の仕掛けと云ふは、下段の仕掛けにして、至て剛氣にして鋭身にかゝるものは、其段ます〳〵低くして、我が上段の太刀を物ともせずして、下段より見上げざまに、ぢり〳〵と仕掛けて、我虛を見れば、卽便につき切に勝たんとする仕掛なり、この時我構ふるを、前の胎内の構とするなり、夫奈何にしてかくの如くすると云へば、敵下段にして前の如く鋭身剛氣なるものは、其太刀至て尖し、因て銛き（するど）ものに銛きを以て應ずる時は、相剛必ず一方に害あるの理あれば、我は至て柔心にして、前に云へるが如く兩手をすぼめて、太刀を頭上に竪て、還て立身にして、足をもつまだつる意にして對するなり、敵の我構を望むに、尋常の上段の如く臂張らざれば、撃つべき處少く、纔に兩手の左右と、其間より見たる鼻のみなり、因て敵其處を窺ふ切を發する故、我が胎内の構へ其機發を閃見して、敵手の動發に乘て、上段の構より

るを賞して、實に新陰流と謂ふべしと曰へり、曰、柳生よりの稱ニ新陰一然るに此人亦名人なれば、自分其流を譛て、人皆柳生流と稱す、吾流の祖是水軒は、始め柳生の門に入て其術を學び得たる由なれば、この劔刄上の名は、其本上泉より出で、柳生よりして吾派に傳はりしこと、自から知るべきに似たり、然るを先師の頃（常吟、常全、常智、）常文字を忍誠と書せしを以て、末流に至つて杜撰の言起れり、又斯の劔忍誠の太刀、今は其法一條にしてこれを傳ふれども、その實は前に云へる機活神妙、勝術の發當、無レ所レ定を以て爲すべし、これ上泉を僧の賞褒せしことを始めに記せし禪語の意を推して察すべし、上泉の咎人の捕へたる童を獲たること、劔術にはあらざること自から明かなり、これ劔刄上の勝術たる所以なり、能く思を致すべし、抑また口授に據て悟得すべし、（兵齋は和田氏、神後伊豆守の門人、亦劔術の達人なり、僧の化羅を上泉に授け、上泉も後、之を神後に傳へ、神後また兵齋に傳ふ、これ卽ち印可なり、予已に免狀印可の辨あり、通看すべし、）

胎内刀

此太刀胎内の名ありて師授も傳はりたれど、今の傳來にては勝術に不審ありて、其歸する所信用しがたきに至る、まづ其故を云はんに、此太刀、彼（受太刀を謂ふ）下段に構へ、清眼の太刀なるを、我上段に構へ、向身にして陽に太刀を靡かし、敵に向ひ緩に進む、此時敵下段の太刀、其構を動すを、我上段より陽に靡かしたる太刀を、彼が雙手の間に打込むなり、（此打込むに、彼が機發をなすかさずして卽便に打つなり、其氣の充盈する所を心懸くるなり、）彼はまた我打込みたるとき、其太刀を受けながら靜に引いて退くを、我はまた彼が引くに隨て、靜に太刀を上段に返す、この時また始めの如く動くを、我亦打つこと始めの如し、かくの如く幾遍も爲すことを傳て、その氣を練るの事と云ふ、今伊庭氏の口傳祕書（書の名）には曰く、胎内刀、流儀にては未發の位と云ふ、又母の胎内に居て、節來て生るゝが如く、勝氣もなく無念無想にして、其業の目ぐむ時ゆるさず打つ業なり、滯る事なく臍下に心を納め、節來て打込を胎内の位と云ふ、或は氣の練り業滿る事を得んが爲にす、故に胎内刀と云ふとありて、これにても終り其卽功は成りがたし、然れども伊庭氏の其技をなすを見るに、敵下段の太刀其構を動かすに至つて、我上段より彼が雙手の間に打込むとき、吾派の打は、機發を抑ふるが如く打てども、伊庭の所傳は、其機發に乘じて衝き込むが如く打

建二法幢一立二宗旨一、還二他本分宗師一、定二龍蛇一別二緇素一、須二是作家知識一、劍刃上論二殺活一、棒頭上別二機宜一、これは劍術生の俗眼には難レ解かるべきか、矢張前旨と同ことにて、其火急なるに分別定ることなく、今の劍忍誠のつかひ方にて思知べし、是も得ど勝術の機を論じみざれば難レ分なり、然ば刃上を忍誠と書たるより、種々の説出來たるにて、先師の頃は、此眞傳にて門人に教しことなるべし、又禪の古語に劍刃上走レ馬、火焰裡藏レ身とも云へり、是も同意なり、考へ合すべし、又是よりも的證あり、武藝小傳に云ふ、三谷正直曰、上泉伊勢守諸州修行の時、郷人民家を圍て騷動の所へ行きかゝれり、其故を問ふに、咎人ありて童を捕て質とす、郷人等圍と雖ども如何ともすること能はず、童の父母かなしむと言ふ、上泉聞て曰、我其童を取るべし、路を逆へて僧を招て曰、咎人童を捕て質とす、今我謀あり是を取べし、我髮をそりて法衣を借せ、僧諾して髮を薙て、法衣をぬぎ上泉に與ふ、上泉則着し、拳飯を懷に入て其家に入、咎人是を見て曰、必我に近づくべからず、上泉が曰、其質として捕ゆる童飢に及ぶべし、故に拳飯を持ち來る、君暫く宥め與られば僧が多幸也、夫僧は慈悲を以て行とす、見聞するに忍ずとて、懷中より拳飯を出して投げあたへ、又拳飯を出して曰、君も亦飢たまふべし、之を食して勞を休たまふべし、君必らず我を疑ひたまふこと勿れとて、又投與ふ、咎人手を伸て取んとするを、飛かゝつて其手を執て引倒し、其童を奪つて出る、郷人等終に咎人を殺す、上泉法衣を脫で僧に返す、僧甚賞美して曰、君は誠に豪傑也、我僧たれども其勇剛を感ず、實に劍刃上の一句を悟る人なりとて、化羅を上泉に授けて去る、上泉常に此化羅を祕藏し身を離さゞりしが、神後は第一の弟子故に授レ之、後神後兵齋が豪氣にして精妙を得るを賞して與レ之となり、三谷正眞藝州侍從淺野綱長に仕ふ、後致仕して改て宮川印齋と云ふ、劍術の達人なり、以上の事を視て知べし、僧の上泉を賞して、實に劍刃上の一句を悟と言ひしことに眼を着べし、其不意の機活、神速發當の駿を以て勝を得ることを觀べし、又此上泉と云ひし人は、劍術の名人神陰流の開祖にして、神後と云しは神後伊豆守とて其門徒なり、上泉の劍術を、柳生但馬守悉く皆傳す、上泉其技の達せ

の名有ん、然るときはこの形は先師の所㆑定に非ざる也、若又强て之を言ば、敵の發機に及んで我之に當とき、膝を折、身を偃、首を低、太刀を頭上に持、劔身を竪にして、鋒を少く後になびかし、鋭身敵に當る、然ときは我が竪なる太刀、敵の兩手の拳邊に中りて、敵臨撃することを得ず、是卽獅子反敵より出たる形なり、然れども斯の如くなるときは、未刃上と謂ふべからず、劔忍誠は、いづれも傳へ來ところの者、先師の的統なり云ふに及ばざることながら、爰に獅子反敵のことを陳ん、夫こそ反敵の太刀は、敵と相迫鍔せつになりたる時のこと也、まづ此獅子反敵と謂しゆへは、獅子子を產して後、其子の强弱を試て、其强なるを以て之を育、其事は、父獅子獅を率て千仭の巖壁に臨み、之を推て巖下に墮す、是時弱なる者は、墮に及んで顚墜顧こと能はず、强なる者は、父獅の推て巖(きし)を墮んとするとき、捷く身を翻て、還て父獅を噬、父獅其强性なるを知て仍て其子を育て、墜失たる者を念はず、これ推墮のとき反敵㆑之を以て也、因この刀法に之を反敵と謂は、我或敵兩刀相迫り、鍔もとにくひ合、兩刀離脫することを不㆑得、斯とき敵忽壓撃せんとして、以㆑刀撞㆑之、我彼力に依て反て之を脫、降㆑刀敵手を切、其勢子獅の還て父獅を噬の狀あり、因以て名㆑之なり、然れば反敵の術は、其刀竪にして、手もと地に降を以て旨とす、予が前に言たるは此形に據て云へる也、先師の忍誠の法を起しは、反敵の降切する刀を改て、柄を進て敵中に撞、刃は乃て天に向て敵手の裡を切、是則反敵の太刀の變せし所以なり、故に此形を以て證すれば、先師の意は卽ち見つべし、反敵のことは、予常稽先生に親しく聞く所なり、以㆑斯此辨辭を爲る、勿㆑疑、

再記

前に云へる劔忍誠の太刀は、其實は劔刃上なる由は審に辨ぜり、然どもたゞ臆度にして正說なし、近頃聞く、此ことは既に禪家に其語あり、宋圜悟禪師の碧岩集の垂示とは曰、(垂示とは、說法の如く人に言聞することなり、)是非交結處聖亦不㆑能㆑知、逆順縱横時、佛不㆑能㆑辨、爲㆓絕世超倫之士㆓顯㆓逸群大士之能㆒、(大士とは菩薩と言ふに同じ、)向㆓氷陵上㆓行、劔刃上走、これ正しく劔刃上の文字の出る所なり、而して其發當の駿、此語を觀て知るべし、然れば刀法に劔刃上の名ある、信に此語と合へり、又云、

ち我刀の刃也、まへの劔法に見えたる敵下に冒、太刀を背上に負ひたるとき、我刀刃は天に向ふ卽是也、誠とは上と同音にして、前に云へる刀刃天を向かば、擊下敵の劔は則我刃の上に當れば、因て名づけたるにて、連言すれば、敵劔を我刃上に受けると謂ふこと也、總じて勝を得ることは、何れの刀とても、皆敵を我刃下に爲さざれば難レ得し、然るに唯此太刀に至ては、獨り敵刀を刃上に受けて勝の術なれば、以レ玆斯の如く名づけし也、仍て劔刃上と云ふ義なり、然れどもこれ敵の境中(かまへ)に入て勝のわざなれば、斯可レ入の機遲速の當を得ざれば難レ遂、以レ玆死生未レ分の場にて、此遲速を考へるゆゑ、忍の義をもこめて此字を用ひたる也、忍は說文に能也と云ふ、又强なりと云ふ、則此場を能爲し、難レ出所を不レ退等の事、皆能强の義なり、又誠とは、字書に純也眞實なりと註して、斯機會の場を得も、こゝに敵の擊下す勢を受けば、後へ退べき心と爲べきを、聊も其術に臆念せず、必らず勝の思ひを純一眞實にして、縱入二劔下一とも冒進して得レ勝こと、是も亦忍と同義にして、上の意に誠の義をもこめて、刃上忍誠相兼て刀名とせる先師の意なり、然を徒以レ字解する者は刀法と不レ合、唯刀法を論ずる者は名と協ることを不レ求、以レ是吾傳も彼傳も、皆美善を成こと不レ能、因て此說を以て劔忍誠の術を知るときは、其術も可レ得、兩派の傳記も亦可レ曉、可二深味一耳、

追加

篠崎曰、一日與二常敬子一此刀の事を論ず、其ゆへは、此刀の法其理ありと雖ども、其事に及に至ては尤難たり、因爰に其形を攷るに、此刀の術實は然らじ、まづ敵と相峙し、敵の發機に及んで、身を傴め首を低れ膝を折こと前條の如くにして、其太刀を背に負す、鋒上りに敵面にあてゝ衝出す、然ときは敵の擊下拳に中り、我體無レ恙して乃得レ勝、これ其爲こと易ふして可レ當レ之、所レ傳者は以二其難一人に敎て難レ爲、因以二此形一授レ之、予聞て言らく、斯言似レ是不レ可レ善、其ゆへは、劔忍誠の術は、獅子反敵より出て、先師の述作することは既に云り、若レ是なれば、此忍誠(刃上の說も同レ之、)のゆゑは、畢竟對レ敵爲レ難を以て謂り、今篠敬の所レ論を以て之を爲ば、何ぞ當レ敵の難ことあらん、是敵間の遠き、又我身を全き處に置、これに曷ぞ忍誠

られて、馬の平首にひらみて、其太刀にて拂ひけるに、範國が左の籠手の二之板を切ると（此切といふは、太刀の當りたるばかりに非ず、今謂ふ切落ことなり、）有れば、何も片手の所作なること明なり、畢竟馬上の技は、片手には手綱を執ゆゑなれば也、又返々も此太刀技の樣子を考へて、この右旋刀左轉刀の趣と想比べし、自から眞劔のさまを心に得べし、又範國が合蘇の甲の鉢を切し樣子も、劔の剛銛（ひん）のみに非らず、切甲刀の其實物なるべし、範國は太平記の時の人、今川了俊の父にして、此記は了俊の自記なれば、皆正錄にして所ㇾ疑なき者なり、且斯文の眞實なるを視、又は此時いまだ戰國の最中なれば、是刀術の據と爲すべきこと肝要なり、聊この兩刀の攷助に備ふ、

劔忍誠

此太刀は、與ㇾ敵相峙（にらみあひ）たるに、彼は陽に構へ、我は中道に構へて、位極になりて、先動者は敗をとるの場に及んで、我忍其氣を脫き膝を折、身を傴め首を低、太刀を背上に負、鋒を後に流し、柄を頭前に進めて、鋭勢敵の手下に冒、柄以て其心（心は胸を謂ふ、）を撞、此法を謂て云ㇾ爾、然れども其術與ㇾ名當ることを不ㇾ知、先づ我方の口傳を云はんに、此太刀は、其本一刀流の獅子反敵と謂る太刀より、是水先師の此法を考へて、此刀の名とせし也、これ敵刀を冒に及んで能忍、誠心を以て當ㇾ之、以得ㇾ勝と、まづ獅子反敵の說あれども、是は他門の事、推量ゆゑ不ㇾ言、且こゝに無ㇾ益ことなり、又敵刀を冒に及んで能忍び、誠心以當ㇾ之と云ふこと、是斯の如くなるべけれども、劔法と觀ときは、必らず此太刀のみにも不ㇾ限ことに思はる、然れば此術の不動の名とは言ひ難し、又伊庭の傳は口傳祕書云、（此口傳祕書難ㇾ信の辨は別に記す、）劔忍誠、敵の虛實を能見分け、堪忍を第一とす、中住を離れず、誠之道に至る時は、其勝明白也、故に劔忍誠と云ふ、是も亦吾方の傳と趣意不ㇾ違ども、堪忍を第一とすと云ふこと、何を何尺の堪忍とする、其當も知らず、誠之道に至る時と云ふも、何處を誠之道なるや、是も難ㇾ知、されば徒劔忍誠と云ふ名を見て、大抵推量して云ひたる樣に思はる、然ゆゑに予が所思を云はん、まづ劔とは字の如くして、こゝには敵の劔を云ふなり、則まへの劔法に見ゑたる、陽より擊下敵の劔也、忍とは刃と同音にして、刃はやいばと訓じて、刀のはを謂ふ、則

はして破られしに、故入道殿今川基氏、阿彌陀が峯に向て、諏訪いまい疊の前にて、戰あつて追ひ拂ひたまひし時、左のかたさきを射られたまひき、その後二三日あつて、四方河原勢を向けられけるに、重ねて故入道殿向はれしかば、鎧の射向の袖をときて向ひたまひしに、先坂口には、仁木右馬助義長、今の右京大夫也、三井寺路、めぐり地藏には故殿今川範國、向ひたまひしに、義長云、今日はにげずつくの戰なるべしと云ひければ、故殿勿論と返事ありき、終日兩所合戰に、仁木手退く間、相坂手より、伊勢の國あいそと云ふ大力の者只一騎うしろより來れるを、前のたゝかひの隙なさよ、是を知りたまはず、故殿の御あとにひかへられたる、安藝入道殿の甲のしころを切落しければ、落馬なり、ならびてひかへたる範氏の三十六差したる大征矢を拂切りにしてけり、其時故殿馬を立て直して、先太刀を取られしに、あいそ甲のはちを割られて、馬のひら首にひらみて、太刀にて拂ひけるに、左の御籠手の二の板を切りて、前なる敵の中に分入りけり、その時戰もやみけるなり、後に故殿家人殿村平三ともゝのりといふもの、あいそが知音にて、此甲の鉢とはつぶりを取出して見せて、今川殿はいかなる劔を持ちたまひて、隨分某がためしたる甲はつぶりを割りたまひて、はち卷切て頭によごし疵をかうぶりき、まなこくらくなりしかば、引退しと語りき、それより此太刀を八々五と名付けたまひしなり、八を二つ重ねたる故なりと仰せられしか、此太刀も籠手も、故綱州所望して今相傳なり、太刀は國吉が作なり、

この文を見て、古人の太刀打の次第は知るべし、合蘇あひそと云しは、太刀の人なるよしは文面にあれば、定て其刀も長く重き刀なるべし、其上範國故殿と記せし人なり、に甲を割られて、馬の平首にひらむと見え、其前に只一騎とも有れば、此人馬上なることは勿論なり、然れば馬上の太刀打なり、且其太刀の用ひかた、範氏の箙にさしたる征矢を拂切にしたると有れば、其語勢を以て見れば、前なる安藝入道の甲の鍜を切落せしと云ふも、其人落馬せしよし成ば、是鍜を切通して首に切込みたれば、落馬したるなり、然れば其太刀の力の强かりしこと知るべし、又後に、合蘇範國に切

云はんに、旋はめぐると讀み、說文に周ニ旋旌旗之指麾一也、从レ㫃从レ疋、疋足也、徐鍇註に、人足隨ニ旌旗一以周旋也と見え、則ち此語の如くにて、軍將以レ旗兵卒を使ふに、其旌指に隨てつき行くを謂ふなり、劔法も亦斯くの如くにして、敵より擊つ太刀を我が刀抄に受けて、（抄は鋒にはあらず、刀のさきの方に受くるを云ふ、）乃ち其擊勢に隨て、激回以て其敵に當る、刀法は既に前に言へり、是れ旋たる所なり、虛字解にも、旋はくるりとかへる也、又物の外について、くるりとまはることと見ゆ、皆同意なり、轉はまろぶと讀み、詩周南に輾轉反側と見えて、註に輾者轉之半、轉者輾之周とあり、虛字解に、轉はころばすこととあれば、物に隨てくるりと廻行なり、乃ち刀法は、前の旋刀と不レ異、右旋左轉と云ひしは、左右の字を異にせしのみなり、以レ玆學者發覺すべし、又摩利支天經の心印眞言の條に、左手作ニ金剛拳一按ニ於心上一、隨誦ニ眞言一、以ニ右手一印ニ於頂上一、左轉三帀、辟下除一切作ニ障難一者上、便右旋三帀、幷揮ニ上下一、卽成ニ結十方界一、一切天龍八非人等、不レ能ニ附近一、斯の如くあり、是も見るべし、於ニ頂上一左轉三帀と云ふは、僧の指にて印を結て、あたまの上にて、左に三度くる／＼と回すことを云ふ、下に右旋とあるも、其印をまた右回に回して、其修法を成し結ぶことなり、以レ玆も右旋左轉の、くるりと回はす鹽梅は知るべし、此僧の印は靜に回す、眞言偈の中に、次結ニ金剛智劔印一、止觀相叉作ニ滿月一、忍願皆竪如ニ劔形一、印ニ心及額喉頂上一、卽成ニ護身一竪ニ本尊一、徐々散下如ニ垂帶一、止觀旋轉如ニ舞勢一、如レ此ありて、亦旋轉のことを云へり、下に如ニ舞勢一とあれば、くるり／＼と回るかたち、滯りなく回るを謂ふ、劔術の敵刀に擊たれて、迅に激回すると思ひ比ぶべし、

切甲刀

切甲刀は六具劔と云ひ傳へ、右旋左轉の兩刀は、馬上劔のことなれば、劔談の中にも辨じたり、然るに昔伊豫守入道了俊の記したりし難太平記と云へる書に錄せしは、（是は、世に云ふ今川狀と云ふを書きし人にして、了俊は法名なり、源姓、氏は今川、諱は貞世と云、九州探題なりし人にて、太平記以後の人なり、）其頭大御所は（足利尊氏）、東寺の御陣也、先皇は山門に御座也、四方の口々を、自ニ宮方一ふさぎしかば、味方兵糧難儀にて、東は關山阿彌陀がみね、南は宇治川、西は老の山、北は長坂口などに、連りに大將をつか

佛に、念佛行者必可レ具ニ足三心一之文と云有て、觀無量壽經を引て具に述ぶ、然れども其義容易に難レ通、因て今所レ引は、近頃增上寺念海僧正の選出せる日課念佛訓の言を採てこゝに出せり、これ劔技の事に非ざれども、其本の不レ正ば末不レ治と、後人の爲に之を錄せり、

三教論と云ふ書に、教主三身亦唯一身、而して衆生各見耳、故寶王論經曰、法身如ニ月之體一、報身如ニ月之光一、應身如ニ月之影一、豈非ニ三身一月一乎、是等も三心刀の意に協へり、聊か引いて此劔法の悟の設とす、

右旋刀　左轉刀

此太刀は、敵上段より擊來る者を、左右に受流す太刀なり、右旋刀は、我れ丸橋に構へたるを、敵擊來るときの太刀、左轉刀は我清眼に構へたるを、敵擊來るときの太刀なり、まづ其使ひ方は、我丸橋或は清眼なるに、敵擊來るを受くる者と雖ども、其實は、敵を右或は左にうけたる時の太刀なり、右或は左にうけると云は、向ひ來る敵、我が左に馳違ひざまに打つ者は、我丸橋にして之を受け、其太刀を右に旋して、敵の左を返擊す、故に右旋の名あり、左轉も亦同じくして、向ひ來る敵、我が右に馳違ひざまに擊來らば、清眼にして之を受け、其太刀を左に轉じて、敵の右を返擊す、因て左轉の名あり、是奈何にして斯くの如しと云へば、傳來する所馬上劔と謂ひて、敵と馬上に行き逢ふとき、劔を以て相戰ふに此法ありと云ふ、畢竟馬上は自在ならずして、馬足に隨ふものなれば此の如しと云ふ、卽ち伊庭の口傳祕書に記す所は、「右旋刀左轉刀二ケ條は、馬上にて敵に向ふ太刀打也、敵我が右へ來るときは、丸橋を用ゆ、敵我が左へ來るときは、清眼を用ゆ、故に右旋刀左轉刀と云ふ」此文の右左の字、恐くは誤ならん、刀法と協はず、因て今左右を更改すべし、とあれば、傳來いづれも此の如し、さてこの右旋左轉のこと、刀法いかんと云へば、先づこの旋轉の字を以て名と爲しこと、尤なること也、此名は、吾先師の名づけしにも非らず、既に進履橋と云へる、上泉武藏守秀綱より柳生但馬守宗矩に傳へし書にも見えて、其由あることと聞ゆ、此書には、太刀の構を云ふて、一刀兩段、斬釘截鐵、半間半向、右旋左轉、長短一味など見ゆ、然れども我未だ其法を學ばざれば、何の爲めの技法なるや不レ知、去れども此名を以て觀れば、稍其法は窺ひ得るやうに近し、又上泉より柳生に傳へたるは、新陰流と稱する者なり、宗矩其技に高名なるに因つて、人自ら新陰を稱せずして以ニ柳生一爲レ稱、且ノ吾劔祖是水は、柳生の門下に學で、頗る其術に達せりと傳ふれば、正しく此太刀は、其始め柳生より出で、其名も共に舊名を用ひし所なる可し、今旋轉の義を

に越え慈悲深くまし〳〵て、かゝる無緣の輩を引接し玉はんが爲に、立て玉へる本願なれば、此本願に乘せんには、此度極樂に參らんこと千に一つも誤なしと、慥に思ひ取るを、信心とも深心とも云ふ也とあり、此心を、劔術にては右手の用として、深心を旨とすべし、此深心は奈何にと云ふに、右手の短刀は、敵を切る刀にはあらず、敵刀は我を切る者故に、この我を切る者を承け遏むる刀なりとして、此短刀に他念を用ひず、一心に敵刀を遏むるばかりと思ひ究むるなり、若し此刀にて敵を擊たんとし、我體を護るを忘れて他心を出すときは、却て吾身を害す、これ信心とする所以なり、乃三心の次心なり、

又次の回向發願心とは、眞實に往生を願て疑ふ心なり、日々稱ふる念佛の功德を以て、必ず往生せしめ給へと願ふ心也、此回向心を以て、餘事回願を對治す、餘事回願とは、富貴長命をも求め、息災增益をも祈り、又縱ひ後生のことなりとも、或は都卒往生を願ひ、或は他方の淨土をも願て、往生極樂の一事に回向せぬを云、是等の回願は皆往生の障り也、構て一筋に後生極樂の爲に念佛して、餘事を祈り他方の淨土を願ふ事なかれ、是を回向發願心と云ふなり、此三心を具すれば、必定の往生することは、水の必ずひきゝに流れ、火の定めて空に昇るが如しとあり、此心を劔術にては左手の用として、回向心を旨とすべし、此回向心は如何にと云ふに、長刀は、眞實に往生を願て疑ふ心なく、念佛の功德を以て、必往生せしめ給へと願ふ如く、左手の長刀は、敵の擊を用ゆるに當て、右手之に應ずるとき、長刀は敵に對して何の念もなく、一筋に往生を願ふ如く、敵に向つて向へ刺出すのみなり、此時若し敵の左を切らん、或は右を打たん、又は何れに應ぜんなど思はゞ、卽ち是が敗を取るの機となる故、敵の擊發のとき、右手應レ之ば、長刀は直に疑心なく、向へ刺出しさへせば、則ちこゝが必勝の場なり、此心を必定往生を願ふに比したる也、能々思ひ比べ見るべし、此旨にて三心の次第具する也、茲を以て刀名に三心の目を負ひたる成るべし、予因て其刀法を試るに、勝術據レ之不レ違、故に竊に自信せり、後生尙ニ試其術を一疑を解べし、

此三心のことは、圓光大師の選擇本願念佛に、念

の如くして進むを、敵進み撃たば、左手の短刀を以て其刀を止め、（此短刀、右上り、左下り、八文字に止る、）右手の長刀を以て敵手を切る、（此長刀、左上り、右下り、八文字に切る、）此雙刀一調子に止め切る形ち、打交たる體あり、此形ぞ旗或は幕の紋につくる、鷹羽の打ち交へたるが如し、畢竟鷹は鷙鳥なれば、其名を假る、但この打交たる處を旨とすれば、彼鳥の名及紋章の稱呼に因て、斯の如く名せる也、其要とする所は、打ち交と謂ふに有るなり、又其一は、是れも敵にかゝるは前の如し、因て敵進撃に當つて、雙刀一調子に敵の撃下兩手を拂ふ、此拂ふこと、右なる左手の短刀は、（短刀、此のとき拳右に向ひ、鋒も亦同じ、）拂て左に闢き、左なる右手の長刀は、（長刀、此のとき拳左に向ひ、鋒も亦同じ、）拂て右に闢く、此開きたる形、恰も鷹の飛ぶとき其翼を張りたるに似たり、鷹は鳥を撃つ者なれば、此撃を打つになずらへて、鷹の羽使ひと云ふ義を、下の使ひの字を略して、名づけたる成るべし、因て此二義を以て、此刀の術を知るは、先師の意に遠からざるべし、（また鳥の羽使ひのつかひな、劔を使ひの使ひにこめて、鷹の翼を張りたるやうに、刀をつかふと云ふ意也、）

三心刀

これ二刀にして其術を祕せり、まづ尋常の二刀は、短刀左手になり、長刀右手に在り、以て其技を爲す、然るを此刀に至ては、短刀右手に在り、長刀左手に在て、以て敵に當る、其術の略は、敵に當るに及んで短刀を頭上に逆回して進み、長刀は進むに隨て身前に在り、而して敵撃發するとき、短を以て敵刀を頭邊に遮り、身前に長刀卽ち激して敵の手胸を斫る、是を三心と名づけし者、未其本を詳かにせず、予乃ち其術に據て其名を考ふるに、三心もと佛敎に出づ、其ことは三心とは、一には至誠心、二には深心、三には回向發願心なりと有り、此至誠心とは、眞實の心なり、眞實の心とは、未來惡道に墮んことの恐しく、淨土の快樂の願はしさ、構へて極樂に參て、疾く成佛せんと思ひ取て、念佛するを云ふとあり、此心を、劔術にては其體の用として、眞實を旨とすべし、眞實とは何ぞと云ふに、右にて敵の刀を拂はんの、左にて切らんのと我念を起さず、刀敎の有る如くにして、此刀敎を能く守りて、眞實にさへすれば勝つなりと、我念を捨て去て、此心を體に保て行ふを、三心の初心とするなり、又次の深心とは、深く本願を信ずる心也、何一つ取所なき惡人なれども、阿彌陀佛は諸佛

此時卽便に身を翻し以二小刀一進擊、敵又之を擊てば、我も又身を飜し之を擊つ、此身法は、其技を視るに非れば難レ知、如レ是なれば、則清眼破の破はこれ彼が守りたる刀を、機會に乘て之を破る也、以レ玆知るべし、學レ之者徒其名を唱へて、竟に破と稱する者は、實に其刀法の要、且つ先師の意を審にせざる也、察すべし、

柳雪刀

偏身の太刀也、左手(短刀)清眼にして、右手(長刀)を曳てかかる、斯の如くなれば、敵其構の擊ちがたきを以て、必ず其左手を擊つ、この擊つとき神速飜レ身、始(左先右後の偏身なり、此とき右先左後の偏身となる、)左手を負、右手を以て(長刀)敵の面を打つ、然るを之を柳雪と名せしこと、人皆徒に稱す、予思ふに、柳とはやなぎ、其枝を謂ふ、雪は字の如し、それ柳は、柔脆にしてなびき易き者、雪は沫ふして落ちやすき者なり、故に彼刀、始め左手敵に向ふこと極めて銳と雖ども、敵之を擊に當つては甚脆くして、恰も柳條の物に勝へざるが如し、又以レ雪する者は、雪の柳條に着き、風無きときは有り、風拂へばたちまち隕つ、此刀の敵と抗するも亦同じ、是によりて柳雪を以て名せし也、今は師弟ともに此義に及ばず、可レ歎、予一日、篠崎と此刀を論せしことあり、予曰、强手の打は、必らず敵刀を墮す、況んや片手の(短刀の方をさす、)刀、これ剛擊を受けては、其刀手に在ること難し、是の如きときは、左先の短刀たとへ銳身奔進すと雖ども、彼之を打墮さば、我赤手にして之に勝たんこと奈何、篠崎答へて曰、此こと實に然り、嘗師(鶴齋)に聞く、其法最あり、此刀の意素よりこの剛擊を甘んず、彼若し剛擊して我刀(短刀なり、)を墮さば、心を其刀に留めず、迅速反レ身長刀敵に當ると、これ必勝の機にして、其刀の隕る、柳上の雪狂風のこれを拂ふに似たり、可レ知先哲の名を以て形容するを、

鷹之羽

此太刀の名、學者其由を知らず、考ふるに此名に二義あり、其一は鷹羽のこゝろにして、是は紋章に出づ、交鷹羽と謂ふ意也、其一は、鷹の羽使ひのこゝろにして、是は鷹づかひの象を謂ふ、其ゆゑは、此刀法は其進むとき兩手を胸に着け、組交てかゝる、其形左手上にあり、(短刀を持つ、鋒右後をさす、)右手下にあり、(長刀を持つ、鋒左後をさす、)此

したるゝ見ゆれば、此まくりのりの字は、助字にして、相まき(くき相通ず)、と云ふ意にして、其まきと云ふは、まくりの義と通じて、我長刀の切、短刀敵刀に合拍子に、一調子に引切、乘切にすること、敵の擊勢に隨て、我刀之れと合へば、敵手を切ること迅速にして敵刀累至すと雖ども、電閃皆合擊す、是を以て此刀法を相捲と謂ひしならん、王勃が滕王閣の詩にも、珠簾暮捲西山雨と賦したりしも、滕王閣廢宮となりて空寂のとき、人も居ざる處の珠簾に、西山の雨のふりかゝる有樣、風につれ、吹いては引き、まきかゝる樣を云ひたることとなれば、かた〴〵此刀の趣きを捲と云ひしこと、敵手にかゝる我刀、此雨の簾にふりかゝる模樣を以ても知得べし、又天正永祿間の合戰のことを記せし書にも、敵軍の勢つよきに驅たてられしを云ふて、其鋒にまくりたてられし抔云ひたるも、我卒の引足になりて行くをまくと謂ひしこと、是も亦一證也、

又此刀師授の法は、其刀路中道一を敎ゆ、因て之に應ずるも亦同じ、然れども敵の刀路必一のみならず、陽に三路あり、左右に四道あり、皆此法を以て合切すべし、是れ相捲たる所以なり、其委しきは慣學の時を待つが爲めに今不レ贅、

清眼破

此太刀の名を清眼破と云ふこと、學者たゞ等閑に思ひて、名義を深く味はざる也、まづ其次第を云はんに、此刀法、敵のかまへたる太刀に我進みて太刀を合はするとき、敵俄に乘るを、我還て敵の境中(かきへのうち)に入るの法なれば、清眼は敵の清眼の太刀にして、破は我之を破也、尋常に之を學ぶときは、表劒(おもて)なれば、敵の清眼動かずして靜なれば、我安じて太刀を合するなり、是本義に非らず、かゝるとき何ぞ之を破と云はんや、總て破と云者は、難きを犯すに非らずしては破と云ひ難し、因て云はん、此對(うけ)太刀清眼にかまへたるは、其刀を搖こと急にして、敵(これは我を云ふ敵の言ばなり)入たてじと、銳心にしてかまへたる也、かゝるときは、我雙刀と雖ども、たやすく進み入らんこと難し、故に敵の充搖する銳刀に、我剛心を以て進みよること、豈これ易き思あらんや、然れば我銳心と雖も、敵の充搖なる刀には、之れと合すること必ず機會の當を以て爲べし、此當よきを得れば、敵必ず輒ち我を擊進す、

刀皆然り、且つ滿萬共に字書に據るか、心の義ある者なし、思ふにこの傳は中興無稽の説なるべし、伊庭口傳祕書にも、此向横滿字の説なし、恐くは其傳の逸せる歟、殘と謂ひし者は、横滿字の太刀は偏身にして敵に對し、敵撃を出すに當つて、刀を乂て、敵刀を其丫に丫は正韻に音鴉、物之岐頭、承けて、兩刀を鬪て敵刀を避、時に小刀其刀に乘、太刀反て敵を撃、是横滿字の勝つ所なり、此時に當つて、敵未レ屈ば、輒ち引撃して我が前手を斫、此時我も身を引て、刀敵の所レ斫を遮り、太刀卽撃、是再び所レ勝なり、如レ是横滿字の勝あるに當つて、敵未レ敗復た出撃、この名を謂て殘と云、殘とは、字書に食餘也とありて、盡くべきもの盡きずして有るが若きを云へば、此術も亦是の如くにして、欲レ敗不レ敗、又發撃するを以て云爾、

刀合切

此太刀は刀合切と唱へ來れども、其實は二刀の合切と云ふべきこと也、是を上なる二の字を省き、連言して、合切を音にて、かふせつと讀みたりしこと也、其ゆゑは、此太刀の使ひかた一方ならねども、其中旨と爲る所の太刀、長短ともに我前に斜に下段に構へ進むを、敵之を撃てば下なる雙刀を引きながら、我胸へ取て、組たる太刀を、長短ともに敵の撃ち下たる兩手の上に、組みたるまゝ一調子に打ち込むなり、此刀法必勝の勢あり、この敵の撃勢に應じて、我卽便に其太刀に乘じ、雙刀一合して敵手を切る、此法を謂て此名ありと聞ゆ、

相捲

此太刀は、始め横八文字に構へて進むを、敵之を撃つに當つて、前足を引き胸なる短刀を以て敵刀を止め、下なる長刀を以て敵の手を切下す、此時もし敵累撃すれば、短刀を以て遮り、長刀を以て乘る、此の應ずる甚捷し、而して此刀を相捲と名せしことは、考ふるに、相は合と訓同ふして、我刀敵刀と合ふを以て謂ふ、故に相、始めはあひと讀みたらんを、其文字相なるに因て、以レ音さうと呼來りしならん、今も向滿字の太刀を、吾方には、むこう滿字と謂ふを、伊庭の稱はかう滿字と云ふ、此類を知るべし、又捲は、まくと訓せし字なるを、まくりと稱せしことは、此捲の字、説文に氣勢也とありて、此捲の字の意は、手の力にて物を引くに、其引く力の勢あるを云ふ字にて、史記の孫子傳にも、解二雜亂紛糾一者不二控捲一とありて、から入て前に控くこゝろなれば、矢張まくと云ふ意をも持ちて稱

り、又吾流の居合には、卽ち虎亂入と稱する太刀あり、此術は、敵刀を拔くに會て踏み込、刀背に掌をあて、以て敵刀と敵身とに併乘る、この神速衝當の術を謂て此名あり、然れば虎亂入も亦虎尾と飜身の術同じければ、かた〴〵虎亂入は則虎尾劍にして、御行の變必ず反形を生ずると知るべし、劍技に稱レ虎の旨は、既に刀名義解に述ふ、

向滿字　橫滿字

諸目錄の二刀十一條の初、向滿字、橫滿字、橫滿字殘の三刀、此刀法相傳へて人皆其進退を學ぶ、然れども目錄に、何を以て向ふと云ひ橫と云ひ滿字と謂ふ、其言詳からず、予因て考ふるに、是れ先づ滿字と云ふを審にして、而して其刀法に及ぶべし、この滿字と云ふは、其象の合ひたるを謂ふことにして、劍術にしては刀を合はせたることと也、升菴集云、佛書四六、大乘小乘、逗ニ根機一而演レ敎、滿字半字、逐ニ權實一而敷レ文、升菴云、佛以ニ獨體之字一爲ニ半字一、合體之字爲ニ滿字一、此註を以て觀るべし、且又卍此文字も滿字と言へり、字彙補に、內典萬の字とあり、(內典とは佛書を云ふ、)是を以ても、其刀の合せたるに比したる也、雙刀を組交へたる形の、小刀は竪にして太刀は橫なるの體、自ら其字形に似たり、萬は無販切、音蔓にして、滿萬字音同じ、故にこれを謂へり、又寬保二年正月、常備子の目錄、元祿八年是水是心連名の記にも、滿子と書す、これ共にウ頭の失たる也、此類武技者には尙多し、且つこの刀法小刀敵方に在り、太刀我方に在る者あり、又小刀我方に在り、太刀敵方に在る者あり、此兩方敵と對するに當つて、急卒の間之を組出せること難し、然るときは其可レ當の別如何を分けんと云はんに、於レ玆向橫の稱ある所以也、向とは敵と對するとき、我が身之に向て、卽ち向身の太刀なり、橫とは敵と對する時身敵を左に受けて、偏身の太刀なり、因て向橫の別を以て名づけたる也、以レ玆かの小刀太刀、或は敵方にあり或は我方にあるを辨ずるときは、最も急卒の際と雖ども、輙ち自在なること明かなり、是等のことを知らずして、後人口傳の形に據て其法を承くるが爲に、かの小刀太刀在レ彼在レ我の自在、竟にこれを失ふ、常敬曰、滿は心の義あり、心能く物に通るときは自ら勝を得んと、此理取るべしと雖、心の能く物に通る、豈にこの三刀に限らん哉、刀

これは四本目の使ひ譯に、獅子亂刀に次で之をつかふ、目錄には獅子亂、虎尾、陰拾と相屬して一とす、而此虎尾と名づけし者詳かならず、今は師も亦然り、因てまづ此刀法を云つて而して其本に逮ばん、此虎尾の太刀は、前章に云ふ如く、獅子亂刀は拂擊卻行の力ある太刀なれども、其太刀の引きたるあとは、其構へ空虛なるに因て、敵忽ち其虛を擊つ、此とき我身を左身、翻し右身、後刀を右後、變じて前擊す右前、此形を稱して虎尾と云へり、總じて此虎尾の太刀は、身を反すの勢を以て、其太刀敵を擊つ、此術を稱して云爾、又この虎尾といへる故は、本草集解云、虎噬レ物隨ニ月旬上下ニ而嚙ニ其首尾ー、其搏レ物、三躍不レ中則捨レ之、字典搏手擊也、躍說文迅也、博雅上也、六書故、大爲レ躍、小爲レ踊、躍去ニ其所ー、踊不レ離ニ其所ー、玉篇、跳躍也と見えて、虎は尾を以て物を搏ち、とび躍りて中レ之と云へり、則搏は手擊、躍は迅也、上也、大爲レ躍、跳也などの義を以て思ふべし、跳とはとびあがるなれば、此術は其機會に當つて、敵乃の來る、我翻レ身卻擊レ敵とき、跳迅して手擊する也、以レ茲其名の其技と所レ當知るべし、又易の履卦の文に、履ニ虎尾ー不レ咥レ人と云ひ、朱註に雖レ履ニ至危之地ー亦無レ所レ害、故履ニ虎尾ー而不レ見ニ咥嚙ーとありて、虎の尾は害を生じ易きものと聞ゆ、因て劍術にも、獅子亂の引刀のときは、卽虎尾の構ゆゑ、敵智者に有らば、此所は用心すべき場なり、然るを無意にして進擊すれば、則必ず虎尾の害を受く、劍生善く此義を味て、彼我ともに其心で用ゆべし、又吾邦には虎はなき獸なれども、古より此獸の尾は懼れたりと見えて、夫木集權僧正公朝の歌に、

武士の太刀尻鞘の虎の尾は此國にても踏ばをそろし

是等虎尾劍の名の由て來る所にして、其奮迅反擊の變最害あるべし、又此虎尾劍は陰刀にして、其變に因て利ある太刀なれば、大に人を害す、故に熊坂謠ひにもしゝふじんこらんにうと云ひて、此しゝの後に次たる故は、前段に辨ぜる獅子奮迅の意は、拂擊卻行亂形の勢あれども、皆其氣純一にして無ニ變心ー、而此太刀に至らば、忽ち其形を反して擊を發すれば、則陽の陰に變ずるの自然の理也、因て古より、獅子奮迅と馳驅て打ち拂たるには、虎亂入と飛び違ひ跳込て、進退自在なるを云へり、其狀態は、牛若子の太刀打の次第にて推察すべし、是則虎尾劍の謂なるな

太刀を抜持て立たるに、熊坂の從賊之れに向ひたるとき、牛若持ちたる太刀を上段に廻して進めるさま、卽獅子亂刀の駛驅なり、然れば古代より、此くの如き刀法は專ら有りたると覺ゆ、因て能畢りて、七太夫に彼太刀打の技は奈何に傳はりしぞと問ひければ、古き形なりと答へき、是を以て觀れば、熊坂の謠に、獅子奮迅虎亂入と云しこと、獅子亂刀卽此太刀にして、古き習はしなりしと聞ゆ、尙此技を能に委しき人に問ん乎、

この古き形なりと七太夫が云しを、其後に彼父湖遊に逢ひたれば、古き形と云けるは奈何にと問たるに、湖遊が言ひしは、某が中與の祖を喜多左京長喜と云て、豐臣太閤の近習番たりし、但し能役者には非らず、近侍の武士なり、然れども能を好て、其技に委しかりし間、太閤長善を能の奉行と爲て、能の事を沙汰せしむ、是れより大坂沒落の後、九州に在て黑田長政に寄寓す、而して神祖之を聞しめし、長善能の事に委しきを以て、召して大坂の作法をして、御當家の能太夫觀世等に傳へんことを命ず、尋で神祖薨じ玉ふに因て、又台德公の命に隨て、姑く御當家へ仕へ、故實を某等に傳へ、稍其事の具はるを見て、而して西國に還んことを乞ふ、此時台德公命せらるゝは、汝武士を以ての故に二君に仕へざるの義あり、今に至れば既に此義なき者か、然るときは志を變じ、身を捨てゝ長袖と（長袖とは、武士に非らずして茶人猷人の類、髡頭法外なる者の稱なり、）爲れとありて、稱を七太夫と賜ひ、名を長能と命ず、是よりして能役者となれり、これ正しく湖遊が祖なり、又其先は、足利の頃仁木左京大夫より出でて系傳あり、此左京長能は、固より武士にして劔技は柳生但馬守宗嚴の門人にして、且つ相好かりしと云、彼の太刀打は、此の元祖長能の頃より傳りたれば、思ふに長能の所作にして、柳生の刀法を用ひたるかと言へり、予玆を以て思ふに、是水は初め柳生の術を學で後心形刀流を始む、喜多に傳ふる所の技も、亦柳生より流傳せしなるべければ、其本は同一物、然ればかた〳〵獅子奮迅の遺風傳りたる也、又長能が先は、仁木左京兆より出でたると聞けば、若くは足利の頃よりの太刀打の法なるべけれ、長能、法名英林、

虎尾劔

諸觀定一、悉令ニ通利一、轉變自在、出ニ生諸深三昧種々功德一神智轉勝、以上のことを見るべし、是佛經の釋語なれども獅子奮迅の本は是なり、師子は獅子と同じ、此釋語の中を見て、獅子の奮迅の有樣はくはしく知るべし奮は說文に翬也、翬は大飛也と云ひ、爾雅釋鳥に、鷹隼醜(たぐひ)(醜は猶比也、)其飛也、翬、註、鼓レ翅翬々然疾、疏翬々、其飛疾羽聲也とあれば、奮とは其勢ひ殊にひどく有る也、迅は說文に疾なりと云て、迅はひらりひらりと早きことにて、獅子の悍猛の勢、一とほりならずして當り難きを謂ふ、且つ此時前に進んで迅きのみならず、卻行と後へ引くにも、勢ひありて迅きを謂とあれば、予始めに言へるが如く、亂形の太刀にして、發擊して其退太刀にも、擊勢を有て、發退に皆奮迅なるなり、是卻行するにも奮迅して歸ると云ひたる所なり、亦釋道行者の修學の模樣を、劍術修練の手際のうへに思ひ比べても察すべし、

又予敬子に言ふには、智子の祕傳錄に書く所の、高きに獅子亂刀宜し、卑きにも宜しと云ひしは、相傳して習ふ所ありやと問ひけるに、答へに、此祕錄の文に因りては、正しく未だ傳ふる所あらず、然れども父稽子が言ふ所の獅子亂刀は、右斜に曳きたる太刀を、順に左に拂ひ、却して逆に右に拂ふ、且其擊中に手裏の力、此刀旨とする所なりと云ける、予思ふに手裏の刀と云ふは、必ずしも此刀に限らず、杖威の如きも皆然り、且つ順逆左右に拂ふと云ふも、固より亂形の太刀なれば斯の如くなるべけれども、敬子の言ふ如くにしては、引疲の格を以て之を防ぐと云ひし者、之を防ぐに便なし、(此形法、其術を以て知るべし、今記るすにこと長ければ爰に伸べず、)然るときは、敬子が稽子の傳ふ所と云ひしも、稽子この智子の記に據て言しには非らずして、たゞ獅子亂刀の口授なりしと覺ふ、勿論此太刀亂形太刀なれば、稽子の言ふ所非なるに非れども、然れども獅子奮迅より出でたる者なるべければ、此太刀の眞は、前に云へる諸說に本づきて之を學ぶべし、尙來者の精考を俟つ、

又獅子亂の刀法は前に云へり、予丙子の春、喜多七太夫の宅に往て能を見物す、其中烏帽子折の能ありたるに、此能、金商吉次六が宿をせし旅舍に、熊坂が夜討を爲せしとき、牛若丸の其賊と戰ふ技(ところ)をなす、而して其太刀打の有りさまを視るに、牛若

と知る可し、又此太刀は、表に仕ふとき、始め右の後へ斜に曳きたる刀を、左の上へ水走に打揚て、右の下へ水流に拂ひさぐるなれば、彼拂擊のときも、右より左へ逆回にすること察す可し、故に高に居る者には、膝車の如く髓を薙ぐと言ふ、是我が逆回の順路にして、其中より刺擊を出すを云ふ、又卑きに居るとき、敵我が髓を薙ぐには、引疲の格にて防ぐと云ふも、敵刀の來る、皆吾逆回の中にあれば、其擊會に當て、回刀の中より輒ち之を抑當するなり、是にて祕傳錄の旨は觀るべく、因て獅子亂の法も知るべし、又此獅子亂刀のことは其由る所あり、まづ熊坂の謡に、金商(かなうり)吉次が旅宿に熊坂が盜賊に入りたるときのことを云ふに、「機嫌よきぞ、早入といふは程も久しけれ、皆我さきにと、たい松をなげこみ〳〵亂入、いきをひはやうやく神(しん)も、面をむくべきやうぞなき、しかれども牛若子、すこしもおそるゝ氣色なく、小太刀をぬひて渡りあひ、しゝふじんにう、ひてこのかけりの手をくだき、せめたゝかへばこらへず、面にすゝむ十三人、おなじ枕にきりふせられ、∴其外手をひ太刀捨」と見ゆる、此中しゝふじんと云者、此卽獅子亂刀の太刀にして、古より傳へたる法なり、さて謡と云ものは何とも室町頃のものにて、近くも御入國以上のものゆへ、ししふじんの刀法も久しきこと也、然ども此謡にては、たゞ文句のみにて、此太刀は奈何に爲たるやは辨じ難きことなれども、此しゝふじんと謂ふの出處は、遠く佛經に見ゆ、其は釋禪波羅密次第法問云、（隋天台智者大師說、弟子法愼記、）次釋師子奮迅三昧、今明師子奮迅三昧者、如般若經中說、行者依九次第定、入師子奮迅三昧、云何名師子三昧、離欲離不善法、有覺有觀、離生喜樂、入初禪、如是次第入二禪三禪四禪、空處不用處、非有想非無想處、入滅受想定、從滅受想定、起還入非有想非無想定、從非有想非無想處、起還入不用處、如是次第還入識處、入空處、入四禪、入三禪、入二禪、入初禪、是名師子奮迅三昧也、譬如獅子奮迅之時、非但能前進奮迅而去、亦能却行奮迅而歸、一切諸獸所不能爾、行者入此法門、亦復如是、非但能心々次第、從於諸禪直至滅受、亦能從滅受想定、却入非想、入至諸禪、此則義同獅子奮迅、上來諸禪所不能爾、故說此定爲獅子奮迅三昧、行者住此法門、卽能覆却、徧入一切諸禪、熏

るところ有りと言て、其術を修行せんが爲に、出でて西國に往くと云へり、常靜按に、宗英公年譜云、寶永二年乙酉御暇、今年在所の館にして、馬被久平劔術悉く之を傳ふ、祕法免レ之、昔年本所下屋鋪にて、始て久平に逢ふ、兵術を修し二十年餘修行怠らず、彼亦深祕委く授くと、之に據れば馬被、眞木國音同じきときは一人なり、而して始め江戸に在て、後ち平戸に在るを以て觀れば、常稽子の語と合へり、且寶永二年は、是水軒年五十七にして、宗英公其術を修むること二十年餘と云へば、寶永乙酉より二十年を逆算するに、貞享三丙寅年なり、此年是水三十七にして、天和二年心形刀流を興せしより五年の後なり、然れば益々常稽子の語信と爲すべし、因て玆に附言す、常靜又曰、眼思流は、今平戸に傳ふる所の圓明流の劔法の加傳に、眼思流あり、卽ち久平より傳來する所と云、是も亦前の稽子の語に證するの一事、

劔術論に、江戸の三浦源左衞門が相傳する十八流を擧ぐ、其中眼志流あり、則馬被の流也、

獅子亂刀

これ表七本の四本目の太刀なり、然れども其名の出づる、後劔師これを審にせざる乎、此名詳かならざれば其術の爲す可きなし、因て今此法を學ぶ者、徒に其師の手動を視傳して、自ら心中の活術を得ず、予因て其名義を審にして、後生をして其術を得せしむ、夫この獅子亂刀は、我敵に對して、氣を鋭にして之に駛驅、片手にして敵を拂ひ擊つ太刀なり、獅子は猛獸の名なれば、鋭氣を之に象りて謂ふなり、また亂と稱せし者は、亂形の太刀にして定處なき也、伊庭の目錄口傳祕書に云、獅子亂刀、多勢に向ふ時、一人に眼を付、殘る人の動に應じて勝つわざなりと見ゆ、玆を以て思ふべし、一身を以て多勢と戰ふとき、定形を以て對すること能はず、必ず亂形に非ざれば爲し難し、又一を以て衆に對するものは、鋭氣に非ざれば爲し難し、これ獅子を以て名づくる所以なり、又常智子の武功祕傳錄に云く、高地に敵を受けたる時は、獅子亂刀宜し、若敵切掛からずば、膝車の如く髄を薙ぐべし、我高地に居る時も獅子亂刀よろし、敵髄をなぐ時は、匹疲の格を以て之を防ぐとあり、斯くの如くにして、高下同法なれば、何れとも拂擊亂形の太刀なるこ

所なきを謂ふ、因て使ひ別には、彼陽撃する者に、我片手を以て對撃し、彼の雙手を襷に、左下り、右下りと車撃し止む、（木劔形には、其次に中道の太刀を繼て、居身の太刀に畢る、此こと下に云ふ、）夫れこの亂車は、目錄に所レ擧の八箇の一刀にして、其外に眞の亂車と云へる術あり、尤祕せり、此形は、彼は陽刀にして動かざるを、我彼が左手を車撃すること二三にして、其刀を左より右揚りに、彼が面部或は足部を迅撃す、此時彼竟に發せずして止む、是則其形を敎へたる者にして、眞理に非ること自ら明也、因て云ふ、眞理と云者は、亂は字書にも、不レ治也、事物不レ理皆曰レ註と注して、其處定らざるもの、これ亂と稱すれば、亂車は亂撃にして、其定形あるに非ず、若夫定形あると云はゞ、人各異る心あり、刀家も亦流派多し、豈一定を以て敵對せん、然るときは使ひ別及眞亂の受太刀は、皆これ其形法を示すが爲にして、其實は彼に亂撃を以て之に應ずること明か也、尙其證を云はゞ、是水軒一僕あり、上總の產なり、久しく其家に周旋す、一年乞レ退、是水之に應ず、僕曰、其久しく君の家にありて、撃劔の術を見及ぶ、然れども未一も其敎を受けず、今拜別に至る、願くは一事を授らば、以て賜とせん、是水之を善しとし、則亂車の刀法を授く、僕乃ち習慣して辭し去る、僕是より眞木久平の家に仕ふ、眞木も亦刀家にして、眼思流と稱して時に鳴る者なり、一日久平其僕の經歷を問ふ、僕是水を以て答ふ、久平曰、然らば則彼が刀法を學ばん、願は其術を覩ん、僕乃ち前事を以て答ふ、久平因て僕と對するに、其術劇しうして、其當これ窮す、久平歎息し、遂に其法を得て己が刀法に與す、今則眼思流の刀法、力の亂車の術ありと云、（以上の事は、常稽子の篠崎生に口語せし所なり、）予其派を異にするを以て、其果して然るを知らざれども、彼僕眞木と對撃するに當て、豈に定形の刀を以て爲さんや、又眞木の術窮するに至らん、是則亂車の無形にして神速自在、幻影奔車の如くなるに非ざるをや、眞木もこれ眼思流の一道、此法を以て其流に與用す、此理を推して知るべし、然るときは亂車は固より無形不定の刀、其心用の術を以て撃すべし、余の前言の如し、

常稽子曰、久平子無し、是に於て後彼僕を義子となし、其劔法の敎場を（此時、敎場は江戸の本郷に在りしと云ふ、）これに讓り、且其技業を嗣がしめ、久平は自ら劔技未だ達せざ

以て敵に當る、波濤の汀に向ふの勢象を心として然すべし、玆に當ては敵安きこと無ければ必發擊す、此時飜ゝ身廻ゝ刀敵の右手を擊つ、其心波濤の汀に向ふ汀沙或は岸石、其當る者剛若しくは堅、彼之と當れば、卽捲返して再び寄す、乃ち其象を心と爲すべし、是先師の之に波切の目を名せし由成るべし、鷄師曰、此刀を波切と云ふこと能く其刀意に協ふ、波の汀によするが如く、滯ること莫く、向ふ所の物に依て進退自由と、

予又考らく、此太刀傳刀のときは、廻手のとき敵手を擊つこと激當す、これ其術然りと雖ども、彼の擊甚劇しきときは激當すべきの隙なし、故に斜刀敵に當り、敵卽進擊するの劇しきときは、廻ゝ刀直に敵の刀側に進入し、車擊踊身す、斯くの如くなれば敵甚迫を以て、再び必ず急擊す、此時陰捨を以て勝を得べし、是卽木劍表刀に學ぶ所の形其象也、

又小太刀に、浦之波の名あり、波の義亦同じ、これも浦を以て謂者意あり、小太刀の條に辨ず、

又十文字槍の術に、濱之波と云へる有りと云、其意これに同じと云ふ、これは槍の術なれば、言を爰に盡さざれども、聊參攷に備ふ、

切甲刀

此太刀、切甲と云ふより、切は字書に、割也刻也と註して物をきりわることゝ也、然ども劍書には此義に拘らず、たゞきると謂ふ言ばかりのこと也、甲はもと鎧のことなれど、吾國にて兜を稱して甲と謂ふ、因て爰に甲と云者は兜なりと知べし、軍用の太刀と云て、其刀法も相傳たり、然れども徒に其名を唱へて、此刀法の切甲の名と協ることを知らず、因て今爰に其辨を述ぶ、まづ此太刀は、軍用勿論にして、敵も我も上段に構て、勇躍奮擊するのとき、彼の打込む刀勢を、我頭上に受けて、其太刀を拉きて之に勝つ、又此打込む太刀を拉きたるとも、其勢を以て敵の面部に突込むなり、卽ち頭には甲を着るを以て斯くの如し、故に敵刀に我が甲を切らせて、ここに勝を得るを以て此名あり、此外變形二三あり、皆此類なり、何れも敵に我頭を切らせて頭の兜を着るを云ふ、勝を得るに因て、此名を稱ふると知べし、其法は其伎を學ぶとき自ら明なり、又伊庭の口傳書云、切甲刀、相陽のとき、深く打つ業を切留に、手をつめ、留むべし、突き有るが故也、甲胄に之を用ゆる故に切甲刀と云、是文に依ては通じ難し、然ども未だ其わざを學ばざるを以て、其當否を知らず、

亂車刀

亂車は片手の太刀なり、木劍裡形にも片手の所作あり、この車と云へるも皆廻刀にして、亂とは定れる

ありとも聞えず、吾傳も先師より水谷に及んで直傳なれば、誣ふ可からざる也、因て吾師の說は據る可き所のみ、然れば志破記の謂は其義不レ詳なり、而して予今其說あり、志破記はもと假名文字にして實は柴木なり、柴木と謂ふことは、此刀法中道と云しは、其形太刀を中墨に持ちたる構へゆへ中道と云へり、柴木とは、其進むとき太刀を上下に搖々として出で、其太刀の動き定らざるが故に、敵輒ち擊出すに、其擊に堪ず、敵下なれば我上、敵あぐれば我さげ、柴木の細にして亂れたるに似たり、もと柴の字は說文に、柴は小木散材也と有て、今謂ふ疎朶焚木にして、細き木なれとも、是よりして小き木の枝のことは、生えたる木も通じて柴と謂へり、萬葉集の歌に詠じたるも、柴と云へば木の小枝の錯ることなれば、柴木の枝嫋にして堪へざるの意なるを、假字にて男らしきを用ひたる也、然に後人たゞ文字に依て深く考へずして妄に其說を言ひたる也、伊庭の記の如き、予信ぜざるの辨は別に云ふ、吾師の目錄の字は笴丁にして、必ず其意に當るに非ずと云ひしは、還て其正傳ながら、恨むらくは今一層の樓に登らざるなり、

又此中道の構へなることは、我中道にして、太刀を高く前に出し進むゆへ、敵の打つべきところは、面部は遠くして打ち難し、たゞ左右の手に非れば打つ可き處なし、因て敵我が左右を打つに及んで、前言の如く之を爲すなり、然るを中道志破記と連言せし故を知らず、伊庭の記も之に及ばず、吾傳もたゞ志破記の言ありて、中道に及ばず、相共に其刀法と其名と比照することを知らず、先師の言を信ぜざるが故なり、又柴木と云へる姿を見るべきは、俊惠法師の野風を詠せし歌に、夫木集、「岡のべのならのましばに風立ちてかへるはくずのうらばのみかは」又衣笠內大臣の歌に、六帖の題、春をへてとがへる山のたかつめにしばのたちえもひこばえにけり」又建長八年百首歌合に、「山里のみねのした柴おり〱にもののあはれのたゆむまもなし」此歌どもの意を揣んで能く考ふべし、其刀法を柴木と云ひし有さま、自ら思ひ悟るべし、

波切刀

波の字破に作るもの有り、鷄師に質すに、波正し破に非らずと、此波切の太刀は、其心を波濤の岸汀に打寄するが如く使ふ可し、其れ若何といはゞ、始め斜刀を

陽重劔

これは陽の太刀にして、彼と陽を以て對するとき、彼先づ陽より、我が陽上を撃として撃ち込むるところを、其發出に乘じて、我陽撃を以て、彼れが陽に乘じて上ぐる太刀の勝ちを得る術なり、故に重の名あり、重とは釋文に累也、詩經の箋に、重猶レ累也とありて、累は有上へつみあぐる義なれば、彼が打ちたる太刀の上へ、我打ちたる太刀を累ぬるの謂なり、此術は、之れを學んで知るべし、又此太刀の敵を打つ氣味を、我常に言ふ、蜻蜓の尾を以て水面に點ずるが如しと、然るに近頃莊子因を讀みけるとき、其標註に掉結蜻蜓の水に點ずる如し、輕倩之極とあり、字書に掉は搖なり、倩は美好なりと註す、玆を以てすれば、既に文人も斯の如く云へり、其搖の神捷手際の見事なる處なり、思ひ合せて深く味ふ可し、

又此陽重劔を、篠崎が語りしは、常にはやう〳〵けんと言ひて、陽重と云はず、蓋し其名の義露（あらは）なるときは、其術知り易きが爲に、之を祕して其名稱を易へしか、常稽子の頃此の如しと、予も之を聞いて其の如く思ひたりしに、近頃思ひつきたること有り、乃ちやう〳〵は陽々にして、曾て祕易の言に非ず、陽重の別名と知るべし、其故は、敵先づ陽を以て我を撃つ、我即ち陽を以て之れに勝つ、然れば敵の陽上に我が陽を加ふるに非れば勝たず、因て陽々とは云へり、此の名に就いて其術を考れば則ち得、やはり前の重累の同義なり、又祕と云はんには、此の陽々の稱にては刀法を見ざる者は、據る可き所無きが故也、

中道志破記

この志破記と云こと、說々あれども一定し難し、吾が傳には其說無くして、たゞ其形を以て傳ふ、伊庭の口傳祕書には、志破記は敵の虛實を知らず、又動かざる者に、志を以て破り、色を以て仕懸、場合の遠近をとる、又懸の業あり、故に志破記と云ふと、此の如くなれども是にては記の字の譯もなく、又志を以て破と云ふも、其志と謂ふこと、如何なる志なるや、能く考ふべし、此志分らざること爲べし、其上、中道と云ひし連言も其譯を言はず、此刀法は中道こそ肝要なるべし、又吾師常稽子の言たるを篠崎が聞きたるには、目錄の字は符丁にして、（これ目錄に中道志破記と書せるを云ふ、）必ず其字の義に當に非ずと、然れば志破記と云へるも、必其義

ん時、忽ち師授の言立つべからず、是れ師授を疑ふに非ず、學ぶ者其理を究めざるなり、理を究むるとは何ぞ、刀法の勝敗を試みるなり、試みるときは、師授の刀法を以て人と勝負し、必勝の勢を極めて而後止むべし、故に師授と雖ども、其太刀勝つべきの勢無きときは、余に於てはこれを師敎とせず、中頃口傳の失と爲るなり、故に曰く、口傳は信無きが如しと、斯の如くにして唯信ず可き者は刀名なり、抑此刀名のこと、人余が言を以て、還て不信の思を成さん、然らずんば能く刀名を辨じて、師授の刀法或は口傳と比照せよ、目錄の名義と協ふ者は皆これ必勝の勢あり、目錄の名義と合はざる者は、其術皆信ずべからず、故に其名は皆其理の的傳、實に神の如し、是れ則ち前に先師の眞面目を謂ふ者なり、因て今別に其名の說を、一々後學に示さんと爲す、此言固より其義の至れるに非る可し、然れども其志に於ては不レ遠乎、尙後人の删正を竢つ、

丸橋刀

此名を丸橋と謂ふこと、其義詳ならず、余思ふに、丸橋とはまる木の橋なり、夫れ橋は溪或は溝塹を越えて路を通ずる者なり、然れども獨木の材、其路危ふして之を蹈む者、顚覆を致し易し、則ち俗に謂ふ所ののればおちると云ふことなり、是を刀に名づけしことは、此太刀其形逆にして、敵の刀路に於ては開通するを以て、敵直に我を擊つに當て、我其逆を黜して順擊して乃勝つ、これ丸橋刀の能有る所なり、因て名と爲り、又淺山生(九郎左衞門と稱す、瀧川延親の子鴉師に學ぶ)、瀧川受くる所の口傳に、此刀の意は、丸き橋の覆るが如く、總じて丸木の橋は、渡るに躁行なる者は墜つること必す、常寛子瀧川延親も亦其言を以て傳授すと云、然るときは師傳の相承くる所も旣に斯の如し、又此丸木橋の顚覆を云ふことは、古來言所あり、源平盛衰記に、越前三位通盛卿の、小宰相の局と云ひし女房に贈りし歌に、「我戀は細谷川の丸木橋ふみ返されてぬるゝ袖かな」「蹈かへす谷のうき橋浮世ぞと思ひしよりもぬるゝ袖かな」、又此とき女院の小宰相に與へられし歌にも「ただ憑め細谷川の丸木橋ふみ返しては落つる習ぞ」「谷水の下に流れて丸木橋ふみ見て後ぞ悔しかりける」、此歌どもの意を以て見よ、彼刀の勝術、先哲これに名せしこと知るべし、

劔攷

目錄

劔攷

總論

余惟ふ、劔術に先師の意を究めんと思はゞ、刀名に據るべし、刀名とは、即ち目錄に記する所の名目也、今は此のこと無く、目錄は徒傳ふる而已にして、渾べて口傳に任かす、故に目錄は棄てゝ無きが如し、爰に余が云ふ處の意は、口傳は固より其師の口傳にして、其原先師より出づると雖ども、時歴て人違ひ、師亦一人に非ず、而して師と雖亦優劣あり、因てこれを疑へば口傳は則ち信無きが如し、然れども目錄の名は則ち先師の言にして、其口より出づる者なり、而して其名の有る、皆其劔法の義をこめ、其進退の度、此名の文字に知るべければ、則ち是れ先師の眞面目なり、今百年前の眞面目を見んと欲せば、此名に據らずしては有るべからず、且つ此刀法、或は口傳の太刀、喩へ其傳を受けたるも、これは其手足の進退、勝敗に至りては茲に知り難し、其故は、師授を信ずる者は、其心純一に似たりと雖ども、爰を離れ、人と其術を以て對せ

を得たるときは卽かの負たる劍を拔かんとして、右手を頭邊なる劍首にかくるとき、吾人輒ち腰間より拔擊に彼の揚たる右臂を斷つゝ、數敵を連擊して勝つ事を得たりと、如何にもかゝる事なりしや、

常靜子劍談終

然に後禮月令を見しに、云く、是月也（五月なり）、日長至、陰陽爭、死生分、君子齋戒、處必掩レ身毋レ操、此こゝろは、五月の月は日長至とて、日の長く行きつまりたる時にて、陽氣十分に滿たるなり、されども滿たるゆゑ是よりは減ずるを含んである故、もはや漸々弱き方に行くなり、陰はこれより萌したれば未だ甚しからずと雖ども、遂に大に及ぶべき初なり、因て陰陽爭とは言へり、これは大なる者強きにあらず、小なる者弱きに非ざると云意なり、以レ玆劔術にもこの理有るなり、禮記は天地を以て云なれど、事物には何とても天地の理を離れざる無ければ、劔の如き小道にもやはり其理有る也、むつかしく云へば不思議なれども、能く思へば何も不思議ならず、陰陽も滿たるは勢强けれど、是より減ずる路なり、少なき勢ひ弱けれど、是より甚きに及ぶ道なり、因て死生分すと云ふ、則五月の月の體を云ふ、君子はこれを知て齋戒云々と、天地に法りて身を愼みたるなり、劔術もこの若く、勢を憑で荒がかりなるは、君子の時氣を知らず不愼なると同じ、勝を貪つて還て敗をとるなり、勝は生地なり、敗は死地のみ、

又禮の註に、齋戒以定二其心一、掩蔽以防二其身一、毋レ或レ輕二躁於擧動一、この事能劔技の敎に當る、知れずんば口授せん、

一、予が傍に左右する小臣頗る畫を爲す者あり、或日問ふ、唐人を畫くに背に劔を負ふ者あり、これは奈何かなる事にやと、予答ふ、唐の法は知らねども是その用ありて然り、その用と云は劔頭を負者の右肩の上に出し、劔尾を背の左下りにして垂緒（さげを）を組交へ、一端は右肩よりし、一端は左腋よりしてその躬に纏ふ、然るときは從者として馬上の主に隨ふときは、必ず馬の左側に從ひ行く、若しその用あれば、卽右足を踏出し左足を踏開き、腰を屈して腹力を張て、右肩を前に進むれば、主廼ち馬上より拔に便あり、又步行して自ら拔くには、その時に當ては、身を構る事如レ前にして、左手を以て劔鞘を押上げ、右を肩邊に揚て劔頭を握り、左手は下へ引き、右手は廼ち拔擊にす、然るときはその用を爲す、腰間の刀を拔くに異らず、因て某等これを試るに果して違はず、問者喜べり、其中一人の曰、聞く朝鮮陣のとき、彼國の人慮へるには、吾邦人の腰間の刀は、先づ拔て而振揚げ擊事と心得て、敵

事を悪しく申せしと云へば、德本それは何人何事をか申せしと云ゆへ、云々と告げたれば、卽合掌して誠に忝き事よとて其人を廻向す、因て奈何にして廻向あるやと問ひたれば、これは我彼れに昔し惡行ありしの報ひなり、然ればかゝる事を聞くぞ、罪障を滅する也、誠に忝なしと云ひし、これ慚愧の心起るべきを、還て善報を爲す事歡ばしき事よと、等潤云ひしにて、予は又劍術を悟れり、我敵より打たれたるとき、尋常なれば恚るべし、我は然らず、この技の敵に打たるゝは、己が不形なるか又は貪る所あれば必こゝに敗する道生ず、因て己に形正しきは勿論、唯その意を誠にして本心の違はざる事ぞ所レ冀なり、我れ數年の間試るに、爰に勝理あり、かゝれば德本行者の言思ひ由るべし、又予常に敎場にて言ひ示すことあるは、或は時に人の爲に怪我することあり、その時は怪我せし者より打ちたる者に向て挨拶すべし、もとこの劍技の勝負、怒に因て爲す事ならざれば、人情なれば人を創つくれば卽隣む意生ずるは自然なり、然れどもこの時打ちたる者は、勉てこの心を匿して、打たれたる者も又勉て怨む意を去るべしと誨へぬ、分けて歷々の人は、常に高貴に居てかゝる事にも遇はざれば、若し相手に打たれなどせば、夫を喜びてこれぞ我が敗をとる處ぞと覺悟すれば、乃再び勝を得るの道なり、されば德本が言る斯道の師ともすべし、今日の勝は他日の勝に非ず、一場の利別場の利に非ずと志すべし、是予が學び得る所の師授の一のみ、

一、臨濟錄に普化禪師の語を出す、曰、明頭來、明頭打、暗頭來、暗頭打、四方八面來、旋風打、虛空來、連架打と、これもと禪機の語なれど、劍技も達せし人はこの意は能く悟れり、旋風打は卽吾が亂車なり、連架打は同じく杖威中眼の比ひ、よく察すべし、恐くは初心解し難かるべし、

一、愚意に思ふには、劍術に突く太刀は人烈しきと思へども、まことは死刀也、又引く太刀は人甲斐なきと知れども、眞は生刀なり、其事如何んと云はゞ、突く者は其勢ひ鋭しと雖ども、極る所有て變ずる事莫し、故に死力なり、引く者は勢弱きが若くなれども、極る所必ず變を生ず、變とは何んぞ、刺拂回切皆こゝより起る、故に生刀なり、人此言不審ならば、尙口授せん、

制するが爲なり、而門卒曾て其用法を知らず、因て彼の池田流の士を師として、使㆓予歩卒㆒就て之を學ばしむ、大抵習熟するに及んで時に閲㆑之、相對(うけだち)する者多くは執㆑刀、予因て惟ふ、太刀は誰人の所㆑執と定めずとも、先づ士の所㆑執として、三械は歩卒の所㆑用のものとせんに、刀は總て此術に不㆑可㆑勝、然れば士は歩卒と以㆑是相對るとき、乃歩卒に不㆑可㆑勝とせんか、將た手を屈㆓歩卒㆒豫伏從せん乎、若伏從せば士の劍術は素より不用のもの也、世徒に此器を空觀して無㆑知者は不㆑論、若しよく此技を(謂㆓三道具㆒)視て可㆑恐の意有らん人は、於㆓劍技㆒の用心決定あるべし、他は不㆑議、吾流技の如きは、奥祕の心術あり、以て能くこれに可㆑對乎、古に惟善以爲㆑寶と謂ひしは、其心意こそ違へども其旨とする所は同じ、但淺學の輩解合を得る事莫けん、

一、諸處他流仕合など云て、人と對し其技を抗し、誰は誰某に勝たりとて譽賞す、定めし其譽られし人の心には己が技は善しと思はん歟、抑又彼人に勝たりと思はん歟、予は然らず、當流(心形刀流なり)の意を以て云はゞ、一時の勝は終身の勝に非ず、假令其人に勝たりとも、これ終身の勝と爲べからず、祕事なれども云はん、勝とするに一時を以て云ふは無一の術、終身を以て云ふは平心の術なり、若し劍生能くこの義を悟らば、卽是皆傳の人なり、

一、孟子に、民之歸㆑仁也、猶㆓水就㆑下獸之走㆑壙也、故爲㆑淵毆㆑魚者獺也、爲㆑叢毆㆑爵者鸇也、爲㆓湯武㆒毆㆑民者桀與㆑紂也と云しことを、劍術に喩へなば、人より打たれ又は人に負ることは、畢竟我が構の善からず、我れ手を出すよりして終には打たれ又負を取るなり、然れば獺の意もと魚を毆んとして遂には深淵に追ひこみて手に及ばざるが如く、己勝たんとし種種の手構をして、其終りは負を取る事、獺の魚をとり、鸇の雀を逐ひ、桀紂の自由に爲んとせし民、遂には湯武の方にとられ、其自由もならぬ體の事なり、能く彼の語を思ひ比べて見よ、解せずんば尙口授すべし、

一、等潤和尙(永昌寺)の話せしは、德本は德業具足せし人なり、素と紀州の農夫の子にして、廿六歳にて出家せしかば學文せし人にも非ざるが、農の時より精進不臥にて念佛し、夫より難行功を積みしより、何事も問ふに從て心に發す、或日某が申せしには、何れの人其御

辭とありて、禮記を引て、父命呼、唯而不レ諾、註、唯速而恭、諾緩而慢、又投壺の條を引きて、大師曰、諾、疏、承領之辭也と見ゆ、然ば諾は、今の世の言のカシコマリマシタ、或は心得マシタ、又は承知イタシマシタ抔云ことにて、彼の言を得と聞定めて而應ずる聲なり、此分別如何にといはゞ、此唯して起つこと劍技に於ては虛心なり、諾は實心なり、是何となれば、父や先生には用心見定はいらぬ故、專辭と云て卽起（おきだつ）する也、是劍術には取レ負場處なり、父や先生には固より負くるが持分ゆへ如レ斯、夫を一分別を構へて、皆己が意を以て尊長に從ふゆへ、是は不レ然と見えたり、因て諾が惡きには非ず、玆には劍技虛實の心を論擧せし也、鄙語なれど俗間茶屋料理屋など謂ふ處の婦女下男などが、客呼レ之に速にハイ／＼など應るも皆虛心なり、其虛心と云ふも其本客の意を求めたるに非ず、必先づ其外に應ずるが專要ゆへ如レ此、因て其上の變起るに逮んでは、ハイ／＼尙ハイ／＼に非ず、皆遂に客の旨には違ふなり、如レ斯なれば劍技の若きも唯諾の意に本づきて、速きことゝ見定むることの兩端を心がけ度こと也、諾と見定め、唯と速應する虛實心變の境、所謂二劍の事也、さて得レ中とは此二事の奧なる也、是惟ふに必勝の路歟、

一、予常に言ふ、劍學場にて劍勝負など申し扱ふは、其次第を超たること也、とかく常の容體こそ專一なり、夫故修行する時、其事を如レ眞にして爲レ之べし、是が卽眞劍勝負の本なり、然るを當時の修行と云ふは、徒に其進退手足の出入を志して、絕て心氣發動のことに及ぶ者なし、頃日禮の曲禮を讀むに、臨レ喪則必有二哀色一、執レ紼不レ笑、臨レ樂不レ歎、介胄則有二不レ可レ犯之色一、故君子戒愼不レ失二色於人一、如レ此云へり、然れば古人も旣に是事に目は着きて居たり、さすれば禮は尙き者にて、强て言はゞ劍術の本とも謂べし、此四箇條の心根は、自然を云ふには非ず、皆君子の戒愼して不レ失レ之なり、劍生も思レ之て、於二學場一對レ敵は、戒愼して心氣を逞くし、不レ可レ犯の色有らんを務べし、

一、世上外門の內に設けて置く三道具と稱するもの、一はひねり、一はしゆもく、一はさすまた、此三つなり、人の所レ識、此物使二步卒一可レ用の爲めに設くるなり、加藤大洲侯の中に有二某者一、此三械の技を能くす、稱二池田流一、予思ふ、此器世上門內に置く者は非常を

刀流劍術書序に、劍學欲ニ無心一便無ニ將迎一無ニ偏重一之謂耳、敢非レ謂レ無ニ本心之靈一是以劍學表裏一致、事理兼明不レ可ニ偏廢一也、捷否見ニ於先後屈伸之間一其蹟彰々、而先後者幾也、屈伸者氣也、幾氣變化之源卽心也、氣欲ニ其勇而不レ撓、幾欲ニ其獨而不レ昧、心欲ニ其虛レ靈而應レ變無レ滯、誠能如レ斯則進退無ニ敢當一縱橫無ニ敢礙一前後左右浩々、渾無レ容無レ心無レ我也、無レ我則無レ物、無レ物則無レ敵也、故曰、上將無レ敵、又曰、仁者無レ敵、此季明と云ひしは文學一偏に非ず、其仁は武士にして而も仕官の人なり、因て此術の事を述べたるも、口才ばかりに非ず、其旨を能く言述べたる也、是一刀流の序文なれども、やはり吾心形刀流の旨なり、廼ち予が常言する諸流一致の旨以レ玆知べし、又前人の劍術書の後序に曰ひしは、故敎之方、習ニ于事一而熟ニ于心一熟ニ于心一而達ニ于用一其習也勉强、其熟也自然、所レ謂精レ義研レ幾以入レ神是也、是等の言も他流の論なれども、吾流の旨と同一なり、彌々知る諸流一致なることを、

一、世の諺に、樂屋に聲を枯すと謂ふこと宜なる言なり、總じて今講釋と云て、座に列り經義を聽く者を觀るに、儼威儼恪可レ見、而其席を退くを見れば、或は太息し或欠伸或は戲笑す、忽ち講旨と違ふ、これ講席を表向と思ひ、平常を裡と思ふより如レ斯、則諺の若し、講席は物を學ぶ處ゆへ樂屋に比す、平常は行レ之場ゆへ舞臺也、樂屋は調(ならし)を合はする場處ゆへ、如何やうにもことを改替へらるゝ也、舞臺に出でては取返しはならぬ也、玆を能く察ふべし、劍技も如レ斯にて、けいこ場は裡なり、平常は表向なり、夫をけいこ場にてさへ見事なれば事濟むと心得居るは、畢竟愚なる故也、劍技もけいこ場は樂屋にして平常は舞臺なること能く辨ふべし、如ニ前言一舞臺にては仕直しは成らぬ也、けいこ場にては如何やうにも習行はせらるゝ也、とかく劍生の念入は樂屋舞臺を取違ふる也、

一、劍術も至極の所は、得レ中わざと云はんか、總じて人の呼ぶとき、唯と應て起こと誰も所レ知なり、勿論このことは曲禮にも、父召無レ諾、先生召無レ諾、唯而起と見えて、唯とは字書に、獨也、專辭とありて、吾邦の言葉にてはハッと言て起つことなり、夫は他念□父や先生には、分別はいらぬ故如レ斯、諾は字書に應

れ固より歌唱のことにして、劍術のことには非ざれども、能く此意を推して考ふれば、劍技の敵と對して勝負を決する時も斯心なるべし、歌と劍とは天地懸隔なれども、物の靜定に至ては不レ異也、得と思ひて觀るべし、又常々仕合使分など使ふときも皆何れも此思なるべし、善々思惟すべし、

一、淸の戈漢溪、戈は姓、名は守智、漢溪は號なり、の執筆圖と云へる書に是は書家の書にして筆の執ちやうを書きたる者なり、記せるには、書之爲レ藝、通二於射一乎、禮內志正、外體直、然後持二弓矢一審固、持二弓矢一審固則射中矣、此誠懸心正筆正之論也、心正筆正則運用無レ勿レ正矣、故初學レ書者執筆爲レ先、此事を能見るべし、亦通二於劍一乎、則執筆爲レ先と云ひしことは、劍技にて云はゞ太刀の構へやう也、運用無レ勿レ正矣と云ひしは、劍にては何を使ひても能く出來ざることなきなり、則射中と云ひしは、以上のこと其如くなれば、撃ちては外れず、斫れば切るゝなり、くれ〴〵も斯の數言を善く味ひて劍技と引合はせ觀よ、

一、丁丑五月、林子大學頭、衡、茅堂を訪はれ、酬談に及びしとき、予古代の丸木弓一二を出して示したりければ、林子言ひけるは、古の武夫の射に妙有りしは、必ず射法の有りしにも非ず、其遠きに中り小を貫く等、皆其精心の所レ然なり、今も蝦夷の人丸木弓を以て飛禽を射る、射て必ず中る、曾て莫レ不レ中、是亦精心なりと、以二斯言一攷ふるに、劍術も與レ敵對し、撃て其鋒遠きに及び、斫るも其刃敵刀を拉く等、皆其人の精心の神用と思ふべし、此氣あるを知て其事を視觀せよ、

一、一體劍術づかひと云ふ者は、大抵文盲なる者にて、一流と云へば他に超えたる如く思ひ、又は其始めを云ふ者は何か尙き事に思ふ、全體を不レ知故也、何流も皆其本は一つなり、且つ何も尙きことも無し、たゞ尙きは勝レ人氣の有る而已なり、二三後記と云ふ書に云、此書撰者未レ詳、考ふるに多田義俊と云し人の編述か、天富命、神武帝の臣太玉命の胤なり、忌部の祖也、弓馬軍旅匠職の事を兼職して、家族に殘し民人に令するの人也、今世に神道流の劍術其一也、弓馬の法則斯より出たり、神代の傳法也、鹿島流蔭流刀術又二流あり、此書の文傳寫誤あり、恐くは正文にあらじ、視者其意あるべし、如レ此あり、然ば心形刀流は蔭流の末ゆへ、柳生流も影流も新影流も直心流も皆同系なり、文盲ゆへ吾一流を格別に思ふ、畢竟勝負の理を明に不レ知に因るなり、

一、大高季明と云ひし元祿の頃の碩儒の書きたりし一

守と云ふ職なる者、貪虐とて、物をむさぼり、ものあらき人ゆへ、人これを惡みしが、劍術に達せし者、人の知れぬやように其役人張某が首を打取りて逃去りたり、蓋し惡しみの餘り也、而其打取るべき前に申述べたるには、自ㇾ是後十日ほどの中に、張氏が首を打つべしと、張札をして人に知らせ、而其日限の中に如ㇾ斯人知れず取去りたり、夫故其時の淮と云ふ處の督楊一鵬と云ひし人、これを索求たりしが、一向みえずして過行きたるとなり、噎窮鬱以下の十一字は、さて氣の屈してのび〳〵爲ざる時は、此やうなる氣味よき事を書て氣を晴し、且つ一浮白とて酒の肴とするべしと云事なり、

是等を考へても思知るべし、十日の中に首を切るべしと張札を出せし程なれば、當人は尙更傍人も皆知る所ゆへ、用心は專らせし事は勿論なり、然るを如ㇾ此打取る技は、神速ならざれば曾て爲すべからず、一、是又前に云へる史記の註の呂氏に云るが如き持ㇾ短入ㇾ長とあるは、全く小太刀の入身にして、倏忽として縱横すとは、ひらり〳〵と捷疾にして縱横自在に働くなり、但し是は明あたりの有樣には非れども、神迅の手際あるは玆には不ㇾ限、劍術の妙用是なるべし、二、是此外にも窮鬱不ㇾ伸且一浮白など云ひしは、全く其手際の早くして氣味善きありさまを賞めたるなれば、何れとも彼國も劍術は手捷に不ㇾ使ば不ㇾ然事と明に知得べし、三、是

一、鎖細なる云ひぶんながら、侍人の次の間などに居て、物など書きて在る時事に因て呼ぶに、卽答へて來る者、多くは其執りたる筆を投げて起つ、其響よく外に聞ゆ、我思ふに此筆を投ぐる者、其心迅速に似て其實は虛なり、此虛なる者劍術に言はゞ、平心の礙なり、若し是を何(いか)んとせば、呼ぶとき唯と應じて起たんとする時、其筆を置く事靜に、響なからしむべし、此言を能く守りて不ㇾ違者は、劍の平心にも至るべし、初學の所ㇾ不ㇾ知とせん歟、

一、郢曲抄とて、唱物の古き書に云ふには、切々いきをのこしてこゑをみな〳〵いだすべからず、ひくいきをこしのもとまでかよひ、腰は岩のごとくに、こしより上はたゞ青柳のごとく、面は常よりもにうわに、眼睛ちらずして、ゑりくびをはなさずして、かず〳〵唱ふとも、そんせぬやうにうとふなりと、こ

其旨異なり、其ゆゑは、居合とは文字の如くにして劔を拔くにはあらず、與レ敵居を合（合は對と謂ふこゝろ也、）はするとき、應二心機一て發勝するの神氣を謂ふ、其習訣に言ふ、劔を拔て敵を斫る者は、其斫る事鞘の内にあり、敵の動機を瞥て卽劔鞘の中に斫る、斫心を以て敎とす、然るに頃聞く、直心影流にも拔劔の術を稱して、鞘の內と謂ふと、他流其旨若何を知ざれども率ね之れに不レ殊べし、又吾流にこの術の目錄二卷あり、其序に云、夫居合之爲レ術也、在二發レ劔之間一、其要在二不レ發レ之而以治レ敵、應二機變一爲レ神爲レ妙者也、然無二常傳一無二常術一、故修力不レ實則難レ得、其旨此文を以て觀るべし、

一、予年若きときは、此伎に精を出して勝負の爲にも腕骨を勞し力を竭したりし、此時しも淇園先生には、未だ東修をも行はざる前なれども、東行の旅次には毎に浪華に値たりし、一年伏水に上る道、同船して物語せし中に、予先生に問ひけるは、某於二劔技一は頗る體力を用ひたりし、今先生を視るに雙刀を帶せらると雖ども、恐くは其用に於て意に得ざる所あらんか、乃今刃殺を用ひんと爲ば、此時に當て先生何等の術か有ると言ひしに、答に、君の言心得ず、固より如レ斯なれども、我も亦雙刀を佩ぶるからは、志なくんば有らず、君の言實ならば卽今我を及殺せんと爲らるべし、我が志は其時示しまふさん、若し君の言の如くならずしてさて止みたまはゞ、君の言虛言なり、其事虛辭ならば、其技其術と雖ども畏るゝに足らず、予於レ是始て先生の言の道義に協へるを悟て、又劔技の眞心をも知りぬ、信に先生の言の如くにして、予此時先生を刼かすに及ばずとも、劔を拔く事能はずんば、是先生を刃する事不レ能者なり、是れ則ち先生の威也、先生も亦視レ予事蔑如たるに非ず、非道にして殺害を爲す事能はざるは天なるを、固より信ぜん者にして、斯決定こそ誠の純粹の劔心なり、頃憶ひ出だせしまゝに云事爾、

一、三敎論と云ふ書に、佛法の事を云ひて、夫佛之爲レ道、本無二二門一、自去レ聖既邈、源遠而流益分、於レ是師異指殊、各建二戶庭一互相矛盾、此言劔術者も思ひ比べ見よ、今諸流とて有るは皆如レ斯もの也、此所に心着きたらば、無一の術は知り得べし、勝負本然の悟道此語に有る歟、

一、平戶の藩中に傳はりし二刀の劔流あり、其始宮本

なり、而して之を吾輩の所ㇾ用の者は君父師兄に從ふとき、若し非常の事あらば用ㇾ之て爲ㇾ害者を除かん、然れば殺勝の所ㇾ用、身を難きに處して人を安に赴かしむ、由ㇾ是觀れば則仁の術なり、醫も亦古より以ㇾ是稱ずれば、かたぐ\劍家にして以ㇾ劍疾を救はゞ、仁の又仁なる者乎、今附て一笑に具ふ、

一、予淇園の周禮の標註を看し中に、舞師を記せし條に引いて曰、赦敬（明人後清に仕ふ）按、舞者禮樂之一藝、先王敎ㇾ重者、舞所下以勞二其筋骨一調二其血脈一和中柔其四肢上使下容體比ㇾ禮步驟比ㇾ樂、借二干戚羽旄一以習中武備上と見ゆ、然れば古の舞は遊具に非るは勿論にして、其身心の正しきに赴く爲なり、以ㇾ玆すれば今の劍伎も、稱二歷々一者は必ず其劍心の妙を得ずとも、等閑の思なくして養生の爲にも之を守り用ふべき事なり、

一、武州多摩郡泉村泉龍寺（世田ヶ谷と云ふ處なり、）と云ふに、疱瘡の呪符あり、甚驗あり、因て予が兒輩の其生まるゝ毎には、必ず之を請て護身とするに、其病を得るに至て輕重ありと雖ども、皆平癒に及で、死に至る者莫し、予以ㇾ玆大にこれを信ず、然るに一年小兒のうち遺毒を患ふる者あり、頭上痂滿てり、時また疱瘡の流行に遭ふ、醫曰、此兒若し痘を病む事あらば其死難ㇾ免と、予竊に思ふ、此兒生るの後彼寺に就て呪符を得、坐臥これを隨ふ、曾て其難あらじと、此時諸兒痘を病て輕重あれども、皆順瘥を得、因て益々此兒の無難に安んず、然に此兒患ㇾ之て其病不ㇾ輕、予曰、夜其症を見るに、竊に醫の所ㇾ言に不ㇾ違、遂に以二斯疾一沒す、又予一年故ありて一人の相撲人を養ふ、此年西窪八幡の社頭に十日の相撲を興行す、彼往かん事を請ふ、予其出づるに臨で言て曰、勿ㇾ負、因て勝魚脯（かつをぶし）を與へて祝意を寓す、而其初日負けぬ、予怒るにあらず、彼が恥思はん事を憚りて、彼常に不動明王を信ずるを以て、第の前なる荒井町といふに所ㇾ在の不動の靈像に禱て、其寫影を獲て使二人與一ㇾ之、彼得て大に喜び且つ信ず、而其二日又負く、予於ㇾ是思ふに、これ不動の無ㇾ靈にあらず、泉龍寺の呪符無ㇾ驗にあらず、人は唯中心の堅固にありて神佛の外護を賴むべからず、若し神佛を憑まば中心能堅固なれば、神佛則こゝに利生を添ふ、本心と云ふも他にあらず、一身無二六根淸淨なるべし、

一、吾流に居合と稱する者は、諸流の居合と云ふとは

(郎等)　[illegible]　[illegible]　[illegible]

これにて見よ、如ㇾ前四方四隅に皆敵をうけたれども、半分なる四騎にても、皆四方の應對出來るなり、

これらを見て劍術者も目を覺すべし、いかに思へるにや、後に敵を受けてはとても不ㇾ協もの故、如ㇾ此次第もあるなり、さて向ふ者はおがみうちといひしは、卽八箇傳刀のセッコフ刀のこと也、この太刀は六具劍の類にして、則是等の遺法なるべし、(此おがみ打といひし考說別に述べぬ、)又廻りあへば車ぎりとあるも、同じく八箇傳刀のサセン刀ウセン刀のことにして、此太刀素より馬上劍とて、今に傳へたる者なれば、勿論この遺法なることと知るべし、まづ大旨如ㇾ此、猶この餘のものも、其文に據て考ぬれば古人の法則は知得るなり、

一、唐の牛頭山の法融禪師の博陸王に答ふる偈云、欲ㇾ知二心本性一、還如ㇾ視二夢裏一と、此言劍術者の可ㇾ味事歟、其故は、心本性とは得ㇾ勝べき心は奈何と思ひ定めんには、竟にたわいもなき所に至るべし、得ㇾ勝場處は唯一心に出でて、實に夢の如き場處なり、所ㇾ賴は形術と一心なり、(法融の偈、五燈會元に見ゆ、)

一、一日本草綱目を讀みしとき、そが中に諸品の主治を(これは人を醫療する者の藥種として其病を治するの功能を言ふことなり、)擧げたる條に、鐵刀(かたな)、蛇蚿毒入ㇾ腹、取二兩刀一於二水中一相摩飮二其汁一、百蟲入ㇾ耳、以二兩刀一於二耳門上一摩敲作ㇾ聲自出、摩刀水服利二小便一、塗下脫肛痔核產腸不ㇾ上耳中卒痛上と見ゆ、又刀鞘、鬼打卒得取二二三寸一、燒末水服、腰刀者彌佳と見ゆ、これ全く劍術の事には非れども、武士などは知りたるも害あらじ、看過も惜しと筆を染ぬ、何か醫者めきたれども、摩刀水とは研汁なり、(髮すりの研汁もよしと云ふ、)痔核はいぼぢ也、產腸不ㇾ上とは、女の子を產しとき陰門より子宮出でて、もとの如く入らざるを云ふ、畢竟は研汁は物を冱す故にかと云ふ、鬼打と云ふは、一に鬼擊とも謂て、急病にして不圖身內を刺すが若くに痛みて、ものにて突るやうに覺へ甚苦む病なり、惡風疫邪に中たるなるべし、不ㇾ知して暴かに受る病ゆへ、鬼打鬼擊など謂ふと云ふ、兩條予功驗を試みて記せしには非れども、是亦博物の一端にして劍家の話柄ならん、又曰ふ、劍術の本は殺ㇾ物勝ㇾ敵にあり、然れども如ㇾ斯ときは强盜狡奸の輩も亦其用として可

り、予此劔術と云へるの説、別に記し置きぬ、此條を見ん者必其説と通看すべし、

一、武藝小傳に、塚原卜傳（卜傳は天正年中人以劔術鳴世、）江州矢走の乘合船の中にて、或男の嗚呼の者劔術を抗言せしとき、卜傳云ひける言に、我等も若年の時より、かたの如く精を出して稽古したれども、今迄人に勝たんと思はず、只人に負けぬやうに工夫する外更に他事なしと云へば、男聞て御坊は優しき、兵法は何流ぞと問へば、いやたゞ人に負けぬ無手勝なりと答ふ、男の曰く、無手勝ならば御坊の腰の兩刀は何の爲ぞ、卜傳聞て、以心傳心の二刀は我滿の鋒を切り、惡念の萌を斷つといへば、男聞て、さらば御坊と仕合を致さんに、手無くして勝玉はんや、卜傳曰、されば我が心の劔は活人劔なれども、對する人惡人なれば其儘殺人刀となると言けるぞ、當時の庸輩劔生などが意には、所レ謂臆病なる趣段なりと爲んが、雷風無レ平、斯言にあり、卜傳の名人と稱せられし宜なり、予が劔談を見る者此義を味へ、

一、武技にたづさわる者は、謠物語などの文句は徒に看過して意を留めず、まづ劔術者に說かんに、箙の謠に「かたきのつはもの是を見て、あつぱれかたきよのがすなとて、八騎が中に取籠めらるれば、甲もうちおとされて、大わらはの姿と成て、郎等三騎にうしろを合せ、向ふ者をばおがみうち、又廻りあへば車ぎり」といへり、此事いかゞ思ふや、たゞ文句なりとのみ思へるか、此こと正しく源平合戰の時に書きしにはあらざれど、謠曲は大抵足利氏の中代頃のものなれば、いまだ戰爭鬪及の最中故、源太のことをいひけるにも、其時の事にあらずとも、記者の頃の有樣はこれにて見るべし、まづ八騎といひしは、平家の兵にして、八人の騎馬武者なり、身方は源太一騎に郎等三騎合て四人なり、さて八騎が中といひしは源太幷に郎等四騎を八騎にて取りまきたるなり、此戰場は生田とて平場ゆゑと知るべし、取まくとは如レ圖、

（敵）（敵）（敵）（敵）（源太郎等）（敵）（敵）（敵）（敵）

ケ樣に取卷し也、然れば前後左右皆敵にして甚難場なり、因て郎等と後を合せてこれに當りたるなり、如レ圖、

而不レ發、躍如也と、これ劍の道にも思ひ合すべし、其故は、常に仕合を爲るにも、仕かくる時敵の趣段を念ひてかゝるは然る可らず、唯ずつと仕かくべし、如レ斯なるときは、其敵の當レ擊機は自ら其場に生ずる也、是水軒他流と仕合のとき毎に太刀を曳いて進む、敵其構へなきを以て速に擊を用ゆ、是水應レ之乃勝つ、孟子の射術を辨ずる、亦劍の準則、

一、人は博く覽るべけれ、然ずんば武術も敗をとるべし、紀効新書に云ひける事あり、(この紀効新書は戚繼光と云し明の大將の作なり、此人は專ら軍陣に在て、見當り戰場の事を記せし實錄なる事可レ信、) 曰、堂々之陣、千百人列レ隊而前、勇者不レ得レ先、怯者不レ得レ後、叢レ槍戮來、叢レ槍戮去、亂刀砍、亂殺還レ他、只是一齊擁進、轉レ手皆難焉、これを見て知るべし、劍術者のたゞ一人を相手とし、細きわざを心掛くる了見にては、此時に逮ばゝ甚相違すべし、能く思を致すべき事也、

一、孟子の梓匠輪輿、能與二人規矩一、不レ能レ使二人巧一と云ひしは、今の劍術を習ふも此意也、表とて木刀にて使ひ、使ひ分けとて草刀にて爲るは皆規矩なり、仕合或は眞の勝負は巧と云るに當る、因て此規矩は師匠(劍法を敎る者を云ふ、)より敎はれども、仕合勝負の得失は、弟子の自の工風にて知る事と思ふべし、不レ然ば迚も印可の與へ方はなし、

一、物理小識と云へる書に、(明の方以智と云るが撰るなり、) 擲劍伎と云ふ事を載せたり、此事は劍を手丸に投げいと見えたり、其條に云、列子云、(書の名、) 蘭子弄二七劍一、迭而躍レ之、五劍常在二空中一、朱君驚異レ之、此熟耳、非レ術也、今有二爲レ之者一と記せり、弄すとは曲投げにするなり、迭とは說文に更迭と云つて、かわり〴〵に入り違ふなり、空中は其人の手を離れて空にあるなり、然れば七劍ゆへ、二つづつは左右の手に留まりて、五つは手を放れて其間に入り違ふなり、成程奇しき伎なり、夫れ故朱君も之を異にせし也、此熟耳非レ術と言ひしは方以智が言なり、此言劍術者の目を着くべき所なり、熟とは手馴れたる事にて、其拍子を能く覺えたる者なり、非レ術と云し事、是を見ては明の頃も劍術などは能く心得て有りしと覺ゆ、此術と云ふ義は、手短かに爲す道と云ふ意にて、劍を使ふには勿論其道ありて人の自然あれども、術も亦道の事にて矢張同前なれども、簡便に行く道ゆへ、劍術と云へば振廻はすうちに、至て近徑の路あるを云ふ、此路則得レ勝の路な

は通法となりたれば、假令其由を知りても猥に以レ私其實に從ふべからず、近頃谷川士淸と云ひし人の纂たる倭訓栞と云る書を見しに、曰、王制には禁兵とて私に兵器を蓄るを許さず、常靜曰、兵器とは槍刀の類を云なり、古は朝廷の政には刀の類は御法度にて、自身より帶事はならず、仰付有るときは帶ことなり、應仁亂の後妄になりたる也、靜曰、應仁は足利將軍義政のとき、自レ今三百四十六年前の世なり、海東諸國記に室町家の時の風俗を述べて、人戴二烏帽一、各佩二一刀一と見え、靜曰、海東諸國記は朝鮮の申叔舟と云し者の作なり、成化七年と序に記せり、此年號は吾朝の文明三年に當る、應仁より五年後なり、此頃は武士大名とても皆一本さしたること知るべし、職人歌合に圖する所も亦同じ、靜曰、職人歌合は土佐の先祖光信と云るが畫きたる諸職人の樣子なり、此圖にも古代の人は皆一本ざしなり、異國の文章のみならぬ證據に言しなり、此光信は明應五年任刑部大輔と畫史に見えたれば、自レ今三百十七年の昔にして足利義澄將軍のとき也、今狂言師、能の狂言をする者を云ふ、主人は一刀を佩び、從者長刀を是は長き刀と云ふ意なり、卽太刀なり、今の刀脇指の刀なり、奉じて隨へり、去れば當時の當時は其時の事にて、昔の時の事なり、武人兩刀を挾む者は、或は跟從なり、靜曰、跟は字書に足後曰レ跟とありて、かゝとのことなり、後より主人の足に從ひ行く人を云ふ、則今謂ふ供の家賴にして、今なれば刀持、昔は太刀持なり、或は應急のためにして、干戈の世の干戈とは合戰のはやるときの事なり、習しなるべけれ、天和二年の法令に、農工商の輩に二刀を佩ぶるを禁ず、靜曰、天和二年は常憲院公方御初年の頃なり、法令とは仰出し也、是にて見よ、此頃までは百姓も職人も町人も勝手次第に二本さしたること也、二刀とは今謂大小なり、是にても士は持前にて二本さすと云ふ者にて無きを知るべし、全體人は無刀が尙き也、天の人を成し給ひし初には皆身軀ばかり也、去れども成人の上は、或は父或は君、其隨ふ所に從て用心の爲めに刀を佩ぶる也、亦我身一己にしても皆其用心に帶るなり、然るを士は是非刀をさすとのみ心得たる者は、たゞ劔術は生計の爲にすると言はんばかり也、世に口色(こわいろ)とて、俳人(やくしや)の口眞似を爲る者多し、婦女子之を聞て甚悅ぶ、是は其似を爲る眞の者を知りたるゆへ、之と想ひ比べて悅ぶなり、然れば劔術者も平常の稽古と云ふ時、眞劔勝負を念ひて懼々せよ、奈何々々、

一、先年或人の言ひけるには、人の虛實は戶障子を開閉するにて知るべし、其故は、ざつと開きはたと閉むる底の人は、其內虛なる者なり、如何やうなる急なる出入にも、開くにはそろりと開き、閉づるにもそろりと塞ぐ人は、其內實せる者なりと語れり、是より予此事を心がけて今に其言を守れり、且つ稍々其功を知れり、至二晚年一尙これを思へば、彌々劔學は平心の術なり、たゞ人の知ること希也、

一、孟子の公孫丑に射術の事を言ひける語に、君子引

て、右の手に持つ事也と有り、是は己が刀を持つ時の事と聞へたれども、主の刀を持ち從ふとき、右手に持つ事は用心全備とは云ひ難し、其故は、假令右に持ちて、己が拔き勝手惡きとて、弑逆の意あらん者、豈其不便に泥まんや、又左手拔き勝手能きとて、忠肝の士いかでか君主を害するの心あらん、然るときは隨從の者は君主への用心を專とこそ爲べし、其要はまづ主の刀を持ち從ひ行くには、其刀を己が左手に持ち柄を前に出し、刀を水流に持て行くべし、水流とは柄頭の方を天の方に向け、鞘尻の方を地の方に下げ、大抵隅違と云ふ形に持べし、因て水流とは云也　其立處は主人の左に〳〵と從ひ行くべし、さて此用心は如何にと云ふに、若し事起りて主人急拔の機を見ば、卽便に己が持ちたるまゝ其後につと寄りて、刀を持つなりに主の左脇にひき傍へて柄を前へ突出だすべし、主其勢に乘じて輙ち之を拔く、身は主從と殊なれども、氣は則一心なるが若し、此とき主其刀を執るべき前、若急防のこを生ぜば、と其刀を持ちながら己れ我が腰刀を拔て其敵を打べし、是右手の自由ある故なり、尙詳なることは予が考へたる形則あり、之を學んで知るべし、古人も如ㇾ斯用心は有りたることは、定家卿の鷹の三百首の中に、

はしたかのみよりたゞさきかはるらしもろこし人は右にすへつゝ

とあるを、藻鹽草に註して、たゞさきは左、みよりは右とあり、是を西園寺公經公の註に、古は右に鷹をすへたる也、然ども右にすへ申候へば、武士刀にかまひ申とて、中頃より左にすゆるなり、以ㇾ玆知るべし、畢竟是は急拔の爲なり、鷹は武門の所用と雖ども、其實は游具なり、此遊行の時さへ如ㇾ斯き用心は專にせり、然ば武士たる者にして於ㇾ學二刀法一は、必ず前言の如く爲べき也、因て聊か予が微志を記す、

一、速きは靜なる中より出づるを善しとす、故に無體にはやくせんと爲る者は、外見速しと雖ども內實は虛なり、能く此味を覺ゆべし、劔術者常々用心の處なり、

一、當時にては劔術者とて多くあれども、皆人の雙刀を佩て出入する事は、何故たるを不ㇾ知、因て強て其說を言へども皆其口に任せたる也、故にまづ其本體を申さんには、武と云へる譯は、其德の事にして刀のことには非らず、因て人の本體は無刀が第一なり、夫より用心の爲には刀をも帶するなり、夫れより又一層を上りては兩刀も佩ぶるなり、此全く亂世の事にして治世の所爲に非ず、然れども治亂のゆゑを不ㇾ知者は、たゞ其舊習に從ふも餘儀なし、亦今の世にして

體に人を撃たん〳〵と進むにはあらず、可ㇾ畏ものを避けて、全き所に於て必勝する場合肝要なり、此處に工風すべし、則本心刀流と稱せし本旨は、予別に之を述べ置きぬ、

一、長沙景岑禪師の偈に、百尺竿頭不ㇾ動人、雖ㇾ然得入未ㇾ爲ㇾ眞、百尺竿頭須ㇾ進ㇾ歩、十方世界是全身、此偈即劍術の至意なり、然ども初學の輩は解難かるべし、若能くこの意を了悟せば、則無一の術も違ふ所なき也、

一、是は戲言に邇きなれども、先づは比喩なり、其事は劍術者の心事は、聖人にせよ賢者にせよ、向面に立たる時は一刀に打捨べくして、爰に思慮に涉るべからず、然ども夫子孔子を云、の行を思ふに、是ぞ劍術者の印可の行なり、可咲きことなれども、誰も夫子の劍術に達し玉ひしと云事は聞も及まじ、然ども夫子に太刀を執らせて相手にせば、己れ随分負るに手間はあるまじ、修行長くる程、此言は甘く味ひ覺るべし、さて此驗を見せんに、論語鄕黨篇に云、孔子於二鄕黨一恂々如也、似三不ㇾ能ㇾ言者一、其在二宗廟朝廷一便々言、唯謹爾、朝與二下大夫一言侃々如也、與二上大夫一言誾々如也、君在踧踖如也、與々如也、恂々とは信實之貌と註し、便便は辯也、言不ㇾ可三以不二明辨一と註し、侃々は剛直也、誾々は和悅而諍也と註し、踧踖恭敬不寧之貌、與々は威儀中適之貌と註す、この餘の事も論語に見えたれども皆此趣なり、是にて見よ、如ㇾ玆夫子は、內外につき一向に油斷は莫き事知るべし、善く思ふべし、此樣にては、迚も我輩の劍術にては、夫子は何程つけ窺たりとも、所詮打出すべき穴は有るまじ、其あげく此方は透間を見られば還て打捨てらるべし、顏子の喟歎して、夫子循々然善誘ㇾ人とて賞申せしも、以ㇾ今觀れば、劍術者の印可の場是なり、

一、總じて主人の刀を持て從ひ行くには、己が右手に持て從ふ事に成りゆきて、是も近世の事とも聞えず、其故は能の狂言も傳來古きものにて、今も舊風歷然たり、大には主の太刀持つときは右手、自分の太刀持つにて左手なり、又世に禮家と稱る小笠原の躾の心得箇條と云ふ中にも、貴人の御前にては、刀右の手に持つなり、其故は、常は拔き勝手能き樣に左手に持つゆゑに、貴人の御前にては、刀は不ㇾ入と云事に

一、古人は、刀を持て主に從ひ行には、必ず柄を持てかつぎ行たり、此體古畫を見よ、皆然り、今も予が少年の頃迄は、市中野邊などにも、武家の若殿と見ゆる幼年の人などに從ひたる者の、間々には如レ斯持ちたるを見たり、古人に格別劔術の沙汰なしと雖ども、畢竟如レ斯事は用心を旨とせし故也、於レ今も劔術を學ばん者は如レ斯こそ有たし、近年は如レ斯持ちたる人は絕て見ず、

一、孟子に、墨者の夷子と云しに、孟子の應答せし言のうち、親の死骸を棄てたるを視て、云々と云へる言の中に其顙有レ泚、睨而不レ視、夫泚也、非レ爲レ人泚一、中心達二於面目一、かく言ひたる事は劔術にも此理を取用ふべし、棄てたる死骸を視たると云ふ所は、固より入用ならず、圈點せし分也、中心は心なり、面目は形なり、達すは刀なり、工風すべし、

一、戚氏の紀効新書に、野陣に篝を焚く事を云るうちに、如與レ賊對レ壘、須下去レ營二十歩、毎隊燃二火一堆一徹レ夜、見レ賊卽與抵レ敵、勿レ近二自營一、使二我不一レ能レ見、賊自二暗中一望レ明來攻レ我と云へるは、是劔術に甚見比ぶべき事あり、卽圈點を加ふ、外は入用にあらず、與レ敵仕合をするに、我暗中に在りて敵を明處に置き、我暗中より明を望んでするが如し、此事味を得と攷へ知べし、

一、予曰、勝に不思議の勝あり、負に不思議の負なし、問、如何なれば不思議の勝と云ふ、曰、遵レ道守レ術ときは其心必不レ勇と雖ども得レ勝、是心を顧るときは則不思議とす、故に云ふ、又問、如何なれば不思議の負なしと云ふ、曰、背レ道違レ術、然るときは其敗無レ疑、故に云爾、客乃伏す、

一、總じて劔術の祕事と云ふは、何事も人に知らせずして、聞きたるまゝに隱し置く事に非ず、其故は、其術を試ずして徒に己が有とのみ爲置ば、臨二其時一其術得レ勝事かたし、假令いか樣の極祕にても、其事を傳へ受けたらん者は、其師とか又は其術を知る者と、其技を試みて而後祕とすべし、一切無二其驗一者は祕も祕と爲すに不レ足、

一、孟子の可二以死一、可二以無一レ死、死傷レ勇と云ひしは、劔術本心刀流の大旨と思ふべし、勇は武夫の常に志す所、劔術者は誰も飽まで所レ言なり、然るに之を傷ると云しは不審起るべき第一なり、其故は、刀法は無

しけるは、劔術に達し師範せし人なりしが、或時某の處に往き大醉し、其還れる途、行歩逶迤として前道不レ定中路を不レ分、其僕後に在て思へらく、主人常に劔術を言ふ、此時に於て人若し刃殺を用ば其應難かるべし、然ども其術の奥亦難レ測、因て不審晴れざりしに、主人其宅に歸り後を顧て、其僕に言て曰、我今日の體汝在レ後て能く見たるべし、如レ斯の時に於て豈勝術あらんや、たゞ不レ知レ人の爲に安んずるのみ、以レ茲も知るべし、他門の達者も亦同意なりけり、

一、劔術も及二刃上一たるを大切の至極と思ふべきが、是は還て末の事にて、未レ拔未だ手出しを爲ざる前が大切なる場と思べし、此意味を能可レ知事也、喩ば鐵砲も堅甲を碎く物にて、大に可レ懼事は勿論なれど、其堅を貫く場は還て末なり、夫れ奈何となれば、中るときは堅も貫けり、不レ中ときは皆歸レ空、故に鐵砲の可レ懼も未二打出一前こそ大切なる場と覺悟すべき事也、意解るや否、

一、劔術は一人のわざなる事は言ふにも不レ及、去ながら二人の劔術あり、三人の劔術あり、四人五人十人の劔術あり、某餘は雖二數百人一之を推て知べし、是何ぞと云ば、人の賦也、それ人此のくばりを心掛ず、唯一己の働を志す者は、劔術の至れるに非ず、況んや人と主君に隨ひ弟と父兄に伴ふ、專一に此意を旨と爲すべし、

一、今劔術に諸流の有る故は、其本其初師の得手の手くせより出でたる也、因て其劔法の理に至ては諸流一致也、これ修行を積んでは知らるゝ也、さて諸流の中、優れたる劣たる有り抔、其門生などが申扱へども、其實を知らざる也、何流にせよ立合たるとき、上手の方が勝つなり、此上は運命なり、是至上の處也、故に非道非義なき者にして其道を以て勝負せば、天の所レ祐の勝ありと念ふべし、

一、淇園先師、毎謂二讀書一曰、讀二了數紙一、不レ如三日知二得數字一、此似二迂回一還甚便捷、(これ先師の門人田中大藏と云者の著る學資談と云ふ書の文なり、)これ劔術を學ぶにも同じ、學びたる刀法を何心なくして數遍つかひたりとも、曾て上達はせず、假令其わざ出來たりとも、これ眞の術に非ず、唯其術の意味を學ぶを先務と爲べし、如レ斯ならざれば實の劔術は得がたし、劔にも大に學問あり、吾流派の人多くは不レ知レ之、

ゆ、尋常の人は其筈なれど、劔術を學ぶ人さへ如ㇾ斯なり、畢竟雙刀を帶するも、其もと用心の爲なり、禮節の爲にはあらず、此所に心不ㇾ就と見えたり、世の人の氣の衰たるにや、

一、劔術を學ぶとき聲をかくること、聲に虛聲實聲あり、虛聲は惡く實聲は善きことは勿論なり、其聲いかやにても能しと心得るは不ㇾ宜なり、故につとめて實聲を旨として、虛聲を發ること有るべからず、此虛實の聲、耳にも心にも不ㇾ分者は、劔術の意志は未ㇾ悟と知るべし、

一、孔子の御言に、君子不ニ以ㇾ言擧ㇾ人、不ニ以ㇾ人廢ㇾ言と有るは、劔術までにも其事通ぜり、常智子先生の口傳書にも、事理不偏と專一に說けり、事とはわざにて手足心體の働なり、理とはすぢにて其行きやうの筋なり、行きやうの筋とは、是はかくならねばならぬ、此は是非かふなると云ことも、夫故劔術者も、口に言ふ事の手に出來ず、手に出來る事の口に言はれざる事は、得道の人にあらず、

一、劔術の奧義とて何も無き事也、察するに人は酩酊沈醉したる時も、免印の上ならば敗を取事は有まじと思ふべきが、先づ予が身に取りて言べし、予淺學にして其術も亦拙と雖ども、吾師常稽子の印證を受けたり、しからば無下に凡庸の門生とは混同すべからず、人は不ㇾ知、予が心に於て知るべし、被ㇾ酒昏蕩の時に當ては、中々手足の進退速かならず、其甚しきに至ては神去り氣散じて殆んど其敵を分たず、此時に及んで豈に能く得ㇾ勝の術あらん哉、既に先師是水是心の輩と雖ども亦此場を脫るまじ、故に常稽子の予に傳へたりし心形刀流傳授の次第書に、上略、諸傳盡く畢り、事理も上達し、執心行狀言ふべき所無くして印可すべき人たらば、修行と年數の功を考へて印可を與ふる也、免狀印可及□□（太刀の名秘刀ゆへ今こゝに記せず）以上の傳授は、修行執心は勿論、其人溫良篤實にして實に免狀印可すべき人にあらざれば許可せず、假令術卓出したりとも、行狀正しからず、心志誠實ならざる人には許可せざる也、此儀先師より固く禁ずる所也、據ㇾ之見る可し、奧義を傳へん者は、必ず其人品と行事の正しきを以て授くる也、然るときは被ㇾ酒酩酊の失なきこと已に此域中にあり、則能くこれを味ふべき也、又一の話あり、嘗て羽州莊內侯の士に石川伊太夫と稱

常刀脇指の置處が肝要なり、別して父兄或は主人に從て周旋する者は、禮儀にもあづかる事にて、此禮儀の起り、用心の所より出たることゆへ、此捨別を能く辨ずれば、卽劍術の旨にも通ずる也、此言迂遠にて不ㇾ分と思ふ者は眞の劍術心にあらず、然れば平常其精微の用心に覺悟ある者は、當流の奥義の祕刀傳授のとき、卽此處と思ひ當るべし、祕刀の名は視る人に憚りあればこゝに不ㇾ擧、

一、勝は敵を打を勝と思はず、敵に打たれざるを勝と思ふべし、如ㇾ斯ならざれば得ㇾ勝こと不ㇾ成、

一、試に印可の意、奈何んと問はゞ、喩ば目の見えぬさき迄を視ること有べし、酒に沈醉して寐ねたる中、機變を知る心は有るべからず、以ㇾ玆思べし、常を能くする者は變に達する者と知べし、印可の場無ㇾ他、

一、劍術者の心事は、飮酒、戲婦女、或は箏三絃抔を聽入て居る中、後より擊ちかけられしとき、卽便に打捨つる氣合なるべし、此心を常に工風して日を涉るべし、

一、劍術には、人の動作を視て其伎の達するを知べし、其故は、常に物に頭を衝ち、立廻に後なる物に臂を擡き、或は起たんとして戶障子などに觸り、或は据置きたる物に躓き、泥途にてすべり抔する者は、皆是其伎に於ても精心ならざる人也、因て劍術には常に人の動作を視置きて其人の分際を知べし、

一、ふうしん刀と云へる太刀は、最も所ㇾ祕にして、刀道免許すべきときに授る太刀也、ふうと謂には風の字を用ひたり、もと刀法は無形より出で無形のものにして、當流の所ㇾ旨如ㇾ斯なれども、亦皆各刀に形あり、此太刀の如きも亦其形專らあり、然ども其術を傳るに至ては、欲ㇾ入二其室一者に非れば其心難ㇾ受、予近頃古今和歌集を視しに、歌云「吹風の色の千種に見えつるは秋の木葉の散ればなりけり」以二此歌一知べし、風しんの勝は人の不ㇾ可ㇾ知ものにして、得ㇾ勝て後則人知る、其術の如きは傳ㇾ之て知るべければ今不ㇾ言、風しんの術の至る所は、此歌の意を以て觀るべし、こゝに末學の人、或は此道に志深からん者の爲めに之を記す、

一、今時の人の腰の物の取扱を見るに、重に置く置かざる、脫ぐ脫がざるなど、其處の事に穿鑿ありて、用心要法の事には一向に不ㇾ及ことに成り行きしと覺

對するあり、又二刀の術に元祖是水軒の工風したる形あり、何れも其利すぐれて覺ゆ、勝術と爲べし、然ども此類皆表刀にして眞の勝負に非ず、眞の勝負と云ものは、與レ槍常に之を試み、自己が勝負を明知すること也、徒に口訣のまゝにして其術の美を感じたる而已にて、我が力の至る至らざるを試みずんば、假令先師の必勝と見ゆる術も、末學に逮んでは敗を執るの物とならん、可ニ深慮一、

一、劍術生の口上に、相氣の仕合と謂ことを言ふ、是は何なることにや、相氣の心とて別に有るものにや、有るならば、相氣の心と常刀の心と分めを聞きたき也、返答は出來まじ、一體他流は不レ言、吾流にては、最初木刀にて表を仕ふよりして、草刀にて表仕合を仕ひ、夫より傳刀奥義の太刀まで皆一つ心也、對太刀の心は畢竟初學の輩に對ることもあり、又修行の場に至つては、人に善處を得させんと爲るより、段々と相違もある也、然ども傳刀以上を仕ふときは、對太刀とて十分に仕ふ也、是ぞ相氣なり、仕ふ者の方に相氣と言ことと心得ぬ言方なり、

一、劍術は刀のわざなれども、空手にても氣のきゝたる方が、刀を持ても油斷多き者より遙にまされり、此處さへ心得て平生を養ひ、臨レ事でも違はずんば實に奥義なるべし、

一、劍術を使ふ者は刀を廻して勝を得ると思ふと覺ゆ、是より身の曲尺相が肝要なり、夫故心形刀とて刀は末につく也、

一、劍術は手のわざなることは勿論ながら、其要と爲る所は足にあり、此所に心着く者は其法を得ると知るべし、夫故人の能不能を觀るには、手より足を心づけて視るべし、足協ふ者は必ず勝身あり、當流勝負の傳にも下部の三處のならひあり、

一、予裸の劍術と謂ふことを言ふ、此故奈何と思はん、裸とは空手なる者を謂ふなり、又裸體をも謂ふ、喩ば裸體にても手に物あらば勝べし、身に金鐵をまとひたりとも空手にては如何ん、然れば裸の劍術とは云へり、空手の場に劍術あり、此工夫成就する者は實に其術を得し人也、

一、人の學ニ劍術一、其事に心ある者を視るに、多くは修行場かぎりのことに見ゆる也、一體劍術と云ふ者は文字の通りにて、無レ劍ときは心ばかりの者ゆへ、常

一、總て表を使ふに、使ひそんじたるとき、其を使ひ直す事あり、是は其表の形にせんとて爲る事ゆゑ、尤なる事成れど、此心こそ劍術の眞の心に非ず、其故は、變に應じて自在なることこそ願ふ所なり、因て表には各其變あり、之を知らざれば劍を學ぶの術にはあらず、然ども人の手足の進退不ㇾ思の變ある者、これは必其變應を豫めするとも、之無きも多し、其ときは己が心に隨て卽應すべし、此卽應のわざ、流儀の形にあらずとて恥と思ふ者は、還て流儀の意を知らざるに似たり、本形の起ること變應の爲なれば、不ㇾ思の變に、不ㇾ定の刀を以て勝つこと、大に尙ぶ所なり、然れば形を使ひそんじたるが恥と思ひ、使ひかけたるにて使なほさんより、無法の太刀にても、卽座に間に合せたることこそ恥に非るなり、表は皆勝負なりと心得べし、

一、擊のあんばいは、彼れの火繩、我火口につくと卽鳴と思べし、彼とは敵を云ふ、火繩とは動機(うごき)に喩ふ、火口とは我心に喩ふ、鳴とは發擊及ㇾ彼に喩ふ、

一、靑眼の太刀の勝のあんばいは、我氣の、太刀の鍔本より太刀の髓を通りて鋒までとゞき、此氣鋒より發して敵に當ると心得べし、太刀は太刀、可ㇾ勝心は太刀の外なりと思ひては其能少し、

一、聞く、本居宣長が己が像を畫ける上に題して「敷島の大和心を人問はゞ朝日に匂ふ山櫻花」と詠けるを、人彼が一世の歌なりと賞めき、我此歌の意の至れる所は心及ぶまじけれど、略は窺知りぬ、因て劍術のことの上に於て云はんに、他流と吾流と異り、吾流は他流にまされり抔云こと、畢竟劍術にうとき故なり、目錄の序にも劍術本無二勝負一と云るが如く、其心の宣長が歌の若くなることこそ其實なり、此言と此意と悟り得ることを爲ん者は、勝負の本然を了知すべし、

一、名疇に、楚語の觀射父が言を引て云、天事ㇾ武、地事ㇾ文、民事二忠信一、これは人事の上のことなれど、劍術の上にも之と當ることあり、其故は、上段の太刀は天事に喩ふ、下段は地なり、民事は中道なり、上段の太刀は無ㇾ滯速に擊通すに止る、下段の太刀も速にすることは勿論なれど、其要彼が變に應じて手段するに止る、中道の太刀は聊か劍法に無二疑心一、忠信にするに非るときは則不ㇾ得二勝術一、自然の理也、

一、勝負口訣の中に、槍合の太刀あり、以二一刀一對するあり、勿論也、小太刀を以て對するあり、二刀を以て

一、劍術には、意外のわざある者にて、人より不意に勝を取らるゝなり、是は學者の理に闇きゆゑ也、其故は人の手足の動きは大抵きわまりたる者にて、奇妙なることは無き者なり、夫れ二刀を添へたるにて、此刀、刀ばかりの妙とてはなし、皆人の手足に隨ふ者なれば、此理を知て手足の動を盡し見るときは、一通の使方は勿論、祕傳とても大抵自心にわかる者なり、今之を聞ては不審なるべし、能く思ひて自得を成したる後は、始て此言を信ずべし、故に初學とても混(ひた)もの工風して理を盡すべし、理を盡すとは常に一本にても勝負の場合をためし見ること也、

一、打の手の中を言はゞ、柄の向ふへ挺けでるを、あたる時に、握りて留めるこゝろなり、

一、片手の太刀あり、この手の中は、手の首の力と足の裡の力と、一度に張合ふ勢にて打つなり、らんしやなど云太刀、其外片手のものあり、

一、刀の長、刃の間だ二尺二寸として、是を十に割れば其一つ二寸二歩なり、勝負のとき用に立ところは、此二寸二歩の中一寸ばかりの處なり、ものに據りては、又此中四分五分にても勝を得るなり、此あたりは、刀法に精思なれば隨分わかる事也、又物打にて切る太刀は、大抵四五寸七八寸の間なり、是は敵急擊のとき手詰に切るときの事也、引切りて踞身也、

一、清眼は陽刀にして、丸橋は陰刀なり、清眼の鋒可レ恐、刃は恐るゝに不レ足、丸橋の刃可レ恐、鋒は恐るゝに不レ足、

一、拔劍(ゐあひ)、劍術、柔術は、各門戶を立て別儀と爲す、然ども拔劍はこれ劍術なる事は勿論なり、柔術も亦劍術の一端なり、能く修二劍術一者は、必不レ依レ之ば敵のために敗らる、可レ念の至也、

一、夫子曰、志二於道一、據二於德一、依二於仁一、游二於藝一、志二於劍術一は據レ形依レ心游レ刀べし、

一、小太刀は刀の短き者、元より劍術の一道なり、棒、杖、鐵扇等は、雖二無レ刃者一、之を用ふるに至ては、劍と一理、棒杖鐵扇みな是水の法あり、

一、奥に達する道三路、一は心形刀、一は形刀心、一は刀形心、

一、仕合をするには、高慢らしく有るは不レ宜、夫とて遜恭なるは不レ宜、唯平心にして勝負の處を得と胸に思て爲べし、

常靜子劍談

一、太刀に順逆あり、逆なる者は不ㇾ勝、是逆は虚なるが故なり、

一、わざの迅きを心がくる者は、己を賴むが故に還て遲し、必ず其法に依て爲す者は、其わざ不ㇾ迅と雖遂に迅速をなす、孟子曰、羿之敎ㇾ人、射必志ニ於彀一、學者亦必志ニ於彀一、大匠誨ㇾ人、必以ニ規矩一、學者亦必以ニ規矩一、此言も亦すべて此理に出でず、

一、我が刀術の善惡を誨らるゝとき、其言は勝敗に於てと知べし、徒に其師の流儀と心得るは不ㇾ解なり、

一、上段の太刀の打は、我股の間を鋒にて後へ打通す心持なり、

一、とりもちを細き棕の毛につけて蠅をさす、是にも矢張劍術の意あり、

一、劍術の奧義いかなる者と思はゞ、まづ我が平生の刀脇指のうちを拔て、向に立てゝ、敵もこれを持來るよと、ひた者思ひて見べし、是にて心づかぬ者は言ひたりとも何事も別ることあるまじ、不ㇾ別ばとても奧義の沙汰には及ばぬ也、

一、聊も師言を不ㇾ信者は、とても其奧を究る人に非ず、然ども師、石火矢に勝つの太刀ありと云はんに、是をも信せん人は、これも亦其奧に至る人に非ず、

一、刀を學ぶ者、數遍つかへば上手になると心得て、我一生の見くばり無くば、間もなく老人にならば、矢張下手にて年寄べし、念佛唱るも、極樂淨土の樣子も知ずしては、佛とは彌陀の事か何の事か、果は路に迷ふべきすぢ也、

一、せつかふ刀を木劒にて使ふに、上段にかざして仕驅くるとき、受太刀の刀を見ずして、至て無心なるがよし、而受太刀の太刀を打ときに、鐵砲に火移ると鳴る如く、我が了見は一つも無しに、摩利支天とか又は何明神とか、神佛の力にて打落す心にて打べし、我力にて打と思ふ心にては不ㇾ宜、此心を考べし、

一、總じて打の手の中は、進むは打推し、引は打引きと唱て打つべし、如ㇾ斯すれば自然と手の中を覺ゆべし、骨打包丁にて魚を切る樣に打つは未熟なり、又やうぢう劔と云ふ太刀の打は、蜻蜓の尾にて水面を打つこゝろ也、

軍記に見えたり、然れば藝の巧拙にて勝敗を論ずるは萬萬無き也、然れども武藝より入らずしては、此殺心怒機を引きをこすべき術無し、由て藝業を習はすは固より也、たゞ書物道理の上にてすまし置きたるばかりにては、實地に至て阻敗せざること無し、是を書物藝、口先き兵法と云ふ、我只世人藝術を勤むるを非と云に非らず、其藝を講ずるの道を得ざるを痛むのみ、悲哉悲哉、海内一英雄の崛起して、弊風を打破し迷俗を喚醒する其人無きこと、

列子黄帝篇醉者之墜ニ於車一也、雖レ疾不レ死、骨節與レ人同而犯害與レ人異、其神全也、

酒に醉たる者の、車より墜ちて撲傷することは有れども、死するに至らざる者は、酒は人の膽氣を助くる物故、精神畏懼せず充實するを以て也、武夫の勝負の場に立て、神全く氣盛にして、畏懼の念頭を灑脱せば、矢も玉も中るべきに非らず、謙信流の兵書に、眞向の鋒先き箭不レ立、そばみの楯は眞中を貫くと云ふも是也、孝子經に、善攝レ生者陸行不レ遇ニ兕虎一、入レ軍不レ被ニ甲兵一、兕無レ所レ投ニ其角一、虎無レ所レ措ニ其爪一、兵無レ所レ容ニ其刃一、夫何故以其無ニ死地一、又續博物志に、鶴所ニ以壽一者無ニ死氣於中一也、みな同意にして常に惺々活潑の地也、學者玆に悟入して以て活機を握掌せよ、

跋

昔吾少年從ニ先生一而學者數年、而性愚鈍、於ニ所レ謂武技十八般一者、莫ニ一所レ得焉、特受ニ此書一熟讀玩味、朝夕不レ措也、後在ニ吏務局一三十有餘年、未下嘗有中狐疑狼顧而失ニ其機一者上、蓋有レ得ニ於此書一也、則此書之有レ益ニ於人一、豈唯劍客武夫而已哉、今玆出下嘗與ニ豚兒一所ニ校正一者上、以ニ活版一刷レ之、以分ニ同志一、因略書ニ其所由一云爾、

明治三年歳在庚午冬十月

門人　高井國幹謹識

男　高井義太郎　兒島謙次郎

片山信三郎　龜井金四郎　同校

劍徵畢

て感悟すべし、今の技藝をなす者、敵に對するや否や、右と見せて左を打ち裾と見せて首を打つ、一切みなだましたりすかしたりすることにかゝつて居る故、吾が殺氣かつて敵の胴腹に透徹とつらぬかず、由て敵も何とも思はず居るが故に、又自由自在なることをするぞ、悲哉々々、如レ此にして生涯霜辛雪苦すと云ども、畢竟醉生夢死の場にして、うだつのあがることは無き也、冀くは水の性專にして觸るゝこと誠なれば、丘陵これが爲に崩潰するの義に由て、脱然として醒悟し、實心を以て實事を行ひ、獨立自在の妙境に至らば、眼光所レ射敵人不レ能レ對レ面、殆んど朝日の人目を眩耀するが如ならんと云、

淮南兵略訓、風雨可レ障二蔽一而寒暑不レ可レ開二閉一、以二其無一レ形也、

風雨の形有て至る者は障りたり蔽ひたりすべし、寒暑の形無くして至る者は、閉ぢて入れぬことならず、開きて出すことならぬと也、夫刀劍は人の風雨也、敵能く遮攔とさゑぎり、架隔とうけて身體に當らぬ様にすべし、精神は人の寒暑也、安んぞ敵の心膽をつらぬき氣魄を碎て防閉することを得んや、猶龍氏云、無有入無間、又此之義也、

同、兩人接レ刃巧拙不レ異、而勇士必勝者何也、其行之誠也、

勝負は巧拙に在らず、勇怯徑庭をなす、夫勇者不レ懼、故によく純一無雜也、是其勝を制する所以也、今世の武技を講ずる者は是に異る也、巧拙を以て勝敗をなす、然れば我より劣れる者には勝ち、我より勝れる者には負け、我と同じき者には同殺死に定む、如レ此んば歲月の力を勞し生涯の功を盡すも亦何の効驗か有ん、是みな者流の陋見のみ、五雜俎に正統已己之變、(此は明の英宗北狩の時をさす、)招二募天下勇士一、山西李通者行二教京師一、試二其技藝十八般一、皆能無二人可一レ與、爲レ敵遂應二首選一、然迪後卒不下以二勳業一顯上何也、是に由て觀レ之、巧拙にて勝負は論ぜられぬことぞ、左れば古より劔槍の上手名人と稱せらるゝ者、戰場にて功をなせしは曾て聞かず、已に鳥銃の達人稻富一夢は、百歩にして柳葉を打ち、茅屋の中に在て屋上の鳥の鳴聲にて其集る處を察し、此を打つにあやまたず打落せり、かゝる上巧なれども、朝鮮陣の時敵に向ては一玉も中らざりしと也、(此事玉滴隱見及慶長

り、至て小兵にて又力なく、風に向へば吹倒さるゝ程の弱男なれども、萬夫不當の公子慶忌と云へる勇者を刺殺したり、誠に武人心膽を磨くの礪石となすべし、

淮南子主術訓、兵莫レ憯ニ於心一而莫邪爲レ下、

原註云、憯利也、以ニ志意精誠一伐レ人爲レ利、言ふ心は我が精神を以て敵の心魂を碎くほどするどなることは無し、莫邪の名劍も及ぶ所に非ずと也、是は蜀の馬稷が心攻心戰の說也、敵の根本を摧きて見れば、枝葉は捨置きても破るゝと云ことと也、手先のわざは枝葉也、魂は根本也、敵の魂を挫けば、手先の業は自ら用に達たぬことになり行と也、我統一無雜必死三昧の境に立ち、身を肉醬になして敵を殺死せんと願欲する念慮氣魄、驀直端的に敵の心に透徹とつらぬき感動とひゝけば、巧手上工のわざも用にたゝぬぞ、

此に至て干將莫邪の銳利も論ずるに足らざる也、是ひとり其理致有るのみに非ず、既に事實の徵となすべき者有り、因て附載して以て互に原文の意を相發するもの爾り。必しも博考を衒ふに非ず、唯學者の考索に便りす、搜神記、楚熊渠子夜行、見ニ寢石一以爲ニ伏虎一、彎レ弓射レ之沒ニ金鏃一、羽下視知ニ其石一也、因復射レ之、矢摧無レ迹、漢世復有ニ李廣一、爲ニ右北平太守一、射レ虎得レ石亦如レ之、劉向曰、誠之至也、而金石爲レ之開、況於レ人乎、夫唱而不レ和、動而不レ隨、中以有ニ不レ全者一也、

又出ニ博物志史補篇一、

同上、楚王遊ニ於苑一、白猿在焉、王令ニ善射者射一レ之、矢數發猿搏レ矢而笑、乃命ニ由基一、由基撫レ弓、猿卽抱レ木而號哭、六國時、更羸謂ニ魏王一曰、臣能爲ニ虛發一而下レ鳥、魏王曰、然則射可レ至ニ於此一乎、羸曰、可、有レ頃聞下雁從ニ東方一來上、更羸虛發而鳥下焉、、

又見淮南子及博物志、

みな精神貫冲の說也、學者玩味せよ、

蔚繚子十二陵篇、勝レ兵似レ水、夫水至柔弱者也、然所レ觸丘陵必爲レ之崩、無レ異也、性專而觸レ誠也、

言ふ心は、敵に打勝つところの軍は水に似たり、觸れ當る所みな碎け破るゝと也、その水と云者は至て柔弱なる者なれども、その觸れ干す所は、丘陵のをかも之れが爲に崩るゝ者は、水の性が一途なる者にして觸るゝことと又純一なる故也となり、武人是に於

茅元儀云、兵乃相接之上當果敢敏捷夫、既に兵乃を交るに及で遲回逡巡するは、畏縮湨怯の私心ぞ、此私心を打破するときは、則果敢敏捷の勇斷勃起す、恰も飢鷹の鳥を擊ち、餒虎の獸を搏するに似たり、此に至て其勢自ら止むること不ㇾ能、殆んど峻坂に圓石を轉ずるが如し、孫兵聖云、兵聞ニ拙速ㇾ未ㇾ覩ニ巧之久ㇾ也、又此之謂也、

又曰、慮既定、心乃强、進退無ㇾ疑、

必死に覺悟を決定すれば、畏懼の念頭に竭盡して勇猛剛强の心自ら生ず、於ㇾ是進も退も皆節に當り機に會し、我より爲得て獨斷の妙境に在り、焉ぞ疑惑の累有んや、進とは敵に向て進を云ひ、退とは敵を殺して歸るを云ふ、進で敵を打殺して後へ歸り退くより外は無き也、是進退の義也、若し敵强くして進退けらるゝと云はゞ、吾より進退するに非ず、甚だ其義を失せり、

呂子忠廉篇、要離曰、士患ㇾ不ㇾ勇耳、奚患ニ於不能ㇾ、

言ふ心は、士たる者は心の勇剛ならぬを患ひ病とすべし、功名を遂をゝせぬは苦にならぬと也、譬ば一番槍を合せ一番登をするが如き、敵軍槍の穗先を揃へ、つばなの華を連ねたる如くにして、咄と突かゝる、此節に及んで一番槍を仕をゝせて感狀を賜はらんの、恩賞を得んのと云樣なる心で進まるべきや、一番登も又同じ、屛のりをすれば、兩手ふさがりて自由ならず、隱し矢間の槍に突きぬかれ、或は鐵砲をさしつけて打たるゝの難有り、虎口のりをゝすれば、地ぶくより槍長刀を出して足をなぐり切られたり、種々の害有り、是亦功を立てゝ立歸らんなんど云ふ心にて、此烈しき場を登り敗るべきや、共に此所わが絕命の地にて、只今國恩を報ずるの時節到來せりと心得て踏込むで無ければ、決して先登はならぬぞ、如ㇾ此覺悟する中よりして萬死の中に一生を得て、功を成し名を揚ぐることも有るべけれども、初に云ふ如く夫は嘗て期せられぬことぞ、然れば今日、火箸に目鼻を付けたる如き瘠男にても、米一俵かつぎえぬ非力にても、武士の本分を盡す場に臨で、此勇猛心が堅固ならば、則一騎當千の士ぞ、若又此勇猛心が不堅固ならば、縱ひ大力早業の人にても、大兵絕倫の士にても、ちつともをそろしくは無きぞ、露聊か何とも思はぬぞ、扨此要離が事は、吳越春秋に見えた

手こそ多けれ」此歌の心にて會得すべし、劔技者流の太刀からかひ、業くらべは、皆猶豫狐疑の病となる、識者請ふ灑脫せよ、

吳子勵士篇、今使一死賊伏於曠野、千人追之、莫不梟視狼顧、何者恐其暴起而害己也、是以一人投命、足懼千夫、

言ふ心は、一人の死賊曠野の廣き原中に隱れ伏さんに、千人の多勢これを追ふ者、梟視とうろつき、狼顧と驚く者は何ぞや、必死に決定したる賊の、暴かに出て切てかゝらんことを恐るゝなり、然れば一人必死になれば、千人の衆を懼れしむると也、此に由て考へ見れば、況や一人と一人との勝負に、かた〳〵必死になりたらば、敵を挫かんこと枯木を折るよりも易すかるべし、一人は切り勝て功名とせんを思ひ、一人は脚下則我が墓所と心得て、無二無三に踏込む、其相隔阻すること殆んど天淵也、尉繚子制談篇に、一武伏劔擊於市、萬人無不避之者、臣謂、非一人之獨勇、萬人皆不肖也、何則必死與必生、固不侔也、韓非子に、初見一人奮死可以對十、十可以對百、百可以對千、千可以對萬、萬可以剋天下矣、呂子論威篇に、冉叔誓必死於田侯、而齊國皆懼、豫讓讓必死於襄子、而趙氏皆恐、成荊致死於韓王、而周人皆畏、俱に其義也、

漢書蒯通傳、猛虎之猶與、不如蜂蠆之致蠚、孟賁之狐疑、不如童子之必死、

虎狼猛からざるに非ず、孟賁勇ならざるに非ず、然れども猶與とためらひ、狐疑とあやぶみ、驀直に進取せざれば、懼るゝに足ぬぞ、反て蜂蠆の赤肉をさし、童子の短刀にて突のをそろしき者は、進と不進とに在り、武人玆にて悟るべし、今死生の場に立て、槍を合せ劔を接するの時に至て、遷延却退し或は回顧躑躅するは、皆玆に坐する者也、故に我が殺心氣熖嘗て發せず、精彩神元敵心に透徹せず、旣に阿修羅界に在て猶須臾の命根を保せんことを幸として、短き刀の陰に身をちゞめ、細き槍の柄に掩はれんことを欲す、其心の賤劣卑怯喙を置くに所無し、是を以て坐ながら敗亡をとりて屍上猶羞辱を餘すに至る、吾黨之士請脫出此魔界、超然として神武の域に入らんことを、

司馬法曰、及上果以敏、

劒徴

兵原平山先生著
門人高井國幹校

荀子禮論、生之爲レ見若者必死、
呉子の幸レ生則死と義同じ、勝負の場に立て必死三昧に入る者は、生を求めずして生を得べし、

莊子刻意篇、感而後應、迫而後動、
感は感動也、敵の殺氣我が心膽に透徹する也、應は取合する也、言ふ心は、敵の殺氣我が心に響て取合すれば、未レ萌を制する事を得る也、迫は切迫也、動は働也、敵の刀劔我身にとゞきて初て刀を打出す也、故に氣の終に乘ずる事を得る也、說苑指武篇に、魯石公、劒進則能應、感則能動、㳷穆無ニ窮變ニ無ニ形像一、亦此之義也、

莊子說劒篇、夫爲レ劒者後之以發、先之以至、
言ふ心は、此五尺軀殼を敵の餌にして、じり〱と仕掛ればいやとも敵より刀を打出さねばならぬぞ、夫に乘じて我が刀を打出す故、敵の末勢を受て一ひしぎにする故、後るれども先だつに同じ、此趣意筆舌に述べ難し、躬行實踐して自得すべし、惡く心得ぬれば、七分三分で打つの或は四分六分の所にて打つのと云ふ、是は勘定算盤のつもり也、一足切斷の場に立て豈此事有らんや、

楚辭九歌、首雖レ離兮心不レ懲、
懲は創也と註す、又創は傷也、又與レ愴同、悲也、然ればひとりこるゝ事のみに非ず、言ふ心は首と胴體と離れ〱になるとも、精神は曾て畏懼創傷せざるとなり、如レ此に、武人精神を引立て置くに非ずんば、奈何ぞ矢石鋒刄の間に立て、我が本分を盡す事を得ん哉、

龍韜軍勢篇、功者一決而不ニ猶豫一、是以ニ疾雷一不レ及レ掩レ耳、迅電不レ及レ瞑レ目、赴レ之者驚、用レ之者狂、當レ之者破、近レ之者亡、
鬪戰の道は、如レ此に見すゑた所有れば猶豫とためらひ、狐疑とうたがひ、逡巡顧望と跡へすざりたり見合はせたりする樣にてはならざる也、夜狐引歌に、逸物は追かけあとへふりむけば其まゝとると云傳へけり、「鈍物は追かけあとへふりむけばをちてとらねば

劒徵自序

平子龍爲司馬政官之學者也、一劒之任非將事也、何以劒爲然、將與士卒同寒暑饑飽勞逸、則論技藝者亦我家事耳、而至於劒獨何怪乎、余往者作劒說一篇、然恐以無其徵故未足取信於人也、於是乎竊探古書中、取足徵者而著劒徵一卷、以示於子弟、苟學者玩索二書而試之、於事爲有得於獨出獨人之義、則初知古人不欺我云爾、

文化改元甲子仲夏揮筆於城西運籌堂、

兵原平山潛子龍氏

凡例

一、古書中論劒者不止于此、然其說往々高奇而無益于學者也、故擇而取之、見者勿疑、

一、原說雖非論劒、而有用以足徵者、搜羅擧之、亦取詩者不以辭害志之義也、

一、古書中有同說互出者、附之於解義之末、以便于學者博考、

一、吳越春秋越女列仙傳劒仙之類、事涉于奇怪者、排擯不取、見者察焉、

一、武編所載朝鮮劒術歌訣俞大猷劍經之說、皆在高奇精妙、故不取之、唯要實用之工夫耳、

運籌眞人誌

凡そ事に學ばずしてよくするあり、學ばざれば能せざる事あり、脩爲學習を待たずしてよくする事は、卽人の良能なり、たとへば蹉跌せんときの足の蹈やう、尖刺睫に迫り瞬目するが如き、敎を待たずして能くすべし、是自然の靈妙なり、又推しても突ても、腰體が動かぬの、脚下が浮かぬのと云ふが如き、或は突きつ擊ちつする中へ蹈込みても眼を塞がぬのと云ふは、脩爲學習によらざればならざることなり、然るを武藝者流只に躲閃遮隔とのみ傳へて、制敵攻心の道を敎へざるは何ぞや、李衞公云、兵者敎レ正而不レ敎レ奇と、請ふ玩味せよ、

八愚歌　　兵原眞逸

不知ニ衞門圭竇之不肖一、漫論ニ皇帝王霸之祕要一、一愚可レ笑、不レ察ニ鎖兵廢武之至料一、妄譚ニ奇正變化精妙一、二愚可レ唉、三千韜略務得以徼ニ數百戎器一、貪レ多以調、三愚可レ笑、六旬衰老、誰爲ニ號召一、十八武藝自誇ニ年少一、四愚可レ笑、指使無レ人、炊爨自燒、肉帛共虧、考槃舒嘯、五愚可レ笑、艮背草盧、永謝ニ慶弔一、壁立垂ニ崖一、時放ニ絕叫一、六愚可レ笑、長劍六尺、藏ニ白虹鞘一、巨砲千斤、潛ニ雷霆藪一、七愚可レ笑、英毫無レ用、猶將ニ待詔一、治亂忘レ談、反患ニ廊廟一、八愚可レ唉、

辛巳九月晦

劍說終

霜辛雪苦して學び得たる架隔、遮闌、躱閃等の術よくなし得べきや否や、唯この五體を奮て敵の鱗次する所の鋒刄に貫穿せしむるの勇猛心を發起するに非ずんば、安んぞ先登して折衝陷陣することを得んや、敵人、弓銃を我に對せんに、かの遮闌、架隔、躱閃等の術、安ぞ施し用ふべけんや、もし强ひてこれをなさば却て猶豫遲滯の病となり、敵の照準に便ならん、劔術者流こゝに至て說なし、則ち知りぬ此等の術はみな一人私鬪の事にして、武人本色を盡すの境界に用ふべからざることを、

武藝者流の說に、巧手には輸け、拙手には贏ち、對手には兩敗すと云ふ、かくの如くんば生涯工夫を盡すも畢竟無益の事なり、冀くは識者この技藝巧拙の境界を脫却し、獨立獨行の地位に超出せば、心廣く體胖にして自性自然の妙用を得ん、こゝに至て夏育孟賁と云ふとも何んぞ畏るゝに足らん、

佛書の猛勇精進は、實に武人の受用となすべし、夫れ體碎けて魂消す、これ勇猛精進の工夫なり、しかれども靜默坐禪の功にてこれを得、或は讀書講理の力を以て悟ると云へるが如きは、眞に知るものにあらず、これを徒知と云ふ、實地に至て沮敗せざること鮮矣、予が子弟を鼓動する所はこれに異なり、槍劔の比較するの期に臨で、苟且勝を求むるの念頭を打破し、敵の刺擊に逢て精神沮喪するや否やを自ら省察し、己れと體認せしむ、是れを躬行實踐と云ふ、其心を專にし思を致すの久しうして、精神鍛錬して消散の病なく、心膽を胼胝して軟脆の累なし、遂に不膚撓不目眺の地に立つべし、所謂勇猛精進にあらずや」、

劔客、刀劔の尺寸を定めて大抵二尺二三寸を以て準則とす、其說を繹するに、二三寸なれば再擧再擊に便なりと云ふ、一理なきにあらずといへども、發端すでに誤るものなり、何となれば初はよく打不レ着を恐るゝ念頭を生じ、半表半裡の際にあれば、制レ敵の機すでに沮す、實に劔道に杻械枷瑣なるのみ、予が說は遙に同じからず、初めより誤中すること曾てなしと決定す、於レ是再擊の論なし、萬一誤ることあらむ發時(そのとき)、肝腦地に塗れて而後已矣、固より其本分なり、馬況云、不レ入ニ於虎窟ニ不レ得ニ虎子ニ、孫子云、陷ニ之於死地ニ而後生と、識者玩味せよ、故に手に應じ力に稱ふものは最も重大なるを要とす、

劔說

運籌眞人平山潛子龍氏著

夫劔術は敵を殺伐する事也、其殺伐の念慮を驀直端的に敵心へ透徹するを以て最要とすることぞ、然るに其殺氣の敵の心魂に貫冲することあたはざるものは何ぞや、こゝに說あり、請ふ其所以を論ぜん、我劔を把り槍を揮て、敵を殺死せんと欲して前進すれば、敵亦刀を舞し矛を援て我を斬擊せんとす、於レ是乎敵の槍刀を架隔遮闌し、支體を傷せず身命を欲ニ全せんとするの意志胸中に生ずるを以て、初めに敵を一刀下の鬼となさんと欲する所の念力氣焰、遂に門斷作輟し、反て顧望逡巡し、或は徘徊踟躕す、唯其敵の我を害せんことを恐るゝの遑あらず、安んぞよく敵を制せん、況んや其心膽に透徹するに於てをや、然らば則ち如何して可ならん、曰く、他の術なし、それ及上は武士本色を盡すの地也、死することあつて生ずることなし、故に劔山火窟といへども踊躍して突進すべし、況や刀を以て斬り槍を以て衝くが如きに於てをや、精一無雜必死三昧なること、殆んど餓鷹の鳥を搏し、餒虎の獸を攫むが如し、毫髮疑懼怯退の意なし、これを恐懼の關門を透得して獨立自在の妙境に至ると云ふ、こゝに到て殺氣貫冲の事思ひ半に過ぎん、兵聖曰、善戰者致レ人而不レ致ニ於人一、いたすは主なり、人にいたさるゝは客なり、然れば主たるを貴んで客たるを貴ばざることは、鬪戰の第一義なり、如何せん世の武藝を講ずるもの、こゝに眼を開くこと能はず、只架隔とうけ、遮闌とさへぎり、躱閃とはづす、これ人に致されて客となるものなり、これを善くするものを、巧手の妙技のと稱譽す、是を以て武人曾て制レ敵の機をしらず、卑拙怯陋の醜態を極め、一足切斷の地に立て、猶須臾の命を僥倖す、故に近日武人萎靡卑怯をなして笑を大方にとるも、皆劔術者流等かくの如き無恥の技倆を敎ふるに坐す、可レ悲々々、

僅に一人と一人との鬪には、劔客の說く所の架隔、遮闌、躱閃等の術も用ひられんが、もし兩陣互に迫り人立つこと堵墻の如く、槍攅ること蝟毛の如く、身を轉じ足を旋らすに所なし、此の際に及んで其平生

より事と理と一致に修行誘引也、されば一生見事難し、正理は不レ可レ求レ人、文宣王の曰、君子は躬に求む、小人は人に求む、
○客曰、然らば劒術も至極の處は不レ傳乎、
答曰、至極の處は師も傳る事不レ能、勿論自得の場也、こゝに至らしめん爲に前の如く導くもの也、學術ともに至極の所は自得るにあらずんば玄々の妙は證るまじき也、自證玄妙なる所、則劒術の法に取て西江水とも劒矢當とも有無一刀とも名づく、然るものなれば、師々弟々永く不レ傳して終に組物の形刀計り貽し傳へて、西に有る物を東に求るも理也、然るに當世彼は劒術の家、是は槍の家なんど云ふ事、可レ咲事なり、德は極て永く傳る物にあらず、唯因ニ其人ニ不レ因ニ其家ニ、
○客曰、玄妙に至りては如何なるものぞ、
答曰、不レ知、
○問、然らば愚なるものか、
答曰、不レ愚、唯如レ知如レ愚、
亦問、其故如何、
答曰、如レ知にして不レ知、唯不レ知、

劒術不識篇終

者也と、善惡共に皆己に出る事は皆己に反る也、且化は天にして不レ化は私也、順は天にして不順は私也、因て柔は能く剛を制すとも聞けり、夫れ可ニ我討一可ニ我勝一論語に云、季康子政を孔子に問曰、如し殺ニ無道一以就ニ有道一如何、孔子對曰、子爲レ政焉用レ殺、子欲レ善而民善、君子德風也、小人德艸也、艸上レ風必偃とぞ、是を以て云時は、劍術も殺を用ひ勝を以てするは愚なるかな、寂然不動にして理德を推す時は、我勝を以せずと云ども唯敵の假也、大仁は殺を不レ用、人々自己の罪に亡ぶる、

○客曰、悉く得心す、然れば劍術は此運籌流に柳生流に無眼流の二三成べし、他流は修しても危き事に覺ゆ、

答曰、客謬れり、本來一流にして自他の差別なし、前條にも述る如く、曷ぞ自流を以て是とし他流を以て非とせんや、然れば私の沙汰にして公の論には非ず、只柳生宗嚴、三浦政爲等、近世衆に秀でたる名實有るを以て見ば、事理一致の教法知ぬべし、さあれば道に近しと云のみ、何の流にも理を致す、發明せる人は美とすべし、可レ貴、今人勝利のみを專とするを賤み惡むもの也、此外何れの事にも此衰弊なきにしも非ず、孔孟の徒も近世競ひ起りて萬派に分れ、道德仁義はすたれて只文字而已に陥り、形容計を弄ことには取りたる也、源遠して末益分れて、聖賢の世を去る事久き故に此の如くにはなりし、吾劍術も其如し、其人亡びぬれば唯萬派に分れ、流儀の德は廢て只組物の形刀計り貽りぬるぞ、不レ悲乎、

○客曰、子の云ふ所悉く識得す、然れども予今識得したる如くに其術なり難し、是如何、

答曰、凡て文字言語に渉るは理の迹也、全正理に非ず、其迹に因て無レ迹物を悟るべし、故に禪家には不立文字と云はずや、凡て見る事聞く事意識に落つるに因て、心には自在を得るの道理を知れども、更に心の如く成りがたく、學術も聖經賢傳を暗記する人多しと云ども、道を見付る人なき故、聖賢に至る人少也、兎にも角にも此意念と云大病、靈明の開る期有るべからず、

客曰、意念を去り恃む所を離る時は、唯寓然として取認なし、如何して正理に至らん、

答曰、容易倉卒に成りがたし、故に前に云如く、初心

る時は不レ可レ得二盡萬物一、無心を以て爲す時は一理に歸し、內外淸淨にして萬物に不レ穢不レ犯レ世、老子曰、天は得レ一以て淸、地は得レ一以寧、神は得レ一以爲レ天、天下の貞は其致レ之一つ也、得レ一なき時は天下淸き事無し、天淸き事なければ恐レ裂、地寧き事なければ恐レ動、神靈なければ恐レ病、谷盈る事なければ恐レ竭、萬物生事なければ恐レ滅、王侯貞たる事なければ恐レ蹶、是を以て見る時は劍術も得レ一以靈明也、然るゆへに變化の應用無礙自在也、一つを得ざれば精神不レ靈、不レ靈時は事理ともに昧し、昧き時は彼我不レ分、不レ分時は二つと成る、二つと成れば爭あり、爭あれば勝負あり、亦云、道生レ一、一生レ二、二生レ三、三生二萬物一、萬物歸レ一、一つは大極也、二つは天地也、三は三才也、是皆大極空の一理の無より有を生ず、道は無物の始にして自然の理なるをや、然れば修して是に不レ至ば、劍術の妙は不レ可レ得、

〇客曰、本來劍術に於ては勝負の事也、假令一を得たりとも勝事を不レ要、勝捨て全勝と云、予未レ解、

答曰、老子に、上德は不レ德、是を以有レ德、下德は不レ失レ德、是を以て無レ德とかや、劍術も勝を失て自然の勝有り、勝を不レ失時は皆負に成也、勝を失て勝事は唯一理の然らしむる所にして無我也、勝を不レ失は人慾にして有レ我也、亦曰、上德は無レ爲而以無レ不レ爲、下德は爲レ之而以有レ爲、劍術に取て見れば名人は千變萬化すと云へども、事に心を容る事なく唯無心也、無心なるがゆへに無爲と云々、敵の表裏種々の事にも心不レ染のみ、神道に六根淸淨と云事も此儀を以ての故か、是を當流に事を捨ると云ひ、事を捨る時は而も事不レ違事なし、是無レ不レ爲と云ふに合へり、勝を好む者は心中に例の習傳授傳法を念じ、事に心を容て構位を立て、甚勝を不レ失、ゆへに形像凝り極つて敵の表裏に心染凝滯して不二自在一、皆負となる也、事に心を容る時は無心自然の位にあらず、事と理と不レ化、敵と我と不レ化、物と不レ化、時は二つと成て相爭ひ自在を得る事なし、今日人事を以見るべし、柔和にして物に不レ悖、道理に發明する人は、天下に敵なく、常に天下の中の人に勝居て自在也、又剛堅にして人の性に悖ひ道理に盲昧なる人は、到所物に悖て不レ敵と云所なく、常に大負を取て不二自在一也、されば曾子の言にも戒レ之戒レ之、出二乎爾一者反二乎爾一

て種々の事を好み、思量の不レ及所は護法因明等を以てすると見えたり、是劍術の大病にして迷妄の至極也、箇樣に心を摧く時は心の動亂不レ止、終に明德不レ顯、互に知惠を振ひ、反て心の儘に打出す事なりがたく、見合に成て時刻移ると云へども勝負不レ分、終に見事なる働なきもの也、世上に喧嘩刄傷或は主親の讐討等多分此類に聞ゆ、是れ知は明德の蓋と成て神靈是が爲に不レ證、六韜に曰、大智は不レ智、大仁は不レ仁、大勇は不レ勇と、唯是天理にして自然の智、自然の仁、自然の勇は廣大の德なれば、中々小人の眼に見ゆるものに非ず、是を以不レ智不レ仁不レ勇と云ふなり、中庸に曰、君子は居レ易以俟レ命、小人は行レ險以徼レ幸ともこれあり、予が導く所も、先づ私智を去て空理を觀見せさする時は、自然の域に赴く也、然る上は俟レ命にして、敵何程の構をもせよ、其構の法に位して空理の間より打つ、亦敵變化するにも思量分別を不レ用して、唯端的にそれ〴〵應じて少しも白眼合すことなし、思量分別を離れて變化に應ずる事如レ神なる事は、無心無着にして唯空理自性の光明遍照するゆへ也、既に敵と切結ぶ時に至て思量する間はなきもの也、依て分別を不レ用して自在成る事を、初心より豫め稽古する事也、此上なほ玄々の德は、愈思量を不レ用、敵の構八相は八相、晴眼は晴眼、捨は捨と、當體を不レ動、唯見たるまゝにして分別を不レ用、一理融和して德を以て推す時は、敵も無心に成て不レ働、自ら變化する事不レ成もの也、是皆理の致すところ、神明らかにして更に私なし、故に他流の敎方とは遙に異也、依レ之勝利を貪る人は、初心の中當流を不レ貴、自ら稽古を止むる人多し、去ども極たる形刀を修する時は、心も形刀も極て不二自在一也、當流は事も形刀も心に無極にして自在也、此理を觀ぜずして事を專とする者は、繫げる犬の杜を廻るが如し、

○客曰、一切の事心を以て主とす、心より不レ求事成るべからず、曷んぞ無心と云て心を廢て劍術なるべきや、

答曰、然り、一切心の外なし、然れども君が心とする心は和心也、予が無心と云所は本來の心也、本來の心は形刀も色も臭も影もなし、是を無心と云、此本心本來の空と內外一致に成て靈々たるを本極の一理とも云、和心は影形有て萬物に觸て穢る、私心を以す

也、尤正法にして可レ信の法なるべしと云へども、例の勝つ事を好み、人を害する等の爲に行ふものなれば、是亦慾心を以てする故に其驗あるべきやうなし、箇樣の事どもを恃みにして劍術の上に用ふる事甚危き事に覺ゆ、兎に角に品多きは必其流の衰へたるゆへ也、其故は一理空觀神靈の位を得ざる時は、奥義の段に成て弟子に可レ敎の法無レ之、依て組物の形刀數數々にして、至極の段は咒法口傳等其外樣々の習修修を以て仕舞をつけるより外なし、是流の衰へたる事必せり、喩ば國家に政衰たる時は必法度多く出づるが如し、聖人の天下を治むる時は法度三品に不レ過と聞けり、柳生流の書に云ふ如く、數の習は濱の眞砂の如しと云ども、畢竟は西江水一つにてすむと有れば、强て萬物を盡さんとする事甚拙き事也、云はゞ萬流は皆小川也、此一河に據て其利害を以て萬川に爭ふ事甚狹し、修して早く西江の大海に至て萬水を一つにして一口に呑むべし、萬物は一より生ずるなれば、其本元の無慾無我の一を悟りぬれば萬事埒明く事分明也、或は祈禱太刀或は精進太刀或は太刀腹卷、其外瘧疾ををとし、或は狐つきををとし、或は血留魚骨を拔くの咒、其外種々の咒法なんどの事は、救レ世爲なれば知て雖レ不レ惡、劍術の用には無レ之事也、然るに是等を劍術に取付て奇也とする事可レ笑事也、所レ謂邪は正に不レ敵、正法に奇妙なしとて、眞に正なる者には邪は不レ得レ施、唯氷の日に向て消ゆるが如し、人此理明らか不レ成故、惑ある愚の然しむる所也、然るに門弟益愚にして信を取て受傳す、宜なるかは奇に倚り亦利を貪るゆへなり、予が流は以レ傳爲レ傳不レ足、唯以レ叶爲レ傳、入レ道祐レ心忠云々、

○客曰、予が敎ふる所、組物の形刀を敢て不レ好と云ども、懸口より身際詰等の術、敵の構打突事に應ずる事、是も例の組物形刀の如くならん、其故は箇樣の構には角して懸り、角打てば兎して應じ、彼の構には此表裏有りと、心得なんど種々有るべし、然ば組物に倚て敵の心を察するを初心の習方とするに非ずや、

答曰、客の云所大體は似たりと云へども、予が敎方とは大に異也、諸流共に、構は上段、中段、下段、相捨、睛眼、截甲など、此外色々有て、其變化の事幾らも有べし、亦表裏の品數を不レ知、他流多く是れに心を盡し

り、自然天數つきて死するとも、淸々然として其死美しかるべし、勇士不レ忘レ喪レ元とて、士たる者生死を潔く致すを以て善とす、故に名將は死の場に臨では醜き働を不レ爲、從容として死に就く事、月花に對するに侔し、是死に於てもと無心、生に於ても無心也、志士仁人求レ生無レ害レ仁、殺レ身以有レ成レ仁、是則聖人生死一貫とする所にして、死に有ては死の道を盡し、生に在ては生の道を盡す、然時は於レ生自在也、於レ死自在也、

○客曰、諸流に間を切ると云て、形刀の終に二三篇切りもあり、亦打太刀の人も無く、獨り間計り、或は百振千振毎日如レ斯切つて稽古す、劍術は間を切らざれば用に不レ立と聞けり、子が流には不レ用乎、

答曰、予が流は初心より極意に至る迄、打程の太刀皆以て間に非ずと云事なし、間とは敵と我との間、空理也、予が流空理を示す事は、俗に云ふ時は間の事也、併し相手の打太刀の人もなく、唯獨千振二千振日々に切るを間と名くる事難二心得一、是は更に間と云ふものには非ず、定て手の內を定めん爲か、又は手の利に專とするなるべし、さある爲ならば先づ可也、去れども定りたる間は敢て得分なし、若又間をして敵を打拉(ふせ)がん爲ならば大に不可也、予が敎とする間は、延る時は限なく、縮る時は一毛の中に入る、延ぶも縮まるも敵と我との遠近過不及なからん事を修するもの也、斯の如く理を籌らざれば、或過分或は不足なるもの也、亦劍矢當の位に至ては間と云ふ名も失也、間とは物に對する名也、無我無敵の本然に至る時は、間の心卽迷なりと知るべし、他流の間と名づけ、獨り力を出して鐵壁を切り摧く程に手の內利たりとも、過不及有る時は何の効かあらん、益少なき事にや、

○客曰、諸流に口傳受法と云事あり、子が流に無レ之は何ぞや、

答曰、是則形事仕立の劍術に數多有レ之、此習傳授の事は素人に出會ては益有る事も有るべし、中位以上の人には難レ用、其故如何と成れば、其師たる人の工夫して、是こそ否といはんぬ事なんど思付、利方を以て拵たる事也、然れば全く人智より出でたる事分明なり、當流空觀理致の德は神明に通ず、中々人智の能く及ぶ所に非ず、受法の事、梵字、丸字、十字護法、因明等佛家に取入て受傳へ、夫より門弟に傳法する

て道とする人也、眞の執心に非ず、例の畜にして名聞の藝也、箇樣の人と成らんより、一向に無手の素人の方益なるべし、劔術も至極の所は不ㇾ戰して自然に勝也、軍法にも不ㇾ戰勝を上とし、戰て勝つを中とし、敎して勝を下とすとかや、理空なる物ゆへ眼前なれども見へがたし、因て執心の人廻國すと見えたれ、若しよく一理を發明する時は廻國何かせん、他を求る事を不ㇾ待して我に於て足れり、諺に歌人は居ながら名所を知ると言ふ類なるべし、

○客曰、子が言所悉く心術にして更に劔術に非ず、勝つ事を不ㇾ爲して唯心を修せんとならば、經論聖敎文學を悟らんにはしかじ、劔術を以てする事不審也、

答曰、萬能よりも一心に不ㇾ如と云事あれば、劔術を不ㇾ爲とも一心を悟んには不ㇾ如、元來刀劔は世の凶器にして不ㇾ可ㇾ用、然ども宜く用る時は世の吉を助る也、是則殺人刀を以て活人劔とする也、亦劔術は小藝也、曷んぞ道とせんや、雖ㇾ然予武士の家に生れたる職分なれば、刀槍を業とするに、能く理に達する時は家業むなしからず、亦文才を以不ㇾ爲とも自ら試みて道を學ぶの眞理に達す、是を以て大也とす、其故如何と云ふに、劔術は打太刀の相手を立てゝするゆへに、微塵にても過有る時は相手の人咎ㇾ之、是打太刀に立たる人卽ち生たる書籍也、斯く云ふ時は劔術を以て道とするに似たりと云へども、全く道とするにあらず、道を得るに至るを以て大也と云而已、總じて劔術を以て道とし文學を以て道とし神書佛經を以て道とするは不ㇾ遺、唯其物をして道に至るを以て爲ㇾ遺ㇾ之、唯きはめて劔術と云名を遁れたるならば、反て其術全からん、孫子に所ㇾ謂百戰百勝非二善之善者一、勝つ事を不ㇾ爲時は全勝を得るの理必然たり、勿論心術に有らずんば曷んぞ萬物の德を明めん、何程劔術上手なりとも一心不ㇾ治、敵と立會て心樣々に動き亂て、日來の術も行ふべきの主無るべし、劔術は帶刀する者可ㇾ知の第一也、焉可ㇾ不ㇾ勉哉、我本來の心を悟り生死に於て無心なる者は、敵に會しても平常にして心轉倒せざる者、無礙自在を得る也、凡て劔術は己れ人に勝つ事也と思ふ事小人の心也、人亦己に勝つの術如何にもせん、其時一方勝ちたるは幸にして勝つと云もの也、全勝と云ふ物には非ず、唯理致を修して心に物なく寂然たる人は、全勝を得る事必せ

てするに非ずや、然れば自右を遺ひ他人を見下す、是則ち慢心の天狗ならん、

答曰、予自ら以て他を誹せんや、客の問に因て姑く其是非を解く物也、柳生無眼の二流ともに、敢て他流と爭はんと欲して云には不レ可レ有、組物の形刀仕立の術は堪能ならず、道に違て次第に遠ざかりて昧し、譬ば緣レ木求レ魚が如く終に一生謬り通して眞明德を見る事不レ能を嘆き、是を世上執心の人にも示し、亦我門家に戒めん爲に、姑く自他の差別を云而已、尤も良興等堪能ならざるゆへ、藝を以道とする誤りも有りと見えたり、唯道理を說くに當て不レ論二是非一、不レ分故に爭に似たりと云ども、全劍術に於て不レ爭レ勝の道有る事を云もの也、他流にも名人有るべし、諸流皆其先哲は名人なるべけれども、其次に至て不德の師理を失ふより、形刀組物計りにて勝負を爭ふ事なきにしも非ず、亦其中に不名人も出ると見えたり、三浦氏十八箇流の中にも、事一致の師なし、當時他流の師予が許に來る人も不レ少と云ども、未一人も堪能成はなし、是人の知る所也、是を以て案ずるに名人は世に稀也、學術藝術ともに事理一致にあらずんば何の益かあらん、予が云ふ所自己を貴んで云には非ず、唯是ならしめんとして非を云ふもの也、

○客曰、古昔より諸流と多く仕合を好み、國修行の劍術者も不レ少、是等も柳生三浦に劣るまじ、然るに其名を不レ擧るは如何なる事ぞ、

答曰、國修行武者修行の事二つ有るべし、一つには武藝執心の人、連年數流極むと云へども全勝の一理を不レ悟、故に廻國して名師に値遇し其妙を得んと欲る者也、箇樣の人は諸國諸流と仕合をしても勝ちたるを不レ悅、負けたるを悅とす、如何となれば我に負くる人は我に劣る人なれば、我勝ても我に益なし、我に勝つ人は我に勝れる人なれば、我負て悅とす、是則我より高き人に出會て其高德を習熟せん爲の執行なるがゆへ也、既に其宗を得る時は謙て德を懷にす、依て名不レ顯、是眞の執心にして難レ有人也、亦一つには二三流にも打合見るに、已れが力量利根早業達者にまかせ藝に慢じ、他國他流を打て名を揚んと欲する者也、此人は前に反す、勝ちたる時は悅び、負けたる時は怒り、箇樣の人は德に悖て不レ得レ道、畢竟は意趣を以て人を害し我も變死を取るもの也、是れ藝を以

始に出して、稽古は事を以て心を正うし、空の一理を探らしむ、因て陋巷も事より理あらはると云て、事は先き理は後なりと云も理也、されども至て見れば反て理より生ずる事也、如何となれば理は天地開闢以前の理にして、事は三才二生者也、然れば本也、事は末也、卑より高に至らしむるとて、其道中の景色產物地理人質等を悉く示さんとする時は、心是に着滯して末に不ㇾ行ㇾ道、中にて果なん事必定也、それのみならず其道中の風景を以て是を奥義と心得て而して後師たる時は、其過ち萬人の上に及ばん事可ㇾ悲の第一也、

○客の云、他流も至極の所は無我と云ひ無心と云ひ、思無ㇾ邪などと流々に於て其理を云へり、然るを曷んぞ是を畜と云ふや、

答云、理に於て二つなければ、他流とて差違有るべからず、然ども此理と云ふ物は心に知り口に云時は等く聞ゆれども、劔戟を取て其理を行へるを見ざれば、實否不ㇾ分物也、亦此理の說流々末々に至て格別に聞ゆる流義も不ㇾ少、如ㇾ此差別有るを以て衆人迷ふ也、其流限りの理を以て云ふは狹し、其にて宜き理也と祕藏するとも他流萬物に不ㇾ通片理にして、周き理には非ず、是小藝と云はん、君子は周して不ㇾ比、小人比して不ㇾ周とぞ、又喩に曰、盲人を聚めて大象を探らしむるに、各手に觸たる所を以て象の形を云ふが如し、或は背に觸たる者は象は如ㇾ床と云ひ、尾に觸たる者は象は如ㇾ繩と云ひ、牙に觸たる者は象は如ㇾ角と云ひ、足に觸たる者は象は如ㇾ柱と云ふが如し、盲目成るゆゑ象の全體を見る事不ㇾ叶、我が觸たる所を以て示す、流々の理利を云ふ事則如ㇾ此、正理の全體を見る眼なきゆへ、流々に於て差別ありて諍ふもの也、理の融通廣大の變現を知らば、其諍もなく迷もなく皆以齊しかるべし、亦畜と云ふ事、小人は鳥獸をのみ畜とすれども、凡て同性の人に勝んと思ふ事、即ち天狗界に墮落したるなれば是畜ならずや、其外妄想執念を不ㇾ離ば、皆人體の鬼畜成るべし、所ㇾ謂人面獸心成る者也、如ㇾ此の鬼畜曷んぞ直人の心を可ㇾ奪乎、

○客曰、子が云ふ處、名人は不ㇾ爭を以て道とす、然に古名人柳生宗頼の高弟本識三問答等の書を爲して其他流を嘲る、又頃日無三浦が末流大東良與劔術論を作て他流を罵る、今子が云ふも亦相同じ、是爭を以

氣を長育しぬれば、第一人たる本意を失ふ也、唯人は忠孝の心を本とすべし、何程劍術に達、乃至天下中の人に勝つ事習ひ傳得るとも、輕薄暴悍にして人たる忠孝の心なき時は、危難の場に出會しては、怨仇を忘れ勢に附き苟も免るゝを幸とせん、如ㇾ此節義を缺きなば、日頃鍛錬せし劍術も何かせん、故に孔子も行ㇾ己有ㇾ恥を以て士とすとの玉はずや、去によつて武士は惓々として人臣の節を不ㇾ失、事の變に遭はゞ節義を顯して武名を落さず、常變ともに國家の用たる人をこそ貴んで士と云ふべけれ、是に反すれば皆鬼畜にして甚賤むべき事也、又君が世事の喩へは、最も執行體也と云ども、是にこそ左に云所の二種有り、君が云如きは、先づ中間小者を十年もつとめて、其より足輕になり徒になり侍に成る者、頭侍大將奉行執事等其一道を盡く極めて後大君と成なば、上下貫通して其治殊に勝れんと思へる成るべし、小知小見の人は皆如ㇾ此思へり、是はあまり理に過て迂遠し、是等の氣質有ては、よしや小者より段々厚祿をうけて登庸し、頭奉行と成り國の老に列したりとも、小利を目にかけて大道を見付る事なく、終には國家の敗を取のみ、其上萬物を一々盡さんとする時は人間一生や二生にては萬物を盡し待べけんや、唯人一理を快く悟道しぬれば、萬物は不ㇾ盡して自ら可ㇾ知、諸葛孔明は草廬より出て天下の安危を握り、漢の高祖は布衣より起て天下を平にし二百年の治世たり、如ㇾ此の類は倭漢とも其例不ㇾ少、是大道を見付れば其餘自然に明也、然ればあらゆる事のみを一事々々盡し〳〵て至らんと欲するは、甚廻り遠にして、是陋巷の云へる路草を喰ふ類也、予が組物の形刀を敢て不ㇾ好も、柳生大束に准ず、予が初心を引て卑を踏で高きに至らしむるは、則足を企てて直道を進み、道中に足を駐むる事なく、速に都に赴しむる事を要するもの也、上將軍の居ながら天下を知り玉ふ如し、論語爲政の篇に曰、縱ば北辰其所に居て衆星是に向ふが如しと、是を劍術に取て見れば、中央の場にして八方劍の立所とす、中央は則不動の位也、儒道も中を以て極とするとぞ、又大學に曰、明德を明にするに有と、其大極を初に出して初學に示し、是を的にして修め行けば、下より格ㇾ物致ㇾ知誠ㇾ意正ㇾ心と云より、教學者に其標的の明德を射させんとす、劍術も一理と云明德の的を

古昔の名人是を以てする歟、是衆の事に渉らずと云へども、萬物は皆一理より生ずるなれば、其大極の一理を明らむる故に如レ此か、槍の術是に至て廢して全し、是不レ順哉、

○客の云、其極意に至ては左もあるべし、初心を引くには、予が云處我いまだ容れがたし、諸家皆形刀の手數を以て初中を分ち、奥に至て又奥の太刀とて形刀數々有り、先師愚なるべからず、先づ世事を以て論ぜんに、平士より頭人奉行樣々遍參して後大將たらん時、其治甚委して利益遍かるべき事必せり、然れば世上所レ有事を盡して、後子が組物敢て不レ敎如何、答云、卑きより高きに到る事、劒術に於ては組物の形刀也と君が深切に思事、諸大方の師の法なれば尤の事也、然ども日本に名譽を顯したる當流の祖紀伊入道を始め和州柳生宗頼先生、武州無眼元師、三浦政爲等、古今の諸流に超え、予が門弟も二三輩東武の諸流を窺見るに、皆極たる形刀有り相形有り、著にして終に手にたつものなし、是を以て知りぬ、右の先生敢て極たる形刀を不レ好、流義の名と品は易ると云へども、其云ふ所符合するを以て知べし、さあれば理を以て事を導かずば有べからず、組物の形刀計りにて仕立たる劒術は、印可を取て後も酔は醒まじき也、理に色臭相形なし、因て印可の段に成て一時に傳受成しがたき事必せり、故に初心の時より其人の心次第に事を出させ、其事を以て理を探り、虛を以て實に至らしむるに、初は理を見る事幽に如レ絲如レ霞、夫より積累の功成て自然に發明して上達し、事理ともに自得す、是を上手とす、終に反て理と恃める物もなきに至て、大極とも無極大道とも云べし、是を名人とは云なるべし、此段に至ては寂然不動にして思慮に不レ渉、耳目を不レ借、直に感じ直に應ず、是德鬼神に通ずる故也、然に右の通り初心より導てだに勝を好み負を惡むは人慾也、況や初心より勝事をのみ敎る時は、益人慾增長して心險く形容不レ常、或は惑て其知を昧まし或は怒て其仁を損ひ、成は懼て其勇を折き或は僞て其信を失ひ、其閙き事隣家に火災有るが如し、寂然不動なんど云事には努々寄もつかず、一生修羅の奴とならんこそ痛ましけれ、されば人は元同性にして可愛の理有り、然に可レ愛人に勝ん事のみ心にするこそ歎かしき業なれ、如レ此本心を昧まし邪

劒術不識篇

○客謂て云、子が劔術專空の一理を引て至極を不レ盡、尤も子が云所、甚だ高上也と云へども、初心の輩至り難し、適々器量人有て上達するとも、唯一理のみ熟し、事を捨る時は、悟道の僧に太刀を弄ばするが如く、心計り發明したりとも、事拙くしては物の用に達すまじ、昔より名將は田夫野人の營む賤き業を見て、則軍事に備て利を得玉ふ事不レ少、さあれば賤き事とても不レ捨こそ名譽の人と云べけれ、亦淺きを渡て深きに至り、早きを蹈て高きに至るこそ順理なるべし、然らば先づ事を專らに勉てこそ、自然の理も熟得すべけれ、

師答云、客の言甚だ理也、予が初心の人を導く事客の言の如く專ら事を以てする也、雖レ然組物の形刀を敢て不レ敎、故に不レ知者は唯理藝と云人多し、此門に不レ入ば知れ難き所也、組物の形刀は皆組みたる約束の事也、眞實の事にあらず、因て最初の時暫く形刀を習はし敢て不レ敎、夫より眞實の事を敎る也、此わざは理より漏れ出るなれば、專ら其大本の一理の道に赴かしむるの術を云のみ、事を捨るにあらず、因て韜を持ち槍をも長刀をも持て稽古する也、事を捨るならば槍太刀等を持て稽古すべきやうなし、是を以て察すべし、大槪世上の業と云は專ら組物の形刀を以てす、當流は其約束の形刀組物を敢不レ用、理より出る眞實の業、自然に應ずる道を以て示す、先づ始には一理の懸口と云て、一理の門に入らしむるの事を以す、是より次第に一理の德開るに隨て心治まり氣充ちて、自然に先づ臆病を去り、次に身際詰とて、敵に樣々の構打突等有るほどの動きをさせて、是を空理に事を協へて詰めこむの術を敎へ、次に空理水月の事、幷に空理の間圖を知らしむ、熟する時、迎詰と云位に引く、是柳生流に云ふ處の法心也、向上極意畢り、又此上には深く心術に至て生死を離斷し、事理ともに捨しむる也、事理を捨るとは事理に無心なるを云ふ、無心なるときは唯一致の道にして、事理は自然の機に應ず、是を自證とす、既に事理自得に至ては、敵の位高下勝敗明かにして自然に見ゆ、況や士農工商の天地萬物皆悉く道に不レ合と云事なし、

劍術不識篇序

天地に自然の道有り、人是を不レ知、是を知れば聖人歟と云々、自然は卽ち天に則るの氣なるとか、予が傳るところの劍術は、元師奥州伊東紀伊入道祐忠槍術の得ニ玄妙一始て早槍を鍛錬して運籌流と號く、其後小笠原内記貞春是に長刀を加ふ、又其後虎尾紋右衞門三安、是に直槍幷に十文字を加へて世々傳來す、然に近世之師、今迎詰と號する高上の位は傳るといへども、未レ得ニ劍矢當之大極一先師隣實此道に入て獨累年鍊習し、心を潛め思を潭うする有り、年久しきの後、自然にして其位を得、而後其自在なる、恰も如ニ無レ敵所を行一誠可レ謂ニ當流中興之名師と一自他國の諸士來て拜謁す、門葉一千人、其中に得ニ宗を一者四五輩有り、此時門弟請て云、當流に古昔より長直槍十文字を加ふ、今亦是に太刀を加へて施ニ是を弟子一師の恩澤永く傳ん、願くは許レ之、隣實則任ニ門人一是當流の太刀の祖也、予も壯年の頃先生に親炙す、然れ共不ニ其器一術九牛が一毛にだも不レ及、或時客來て劍術諸流々々の得失を師に論ず、予傍に侍て聞レ之、以て肝に銘じて當に其語猶レ有レ耳、然れども及ニ六旬の今一術不レ全、遺恨深し、因て一卷と成して私に題して號ニ劍術不識篇と一而以予が童蒙に示し子孫に貽さんと欲す、是偏に先生の業を受て其志を續ぐ而已、後世幸に此道に至らんと欲する人閲ニ見之一萬分の一助ともならんかし、然らば死すとも猶生けるが如し、是予が志願也、先生姓は堀、諱隣實、稱ニ金太夫一生國日州延岡之產也、祖先世事ニ有馬侯一因て先生も少年より奉仕し、與レ君共に越前の國に徙り、星霜積で六十有七、以ニ寶曆五年乙亥十月十二日一易簀、門弟哀哭する事殆父母のごとし、卒後法ニ號す龍執院登門居士一于レ時明和元年甲申初冬十二日、門葉北州加陽之虎士木村久甫謹で序す、

は、口傳へ以て傳とするにたらず、只叶ふを以傳とすべしといふ一言、萬徹の的語を信仰すべしと宣ふかと思へば、夢覺て缺たる硯をならし、禿たる筆をふるはして此書の附錄とはなしぬ、

或歌に

掘らぬ井にたまらぬ水に影さして影も形もなき人ぞくむ

六祖の歌に

影もなく形もあらぬ其人が米搗く時は米つきとなる

◎校訂者云、一本ニハ右ノ附錄ノ前半ノ要領ヲ抄錄シテ、左ノ奥書アルモノアリ、

從二金城一深望而竊寫レ之、柳生流之奥書可レ祕云云、

寶暦八年三月　三橋兼光

此書者師家木村是茂先生より竊寫畢、

天保元年冬十二月　河村世武

本識三問答終

出たる跡と知るべし、盜人入りたると聞かば、已に盜人入りたる跡と知るべし、凡て物の成りたる後にこそ、目にも見え耳にも聞くものぞかし、劔術又然り、敵の打と見て後に合せむとすれば、早うたれたる跡にこそ成なん、總じて見聞思ふてする事は、其用重くしてをそし、皆跡に成と知べし、さある間、見も聞も思ひもせず、只空理にてさしつめて、敵の萌す所を勝つ事、恐らくは西江水の位ならではありがたき儀なり、いづく迄も理をはかり詰て、卽の道理に叶ひ、うてば鳴り開けば入るごとく、其用速成るべし、大中小太刀槍長刀棒の事共、それぐ〱習ありといへども、畢竟の所は空理の曲尺にて圖るより外なし、尤も大は小に勝の理顯然たり、然れども其人の位によりて、一尺五寸の小太刀を以て三尺の用に仕ふも有り、二間柄の槍を術六尺の用にたつるも有り、皆道具の善惡にあらず、其人の德次第なり、道具は何にもせよ、追取て早く此曲尺を空理に見付る時は、敵何程早く大きに踏込て打懸るとも、其太刀其槍の起る所を見て、終る所をしれる物なり、是但州公の宣ふ西江水の下作り有るにより、追取より早く空理に腰を張れば、敵の太刀槍の起る所よく見ゆるなり、さて起るを見知たれば終る所の曲尺、幾振にても過不足見ゆる、自然の理なり、一切の事始ある物は終なき事なし、空理より出る槍太刀は起りなし、依て終る所もなし、只大空に風の行くが如し、始終の名なし、うたずに居れども打ぬと極らず、打ちてもうつと極らず、往來不斷の位なれば、是を奧義とするより外なし、但州公の宣ふごとく、組物の手數にて中位意極意と名付る事、予が流にもなき事なり、たとへばいろはの手本ゑひもせずのすの字に至ては、手本一紙の極の字なり、されどもすの字迄習ひたればとて、字の極意にはあらず、若しよく〱筆道に達しなば、最初のいの字も極意なるべし、何程すの字を覺えたればとて、我等の書きたるすの字は筆道の人に達せば、一向字にても有まじ、然者中位の太刀は何本、極意の槍は幾手なりと、組物の手數にて其位を極る事、名人の心には片腹いたき事ありなん、太刀槍長短の事は、空理の鏡をうつせば一厘もはづるゝ事なく能知るなり、强ひて寸尺を爭ふ事なかれ、下手は相州正宗の太刀を黃金作りにして持ちても其德なし、唯知べし予が流の目錄に

務して稽古無益なるべし、一向稽古を止て傳法せんにはしかじ、去れ共眞言宗の僧の九字にて首切たる例もいまだ不聞、思ふに惡魔外道抔又は未熟なる人の氣を取ひしく迄なり、西に水の位を得たる人は、本來の善心に歸して天理に叶ひ、大空にして色香想形なければ、天地鬼神も是をうばふ事不能、然れば傳法も至極の人には用るに不足、猶其謂は先づ名人は天理に叶ひて則ち其身やがて善神なれば、一切の惡魔を降伏す、是則魔をさ口利するの儀なれば、卽其身魔利支天の本地なり、既に魔利支天の位を得ぬれば、別法何にかせん、又此外に魔法外道等の術を以て逆さまにあるき貌を三つに現じ、手を八本に見せて、けたうつばりなどに飛乘り、或は塀をはね越え、其外數々の奇妙をなすといふ共、是に乘せぬ者には其術の詮なし、右西江水の位は卽身卽佛の道理なり、魔法外道の位にて佛身を待たる人に勝つべき理なし、柳生高師の宣ふ西江水の空理を見詰て、迷ふ事なかれ、着する事なかれ、若し見詰の空理に顯はれ來る者あらば、利劔を以て速に打捨つべし、尤も打時に其物に當らず、空理よりやりはなして打べし、畢竟術にて奇妙不思變をせば、世間のもてあそびの放下づかひ、茶碗廻し、品玉のなぐさみ事を見物すると思ふべし、我身に障らぬ事は只見物する迄なり、若我理のうちに來るものは利劔を以て拂ふべし、但し右見物の時、一氣其曲になづみ止れば理を失ふなり、人何程の奇妙をするといふとも、是に泥み滯る事なく、只剛健の氣をやしのふべき事專一なり、是魔道に誘引せられぬ敎へ成べし、

辻芝居狂言など見物する時、奇曲に泥みぬる時は、我胎中空虛に成て、懷の鼻紙袋或は腰に着たる巾着などとられぬる事を知らず、是を以考へ知べし、何れの藝も理において違ふ事なし、必しも不思議奇妙の事を人々沙汰せらるゝとも、泥む事あるべからず、心頭一物あれば、見る事にも聞く事にも迷ふ事常の儀なり、眞の不思議奇妙といふは西江水の一味、卽身卽佛尊天の位なるべし、是は正法なれば平生の事に變りたる事なくして、しかも變りたる事なり、其源微妙といふべしや、道は見るべからず聞くべからず、其見るべく聞くべき物は道の路なりといふ本文あり、是劔術に取て甚金言なり、先づ火事を見ば、既に火

りといへども、手を入て取事ならず、されども月は行くにもあらず、慥に有り慥になし、此時無有の名の出來ざる先を考みるべし、是劍術至極の僉議なる者なり、日月人事も然り、名人は疾して其影を殘さず、例令ば人の非なる事あれば咎む、其時其人己が非なる事を得心し是を謝すれば、二度心裏に惡心の影を留めず、元のごとく會す、愚人は私心つよくして、一度人に降するといへども、尙初のにくしみ一念絶ず、幾重も思ひ返し繰返し是を責め、又幾年も此念止まず、是私の心の影なり、併しゆるす事とゆるさぬ事は理にあり、是等の事、節の字慮るべし、彼の無理劍術は私念邪心を以て人に勝たんと思ひ、いろ〳〵表裏を以て人を誑しなどする事、至らぬ心よりかゝる拙き事をのみ專一とするなり、利を專らにして理をしらず、諺に鹿を追ふ獵師は山を見ずといへり、鹿をのみ思ひて山の理をしらず、嶮岨に落ちて鹿よりも先づ己の身を滅す、敵も我も同體の人なれば、いかで理外の利あるべしや、又心天理を受繼たる證據には、赤子を抓れば卽ち泣く、又其時菓子をあたふれば、淚ながらにに こ〳〵笑ふ、是なり、菓子をあたへし時、最初のつめられし事、心裏に影を留めざるなり、劍術も敵の仕事を見て我心に影をとむる時は、彼をふせぎ爰を打たんと我心動くによつて、終に表裏に落るなり、兎にも角にも起こり安きは私心妄念なり、何事にも留らぬ樣に氣を練るべし、喜怒哀樂の數々いづれにも氣止りぬれば、是に滯て私心生じ、事の用遲し、私心生ずる時は、我本來の天理を暗くして魔界の境に至る事必定なり、氣剛健にして本來の空理に歸する時は、諸事に止り滯る事なく、常に貧苦困難の大敵、前後左右より打懸るといふとも、團を以て蠅を拂ふがごとし、皆前に平伏して頭をすもの有るべからず、

流々に依て樣々奇妙の事有りといへども、あへて感ずるにたらず、己が藝の拙きまゝに、摩利支天の法又九字護身法、色々傳法あるより、是は正法なれば信ずるも可なり、併し劍術至格の人には敢て用るにたらず、其故はあなたにも種々の奇妙するといへども、我本來一物無く空理に成就して、形なければ、法の利なき所なし、勿論護身法以て安く人に勝つべくんば、法傳受の人はいつも危事有まじくや、さあらば數年困

り、氣の利きたる者は心利根なり、氣のきかざる者は心鈍なり、氣明らかに剛健なるもの、心萬事になづまず亂れず、氣弱ければ心弱くして一切をなす事不レ能、氣つよく逆のぼれば狂亂す、或は常に足駄を踏返し器物を取落し損ずる事も、皆氣臍下に落付かざる故也、氣落付く時は心も實にして麤相知るべし、去程に氣につけられて心のなす所格別也、此氣胎中を去れば死人也、天にありて天理といひ、人に受て氣といふ、氣を練る時は心平也、別て劔術は氣を練る事專要なり、氣内に明らかなれば外の理もあきらかに見ゆる者なり、大元同體なる故なり、靜なる時は理と云ひ空といひ、動く時は氣と云ひ風と云ふ、水も動く時は波と名を變ふるがごとし、元一物なり、水離るれば魚死す、氣はなるれば人死す、元來理より生じたる人、水より生じたる魚なればなり、然れば藝術におの□く事のみと思ふ事、唯用を知て體をしらず、されば理と共に僉議せざらん、理といふもの色も香も影も形もなき物なれば、初心より種々樣々導きても得難きは是なりけるを、只事のみおしへて、理の事は大方の師も知らぬ事故、無沙汰なるよし聞ゆ、事は形有つて得安く、理は形なうして得る事かたし、理は體、事は用なれば、車の兩輪のごとく、ひとつかけてもならぬと知るべし、事理一致なる時は、變化の應用無礙自在にして、行に形なく來るに路なし、直に自在の天の則に叶ふべし、又世間當時の兵法、多分は理を論ぜずして利を論ずると見えたり、理と利は同音異訓なり、兵法は皆悉く即節の二字を考ふべし、即は速なる義なり、戸をひらきて即ち月の入るがごとく、堤を切りて即水の流るゝごとく、手を打て音の應ずるがごとし、其疾き事如レ斯、敵のする事のとたんに合ふ所、即の理なり、節はほど能くと訓ず、敵のなす事の先にもあらず後にもあらず、唯ほどよく其時に應ずる義なり、戸をひらきて後月入るにあらず、開くと入ると一度なり、一歩ひらけば一歩の月、一尺開けば一尺の月なり、手を打て後にて出づるにあらず、亦うたぬ先に鳴らず、打つと鳴ると一度なり、されば我は月、敵は戸になす事を工夫すべし、水月のたとへも、盥に水を入れて外へ出せば即ち月にうつる、又内へ入るれば即ち月影を留めず、うつるも消るも一度なり、月に私なければなり、又水中に顯然として月あ

事必定也、然れば實は虛に勝つ事安し、虛は實に勝事ならず、外は虛に、內は實なるやうに心得べし、實にしては虛に遊ぶべし、虛にしては實に遊ぶべからず、一切の藝にも腹を張るといふ事あれども、人々何の故に腹を張るといふ譯を知らず、腹を張ると云ふ事は、一氣內に滿ちたらしめんがためなるべし、予弓道は知らねども、人の射を見れば、先はらをふくらかして、さて弓を引くなり、予思ふに、腹をふくらかして一氣臍の下に實する時は、的に氣を越さず、氣こさぬ故に能く引きたもつべし、扨氣總身に滿つる時、無念にして放つ時は、遠く矢を送り、皆的をよくつらぬくべし、猶氣我に滿ちてあらば、放ちて後も元の我成るべし、下手の射を見れば、先づ矢を放たざる先きにはや私の念的に中るにより、氣內に滿つる事不_レ能、滿たさるゆへに强を引いてたもつ事不_レ能、早く虛に放れて遠く行く事なし、又矢勢弱く皆氣をつらぬく事ならず、猶放れて後、我は大虛に成て只死人に等し、如_レ此百矢に百度手前をあらためば、數矢の時矢繼早くなりがたかるべし、槍長刀棒も同じ也、五間三間先きに突つき切拂ふといふとも、一氣胎中に滿て、外の空理とひとつに成る時は、いつも我位をうしなはず、突くも切るも猶元の我也、予知らざる弓道の沙汰無益なりといへども、弓道の本意もかやうの事にや、能く是は弓道の達人に聞合すべし、總て槍も太刀も一切道具は何にてもあれ、氣虛しては敵の仕事を目にかけ心にかく時は、無理にはやく打ちたがる者也、さて打ちて後、例の死人同事に成ると見えたり、名人は大勢の敵中に千變萬化して働き、此形は微塵に成るといへども、一氣動ぜざる時は、我はいつも元の我にして平也、されぱこそ太田道灌、源三位賴政など最期の鬧敷時も、心氣平なるゆへに、一首の詠歌を殘し給ふ、皆氣の動靜格別なり、是等の名人、宿の起臥の時も戰場にたゝかふ時も、一氣治まりて常に變ずる事無き故也、かねて讀置きたる歌なりとも、槍につらぬかれなば顚倒こそせめ、此人々最期の有樣有りがたき事也、

氣と理とは同體異名也、更に別の物にあらず、外に在ては理といひ、人間胎中に受けては氣と云、此氣臍下に在て心をのせて行物也、然る間氣は心の用な

極むると云事、腹筋いたき事也、物事にきわまらざるこそゆかしけれ、是迄と極むる事狹き事也、日月の大なる天理の限り無き事皆極まらざる也、然るに此流を極めて師匠の免狀をとるなんどといふ事、此間にまゝ多し、何事を免許したるやいと不審なる儀なり、又流儀に依て只早業、輕業、組物の手數許りに年月を費し、極意の理は至りたる上に傳授せめなどとの師の妄言に迷ひ、あたら月日を修のちまたに送り、扨業も盡きぬれば、例の九字護身法又は魔法抔を傳へて極とするもあるよし、又空理の事も奧に至りて傳授有などと、唯其流を奧ゆかしく云ひて、人を迷はす事も有よしなれ共、空理の事は形もなきものなれば、一口合點ゆかぬものなり、初心より、事に付いて理に導く事正道也、さて此理と云ふもの自得しながらも、又私心にわたりて消去るものなれば、幾千萬度も修して夫と見付けても、五年も七年も又は十年も見習はずしては、しかと西江水の位に成りがたし、それを一日二日に傳授するといふ事決してならず、いか樣の器用ものも、私と云ふものを去て、一空心頭無一物といふ事、私心には合點しながらも、それになると云事ならず、是によりて私を去り、一理を見付させずしては、急にはならぬ事也、一理と云物おのづから離るゝ物也、空理といふは則ち天理の事なり、空理西江水の位は、行くに形なく來るに路なき物なり、然れども初心の人、西江水を唯無一物なりと計り心得て、すべて無見に惰すべし、心頭無一物とて、空虛の事にあらず、氣は剛健活達なる事を善とす、劍術に限らず一切の事、皆こと〳〵く氣のなす事なり、就レ中劍術は氣を練る事專一なり、氣外にうつれば內虛に成りて諸事驚動す、故に敵は氣越うつる時は、我胎中虛に成るゆへ、臆病になりて、敵の音聲太刀影におそるゝ、是によつて敵に先を取られ、我仕事は皆跡に成るなり、さればこそ氣を練習ひ、我にある剛健活達の氣を一毛も敵にうつさず、我胎中に氣實して充滿せさせ、臍下に練治めて、とくと落付く時は、槍長刀の切先身に當るとも、少しもおそれ動かず、口事なきものなり、敵の方に我氣見えぬに依て、敵も目利する事不レ能、何となく敵疑ひの氣起て、敵の氣猶々我方の空理にうつり顯はれ、敵は虛に成る

懸待表裏は、兵法の未熟の事にして云に不レ足、手字、手裏劒、神妙劒、捧心などの位は、何れも深き味ひなれ共、迎捧心、水月の位にはしかず、又迎捧心、水月は劒術の極官なりといへども、西江水にはしかず、西江水に至りては悉くの習ひ、捨る儀なり、又捨るといへども、無に歸るにはあらず、手字、手裏劒、神妙劒、迎捧心などまでは、其位々々に着する心あり、又持つ所あり、西江水に至りては持所をはなれ、着する心もなく、自然に手字、手裏劒、神妙劒、迎捧心、水月等を具足し、一物なき中より、夫々の事自然に應ず、是をさして右の位を捨るといふ、只其事其位に着せば、空理一味に成て、形はあれ共形も空也、空なれ共一氣動くは、松の木末をならし、大木大石をも折ひしぐ勢、自然の理なり、我空なれば敵も空也、空理に歸る時は喜怒哀樂の病氣もなく、まして劒術に敵もなければ、無礙自在也、西江水とは西の海の廣く限りなき名なり、空理の限りなく、都卒天金輪際迄も行渡りて有るといふ事をなぞらへて、西江水といふと見えたり、此位に至りては我より彼れを打つにあらず、彼來て打たるゝなり、假令ば公の政道は只萬民のめぐみ給ひて、數々制札を出して、善に赴かしむれども、理を背き法を破りて制札を違犯する輩は、己が罪をいだきて終に成敗に成るがごとし、是れ上公より殺罪したまふにはあらず、己が罪也、さればこそ天地萬物皆悉く極意は一に歸する也、劒術今萬流なりといへども、皆一源と知るべし、流毎に理相違するにあらず、若此一流相違する流あらば、其流心邪意をむさぼつて本識の事にあらず、決して習學すべからず、何流彼流と一流々々分かれたる事は、其元祖の師の見立工夫を以て、假に私に名付たる儀と知るべし、理に於て全く違ふこと有るべからず、佛法も末の世の今に至りて樣々宗派分れたれども、何れの宗も佛を的にせぬはなし、皆成佛を願ふ所也、唯恨らくは、今天下に流々數を知らざる中に、いつのころよりか、其師の不德に依て其理をつくさず無見に落て、妄りに弟子を導くあり、弟子は又師の妄言妄敎を眞實と請けつぎて、同じく無見に誘引せられながら、我こそは劒術極めたり抔とのゝしる族もすくなからず、是尤も弟子の罪にあらず師の罪ならむ、誠に一犬虚をほへて萬犬に傳ふと云金言、此等の事か、何れの流にても

の間に、此方の太刀を押し入れて、敵の場を此方へうばひ取つて立向ふや、又只敵の太刀に此方の太刀を附きかけて押へてうごかせず、敵の發する所を押し付けて勝つなり、但し敵に越すにはあらず、三間先よりも敵の身際まで位を詰め、空理に入り、ひたと附け込み居ることなり、然れば敵に場をくれず、此方へ奪ふにより、敵の打出す太刀いつも餘るなり、その餘る所を押へて打つべし、若し遠くてたらざれば、附懸けて行く、是は棒の極意とぞ聞ゆ、寔に生捕者などには此段よし、やはら、捕手の者、爰に至りなば、全くからを得べし、此位捧口儀などの奥意なるべし、右手字、手裏劔、神妙劔の事、左の水月、迎捧心、西江水の事、何れも柳生流の名目にして、予が運籌流には其名異りといへども、前の柳生流の書を解いて、爰に運籌流の理をいふもの也、柳生流の手字、手裏劔、神妙劔、迎捧心、水月、西江水の儀如何ならんか、達人にうかゞふべし、よし柳生流に異るとも、予が流の大道是也、勿論何も極意の沙汰なれば、云ひ顯し、書顯す事、器の淺きに似たれども、當流學士の理をあやまたん事を恐れて、かく示すのみ、よしや他流の人見たればとて、耳に聞き目に見る計りにては得べからざるもの也、學ぶもの有て道理は心に到るべきなれども、夫は只私心に悟りたる計なり、心身をはなれて自然の理に叶ふ事は、此道の功積むにあらずんば自得成りがたかるべし、依て爰に不レ祕なり、若し見聞によりて事理ともに自得の人あらば、其人の達、予が又歡喜甚しからん、夫より修しては又打太刀を忘れて敵の太刀計り仕ふ事を工夫して、敵の太刀を此方へむかへうつしてうごかせず、我は心の此方にて空に當る、但し此方よりうつさんとせば甚念ならん、唯空理を觀見すれば、彼れ來て自からくる理也、是迎捧心なり、槍に法心三つの抱といふも同じ、敵の道具我方にうつるを手前の槍にて是を押へ、其我前の鑓に仕掛けて抱へ、打つ、突く、はねるの三つを兼ねたり、これ上中下三つの抱へなり、是迄能くする人を上手と號す、此上には敵も忘れ、我もわすれて勝負にかゝはらず、心頭無一物にして只一理の中に遊ぶ、然る時、敵に事あられば來つて空理にうつる、うつれば發し、去れば影をとめず、元の空理を實とする、これ水月なり、

習ふべし、さて夫より神妙劔に到るべし、神妙劔は敵の道具と我道具とを一つにする事を知りたるうへの事也、彼我を以て一なる時、心氣剛健活達にして、我と太刀と一致にして、敵の懸待に構はず表裏にも構はず、一途に空理の曲尺にまかせ、鐵壁磐石をも打ち砕く勢ひにて、敵の先を取つて打出し、敵の太刀を立て上げさせぬを神妙劔と成すべし、最も手だれの働也、假令ば人の了簡を用ひず、我理を決定して重にかゝり、聲高に云ひて人の理屈をいはせ立てぬやうの位也、これによりて柔弱の人、或は事藝計りの人、或は無手なる人は、一ひしぎに打ち込まるるもの也、去れども迎捧心の位の人にあふては、獨ぐるひのごとし、

手字といふ事、空理に敵の太刀槍等の位を見付けて、其空理に事をかなへて、我道具を持ち居るなり、うたねども打つ事、つかねども突くわざ、拂はねども拂ふ事を、定住空理に入れて働く事皆我手字也、空理の中に八方無滞に、敵の槍筋太刀筋の字を空に書く心持也、敵と立合ひて其儘早く空理に手字の事を叶へてうかとせぬこと也、然れども私心に合點して立つ時は、唯心爰に滞つて其用むなし、唯心に物なく、空理の曲尺に合はせて手字を用る時は、大きなる利益有べし、

手裏劔といふ事は、手字能く熟する時は、敵の打突拂ふ事ども皆々空理の手字に成る、然る時手字の中より思はず知らず我心を用ひずして、太刀槍等自然に出でて、敵のする事の先に當る、是手字の手の裏より出づる劔なれば手裏劔と號す、是又心に物有る時は、其用空し、其手裏劔則ち眞の神妙劔に成るなり、他流に手裏劔とて長三四寸計りの小劔有りて、手の内にかへし投打つ有り、手を放さずつかふ太刀槍も、則右の道理也、何か二種に分て沙汰せん、彼小劔も事ばかり熟したるは、いとはかなくや有なん、何程手裏劔の事計りを修錬したりとも、氣敵に成て打ちたらば、其越打にうつかしらに、此方の空理より打込みたらば、此方の手裏劔先に成るべし、空理の德は人の萌す頭に當ること速なり、無間の事藝に勝るゝ所是なり、

捧心といふ事、右の手字手裏劔神妙劔など悉く兼ね備へて、太刀を取るより早く、敵の太刀と氣ざしと

流の一巻を抱て友とす、或夜夢中に予が師に見えて此書の事を談ず、師莞爾として稱してのたまはく、善哉、しかはあれど、但州も祕して其理を盡さず、極意の巻は唯西江水といひて止みぬ、されば學んで委しからず語て詳ならずんば、世に用ふる詮なかるべし、今又假りに物にたとへて形なき理を説く、汝に示さん、妄聽する事なかれ、西江水といふ事、柳生流の奥義、最深微妙の位なり、されども此書に其理を祕して詳ならず、皆自得の位なれば然る也、爰に此理を論ぜば、一切の事におしひろめ、萬物に託して弟子を導けば其熟する所速ならんか、つら〳〵あんずるに萬物は大元空の一理より始り、又終に一理に歸す、此理といふもの有にあらず、無にあらず、色もなく香もなし、しかも又顯然たり、是を柳生流にて西江水と名付けて奥意とす、予が運籌流にては劒矢當と號す、佛法にとくは無量不可思議といひ、また本來の面目に逢ふなどと云、儒道にては明德と號す、神道にては内外清淨と云と見えたり、是に至りたるを神道にては神とあがめ、佛道にては佛と敬ひ、儒道にては聖人と貴ぶ、凡人の中にては名人と賞歎すと云、一切萬物名と形は異なりといへども、其成す所の大元は皆悉く一理のみと見るべし、然れば劒術においては尚更生死のさかひに用ふる業なれば、一しほ能々日夜朝晝寢食の間も、心をゆだねて僉議すべき事也、然れば此書前にいへるごとく、世上の劒術は、多分は手數組物を以て中意極意と極め、早業輕わざを專一と心得、其上に至ては種々魔法外道等に到る事淺ましき事也、適々請けがたき人體を請け、魔法外道等に墮落せん事恐るべき事也、人間と生れては、いづれの藝よりも道に通はんことを思念すべし、劒術なればとて、敵をもふけてうたん突かん勝んなどとおもひ、表裏を以て人をおどろかさんと心掛る事、皆々到らざる心より修羅道に墮ちたるならん、願はくは本道空の一理に通達して、連年功を積みて早く西江水に到り、諸々の雜業をうち捨てゝ、無量善心の身と成り度ことをや、

柳空理西江水に到らん事を修せば、初心より其道の事を勸めよ、先づ勝つ事を一向思ふべからず、只打太刀の人の持ちたる太刀と我持ちたる太刀とを一刀と心得、又兩段に引分ても、太刀との間空理をよく見

の事也、無刀は打たれぬものに極りぬ、無刀を打つ事は西江水の一德也、但し打つも打たれぬも西江水の道理也、重き太刀を片手に打て餘らず、ゑもんの手字につかはるゝ類也、又目付はいつも法心の所觀見肝要也、越しに向ても觀見強く、手前にうつをば目に見ずともはづれぬ物也、刀を拔いて居る者に、拔かずに居ながら、ぬいて早く打込む事、是西江水に至れば成る也、眞の無刀、眞實の神妙劍、氣の前の働なれば、皆西江水の道理よりいへり、西江水の心に至れば眞實の無刀也、當流を無刀流共云ふべき儀也といへり、西江水は柳生流の眼也、此外別にあらず、心に捨てざる事五つあり、心の下作り西江水、靜に歩む事、あたらぬと云事、太刀を打とめぬといふこと、勝を急がざる事是也、千金莫レ傳、右の心至りては、前方の習は悉く勝つ事とおもひしが、今はいたづら事となれば、皆打太刀を習ひたる計りなり、但し前の習事は門をたたく瓦の如し、其瓦の德にて門を開くべきことを得て內に入り、兵法の根本の所を見付けたり、扨門を破りて後は、瓦は少しも役にたゝず、今は瓦を捨ること肝要なり、尤も是は西江水に至りたる上のことなり、西江水に至りては五具足同意と心得よと云々、歌に、

五體をばおのれまかせの兵法はほうろく實のつたの細道

西江水に至りての歌

有體の習をいだし西江水を打たんとすれば打太刀になる
勝事を習ふ〳〵と思ひしに負くる事をば習ひける哉
下作り西江水に至りては太刀をも持たぬ敵をこそきれ

本識三問答　終

附錄　運籌流劍術要領

爰に運籌流末弟久甫、柳生流の書を感歎して曰、誠なるかな但州公のおしへ、聖なるかな極意の則、伏しておもんみれば心感に堪へ、仰で學ばんとすれば及びがたしと、更に百年の古を慕ふのみ、粗々予が師の敎道皆悉く是に合す、實にも一理萬通のみ、總角より好で習學する事、年經ぬるといへども、拙くしていまだ其位を得ず、剩へ中年にして師に離れぬ、又發見の同友もなければ、其眼良深し、常に此柳生

ち度き心ありて歩みも早く成るもの也、是僻事也、坐して有る時より右の下作りあれば、敵に先を懸けたれば先を打ちたる事返す〳〵思ふべからず、此西江水の習をば、昔は見詰ともいへり、三間先より位詰の道理也、敵噤みて一歩も働かず、太刀當る程になれば、おのづから先づ打出すべき也、そこにてはたとひ敵太刀を働かすと云ふとも何の役にもたゝぬもの也、太刀もとまらぬと云ふならひ肝要也、西江水見詰もしらず、眞の無手は空虛なる時太刀を出す事あり、其ときは自から越の位に成りて彌心易く勝つ也、なほ兵法のやからは、太刀をおしみて出さゞれば、位詰に成りて捕へらるゝもの也、目錄の習悉く至りて、扨西江水に至る者を打つべき分別をして見よ、千年經つとも打つ事ならず、手字手裏劍神妙劍水月迎捧心悉く高位の習なれは、他流の劍術は無手抔には心易く勝つといへども、西江水に至りたる人に向へば、右色々の習は皆いたづら事となるなり、是を以て習へばかせになると云ふ、但し數の習を極め至り難き、迎捧心手に至り、其上にて西江水を傳受する事也、返す〳〵もはやく勝ちたがり打ちたがる事僻事也、敵に行きかゝるまでは我身に當らぬ事を念せよ、亦動く物も萬の構も、西江水にうつして見れば、勝所其まゝ見ゆる也、構も動くものも同前也、呉々も西江水に腰をはり、どこまでも行けば自ら勝つと云ふ、何の心もなく空の所に心を付て見よ、心發れば捧心の處其儘見ゆる、至らぬものは後へ歸るもの也、目錄の習微塵もいらず敵一歩も働く道理なし、位詰に成る也、西江水を敵におして打つべき分別を能くすべきなり、何としてもこらへぬ道理也、心發せずしてはならぬもの也、よく〳〵分別肝要也、小太刀無刀の心も中太刀同事也、手詰にてせきかう肝要也、兎角勝ちたがり打ちたがりあがく者は劍術の下手と思ふべし、返々も迎捧心抔すべきと思ふ事皆迷ひ也、敵はやく打ち出す程、手前にて合せ、心易く勝つ物也、遠ければ自ら越す、くれ〴〵小太刀を指して勝つ事よし、遠くては延びぬもの也、太刀は長きにて遠くより打ちはなし勝つなり、西江水の奇特は何く迄も位詰めになる也、西江水によく〳〵至れば、早き歩みもよし、飛でかゝるもよし、靜かなる歩みに猶よき也、口傳有り、水月を破る事、西江水を知りての上

か、發見の同意は千年を經るとも埒明かぬ筈也、但し遣ひ方は六七分の勝ち越したるべし、又舊弟問、然れば等分に有るべきか、遣ひ方勝越する事如何、答曰、昔より劒術遣ひに、大方打太刀は身持なり、遣ひ方は身懸る也、待より懸り增さる故なり、遣ひ方に用る也、其上打太刀になれば習ひを忘れ我儘になり、遣ひ方になれば習ひを念じ懸り遣ふ、此理を以て遣ひ方勝越す儀也、發見同位の遣ひ手を打太刀遣ひ方と定めず、他流と仕合の時の如く打合ならば十分成るべきなり、弟子曰、師の演說感じ入て候といへども、又重言す、數ヶ條の習ひ多年の稽古愚鈍成りといへども大方學知す、然りといへ共劒術十分心に至らず、庶幾は此上にも猶口傳を傳受仕度事、深恩を仰ぐ也、師の曰、舊弟誠に執學也、此上なんぞ劒術の奥義を惜まん、最も至り難き事と雖今汝に示さん、舊弟悅びて問曰、敎の如く懸待あり、敵正直に發れば勝事尤も易し、敵待なれば不圖にらみ合になるなり、扨迎捧心を出せば時より行當る、兎角心の儘に捧心も成りがたし、又表裏かけなどしても、是も心の儘に敵の太刀をまねき出す事能はず、我待にしてもあれば又敵より表裏をかくる、乘らじとすれども乘る、水月の入場を物に譬へば鐵門よりも破りがたし、此門を易く出入すべき事を敎へたまへ、師の曰、我家に一つの劒術の眼有り、西江水と號す、目錄の習悉く濟みて捧心迄至るといふとも、懸待表裏を心にかくる劒術也、西江水に至りての上は、懸待表裏を心にかくる事は迷の相也、此迷ひの想なる故に十分のならぬもの也、西江水を傳授の上は、水月の鐵門は關の戶さゝぬ風情なりと言ひて、舊弟子に傳授有りけり、其後は鐵門もなし、尤懸待表裏といふおそろしき三人の門番、突棒さすまたも見えざりけるとかや、

極意之卷

西江水の口傳は、太刀取るよりはや心の下つくり、法心の所に心目を付け、手前に移して腰を張れば、敵の五體悉く明見す、敵發すれば則萌す頭を押へて勝つ、一と口に吞こと、先を手前に悉く分別するに依ての道理也、歩み靜にして數の習を忘るれば西江水に至る、然る上は水月の苦ものがれ、病氣もおのづから去る道理也、右の心に能く至らざれば、早く打

心手にわたり、觀修の心を得る人あり難しといふ、又此上に柳生流の家に唯一つ奇妙不思議の劔術有り、是を西江水と號す、右の懸待表裏にも毛頭かゝはらず、劔法の迷をはれ、是一つにて安々と勝つ儀也、此奥義を傳受すれば、後は數々の習ひ一つもいらず、西江水一つにて安く濟む也、迎捧心さへも及びがたき儀也、まして西江水を傳受せん事凡人の思ひ寄らざる事と云々、千金莫傳可レ祕云々、

西江水に至りての歌

兵法は懸待表裏みつなれどつゞめて見ればたゞひとつなり
兵法の數の習を打ちすてゝ西江水を一口に呑む

兵法三問答

夫世間の劔術、色相に迷ひ勝利を不レ辨事、本識の卷にも見えたり、柳生流は、劔術の迷を晴れ安く勝利を悟り、組物の太刀に心を付けず、心意の兵法也、意の發る所に心をつけ、風波水と分別して懸の待表裏を味ひ、勝つ所の奥義を定む、今天下無雙の一流なり、三心に懸待表裏の沙汰有り、是を根本として當流の丸髷の稽古をはじむると云々、然處に師弟の問答あり、弟子問うて曰く、此流を習ひ、無手又は他流の劔術者には安く勝つ事を得たり、爰に不審あり、發見同位の者と雖、打太刀になれば勝ち越し、結句つかひ方に成りてかゝれば仕にくき事如何、師曰、遣ひ方には勝つ事を急ぐに依て懸待あるを知らず、打太刀は打つことを急がず身持にして表裏を宗とす、されば勝つ事を急がざる時は表裏は劔術者の智惠也、懸待を迷はす表裏なれば、こゝを以て打太刀の仕能き事此儀によるべし、又弟子問曰、丸髷稽古至りては尤つかひ方後々には勝ち候はんや、答曰、勝つべし、其意趣は、太刀は身持にして懸待表裏ばかり也、遣方は懸待表裏の味も有り、扨又數々の勝利の習を得、其上にも手字手裏劔眞の神妙劔水月の病氣を去り、迎捧心抔と云ふ高上極意を以て打太刀に仕かくる故に、遣ひ方後には皆勝つ圖り也、亦舊弟子の來りて問曰、我數年丸髷を遣ひ、數の習を得て迎捧心まで至り、世の人にも上手と名を得るといへども、發見の人を打太刀に立てゝ打ちあふに、何としても十分に勝つ事を得がたし、不思議也、師曰、發見の人は同位也、悉くの習ひを知りながら、打太刀にて其心得を以て智惠を振ひぬけくゞる故に、心の儘になき事不審に及ばぬ事

最初の一巻にも書き記す如く、柳生流の極意手字手裏劔神妙劔を以て、もろ／＼の太刀の構悉く淺間に成る事明白也、太刀の構とは、上段中段下段中墨に有り、又左右にあり、先づ三九二十七也、其外少々太刀の置處をかへ、或はくねり、或は直に、或はゆがみ、五體を向へひらき、直に立ち、少し屈み、或は臥て珍敷様に位をかへ、色々に太刀を動かし抔して、夫々に太刀の名を付過ぐるより別儀なし、是に依て右の如く様々太刀數多くして、濱の眞砂のごとしと雖、右の手字手裏劔神妙劔の心得を以て安々と諸の太刀に勝つ儀也、然といへども太刀の構、一に皆懸待表裏あり、是によつて自由に勝つ事、初心の劔術者は成りがたしと見えたり、古より懸を待にて勝ち、待を懸にて勝つといへり、尤も可也、深く懸待表裏の沙汰を敎ふるに、懸にして發れば其儘負け、待にしてひかゆれば表裏を以て利を得、但し敵不圖懸にして打出すときは又行當ると云ふ、敵の懸のとき、待の表裏を以て勝たんとすれば、敵懸の懸のとき押詰て討たるるなり、又拂突左右亂れ切の表裏もあり、如此なれば萬の構へは怖しからず、畢竟劔術の六ケ敷は此懸待表裏の三つに極ると見えたり、こゝに劔術者は本來此三つの味也、無手と云ふとも懸待有る物也、懸の內待有り、待の內懸有り、懸の懸あり、待の待有り、懸の表裏有り、待の表裏有り、是皆色相の表裏也、心の懸、心の待、心の表裏有り、或は聲詞の表裏、眼の表裏、諸道具の表裏も有り、然れば則ち最初の一巻にも上手の上の勝は智惠第一と有り、智惠と云ふは表裏なり、懸待に勝つ儀也、萬の構動く太刀、上手の分別には殘心なれば悉く表裏也、是れも懸待に勝つ儀也、又表裏に勝つ心持は、表裏に乘りたるも勝ち、乘らずしても勝つ儀也、乘らじとするも乘りたる道理也、口傳多き儀也、然れ共怖しき物は表裏也、右之極意手といふ事表裏にあらねども、深き工夫の上より是も表裏の道理なり、此流至り／＼て其上に迎捧心と云事を考へ見れば、上手の上よりは是も表裏の味なり、世間の劔術者も無手も打合ひの時は八間のくせ一つあり、柳生流の諸流にすぐれ各別の處、右の癖を去り、手字と觀念して勝つ事を急がず、心安く敵の太刀先に懸る事也、夫より迎捧心と云高上の位も出づると見えたり、當流學ぶ人世に多しと雖、迎捧

心のつりはじめ也、心至れば自由なるべし、但し能くまろばしを稽古すべし、心に合點有りても能くつかはぬは手ゆかぬもの也、能く口傳を習ひ得て又つかふ事を修行する也、右車の兩輪の如し、迎捧心手に至れば上手の上の上手也、世間の劍術者も無手なる者も唯勝つ事をいそぎ、早く打ちたがる事人間の情也、是に依て結句心易く勝つ事ならず、柳生流は無理に勝つ事を急がず、早く打ちたがらず、道理に叶ひ隨つて勝つに依て、結句劍術心易くつかふ、他流に違ふの處は是也、手字手裏劍の具足甲を着て、神妙劍の太刀をはき、迎捧心の手に至り、右の分別ならば、おのづから迎捧心の打ちも出で、勝つ事分明也、柳生流習ふ人世間多しと雖、迎捧心手に至り勝味分明に心に叶ふ事成りがたきと云ふ、太刀長刀のつかひ様別に思ふ事、他流に逆ふ故也、柳生流は手字手裏劍神妙劍の圖りを以て五具足同意とつかふ也、柳生流の劍術に勝つ事誠に以て心安き事也、最初の三箇にてさへ他流には悉くこへる圖り也、まして極意の手字手裏劍水月神妙劍の病氣を去る事、其上に迎捧心まで至れば、諸流の劍術者に勝つ事は必定成るべし、又此上に西江水と云事有り、目錄悉くの習ひを極めて其上の儀也、西江水を傳受すれば右悉くの習皆役にたたず、西江水一つにて濟む事也、悉くの習ひは結句枷に成るといへり、是は凡慮の及びがたき所也、當流を學ぶ人世に多しといへども、是まで至る事中々成りがたし、此習ひを昔は見詰とも言へり、十間先の敵も働かせず安々と勝つ事を、手前にて分別する道理也、有程の事を悉く丸くして合する儀也、こゝを以て西江水也、但馬守萬法の輪を得德して一口の心を以て名付得るとなり、此流の一振太刀是也、扨劍術の上手に至れば、敵の懸待表裏を治めて勝つと見えたり、捧心迄至りても、右の三つを味ひ心の儘に勝つ儀也、西江水の心得は又格別也、敵の懸待表裏を知らず、敵劍戟をつかはず、我又劍戟をつかはず、我も敵も畢竟無刀の道理也、是に依て但馬守も無刀流と名付けんものをといひ給へり、西江水に至ては尤の儀也、千金莫傳可レ祕云々、

劍術三心

夫劍術は古今流々多くして太刀數幾千萬と云ふ數を知らずと雖、皆組物にて眞の勝負のとき役にたゝず、

えたり、他流には強みを元とし、木刀を打折り槍の柄を打折て見せ、其強み計りにて眞の勝を知らず、又早き事を本とすといひて、蝶鳥の如くならんとすれども、人間は羽翼なくこはき五體なれば、鳥ほどにもなし、人間は九尺の外飛ぶ事ならず、或は殊の外の大太刀を振り、水車の如くして人をおどすも有り、構、位を本として心を留むるもあり、懸にして如何樣なる上手も致さん、先を勝たんとするもあり、種々さま〴〵の表裏を好むもあり、或は二刀を帶し打たんと思ふもあり、又畢竟一心是を極意と定むるもあり、一心と定むる事珍しからず、臆病にて何の劒術も成るべきや、言に及ばぬ儀也、兵法は濱の眞砂とは言ひながら、畢竟懸待表裏の三を能く分別する事肝要也、敵に懸かるに、敵の心正直に發れば兎や角や勝つと見えたり、敵心を殘しおこらぬ時は如何せんや、そこにて發るまじくとすれば、白眼あひに成つて見えたり、それにて雙方共に剛の心を出し、顏を赤めて太刀を出さんとす、心增りの方より無理に太刀を出す、いよ〳〵打太刀なまりて遲き也、兩方の太刀とたんに當るか、もし亦雙方より一度に打てば相打に成るか、兎角見事に勝つ事は成りがたき也、無手切合かくの如し、他流の劒術者は右のごとく懸の懸と定むるもあり、待の待と極むるも有り、表裏ばかりを心懸るも有り、皆一道に心得ば、唯深淵に臨み薄氷を踏むが如し、柳生流は太刀を定めず、勝つ事は敵の位に依る儀也、手字水月といふて、敵の太刀に當らぬ事を用ひて懸待也、敵發れば尤も安く勝ち、敵おこらずしてこなたの發るをねらへば、謀を廻し、發らせて勝つ、亦劒術至れば謀るに及ばず、其儘發り打ちにても勝つ也、但し常の發りにあらず、捧心の打是也、世間の發りは皆負也、捧心の打ちは目にも見せず、若し見えても打つ事ならず、當りて後に驚くばかり也、迎捧心といふ極意の味也、懸にして懸ならず、待にして待にならず、有にあらず無にあらず、空也、懸待は有無の二見也、たんしやうにたつす、中道とも言ふべき也、常の發りは皆負なれ共、右の道理を以て迎捧心の打ち明白也、奇妙不思議の味也、觀修すれば無明を除く、迎捧心といふ事能々劒術至りての儀也、他流は唯太刀を振りからすばかりなり、柳生流は心の兵法也、心は萬境に隨つて轉ずといへり、五體は

能く成るにより、敵も心正直に成て大に發りて自由に太刀を出す故、結句心の儘に勝事安し、皆人敵の太刀先に向ひ怖れよける心あるは、討るゝをいとふに依りて也、劍術の至らざる故也、發る處を勝つものなれば、敵の打出すを悦ぶ事劍術の本意也、敵遲く打出ださば、敵二心有つて如何樣の六ヶ敷表裏をもすべきと知れ、また他流は、太刀の柄を握るにも、手の間遠く柄を強く握り、手の內堅くして、太刀すくみて、物打弱く、太刀も延びがたし、柳生流は手の間狹く、手のむくやか故に、太刀も延び、物打も強く中り、打ちも早き也、但馬守見立には、太刀は怖しからず、畢竟は二つ星働く故也、太刀と劍術をせず、二星を劍術の根本と心得、心目を付けよ、扨又十方より打つ太刀も、二つ一つの心得を以つて、十方の構に恐れず、諸太刀の根本を見立て、安く勝つ事をば手字手裏劍神妙劍と號し、柳生流の極意とす、返々も世間に多き劍術者の愚なる組物の太刀を習ひ、安々と人を討たんと思ふ事、殊の外の僻事也、童を相手にしても慥に三調子の勝は見事に勝つ事ならぬもの也、人を討つ事安く思ふ者は、劍術の道に眼なき者成るべし、無手十人を一人宛打ちて除くる劍術も稀成るべし、殊に以て一人にて十人に一度に勝つ事難し、他流には木太刀を以て劍術を敎ふる也、木太刀の上計りを打て、手に當てず、手の際迄木太刀にて詰めて、はや能く詰りたりと譽めて置く、眞の味ひ何としてか手に覺んや、柳生流はしなひにて劍術習ふ也、しなひは眞劍の味なり、眞劍は惜まず打つ、しなひも惜まず打つ、是同意也、木太刀は手に當てられず、惜みて打つばかりなれば、唯さすりて置く同然也、眞の勝負の時こそ眞の打は出すべしといふ事愚なる事也、柳生流の分別には、木太刀は振りよき物也、しなひは手の內も惡く、當ればたはみて人見憎し、留めても先曲りてあたる物也、遣ひにくき物にて稽古をさせて、さて木刀眞劍のしなひよりも手の內よくしてつかひよし、眞の勝負に遣ひよきものを持つ也、但し他流の木刀稽古は師匠のかしこき分別か、他流の體にて、毎日のしなひ打ちの仕合を勝つやうに敎へ立つる事何として成るべきや、若麤忽なる弟子有て、師匠にしなひ打など仕かけたらば、はづす事も成りがたかるべしと思ひ、しなひを嫌ひ、木太刀稽古に用ふると見

本識三問答

夫日本に古今劒術多しといへども、近代大和國住人柳生但馬守の工夫を以て、劒術に勝利を明らめ、今天下無雙の一流也、其意趣は先づ諸流を考ふるに、其流其流に古より今に至る迄、種々の構打結ぶ太刀動く太刀に名付くること數を知らず、其内劒術者の心々に太刀の位を取るをば表と定め、增をば高上極意と定め祕藏とす、是を傳ふるより外別儀なし、但馬守は夫を兵法の迷と見立つるなり、其故は定めたる太刀は皆組もの也、打太刀と組みて遣へば、能く見ゆれど、打太刀より組まざれば高上極意の太刀の淺間に見へたり、古へ叡山の法師卜傳と云者、一つの太刀を祕藏して千金莫傳といへども、いつ迄此太刀を構へて日を暮さんや、敵道を變へて仕懸けば其構忽ち崩る事必定也、然れば萬の構皆徒事也、日頃祕藏の太刀を一つ賴みにして敵に懸る時、若し組合せたる打太刀の如くせず、敵別に打出さば如何ならんや、依て組合せ用にたゝず、構は上段中段下段、左右にひらき、或は太刀を色々にくねるといへ共、敵太刀尺にかゝらば切るより外の事なし、其時は今迄念を入れて構へたる太刀は餘り德なきか、萬の構悉く解けて切事一つに極まる時は、念を入れたる構も役だたず、槍薙刀も、他流は皆右の太刀同然にて、構組物を祕藏する許り也と見えたり、槍薙刀も、右の如く構へ解けて、切突く事ばかりになると見えたり、柳生流は劒術稽古の打太刀に、有る程の構樣に太刀をふらず、仕ひ方には三箇三見三調子と云ふ事を敎へ、朝暮しなひを以て仕合をする丸背（◎校訂者云、丸橋ノ形ノ事ナルベシ）也、打太刀は、柳生流の劒術は、無手いづれにても、何時も打太刀に立て打合稽古をする事也、手字手裏劒神妙劒抔と云事を見立分別して、夫を極意と定むる也、敵萬に構へ、色々に太刀を動しても、極意の分別にて安く勝つ也、偖又他流は敵に寄るにも、透なき樣にして懸る故、敵樣々曲りてむづかしき太刀を出す、是智惠なき神に智惠を付くると世話に言ふ如く也、右敵の樣々むづかしき太刀を出す時、始め透なき構も、自ら透出て位惡しくなるにより、心の儘に勝つ事ならず、柳生流は透を出して懸る、扨打つ時は透をあらせず、位

藝術論後

客あり此書を難じて曰く、子が論ずる所、理を聞き情を盡し氣の所變を語つて未だ事の應用を審らかにせず、老人病身又は務め繁き者の志を養ふには可なり、藝術修行の者のためには足らざる所あり、曰く、吾劔術者にあらず、何ぞ人を導くことをせんや、只弱冠より好むで藝術ある人に親炙し、其事の利を討ね、氣の變化を試みて其病を治し、その理を聞て心術を證せんことを求る者なり、たま〳〵心に默契することあれば筆記して予が童蒙に示すのみ、友人予が童蒙によつて頻に請ふ、然れども多言にして識者の謗りを招かんことをおそる、已むことを得ずして天狗を備ふて戲談せしむ、寐語の小冊予豈みづから是とせんや、

享保十四歲次己酉孟春

書肆

洛陽堀河錦上ル町
西村市郎右衞門

武陽本町三丁目
西村源六

藏版

豐島町
彫工栗原次郎兵衞

天狗藝術論終

立るを以て要とす、
吾人父祖の陰德によつて今日身に福ありといへども、一念わづかに差ふときは、其より種々の妄心生じて終に天狗界に入り、父祖の陰德を削り、身に禍あること矢よりも疾し、汝等愼れ愼むべし、天狗界といふは己が小知に慢じて人を侮り、人の騷動するを悅び、是を以て是非得失の境をなして無事を樂むことをしらず、欲する所を必として己を省ることをなし、只己に從ふ者を是とし、己にしたがはざる者を非とす、世間の是非を己が我執のしがらみに留めて、彼を惡みこれを愛し、或は怒り或は困むで、常に心のしづかなることとなし、之を佛家に一日に三度熱湯を飲て總身より火焔を生ずといふ、此煩熱の苦みより種種轉動して邪をなし人を害ふ、汝等よく心を修し氣を收め、魔界を去り人間に出て道を求むべし、汝等鼻ながく觜あり翅あるを以て、人に勝れりと思て愚人を誑かす、汝の長き鼻尖れる觜輕き翅は、却て心を苦しめ人を害ふの器なり、學術劔術ともに只己をしるを以て專務とす、己を知るときは內明らかにして能く愼しむ、故に來つて我に敵すべき者なし、たとひ知足らずして過ちありとも、我が罪にあらず、天に任するのみ、己を知らざる者は人を知らず、私心を以て人を欺き勝を取んと欲する者をば、人其私心の虛を討つ、欲を以て人を襲ふ者をば、人其欲を動かして其動の虛を討つ、勢を以て人を壓する者をば、人其勢の衰る所を討つ、學術劔術みな同じ、只己を盡して無慾なる者は討つべきの虛なし、勢を以ても挫くべからず、慾を以ても動かすべからず、巧を以ても欺くべからず、吾此を思て常に愼むといへども、凡情いまだ斷せず、只熱湯を飲事を少しく免がるゝのみ、猶天狗の列にあり、何れの日か人間に出て道を悟らん、しばらく我が聞く所を以て汝に示すのみといひ畢て、草木震動し山鳴谷應へ、風起つて面を撲と見て夢悟ぬ、山と見えしは屛風にてありし、寢所に遽々然として臥たり、

るにあらざれば、人情和せざるものなり、人情服せざる時は、其謀却て禍となること古今明白なり、醫師の妄りに藥を施して却て他の病を引出すが如し、敵暴にして我に道あらば、人情の服する所金鐵のごとし、敵の謀何ぞ恐るゝにたらん、敵道あつて我が軍の人情服せずんば、我はかりごと用ゆる所なし、故に將は人情を得るを以て要とす、今士の學ぶ所は名將謀術の迹のみ、是古人の糟粕なり、其糟粕を學で精汁を錬り出すは、其將の量なり、匹夫は其事を做つて其事の中より、時に當るの働きをなすものは士の量なり、物頭、物奉行、斥候、使番みなそれ〴〵の事あり、前備、脇備、卜備、遊軍皆それ〴〵の法あり、槍前、槍下、崩れ際のはたらき、皆しらずして叶はざることなり、或は城を攻め城を守り、伏奸、夜討、夜込等、軍は少しの誤にて大崩れになる事おほし、各其事をしらずして其場へ向ふは、水練をしらずして大河を渡らんとするよりもはなはだし、

一、問ふ、我が謀を以て敵を欺かむとせば、敵もまた謀を以て我をあざむくべし、豈われひとりしる事あつて天下みな愚ならんや、曰く、然り、汝の言ふ所は押形の一通なり、碁象戯の手の古來より做ありて、其理を盡くつくして此外に餘術なきが如しといへども、又其上の上手出來ることあり、碁の定石を做ひ、象戯の駒組詰物等をならふは、其押形を學ぶなり、我に自得する時は、其中より別に新しき手湧出て勝負を決するなり、凡て世間一切の事みな押形の如くなることばかりはなきものなり、謀もまたかくのごとし、將の器量によつて古人の押形の中より、臨機應變のはたらき奇兵の謀術は、其時にあたりて將の胸臆より湧出る者なり、古の良將は漁樵賤夫のしわざを見て直に取て新しき術となし、軍中に用ひたることおほし、常に心を付る時は、見ること聞くことみな謀術の助となるものなり、然どもまづ古人の押形を知らざれば、後學の因るべき所なし、學術も亦しかり、古人の迹によらざれば其跡なき道を悟ることあたはず、一切の事みな常に心を用ひて、耳目のふるゝ所を以て修行の種とし、事ある時は其時の變に任すべし、又軍中は敵味方ともに大勢なれば、獨ばたらきの如く自由は成がたきものなり、常に古人の跡を考へて法を出し、士卒を錬り、駈引の自在なるやうに備を

をしてゆくには、前後左右山川地利の益に心を付べしといへり、古への名將は田夫野人の所作を見て心付き、謀術の種として功を立たる人多し、軍中には限るべからず、常にも萬事に心を付くれば益を得る事多かるべし、頑空なれば死人に同じ、得ることあれ共取らず、

一、問ふ、軍學は謀計を以て人を欺くの術なり、此道に習熟せば我が小知を助て心術の害あらん歟、曰く、君子是を用る時は國家治平の器となり、小人之を用るときは己を害ひ人を傷ふの器となるべし、一切の事みな然り、志道にもつぱらにして私心のまじはりなき時は、盜賊の術を學ぶといふとも、盜賊を防ぐの益と成て志の害をなすことなし、志情慾利害にもつぱらにして學ぶときは、聖賢の書といへども小知の助けと成べし、故に先正道の志を立て、是を變ぜずして後萬事を學ぶべし、我に正道の主なくして軍術等を學ばゞ、功利の言を悦びて心此に動き、小知の巧を專らにして、是を以て士の道とするの誤あるべし、劍術を學ぶものも此藝に熟して、是を以て辻切强盜をなして男道なりと思はゞ、藝術却て身の害を招くべし、此藝術の罪にはあらず、志の違へるなり、熊坂と辨慶と同じ打物の達者、勇謀兼備へたる大剛の者なり、辨慶は是を用ひて忠戰をなし、熊坂は是を用ひて盜賊をなす、故に謀計は士道にあらず、是を用ひて軍忠をなすを士道とす、加州安宅の關にて、辨慶が杖を以て義經を打たるは忠にはあらず、君の難を救ひたるを忠とす、迹を以て論じ事を以て論ずるは不智なり、夫軍法は人數を立て備へを設け、敵のために我が陣を破られず、奇兵を用ひ謀を以て敵を破るの術なり、邪を以て正に敵する者は賊なり、備を設けて謀を用ひず、無法に戰て敵の謀に陷り、賊のために我忠義の士を傷つて可ならんや、我れ謀術をしるときは、豫め其備を設て敵の謀におちいらず、其術をしらざる時は敵の擒となる、是をしらずして可ならんや、謀は其術多端なりといへども、畢竟人情に應じて用をなすものなり、人情に應ぜざるの謀は、其術を知るといへども用をなさず、醫師の多く書を讀み藥方はしりたれども、其病の因て起る所を知らず、妄りに藥を施して却て他の病を引出すがごとし、人情をしることは將の知にあり、將信あり義あり仁あ

にあらず、物に驚き怖るゝこと多し、氣總身にみちて心とともに生活する時は、おどろくこともなくおそるゝこともなく、不意の變にも應じやすし、但浮氣は根なし、生活にはあらず、似て異なり、

一、昔或る禪僧小童に敎へて曰く、怖しき所を通るときは腹をはりて往過べし、おそろしき事はなきものなりといひし、よき方便なり、腹をはる時は氣を引下げて下にあつまり、暫は氣内にみちて强くなるものなり、氣虛欠にして上にある故に、おどろき怖ることあり、

一、亦步行する者を見るに、常人多は上づりなるが故に、頭とつり合て步行し、或は五體を揉てありく、善く步行する者は腰より上は動くことなく、足を以て步行する故に、體靜にして臟腑を揉ことなく、形疲れざるものなり、駕輿丁の步行するを見てしるべし、劔戟を執て行く者、氣濁つてかたよる時は、足を以て行ことあたはず、頭につれて五體をもむときは形に損あり、氣うごいて心しづかならず、刀は右を先にし、槍は左を先にす、立時に前足を活して立ものなり、一切の事みな常に修すべし、路をゆきながらも坐してもねても人と對しても、工夫はなることなり、猿樂の太夫共の足づかひを見るに、みな爪先をそらしてすゝむ、足を活し踵を蹈てゆく、これ身の風流ばかりにあらず、すゝむ足活て、足を使ふに自由なり、また氣我にかへりて向ふへ曳るゝことなし、鞠を蹴る者の身づかひ足づかひも同じ、上手の太夫の舞ふ所を後より突くに、躓きたをるゝことなし、これ氣活して總身に充ち、下は定つておもく、上は輕く動て片よる所なく、臍下より呼吸して聲を出すがゆへなり、下手の舞ふ所へは、少し礙りてもつまづき倒れるものなり、これ下輕くして定まらず、氣かたよりて生活せず、胸より上にて呼吸し、上づりに成て下虛欠なる故也、亦上手の謠物は、聲を呂へ落す時、臍下大にふくるゝものなり、是等の事は常に試て知べし、故に人の步行するに下輕く上づりなる者は、早く疲るるものなり、此等の事に限らず、耳目の觸る所に心を付て試る時は、天地の間の物みな工夫の種となり、天下我が師にあらずといふ事なし、我れに主あつて是を求むるが故なり、一切の事我に求る主なき時は、人より與ふることはなきものなり、軍書に主人の供

氣に主たるものなり、氣を修する時は心おのづから安し、此氣妄動する時は心困しむ、たとへば船しづかなる時は乘者安く、波あらく船危き時は乘者安からざるが如し、故に初學の手を下す所、先づ氣の滯りを解て心を平かにし、氣を活して心の自在をなすべし、此迄は寐て散亂するの氣を收め、倚る氣を解て平かにするの術なり、かくの如くすること五七日或は十日二十日のうちに修して、みづから快きことを覺ゆべし、快き時は猶々此術を行ふべし、氣收りたらば氣を活すべし、惰氣にひかるべからず、氣總身にみつるが如くわづかに心を活すれば、氣活するものなり、又晝は起て形を正ふし、氣を活して總身にみたしめ、正三派の二王坐禪のごとく、しばらくの內坐して氣を收むべし、必しも線香を立て時を定め、結伽趺座するにも及ばず、常の如く坐して形を正くし氣を活するのみ、しばらくのうちかくの如くして、一日に幾度も間暇の時に修すべし、かくの如くすれば筋骨の束ね合ひ、血脈流行して滯りなく、氣實して病おのづから生せず、形正しからざれば氣片倚る所あり、立て修するも同じ、人と向ひ坐し或に物に對し、または事を務むる時も同じ、胸と肩とを開きて氣の片よることなく滯ることなく、總身指の先までも氣の充渡るやうに心を付くべし、歌謠して聲を發する時も、飯を喫し茶を飮む時も、路をありく時も、常にかくの如く心を付る時は、後は不斷の事に成て、自然に氣活するものなり、不斷かくの如くなる時は、不意の變に應ずること速かなり、惰する時は死氣に成て用に應ずること遲きものなり、落付たると油斷と似て異なる者なり、みづから試てしるべし、此れ文才なく初學幼童といへども、心を付れば勞する事をなくして成易きことなり、小子輩の立廻り、茶の湯、蹴鞠、一切の小藝舞躍の類迄も、氣かたよりて生活せざる時は、形の動靜手足の續き美はしからず、應用の所作も滯るものなり、常には惰氣になりて何の心もなく、器を執る事ある時ばかり俄に思ひ出して修せんとする時は、氣改り形に心をとられ、所作に意を住る(とゞむ)ゆへに、氣動搖して不意の用に應じがたし、常に心を用ひて修する時は、事ある時に無心にして應ずる者なり、只常に氣を生活して惰すべからず、惰氣は死氣なり、死氣は靈なし、故に用をなさゞるのみ

ども先師の敎ゆる所をもつぱらに習熟すべし、其上のことなり、あしく心得れば初學の迷ひを生ず、初學の取入べきやうなき者のために、しばらく收氣の術を記す、此れ小童に傚はすべきことなり、

一、先づあをのけに寐て肩を落し、胸と肩とを左右へ開き、手足をこゝろのまゝに伸べ、手を臍の邊り虛欠の所に置、悠々として萬慮を忘れ、とやかくと心を用ることなく、氣の滯りを解き、氣を引さげ、指の先までも氣の往わたるやうに氣を總身に充しめ、禪家の數息觀のごとく呼吸の息を數へ居るに、初の內は呼吸あらきものなり、漸々に呼吸平らかになる時、氣を活して天地に充つがごとくすべし、息をつめ氣を張にはあらず、氣を內に充しめて活するなり、此時に積聚の病ある者は、胸腹のあひだ其病のある所、かならずしだるく氣味あしきものなり、此すなはちあつまり凝たる氣の融和せんと欲して動ずるなり、腹のうち鳴るもの也、此時多くは腹の內の氣味あしきにおどろきて止むものなり、此時は猶初の開きて充ちたる氣を改めず、掌を以てやはらかに抑へ揉むべし、強く搯るときは彼動ずる邪氣にさからひ、却て鎭まらざるものなり、其突上る時は各別なり、總じて腹の上一所に久しく手を置く時は、氣其所へあつまる者也、故に實したる所に手を置かずして、虛なる所に手を置くこと習ひなり、亦背に病ある者は必せなかしだるくなるものなり、只氣のこらざるやうにすべし、肩と胸とを開くこと習ひなり、兩の肩をぬき出すやうにひらく時は氣伸るものなり、此れ形を以て氣を開くの術なり、氣滯る時は心滯る、心とゞこほる時は氣とゞこほる、心氣は一體なり、此術はまづ氣の滯りを解て、其片倚る所を平らかにするの術なり、譬ば總身に蟻などのたかりてせはしきを、拂ひ落して身を淸くし、其上にて新らしき衣類を着し、奇麗なる所に居るがごとし、神道に內淸淨外淸淨といふことあり、內淸淨は心を潔くして私念妄想の穢を去り、無慾無我の本體にかへり、元來固有の天眞をやしなふなり、外淸淨は身をいさぎよくし衣服居所を改め、氣を轉じて外の邪氣の內へ移らざるやうにして內淸淨を助るなり、內外本一なり、內淸淨の外に外淸淨あるにはあらず、心氣もと一體なり、氣は形の內を運つて心の用をなす、心は靈なり、かたちなくして此

にして能心の明を助く、氣剛健ならざるときは事決せず、決せざる所より小知を用ひて心體の明を塞ぐ、是を惑と云、劒術もまた然り、神定つて氣和し、應用無心にして事自然にしたがふ者は其極則なり、然ども其初は先剛健活達の氣を養つて、小知を捨て敵を脚下に敷き、鐵壁といふとも打碎く大丈夫の氣象にあらざれば、熟して無心自然の極則にいたることあたはず、其無心と思ふ者は頑空に成り、和とおもふ者は惰氣なり、唯劒術のみにあらず、弓馬一切の藝術といへども、先大丈夫の志を立剛健活達の氣をやしなはざれば事ならず、此氣はもと剛健活達にして生の原なり、人只やしなひを失ふのみにあらず、小知を以て害するが故に、怯弱にして用をなさず、世間一切の事みなしかり、前に論ずるごとく、氣は心を載て一身の用をなす者なり、自身に試てしるべし、只書を讀み人の言を聞きたるのみにして自身にこゝろみざれば、道理のうわさになりて身の用をなさず、是をうわさ學問といふ、學術藝術一切の事其理を聞て、みな自身に試み心に證する時は、その事の邪正難易たしかにしらるゝ者なり、是を修行といふ、

天狗藝術論卷之四

一、問ふ、槍に直槍十文字鎰管等の傳あり、何れか利あらん、曰く、何ぞ問ことの愚なるや、槍は突物なり、突ことの自在をなすは我にありて器にはあらず、然れども或は鎌を付け、柄に鎰を仕込み、或は管をかけて用ることは、其先人の得たる所より其利を工夫し、其うつはものの働を極めて、此れを用て自在をなしたるものなり、今其流儀を學ぶ者は、初より其器にて仕習ひたることなれば、他の器よりは手に熟したる器を以てはたらきたるかた利あるべし、達しておのれに得るに至ては、棒をもちても槍となるべし、今後學其門弟をあつめて、横手物には此あいしらひにてかち、管直槍には此通りにかゝり、鎰にはかくの如くして勝などいふは、我が門弟に他の器に應ずることを敎へ、我がうつはものの利を説くのみ、然らざれば其流儀の器をもちたる得なし、もし是を至極と心得て、十文字は入り込て來り、鎰槍は直槍の柄をからむものなりとのみ思はゞ、大に相違あるべし、然

一、問ふ、劍術は心體の妙用なり、何ぞ祕する事あるや、曰く、理は天地の理なり、我が知る所天下何ぞ知る者なからん、祕する者は初學のためなり、祕せざれば初學の者信あらず、是おしゆるもの一つの方便なり、故に祕することはみな事の末なり、極意にあらず、初學の者何の辨へもなく、みだりに聞きあしく心得てみづから是とし、人にかたるときはかへつて害あり、かるがゆへに其得心すべきものならでは敎へずと見へたり、其極則に至つては同門にあらずといへども、廣く語りてかくすことなし、祕することは多くは兵方の方便なり、未熟の者に祕して敎へ、一旦の勝を取る氣然を助くる術もあるべし、又他より見て、其意をも知らず、淺間なることなりとて、妄りに評を付ることを厭ふて、かくすこともあるべし、一概には論ずべからず、一切の事正道にかくすことはなきものなりといへども、言の漏れて害になることあるをば、品によりて隱密することもあるべし、劍術の事と世間應用の事と其理替ることなし、劍術の事において心を用ひ、其正邪眞僞を精しく辨へしり、是を日用應接の間に試み、邪は正に勝つことあたはざる所をよく自得せば、是ばかりにても大なる益なるべし、

一、心は明らかにして塞ることなきを要とす、氣は剛健にして屈することなきを要とす、心氣はもと一體なり、分けていへば火と薪の如し、火に大小なし、薪不足なれば火の勢ひ熾ならず、薪濕るときは火光明かならず、人身一切の用はみな氣のなす所なり、故に氣剛健なる者は病生ぜず、風寒暑濕にも感ずることなし、氣柔弱なる者は病も生じ易く邪氣にも感じ易し、氣病むときは心苦み體疲る、醫書に曰、百病は氣より生ずと、氣の所變をしらざる者は病の生ずる所をしらず、故に人は剛健活達の氣をやしなふを以て基本とす、氣を養に道あり、心あきらかならざれば、此氣途を失ひて妄りに動く、氣妄動するときは、剛健果斷の主を失ひ、小知を以て却て心の明を塞ぐ、心昧く氣妄動するときは、血氣盛なりといへども事自在ならず、血氣は一旦にして根なし、動て其迹虛なり、是等の事は劍術の事を以て試みてしるべし、故に初學の士は、先孝悌の人事を盡し人慾を去にあり、人慾妄動せざるときは氣收つて執滯せず、剛健果斷

にあつて、別に養の氣工夫なし、

一問ふ、佛家に意識を惡み去るは何ぞや、曰く、佛法の工夫は吾しらず、意識はもと知の用なり、にくむべきものにあらず、只情を助けて本體をはなれ、みづからもつぱらにすることをにくむのみ、意識は士卒のごとし、將物のために掩はれ暗弱にして勢なきときは、士卒將の下知を用ひず、みづから專にして私の謀を用ひ、私のはたらきをなして陣中和せず、妄動して備へ騷ぎ、終に敗軍の禍を取る者なり、此時にあたつては將如何ともすることあたはず、古より大軍のさはぎ立ちたるはしづむることあたはずと云へり、意識みづから專にして情慾を助け妄動する時は、みづから其非をしるといへども制しがたきものなり、是意識の罪にはあらず、將知勇あつて法令明らかなる時は、士卒將の命を愼みて私のはたらきをなさず、下知にしたがつてよく敵を破り、備をかたくして敵のために破らるゝことなし、是士卒のはたらきゆゑに將大功を立つるなり、然らば意識も心體の靈明にしたがひ、自性の天則によつて知覺のはたらきをなし、みづから專らにするの私なくんば、知の用をなして國家の政をたすく、何ぞ意をにくむことをせん、聖人毋意といふは、意みづから專らにすることなく、知覺みな自性の天則にしたがひて意の迹なし、故に毋意といふ、

一問ふ、古へ中華にも劔術の傳ありや、曰く、吾いまだ其書を見ず、和漢ともに古へは氣の剛强活達を主として生死をかへりみず、力を以て角ふと見えたり、莊子說劔の篇等を見るにみな然り、只達生の篇に鬪雞を養の論あり、全く是劔術の極則なり、然ども莊子劔術のために論ずるにあらず、只氣を養ふの生熟を論ずるのみ、理に二つなし、至人の言は萬事に通ずるものなり、心を付れば一切の事みな學問とも劔術ともなるべし、和朝の古き劔術の書を見るに、曾て高上の論なし、只輕業早業の術を習ふとみえたり、多くは天狗を以て祖とす、惟に生得の勇はみな其身に備つて語るべき所なし、只業を習ひ氣を修して、其內にて生得の勇をやしなふと見えたり、かるがゆへに論ずべきことなし、今世間文明に成て初學より玄妙の理を論ずといへども、預り物のごとくにして、其實は古人に及ばざること遠し、學問もまたしかり、

此心の氣中に存ずる、魚の水中に游泳するがごとし、魚は水の深きによつて自在をなす、大魚は深淵にあらざれば游泳することあたはず、又水涸るときは魚困しみ、水盡るときは魚死す、心は氣の剛健によつて自在をなす、氣乏きときは心憔け、この氣つくるときは心無に歸す、かるがゆへに水うごく時は魚おどろき、氣うごく時は心おだやかならず、

一、勝負の事にかぎらず、一切の事天にまかすると運にまかするとの異なることあり、劍術は常に勝負の理を究め、人事は其當然の義理を滯してわたくしの巧を用ひず、爲して恃まず思ふて執滯することなき、是を天にまかするといふ、人事を盡す所すなはち天に任するなり、百姓の農業をつとむるがごとく、耕し種まき芸つてその長ずべき道を盡し、洪水旱魃大風は我が力の及ざるところ、是を天に任するなり、人事をも盡さずして天に任すといふ分にては、天道請取給ふべからず、只自然に來る所を期、是を運に任するといふ、但しさしあたり迷ふて決斷せざる者には、運に任せよといふこともあるべし、

一、問ふ、心體は形色聲臭なし、妙用は神にして測知るべからず、何を以てか心を修せん、曰く、心體は言を容るべからず、只七情のうごく所、意の知覺する所、應用の際において其過不及を制し、私念の妄動を去り、自性の天則にしたがはしむるのみ、其手を下す所は良知の發見による、何をか良知といふ、心體の靈明是非邪正を照して、天地神明に通ずる者是を知といふ、凡人は濁氣の妄動に掩はれて、其照し全からず、罅隙よりわづかに發見する者、是を良知といふ、一念頭に於て是をしり非をしり、人の誠あるに感じ、みづから不善をなして內は快よからざることをしるもの是なり、其情にうごいては怵惕惻隱の心生じ、親を愛し子を慈じ兄弟相したしんで已むべからざるもの、是を良心といふ、其良知を信じて此にしたがひ、其良心を養ふて私念を以て害することなきときは、濁氣の妄動おのづからしづまり、天理の靈明ひとりあらはるべし、私念はおのれを利する心より生ず、おのれを利するに專らなる時は、人に害あるをもかへりみず、終によこしまをなし惡をなし身を亡ぼすに至る、心を修すると氣を修すると二事にあらず、故に孟子浩然の氣をやしなふの論、たゞ志を持する

止まず、是を癡といふ、凡人の性質千差萬別なりといへども、みな濁氣の淺深厚薄のみ、心は氣の靈なり、此氣の在ところ靈あらずと云ことなし、此氣なければ此靈なし、又人の船に乘て水を渡るが如し、風烈く波あらき時は、舟風にしたがひ波にひかれて其ゆく所をしらず、人舟中にあつて安きことなし、濁氣妄動して心の靜かならざる象またかくのごとし、風やみ波しづかなる時は、始にかへつて乘るものやすきことを得たり、人心の邪をなし身を危ふする、みな濁氣の妄動のみ、其大本は慾の巖穴より吹出だす所の大風なり、慾もまた濁氣の偏なり、又偏屈にして情のこはきものは、陰氣の凝固りて力あるなり、心騷しくとり認なきものは陽氣の根なきなり、惧る丶者は氣の餒ゑて體に充ざるなり、心の決せざる者は氣の弱にして定まらざる也、亦癡にちかし、是等はみな濁氣の病なり、又聰明にして篤實なる者は、陰陽和して缺闕なきものなり、知明敏にして行篤實ならざる者は、清陽の氣勝て陰精の薄きなり、行篤實にして知明敏ならざる者は、陰精の勝て清陽の氣薄き也、陰中の陽、陽中の陰、其中の過不及淺深厚薄千差萬別論じ盡すべからず、類を推て細に察する時は、みな陰陽清濁に漏ることなし、上は天地の大より下は蚤虱の微物までも、陰陽の氣充たざれば其形の用を成すことあたはず、今こゝには其大略を語るのみ、

「何を以てか此氣を修せん、曰く、唯其濁を去るのみ、陰陽の氣は生々變化して天地萬物の大本たり、濁は陰氣の渣滓なり、渣滓は止つて活せず、陽の助を得てうごくゆへに、其用おもくしておそし、清水に泥を加ふるときは忽濁水となるが如し、既に濁水となるときは物を淨むことあたはず、物に洒げば却てものを垢がす、故に學術は良知の明を以て氣の濁を去るのみ、濁氣去るときは氣生活し、心體ひとりあらはる、迷心直に本心となる、此心二つあるにあらず、

「陰陽もと一氣なりといへども、すでに分るゝときは、其用千差萬別の異なるあり、其用の異なる所を見て其本の一なる所をしらざる時は、道明かならず、其本の一なる所を知つて其用の異なる所をしらざれば、道行はれず、唯心に試て審らかに工夫すべし、言說の盡す所にあらず、今木の葉天狗ども心體に通じて解せざるゆへに、有無の迹を以て論ずるのみ、

いへども、只劔術應用の所にのみ修するがゆへに、心の靈覺もまた其一方にのみ達して、日用常行に及ぶことなし、心氣もと一體なり、おのれに試て其大意を識得せば、修行未熟なりといふとも、分に應じて益あるべし、

一、諸流ともに其極則に及んでは一なり、流儀々々は其先覺の人の修錬して、吾が入りよきと思ふ門戸より導びくのみ、然ども其道すがらの風景を愛し、此に住してみづから是とするもの多し、是を以て其末の流儀多端にして、互に是非を爭ふと見えたり、其極則は是非の爭ふべきことなし、其中途の風景は皆意識の間の見のみ、其大本は二つもなく三つもなし、其別るゝ時は善惡あり邪正あり剛柔あり長短あり、其末々に至ては論じ盡すべからず、吾が知る所人はしるまじきと思ふは愚なり、我に靈明あれば人も亦靈明あり、豈おのれ一人知あつて天下みな愚ならんや、故に隱すことはなきものなり、學術といへ共亦然り、老佛莊列巣父許由が徒も無我無慾の心體を見ることは一なり、故に一毫の私念心頭を係縛するものなし、只其見る所の風景異なり、故にわかれて異學となるのみ、聖人の道は天を戴き地を履むで山河大地遺すことなし、夫婦の愚不肖も與りしるべく能行ふべし、天下仁義に服せざる者なく、孝悌忠信を非る者なし、天竺佛氏の徒といへども、聖人の澤を蒙りて仁義の中に浴せずといふことなし、異學の風景のよく及ぶ所にあらず、天地萬物の大本上より見下すが故なり、異學の徒もみな聖人の別派なり、大道に背くことあたはず、

一、問ふ、清濁は陰陽なり、何ぞ唯清を用ひて濁を去るや、曰く、濁も用る所あり、然ども劔術は其用の速なるを貴ぶ、陰陽はなくて叶はず、只其清を用て濁の重きを用ひざるのみ、物を乾かすには火を用て水を用ひず、各其用によるのみ、心の聰明癡鈍も亦氣の清濁のみ、氣淸きものは自性の靈覺遮るものなり、質おのづから聰明なり、心體もと虛靈にして昧きことなし、唯濁氣其靈明を掩ふがゆゑに、愚をなし癡をなし鈍をなす、昏くして理に通ぜざる是を愚といふ、滯て遲き是を鈍といふ、濁氣ははなはだ重く其渣滓にひかれ、念住つて暗中に迷妄し、思ふ所を捨ることあたはず、おのれにも決せず人にも從がはず常に苦んで

ふの意也、初學の者は、氣の剛柔事の應用を以て語らざれば因るべき所なし、故に其所に就て名を付敎ゆるのみ、然れども名を付る時は、名に執して其大本をあやまり、名を付ざれば空にして取認なし、兎にも角にも其大意を識得せざる者には語るべきやうなし、一切の事みな然り、故に物の師をするもの、其人にあらざれば祕して妄りに語らざるも亦宜也、其大意を識得すれば、見ること聞こと直に分るもの也、

一、前に論ずる如く、一身の動靜は凡て氣の作用なり、しかふして心は氣の靈なり、氣は陰陽淸濁のみ、氣淸きものは活して其用輕し、濁るものは滯て其用重し、形は氣にしたがふものなり、故に劍術は氣を修するを以て要とす、氣活する時は事の應用かろくして、疾濁るときは事の應用重くして遲し、氣は剛健を貴ぶといへども、偏に剛を用て和なきときは、折けて其用行なはれず、倚るものは其跡虛にして用をなさず、用は和を貴ぶといへども、中に剛健の主なきときは流れて弱に至る、弱と柔と異なり、柔は生氣を含んで用をなし、弱は一向に力なくして用をなさず、休と惰とまた異なり、休は生氣をはなれず、惰は死氣に近し、ト(しま)る者は氣のよる所あつて解がたきもの也、念に因てトるあり、陰氣みづからしまるあり、凡氣の由る所あれば用に應ずること速ならざるものなり、故にしまる氣は事の氣用遲し、氣先だつて事の應用燥くものは陽にして根なし、輕くして濡ひなきものなり、枯葉の風に散がごとし、濕り滯る者は、濁氣のみづからおもきにひかれて應用の遲きもの也、凝者は氣偏に聚り固く鎖して形をなし、止まつて動かざるもの也、故に其應用いよ／＼おそし、水の凍りて融和せざるがごとし、是も亦念の凝り氣の凝りあり、念といふも氣なり、しることあるを念といふ、しることなきを氣といふ、みなみづから試みてしるべし、

一、剛柔變化して自在なるものは應用無礙也、唯劍術のみにあらず、學術といへとも氣の剛柔變化自在なる所を修し得ば、心の妙用をあらはすべし、心體の妙用は迹なくして語るべからず、故に劍術は氣を以て修して、心體の照らす處をしる、學術は心を以て修して氣の變化妙用を知る、然ども只理を以意識の間に知のみにして、身に修し得ることなきときは、心氣の噂にして其用をなさず、劍術者は氣を修すると

しなはず、しづかなりといへども動の用を缺かず、鏡體靜にして物なく、萬象來移るにまかせて其形をあらはすといへども、去る時は影を留むることなし、水月のたとへに同じ、心體の靈明もまたかくのごとし、小人はうごく時は、うごくにひかれておのれを失なひ、靜なる時は頑空になりて用に應ずることなし、

一、何をか水月といふ、曰く、流儀によりて色々義理を付けていへども、畢竟無心自然の應用を水と月と相うつる所にたとへたる者なり、廣澤の池にて仙洞の御製に、

うつるとも月もおもはずうつすとも水もおもはぬ廣澤の池

此御歌の心にて、無心自然の應用を悟るべし、又一輪の明月天にかゝつて、萬川各一月を具ふるがごとし、光を分て水にあたふるにはあらず、水なければ影なし、亦水を得てはじめて月に影あるにあらず、萬川にうつる時も一水に移らざるときも、月において加損なし、又水の大小をゑらぶことなし、是を以て心體の妙用を悟るべし、水の清濁を以て語るは末なり、然ども月は形色あり、心には形色なし、其形色あつて見やすき者をかりて形色なきものの譬とす、一切のたとへみなしかり、譬に執して心を鑿することなかれ、

一、問ふ、諸流に殘心といふ事あり、不審、何をか殘心といふ、曰く、事にひかる〻ことなく心體不動の所をいふのみ、心體不動なるときは應用あきらかなり、日用人事もまた然り、打あげて奈落の底まで打込といふとも、我はもとの我なり、故に前後左右無礙自在なり、心を容て殘すにはあらず、心を殘すときは二念なり、又心體明らかならずして心を容ずといふばかりならば、盲打盲突といふ者也、明は心體不動の所より生ず、只明らかにうちあきらかに突くのみ、是等の所かたりがたし、あしく心得れば大に害あり、

一、諸流に先といふことあり、此また初學のために鋭氣を助け惰氣に笞打つの言なり、實は心體不動にしておのれをうしなはず、浩氣身體に充るときは毎も我に先あり、人より先へ打ちつけむと心を用るにはあらず、畢竟劍術は生氣を養つて死氣を去を要とす、懸の中の待つ、待つの中の懸といふも、みな自然の應用なり、初學のためにしばらく名を付たるのみ、動てうごくことなく靜にしてしづかなることなしとい

天狗藝術論卷之三

一、問ふ、何をか動いてうごくことなく、靜にしてしづかなることなしといふ、曰、人は動物なり、うごかざることあたはず、日用人事の應用多端なりといへども、此心物のために動かされず、無慾無我の心體は、泰然として自若たり、劍術を以て語らば、多勢の中に取籠られ、右往左往にはたらく時も、生死に決して神定り、多勢のために念を動ぜざる、是を動いて動くことなしといふ、汝馬を乘る者を見ずや、善くのる者は馬東西に馳すれども、乘る者の心泰にして忙きことなく、形しづかにしてうごくことなし、外より見ては馬と人とつゞり付けたるがごとし、たゞかれが邪氣をおさへたるのみにて、馬の性に悖ふことなし、故に人鞍の上に跨て馬に主たりといへども、馬是に從つて困しむことなく自得して往く、馬は人をわすれ人は馬をわすれて、精神一體にして相はなれず、是を鞍上に人なく鞍下に馬なしともいふべし、是動てうごくことなきの、かたちにあらはれて見易きもの也、未熟なるものは馬の性に悖て我もまた安からず、常に馬と我とはなれていさかふゆへに、馬のはするにしたがつて五體動き心忙しく、馬も亦疲れくるしむ、或馬書に馬のよみたる歌なりとて、

打込てゆかんとすれば引とめて口にかゝりてゆかれざるなり

是馬に代りて其情を知らせたる者なり、唯馬のみにあらず、人を使ふにも此心あるべし、一切の事物の情に悖ふて小知を先にする時は、我もいそがしく人も困むものなり、何をか靜にしてしづかなることなしといふ、喜怒哀樂未發の時、心體空々として一物の蓄へなく、至靜無慾の中より物來るにしたがつて應じて、其用きはまりつくることなし、靜にして動かざる者は心の體也、動て物に應ずる者は心の用なり、體はしづかにして衆理を具へて靈明なり、用は動いて天則に從ひて萬事に應ず、體用は一源なり、是を動てうごくことなく靜にしてしづかなることなしといふ、劍術を以て語らば、劍戟を執て敵に向ふ、潭然として惡むこともなく懼るゝこともなく、とやせんかくやと思ふ念もなき中より、敵の來るに隨て應用無礙自在なり、形はうごくといへども心は靜の體をう

我知力のおよばざる所なり、其知力の及ばざる所をうれひて、我と神をくるしむるものは愚なり、

一、問ふ、我に多子あり、年いまだ長せず、劔術を修すること如何して可ならむ、曰く、古へは洒掃應對より六藝に遊んでのち大學に入りて心術をあらはす、孔門の諸賢もみな六藝に長じて道學を證する人多し、年いまだ長せずして事理に通達する程の力なき者は、小知を先にせず、師にしたがつてさし當り用の足る所として、事を努め、手足のはたらきを習はし、筋骨を强ふし、其上にて氣を錬り心を修して其極則を窺ふべし、是修行の次序なり、二つ葉の木は柱に用ゆべからず、たゞ添木を立て曲らざる樣にやしなふべし、たゞ幼年のはじめより志邪に往かしむべからず、志邪にゆかざれば、戲遊の事といふとも邪なきものなり、心邪なき時は正を害するものなし、天地の間用をなさゞるもの稀なり、邪を以て害するがゆへに、其性を傷ふて用をなさず、人心もと不善なし、唯有生のはじめよりつねに邪を以て養ふ、故に薰習してしらず、自性を害して不善に陷る、邪は人慾是が根となる、小人はたゞおのれを利するを以て心とする故に、己に利あれば邪なれども其邪をしらず、己に利あらざれば正なれども其正をしることなし、みづから其邪正をわきまへしらず、况や其よつて分るる所をしらんや、故に學術は人慾の妄動を抑へ、心體天理の妙用を見て、邪正の由てわかるゝ所を審かにし、其妄心の邪をしりぞけ自性の本體を害することなきのみ、天へ上ることにもあらず、地を潛ることにもあらず、邪しりぞく時は天理ひとりあらはる、邪少しくしりぞけば天理少しくあらはれ、大に退けば大にあらはる、みづから心に試みしるべし、劔術も亦然り、もし初學より何の辨へしる事もなく、無心にして事自然に應じ、柔を以て剛を制す、事は末なりといひて頑空惰氣になりて、足もとのことをしらずんば、現世後生ともに取失ふべし、

ものに任せて物のために役せられず、事は來るに任せて求ることもなく厭ふこともなし、故に終日思惟すれ共、私なきが故に心を累はすことなく、終日事に勞すれども神を困むることなし、命に委ね義に決してうたがふことなく惑ふことなし、我心の誠を立て一毫も志を曲ることなく、害を避んがために僞巧を用ひず、利を得んとほつして小知を事とせず、生は生にまかせて其道を盡し、死は死にまかせて其歸を安んず、天地變動すれども此心をうばはるゝことはなく、萬物掩ひ來れども此心を撓さるゝことなく、思て執滯せず爲してたのむことなし、心を存じ氣を養ひ、決然として立て屈することなくおこたることなく、悠然として居て爭ふことなく迫ることなく、初學より此志ざしを立て、應接の間耳目にふるゝ所の者を以て心を修するのうつはものとす、理に大小なし、劍術の極則もまた此に過ざず、故に其藝術において修する所の業を以て内に省み、日用常行の間に通じて心術を證せば、藝術もまた内に徹して相助け相養ふて其益大なるべし、淺きより深きに入り、卑を踏て高きに登る、是古へ藝術を以て道學を助け、此を修して彼を得の手段なり、若し年五十以上手足のはたらき自在ならず、或は病身又は公用に暇なくして其事を務ることあたはず、武士の職なれば心を用ひざるもおのれに快からず、たとひ手足は叶はずして頭べは二つになるとも、此心の二つにならざる所を修せんと思はゞ、前に論ずる所の志を立て我心の變せざる所を修して、生死一貫の理開け、天地萬物我に礙るものなくば、床に臥ながらも、公用は勿論辻番火の廻りを勤めながらも、心に移る所耳目にふるゝ所の物を以て打太刀として、心の修行はなるべきことなり、閒暇ならば藝術に達したる人にあふて其事を習ひ、其理を聞て心に證し、敵に向ふときは我がなるべき程のはたらきをなして死を快くせんのみ、何の憂ることかあらん、士たるもの唯志の挫けざるを要とす、形には老少あり强弱あり病身あり、公用しげきものあり、みな天のなす所にして我が得て私する所にあらず、唯志は我にあつて、天地鬼神も是を奪ふことあたはず、かるがゆへに形は天の爲る所にまかせて、我は我こゝろざしを行ふのみ、小人は天の爲す所を怨みて、我がする所を努めず、天のする所は

所あれば卽私心なり、少しく執すれば少く心體をふさざ、大に執すれば大に心體をふさぐ、藝術に達する者は、其業の上においては私心の己を害すること明らかにしるといへども、廣く心體應用の間に試てしる事なし、心術を修する者といへども理は頓にしりやすく、一念隱微の間は修しがたき者なり、心術を修するものも我なり、藝術を修するものも我なり、此心二つあるにあらず、此ところまた熟思すべし、

一、今事熟し氣和し、勝負の利を試みてうたがふことなく惑ふことなく、神定つて自在をなすものおほし、其妙用神の如しといへども、いまだ恃む所あることを免がれざるものは、舟人の舵を走り、瓦師の天守にのぼつて瓦をしくがごとし、是を兵法の上手といふ、

一、問ふ、如何して今藝術を以て道學を助けん、答、心は性情のみ、性は心體の天理、寂然不動にして色もなく形もなし、情の動く所に因て邪あり正あり善あり惡あり、情の變化によつて其心體の妙用を見て、天理人慾の分るゝ所をしる、是を學術といふ、其是を知るは何物ぞや、すなはち自性の靈覺己に具つて、欺くべからず誣ふべからざるの神明、是を知といふ、世間の小知才覺をいふにはあらず、小知の才覺は意識のあひだに出づ、意は心の知覺なり、意識は本靈明に因るといへども、情の好惡にふれて發するが故に、意にもまた邪あり正あり善あり惡あり、發して好惡の情をたすけて私のたくみをなす、是を小知といふ、自性神明の知は情の好惡にかゝはらず、純一にして其理の照らす所私なし、故に善もなく惡もなく、唯明らかなるのみ、意識是にしたがつて私の功を用ひざるときは、よく情を制して執滯なく、心體の天則にしたがはしむ、情心體にしたがつて好惡の執滯なく恐懼の動念なき時は、意識神明に和して知の用をなす、此に至つて意識の跡なし、是を毋意といふ、もし情慾をたすけて是がために巧をなし僞をなし、種々轉變してやまざる時は、我が心體を係縛し我靈明を塞ぐ、是を妄心といふ、凡人は情慾心の主となるが故に、この妄心のために轉動せられて、我が神を困しむることをしらず、此ゆへに學術は此妄心の惑を拂らひ去り、我心體の天理を認しり、其靈明を開き、其天則にしたがふて小知の作爲を用ることなく、物は

なしといふ、我あれば敵あり、我なきが故に來る者の善惡邪正一念の微に至るまで、鑑にうつるがごとし、我より是をうつすにはあらず、かれ來て移るのみ、成德の人には邪以て向ふことあたはざるがごとし、自然の妙なり、若我より是を移さんとせば此れ念なり、此念我を塞ぐが故に氣滯て應用自在ならず、不測の妙用思はず爲ずして、來往神のごとくなる者、是を劔術悟入の人といふ、

一、然れども鼻高く嘴あり翅あり、故に他の事においては靈明塞る所ありて、心の應用自在をなすことあたはざるものは、始より偏へに此一路に志して、心を修し氣を錬事こゝにあり、其他の事は疾痛身に切なるをも忘れ、物耳目にふるれども眼を開て見る事なし、況や心を留めむや、故に此には修し得て明かなれども、廣く取て他に用ることあたはず、明の及ぶ所限あればなり、たとへば燈を箱の內に置て一方を開くがごとし、其開きたる方は照らせども、其他は光およばず、少しく他に通ずることある者は其傍光の影なり、故に全き事あたはず、初はわづかの穴を見付て、其穴を力を用ひてほりあくれば、修行の力にて次第に穴大くなりて照す所も大なり、若天地萬物を以て打太刀として修行し、此箱を打破らば、四方八面明かになり、心體の應用無礙自在にして、富貴貧賤患難困苦の大敵、前後左右より取卷といふとも、一毫も動念なく、團を以て蠅を拂ふがごとく、みな前に平伏して頭を出すものあるべからず、此に至て鼻も平らかになり、翅なくとも飛行自在をなすべし、

一、凡て一藝に達したる者は常に心を用る故に、道理には曉きものなり、然ども志し我藝に專らなる故に、此に私して道には入がたし、偶學術を好む者ありといへども、藝術を以て主とし道學を以て客とする故に、聞く所の深理みな藝術の奴と成て廣く用をなすことあたはず、況や心術を助ることあらんや、藝術を修するもの此所を自得せば、日々修する所の藝術我が心を助けて、其本然の妙用を證はすべし、是において藝術もまた自在を得べし、然ども初より執する所の一念捨てがたき者なり、學術藝術ともに只この私心をさへ去れば、天下我を動す者なくして應用無礙自在なり、私心は金銀貨財情慾僞巧の類のみにあらず、不善にあらずといへども一念わづかに執する

くの名殘のみ、是を迷心といふ、この迷心妄動する故に、神くるしんで常に大負をとることをしらず、

一、問ふ、其極則においては我得て聞べからず、願くは修行の大略を聞かむ、曰く、道は見べからず聞べからず、其見るべく聞べき者は道の跡なり、其跡によつて其跡なき所を悟る、是を自得といふ、學は自得にあらざれば用をなさず、劍術小藝なりといへども心體の妙用にして、其極則に及んでは道に合す、我いまだ自得にいたらずといへども、ひそかに聞ことあり、其聞所を以てしばらく汝に語らん、汝妄聽せよ、耳を以て聞ことなかれ、夫心を載て形を御するものは氣なり、故に一身の用は全く氣是を掌どる、氣の靈是を心といふ、天理を具へて此氣に主たるものなり、心體もと形聲色臭なし、氣に乘じて用をなすものなり、上下に通ずる者は氣なり、僅に思ふことあれば氣にわたる、心の物に觸て動く、是を情といふ、思惟往來する是を念といふ、心感のまゝにうごいて自性の天則に率ふときは、靈明始終を貫いて氣の妄動なし、たとへば舟の流れに從ひて下るがごとし、動くといへども舟靜かにして動の跡なし、是を動而無動といふ、凡人は生死の迷根いまだ斷せず、常に隱伏して靈明の蓋となる、故に喜怒哀樂未發の時は、頑空にして濁水を湛へたるがごとし、一念僅にうごく時はかの隱伏の者起り、情慾妄動して我が良心に迫る、洪水に逆上つて舟を棹すがごとし、波あらく舟動いて內安きことなし、氣妄動する時は應用自在ならず、劍術は勝負の事なり、初學より生死の迷根を斷つを以て要とす、然ども生死の迷根にはかに斷ちがたし、故に生死の理において心を盡し氣を錬り、勝負の事に試み、此間において工夫怠たらず、殺身修行して事熟し氣おさまり、其理心に徹してうたがふ事なく惑ふことなく、此一路において靈明塞る所なきときは、此念此に動ずることなし、此念動ぜざる時は、氣は靈明にしたがつて活達流行、心を載て滯ることなく否ることなく、其形を御すること無礙自在なり、心の感に隨て應用の速やかなる事、戶を開いて直に月のさし入がごとく、物を拍て直に聲の應ずるがごとし、勝負は應用の跡なり、我に此念なければ形に此相なし、相は念の影にして形にあらはるゝ者なり、形に相なければ向て敵すべきものなし、是を敵もなく我も

ろみて、其うつはものをなしたるものなり、一旦にして得るにはあらず、禪の祖師の一棒の下に開悟したるといふも此に同じ、倉卒の事にあらず、藝術未熟の者、名僧知識に逢たりとて開悟すべきにあらず、

天狗藝術論巻之二

一、一切の藝術、放下づかひ茶碗廻しにいたるまで、事の修錬によつて上手をなすといへども、其奇妙をなすはみな氣なり、天地の大なる日月の明らかなる、四時の運行寒暑の往來して萬物の生殺をなすもの、みな陰陽の變化に過ぎず、其妙用は言說の盡す所にあらず、萬物其中にあつて其氣を以て其生を遂ぐ、氣は生のみなもとなり、此氣かたちをはなるゝ時は死す、生死の際は此氣の變化のみ、生の原をしる時は死の終る所を知る、生死の道に明かなるとき、幽明鬼神通じて一つなり、かるがゆへに今日身を置くところ、生に在ても自在なり、死にあつても自在なり、佛家には再生流轉の懼れあり、かるがゆへに造化を以て幻妄とし、意を斷ち識を去て不去不來の空にかへるを以て成佛とす、聖人の學は再生輪廻のおそれなし、化に乘じて盡るに歸するのみ、氣を修するときはおのづから心をしる、

一、生死の理はしりやすき所なれども、此生にしばら

は難し、劍術は生死の際に用ふるの術なり、生を捨て死に赴くことはやすく、死生を以二つにせざることはかたし、死生を以て二つにせざるものよく自在をなすべし、問ふ、然らば禪僧の生死を超脱したる者は劍術の自在をなすべき歟、曰く、修行の主意異なり、彼は輪廻を厭ひ寂滅を期して、初より心を死地に投じて生死を脱却したる者なり、故に多勢の敵の中にあつて、此形は微塵になるとも、念を動ぜざることは善くすべし、生の用はなすべからず、唯死を厭はざるのみ、聖人死生一貫といふは是に異なり、生は生に任せ、死は死にまかせて、此心を二つにせず、唯義の在所に隨て其道を盡すのみ、是を以て自在をなすものなり、

一、問ふ、生死に心なきことは一なり、然にかれは生の用をなさず、此は自在をなすものは何んぞや、曰く、初より心を用る所異なり、彼は寂滅を主として生の用に心なし、唯死をよくするのみ、故に生の用においては自在をなすことあたはず、聖人の學は死生を以て二つにせず、生にあたつては生の道を盡し、死に當つては死の道をつくす、一毫も意を作し念を動ずることなし、故に生においても自在をなし、死においても自在をなす、彼は造化を以て幻妄とし、人間世を以て夢幻泡影とす、故に生の道を盡すをば、生に着して此營をなすと思へり、かれ平生の行相を以ても見るべし、文字を離れ君臣を廢し、爵祿を班ず武備を設けず、聖人の禮樂刑政を見ること、嬰兒の戲遊を見るが如く思へり、平生捨て用ひざるの劍戟何ぞ此に心あらん、只死にあたつて生を惜まず、一切世間みな心の所變なることを知のみ、

一、問ふ、古來劍術者の禪僧に逢て其極則を悟りたる者あるは何ぞや、曰く、禪僧の劍術の極則を傳へたるにはあらず、只心にものよきときはよく物に應ず、生を愛惜するゆへにかへつて生を困しめ、三界窠窟のごとく一心顚動するときは、この生をあやまることをしめすのみ、彼多年この藝術に志し、深く寢席を安んぜず、氣を錬り事を盡し、勝負の間において心猶いまだ開けず、憤懣して年月を送る所へ、禪僧に逢て生死の理を自得し、萬法惟心の所變なる所を聞て、心たちまちにひらけ神さだまり、たのむ所をはなれて此自在をなすものなり、これ多年氣を修し事にこゝ

し、猶手を執て是をひくのみ、かくのごとくしてすら猶退屈して止者多し、次第に理は高上に成て古人を足らずとし、修行は薄く居ながら、天へも上る工夫をするのみ、これまた時の勢ひなり、人を導くは馬を御するがごとし、其邪にゆくの氣を抑へて其みづからすゝむの正氣を助るのみ、また强ることなし、

一、事に心を住むときは、氣此に滯つて融和せず、末を逐て本を忘るといふは可なり、一向に捨て修すべからずといはゞ不可なり、事は劒術の用なり、其用を捨ては體の理何によつてかあらはれんや、用を修するによつて體を悟ることあり、體を悟て用の自在なることあり、體用一源顯微間なし、理は頓に悟るべけれども、事は習熟にあらざれば氣こつて形自在ならず、事は理に因て生ず、形なきものは形あるものの主なり、故に氣を以て事を修し、心を以て氣を修するは物の序なり、然ども事習熟して氣おさまり神さだまること、大路をはしるがごとし、かれ何んの工夫をかなさんや、只水に習熟して大水に入ても死ざることをしる、ゆへに神定つて此自在をなす、樵夫の重き薪を荷つて細きそば路を傳ひ、瓦師の天守に登て瓦を敷く、皆其事に習熟してうたがふことなく惧るゝことなし、かるが故に神定つて自在をなすものなり、劒術もまたしかり、此藝に習熟して心に徹し事にこゝろみて、うたがふことなくおそるゝことなき時は、氣活し神定つて變化應用無礙自在なり、然ども此までは氣の修練にして自ら知ことなり、恃むことあつてしかり、故に言を以て論ずべし、彼の無心にして自然に應じ、往に形なく來に跡なく、妙用不測なる者は、心體の感通思ふて得べき所にあらず、聞て知べき者にあらず、師も傳ふることあらず、自修の功積て自然に得るのみ、師は其道脈を傳るまでなり、容易に論ずべからず、故に世に稀なり、

一、問て曰く、然らば我ごとき者の修して得べからざるの道か、曰く、何ぞ得べからざらん、聖人にさへ學びて至るべし、況や劒術の一小藝をや、夫劒術は大體氣の修錬なり、故に初學には事を以て氣を修せしむ、初學より事を離れて氣を修する時は、空にしてこゝろむべき所なし、氣を修すること熟して心に達すべし、此間の遲速は性質の利鈍によるべし、心の妙用を知ことは易く、おのれに徹して變化自在をなすこと

て和と覺る誤あるべし、

一、又吾子が剛健にして無手なるものといふは、諸流に破るといふ兵法に似て少く異なり、彼は無方なり、破といふは氣剛健活達にして、敵を脚下に蹈みしき、鋭氣をも避ず虛をも窺はず、一途に敵の本陣を志ざして大石の落かゝるごとく切こむをいふ、然ども無法にして氣溢るゝときは、事の功者にあふて表裏に陷ることあり、形の損得をしらざる時はあやまちあり、故に形にも習あり、守ておのれをうしなはず、氣こることもなく、しまることもなく、生死を忘れ、進んでうたがふ事なきものなり、氣を以て破るあり、心を以やぶるあり、ともに一つなり、心氣一ならざれば破ることあたはず、此れ劍術の初門初學の入よき道筋なり、但し氣怯弱なる所あつて僅に疑惑する所あるときは、此術行はるべからず、氣に修錬あり心に疑惑を去るの工夫あり、然ども只一偏の氣象にして、心體應用無礙自在の妙術にはあらず、此所において詳に工夫を用ひ、理明かに功積て鋭氣平らかにならば、熟して本體に至るべし、初學より無物の工夫のみなさば、骨を失なひ勞して功なかるべし、

一、其中に大天狗と覺しくて、鼻もさして長からず、羽翼も甚だ見れず、衣冠正しく座上にありて謂て曰、各の論ずる所みな理なきにあらず、古へは情篤く志し親切にして、事を務ること健かにして、屈することなく怠ることなし、師の傳ふる所を信じて晝夜心に、工夫し、事にこゝろみ、うたがはしきことをば友に討ね、修行熟して吾と其理を悟る、ゆへに内に徹すること深し、師は始め事を傳へて其含むところを語らず、自開くるを待のみ、是を引而不發といふ、吝て語らざるにはあらず、此間に心を用て修行熟せんことを欲るのみ、弟子心を盡して工夫し、自得する所あれば猶往て師に向ふ、師其心に叶ふときは是を許すのみ、師の方より發して敎ゆることなし、唯藝術のみにあらず、孔子曰、一隅を擧て三の隅を以て反ふせざる者には復せずと、是古人の敎法なり、故に學術藝術ともに慥にして篤し、今人情薄く志し切ならず、少壯より勞を厭ひ簡を好み、小利を見て速かにならんことを欲するの所へ、古法の如く敎へば、修行するものあるべからず、今は師の方より途を啓て、初學の者にも其極則を說聞せ、其歸着する所をしめ

からざれば、筋骨の束ね固からず、氣總身に充ざれば强を引てたもつ事あたはず、神定り氣生活することなく、私意の才覺を用ひて其道によらず、力を以弓を押弦を引ときは、弓の性にさかつて、弓と我と相爭つて二つになり、精神相通ずることなく、却て弓の力を妨げ勢を脱く、ゆへに遠く矢を送つてかたきを貫ことあたはず、

一、日用人事もまたかくのごとし、志正しからず行ひ直からざれば、君に事へて忠なく父母に事へて孝なく、親戚朋友に信なし、人侮り衆惡み、物とならび立ことあたはず、氣身體に充ざるときは內病を生じ心乏く、事に當つて愌るゝことあり屈することあり、大義を立ることあたはず、物の性に悖ふ時は人情に反く、物とはなれて和せざるときは爭おこる、神定らざる時はうたがひ多くして事決せず、念動ずる時は內おだやかならず、事を誤ること多し、

一、心動せざる時は、氣動ずることなく、事自然にしたがふといふは、理體の本然より說下して其標的を示すのみ、事を修することは無用の費なりといふにはあらず、理は上より說下し、修行は下より尋ね上ること物の常なり、人心もと不善なし、性に率て情慾に牽れざる時は、神困むことなく、物に接つて應用無礙なり、故に大學の道は在レ明二明德一といひ、中庸には率レ性之謂レ道といふは、其大本の上より說下して、學者に其標的をしめすものなり、然ども凡情妄心の惑ひ深く、氣質を變化して直に自性の靈明にかへることあたはず、是を以て格物致知誠意誠心の工夫を說き、自反愼獨の受用を說て修行の實地を踏ましむ、是事の熟せるをまつものなり、劍術もまた然り、敵に向つて生を忘れ死をわすれ敵をわすれ我を忘れて、念の動せず意を作さず、無心にして自然の感に任するときは、變化自在にして應用無礙なり、多勢の敵の中にあつて前後左右より切かけ突かけて、此形は微塵になるとも、氣收り神さだまつてすこしも變動することなく、子路の冠を正すがごとくならば、豈手を空くして倒れんや、是劍術の極則なり、然れ共此れ足代なくして直に登らるべき道にあらず、必ず事に試み氣を錬り心を修し、困勉の功熟するにあらずんば、此に至る事あたはじ、吾子が言を以て初學を導びかば、頑空に成て心頭無物と心得、惰氣に成

も、暗くして血氣に任せて無心なるものなり、劍術は心體自然の應用にして、往に形なく來るに跡なし、形あり相あるものは自然の妙用にあらす、僅に念にわたるときは氣にかたちあり、敵其かたちある所を打つ、心頭ものなきときは、氣和して平かなり、氣和して平らかなる時は、活達流行して定る形なく、剛を用ひずして自然に剛なり、心は明鏡止水のごとし、意念わづかに心頭に横はる時は、靈明是がために塞がれて自在をなすことあたはず、今の藝者、心體不動の應用無礙自在なる所をしらず、意識の巧を用ひて末の事に精神を費し、是を以みづから得たりと思へり、故に他の藝術に通ずることあたはず、藝術は多端なり、曲々(ひとつひとつ)に是を修せば、生涯を盡すとも得ること有べからず、心能く一藝に徹せば、其他は習はずしてしるべき事なり、

一、亦一人曰、刀は切るものなり槍は突物なりといふ、勿論の儀なり、然ども是理に過て事の用をしらざるものなり、切るに切る事あり、突につく事あり、事の用をしらざるときは物に應ずること偏なり、心剛なりといへども、形背くときは中るまじき所へあたり、事の理違へば達すべき所へ達せず、吾子が言の如きは、撰んで精しからず語て詳ならずといふものなり、心體開悟したりとて、禪僧に政を執しめ一方の大將として敵を攻むに、豈よく其功を立んや、其心は塵勞忘想の蓄へなしといへども、其事に熟せざるがゆへに用をなさず、且弓を引いて矢を放つことは誰もしりたる事なり、然ども其道に由らず其事に熟せず、みだりに弓を引き矢を發すときは、能く的にあたり堅きを貫くことあたはず、必其志正しくその形直く、氣總身に充て生活し、弓の性に悖ふことなく、弓と我と一體に成り、精神天地に滿るがごとく、引て彀(やごろ)にみつる時、神定つて念を動ずることなく、無心にして發す、はなして後猶本の我なり、物に中て後靜に弓をおさむ、此弓道の習ひなり、かくのごとくんば遠く矢を送りよく堅を貫く、弓矢は木竹を以て作りたる物なりといへども、我精神かれと一體なるときは、弓に神ありて其妙かくのごとし、是意識の才覺を以て得る所にあらず、其理はかねて知べけれども、心に徹し事に熟し修錬の功を積にあらざれば、其妙をうることあたはざる所なり、内志正しからず外體直

たがつて、縱横順逆のわざを盡し、易簡にして強ることなく、筋骨の束ねを正し、手足のはたらきを習はし、用に當り變に應ずるのみ、事に熟せざれば、心剛なりといへども其用に應ずることあたはず、事は氣を以て修す、氣は心を載て形を使ふ者なり、故に氣は生活して滯ることなく、剛健にして屈せざるを要とす、事の中に至理を含んで器の自然に叶ふ、事の熟するにしたがつて氣融和し、其ふくむ所の理おのづからあらはれ、心に徹してうたがひなきときは、事理一致にして氣收り、神定つて應用無礙なり、是いにしへの藝術修行の手段なり、故に藝術は修錬を要とす、事熟せざれば氣融和せず、氣融和せざれば形したがはず、心と形と二つに成て自在をなすことあたはず、

一、亦一人曰、刀は切る物なり、槍は突く物なり、此外何の所作をか用ひん、夫形は氣に從ひ氣は心にしたがふ、心動せざる時は氣動ずることなく、心平らかにして物なき時は、氣もまた和して此にしたがひ、事自然に應ず、心にものあるときは氣塞つて手足其用に應ぜず、事に心を住るときは、氣此に滯つて融和せず、心を容て強む時は其跡虛にして弱し、意を起して治するときは、火を吹き立て薪の盡るがごとし、氣先だつときは燥き、卜る時は凝る、己を守り待て應ぜんとすれば、見合せといふものになつて、みづから己を塞て一歩も進むことあたはず、却て敵のために弄せらる、懸の中の待、待の中の懸るなどいふことあしく心得れば、意にわたりて大に害あり、こゝを防ぎかしこに應ぜんとする中に、無手にして健なる者にあふて叩立られ、請け太刀になりて、打出す事あたはざる者多し、此れみな意にわたるゆへなり、かの無手なる者は應用の所作をもしらず、こゝを防ぎかしこを打むとする心もなく、生れ付たるすくやか者ゆへに、何の憚るゝこともなく、人を蟲とも思はねば、心を容て強むこともなく、凝ることもなくしまることもなく、待こともなくひかふることもなく、うたがふ事もなければ、動ずることもなく、向ひたるまゝにて思慮を用ることなし、心氣ともに滯ることなし、是世間に稱する所の大形の兵法者より氣の位は勝れたる所あり、然れども是を以て善とするにはあらず、彼は大水の推來る勢の如く滯なしといへど

天狗藝術論卷之一

佚齋樗山子著

大意

人は動物なり、善に動ざる時は必不善にうごく、此念此に生ぜざれば彼念かしこに生ず、種々轉變して止ざる者は人の心なり、吾が心體を悟て直に自性の天則にしたがふことは、心術に志深く學の熟せるにあらずんばあたはざる所なり、故に聖人初學の士において、專ら六藝を敎て先其うつはものをなし、此より修して大道の心法に原ね入むことをほつし給ふ、幼年の時より六藝に遊ぶときは、心主とする所ありて自鄙倍の辭氣に遠ざかり、玩物戲遊の此心を淫するなく、放僻邪侈の此身を危うするなし、外には筋骨の束を固くして病を生ずる事なく、內には國家の備へと成つて其の祿を徒しくせず、達して心術を證する時は大道の助となる、一藝小きなりとして是を輕んずる事なかれ、亦藝を以道とする誤りあることなかれ、

一、劔術者あり、曾ておもへらく、古へ源義經の牛若丸といひし時、鞍馬の奧に入て大小の天狗と參會し劔術の奧意を極めて後、美濃の國赤坂の宿において熊坂といふ强盜に出合て牛若一人にて大勢の惡盜どもを追拂ひ、熊坂を討留給ふといひ傳へたり、我此道に志深く修行し、年ありといへ共未だその奧意を極めずして、其こゝろ充ざる所あり、我もまた山中に入天狗に逢て此道の極則を傳へんと、夜中ひとり深山のおくに入石上に坐して觀念し、天狗をよぶ事數聲、每夜かくのごとくすれ共答る者なし、或夜山中風起つて物すさまじき折ふし、色赤く鼻高くつばさ生じてけしからぬすがたなる者、幾人といふこともなく雲中にてたゝき合、其こゑおびたゞしく聞ゆ、暫くあつてみな杉の梢に坐して一人の曰、理に形なし器によつて其用あらはる、器なければ其理見るべからず、太極の妙用は陰陽の變化によつてあらはれ、人心の天理は四端の情によつてあらはる、劔術は勝負の事なりといへども、其極則に及ては心體自然の妙用にあらずといふ事なし、然ども初學の士にはかに此に至ることかたし、故に古人の敎は形の自然にし

天狗藝術論敍

大凡爲二劍術之業一、要レ令下以二刀形一熟中支體上、故諸家混混而設二表裏數品之形一矣、蓋支體既整而知二變化之用一、因二形體之運轉一隨二變化之動靜一而覺二彼我之虛實一、正二己之心思一、而自知二未萌之勝敗一、所レ謂殺人刀活人劍全非下以二形體一論上レ之、心思手足能應二變化之法一、則生殺之柄在レ我而不レ在レ人矣、然近世以二刀法一鳴二於世一之士多焉、一流分二萬派一雷同而敎二子弟一、或說以二高遠之理一導二門下一能學レ之、則言レ治二天下國家一、或敎以二左右前後之刀形一而言三一人敵二十人一、或練正二心氣一則居而所レ向必言レ得二全勝一、嗚呼是皆高遠偏僻之敎而非二刀劍之正術一、習者亦受二授師傳之謬一、而因レ是以敎二子弟一、所謂一犬吠レ虛而萬犬傳レ實、學而不レ歎哉、是故失二其樞紐一而或苦二支體之業一、或勞二練心之術一者、亦不レ爲レ不レ少矣、粤有二佚齋樗山子者一、連年委二心於聖賢之域一、苦二思於武門之林一、然世之習二刀劍一者歎下失二其本一而馳二其末一泥二其理一而捨二其業一悉違中刀劍之正理上、而綴二天狗藝術論一帙一、以授二童蒙一、始託二天狗之妖言一而言二刀法之正理一、終談二兵馬諸藝之至理一、遂歸下充二養心氣一之論上而止、實使下士人一知中其要道上、且夫自レ淺至レ深自レ下至レ高者、則天下之綱紀、而此書盡焉、爲レ士者依二此敎一而學レ兵習レ劍、則恐庶二乎其不一レ差矣、

享保十三歲次戊申臘月良辰

東武江城豐島郡隱士　神田白龍子敍

も披見を免さず、祕して箱に納るものなり、

于ㇾ時正德六丙申歲孟春　佐野嘉內源勝舊

右嘉內、享保六辛丑年九月廿七日、佐野與次左衞門に改ㇾ之、元文三戊午歲二月七日朴仙致

柳生流新祕抄終

り、三尺の太刀に一尺五寸の小太刀を以て勝こと、思無邪の位にあり、此心持を丸橋と云ふなり、たとへば川に丸木の橋をかけ、是を渉らば少も片寄ることもならず、眞中を單身にて直ぐに往より外はなし、方ならざれば、足を止べきやうもなし、身體八脇ともに止る心なく、唯一筋に往く心持を丸橋と云ふなり、小太刀の習ひ、正成集に記されて、向上の事ども數ヶ條ありと云へども、流儀の奥薀なれば筆をやむるなり、某覺悟の所は様々の習ひの心持を、丸橋一つに束ねて、敵何やうに打とも、小太刀を突支て千變萬化にもかまはず、太刀のぴかりとする所へ、初一念を直ぐに打込むべきなり、打間のなき程ならば、敵の太刀とともに押込むべし、名人至極の位は天を伺ふが如くにして、愚意の沙汰するところにあらず、

一、宗矩の撓は、長さ三尺三寸に切り、柄七寸、小太刀は一尺九寸に切り、柄四寸にして、各竹と袋革のさきに三分ほど間を置かれしとなり、

一、木刀の削やう、飯篠山城守より傳受と云ひ傳へて詳ならず、削とき吉日を選て、右の寸法を以て長太刀一具にして小太刀を作らず、削やう祕事なり、

一、柳生十兵衞三嚴の木刀は、秀綱よりの傳受、紅聞日記にありと云ども詳ならず、三嚴は宗矩の嫡子なり、

一、宗冬の橈は、三尺三寸に切り、柄八寸、小太刀は二尺に切り、柄五寸にして、各革さきを突詰にせられしとなり、

一、宗在の橈は、宗冬の寸法を其儘用ひられて、又己が鷹權にせられしなり、

一、しなえの文字の事、昔より流儀に於ては橈と書來れり、然るに貞享二乙丑歲、宗在の領知和州添上の郡柳生の在所へ入部の暇を、將軍綱吉公より給り、翌年の春參府して綱吉公へ撓を進上あらんと、其用意をせられて、木下順菴貞幹をまねき、橈の文字を選れて、しなへの箱に始めて韟麗と書しむるなり、

以上

右者、某宗在の門弟と成しより、新陰を學ぶこと三十年に及ぶと云へども、いまだ其奥儀を傳へず、されども愚見の及ぶところを、今新に一冊に綴り、新祕抄と名く、正說を知らざれば還て誤を記し流儀に對し莫大の罪ともならん、此故に同學と云へど

浮舟

一、浮舟は、浦波より移つて波の懸引によく舟の浮く心持を、業に喩へて云ふなり、相手浦波の太刀を追取なをし、左足を蹈みこんで取直す左腕を切るなり、切られて引打ちに拳を横に拂ふを、向ふ足より送りかけ、すかさず乗りかけ、追詰て二星を勝て、太刀を引霞むとき、相手太刀を車に返して、眞向へ打ちこむを、鎬を以て右手の方へ打ちはらふなり、水上に胡盧子を打す、捺着卽轉するが如く、敵にまかせて波の浮き沈みに能く乗る心持を浮舟と云ふなり、

折甲

一、折甲は、かぶとを折くと云ふことなり、折くは切ることを云、折を切と訓じて、敵の頸を刎て切るなり、相手太刀を卷きかけて、逆手に被ぎこむとき、右手へひらき直つて、一拍子に八寸を横に切るなり、もし打損じて眞向へ打ちこまば、また弓手の方へ開き、左の如く勝べし、さかしまに被ぐものは甲の如し、是を横に切ことを折甲と云ふなり、

刀捧

一、刀捧は、十捧と訓じて、太刀を十文字にすることを云也、相手太刀を横にさゝげ、鎬に弓手を添へて抱へ込んとする其弓手を押へかけて、直ぐに切れば、互の太刀十文字に合ふなり、相手の弓手を柄へ取直すとき、拳へ詰めかけて十文字に押ゆるとき、相手、引打ちに卷返して打込むを、太刀を霞てうけ流し、二星を十文字に勝なり、始より終まで十文字に勝つ事を刀捧と云ひ、卷軸に名付をはんぬ、

一、猿飛の太刀數八箇にして、八名ありと云へども、總名を猿飛と名づけ、始より終まで猿飛の初手の心持にてつかひ、急々に勝なり、當流は皮肉をきつて骨をすかずと云ひて、深く勝つことを制し、二星の勝と云ひて、左右の拳を二度に勝つことを專に訓ふるなり、

丸橋

一、小太刀の稽古を丸橋と云ふなり、相手何やうに構るとも、其太刀さきへ吾が右手の肩をくらべ、單身にして太刀さき三寸へ小太刀をつけ、鍔を楯にして、向ふ足より直ぐに仕込なり、喩へば相手より衣紋をかけて打込むとき、仕懸の儘にてうてば、居ながらに二星を勝てば、敵の打は吾が打につれて外るゝな

子に筋違へていきをひを闕き、敵を弓手にあまして、太刀を霞むなり、相手太刀を追取なをし、弓手の脇坪へ打込むを、霞を返して請け流して二星を勝なり、取禁んとするは猛鳥の抓むがごとし、是を一拍子に違へて外すところは、燕の逆羽にかへして抓む物を餘すが如く、頓にかろく早く巡ることを燕廻と云ふなり、

月陰

一、月陰は、日月陰陽とつゞき、二字ともに極陰なり、月は形あつて闇夜を照し、陰は形なくして闇夜の如し、月の光りに陰を見ると云ふこと成るべし、譬へば闇夜に戰はゞ、敵の形みえず、吾が影も見ゆべからず、然らば何を以て相手にせんや、闇き所に物を尋ぬるが如く、太刀を以て地を拂つてみん、其探る太刀のひかりを目當にして戰べし、

一、業も斯のごとく、下段相車にかまへ、相手より向膗を見こんで打込む拳のうごきに太刀を連かけて打こめば、還て敵の向腕を勝なり、向の太刀の光りにうつして、吾が太刀のひかりを移しかへす心持にて、太刀に連れて移りうつることを月陰と云ふなり、

山陰

一、山陰は、月陰より移つて陰陽表裏なり、山は現はれて陽なり、陰はかくれて裏也、山に向つて後ろへ巡れば、前は後になりて後ろはまた前に成るなり、此心持を業に喩へたり、月陰の太刀、下段相車に構へて相手より肩さきを横にきるとき、足を前後に蹈みかゆれば、肩は自らに外れ、敵の後ろへ向つて腕をからんで勝なり、敵を右手へあまし後ろへめぐれば、前後表裏に成るなり、此心持を山陰と云ふなり、

浦波

一、浦波は、漫々たる海上大風に波のさかまき、打てば返し、返しては打つが如く、波の揉合ふ景色を業に喩へ、山陰の太刀を、相手追取なをして、弓手の脇坪へ打ちこむとき、太刀を霞みてうけ流し、車に返して二星を直に勝なり、太刀下より巻かへして拳へ打ちこむとき、跡へ引きはづして、又太刀を横に捧ぐるとき、二星をならべて切て落すなり、敵何やうに切るとも、請けては返し、巻きては打ちこみ、暫時も絕間なく波の南風たてゝ打つごとく勝つ事を浦波と云ふなり、

れば、殘る二人は前の人にせかれて、をのづから一人相手の様に成るなり、四五人のときも同じ事なり、太刀間遠くかゝれば還て取卷るゝなり、左右何れにても、一人を相手にとりて水月を越しかけて、一方より數珠を繰る如くに追廻して打つべし、是を總南風と云也、

一、右天狗抄は、相手待にして構ふるものに仕懸て、表裏を以て破て勝つなり、二具足、打物、二人懸は、祕して稽古を見せざるなり、

猿飛

猿飛太刀數八、急の太刀なり、

一、猿飛は、猿猴の身の輕きことを云、千丈の巖にもとび、木末を走るに、翼あるよりも自由自在なり、此妙をうるは一身二心滿て、一として止まることなき故なり、しか云へども其限あらん千尋の谷を越んとするに、彼の岸に生ひたる柳あつて吹來る風の靡ける枝に飛つきて、其拍子に向へ輒くわたる、是遠き境にちかき道なり、此かしこきを太刀に名付て猿飛と云ふなり、業の上にて云はゞ、立相凡そ三尺なれども、場を越えざる内は千丈の間あるに同じ、是を越すに、敵の太刀に乘て越すがごとく、清眼に構る太刀さき三寸へつくると否や、相手太刀を卷て拳へ打ちこむを、拳を拔きはづすなり、追取直して打込んとするを、直ぐに降す太刀に取直す腕を切て落すなり、相手の卷きかくる太刀は、柳の枝のなびけるが如し、是を使にして場を越し、太刀に乘りかけてよりは、毛頭も透間なく乘かけ乘詰て石火の如く打つなり、斯く云へばとて、業を急ぐには非ず、遲速ともに敵の働をのつとり、刄の上に身を置くが如く、少しも止る心なく、懸引に乘るなり、此心持を喩へて猿飛と云ふなり、また越絕書には、白猿兵法を傳ふと云ことあり、是より太刀の名とするか、何れにても心持は同じかるべし、

燕廻

一、燕廻は、つばめ巡ると云ふことなり、燕は至て羽の輕きこと何の鳥よりも勝れたり、喩へて云はゞ、猛鳥一文字に來て、燕をつかむ一拍子に、飛違へてやりすごすに、眼打よりも早し、これを業にたとへ、猿飛より燕廻へ移つて、眞向へ切るを、相手太刀を横にさゝげて、鎬に弓手を添へて十文字に取搦むを、一拍

二具足

一、二具足は、相手の兩手兩刀なり、左右の太刀を十文字にして懸るなり、此働きを見ん爲に十文字へ切懸てみるなり、相手弓手の太刀をさげて、片手打に右手の太刀をのばして拳を拂ふとき、左足を開き、直ぐに二星を勝て、弓手の太刀に殘心を置なり、もし其太刀を打出さば、以前の如く勝つべし、二刀を持つとも、一度に働の出るものには非ず、されどももとたんの打早き物なれば、立向ふより表裏あらんことを思ひて、目の働きを第一とすべし、一刀を持て二刀に相具すと云ふことを、二具足と云ふなり、

打物

一、打物、是も相手の兩刀なり、弓手に小太刀を持て打出すなり、是は氣前を奪はん爲なれば、立向より弓手に持物必ず打物ぞと心得て、右手の方へ仕懸て打出すとき、相手の弓手の方へ身をひらきて、中墨に打物をきれば、十文字に打落すなり、此働きの內より右手の太刀を片手打にのばして拳を拂ふを、體を居へて二星を勝なり、打物は方便の表裏なれば、是に心を止ることなかれ、打物を見付けて切落さんと思はば後手に成るなり、打出す拳の動きを心に持て、遠近の差別なく、打出す拳のうごきと吾が拳と相調子にきれば、打つくるものを中にて請合せて十文字に切て落すなり、此心持を手利劍を見て手利劍をなぐると云ふなり、中墨と云ふは吾が身通り眞直ぐに切ることなり、此心持にて太刀を指出しても、身の楯になつて打物を防ぐなり、急く心あれば還て喰違うて打物越なり、心持習練にあるべし、

二人懸

一、二人懸は、二人を相手にすることを云、左右何れにても、初太刀に切懸るもの先づ先請合せて、後太刀のものに疾く眼をつくる、其者後太刀を切かくるを請合せて、初太刀のものに眼を疾つくべし、かやうに幾度も弓手右手へ切分けて、目と太刀と互ひ違ひにつかふなり、此故にふた目づかひとも云へり、但し是は初心の稽古なり、まことは逆風の太刀の心持にて、左右へ入れ違へて、石を以て火を打つが如く嚴くきるなり、三人懸のときも右の心得なり、さりながら三人を眞向きにうけては、中に立つものの太刀防ぎがたし、左右何れにても車懸りに一方より追廻して懸

をひき出し、巡て勝つことを花車と云ひ、花を色とし車を巡ると訓じたる事成べし、古流には一足わきへ踏出し、遠近にはづして腕を十文字に切て、直ぐに前の如く一拍子に臥して二の目を勝なり、もし肘のかかりへ深く切こまば直ぐに臥して勝つべし、敵の變化によつて遠近長短は勿論のことなり、

明身

一、明身は、身をあくると云事成べし、互に働きを計て序を切る内に、詰かけて相手の三寸へ切かくる、其色につきて直ぐに拳へ切込むを、とたんの拍子をぬいて、中墨を外し、二星を十文字に勝つなり、身の字を心と訓じ、一毛大山を隔る心持にて、太刀筋をはづし、身を明けて敵の明き身を勝つことを明身と云ふなり、

善待

一、善待は、全うまつと云ふことなり、互に働きを計て序を切る内に、相手乗合を見て弓手の拳へ打込とき、體を居て切先へ三寸を以て乗るなり、乗られて引打に下より肘をはらふとき、鎬を押へて乗詰で二星を勝なり、始め乗るとき體を居て烏足にあゆみて、序破急三拍子に乗打に勝なり、善を全と訓じてよくまつことを善待と云ふなり、

手引

一、手引は、手をひきて勝つことを云ふ、互に序をきつて計る内に、拍子を鬭き拳を引さげて見する、其色につきて拳を押ゆるを、足を前後へ踏替へて、太刀下にて拳を右手へぬいて二星を勝なり、吾がこぶしを餌に飼うて相手の拳を引つけ、三寸をはづし、吾が拳をひきて勝つことを手引と云ふなり、

亂劔

一、亂劔は、みだれて切ることを云ふ、互に序を切て働きを計る内に、相手の右手へ仕かけて、弓手の足を右手へ踏替へ、單身になりて、片手太刀に身をはなれ、相手の太刀さきへ切先を打ちかくれば、相手太刀を打起して弓手の肩先へ打込むを、左手を柄に添て下より逆しまに二星を拂ひ、返す太刀に拳を片手太刀に上より切るなり、斯の如く敵を弓手につけて渦卷て打てば、巡ぐるにつれて敵の打は外れ、吾が打は二星を近く勝なり、入亂切合ことを虎亂とも亂劔とも云ふなり、

互に太刀のならぶことなり、習ひに大調子の小調子の大調子と云ふ事あり、大調子と云は無拍子の事なり、小調子とは太刀に拍子をもたせて打つことなり、敵小調子にきらば大調子に勝ち、大調子にきらば小調子にて勝つべし、皆以て相氣を闕くことなり、敵の小調子を大調子を以て勝つことを大詰と云ふなり、

八重垣

一、八重垣は、太刀を八重につかふことを云、相手清眼の上段に構へて居るものに、右手の足を踏出し、太刀を頭の上に切先をうしろへなして霞てかゝる、霞と云は太刀先をさゝえて拳を巻く事なり、相手詰懸るとき、足を跡へふみかへて太刀半分へ巻かくるなり、敵太刀をまきて拳へ打込むを、弓手の方へ足を入替へて腕を搦んで勝つなり、太刀を矢違につかうて身の郭（かこひ）にして、弓手右手へ入違へてきれば、少も中る事なし、此心持を八重垣と云ふなり、

村雲

一、村雲は、雲の風にさそはれて轉變することを云なり、敵の氣を計て序を切れども、それにもつかず、働きを見るものを引付るやうに、序を計り隅をかけて、吾右手の方へ直つて膝のほどに太刀をさげて見する、其色につきて拳をきるを、弓手の方へ前の身形を以てひらきなをり、腕をからんで勝つなり、其身形をまた前の如くきらば、元の場へ直て勝つべし、幾度も弓手右手へ移り替つて勝つことを、浮雲の風にさそはれて爰にあるかとすればかしこに移り轉る景色を、村雲と云ふなり、

一、右九箇は、相手待にして居るものに仕懸けて、變化にしたがひ破りて勝つなり、此故に九箇を破の太刀と云なり、

天狗抄花車（太刀數八、破の太刀なり、）

一、花車は、色につけて巡ると云ふことなり、相手待にして太刀の構もなく様子を見るものに、色を仕懸て働きを出さする太刀なり、三尺の場へ行懸つて單身にして右手の方へ太刀を捧げて見する、此表裏の色につきて弓手の肩先へ打込むを直ぐにうてば、降す太刀につれて敵の打は外れ、腕をからんで勝つなり、又二の目を打ん爲に、元の如く太刀を捧げ序を切て跡へ引くなり、色について來るものを弓手の膝を臥して八寸を勝つなり、待にして居るものを色を以て

まへ、體を居へ動かざる太刀さき三寸へ切かくるなり、其色につきて眞向へ切かくるとき、中墨(なかすみ)を外して右手の方へひらき直て、體を居て二星を勝つなり、體を固め動かざるものを色を以てやはらげ、吾が體を固めて勝つ心持を和トと云ふなり、

捷徑

一、捷徑は早道と云ことなり、捷はものの疾きことを云ふ、徑は小路と訓じ、敵小路に取籠り、上段にかまへて一打にと待ものを、無刀にとる心持を太刀にて稽古するなり、小路なれば互に太刀を振りまわすべき樣なし、弓手に柄をもち右手を鍔にそへて左の脇に拚込て、敵の心根を目あてに一文字に驅入て突んとするを、眞向へ切懸るとき、太刀を直ぐに被り、矢違ひに詰合せ、被りたるまゝに弓手の方へ太刀を摺落し突込むなり、小路に驅入てはやく勝つ心持を捷徑と云ふなり、無刀の習にて、太刀はもてども無刀の心になりて、白刄をつかんで直ぐに取すくめんと立向ふより、水月を越かけて入るなり、無刀はとらんとばかり思へば喰違ふなり、動く拳に掌を打合する心持にて、ぴかりとすると否に取るなり、是を種字手利劔と云ふなり、もし後手につきて敵の打外したる跡を取ることも有べし、必ず打外しを待ことには非ず、先は先にてとり後は後にて取るなり、此心持を翁陰(をきなかく)しと云ひて習ひにあり、

小詰

一、小詰は尖(するど)になじると云ふ事なり、相手の右手の膝に太刀を押當るがごとくに鋒先をさゝへて構ふるなり、此の形を獅子の洞出と云ひ、洞穴より猛獸のたけつて出るに喩ゆ、此太刀さき三寸へつけて弓手の肘を捧げ、相手の太刀さきを押ゆる、相手拳を拂ふとき、太刀を摺りこんで兩腕を押へ、詰めて勝つなり、此有さまを獅子の洞入と云ひ、鋒をもつて敵の胸板をつらぬくことを小詰と云ふなり、

大詰

一、大詰は大きになじると云事なり、相手淸眼にかまゆるとき、上段の太刀拳を楯にして敵の顏へ突かけて懸るとき、拳へ打込むを、身形を直ぐに跡へ外して、上より二星を勝なり、とたんの拍子をぬいて直ぐに打つなり、此拍子ちがへば相打に成るなり、是を栴檀の打と云て嫌ふなり、栴檀と云ふは二葉と訓じて、

刀身を放れて相手横清眼にかまゆるを、水月を深くこして上より下へ拳を打落し、太刀とともに身を沈むなり、打外したる拳を直に上より相手切るとき、後ろへ身を引て敵の二星を勝つなり、初め敵の太刀下に入りて沈める體を、敵の刄に祕るゝと云ひ、敵に打外させて上へなつて勝ときを、刄の背(むね)に祕るゝと云べし、よくかくれたる時は、かならず勝つべし、水月と云ふは立相三尺のことなり、互にあたらざる場なり、これを中りかけて行ことを越すと云ふ也、越すところ樣々あり、懸待有を以てこす、敵のあそびをこす、遊びと云ふは働きの拔くるところなり、移りうつす眞の水月などと云ひ、向上の習ひあり、

逆風

一、逆風はさかしまに吹く風と云ふことなり、相手清眼にかまへ居るものに仕懸けて、袈裟がけに前後へ足を踏みかへて、左の方へ太刀を車にまわして打拂ひ、返す太刀に腕を搦んで切るなり、拂ふ太刀振もどす太刀は、さながら弓手右手へ入違うて風の吹がごとし、此ありさまを逆風と云べき、幾度も敵の打つに隨つて弓手の足を右手へ踏み、右手を弓手へなし、敵と反して勝つなり、

十太刀

一、十太刀は十文字の太刀と云ふことなり、習ひに種字と云ことあり、種を十と訓じて十文字に太刀の合ふことなり、種字手利劔とつゞき、手利劔は拳の動きを見る習ひなり、動きは心より發て手にわたり、動き初る物は拳なり、其動きに吾が太刀を十文字と合することを十字と云ふなり、互に働きを計て序を切ども、其色にもつかざれば、拍子を鬭て沈龍のごとく沈み、脇構にして太刀を臍の通りに突出し、拳を見せて敵と吾と十文字に直るなり、其鬭拍子につきて拳を押へて來るものを、下より八寸を十文字に勝つなり、八寸と云ふは柄のことを云ふ、二星の勝なり、此手利劔を見て十字に合することを十太刀と云ふなり、うたれて引くにしたがひ、殘心に太刀を置こと前に同じ、

和卜

一、和卜はやわらぎしむると云事なり、和ぐと云ふは仕懸けのことなり、是を色と云ひ、色につきて働きを出させて勝つことを卜と云ふなり、相手清眼にか

心なり、

半開半向

一、半開半向は、半分ひらき、なかば向ふと云ふことなり、立向ふより、敵の右手へ仕懸て、右手の足に吾が右足をくらぶれば、半分開きて半身向ふなり、偖さゝへたる太刀さき三寸へ太刀をつくるとき、拳を見込て敵より打込むとき、敵の弓手へ兩足をはこべば、打はをのづからに外れて、半身向ひ半分ひらきて二星を勝なり、打れて引くにしたがひ、殘心に太刀をつくること前に同じ、殘心につくるとき又前の如くきらば、又半開半向にして勝つべし、斯の如くすれば、敵を弓手になし右手になして入違ひ、何ヶ度も同じ如くに勝つなり、此心持を習ふには遠近の勝と云ふなり、

右旋左轉

一、右旋は右へまわり、左轉は左へめぐると云ふことなり、互ひに働きを計り、相手の弓手へ序を切りかくる、序に乘て拳をきるとき、太刀下を吾が弓手の方へぬけて右腕を勝なり、是を右旋と云、又序を相手の右手へ切かけるとき、相手こぶしをみこんで切るを、吾が右手の方へ足をはこびて二星を勝なり、是を左轉と云ふ、夫は左轉し他は右旋するがごとく、右は左になし左は右になして勝なり、是を陰陽旋轉の機と云べし、序切は敵の氣を計り、序より破に移り、急に勝しめんが爲なり、

長短一味

一、長短の一味は、ながきも短きも一つのあじはひと云ふことなり、互ひに計て序を切れども、切出さゞるとき、拍子を鬬て下段に直り、太刀を臍の下に持て弓手の肩をさし向けて、體向の肩を切るとき、眞向きに手を一ぱいに打込めば、三尺の太刀は九尺柄の槍と同じ如くに延びて、二星を勝つなり、沈龍のごとく蟠りたる體を延ぶることを長短の一身と云ひ、一つの身を以てのべ縮めて勝つ心持を一味と云ふなり、

一、右五つの太刀は、五箇の身を守り、待にして三學を以て敵の懸を勝なり、此故に序の太刀にして、靜につかふこと常の稽古とするなり、

九箇必勝（太刀數九、破の太刀なり、）

一、必勝はかならず勝つと云ふことなり、必は祕の字に訓じ、太刀に身をかくすと云ふこと成べし、片手太

の働を待て打出すなり、此體五箇の身と云ひて五箇條の訓あり、身を單になし敵の拳を吾が肩にくらべ、吾が拳を楯につき弓手の肘をのばし、先の膝に身をもたせ、跡の足をのばす、此五つなり、又是を三つにつづめて三學と云ひ、手と足と太刀の働きを專とするなり、是を司るものは一心なり、車の構と云ふも同事なり、車は軸を以てめぐるなり、司るところ一心にあり、事理一體するものを兩輪に喩たるなり、

一、南泉と云へる僧、一刀をもつて猫を兩斬すと云ふこと、無門關に見へたり、堂下に僧あつまつて一つの猫を爭ふ、泉一刀をとつて斬猫す、此故事をとつて太刀の名に斬の字を段と訓じて一刀兩段と卷頭につくると云ひ傳へたり、泉の心は甚深微妙にして言語を放れつべし、されども此心持を、兵法になぞらへて自問自答に愚案るところ、爭はるゝ猫は敵味方の元來の一物なり、此病を截斬せば敵もなく味方もなく無事にして、執レ手倶行二山下一が如くにならん、兵法もかくのごとく吾を妨るものを敵と云ふ、此病を一刀兩斬して無事になさん、如何として兩斬せん、不動智を以て切べし、如何なるを智惠と云ふ、動ざるときは鐵石の如く、動くべきときは大きに鳴動するを明王の體と云ふべし、如何して明王の位には至るべき、師の訓を受てはじめに一刀兩段の太刀を習ひ、百千萬の業を稽古鍛錬熟して、上手名人の位を經て元の一刀に立歸り、業をすてゝ神妙劔となつて、自由自在なる不動明王と一體の位に至るべきなり、

斬釘截鐵

一、斬釘截鐵は、くぎを切りてつを切ると云ふことなり、是を業にするときは、相手淸眼に構る太刀は、鐵の棒を楯にするが如く、かこひつめて居るなり、此太刀さき三寸へ割て太刀をつくる、割と云ふは鎬の上に付ることなり、其太刀を相手横にうち拂ふとき、拂ふ太刀に吾が太刀と共に摺こんで車に返し、左身を入れてさゝゆる太刀を、斬折り截碎くがごとくに、透間もなく嚴しく右の腕へ打込なり、切られて引に隨ひ殘心に太刀をつくるなり、殘心を勝つ心持前に云ふ如し、古流は斯のごとし、當流には所作をくつろげ心差を強くこめてつかうも、畢竟同じことなり、斬釘截鐵の心持を禪には拔釘拔楔と云ひ、智見妄病を拂ふと云ふ、兵法にては敵をきつて拂ふと云ふもおな

に伊勢守に任せられたるか、是より柳生氏の元祖故但馬守菅原宗嚴に傳へ家流となり、同但馬守宗矩、同飛驒守宗冬、同對馬守宗在、同備前守宗弘に及び五代なり、昔往は陰流と云ひ、後に新陰とは云へる也、有とき宗嚴師に對し無刀の工夫を物語ありしに、信綱其功を見玉はんとて、撓を取て向ふ、宗嚴は無刀にて、互にうたんとらんと暫しはめぐりあふ、信綱せかれけるか、撓をすてゝ眞劔を取玉ふ、其とき宗嚴伏して仰けるは、流師にたいし全くあらがふべきに非ず、修行のほどを見せ申さん爲なりと、言葉を盡して申されしかば、信綱色をやはらげ感心ありて、全う至極の位にして、師の及ぶところに非ず、今よりは一流を立られよと甚悦びの眉をひらきて、此時新の字を給ひて、冠に置しむと云へり、正說知ざることなれども舊弟の演說なりと、宗在の累代の家臣庄田氏正俊語りしなり、亦武備志には新影と書たり、何れか辨へがたし、所謂ありて陰流とは書たるべし、愚見には陰は茂れる草村を見るがごとく、流儀の奥藴とや云ん、流は一滴よりながれて四海に溢るべきなり、

三學　一刀兩段太刀數五序の太刀也

一、一刀は、ひとつの劔を以て、兩段とふたつに分つと云べき、是より二と業の成數ならん、始るところは、諸流皆以て一刀なるべし、一は無極なり、大きに動き働ひて二とは成べし、是を兩段と云ひ、段の字を斬と訓じて、一刀を以て敵を二つに斬と云ふ心にて、一刀兩段と云ふか、此構へ下段にして車の太刀なり、巡り打ん爲に弓手の肩をさし向けて見せ、敵より肩を切るとき、車に打こめば、身の捻りにつれて肩はをのづからに外れ、二星を勝なり、二星と云ふは敵の兩拳なり、うたれて引くに隨ひ、居直りて太刀をつくるなり、付くると云ふは殘心を勝心持なり、始めには右腕をきり後には左腕をきる、是を殘心の勝と云ふ、岑谷の目付けと云ふ習ひこゝにあり、餘以て同事なり、岑の目付けと云ふは右腕なり、谷と云ふは左の腕なり、敵と吾と反して岑は谷になり、谷は岑になつて勝こと口傳なり、

一、此太刀を名づけて沉龍の太刀とも云ふなり、下段にしづめる形は龍の水底に蟠りて居るがごとし、此故に沉みてかまへ、太刀を臍にあつるが如く持て、敵

領二柳生庄一、他日有レ故避二舊地一經二歷于他邦一死二于客中一、時六十五歲、故二男宗矩又右衞門、改二但馬守一、嗣二家秩一、文祿三年初奉レ謁二神君一、慶長五年上杉景勝謀叛之時、相二從麾下一赴二野州小山及濃州一、此時賜二書於父宗嚴一曰、關西近亂、在二其處一以宜レ盡二忠功一矣、石田敗死而天下混一之後賜二舊地柳生庄於宗矩一、後年自二相國公一加二賜采地一千石一、其後將軍家常召レ之學二新陰流之兵術一、大神君及相國公大猷院殿三公共辱レ賜二誓書一、殊大猷院殿顧問尤頻也、奉レ獻二印可之書一、時爲二其報賞一賜二正宗短刀一、先レ是因二鈞命一勒二大監察之職一俗云大目付、頻加二賜恩地一、而遂封二一萬二千五百石之侯一、其餘賜物不レ可二枚擧一數辱レ見レ枉二駕于宗矩別墅一、寵遇尤厚、有二二男子一、嫡號二三嚴一十兵衞、早世、二男號二俊矩一主膳正、飛驒守、俊矩生二宗冬一飛驒守、奉二仕大猷院殿一、且爲二兵術之師範一、宗冬生二宗有一對馬守、宗有亦爲二將軍家之師範一、世繼二箕裘一而以二其術一鳴者也、

愚案、此術於二本邦一所二自來一尙矣、頃年大明茅子撰集武備志猿飛猿回等手法出、謂、以二刀法術一專爲二倭奴藝一、載以二新陰流刀術一、又日向守愛洲移香者、詣二鵜戶權現一祈二刀法精熟一、而夢神現二猿形一敎二神妙奥祕一、名鳴二于世一、呼曰二陰流一、載二武備志一、亦以二猿飛猿回等手法圖一、其徒上泉武藏守、或作二伊勢守一、信綱用レ心損二益之一稱二新陰流一、以上所二名義因出一、然上泉氏周擴二此術于萬邦一、其流傳來者柳生但馬守也、

木刀寸法

一、木は枇杷を本とす、又樫木をも用ゆ、但枇杷には過べからず、枇杷は打合に木の窪むこと無く能とす、樫木の時は赤樫を好む、長さ三尺三寸三分、柄の小口鎬より刃の方徑り一寸餘、身幅七分に削べし、切先尖り無く丸く、少し劔形をつけべし、鎬はせまく刃の方は廣くまろみを付けて削なり、刃形薄ければ打合に惡し、

柄の小口の形如レ此、

新陰流は上泉伊勢守藤原信綱を元祖と云傳へたり、此人前の名を武藏と云へるか、兵書の内に武藏信綱ともあり、何れか分明ならず、實名同ことなれば、後

柳生流新祕抄

本朝武林傳曰、柳生菅原、傳曰、昔年天照皇太神開二天岩戸一出現時、天香久山岩戸分爲レ兩、其一者飛二行虛空一、其一者留二在和州一、號二其地一曰二神戸岩一、靈驗顯著也、神戸岩邊有二四箇庄一、所謂大柳生庄、坂原庄、邑駞庄、小柳生庄是也、神代以來靈地而藤原基經幷二領四箇庄一、其六世後孫大師藤原賴通、以二四箇庄一寄二附春日社一、以爲二神料地一、時此岩鳴動多時而止、衆皆以爲レ愜二神慮一矣、時長曆二年也、爾來朝廷每レ有二吉祥一必鳴動、後年定二春日神職領一、大柳生庄右京利平也、坂原庄左京基經也、邑駞庄修理包平也、小柳生庄大膳永家也、是柳生元祖也、相分各爲二四箇庄主一、以頒二領之一居焉、家傳云、永家者菅原餘裔也、世相續而領二小柳生庄一、至二後醍醐帝之時一、有レ故失二其地一而往二他邦一、其一族之庶子爲レ僧入二和州笠置寺一、爲二衆徒列一曰二中坊一、元弘元年醍醐帝避二北條高時逆難一、潛二幸於笠置寺一、時有二南木之瑞夢一、帝自圖二于楠木兆一而曰、此近傍有二稱レ楠者一乎否、時中坊勅答曰、河内國金剛山麓有二楠多門兵衞正成者一、當時勇謀之名鳴二于四方一、是其人乎、帝遂登二庸正成一爲二將帥一、重祚之後賞二中坊一授二賜柳生舊領地一、中坊雀躍、則召二其兄永珍一讓二其地一、從二永家一至二永珍一之間家系少斷絕而不レ審、故永珍以來系詳不レ見レ譜、永珍中坊播磨守、百歲而死、生二家重一、備前守、八十歲而卒、家重有レ子稱二道永一、三河守、七十歲死、道永生二家宗一、孫次郎、家宗爲レ人勇略武毅絕二倫常人一、且長二楊由術一、每レ戰無レ不レ顯二勇譽一、有レ子稱二光家一、新六郞、仕二細川高國一、高國沉落後還二仕柳生庄一、與二伊賀國人一相戰數有二戰功一、遂戰死、時七十歲、光家生二重家一、因幡守、七十九歲而死、重家有二一男一、稱二家嚴一、美作守、屬二三好修理大夫長慶一數有二戰功一、天正十二年卒、春秋八十九、家嚴生二宗嚴一、但馬守、屬二三好長慶及松永彈正一數有二戰功一、兩人感書有二數通一、此人能達二新陰流之刀術一、當時之侯伯爭來爲二門弟一學二習其術一者不レ少、源義昭將軍及織田信長等贈二簡於宗嚴一以招レ之、遂往仕二信長一、信長使下柴田勝家瀧川一益佐久間盛政率レ兵入中大和國上、時宗嚴爲二嚮導一、後年因レ病薙髮潛二居于柳生庄一消二歷殘年一、慶長五年役以來始拜二謁大神君一、大神君亦平日召レ之聞二其法術一、同十一年卒、八十歲、宗嚴生二二男子一、嫡號二嚴勝一、新二郞、屬二筒井順慶一、大和國城主、

あらず、何に向て勝事を樂み、何れに向て負くる所を悲まんや、人間無常の習、其得失は唯天道自然の妙理也、故に敵に向ふ時勝負の是非を念はず、一心生死を放ち、命は任二天運一、義を守りて不レ臆時は十方に敵無し、敵無きときは何を以てか負けん、千萬劔一劔の祕密也、能く是を知るは智也、能く是を行は勇也、智と勇と術と相兼る者を當流劔法之明達と是を云ふ也、

一、彼と我と分て不レ思に來り、不レ量に去り、待つ所に不レ來、行く所はふせぎ、我如レ此なれば彼も亦同じ、其不レ思所を撃ち、其不レ量所に應ず、其變無窮に而其化無レ常、自然之妙理を得て萬機に應ず、是を事の勝負と云也、彼と我と一體一心にして我思ふ所を彼も思ひ、我量る所を彼も量り、動寂唯一物に、而鏡に向て影の移るが如し、勝たんと欲せば則負け、不レ負ば亦勝ことなし、自然の理と云とも當然の事と云とも不レ然、事理之有無を滅却せずんば誰か是に勝たん、不レ勝ば是術之不二本心一、勝たんと欲するも亦術之本心に不レ有、故に術を放捨して別傳の高上に至らは、何ぞ對する敵有らんや、若茲に來て向んとせば自ら殺し、向て不レ來者は自滅すべし、是殺人刀活人劔、

右兵法劔術之事理傳來之口傳、去る承應二癸巳暦於二武州江戸一書レ之、公依二執心一今亦別而寫レ之、則口傳以而授レ之畢、全他見不レ可レ有レ之者也、

寛文四甲辰暦林鐘仲旬

古藤田彌兵衛尉俊定自書レ之

刀口傳之太刀於二末代一爲レ無レ違レ之、

見ぬ人に何と語らん津の國の
難波の浦の春の明ぼの

事至極處則難レ説、理至極處則難レ明、

伊藤一刀齋景久
古藤田勘解由左衛門俊直
古藤田仁右衛門俊重
古藤田彌兵衛俊定

一刀齋先生劍法書 終

也、たとゑ事に功在りとも事實の理無き者は勝利を得難し、事不功たりと云ども、實を以て是を學ぶ者は勝利を得ること何の疑かあらん、誠に此術は士の一藝勇英の具是也、故に我其實を選て是を傳へ學ぶ者、謹而是を祕するは英士の實也、目前之事、山のあなたと示は術之掟也、

一、事の利と云は、我一を以て敵の二に應ずる所也、譬ば撃ちて請け、外して斬る、是れ一を以て二に應ずる事也、請けて打ち、外して切るは一は一、二は二に應ずる事也、一を以て二に應ずる時は必勝つ、一を一、二を二に應ずる時は或は負く、一を二と行く時は忽ち負くる者也、強弱輕重順逆遲速進退、何れも能く是を考へ執行すべし、

一、劔刀に長き短きの分ち是有り、我長なる時は體を以て利を寫し、吾短なる時は體を以て利に移る、長短等則は移寫其機に因て變化すべし、雖レ然彼と我と事理平等に而其得失を考ふるに、長は短を利するに過ぎず、短は長を打に過ざれば不レ及、是其形に一得備るが故也、事は形を以て本とする利有り、故に其形一得を備る者は事の變化行ひ易し、變化行ひ易き時は其利も亦自ら正し、雖レ然長短は自己の手に應じ心に得るを以て是を用て可なり、故に我傳に劔刀の長短寸尺定法なし、長は雖レ爲レ利我に不レ應ば是を用て全利なし、短は不及之利たりと云ども我是を得る時は却て利あり、故に長に而短をあざむかず、短にして長に不レ奪を、長短一味之傳授と云也、然るを劔刀の長短に拘はり、或は其及を選む心、其器に拘はるときは術の本心を失す、我心に吹毛の利劔を帶する者、何ぞ刀劔に拘はらんや、たとゑ利劔を提ても肉を不レ切ば是鈍刀也、鈍刀を提ても骨を碎くときは是則利劔也、一心清蕭の刃を能く磨く者は提ぐる所の刀劔は則吹毛の劔也、是本末具足の一刀劔、あだかも心身を離るゝ事無く、時に順つて殺活自在也、夫れ長は勝ち短は負く、長短等しくば一たびは勝ち一たびは負く、不レ足レ勝不レ及レ負、相對者は或勝ち或は負く、是理の順也、然るを己が分限を知らず我れ堅固に而他を害せんと欲す、是非レ道也、勝負の根元は自然の理にして是非全く計り難し、不レ思に勝ち、不レ量に負く、可レ勝に却て負け、負くべきに全く勝ち、或は倶に死し或は倶に生ず、善にて亦不善、惡は惡にして亦惡に

殺す者也、向殺の二つは一體一用之事也、向を以て殺し、殺を以て向ふ者也、劍刀の發り當の强弱、劍勢本末の備、劍體前後の口傳、其得失は皆事の執行より劍心不異之全體に至て、臨機應變の事自在也、此理徴妙にて傳て是を示しがたし、學で是に至りがたし、實に以心傳心の妙理也、其寒温自知する者は、先師一刀齋の骨髓に符節を合するが如し、

一、勝負之要は間也、我利せんと欲すれば彼も利せんと欲す、我往んとすれば彼亦來る、勝負の肝要此間にあり、故に吾傳の間積りと云ふは、位拍子に乘ずるを間と云也、敵に向て其間に一毛を不レ容、其危亡を顧ず速く乘て殺活之當的能く本位を奪ふて可レ至者也、若し一心間に止まるときは變を失す、我心間に拘らざる時は、間は明白にして其位に在り、故に心に間を止めず、間に心を止めず、よく水月の位に至るべき者也、無理無事の一位を水月の本心と云也、故に求むれば是水月に非ず、一心清靜にして曇なき時は萬方皆水月の如く不レ至と云所なし、古語に云く、遠不レ慮則必ず近き憂在りと、故に間に遠近の差別なく、其間を不レ守、其變を不レ待、人に致されずして疾く其位を取るは當の一的なり、若夫血氣に乘じて無落着する者は、我刃を以て獨り身を害するが如し、

一、敵の事を以て我事とし、敵の利を以て我利とす、是鸚の位と云也、强を弱を弱く擊つ者を擊ち突く者を突き、千變何も如レ此、是を敵の事に向と云者也、强を弱を强く擊つ者をくるもて外にす、萬化之利何れも如レ此、是を敵の利に隨ふと云也、實を以て來る者には實を以て向ひ、虛を以て來る者には虛を以て隨ふ、敵能而不レ能ことを示す時は、我も亦能而不レ能事を示す者也、術は實を備て虛に變じ、或は虛を示して實に轉ず、敵に向ふ時愚にして先づ負くるは謀の利也、誠に兵者詭之道也と孫子も云り、故に一偏に是を心得る者は敵に因て轉化することあたはず、

一、一劍一理を主とするときには一心不變の位に備る、是思無レ邪と云、前に書するが如く術也、至極也、是を單刀と云也、單刀は敵の無形無色を討つ事、理未發の以前を全く勝つ事の高上也、されば太公曰、兵勝之術密察ニ敵人之機一速乘ニ其利一復疾擊ニ其不意一當流の劍法を學ぶ者は、此理を能く觀じて其法を執行する時は、術の高下によらず自己相應の道理を得るもの

の如く、動くに至ては電光石火も及びがたし、是れ一心先後に不レ止が故に、一理萬事に通應する者なり、雖レ然事は自己之心身に能く得たる所ある者也、故に先の事を得たる者は專ら先を守て利を得、後之事を得たる者は專ら後を用ひて利を得る者也、强弱輕重之所作何れとも然り、理を以て觀レ之ば、偏たりと云ども、其事能く身心に得る者は、外に求る利なし、他に向て是を不レ求、一心其所作に轉せず、是則ち先後不レ止の道理に叶ふ者也、能く術に達する者は先に止りても先に不レ奪、後を守ても後にとられず、事を守りても心其事にそまず、理に着しても事利に不レ取、形在るかと欲すれば全形無し、形無きかと見れば正に形あり、是を邪正一如之位と云也、理を離れて勝つを術之達者と云也、蓋し究竟窮極不レ存二軌則一と云、是を心に得、是を手に應ずる者は、心は心、事は事、我は我、敵は敵、何に向て何をか求め何をか捨ん、一事の祕傳と云ふも一事之位に至るべき道也、誰か其道を守らん、若し守て是に學ぶ者は未レ至が故也、雖レ然未至らざる者は不レ學不レ能レ至レ事、故に一事之祕傳を以て先後に不レ止るの道理を示す者也、

一、先に體用の二つ在り、(業に發するを體といひ、心に用ふるを用と云ふ、)其備不變にして無事を以て攻むるを體之先と云、旣に其位變じて所に隨て形を現ずるを用之先と云、傳に云へり、體之先は體を以て攻め用を以て守る、是敵の利を奪て其備を破り、合するを以て攻む、其利を表とし其事を裏とする也、用の先者用を以て攻め體を以て守る、是敵之備を破て其事を奪ふ、離するを以て攻む、其事を表とし其利を裏とす、若し體用攻守之事理を知らず、妄りに一乘して勝んと欲する者は、首を延て討れ手を出して斬らるゝに同じ、能鍛錬すべし、

一、後は敵之體と云、用を利する二つ也、(利は自然の勢を云、)敵體を以て利せんと欲せば其志す所に隨て其用を可レ殺、用を以て勝んと欲せば其現ずる利に應じて其體を破るべし、來て殘る者を末に應じ、不レ殘者を本に隨、本動じて末靜なる者を其本を利し、本正して末亂る者を殘て是に應じ、本末倶に動ずる者は其過を殺し、本末倶に靜なる者は其誤りを利すべし、雖レ然其形に隨て其色を追へば奪るに利在り、事利其先に奪るゝ時は後に利なし、故に我が傳の後は其形に向て其色を

を學ぶ者一理之執行此の如くなり、高上に至ては一心不亂と云沙汰も無く、一理敬する差別もなし、內外打成一片にして善も無く亦惡もなし、千刀萬劍を唯一心に具足し、十方に通貫して轉變自在也、是一心の執行を以て傳授を離れ、別傳之位に至る所也、事にて利を先立てざる習と云ふは、水月を能く守り邪氣を不レ生ば、千變は其一より轉ず、一は無形全體也、譬ば水の如し、水に常の形なし、故に能く方圓の器に隨ふ、體を先だてざる習は劍前體後之傳授也、此術は其及を以て利をなすの法也、故に劍あれば事在り、事有れば理在り、心は事之本なり、體は劍之本也、（體は氣に依て動き、氣は心の向所にしたがふ、故に心變すれば氣變じ、氣變すれば體へんず、）其本裏に在り末表に有るを實と云ふ、是順也、末裏に在て本表に在るを虛と云、是逆也、實は必勝の位、虛は不定之勝なり、利事よりも先んずる時、事何を以てか變に應ぜん、體劍よりも先だつ時、劍何としてか人を害せん、故に能く其本を正して而して其末を治むべき者なり、劍體本末正に至る事は事理執行之功に有り、事外にあらはるゝ者は外に應じて其內を利し、事を內にもつ者は內に隨て其外を勝つべし、內外之緣に因て其このむ所に應じ、其にくむ所に隨ふ、其虛實を能く見て本を攻めて本末ともに勝つ、故に事を以て是を攻むる時は利是を守り、利を以て是を攻むる時は事是を守る、內外專ら攻むる時は過表に在り、內外全く守る時は過裏に在り、攻むるは是れ守る所あるが故也、守るも亦攻る利有る故なり、故に攻むるも攻むるに不レ有、不レ攻ば不レ得ニ勝利一、守るも守るに不レ有、不レ守ば勝利なし、是を殘不殘の傳授と云ふ、皆事之雖レ爲レ行、本を能く不レ正ば末何ぞよろしからん、本末俱に能く正しき者は千變自由にして、萬化心に不レ求とも、節に當て自ら變化宜し、

一、事に利を持つを先を守ると云、利に事を持つを後を守と云、先に止まる時は則ち後に利なく、後に止る時は則ち先に利無し、事理先後に不レ止を術之主要とす、故に先後は敵に有り、我是を守るにあらず、先後一事之傳授と云者、全く先に不レ有後にあらず、先なる時は後も是に兼ね、後なる時は先是に備る、强弱輕重諸の所作何も同じ、其事一にして而も二なり、二にして亦一也、天に有るかと見れば忽ち地に發し、地に發するかと見れば端的天に在り、靜なること山

構なし、其用捨は己に在り、構を以て利せんと欲する者は、外實にして內必ず虛す、是を構に心をとらるると云ふ也、內外虛實之差別なきを、當流に無形之構と云ふ、誤て心を構にとらるゝ者は、合ふ時は卽勝つと云ども、不ㇾ合時は忽ち負く、必勝は構にあらず、事理の正しきに在り、雖ㇾ然構は千變萬化の强弱輕重の體の故に、無形の構にして陰にあらず陽にあらず、其形在りと云ども心其構に不ㇾ止を無形之構と云也、構心に不異之位と云ふは、無形之全體也、千變萬化之事は物に應じて形を現ず、是其全體無形なるが故也、

一、威は節に臨て變せず、其備正明にして事理に轉せられざる全體を威と云、動せずして敵を制するは威也、是を不轉之位と云、すでに動じて敵を制するは勢なり、轉化之位とは是を云ふ也、威は靜にして千變を具す、勢は動じて萬化に應ず、故に威を以て敵に合て、勢を以て敵に勝つもの也、威と勢とは二つにして一つ也、一つにして亦二つ也、威に勢あり勢に威在り、不ㇾ轉者は無爲之全體、其威十方に通貫して、恐るゝ敵もなく疑もなし、不ㇾ求とも威は自ら我に備り、勢は自ら其威に任り、

一、移（左より右へうつるい也、）とは月の水に移るがごとし、棒心（棒心とは心の物に付くの意也、敵と我と立合に不過不及、程よくすゝむ意なり、）の位と云ふ、着くの事也、寫とは水の月を寫すが如し、是を殘心之位と云、離るの事也、理を以て是を示す時は、水月の傳授と云事にて、是を傳ふる時は移寫と云也、眼を以て見る所を目付と云、理を以て守る所を移と云ふ事にて、攻るを寫と云也、水月に遠近の差別無し、若し遠近を攻めんと欲する者は、却而移を失す、是を移に心をとらるゝと云ふ也、心は水月之不ㇾ變に至り、事は敵に因て棒殘の宜しきを用ふる時は不ㇾ勝と云ふことなし、月無心にして水に移り、水無念にして月を寫す、內に邪を生ぜざれば事能く外に正し、語に云、一月は一切之水に現じ、一切之水之月は攝す、

一、理は事よりも先立ち、體は劍よりも先んず、是れ術之病氣也、他に向て其事理を求むる故也、臨機應變之事は思量を以て轉化するにはあらず、自然之理を以て不ㇾ思とも變じ不ㇾ量とも應ずる者也、故に我に應ずる所の一理を敬して思量分別を不ㇾ發、一心不亂に勝利を不ㇾ疑、能く本分之正位に認得すべし、此法

一刀齋先生劍法書

夫當流劔術之要者は事也、事を行ふ者理也、故に先づ事之執行を本として、强弱輕重の進退之所作を、能く我心體に是得て而後其事、敵に因て轉化する所之理を能くあきらめ知るべし、たとゑ事に功ありと云とも、理を能く知らざれば勝利を得がたし、亦理を能く明して知たりとも、事に習熟の功なき者何を以てか勝つことを得んや、事と理とは車之兩輪鳥之兩翅の如し、事は外にして是形也、理は内にして是心也、事理習熟之功を得るものは、是を心に得是を手に應ず、其至るに及ては事理一物にして内外之差別なし、事は卽ち理也、理は卽ち事也、事之外に理もなく理を離れて事も無し、然るを術の學者、事一片に止りて理の邪正を知らず、或は着して事の得失を知らさんこと是れ偏也、事理偏着する時は敵に因て轉化することあたはざる者也、故に當傳之劔術、先師一刀齋より以來、事理不偏を主要として、劔心不異に至る所之傳授を祕書とす、予當流の末葉として此術を學ぶと云へども、愚才不功にして其妙所を知らず、雖レ然弟子之執心默止がたきに因て、傳來事理の大方、今改て一紙に是を記す、實に管を以て天を窺ふが如く、後見の嘲りを求るに似たり、

一、術者、負る所、勝たざる所を知るべし、負る所と云ふは先づ勝つ所なり、勝たざる所と云ふは敵の能く守る所なり、其負くる所我に有り、勝ざる所敵に在り、妄りに勝たんと欲する者は敵の勝つ所を知らざるが故なり、我勝たざれば不レ負、我負けざれば不レ勝、故に十分之勝に十分之負あり、十分之負に十分之勝あり、勝ちて負くる所を知り、負けて勝つ所を知るは術の達者也、我が事理を正し、彼が事理を察して、敵に因て轉化すべし、孫子曰、知レ彼知レ己百戰不レ殆、不レ知レ彼而知レ己一勝一負、不レ知レ彼不レ知レ己毎レ戰必敗、

一、構は、天中地陰陽之五形也、各其一五つの變有り、古傳に構を陰陽の二つに定り、體中之劔、劔中之體と云ふは是也、陰之構に陽之變あり、陽之構に陰之變在り、故に其構に得失なし、何れにても手に得、心に應ずる構を以て是れ用ふべし、傳に專ら用と云ふ

て諸人の師と成りて、我は本の心地を知りたると思ふ類ひの中に、盲人の象さぐりが在らんかと疑しき事どもなり、當流の兵法は、師に向て相ぬけを仕て印可を受るなれば、象の全體を見たるに紛れはなし、未だ相ぬけなき中にいか様に發明しても、象中の一色を撫で覺えたる盲人の、象の全體を知らぬと同じ事と心得玉ふべし、當流の中の事では有りながら、當流の全體をば盡す處が在るべし、鑄形なく手離れのしたる兵法故、當流には他流より結句心得違ひ在りて正脈を取失ひ、紛れ者の出來ん事を深く恐れて此一巻を記す、文にかゝわらず言葉續きを不ㇾ嗜、只愚意に存ずる處、幷に先師夕雲の物語に爲られたる事などを取集め書殘し、當流修行する人の爲と思ふ迄なり、眞實當流に志し深き人ならば、此書を一覽の度々に、夕雲一雲同座の閑談に會する心にて讀玉はゞ幸甚、

劒法夕雲先生相傳 終

し、夕雲大悟の意は聖に疑なしと予が信ずる事、段々前に云ふが如し、其理兵法にあらず、其所作兵法にあらず、萬端兵法めかしき事は無くて、天狗魔神の如くなる人をも十分に勝を取て、自由に味ふ働なれば、古今一人と云より外はあるべからず、如何樣に奇術不思議の兵法者出でたりとも、至極にて當流に相ぬけの外に當流へ勝つ事在るべからず、自然の者相ぬけなれば、夫も兵法大悟の人なるべし、去ながら天に日月在て、終に日二つ月二つ一度に出たる例はなし、若し出づるとも一つは變邪の體なれば、能々日に似たりとも終には自滅すべし、佛在世には唯我獨尊にて一世に二佛は生ぜぬ、此理を以て見れば、當流相弟子中にも同じ樣の者一世に二人は在るべからず、況や他流の修行家を以て、當流の內意に徹して相ぬけせん事は更に在るべからず、他流平生の意を見るに、海を涉るに車を用ひ、陸を行くに舟を漕ぐが如し、始中終の心入相違したる事は、雲泥水火の如くなればなり、書きつゞくる中に此所に於て、別に段々を立つるは、予が思依る所に仔細ありてなり、言句いやしく文盲なる云分たりとも、此段には別に工夫を着けて見玉ふべし、深旨有り、譬ば月を指て大きさいか程見たるかと問ふ、大小の見樣の相違夫々に在り、是は月は一輪にて替らねども、見る人々の心の替りと見えたり、又盲人に象を一撫でづつ撫させて、象はいか樣の物と問ふに、頭を撫て知れる者は、頭の事計りを云て象の全體の樣に語る、尾計り撫でたる盲人は、尾の事計りを知て象の全體を爭ふ、其外牙爪手足脊ひはら、夫々に一撫でづつ手の障りて己に覺のあるを象と開悟すれども、開悟の盲人同志が聚て象を語する時は、爪と牙と同じ樣にならず、頭が尾と一つにても無し、予が脊骨も似ず、足とひはらが格別なれば、互に論は止むべからず、其云ふ所も象を云ひ、其撫覺たるも象を撫で知りたれども、合て論じて見る時は、烏を鷺と云程に違ふたる樣に、疑ふ心面々に在つて、目明きの只一目象の全體を見たる樣に明になし、然れば盲人の撫でて知りたる象は象中の一事なり、如何程合ても皆々象の道具にては在て象にては無く、目明きの一目見たるが象の全體にて、種々に論ずる者ごとも其中に在ると云ふ事を目明きは知る也、かやうの事諸藝の理にあるべし、就レ中心智の沙汰を爲し

兵法中興の元祖也、此上泉に上品の弟子あり、挽田文五郎、柳生但馬、小笠原玄信、戸田清源、此四人は同年に印可を取りたり、右四人の弟子ども國々所々に住みて、名利を求むる畜生心を懷いて師恩を忘れ、別にかわり見つけたる事もなければども、世上へ聞きそらしたる流の名にて珍しからず、諸人の信仰のなきを愁ひて、流の名を改て、天竺大唐よりも渡るか、又神佛に直に習ひもしたる樣に云ひなし、我流は格別なりと云へども、右四人の中に歸らす流は一流もなし、當世大概に百餘流もある樣に聞ゆ、皆々四人より出でたり、四人を根本へ歸へせば上泉一人へ歸するなり、上泉は鬼一が流の末なれば、一源分れて萬派となると云も、其極意祕事とする所は一致に落つるなり、右四人の中、小笠原玄信は俗名を上總と云ひ、仔細あつて入唐し、漢土にて張良が戈の術と云ふを傳へ、古今日本流の兵法になき所の道理を學で、自己に八寸の延がねと云ふ事を兵法に見出す、此れ則ち古今に勝れ、鬼一が兵法にも上泉が見所にもなき所なれば、日本無雙とも云ふも、ふまへの有る事なり、歸朝の後、昔の相弟子挽田に面會して所作を試みんとすれども、上泉傳の印可分にて、立場の一足を動かす事挽田も成らずして、奇異の感嘆不レ淺、其後柳生に相對し試みんにと云へば、但州の挨拶には、中中立くらぶるに不レ及、自分は今に於て上泉傳を守るの外は別の了簡なし、近年澤菴和尙に參じて禪法を學び、不動智など取扱ふと云へども、其方の只今兵法の理に立向て勝を得べき覺なし、奇妙の兵法ぞと、深く嘆美して終に試みもなし、夫より後日本國中に頭を擧ぐる程の兵法には出合ひして試みるに、一人として玄信に勝ちたる者なし、予が先師夕雲は、初め玄信が弟子にして八寸の延がねを自得せられたれども、悉く捨拂うて、只今皆々に稽古せらるゝ無爲の兵法を以て、玄信に立場をも動せさせず、自由自在の振舞在て、其外世間一切の兵法、終に手に障りたる者無し、宜哉諸流一源に歸す、其一源の上泉傳を玄信破る、其玄信を夕雲破らる、尤何れも向上にては在るべけれども、玄信とても八寸の延がね張良が戈の術の心などと云を以て見れば、皆便り取のふまへ有る兵法なれば、聖意に非ず、畜生兵法と云程にいやしくは有るまじけれども、能き分にて大賢分上なるべ

柔和無拍子の稽古などを脇目より見るには、様々嘲り笑ふべし、心夫を怒り憤る事なかれ、若し又太刀先へかゝつて直ちに負けて見たる者は肝を潰し、在りとあらゆる不審を起して、神變か魔法か外道か放下流の術かなどと警譽崇むべし、是又聞入る事なかれ、邪理邪道に迷ひ染み着きて、人靈を失ひたる畜生心どもが眼に、善惡の見ゆる仔細は無き筈の流なり、つつしみ思ふに、佛一代の說法も、應機の方便なれば、品々替る樣なれども、皆生死解說涅槃得樂の爲めの敎なる故に、畢竟無差別にして一佛の說、取に二途なき事は疑も無けれども、諸宗それ〴〵に甲乙の論を設けて我執を樹て、我宗の沙汰は、根元別の佛が說き初めたるぞと云樣に爭ひを起す、況んや末世技藝の兵法などは、一流ごとに一人宛元祖替つて、其面々の所得と天機の働とが格別ある事なれば、善惡の批判議論の樣々にある事は宜也、何れの代幾年經ても畜生心が出合ひ、畜生兵法を取扱ふ中には、種々の上手下手の甲乙が在るべし、當流夕雲を元祖として、日本國中に勝れ、一人一流の奇妙の兵法の樣に思ひなす事は、我執強く至愚なる所在る樣に他には嘲るべき所也、然れども予あながちに最負のかた意地をはるに非らず、師々仔細の有る事、後學の爲めに記す者也、其仔細と云ふことは、源義經奇意の兵法の上手と云はれ給ふ根本は、洛陽の鬼一法眼が傳と見えたり、かの鬼一は其時代無雙の兵法上手也、鬼一法眼に傳を受けて鞍馬に蟄居し、山法師の若者など聚めて時々刻々修行ありつる故、義經は鞍馬の山の天狗が傳を受られたるなどと言ふと見えたり、此鬼一法眼が一卷の兵法鹿島の神殿へ納まる、扨義經に馴れ交りたる山法師の中にも、兵法器用の者など、世俗に敎へ廣めなどして、そろ〴〵鞍馬流と云ふは鹿島などにもありて、神主や地主等が取扱ひたると見えたり、何れの時代か神殿に納まる所の鬼一が一卷の書を盜み出し、密々一覽するに、悉く鞍馬流の極意祕々祕中の六韜なる由を云傳ふる也、此一卷を見て兼々習ひ置たる流の上に、鬼一が直書の祕の旨を加へ、神刀流と名を改め、又鹿島流とも稱へて、鹿島の神主等其外侍等取扱ふ者出來て、卜傳も此神刀流の分れ也、扨神刀流より上泉伊勢と云ふ者も、ぬけ出て名譽を顯し、流の名を改て神陰流とて世間へ廣む、此れ則ち

は師と相ぬけすべき器量也、相ぬけと云事、他流にて古今沙汰せぬ事也、他流は昔年源義經より此方、兵法を三段に心得、我に劣るには勝ちて我に勝れるには負け、我と同じ樣なるには相討ちすと立て、其中へ運命を取合て沙汰し來る也、當流には勝負へ運命の事は取合せぬ也、第一我に勝れる者は世界に無しと極めて、外は皆々我に不ㇾ及勝よと落着し、若し我如く成る者在らば相ぬけよと立てたり、故に弟子の修行年月を積て、他流は云ふに不ㇾ及、相弟子中にも不ㇾ殘自由三昧に勝の振廻と云ふとも、師一人には勝つ事ならず、段々修行し年月を送る中に、師も又其一人に勝つ事ならぬ樣に成りたる時、眞實の仕相を師と弟子と仕て見るに、互にあたらざる時を相ぬけと云也、師に負くれども他流には勝ち、互にあたらぬ勝負の分らぬ在とて、誰と我とは相ぬけよなどと云事はあるべからず、夫は相ぬけと云事を聽覺えたる分にて、實の相ぬけの理を心に知らぬ故也、扨又當流に、我より勝れたる事は無しと立る事、何とやらん高慢の樣に聞ゆれども、少しも高慢には在らず、前に論ずる如く畜生心にて天理人道に暗く、たまたま人道を知るふりにしても、聊聖意不案内にて誠意我執の凡情の兵法ならば、いかほどの上手奇妙の名人たりとも、又其上々が有りて果は有るべからず、其仔細は所作萬殊なれば也、當流は聖に基いて聖意にはまる上は、聖は古今一聖にして二途なく、上古の聖も末代の聖も符節を合せたる如くにして一毫の差別なければ、何れを勝れ何れを劣れると云ふべき所もなし、聖と聖との出合ならばいつも相ぬけ也、若し聖より勝れたる人在りと云はゞ、夫には聖も負くべきかなれども、天理にも聖にも勝れて心きもの在と云はんは異端也、然れば聖に非らざる人は、譬へ大賢なりと云ふとも聖の次なれば、聖には負るの理なり、況や凡情兵法の上手或は畜生働の所作きゝなどが、高天をかけり大地をくゞり、雨を降し雲を起す奇妙をすればとて、當流などから、夫を我に勝れる分に聊せぬことなり、此理をふまへにして日々夜々の工夫、只天理人慾の境を見分け、天理に本付いて人慾を捨て、聖の體用と一般に成る修行成就の上にて、己に勝れる師と相ぬけしたるを、證據印可とす、無智盲迷の人、世間一切の所作兵法を見馴れたる眼にて、當流の

らば死する迄よ、何と斟酌しても天理ゆるすべからず、難の日たらば難に逢ひ、吉事に行かゝらば吉事に逢ふ迄よ、思案工夫に及ぶべき所に非らず、如此見る中に義と不義とを知るは學知の德なるべし、平生柔和忍辱を第一として能く衆に交り、高慢の心を碎て謙遜辭退に吾が身を置き、禮儀を自己の分より厚く盡し、虛論を好まず我をたてず、諸流をそしらず、約束を變ぜず、道だてを不爲、尤も諂はず、無事淳直の心より無事淳直の働計り勉めて、未練の時は誰にも討たるべし、いか程打るゝとも恥恨むべからず、小練の當然也、若したま／＼人を打ちても、未練の時打ちたるは理に當らず、時の幸ひなるべしと心得て、少も自慢すべからず、年月を累ねて自然の鍛錬を待て本然の勝を見るべし、當流修行の人の中にも品々あるべし、天生意識さかしく見聞知の發明なる人は、早や相弟子中をもぬけ、師にも褒られんと心得て、虛實にかまわず勉めて行ひ、中には次第に口を說く事も賢く成り、木刀を取て疊の上にて稽古一通りを所作する時は、殘所もなく諸非悉く去て、あつぱれ見事なる兵法になる事も在るべし、併内德初の儘にて諸惡退かず、我執十分にて、一旦稽古の上の譽れ計りを意識にてたしなみ、繕ふて外見の見事なる分の心の人は、能の仕舞などの類にて、大切の場の仕あひ功者の古兵法者には負を取る事あるべし、是師の越度とも云難し、尤も流の疵に非らず、自分の修行の外見を第一にして、實にはあらざるの報也、又或は實は能々合點して柔和も大概は調ふと云へども、天生不器用にして相弟子の會合、師の見る所もさのみ勝れぬ樣に在ても、大切の仕合場に臨み、他流などに出合うては、思の外に勝を見事に取る人も有べし、右の二種は師に委しく心を着て窺はねば知れかぬる處也、又或は意識さへ鈍にて、見聞の學識なく、所作不器用にして、血氣の勇などは、結句平人よりは强くてわる我の有生れ付の人は、稽古のはか行くべからず、仕合などに宜敷事は終にあるべからず、又或は年々月々に上達し、心理發明にして凡情意識を盡し、大道本然の天理に近付き、平生の所作稽古も流の心を守り、實の仕合の場に臨みても常の稽古の儘にて、少も自己の了簡を加へず、內心敎の如くに調うて、物勝負に涉らざる人在るべし、當流上品の弟子也、終に

らば打つべし、其間近くば其儘打つべし、何の思惟も入るべからず、然るに敵を一目見て、目つけと云ふ事を定め、其間の遠近に慮を加へ、活地死地の了簡を生じ、或は太刀の長短の寸尺になづみ、其上にあたへを奪ひ刧し動し擒め縦め、遅速品々の習ひ心どもを發して、上手めかしく働く、如レ此の心入に天理本分の良知良能は聊萌すべからざるに、如レ此取扱ふ流の人抔に、向上の話聖佛の言句抔を引言にして心を説き氣を說して極意の樣にせらるゝは、恥の上の恥なれども、自己の心明かならぬ上に、暗師の傳を受けて彌意識を增長したる輩なれば、尤と云べし、金屑眼に入て翳になると云ふは、畢竟聖佛の言句いか樣の向上なる事も、心の上に止るは障となるのたとへなり、夫心と云ふは密に藏るゝ時は聲色臭味に下らず、推しひろむれば天地に充滿し古今に通徹して縱横無きなり、其妙凡聖一致己れに何ぞ無らん、此れ則ち學解修行の力にて得るには非ず、元來受生の初より此心あつて、赤子の時は凡聖一般也、此所に立歸て自己の良心を觀得するの外には、皆迂遠にして六ケ敷無用の學文なりと、予は思寄る也、いわれざる學知のくせにて、生死の沙汰を不斷擔ふて今日の用に滯り、目にも見えず其境へも未だ臨まず、勝負にしばられて端的の理を餘所目に見る輩は何とやらん、其横樣異想にして言語も穩ならず、起居も楚忽に成り、內心は我執强くして人をさげすみ、我にすぐれるをばそねみ、我に劣れるをば侮り、人柄を失ふ類ひ多し、當流修業の人かりそめにも勝負を心に掛けらる可からず、勝負は勝負の入る時の事にして、其場に臨んで隨分の不出來にて、相討なれば不レ苦、生死の沙汰は一人取こし法問とて、いかやうの智識が云ても、實の己が生死のためには何の益にもならず、尤智識は問ても答へぬものなり、死に打任せて死する迄よ、生ずる事是亦凡聖同事也、其間の今日に端的々々と行かるる間に、或は火難水難病難劍難、其外種々の難に逢ふ今日もあり、又其うらなれば、高位に昇り高官を經重祿を受け、其外種々幸に逢ふ今日もあるべし、一生の間吉凶くるり／＼と車の廻るが如くに、天の時と同く廻る所へ行かるゝ我身なる物を、己が爲に好き事に計り逢うて、惡き事には不レ逢樣にとするは至極の愚也、無身にして行がかりにしてみるに、死に行かゝ

らず、此所を云はんとては、太極本然の位、或は無爲の所作或は恬淡虛無などと語るに依て、聞く人其語に取りつき迷ふて彌々正理を失ふ也、總別心病の名目、卓散の前賢の書に載せ置、其心病の藥法未味も品品に論じをきたれども、病名と藥名計り目にて見知りたりとて、病を療する術に暗ければ無用の事と成る也、面々に己れが赤子の時に歸り見れば、天地の破裂するにも目もまじろかず、大勇も備はりて歷々たり、天下を得ても悅ともせず、失うても愁へず、大義もあり、一切世間有爲諸慾の類ひ、一箇も赤子の心に感ぜざる事は、是が爲めに中の動く事は更になし、然れども飢ゑては乳を呑み飽ては乳を離れ、乳の出かぬるは捻り出し、一氣の運動に任せて、自然と手足を伸び屈みを爲て、今日我々當然の用に事缺かざる程の眞知の働きは、自由に備りて有也、こゝの氣を活然と云はゞ活然にも成べし、こゝを主一無適と云ひ純一無雜とも云ふべし、敬と云はね共敬なり、誠と知らね共誠也、放心と嫌ふべき物無く、閑思雜慮と忌むべき樣もなし、本より不偏不倚なれば過不及もなし、不忠不孝不知不信不義と云ふべき物一つも無し、只願は深人を止めて如レ此身に近づき、面々の赤子の時に立歸て工夫を着けて修行せば、書物學よりは却て早く天理天道本分を知り辨ふる事も有るべし、總別今日即今の用に非る事を云て閑話と云、此道人の上になき物也、赤子にも無し、今日の用に非る事を所作にするを閑事業と云ふ、道人の上になき事はり、赤子にもなし、佛法には輪廻と云ふ敎を立て、過ぎ去る事も心をひかるゝを輪廻也と拂捨て、未來足らざるに心を運ぶも輪廻と拂ひ除て、只卽心の妙に根を着くるを端的として專らに修業す、端的の外に輪廻を拂ひ捨たる修行は尤も至當の業也、儒に日用事物當然の理とて肝要にするも、只今眼にも見えず事々耳にも聞えず、物々當然も不レ當、しかも論に不レ及、目に見耳に只今聞え、形に今觸るゝ上に於て、事物當然の理をのつとり行ふが、修行の上の專要とす、此又端的と云ふと同じ物也、大人に敎を施す故に、言を設けて端的の當然のと口手間を取る也、赤子の心は皆々端的當然、外に跡へ戻り或は先を取り越す心は一毫もなし、凡そ太刀を取て敵に向はゞ、別の事は更に無く、其間遠くば太刀の中る所迄行くべし、行付けた

行分限の沙汰にさへ慾心動かして、兼てより所持する人は、失はん事をおそれて、義に暗らみたる言行を爲し、始めより所持せぬ輩は、是を求め得んがために、義をわすれて人に諂ひ行き、息に成りて駈け走る、一生面々の命數は長くとりて六十年、其外三十年四十年を我がものにして積みかさね來たるなれば、忽ち只今死に及ぶとも損と云ふ程の事もなし、其上今日の儀必ず死に極りたらば、脇目をつかうべき仔細もなきに、恥を忘て穴隙をくゞりて成りとも死をのがるゝ謀をなし、生を延ぶる術を成す類、兵來の學者に卓散ある事也、愚の上の至愚言語に斷たる所なるべし、學文をして知りたき事は、第一に天理、さては我心性情意氣神魂魄命運時數なり、大概の學者を見るに、能く其心性情意氣神魂魄の沙汰に明らかに、耳もすむ程に談じて、自己の心性情意氣神魂魄の沙汰一圓明ならず、よその命運命數は埒明貌し、迷はず發明だてを語らるれども、自己の命運時數に通じたる學者稀也、當流修行の面々さのみ學文者をうらやみ給ふべからず、面々が二三歳の時、母に抱かれて母の乳ぶさを捻りて乳を食ひたる時分が、良知良能と云ふ天理自然の妙用有て我に足れり、這の良知良能にて、我一生の間六十年七十年にても、萬物に應じて自己十分の用に足るはづのものなれども、五六歳の時よりそろ〳〵良知を失ふて外に智解と云もの出來り、良能を忘て才覺の所作かしこく成る程に、漸々にそれをあとかたもなくしたり、聖人の敎給ふ語にも、赤子にかへれと云ふ事は見へねども、赤子の良心に歸りたる輩あらば聖門にても容すべし、老子は既に嬰兒に歸復せよと敎へ給ふなれば、云ふに不レ及、又當流の稽古初めより極意迄、赤子の心と所作とに本づきて修行す、敵に向て太刀打ちするも、早からず遲からず、好き加減と云ふ事もなく、我が自然の常の受用に任せて、つよからず弱からず、能きかげんと云事もなく、此亦自然に任す、勇氣俄に張り發す事なく、又憤りを示さず、敵を不レ見我を不レ覺、畢竟近く取をたとへて云はゞ、朝夕物喰ふ時に膳に向て箸を取る手の內、太刀を取るに好し、飯に向て箸を取り直して喰ふ心にて、敵に向て太刀を用ふる迄の働の外には、何成とも一籠もそへたす物なし、若し少しもそへたす物有らば、當流成就の人には非

無二色聲香味觸法一の中より出たる者なるを、此理か彼理かと理を種として求めんとするは、無法の中の法識を生じて却て流の障となる、其外色より水の調子より窺ひ、味もなき處に味を付け、味より入れんとする類、こと〴〵く無學の人にはまれにて、學者に多き病なり、一切の書中にある向上語には、其道德體用成就を、脇より讃嘆して言ひたること多き者なり、たとへば孔子を子貢がほめ奉て、溫良恭謙讓と云とも、孔子の溫良恭謙讓を、其儘取もなをさず云出たる語なれば、今の學者溫良恭謙讓の字心を求て溫良恭謙讓の滿とする便りにはなるべからず、鑚れば彌堅し、仰げばいよ〳〵高し、前にあるかとすれば忽然として後に有と云れたるは、顏子分上の道德にて、鑚て堅を知り、仰て高きを知り、前を見て後にあるを知る、是皆顏子の分上にて、孔子を窺ひ了る語也、我身顏子にあらずんば、堅きも高きも合點はあるまじ、此類の語書中に際限もなし、又もろ〳〵の字註、或は主一無適は敬也と知て、主一無適を勤て敬をみつるなど云ひ、或は純一無雜を勤て誠にならんとする學者却て敬誠に遠し、字を註して見るときは、主一無適は誠の字也と能く聞え、純一無雜は誠の字心と能く聞ゆ、然れども字註に便りて身心誠敬なる成がたし、眞實誠敬なる人は自然に主一無適純一無雜の所が有るなり、此時にこそ前賢の註の僞りならずと自治すべし、身一つに心二つの有樣にて、時々刻々境に依り物に應じて、平生の了簡と相違する人は、いか程博學たりとも皆意識學者の 文學古事を覺えたる分にて、別にたのもしき事もなし、常住不變內外ともに一般に成就し、夢中とても今日に一毫もたがわす、常變も一同に落着して、臨終一息截斷のきわ迄も常にかわらぬやうに成たらば、たとへ文盲の人にても學は同意也、若し又學者に在ては眞實の學者なるべし、凡そ心をきはめ天命を知るとならば、たとへ天地が忽ち微塵に成るとも、聊變動するの氣自己には有るべからず、況や其外の一切有爲世界の諸慾の上にて論ぜば、天下を授受するの所にいたつても、義と不義との了簡をするは格別なり、是が爲めに慾心を動かして、天理に迷ふ裁判は有るまじき事なるに、夫程の大きなる事にもあらず、僅かの地震雷動にもをびただしく膽をつぶし、或は僅に三百或は四五百石の知

止めて、我も打たるゝは、理の當然なれば、何を恨み何に念が殘らんや、更に武士の恥と云ふべき事は有べからず、此心得を以て予は、相討を最初の手引として兵法を傳ふる也、上古より近代迄の軍記共を見るに、相討を心安く思籠め、何つも相打よと心得たる武士は、一代運さへ盡ぬ程なれば、無類の勇を働きたること限りもなし、自分を全ふして勝を取らんと思ひ討たる者、思ふ儘に勝を得たるは一人も見えず、相討さへ快くはならずして片負け計りしたる類は多し、相討と云事を何の造作もなき事の樣に、諸人は心得る事なれども、其場に臨みては、相討を憚り嫌ひて、全き勝を得度思ふもの也、常々輕々しく思ひこなしたる相討の、其場に臨て何としていやには成るぞ、己れが心に二種ある樣にて更に不審なるぞと云所に工夫を着けて、常住不變の心を備て、諸事の理を求ゐる事專要なり、俗語田畑水練の類は皆々意識の成す所なり、意は眞實の者に逢うては必ず變じ易き者と知るべし、故に一切の學問は、見聞覺智在て辯口のかしこき者、當流には第一嫌也、見聞は耳目より入るなれば、大概は意に止て意の覺智と成て、結句自然天性の心の妙を塞ぐもの也、聖賢の遺書はみな〳〵心理を示し道德の門へ引入るべきためにて、たとへば高きに上る二階の如くなるものなれば、好く學べば一段能事なれども、近代の學者に、書面より入りて天の眞心迄へ取付ましたる人終に承り不レ及、大形はいかだに浮して浩然たる心の妙用を膠付の樣にしなし、自由を失ひ十方を辨へず、一方にさす暗(〇明りカ)やうに見ゆる學者のみ多し、諸人の師と成て高慢をする學者在り、老儒さへ如レ此なれば、夫に師と仰て讀み學ぶ弟子分の人に、千人に一人も本心を悟りて天理を見聞して、大道に志の移る程の學者はあるべからず、然らば耳だこのあたり目功のつみたる意識の智解をたかぶり、自己を向上に思ひ誤り、人を目八分に見落し、舌和かに口がしこく聖賢祖の言語のうわさ咄の利發に聞えたるのみ也、若しかやうの人、當流を望まるゝとも、達て辭して流へ入れぬが肝要なれども、是非共に辭すべき道なくして弟子分に入るならば、舊學の意に染み着たるをそろ〳〵削り捨て、幾年月を經てなりとも、自己の積非を好く明め悔み、元來無學の時の良心に立歸る樣に手引專要なり、當流は

レ知、才覺智惠にて調ふる事かと心得て、東西に走り南北に廻りて、朝より夕に至る迄隙もなく苦み、年月を送て終に人道天理當然の安閑と云ふ事を知らず、暗昏盲迷として、臨終に至れども自己より悔み恥る心もなく、一息截斷の涯り迄も如レ此なれば、一生畜生を行として畜生の儘にて死する也、此迷魂輪廻せば、いかやうの緣に引れて又立歸り生を受けまじきものにも在らず、佛法輪廻の説法あるも至理たり、かやうの人の類を書くには、人面獸心などと聞よく云置たれども、夕雲は直ちに押付て畜生心の人と云はれたり、當流兵法の意地は元來勝負にかゝわらず、取分け予が思所相打を以て至極の幸とす、其仔細は、兵法を用ゆるに及んで、其場漸く三つならではなし、一つは戰場の太刀打、二つは泰平の時主君の命に依て仕る討者、扨は運中逆に成て不意の喧嘩の切合、此外更に太刀打すべき場なし、三つ共に其場の相討の死は武士の恥に非らず、取分喧嘩などは君父への忠孝にもあらず、不慮の逆境に臨て運の極る時なれば、恥を取らぬ前に討果るか、極運盡て既に恥を受るに依て討果るものなれば、切勝て身命を全ふする事を心に掛る際も有まじきものなり、唯戰場は一日も存へ一人宛も敵を亡ぼし、主君への忠を勵し度時なれば、臆病にて命を惜むには非らざれども、身を全ふして働程忠の立場也、併當の敵に討れて其敵を逃すか、自然流矢にあたつて獨死をせば、主君へは武士一人の損を取らせ、自己は平常の嗜を空しくして、屍の上にも遺恨は殘すべき事なれば、相討は戰場にてさへ損は有べからず、主命の使者も、自己の命を捨てても主人の惡み深き罪人を討て捨るならば、殘念と云事はあるべからず、若し我は打たれて其場に死し、罪人をば取逃しなどして主人に憤りを益せば、武士一人の損を取らせ、己れは死恥をかきなどしたるには遙に增なるべし、喧嘩も相討は見よき聞よきもの也、或は人に切り殺され當の敵を逃し、近き親類の苦勞邪魔にして、漸く己れ死して後、親類の力を賴みて讐を報じても らう輩十に六七も有るもの也、此等は臆病と云、頃にては非らず無病なれども、不心掛にて、何時も自由になる物の樣に覺えて、大拍子に世の中を送る人に多くは有る者なり、先にてもあれ向ふたる敵は、夜の寐覺めの不慮にも、必ず其場に打

竟は己を十分の才覺賢き勇士に成りきわめて、敵をば大愚鈍の臆病者にをとしつけたる了簡、誠に天理人慾のわかれも知らず、意識我慢を增長したるの至極なれば、朴な畜生には結句劣りたれども、兵法上手の名を得、世間より崇敬をも受る、此類の者、天道にも人性にも暗きは必定也、故に夕雲は一代畜生心畜生兵法とて嫌はるゝなり、人と云ふは元來萬の靈長たり、其靈なる仔細は、未だ世を受けざる以前に天にそなはる理と云ふものあり、這の理中には元亨利貞の四德そなはる、其天の理を感得して人と生るゝ時、性と云もの備はる、此則は天理中の元亨利貞、人性中の仁義禮智、更に別ならず、此性全く備る故に、萬物の中の靈長たり、其性寂然として不レ動時は、性の儘にて別に言語を入るゝに及ばず、感じて物に應ずる則は夫々に隨ふて過不及なきの理行はる、此時始めて道と名く、此道千變萬化にして、人間一生之間限りは、我より前代に生れて早く道を行ひ盡したる人は、君子の名ありて後學の師たり、我は後に生じて、今此道を行なひ盡さんとつとむる故に、後學の名ありて修行の人也、人に古今はあれども道に古今はなし、然らば一生の中を考ふるに、君に忠を盡し父に孝を盡し、兄弟に和順にして夫婦に別禮あり、朋友に信あり、臣僕に愛惠あるを本とし、いま時々事々物々應じて當然の理を行ひ、他岐にわたらざるを人の妙用とす、火にあふてはあぶり乾しあたゝめ燒くことを行ふ、其中に過不及の了簡は良智より出づべし、水に逢ては洗潤し和ぐる事を行ふ、其中に過不及の了簡は良智有て自然に出づべし、其の外金木土一切萬物、一物あれば一理うみ備はる者なれば、夫々の理に背かぬやうに法り行ふを當然と云ふ、事物當然の理を能く知り明むるを人の要とす、然る所に、人は人にて形は畜生にはあらねども、人心を知らぬ人は、水を火に使ひ木を金に用ひて見んとする如くに、萬事の道理逆か橫かに取扱ひ、當然自ら背きて思ふ儘にならぬ時は、己が心の扱の物の理に背く故、物の自由に成らぬよと立歸り悔る心はなくて、彌我を强く張り、邪曲の思案工夫に性根をつからかして、果は天を怨み人を尤む、不斷憤りを懷く故に、うかぬつらがまへに成て人柄をそこね、其上に譽を求め毀を嫌らひ利を貪り、衣食住の三に分外の願を生じ、天命を不

我執も強きものなれども、道學に入て修業すると云ふは、其名利の意を離れて我執を捨て天性の理に本づき、月月年々を經て君子盛德の場へ攻入る工夫第一也、天性に本づく風情を見せて、人慾の私を我をくじくふりにし成て我つよく、口には名利を離れて内心は飽まで名利に耽る輩、たとへ弟子の内にあればとて、一月か二月の中に漸く一度か二度對面の、暫時稽古する間にの事、いかやうの盛德の君子のそりにも仕なし、口に向上の理義を談ずるも易き事なれば、皮肉の上より見透すべき樣もなく、師一生の間も、眞實の人を知らずして交る弟子はいかほどもあるべき事なり、畢竟面々の心に覺へあるべし、其上天理と人慾は至て知り易き者なれば、能知り分けて天性に本づくか人慾に落るかと自己に看、外の譽毀に構はず、只管に君子の德行に移る修行專要に勵し、かりそめにも畜生心の發せぬ樣に用心すべし、畜生心と云は先師夕雲平常の辭也、夕雲は學問もなく文盲第一の人也、故に言語に鄙俗なる事數多あり、然れども理は、本文に通じて聞ゆる文才の人の註釋よりも早く聞ゆる事のみ多し、折節には畜生兵法などと云れたるもむだごとにはあらず、畜生は元來天理を全く得ざる物なれば五常備らず、五常なきが故に君臣父子夫婦兄弟朋友の分も無く、時々刻々唯食を貪るにのみ專一の心を用ゆ、劣れるものをば己が類也と云へども、今日の食として終に飽く事なく、一生貪嗔癡の三毒の深き者也、世間上下おしなべて畜生心なる中に、取分け兵法者と云はるゝ者に、畜生心の張本多く出來ることの油斷すべき業にあらず、大切なる藝也、如何となれば兵法大概は、如此迷暗邪曲なる畜生心所作二心を移して工夫の種として、或は獅子奮迅、飛蝶、虎亂、猿飛、雷電、蜘蛛などとて品々の畜生働を學び、猶も向上に云はんとては、夢中に神に告げられたるの、或は山籠りして天狗の相傳を得たりなどと云ふて、漸く鷹の鳥を獲り猫の鼠を捕ふる程の所作をし、或は上を打よと見せて下をはらひ、横を拂ふふりをしては頭上を堅割にし、身を捨てあたゆる樣にして却て此方へ奪ひ、人勇氣はり出し、少しも身命は惜まぬ風情にして既に／＼破る、時に望みて請け、破り、飛ちがへ、はづし、種々の才覺意識智惠を取出して七轉八倒し、俄に當分の難儀を遁れんとす、畢

て二度ながら相ぬけをして、眞面目と云ふ印可の卷物を請取る、相ぬけの日は夕雲いかゞ存ぜられける か、懷中より念珠を取出して、予に向て香を焚て予を拜せらる、其年夕雲逝去せらる、予更に兵法を取廣む る心なく、只日夜に其理をたのしみて自己の飢寒を忘れ、三十九歲の時に深川へ退去して姓名を改め、深く兵術を祕めあらはさず、年月を送るの所に、同志舊友時々需めて止まず、默止する事あたはずして一二人も手引すと云ども、緣に觸れてひたすら多くなり、三十人に及べり、其中に性根の器用に依てか、自分の勝に本づき、他流の畜生兵法をばいか樣にも自由三昧に扱ふ人四五人も出來たり、此器用人達そろ〳〵弟子を取扱うて世間へもひろめ、予が名も自ら顯れ、先師夕雲老後に自得せらるゝ所の妙術も、是に依て世間へ流布す、今の勢を以て熟々考ふるに、當流は水の初めてあふれ出でたる如くなれば、月を重ね年を累ぬるに隨て彌盛に世に行はるべし、然らば予が落命の後も當流の功者こゝかしこに有るべし、夫に付て思ふに、今予に直に相傳を受る人にも、面々の天機の得やうにて、理を說く所に變りはなけれども、聞得る所に少づつの變りあるやうなり、又其人の他へ說き聞かせられ敎へらるゝ上に、面々の天機に任せて說き聞かせらるれば、其聞人の心得又差別あるべければ、一傳三傳の後は先師の本分をも取失ひて、予が愚業の意地合ひを空して、面々の了簡を極意にして、名譽の上手に成て勝を樂んで、終に正理に迷ふ人も出來らんかと憚り恐るゝ所なり、第一當流修行の人は藝者の心を捨て、何とぞして兵法を藝になさぬ工夫、兵法の所作に妙不思議の生ぜぬやうにと愼む事專要なり、人に依て初めては、心理を信仰して實事を望むふりに勉むと云とも、畢竟の內意は、功者ならば人も敎へ廣めて世上へ其名を顯し、當分流浪の間は弟子中の助力を受けて貧窮を救ひ、或は官途を望み又は這藝に集て、小祿を貪る爲と思ふ意地の輩も有るべし、早く師の目に入らば、左樣の輩をば流を追放すること專要なるべし、始終名と利とを離れぬ名利の心あるくせに、必ず少しの所にわる我の强き者なれば、如ㇾ此の輩はいかほどに勉めても、當流の半途にも及ぶべからず、去りながら面々君子の生れ付は稀なるものなれば、我も人も名利は望みにて、諸事に

する中に、不慮に張良が末孫なりと云ふ者弟子の内に有つて、委く尋れば、紛れもなき彼の者先祖張良より以來嫡々傳來の戈の術と云ふ事を鍛錬す、玄信は又彼者の弟子に成つて戈の術を習ひ、師を互に藝がへしにして修業する中に、玄信は戈の術の八寸のかねと云ことを神陰へ用ひて、以ての外に勝理の益なる事を自得す、歸朝の後上泉傳の古き相弟子共に立合ひ、八寸の延がねを試るに、一人も手に障るものなく、恐らくは先師上泉が存生にて立向ふと云とも、上泉に勝は取せまじき物をと思ふ程の道理を發明して、廣く世間に敎ふ、玄信が弟子も三千人に及べり、予が先師夕雲は、十三四歲より兵法品々を習ひ、後に小笠原が弟子に成つて神陰を傳へ、八寸の延がねの秘傳まで殘らず請け繼いで、初のは小笠原が弟子の中にて二八三人の上手と云はるゝ神陰流の兵法なり、然るに先師禪學を嗜て諸禪師に示諭を受らる、就レ中東福寺の隱居に虎白和尙と云ふ智識あり、此禪師にひしと歸依して、本則十二三則も實參を遂げて、禪學の意味より兵法を窺ふときは、元祖上泉をはじめ外の戸田卜傳も、自己の師玄信が心入も八寸の延がねも、みなことごとく忘想虛事の類にて、人生天理當然の性の愛用にあらず、多くは只畜生心にて、己に劣るには勝ち、勝るには負け、同樣なるには相討の外はなく、一切埓のあかぬ所の有ぞと云ふ事を心付きて、それより此方時々刻々工夫修行して畜生心を離れ所作を捨て、自性本然の受用の中より勝理の備はる事を自得せんと硏究せらるゝに、一旦豁然として大悟し、兵法を離れて勝理明かに、人生天理の自然に安座して一切の所作を破り、八面玲瓏物外獨立の眞妙を得られたり、それより他流に立合て、只今の工夫自得の用を試るに、終に障る者なし、幸に先師の玄信いまだ在世なる故に自己の所得を談じ聞せ、其上に立向て試るに、玄信が祕々の八寸のかね迄打破て見るに、烈火の竹を破に似たり、故に前々の諸流を捨て、自己の禪味より得たる所の一法につゝめて一生の受用とす、流と云べき樣もなければ名もなし、若し名付けば無住心劒術と云はんかとは虎白の仰せらるゝ名なり、夕雲已に六十餘歲、古き弟子一千四五百人もあり、予が二十八歲の時初て謁し口授を請て、三十四歲の時夕雲と眞實のしあひを三度付け

劔法夕雲先生相傳

先師夕雲の談ぜらるゝは、當世より百年計以前迄は、兵法さのみ世間にはやらず、其仔細は、天下亂國なるによつて、武士安座の暇なく、毎度甲冑兵仗を帶して戰場に臨で直に敵に逢ひ、太刀討、組合をして、運の强き勇者はながらへて、數度の場に逢て、自己に勝理を合點して、内心を堅固にすわる事、當世諸流の祕傳極意と云ふ物よりもなほ慥かなる者多し、如此の時代は吾も人も取りとめて習ふべき隙もなく、若又たま／＼習うても、戰場其外の眞實の働に及では、俄に習ふを以て勝利も得難く、只面々の運と覺悟とにまかせたると見えたり、近代八九十年此方、世上は靜謐となり干戈自らやみ、天下の武士共安閑に居眠りする樣に成り行て、戰場に臨で直ちに試み習ふべき樣なければ、責めては心知る良友に相對して互の了簡を合はせ、勝理の多く、負る理の少なき方を詮議して勤習すること、治世武士の嗜と成りて、木刀革袋などにて互の了簡を合はせ試みる事、兵法のならひと成りて、隙ありの浪人等朝夕工夫鍛錬して、所作にかしこき者は、自ら他の師とも成りて敎を施す、如レ此する間に兵法者次第々々に澤山に成り、諸流まち／＼なり、秀吉の天下を治め給ふ時分にあたつて、鹿島の生れに上泉伊勢と云ふ者有りて兵法中興の名人なり、夫迄日本に有る流には、鹿島流、梶取流、神刀流、戶田流、卜傳流、鞍馬流など云うて、日本國中に漸く六七流のみなり、上泉は世間の流にすぐれて所作上手にて、道理も向上なるによりて諸人信仰す、初めは神刀流なれども、所得の事有つて神陰と流の名を改めて、諸國を修行して、後は伏見の里に住居して、秀吉公の旗本其外の諸士に兵法を指南し、弟子三千人に及べり、其中に挽田文五郎、戶田清源、柳生但馬、小笠原玄信と云ふ者印可を取たり、挽田は兩國筋に住居して指南し、其流派はびこりて品々に分れ、種種の流の名あり、柳生は當御家へ召出されて、此亦弟子の中に品々の所得ある者出で、流の名を改て樣々にあつかふ、戶田は加賀の國へ行て、如何なる故あつてか遂に戶田流の家を相續す、小笠原は入唐して異國の武士に交て日本流の神陰流兵法を指南して居住

はるをく□せて是を打つべし、足つきは常のごとし、口傳有レ之、

七、すり足の事

一、すり足は敵上段中段の時、左足を少し出して太刀を前にさげて組合、敵うたんとする處を亦足をふみ出して、鞠にのぶるがごとくのべて、敵手を十文字に見て請けてはる也、いかほど手をつよくつき出したるよき也、亦敵遠き時の切先返すに、敵打ちたる跡を足遣ひ同心にして、思切つて切先返すべき也、切先返のすり足少ししにくき物なれども、氣遣になき物なり、おくるゝ事なかれ、敎外別傳たり、

一、手打位の事

一、手を打位あまたあり、敵中段にさし出して構へたるとき、我が身どをりより太刀先左へはづれば、切先上げて現在に十文字に付けて、いか程も早く大ゆびのつめを打つべし、足はつきそろへて、打つ時ふみ籠んでどうをしづむるなり、亦同じ構へにて、身どをりより右へはづれば、太刀先をさげて手元をあげて十文字に付て、つき合たる足を左へふみひねりて、腰をすへて、いか程もちいさく切先返して、ひぢと手くびとのあいを切るべし、亦敵左の身を出し□中□てかすむ時は、左の手を切るべし、しやのつけと同事也、又敵中段に少し高く、我が太刀下より十文字にあたるは、敵太刀の現在を我過去にてはり、くりまわしてひぢとこぶしのあいを切るべし、足は常に同じ、又我定可當構ふる時、敵太刀中段に下りとめ來る時は、刀にて敵の切先を打落して、こして敵のうしろより二のうでを切るべし、にのこしの心あるべし、亦敵両手にてすくみて上よりきらば、調子をよく見合て、敵打んとする時、はやく右へ手をかわして打つべし、敵いか程打とも調子は同事也、敵の打手三分一上にて當るべし、手を右へまわしてまたつき出す心なるべし、此こしの位肝要也、敎外別傳たり、

右の條々爲レ解二他流兵術之太刀等一、又替レ余爲レ宜二直勝味一、前分毛頭濃々書印也、猶奥儀等者、當二其具一辨二其理一、平生不連之者如レ見先□殊籠之劔不振□也、祕々々、

圓明流天下一　宮本武藏守

朱印　藤原義□

圓明流劍法書 終

て、はしりかゝりて敵うたんとすると、早のるべし、おそくはのれざる也、乗ると云ふは、引くにもはづすにもあらざる也、切先よりはやく、とつと上にて行きちがふべし、太刀先より足先迄にちかたに成る心なるべし、ちいさく乗るも乗り様は同事也、打をはやく見付け乗ると縮々と乗る事肝要也、口傳在レ之、

五、舂く心持の事

一、舂く様は、太刀をふかく組合せて中段につき出し、うでのかゞまざるやうにして、地足に少しはやくあゆみ行き、大足を出し、敵の打つと両の手を我帶へつくる也、太刀を引く時は左足を出し舂くべし、つき所はいづれなり共すきを見てつくべし、横よりはらふには切先をあげて十文字にしてつくべし、亦敵上段より打つ時は、太刀の切先敵の方へなして定可當のやうにかまへ、このこしをもつて舂くべし、足は行懸足にて、右足を跡へ上げてひらき、すきを見て舂くべし、轉變肝要也、

六、足打つ位の事

一、足を打つ位、あまたあふ敵しやにかまへたる時、太刀をくみ合せて敵のこぶしに付けて敵の右へ行き、懸けのきざまに敵の足を打つべし、足は、打ざまに右のうしろへふみて左足をうしろへとび、右足も引そろへてうたば切先返すべし、亦足を打てすざりにくく、打急にうたば足をふみ出して請けて取る也、また敵の太刀と中段に付合て居る時、左足をつきむねをいだし、しつぱりと引請け、右の手を少し引籠めて、刀にて敵の太刀を押しのけて、右足をふみ込みて足をなぎ、あがり引きてくみうたば、切先返したる也、敵上段の時は、太刀くみ合て、上段につけてつるつると懸り、うけいる心して足をなぎ、うしろへすざり、すわりて場のうしろにかまゆべき也、亦太刀組合せ中段につき出してかゝる時、敵うたずば、かまはずさけて引太刀にその儘付てやり、足を打ちのく也、又上段にかまへたるとき、中段にさし出し敵うたざる時は、しやを打つごとく足を打、すざりて中段にくみ合せ居候べし、三寸ののき身、敵打つ處をよく見るべき也、又平生打やうは、切先返しする心して、上に氣をつけさせて足をなぎのくべし、其なぎはたゞ太刀をまわすやうなるべし、亦中段にかけ合、我太刀上にかけたるとき、其儘手をうたんとする時はる物也、

勝味位

一、先懸位の事

一、先懸の様、太刀にはあらず、皆心々を顯すなれば、書にくはしくのべがたし、然ども凡此心成るべし、先に、先の先、體の先、只先とて三様有り、先の先と云ふは、兩方太刀追取とばた／＼と行合ふ時の先也、行合ふ時、足のすはらざるやうにして、敵打つ時、其跡へふつと飛懸る心して追拂ひ、いざや敵太刀合に成る時うたば猶早く懸け、敵行合へば取て打つべし、敵退かば大なる事をふりかけて猶々追籠むべし、太刀合積る事肝要也、また待の先と云ふは、敵思ひ切て走り懸る時、はや敵走りかゝらんとするよりおさふる心して、敵懸らばとつとすざりて、敵間近く來る時、ふつと入つて、ひしと打付くべし、すざる時腰をすへ、いか程ものるべき也、又敵太刀と當合ひせり合ふ時、兩共氣はりて敵も我も同じくおそろしき心有る物也、其時は猶はるやうに見せて、扨ひしと心をすてゝ、よの氣になして、はづしてする／＼と懸くべし、又只の先は、太刀追取ると敵一足も出でざる内に、つる／＼とよりて、ほこをつき、敵に打出させぬやうにすべし、平生の先と云ふは、敵の思ひよらざる事をするを是を先と云ふ也、轉變肝要也、

二、切先返の事

一、切先返しやうは、敵合をよく積むべき也、敵合遠く刀に任て打時は、ほども大に我が手を右の首のうへにてかへすべし、敵打懸るに一尺おくれて返すべき也、又敵合近く、はやくうたば、首もうごかさずして其儘五寸をくれてかへすべし、また敵とつとふみ懸けてうたば、手を右へかわして、しつたりとうけて、扨はやく打つべし、見合肝要也、

三、切先はづす位の事

一、切先はづす様、足は常にあゆむやうにして、太刀を中段につき出して、敵うたんとせば、さきへはづし／＼かたまる事、努々惡しく、敵の目の内を見てはづすべき也、はづすとも現よりうちへよるまじき也、後其儘直に手を切り、きつさき返しもすべき也、手さきうごかざるやうに、かたにてゆる／＼とはづすべき也、口傳有レ之、

四、乘位の事

一、乘り様は、太刀追取ると中段に構へ、少しうつぶき

切るべし、足は太刀上げざまに足をも上げて、切と足をふみつむる也、足ふみ出し様、敵合遠近によるべし、つゞけて喝咄、敵合遠き時は叉左足を出してすべし、また敵合よき程ならば足をたてかへすべし、叉間近き時は右の足を引て同じ處にて喝咄すべし、轉變肝要也、

五、陽位の事附ぬし心持

一、陽の位は、刀を敵の太刀に十文字にあてゝ構、太刀は左の脇に緩々とかまへ、足は右足を五寸出し兩足の間七寸にふみ構へ、敵の打手を筋かへてはる也、叉ぬく心持、足をつき合て、敵勢に入り太刀を打落さんとする處を、同じくはると見せて手の下を横に少しすちかへてはらひ、ひぢのかゞまざる樣にして、もどりに敵の首をつよくはる也、太刀に色有る事惡しく〳〵、足はぬきざまに右足を一尺脇へふみて打べし、口傳有之、

六、同じくはづす位の事

一、陽のはづす位、太刀くみ合て左の前の下に構へて、敵の打手に十文字に懸りてはる也、張り樣、ひぢかゞまざるやうにかたにてはる也、敵打出さんとする時、はや我手を右のかたへはづしてはる事、はるにあらず少しつよく心有るべき也、それもつよくつけばつきはづす物也、はじめよりさし出して敵行當口かき也、足はつき合せて居り、ふみ出す事、敵合相應なるべし、またはづす心は能く敵の手をねらひてあてんとする時、敵手をちゞめてかちく時、同じくはる心して手許をしみて敵の打ちたる跡をやがて打つべし、足、左足を前へ高く上ぐる也、轉變肝要也、

七、定可當の事

一、定可當位は、刀を敵の左の目へさして、手つきやはらかに、太刀は右の脇に構へていか程も緩々とかたをひろく、かたより太刀先まですぐに成る樣につき出して構へ、敵打懸る處を左の太刀を首の上へはづしてあやをとり、敵の打手を太刀にて下より少し筋かへてはりあげて、もどりにて首をうつべし、下より振上ぐる太刀いか程も強くのばしてふるべき也、振る間にも刀脇になす事なかれ、足遣は左足を少し出してあやを取り、振る時右の足を上げて、打つ時足をふみつむる也、足遣ひをすら〳〵とうきたるが能き也、口傳有之、

にきつかりとし、もしゆるぐともかみのうごかざるやうに、たとへば空より縄にてつりさげたるものと心に有るべき也、此儀一段面白きたとへ、教外別傳たり、

一、指合切の事

一、指合切は、太刀をくみて合せ、太刀のつばぎはより六寸さきに刀の切先五寸出して構へ候也、先太刀追取ると、太刀先にて敵の右の目をさし、過と過に付くるとき、敵打落さんとする處を、手くびひぢかゝまざるやうにかたにて首のうへへぬき、引いたる太刀を又もとのところへなをし、又同じく引いて、扨太刀のつばもと我がひざへあたるほどさげて敵の打太刀を請くる也、請けやう、我が太刀にて敵の首をはさみ、左のかたを敵にせりかけてのびあがり請くべし、足遣は、太刀をあぐると右足を出し、扨左の足をつき、又あげざまに右足をしたゝかにふみ出し、請くるとき左足を敵のまたへふみ込むやうにして請くべし、いかほども突付て敵をのらせたるが能く候也、敵我が手に取付事あらば、左の足にてむねをふむべし、口傳在レ之、

二、轉變はづす位の事

一、はづす位、構は指合切に同じ、敵打處を手をひかずにゆる〳〵とのりて、敵の右の乳を太刀先にてさして、扨敵打落さんとする處を、太刀計りかたまで引て、敵打ちたる跡を其儘また引きたる筋を打つべき也、太刀を切先よりはやく引くべし、刀のうごくこと惡し、足は乗る時つき合て、引と一度に右足をふみ出して、左足を前へたかくあげて敵の二のうでを打つべし、口傳有レ之、

三、同じく打落さるゝ位の事

一、打落さるゝ位、構も乗と前に同じ、打落す處を少しもかまわず我左の前に緩々とかまへて、扨敵打出す處を、我が手を右へ高くかわして、下より筋違にはるべき也、口傳、

四、陰位の事附喝咄

一、陰の位は、刀を敵の目へさして、左のひぢ四寸かゝめて構へ、太刀は敵のかたへ直に構へ、こぶしを我乳の上に置いて構候也、足は左を五寸出して兩足の間六寸にふみ候也、又喝咄は、太刀のみねを敵のかたへなして左足八寸許り出し、切先よりかすりあげ

く待つ事あしく、過より現へよる間の乘事ぬく事はづす許り也、過より未とうてば打ちはづす物也、又現よりかゝりすぐれば、ちう地に成る物也、我が過は敵の現在へかゝれば、其位而已を見て打つべし、見合肝要也、

五、身之懸の事

一、身之懸は手くびはそふたるがあしゝ、又くづしたるも見にくゝ取りよき程なる也、組合たる構、ひぢはかゞみたるが惡しく、されども餘りすぐればすくみて見にくゝ候間、右のひぢ二寸五分左のひぢ三寸五分かゞみて能く候也、顏は少しうつぶきたるやうにして、いくびになきやうに肩を兩へひらきて、むねをいださず腹をいだし、しりをいださず腰をすへてひざを少し折り、つまさきを輕くびすをつよくふみ、八文字にして懸る也、何の太刀も身の懸りはおなじ、又打つ時の身のかゝり、顏は同じ、いぐひにむねを出ししりを出しひざをのばしてくびすをかろくつまさきをつよくふみて、左足を前へ高く上げて打ち候也、身に少しもひずみなくゝし、ゆる／＼と有るべきなり、口傳在レ之、

六、足遣の事

一、足遣ひは太刀追取るといなや少しもよどみなく、ぢあうに少しはやくあゆみよるべし、若し懸りにくき事あらば、我が右の方へまるうよるべき也、さやうにまわりよれば、敵かならず我が左の方へまわり候也、左樣にひたと追廻りぬれば、座敷などにては結句我かたつまりてしにくき物也、敵左へまわると、其儘我も左へまわりもどりぬれば、敵うしろつまりてうち所たしかに見ゆる物也、平生足のすわる事惡しく、足すわればしちやうにかゝるもの也、敵打ざまにはさだまりて左足を上て打つもの也、足あがらずばあたりても誠なるべからざる也、口傳在レ之

太刀の名

表前八の位の事

一、前八と云事、初につかひ覺えさすこと、總別諸道入に百くせ有りと云ふなれば、太刀も同じ、其くせども身なりをはじめよりよくせんためか、身のひらき早速しなほくさせんと云ふ氣也、しかればいかほどもなり氣だかく、手つきいとうつくしく、足音なくとびてもくぢけても、身なりろくに、いか程もしづか

圓明流劍法書

一、◎目（脫カ）

一、構ふる敵の手を打つやあらき太刀には透おほき物なれば、いか程もゆる〳〵と透を見て切るべし、大仕合には首を打つべし、さなくば取てきるべし、又敵上手にてなにともなく緩々と見へば、いか程もはやく先を懸け打つべし、上手はゆる〳〵すれば、手すくみてしちやうに懸る物なり、轉變肝要也、又座之次第の事、座はひろくてもせばくても同事也、うしろつまらざるやうに、出安き方を右のうしろへなして懸るべし、うへ脇見合せてつかへざる太刀を構ふべき也、口傳在レ之、

二、目付の事

一、目の付所と云ふは顏也、心は面にあらはるゝ物なれば、顏にましたる目の付け處なし、顏見樣の事、たとへば一里許も有る島にうす霞などのかゝふたるうちの岩木を見るがごとく、いか程もしづまふて見れば、心面に顯はるゝ物也、目は平生より少ほそく、まゆあひにしわをよすべし、ひたひにしわをよする事あしく、顏をのけ別の打ちどころを見る事なかれ、敎外別傳たり、

三、太刀取樣の事

一、太刀取りやうは、人さしをうけて大指、たけたか、中、くすしゆび、小ゆびをしめて取る也、持ちやうは右も左も同事也、敵打時の持やうは人指を浮、大ゆび中たけたかくすしゆびをしめて持也、又打ち籠て引く時の手のうち、人さしたけたかをしめて、大ゆびくすしゆび小ゆびをうきて引取るべし、又うくる時の手のうち、大指人指中たけたかくすしゆび小ゆびをしめて持候也、平生手に筋骨たゝざるやうに持つべし、太刀を能く取候へば、敵自在にあたりよき物なれば取るを本とし候也、口傳有レ之、

四、積二太刀合一の事

一、太刀合を積と云事、我が太刀も敵の太刀も過去現在未來と名付、太刀五寸許りさきを過去と云ひ、物打を現在と名付け、自レ本當所を未來と見る也、先づ太刀追取ると、過と過を積み色々轉變のして現へより、足をつき合てはやく未來と打つべし、現へ懸り久し

渡候由、
一、寺尾孫之丞、一弟子、劔術者、知行二百石、
一、同求馬之助、二弟子、表遣、萬器用有、知行五百石、是は島原覺有、
一、古橋惣左衞門、三弟子、右の兩人より劔術少をとり申候由、執行すくなく、後弟子也、知行二百石、能筆なり、是は古越中守樣の右筆也、後は御暇申請、江戶へ參死去也、我等は此手筋なり、

五輪の書終

も、心の直道よりして世の大がねに合て見れば、その身〳〵の心ひいき、其目々のひずみに依て、實の道には背くものなり、其心を知て直成る處を本として實の心を道とし、兵法を廣くおこなひ正しくあきらかに、大き成る所を思ひ取て、空を道として道を理と見るべきなり、

空有レ善無レ惡
知有也利有也
道有也心空也

正保二年五月十二日　　新免武藏守玄信在判

寺尾孫之丞殿
古橋惣左衞門殿（○顯本奥書前同斷）

私云（○以下顯本ニナシ）

此書物我等惡筆にて難レ叶候へ共、形見と存書寫進送申候、能々御見分御工夫可レ被レ成候、我等は別而難レ有存如レ此候、我等は此書物拜見致候てより、少く道のまよひを晴明申候、生死二つに極り候、努々他見に成間敷候、

一、武州殿、肥州に於て老後に及ひ、兵法熟いたし候ゆへ、弟子を漸三人取立、如レ此免を給ひ、其身若き時分は短氣にて一圓弟子を取立めされ候事不二罷成一候が、老後に至て如レ此と被二申置一候、

一右三人の弟子取は、寺尾彌之丞、同弟同名求馬、古橋惣左衞門、是三人より外は無レ之候由候、總別誓紙罰文といふ事させめされず、祕所祕傳といふ事もなし、眞實の者は何とて疎にすべきとの事にて候、

右之三人の內にても、古橋惣左衞門は兵法少しをとりにて有レ之候、我等は此古橋のながれにて御座候、

三人の弟子衆に相傳する取也

右三人の弟子衆にゆひ言には、總別我流ゆるし候者に於ては、他流と仕合をして、負て生て居まじきとの誓紙をかけとて、留せいし計書せ被レ申候由、のつぴきならぬ仕懸にて候、それゆへ何事も祕所なく候、强思ひ切死に成て打合との事也、

一、初ケ條に本來無生の身と書出し被レ申候事、此心根なり、

一、五月十九日に死去有りしが、前日十二日に三人を呼寄せ、日頃雜談したる事は究而覺可レ有レ書候判、我書物と云事はなし、此書物一見の後燒可レ捨由被二申

を出して能き事も有り、此戰の理に於て何をか隱し何をか顯さん、然るによつて我道を傳ふる誓紙罰文などといふ事を好まず、此道を學ぶ人の知力をうかがひ、直成る道をおしへ、兵法の五道六道の惡しき所を捨させ、おのづから武士の法の實の道に入り、うたがひなき心になす事、我兵法の道なり、よく／＼たんれん有べし、

右他流の兵法を九ヶ條として、風の巻にあらまし書付る所、一々流々口より奥に至までさだかに書顯はすべき事なれども、態と何流の何の大事とも名を書きしるさず、其故は一流々々の見立、其道々の云分、人により心にまかせて、それ／＼の存分有るものなれば、同じ流にも少々心のかはるものなれば、後々までのために流筋ども書のせず、他流の大體九つに云分て、世の中の道、人の直なる道理より見せば、長に片付短を理にし、強き弱を片付、あらきこまか成るといふ事も皆へんなる道なれば、他流の口奥と顯さずとも皆人の可ゝ知儀也、我一流に於て太刀に奥口なし構に極なし、たゞ心を以て其德を辨ゆる事、是兵法の肝要也、

正保二年五月十二日　新免武藏守玄信在判

寺尾孫之丞殿

古橋惣左衛門殿（顯本奥書前同斷）

空の巻

一、二刀一流の兵法の道、空の巻として書顯す事、空といふ心は、物毎のなき所知れざる事を空と見立つる也、勿論空はなき也、有る所を知りてなき所を知る、是則空也、世の中に於て惡しく見れば、物を辨へざる所を空と見る所、實の空にはあらず、皆まよふ心なり、此兵法の道に於ても、武士として道を行ふに、士の法を知らざる所空にはあらずして、いろ／＼まよひ有りてせんかたなき所を空といふなれども、是實の空にはあらざるなり、武士は兵法の道をたしかに覺え、其外武藝を能く勤め、武士の行ふ道少しもくらからず、心のまよふ處なく、朝々時々に怠らず心意二つの心をみがき、觀見二つの眼をとぎ、少しもくもりなくまよひの雲の晴れたる所こそ實の空を知るべきなり、實の道を不ゝ知間は、佛法によらず世法によらず、おのれ／＼は慥か成る道と思ひ能き事と思へど

めき有りてくづるゝといふ所を不二見付一して勝つ事をぬかして、はやく勝負付け得ざるものなり、うろめきくづるゝ場を見分けて、少しも敵をくつろがせざるやうに勝つ事肝要也、よく／＼たんれん有べし、

一、他流の兵法にはやきを用ふる事　兵法はやきといふ所實の道にあらず、はやきと云事は、物の拍子の間に合はざるに依て、はやき遅きと云ふ心なり、其道上手に成りてはやく見えざるものなり、縦ば人にはや道と云うて四十里五十里行く者も有り、是も朝より晩まではやくはしるにてはなし、道のふかん成る者は、終日はしる様なれどもはかゆかざる者也、亂舞の道上手のうたふ謡に下手の付てうたへば、おくるる心有りていそがゝしきものなり、又鼓太鼓も老松をうつに、靜なる位なれども、下手はこれにも遅れ先立つ心あり、高砂は急なる位なれども、はやきといふ事惡し、はやきはこけると云うて間に不レ合、勿論遅きも惡し、是も上手のする事はゆる／＼と見えて間のぬけざる所也、諸事仕付けたる者のする事はいそがしく見えざるものなり、このたとへを以て道の理を知べし、殊に兵法の道に於てはやき事惡し、その仔細は、是も所によりて、沼ふけなどにて身足ともにはやく行きがたし、太刀は彌々早く切る事なし、はやく切らんとすれば、扇小刀のやうにはあらで、ちやくと切れば少しも切れざる者也、能々分別すべし、大分の兵法にしても、はやく急ぐ心わろし、枕をおさゆると云心にては、少しも遅き事はなきものなり、又人のむさとはやき事などには、そむくと云て靜に成て人に付ざる所肝要也、此心の工夫鍛錬有べき事なり、

一、他流に奥表と云事　兵法の事に於て、いづれを表と云いづれを奥といはん、藝により事にふれて極意祕事などと云て奥口あれども、敵と打合ふ時の理に於ては、表に戰ひ奥を以て切るといふ事にあらず、我兵法の敎やうは、初めて道を學ぶ人には、其わざの成り能き所をさせならはせ、合點はやく行く理を先に敎へ、心の及びがたき事をば、其人の心ほどくる所を見分けて、次第々々に深き所の理を後に敎ゆる心也、されども大形は其事に對したる事などを覺えさするに依て、奥口といふ所なき事也、されば世中に山の奥を尋ぬるに、猶奥へ行んと思へば又口へ出づるものなり、何事の道に於ても奥の出合ふ所もあり、口

一、他流に目付と云事　目付と云て、其流により敵の太刀に目を付くるも有り、又手に目を付くるもあり、又は顔に目を付け、足抔に目を付くるもあり、其如く取分けて目を付けんとしては紛るゝ心有りて、兵法の病といふものに成るなり、其仔細は、鞠をける人は、鞠に能く目を付けねども、ひむすりおけ追鞠をしなかしても蹴廻りてもける事、物になるゝといふ所あれば、慥に目に見るに不レ及、又はうかなどする者の業にも、其道になれては、戸びらをはなに立て、刀を幾腰も玉などに取る事、是皆慥に目付とはなけれども、不断手にふれぬればおのづから見ゆるもの也、兵法の道に於ても、其敵々と仕馴れ、人の心の輕重を覺え、道を行得ては、太刀の遠近遲速までも皆見ゆる儀也、兵法の目付は大方其人の心に付けたる眼也、大分の兵法に至りても、其敵の人數の位に付けたる眼なり、觀見二つの見様、觀の目強くして敵の心を見、其場の位を見、大きに目を付けて其戰のけいきを見て、折節の強弱を見て正しく勝つ事を得る事専也、大小の兵法に於て小く目を付くる事なし、前にも記す如く、細に小く目を付くるに依て、大き成る事を取忘れまよふ心出來て、慥成る勝をぬかすものなり、此利よく／＼吟味して鍛錬有べきなり、

一、他流に足づかひ有る事　足のふみやうに、浮足飛足はぬる足ふみとむる足からす足抔といふて、色々さそくをふむ事、是皆我兵法より見ては不足に思ふ所也、浮足を嫌ふ事、其故は戰に成りては足の浮たがるものなれば、いかにもたしかにふむ道也、飛足を好まざる事、飛足はとぶおこり有りて飛びて居付く心有り、幾飛びもとぶと云ふ理のなきに依て、飛足惡し、又はぬる足、はぬると云ふ心にて、はかゆきかぬる者也、ふみつむる足待の足とて誠に嫌ふ事也、其外からす足、色々のさそく有り、或は沼ふけ或は山川石原細道にても敵と切合ふ物なれば、所により飛びはぬる事もならず、さそくのふまれざる所有るもの也、我兵法に於ては足に替る事なし、常に道をあゆむがごとく、敵の拍子に隨ひ、急ぐ時靜なる時の身の位を得て、足らずあまらず足のしどろになきやうに有るべきなり、大分の兵法にしても、足をはこぶ事肝要也、其故は、敵の心をしらずむざとはやく懸れば、拍子違ひ勝ち難き者也、又足ふみ靜にては、敵う

よく吟味すべし、

一、他流に太刀數多き事　太刀數餘多にして人に傳ふる事、道をうり物に仕立て丶、太刀數多しりたるを初心の者に深くおもはせんため成るべし、兵法に嫌ふ心也、其故は、人を切る事色々有ると思ふ所まよふ心也、世の中に於て人を切る事替はる道なし、知る者も不レ知者も女童も、打たゝき切ると云道は多くなき所也、若しかはりてはつくぞなぐぞと云外はなし、先づ切る所の道なれば、數の多かるべき仔細にあらず、されども場により事に隨ひ、上脇抔のつまりたる所にては、太刀のつかへざるやうに持つなれば、五方とて五つの數は可レ有ものなり、夫より外に、取付けて手をねぢ身をひねりてとびひらき人を切る事實の道にあらず、人を切るにねぢて切れず、ひねりてきられず、飛て切られず、ひらきて切れず、かつて役に立たざる事也、我兵法に於ては、身なりも心も直にして敵をひづませゆがませて、敵の心のねぢひねる所を勝つ事肝要也、よく／＼吟味有べし、

一、他流に太刀の構を用ふる事　太刀の構を專にする所ひが事也、世中に構のあらん事は敵のなき時の事成べし、其仔細は昔よりの例、今の世の法などとして例を立つる事は、勝負の道には有べからず、相手の惡きやうにたくむ事也、物毎に構といふ事はゆるがぬ處を用ふる心也、或は城を構へ、或は陣を構ふるなどは、人に仕懸けられても强くうごかぬ心是常の儀也、兵法勝負の道に於ては、何事も先手々々と心懸くる事也、構ゆると云心は、先手を待つ心也、能々吟味工夫有べし、兵法勝負の道、人の構をうごかせ、敵の心になき事を仕懸、或はむかつかせ、又はおびやかし、敵のまぎるゝ所の拍子の理を請けて勝つ事成れば、構と云後手の心を嫌ふなり、然る故に我道に有構無構と云ひて、構は有りて構はなきといふ所也、大分の兵法にも、敵の人數の多少を覺え、其戰場の所を請け、我人數の位を知り、其位を待て人數を立て戰を初むる事、是合戰の專也、人に先を仕懸けられたる事と、我人に仕懸くる時は、一信も替る心也、太刀を能く構へ敵の太刀を能うけ、能くはると覺ゆるは、鑓長刀を持ちて柵にふりたると同じ、敵を打時は又柵の木をぬきて鑓長刀につかふほどの心なり、よく／＼吟味有べきものなり、

心を嫌ふなり、よく／＼吟味有べし、

一、他流に於て强みの太刀と云事　太刀に强き太刀弱き太刀といふ事は有べからず、强き心にて振る太刀はあらきもの也、あらきばかりにても勝ちがたし、又强き太刀と云て人を切る時にして無理に强く切らんとすれば、きれざる心也、ためしものなど切る心にも、强く切らんとする事惡し、誰に於ても、敵と切合に弱く切らん强く切らんと思ふものなし、只人を切殺さんと思ふ時は、强き心もあらず勿論弱き心にもあらず、敵の死ぬる程と思ふ儀也、若しは强みの太刀にて人の太刀强くはれば、はりあまりて必ずあしき心也、人の太刀に强く當れば、我太刀おれくだける所也、然るに依て强みの太刀などといふ事なき事也、大分の兵法にしても、强き人數を持ち、合戰に於て强く勝たんと思へば、敵も强き人數を持ち、戰も强くせんと思ふ、それはいづれも同じ事也、物每に勝つと云事道理なくしては勝つ事あたはず、我道に於ては少しも無理成る事を不レ思、兵法の智力を以て、如何樣にも勝つ所を得る心也、よく／＼工夫有べし、

一、他流に短き太刀を用ふる事　短き太刀ばかりにて勝たんと思ふ所實の道にあらず、昔より太刀刀と云て、長と短と云事をあらはし置く也、世中に强力成る者は大き成る太刀をも輕く振るなれば、無理に短を好むべきにあらず、其故は長を用ひて鑓長刀をも持つ者也、短き太刀を以て、人の振る太刀の透間を切らん飛入んつかまん抔と思ふ心片付て惡し、又透間をねらふ所萬事後手に見え、もつるゝと云心有りて嫌ふ事也、若くは短き物にて敵へ入組まん取らんとする事、大敵の中にて役に不レ立心也、短にて仕得たる者は、大勢をも切拂はん自由に飛ばん組まんと思ふとも、皆請太刀と云ものに成りて、取紛るゝ心有りて、慥なる道にてはなき事也、同じくば我身は强く直にして、人を追廻し人に飛びはねをさせ、人のうろめくやうに仕懸けて、慥に勝つ所を專とする道也、大分の兵法に於ても其理有り、同じくば人數かさを以て敵を矢庭にしほし、卽時に責めつぶす心、兵法の專也、世中の人、物を仕習ふ事、平生も請けつかはしつぬけつくゞりつ仕習へば、心道にひかされて人に廻さるゝ心有り、兵法の道直に正しき所なれば、正理を以て人を追廻し、人をしたがゆる心肝要也、よく

一、夫兵法他流の道を知る事、他の兵法の流々を書付け、風の巻として此巻に顯す所也、他流の道を不レ知しては、我一流の道理慥に辨へがたし、他の兵法を尋ね見るに、大き成る太刀を取て强き事を專にして其業をなす流有り、或は小太刀と云て短き太刀を以て道を勤むる流も有り、或は太刀數多たくみ、太刀の構を以て表と云ひ奥として道を傳ふ流も有り、是皆實の道にあらざる事、此巻の奥に慥に書顯し、善惡理非を知する也、我一流の道理各別の儀也、他の流、藝に渡て、身すぎのためにして色をかざり花をさかせ、うり物に拵へたるによつて、實の道にあらざる事歟、又世の中の兵法、劒術ばかり小さく見立て、太刀を振習ひ、身をきかせ手のかゝる所を以て勝つ事を辨へたるもの歟、何れも慥成る道にあらず、他流の不足成る所一々此書に書顯す也、能々吟味して二刀一流の理を辨ふべきものなり、

一、他流に大き成る太刀を持事　又大き成る太刀を好む流有り、戰兵法よりしては是を弱き流と見立つる也、其故は、他の兵法如何樣にも人に勝つと云ふ理をば不レ知して、太刀の長きを賴にして、敵相遠き所より勝度と思ふに依て、長き太刀を好む心有べし、世中に云ふ、一寸手まさりとて、兵法しらぬ者の沙汰する事也、然るに依て兵法の利なくして、長を以て遠くかたんとする、それは心の弱きゆへ成るに依て、弱き兵法と見立つる也、若し敵相近く組逢ふ程の時は、太刀の長き程打つ事もきかず、太刀のもとをか少く、太刀を荷にして小脇指手ぶりの人におとる者也、長き太刀を好む身にしては、其云分も有るもの成共、それは其身の一人の利也、世中の實の道より見る時は道理なき事也、長き太刀不レ持して、短き太刀にては必ず負くべき事は、或其場により上下脇杯の詰りたる所、或は脇差ばかりの座にても長きを好む心、兵法の疑とて惡しき心也、人により小刀成る者もあり、其身により長き刀指す事ならざる身も有り、昔より大は小を叶ゆるといへば、むざと長を嫌ふにもあらず、長と片寄る心を嫌ふ儀也、大分の兵法にして、長き太刀は大人數なり、短きは小人數也、小人數と大人數と合戰は成るまじきものか、小人數にて勝つこそ兵法の德なれ、昔も小人數にて大人數に勝ちたる例多し、我が一流に於て左樣の片付たる狹き

一、鼠頭午首と云事　鼠頭午首と云ふは、敵と戰ひの内に、互にこまか成る所を思ひ合て、もつるゝ心に成る時、兵法の道を常に鼠頭午首々々々思ひて、いかにもこまか成る内に、俄に大に成る心にして、大小替る事兵法一の心だてなり、平生の人の心もそとふごしゆと思ふべき所武士の肝心也、兵法の大分小分にしても此心をはなるべからず、此事能々吟味有べきものなり、

一、將卒を知ると云事　將卒を知るとは、何れも戰に及ぶ時、戰思ふ道に至りてはたえず兵法を行ひ、兵法の智力を得て、我敵たる者をば皆我卒なりと思ひ取て、なし度きやうになすべしと心得、敵を自由に廻さんと思ふ處、我は將也敵は卒なり、工夫有べし、

一、つかをはなつと云事　束をはなつと云ふ事には、色々心有る事也、無力にて勝心有り、又太刀にて不レ勝心あり、さまざまの心のゆく所書付にあらず、よくよく鍛錬すべし、

一、いはをの身と云事　磐の身と云事、兵法を得道して忽ち磐石のごとくに成て、萬事あたらざる所うごかざる所口傳、

右書付くる所、一流劍術の場にして、不レ絶思寄事而已書顯置者也、今初て此利を書記す物成れば、後先と書紛るゝ心有りて細には云分がたし、乍レ去此道を學べき人の爲には、心しるしに成るべき也、我若年より以來、兵法の道に心を懸けて、劍術一通の事にも身をからし手をからし、色々様々の心になり、他の流々をも尋ね見るに、或口にて云ひかこつけ、或は手にて細なる業をし、人目に能き様に見すると云ても、一つも實の道にあらず、勿論箇様の事仕習ひても、身をきかせ習ひ心をきかせつくる事と思へども、皆是道のやまひと成りて後々までも失難して、兵法の直道世にくちて道のすたるもとゐなり、劍術實の道に成て敵と戰ひ勝つ事、此法聊替ふる事不レ可レ有、我が兵法の智力を得て直なる所を行ふに於ては、勝つ事うたがひ有るべからざるものなり、

正保二年五月十二日　新免武藏守玄信在判

寺尾孫之丞殿

古橋惣左衛門殿　◎顯本宛名奥書前同斷

風の卷

の時も、敵の强さにも、其心有り、まぎるゝと云事、一足も引く事をしらずまぎれ行くと云ふ心、よく〳〵分別すべし、

一、ひしぐと云事　ひしぐと云ふは、縱ば敵をよわく見なして、我つよめになりて、ひしぐといふ心専なり、大分の兵法にしても、敵小人數の位を見こなし、又は大勢成りとも敵うろめきてよわみつく所なれば、ひしぐと云てかしらよりかさをかけておつぴしぐ心也、ひしぐ事よわければ、もてかやす事有り、手の内ににぎつてひしぐ心能々分別すべし、又一分の兵法の時も、我手に不足の者、又は敵の拍子違ひしざりめに成る時、少しも息をくれず目を見合ざるやうになし、眞正にひしぎ付くる事肝要也、少しもおきたてさせぬ所第一也、よく〳〵吟味有べし、

一、山海の替りと云事　山海の替といふは、敵我戰のうちに同じ事を度々する事惡しき所也、同じ事二度は不レ及レ是非二三度とするにあらず、敵に業を仕懸くるに、一度にて用ひずば今一つもせきかけて其利に不レ及ば、各別替りたる事をほつと仕懸け、それにもはかゆかずば又各別の事を仕懸くべし、然るに敵山とおもはゞ海と仕懸け、海と思はゞ山としかける心兵法の道也、よく〳〵吟味有べき事也、

一、底をぬくと云事　底を拔と云は、敵と戰ふに其道の利を以て上は勝と見ゆれども、心をたやさゞるによつて、上にてはまけ、下の心はまけぬ事あり、其儀に於ては我俄に替りたる心になりて敵の心をたやし、底より負くる心に敵のなる所を見る事専也、此底をぬくと云事、太刀にても拔き又身にても拔き、心にてもぬく所有り、一通には辨ふべからず、底より崩れたるは我心のこすにおよばず、さなき時は殘す心也、殘心あれば敵くづれがたき事也、大分小分の兵法にしても、底をぬく處よく〳〵たんれん有べし、

一、あらたに成と云事　新に成と云ふは、敵我戰ふ時、もつるゝ心に成りてはかゆかざる時、我氣をふり捨て、物每を新しく初むる心に思ひて、其拍子を請けて勝を辨ふ所也、あらたに成る事は、何時も敵と我ときしむ心に成ると思はゞ、其儘心を替へて、各別の利を以て勝つべきなり、大分の兵法に於ても、あらたに成ると云ふ事を辨ふ事肝要也、兵法の智力にては忽ち見ゆる處也、能々吟味有べし、

大分の兵法にしても、敵の人數を見て、はり出し強き所の角に當りて、其利を得べし、角のめるにしたがひ、想も皆める心有り、其める內にも角々にと心得て、勝利をうくる事肝要也、一分の兵法にしても、敵の體のかどに痛を付け、其體少しも弱くなり崩る體に成りては、勝つ事安き物也、此事よく／＼吟味して勝つ處を辨ふる事專なり、

一、うろめかすると云事　うろめかすると云ふは、敵に慥成る心持せざる樣にする所也、大分の兵法にしても、戰の場に於て敵の心を計り、我兵法の智力を以て敵の心をそこゝとなし、とのかうのとおもはせ、遲し速しと思はせ、敵うろめく心に成る拍子を得て、慥に勝つ所を辨ふる事也、又一分の兵法にして、我時に當りて色々のわざを仕懸け、或は打つと見せ或はつくと見せ、又は入込みとおもはせ、敵のうろめく氣ざしを得て、自由に勝つ所是戰の專也、能々吟味有べし、

一、三つの聲と云事　三つの聲と云は、初中後の聲と云て三つにかけわくる聲也、所により聲を掛くるといふ事專也、聲はいきおひなるによつて、火事抔にも掛け風波にも懸け、聲は勢力を見せるものなり、大分の兵法にしても、戰より初にかくる聲は、いかほどもかさを懸けて聲をかけ、又戰ふ間の聲は、調子をひき／＼底より出づる聲にてかゝり、勝つて後あとに大きにつよくかくる聲、是三つの聲也、又一分の兵法にしても、敵をうごかさんため、打つと見せてかしらよりゑいと聲をかけ、聲のあとより太刀を打出す物也、又敵を打ちてあとに聲を懸くる事、勝をしらする聲也、是を前後の聲といふ、太刀と一度に大きに聲を懸くる事なし、若し戰の內に懸くるは拍子にのる聲、ひきく掛くるなり、よく／＼吟味有べし、

一、まぎるゝと云事　まぎるゝと云は、大分のたゝかひにしては、人數を互に立合、敵の強き時、まぎるゝと云て敵の一方へ懸り、敵崩るゝと見ば捨てゝ又強き方へかゝる、大形つゞら折りに懸る心也、一分の兵法にしても、敵を大勢寄するも此心專也、方々をかたす方々へ逃げば又強き方へ懸り、敵の拍子を得て能き拍子に左右もつゞら折りの心に思ひて、敵の色を見合て懸るものなり、その敵の位を得、打通るに於ては少しも引く心なく、強く勝つ利なり、又一分入身

る事也、或はねむりなども移り或はあくびなどもうつる物なり、時のうつるもあり、大分の兵法にしては、敵うはきにして事を急ぐ心の見ゆる時は、少しもそれにかまはざるやうにして、いかにもゆるりと成りて見すれば、敵も我事になして氣ざしたるむもの也、そのうつりたると思ふ時、わが方より空の心にして早く強く仕懸けて、勝利を得る者也、一分の兵法にしても、我身も心もゆるりとして、敵のたるみの間を請けて、強く早く先に仕懸けて勝つ所專也、又よわすると云うて是に似たる事有り、一つはたいくつの心、一つはうかつく心、一つは弱く成る心、能々工夫有べし、

一、むかつかすると云事　むかつかすると云ふは物毎あり、一にはきわどき心、二には無理成る心、三には思はざる心、よく吟味有べし、大分の兵法にしては、むかつかする事肝要也、敵の不レ思所へ息どをしく仕懸けて、敵の心の極まらざる内に、我利を以て先を仕懸けて勝つ事肝要也、又一分の兵法にしても、初めゆるりと見せて俄に強く懸り、敵の心のめがかりはたらきにしたがひ、息をぬかさず、其まゝ利を請けて勝を辨ふる事肝要なり、よく／＼吟味有べし、

一、おびやかすと云事　おびゆると云ふ事、毎に有事也、思ひよらぬことにおびゆる心也、大分の兵法にしても、敵をおびやかす事、眼前の事にあらず、或は物の聲にてもおびやかし、或は小を大にしておびやかし、又片脇よりふつとおびやかす事、是おびゆる所也、そのおびゆる拍子を得て、其利を以て勝つべし、一分の兵法にしても、身を以ておびやかし、太刀を以ておびやかし、聲を以おびやかし、敵の心になき事をふと仕懸けて、おびゆる所の利を請けて其まゝ勝を得る事肝要也、能々吟味有べし、

一、まぶるゝと云ふ事　敵我手近く成て、互に強くはり合ひて、はかゆかざると見れば、其まゝ敵と一つにまぶれあひて、まぶれあひたる其内の利を以て勝つ事肝要也、大分小分の兵法にも、敵我方わけては互にはり合ひて勝のつかざる時は、其まゝ敵にまぶれて、互に分なく成る樣にして、其内の德を得、其内の勝を知て、強く勝つ事專也、能々吟味有べし、

一、角にさはると云ふ事　かどにさはると云ふは物毎強きらいをおすに、其まゝ直におし込みがたき物也、

替て思へと云心也、世中を見るに、盗などして家の内へ取籠るやうなるものをも、敵を強く見なすもの也、敵に成りて思へば、世中の人を皆相手として逃込みてせんかたなき心也、取籠る者は雉子也、打果しに行く人は鷹也、能々工夫有べし、大き成る兵法にしても、敵といへば強く思ひて大事に懸かるもの也、能き人數を持ち、兵法の道理を能く知り、敵に勝つと云所を能く請ては、氣遣すべき道にあらず、一分の兵法も敵に成りて思ふべし、兵法能く心得て道理つよく其道達者成るものに逢ては、必ず負ると思ふ所也、よく〳〵吟味有るべきなり、

一、四手をはなつと云事　四手を放つと云ふは、敵も我も同じ心にはりあふ心に成ては、戰はかゆかざる物也、はりあふ心に成ると思はゞ、其まゝ心を捨て、、別の利に勝つ事を知るなり、大分の兵法にしても、四手の心にあれば、はかゆかざる所をひとのみにする事也、はやく心を捨てゝ敵のおもはざる利にて勝つ事專也、又一分の兵法にしても、四手に成ると思はば、其まゝ心を替へて敵の位を得て、各別替りたる利を以て勝を辨ふる事肝要也、よく〳〵分別すべし、

一、かげをうごかすと云事　陰を動かすと云ふは、敵の心の見えわかぬ時の事也、大分の兵法にしても、何共敵の位の見分かざる時は、我身より強く仕懸くるやうに見せて敵の手立を見るものなり、手段を見ては各別の利にて勝つ事やすき所や、又一分の兵法にしても、敵うしろに太刀を構へ脇に構へたる樣成る時は、ふつと打んとすれば、敵思ふ心を太刀に顯はすものなり、あらはれ知るに於ては、其まゝ利を請けて慥に勝つべき所知るゝ物也、油斷すれば拍子ぬくるものなり、よく〳〵吟味有べし、

一、かげをおさゆると云事　影をおさゆると云は、敵の方より仕懸くる心の見えたる時の事也、大分の兵法にしては、敵のわざをせんとする所をおさゆると云ひて、我方より其利をおさゆる所を敵に強く見すれば、強きにおされて敵の心替ふる事也、我も心を違へて空成る心より先を仕懸けて勝つ所也、一分の兵法にしても、敵のおこる強き氣ざしを利の拍子を以てやめさせ、止みたる拍子に我勝利をうけて先を仕懸くるものなり、能々工夫有べし、

一、うつらかすと云事　移らかすと云ふは、物毎に有

能く見請けて、我人數何と仕懸け、此兵法の理に慥に勝つといふ所をのみこみて、先の位を知て戰所也、また一分の兵法も、敵のなかれを辨へ、相手の人柄を見うけ、人の強き弱き所を見付、敵の氣色に違ふ事を仕懸け、敵のめがかりを知り、其間の拍子を能く知て、先を仕懸くる所肝要也、物毎のけいきといふ事は、我智力强ければ必ず見ゆる所也、兵法自由の身に成ては敵の心をよく計りて勝つ道多かるべき事也、工夫有べし、

一、劔をふむとの事　劔をふむといふ心は、兵法に專ら用ふる儀也、先大きなる兵法にしては、弓鐵砲に於ても、敵我方へ打ちかけ、何事にても仕懸くる時、敵の弓鐵砲にても放しかけて、其あとにかゝるに依て、また弓をつかひ又鐵砲にくすり込てかゝりこむ時、こみ入がたし、弓鐵砲にも敵の放つ内に早くかかる心也、はやくかゝれば矢もつがひがたし、鐵砲も打得ざる心也、物毎を敵の仕懸くるとそのまゝ、其理を請けて、敵がたのする事をふみつけて勝つ心也、又一分の兵法も、敵の打出す太刀のあとへうてば、とたん／＼と成りて、はかゆかざる所也、敵の打出す太刀は、足にてふみ付くる心にして、打出す所を勝ち、二度目を敵の打得ざる樣にすべし、ふむと云は足には限るべからず、身にてもふみ、心にてもふみ、勿論太刀にてもふみ付けて、二の目をよく敵にさせざるやうに心得べし、是則物毎の先の心也、敵と一度にと云ひて行當る心にてはなし、そのまゝあとにつく心也、能々吟味すべし、

一、崩を知といふ事　崩と云ふ事は物毎有るもの也、其家の崩るゝ身の崩るゝ、敵の崩るゝ事も、時に當て拍子違ひに成て崩るゝ所也、大分の兵法にても、敵の崩るゝ拍子を得て、其間をぬかさぬ樣に追立る事肝要也、崩るゝ所のいきをぬかしては、立て返す所有べし、又一分の兵法にも、戰内に敵の拍子違ひて崩目のつくものなり、其程を油斷すれば又立返りあたらしく成りて、はかゆかざる所也、其崩れめに付き、敵の顏立直さゞるやうに慥に追懸くる所肝要也、追懸くるは直に張る心也、敵立返さざるやうにうちはなすもの也、打ちはなすと云ふ事、よく分別有べし、はなれざればしたるき心あり、工夫すべきもの也、

一、敵になると云事　敵に成ると云は、我身を敵に成

くよく鍛錬有べし、

一、枕をおさゆると云事　枕をおさゆるとは、かしらをあげさせぬと云ふ心也、兵法の勝負の道に限て、人に我身をまはされてあとにつく事悪し、いかにもして敵を自由に廻し度事也、然るによつて、敵もさやうに思ひ我も其心あれども、人のする事をうけかはずしては叶がたし、兵法に敵の打所を留め、つく所をおさへ、くむ所をもぎはなしなどする事也、枕をおさゆると云ふは、我實の道を得て、敵にかゝりあふ時、敵何事にても思ふきざしを、敵のせぬうちに見しりて、敵の打つと云ふうの字の頭をおさへて後をさせざる心、是枕をおさゆる也、たとへば敵のかゝると云ふかの字の頭をおさへ、とぶと云ふとの字の頭をおさへ、切といふきの字の頭をおさゆる、皆以て同じ心也、敵われにわざをなす事に付て、やくに立たざる事をば敵に任せ、役にたつほどの事をばおさへて敵にさせぬ様にする所、兵法の専也、是も敵のする事をおさへん〳〵とする心得手也、先づ我は何事にても、道に任せてわざをなすうちに、敵もわざをせんとおもふ頭をおさへて、何事も役にたゝせず、敵をこなす處、是兵法の達者、鍛錬のゆへなり、枕をおさゆる事、能々吟味有べきなり、

一、渡を越すと云事　渡を越と云は、たとへば海を渡るに瀬戸と云ふ所も有り、又四十里五十里とも長き海を越す所を渡と云也、人間の世を渡るにも、一代の内に渡を越と云ふ所多かるべし、舟路にして其渡の所を知り、舟の位を知り、日なみを能く知りて、友船は出さずとも、其時の位をうけ或はひらきの風にたより、或は追風をも請け、若し風替りても二里三里は櫓樨を以て湊に着くと心得て、舟を乗取り渡を越す所也、其心を得て人の世を渡るにも一大事に掛て渡を越すと思ふ心有べし、兵法戰の内にも渡を越事肝要也、敵の位をうけ我身の達者も覺え、其理を以て渡を越す事、能く船頭の海路を越すと同じ、渡を越ては又心易き所也、渡を越すと云ふ事、敵によわみを付け、我身を先に成して大形はや勝所也、大小の兵法の上にも渡を越すと云心肝要也、能々吟味有べし、

一、けいきを知ると云事　形氣を知ると云ふは、大分の兵法にしては、敵のさかへおとろへを知り、相手の人數の心を知り、其場の位を請け、敵のけいきを

追廻す事、我左の方へ追廻す心、難所を敵の後にさせ、いづれにても難所へ追懸る事肝要也、難所にては、敵に場を見せずと云て、敵に顔をわらせず、ゆだんなくせりつむる心也、座敷にても敷居鴨居戸障子ゑんなど又柱などの方へ追詰るにも、場を見せずと云ふ事同前也、何れも敵を追懸くる方、足場の悪き所、又脇にかまへの有所、いづれも場の徳を用て、場の勝を得ると云ふ心専にして、よく／＼吟味して鍛錬有るべき者也、

一、三つの先と云事　三つの先、一つは我方より敵へかゝる先、懸の先と云ひ、又一つは敵より我方へかゝる時の先、是は待の先と云ひ、又一つは我もかゝり敵もかゝりあふ時の先、體々の先といふ、是三つの先なり、いづれの戰はじめにも、此三つの先より外はなし、先の次第を以てはや勝事を得る物也、先と云事兵法第一也、此先の仔細樣々有りといへども、其時の理を先とし、敵の心を見、我兵法の智惠を以て勝つ事なれば、こまかに書きわけがたし、第一懸の先、我かゝらんと思ふ時、靜にして居、俄にはやくかゝる先、上をつよくはやくし底を殘す心の先、又我心をいかにもつよくして、足は常の足に少しはやく、敵のきわへ寄ると早くもみたつる先、又心をはなつて、初中後同じ事に敵をひしぐ心にて、底までつよき心に勝つ、是いづれもの懸先なり、第二待の先、敵我方へかゝりくる時、少しもかまはず、弱きやうに見せて、敵近くなつて、つんとつよくはなれて飛付くやうに見せて、敵のたるみを見て、直に強く勝つ事、是一つの先、又敵かゝりくる時、我も猶つよく成て出る時、敵のかゝる拍子のかはる間をうけ、其まゝ勝を得る事、是待の先の理なり、第三體々の先、敵はやくかゝるには、我靜につよくかゝり、敵ちかくなつて、つんと思ひきる身にして、敵のゆとりのみゆる時、直につよく勝ち、又敵靜にかゝる時、我身うきやかに少しはやくかゝりて、敵近く成りてひともみもみ、敵の色にしたがひてつよく勝つ事、是體々の先なり、此儀こまやかに事わけがたし、此書付を以て大形工夫有べし、此三つの先、時にしたがひ利にしたがひ、いづれにても我方よりかゝる事にはあらざるものなれども、同じくは我方よりかゝりて敵を廻したき事也、何れの先の事、兵法の智力を以て必勝つ事を得る心、よ

有べき者也、

正保二年五月十二日　新免武藏守玄信在判

寺尾孫之丞殿

古橋惣左衛門殿 ○類本の宛名奥書地の卷ニ同ジ

火の卷

二刀一流の兵法、戰の事を火に思ひ取て、戰勝負の事を火の卷として此卷に書顯はす也、先世間の人、毎に兵法の利を小さく思ひなして、或は指先にて手首五寸三寸の利を知り、或は扇を取て、ひぢより先の先後の勝を辨へ、又はしなへ抔にてわづかのはやき利を覺え、手をきかせ習ひ、足をきかせならひ、少の利の早き所を專とする也、我兵法に於て數度の勝負に一命をかけて打合、生死二つの利をわけ、刀の道を覺え、敵の打太刀の强弱を知り、刀のはむねの道を辨へ、敵をうちはたす所の鍛錬を得るに、ちひさき事弱き事思ひよらざる所也、殊に兵具かためてなどの利に小さき事思ひ出る事にあらず、されば命をばかりの打合に於て、一人して五人十人とも戰ひ、其勝つ道を慥に知る事、我道の兵法也、然によつて一人して十人に勝ち、千人を以て萬人に勝つ道利、何の差別あらんや、能々吟味有べし、さりながら常この稽古の時、千人萬人をあつめ此道しならふ事、成る事にあらず、獨太刀を取ても、其敵々の智略を計り、敵の强弱手だてを知り、兵法の智德を以て萬人に勝つ所を極め、此道の達者となり、我兵法の直道、世界に於て誰か得ん、又いづれか極めんと慥に思ひ取て、朝鍛夕錬してみがきおほせて後、獨自由を得、おのづから奇特を得、通力不思議有る所、是兵として法を行ふ道なり、

一、場の次第の事　場の位を見分る所、場に於て日を負ふと云ふ事、日をうしろになして構ふるなり、若し所により日を後にする事ならざる時は、右の脇へ日をなすやうにすべし、座敷にてもあかりを後右脇となす事同前也、後の場つまらざるやうに左の場をくつろげ、右の脇の場を詰めて構ふべきなり、夜にても敵のみゆる所にては、火を後に負ひ、あかりを右脇にする事同前と心得てかまふべきもの也、敵を見おろすと云て、少しも高き所に構ふるやうに心得べし、座敷にても上座を高所と思ふべし、扨戰に成て敵を

敵の出たる所を強く切込み追崩して、其儘又敵の出たる方へ掛り振崩す心也、いかにもして敵をひとへにうをつなぎに追廻はす心に仕懸け、敵のかさなると見えば、其まゝ間をすかさず、つよくはらひ込むべし、敵あひこむ所ひたと追廻はしぬればはかゆきがたし、又敵の出る方〳〵と思へば、待つ心有りてはかゆきがたし、敵の拍子を請けて崩るゝ所を知り勝事得れば、一人の敵も十二十の敵も心易き事也、能々稽古して吟味有るべきなり、

一、打あひの利の事　此打あひの利と云事、兵法太刀にての勝利をわきまふる處也、細に書記すにあらず、能々稽古して勝つ所を可レ知者也、大形兵法の實の道を顯はす太刀也、口傳、

一、一つの打と云事　此一つの打と云心を以て慥に勝つ所を得る事也、兵法よく學ばざれば心得がたし、此を能く鍛錬すれば、兵法心のまゝに成て思ふまゝに勝つ道也、よく稽古有べし、

一、直道のくらひと云事　直道の心、二刀一流の實の道を請けて傳ふる所也、能々鍛錬して此兵法に身をなす事肝要也、口傳、

右書付くる所、一流の劔術大形此卷に記し置く事也、兵法太刀を取て、人に勝所を覺ゆるは、先五つの表を以て五方の構を知り、太刀の道を覺えて總體やわらかに自由に成り、心のきゝ出でて道の拍子を知り、おのれと太刀も手さえて、身も足も心のまゝにほどけたる時に隨ひ、一人に勝ち二人に勝ち、兵法の善惡を知る程に成り、此一つ書の内を一ヶ條々々と稽古して敵に戰ひ、次第々々に道の理を得て、不斷心に懸け、急ぐ心なくして折々手にふれては德を覺え、何れの人とも打合ひ、其心を知て千里の道も一足づつはこぶ也、ゆる〳〵と思ひ此法をおこなふ事、武士の役なりと心得て、今日は昨日の我に勝り明日は下手に勝ち、後は上手に勝つと思ひ、此書物の如くにして、少も脇の道へ心の行かざるやうに思ふべし、縦ひ何程の敵に打勝ちても、ならひに背くに於ては實の道に有るべからず、此利心にうかゞひては、一身を以て數十人にも勝つ心の辨へ有るべし、然る上は劔術の知力にて、大分一分の兵法をも得道すべし、千日の稽古を鍛とし萬日のけいこを錬とす、よく〳〵吟味

くたんれん有るべきものなり、

一、おもてをさすと云事　面をさすと云ふは、敵太刀相に成て、敵の太刀の間我太刀の間に、敵の顔を我太刀先にてつく心に常に思ふ所肝要也、敵の顔をつく心あれば、敵の顔身ものるもの也、敵を乗らするやうにしては色々勝つ所の利あり、能々工夫すべし、戰の内に敵の身乘る心有りてははや勝つ所也、それによつて面をさすと云事忘るべからず、兵法けいこの内此利鍛錬有るべき者也、

一、心を指すといふ事　心を差すと云ふは、戰の内に上つまり脇よりつまりたる所などにて、切る事何も成りがたき時、敵をつく事、敵の打太刀をはづす心は、我が太刀のむねを直に敵に見せて、太刀先ゆがまざるやうに引取て、敵のむねをつく事也、若し我くたびれたる時か又は刀の切れざる時などに、此儀専ら用る心なり、よく分別すべし、

一、喝咄と云事　喝咄とは何れも我打懸け敵を追込む時、敵又打ちかへすやうなる所、下より敵をつくやうに上げて、かへしにて打つ事、いづれも早き拍子を以てかつと打、喝とつきあげ、咄と打つ心也、此拍子何時も打合の内に專ら出合ふ事也、喝咄のしやう、切先上ぐる心にして敵をつくと思ひ、上ぐると一度に打拍子、よく稽古して吟味有るべき事也、

一、はり請と云事　はりうくると云ふは、敵と打合ふ時、どたんと云拍子に成るに、敵の打所を我太刀にてはり合せ打つ也、はり合はする心は、さのみきつくはるにあらず、又請くるにあらず、敵の打太刀に應じて、打太刀を張りて、はるより早く敵を打つ事也、はりにて先をとり、打つにて先を取る所肝要也、張拍子能くあへば、敵何とつよく打ても、少しはる心あれば、太刀先おつる事にあらず、よく習得て吟味有べし、

一、多敵の位事　多敵の位と云は、一身にして多勢と戰ふ時の事也、我刀脇差をぬきて右々へ廣く太刀を横に直に構ふる也、敵は四方より懸るとも、一方に追廻す心也、敵掛る位前後を見分て、先へ進むものに早く行逢ひ、大きに目を付けて、敵打出す位を得て、右の太刀も左の太刀も、一度に振違へて、行太刀にて其敵を切り、戻る太刀にて脇にすゝむ敵を切る心也、太刀を振違へて待つ事惡し、はやく兩脇の位に構へ、

也、敵へ入身に少も手を出す心なく、敵打前に身をはやく入心也、手を出さんと思へば、必ず身は遠のくものなるに依て、總身をはやくうつり入るゝ心也、手にて請合はする程の間には、身も入易きもの也、よくよく吟味すべし、

一、しつこうの身と云事　漆膠とは入身に能く付いてはなれぬ心也、敵の身に付く時、(○顯本、入る時)か[illegible]らをも付け身をも付け足をも付け、強く付くる所也、人毎に顔足は早く入れども身はのくもの也、敵の身へ我身を能く付け、少しも身のあひのなき樣に付くるもの也、能々吟味すべし、

一、たけくらべと云事　たけくらべと云は、何れにても敵へ入込む時、我身のちゞまざる樣にして、足をのべ、腰をものべ、くびをものべて強く入り、敵の顔と顔とならべ、身のたけをくらぶるに、くらべ勝と思ふ程たけ高く成て、強く入る處肝要也、よく〱工夫すべし、

一、ねばりを掛ると云事　敵も打懸我も太刀打掛くるに、敵うくる時、我太刀敵の太刀に付てねばる心にして入るなり、ねばるは太刀はなれがたき心、あまりつよくなき心に入るべし、敵の太刀に付てねばりを掛けて入る時は、いか程も靜に入てもくるしからず、ねばると云事と、もつるゝと云ふ事、ねばりはつよくもつるゝは弱し、此事分別有べし、

一、身の當りと云事　身の當りは、敵のきはへ入込て、身にて敵に當たる心也、少し我顔をそばめ、我左の肩を出し敵のむねに當たる也、當たる事我身をいかほども強くなりあたる事、息合拍子にてはづむ心に入るべし、此入る事を習ひ得ては、敵二間も三間もはねのく程つよき者也、敵死入程も當たる也、能々鍛鍊有べし、

一、三つのうけの事　三つのうけと云ふは、敵へ入込む時、敵打出す太刀をうくるに、我太刀にて敵の目を突くやうにして、敵の打太刀を我が右の方へ引なしてうくる事、またつきうけと云て、敵打太刀を敵の右目をつくやうにして、くびをはさむ心につき懸てうくる所、又敵の打つ時、短き太刀にて入るに、請くる太刀はさのみかまはず、我左の手にて敵のつらをつくやうにして入込む、是三つのうけ也、左の手をにぎりて、こぶしにてつらをつくやうに思ふべし、よ

能習得て鍛錬有るべき儀なり、
一、流水の打と云事　流水の打と云て、敵相になりてせりあふ時、敵はやくひかん、はやくはづさん、早く太刀をはりのけんとする時、我身も心も大に成て、太刀を我身のあとより、いかほどもゆる〳〵とよどみの有るやうに、大につよく打事也、此打ならひ得ては慥に打能きもの也、敵の位を見分る事肝要也、
一、縁の當りと云事　我打出す時、敵打留めんはりのけんとする時、我打一つにしてあたまをも打ち、手をも打ち、足をも打ち、太刀の道一つを以ていづれなりとも打つ所、これ緣の打也、此打よく〳〵習ひ何時も出合ひ打つ也、さい〳〵打合ひて分別有るべきなり、
一、石火の當りと云事　石火のあたりは、敵の太刀と我太刀と打合ふほどにて、我太刀少しも上げずして、いかにもつよく打つ也、是は足も強く身もつよく手もつよく、三所を以て早く打也、度々打ならはずしては打ちがたし、能く鍛錬すれば強く當るもの也、
一、紅葉の打と云事　紅葉の打、敵の太刀を打落し太刀取はなす（◎頭本取なさす）心也、敵前に太刀を構へ、うたんはらんうけんと思ふ時、我打つ心は無念無想の打、又石火のうちにても、敵の太刀を強く打ち、其儘あとをねばる心にて切先下りに打てば、敵の太刀必ず落るものなり、此打鍛錬すれば打落す事やすし、稽古有るべし、
一、太刀にかはる身と云事　身に替はる太刀とも云べし、總て敵を打つに、太刀も身も一度には打たざるもの也、敵の打つ縁により、身をば先へうつ身になり、太刀は身にかまはず打所也、若は身はゆるがず太刀にて打事はあれども、大形は身を先へ打ち太刀を後より打つもの也、能々吟味して打習ふべきなり、
一、あたると打と云事　打と云とあたると云と二つなり、打といふ事はいづれの打にても思ひ設けて慥に打つ也、あたるは行當る程の心にて、何と強う當り、忽ち敵の死る程にても、是は當るなり、打と云は心得て打と云ふ所なり、吟味すべし、敵の手にても足にても、當ると云は先當る也、當りて後を強く打たんためなり、當るはさわる程の心、能く習ひ得ては各別の事也、工夫すべし、
一、しうこうの身と云事　秋猴の身とは手を出さぬ心

に於て、細かに書付くる事にあらず、我家の一通り太刀の道を知り、又大形拍子をも覺え、敵の太刀を見分くる事、先づ此五つにて不斷手をからす可なり、敵と戰の內にも、此太刀筋をからして敵の心を請け、色々の拍子にていかやうにも勝つ所也、能々分別すべし、

一有構無構のおしへの事　有構無構と云ふは、太刀を構ふると云ふ事にあらず、されども五方に立事あれば構とも成べし、太刀は敵の緣により所によりけいきにしたがひ、いづれの方に置きたりとも、其敵切り能きやうに持つ心也、上段も時にしたがひ少し下ぐる心なれば中段と成り、中段も利にしたがひ少し上ぐれば上段となり、下段も折にふれ少し上ぐれば中段と成る、兩脇の構も位により少し中へいだせば中段下段とも成る心也、然るによつて構は有りて構なきと云ふ理也、太刀を執つては何れにして成りとも、敵を切るといふ心なり、若し敵の切る太刀を、請る、はる、あたる、ねばる、さわるなど云事あれども、皆敵を切る緣なりと心得べし、請くると思ひ、はると思ひ、あたると思ひ、ねばると思ひ、さわると思ふに依て、切事不足成べし、何事も切る緣と思ふ事肝要也、能々吟味すべし、兵法大きにして人數立といふも構也、皆合戰に勝つ緣也、ゐつくと云事惡し、よくよく工夫有べし、

一、敵を打に一拍子の打の事　敵を打つ拍子に一拍子と云ひて、敵我當るほどの位を得て、敵の辨へぬうちを心に得て、我身もうごかさず心も付けず、いかにも早く直ぐに打つ拍子也、敵の太刀引かん打たんはづさんと思ふ心なき內を打つ拍子也、是一拍子也、此拍子を能く習ひ得て、間の拍子をはやく打つ事鍛鍊すべし、

一、二のこしの拍子の事　二のこしの拍子我打出んとする時、敵早く引き早くはりのくるやう成る時は、我打つと見せて、敵のはりてたるむ所を打ち、引きたるむ所を打つ、是二のこしの打なり、此書付計にては中々打得がたし、おしへ請けては忽ち合點ゆく處也、

一、無念無想の打と云事　敵も打出さんとし我も打出さんと思ふ時、身も打つ身に成り心も打つ心に成て、手はいつとなく空より後ばやにつよく打事、是無念無想とて、一大事の打也、此打たび／＼出合打也、能

道へもどし、よこへは(○顕本ふ)りてはよこへもどり、よき道へもどし、いかにも大きにひぢをのべて強く振る事、是太刀の道也、我兵法の五つの表を遣ひ覺ゆれば、太刀の道さだまりて振り能き所也、よく〳〵鍛錬すべし、

一、五つの表の次第第一の事　第一の構、中段の太刀先を敵の顏へ付て敵に行逢ふ時、敵太刀を打掛くる時、右へ太刀をはづして乘り、又敵打懸くる時、切先がへしにて打、うちおとしたる太刀其儘置き、又敵の打懸くる時、下より敵の手をはる、是第一也、總別此五つの表の分は手にとらねばがてん成りがたし、五つの表の分は手にとつて太刀の道けいこする處也、此五つの太刀筋にてわが太刀の道をも知り、いかやうにも敵の打太刀知る處也、是二刀の太刀の構、五つより外にあらずと知らする處也、鍛錬すべし、

一、表第二の次第の事　第二の太刀、上段に構へ、敵打かくる所へ一度に敵を打つ也、敵を打ちはづしたる太刀其儘置きて、又敵の打つ處を下よりすくひ上げて打つ、今一つ打つも同じ事也、此表の內に於て樣樣の心持色々の拍子、此表の內を以て一流の鍛錬をすれば、五つの太刀の道を細やかに知り、如何樣にも勝つ所あり、稽古すべし、

一、表第三の次第　第三の構、下段に持ち、ひつさげたる心にして、敵の打掛かる所を下より手をはる也、手をはる所を又敵はる太刀を打おとさんとする所をこす拍子にて、敵打ちたるあとの二のうでを横に切る心也、下段にて敵の打所を一度にうち留る事也、下段の構、道をはこぶに早き時も遲き時も出合もの也、太刀を取て鍛錬有べし、

一、表第四の次第　第四の構、左の脇より横に構へて、敵の打懸くる手を下よりはるべし、下よりはるをてきうち落さんとするを、手をはる心にて、其まゝ太刀の道をうけ、我肩の上へすぢかひに切るべし、是太刀の道也、又敵の打懸くる時も、太刀の道を請けて勝事也、よく〳〵吟味すべし、

一、表第五の次第　第五の太刀の構、我右の脇に横に構へて、敵打懸くる所の位を請け、我太刀下の横よりすぢかへて、上段にふり上げて上より直に切るべし、是も太刀の道よく知らんため也、此表にて振りつけぬれば、おもき太刀自由に振らるゝ所也、此五つの表

浮べる心に持ち、たけ高ゆびしめずゆるさず、くすしゆび、小指をしむる心にして持つ也、手の内にくつろぎの有る事あし丶、太刀を持つと云て持ちたる心ばかりにては悪し、敵を切るものと思ひて太刀を取るべし、敵を切る時も、手の内に替りなく、手のすくまざるやうに持つべし、若敵の太刀をはる事、うくる事、あたる事、おさゆる事有り共、大ゆび人さしゆび計を少しゆる心にして、兎にも角にも切るとおもひて太刀を取るべし、ためし者など切る時の手の内にも、兵法にしても切る時の手内にも、人を切ると云ふ手の内に替る事なし、總て太刀にても手にても、居付と云事を嫌ふ、ゐつくは死ぬる手也、ゐつかざるは生る手也、よく／＼可ㇾ心得ㇾ者也、

一、足づかひの事　足のはこびやうの事、つま先を少しうけて、きびすをつよくふむべし、足づかひは事によりて大小遅速は有ども、常にあゆむがごとし、足に飛足浮足ふみすゆる足とて、是三つ嫌ふ足也、此道の大事にいはく、陰陽の足と云、是肝要也、陰陽の足とは片足計うごかさぬものなり、きる時引く時うくる時迄も、陰陽とて右左々々とふむ足なり、返す／＼片足ふむ事有るべからず、よく／＼吟味すべき者也、

一、五方の構の事　五方の構は上段中段下段、右の脇に構え、左の脇に構ゆる事、是五方也、構五つにわかつといへども、皆人を切らんため也、構五つの外はなし、何れの構成りとも、構ゆると思はず切る事成と思ふべし、構の大小は事により利にしたがふべし、上中下は體の構也、両脇は用の構也、右左の構、うへのつまりて脇一方つまりたる所などにての構也、左右は所によりて分別あり、此道の大事に云ふ、構のきはまりは中段と心得べし、中段の構本意也、兵法大にして見よ、中段は大將の座也、大將につき、あと四段の構也、能々吟味すべし、

一、太刀の道と云事　太刀の道を知ると云ふは、常に我指す刀をゆび二つにて振る時、道筋よく知りては自由に振るものなり、太刀をはやく振らんとするによつて、太刀の道さかひて振りがたし、太刀はふり能きほどに静に振る心也、或は扇或は小刀などつかふやうにはやく振らんと思ふによつて、太刀の道さかひてふりがたし、夫は小刀きざみと云て、太刀にては人は切れざるものなり、太刀を打下げては上げ、能き

まぬやうに、能々吟味すべし、靜なる時も心はしづかならず、何とはやき時も心は少しもはやからず、心は體につれず體は心につれず、心に用心して身には用心せず、心のたらぬ事なくして心を少しもあまらせず、上の心はよわくとも底の心をつよく、心を人に見分られざるやうにして、小身成るものは心に大なる事を不ㇾ殘知り、大身成る者は心に小さき事を能く知りて、心を大身も小身も直にして、我身のひいきをせざるやうに心を持つ事肝要也、心の内にごらず廣くして、廣き所へ知惠を置くべきなり、知惠も心もひたとみがく事專也、知惠をとぎ天下の理非を辨へ、物毎の善惡を知り萬の藝能其道々々を渡り、世間の人に少しもだまされざる樣にして後、兵法の知惠と成心也、兵法の知惠に於てとりわけちがふ事有るもの也、たゝかひの場、萬事せはしき時成りとも、兵法の道理を究め、動きなき心よく吟味すべし、

一、兵法の身なりの事　身のかゝり、顔はうつむかず、あふのかず、かたむかず、ひづまず、目を見出さず、ひたいに皺をよせず、まゆあいにしわを寄せて目の玉うごかざるやうにして、またゝきをせぬやうに思ひて、目を少しすくめるやうにして、うき（本ノ儘）やかにみゆる顔、はな筋直にして少しおとがいを出す心也、首はうしろの筋をろくに、うなじに力を入れて、肩より總身はひとしく覺え、兩の肩を下げ、背筋をろくに尻を出さず、ひざより足先まで力を入れて腰のかがまざるやうに腹を張り、くさびをしむると云ひて、脇指の鞘に腹をもたせて、帶のくつろがざるやうにくさびをしむるといふおしへ有り、總て兵法の身に於ては、常の身を兵法の身として、兵法の身を常の身とする事肝要也、よく〳〵吟味すべし、

一、兵法の目付と云事　目の付樣は大にひろく付る目也、觀見二つの事、觀の目つよく、見の目よわし、遠き所を近く見、近き所を遠く見る事、兵法の專也、敵の太刀を知り、いさゝか敵の太刀を見ずといふ事兵法の大事也、工夫有べし、此目付小さき兵法にも大なる兵法にも同事也、目の玉うごかずして兩脇を見る事肝要也、箇樣の事いそがしき時、俄に辨へがたし、此書付を覺え、常住此目付になりて、何事にも目付の替らざる所、よく〳〵吟味すべし、

一、太刀の持樣の事　太刀の取樣は、大指人指ゆびを

り、此道に限て直成る所を廣見立ざれば、兵法の達者とは成りがたし、此法を學得ては、一身にして二十三十の敵にも負くべき道にあらず、先づ氣に兵法を絕やさず、直なる道を勤ては手にて打勝ち、目に見る事も人に勝ち、又鍛錬を以て總體自由なれば、身にても人に勝ち、又此道になれたる心なれば心を以ても人に勝つ、此所に至てはいかにとして人に負くる道あらんや、また大きなる兵法にしては、善人を持つ事に勝ち、人數をつかふ事に勝ち、身を正しく行ふ道に勝ち、國を治る事に勝ち、民を養ふ事に勝ち、世の例法を行ふに勝ち、何れの道に於ても人に負けざる所を知て、身を助け名を上ぐる所、是兵法の利道也、

正保二年五月十二日

新免武藏〇顯本以下ナシ守玄信在判

寺尾孫之丞殿

古橋惡左衛門殿

〇顯本此姓名ナクシテ左ノ月日姓名アリ、

寛文七年二月五日　寺尾夢世勝延（花押）

山本源介殿

水の卷

一、兵法二天一流の心　水を本として利方の法を行ふによつて水の卷として、一流の太刀筋此書に書顯すものなり、此道何れもこまやかに心のまゝに書分けがたし、たとひ言葉は不レ繼とも、利はおのづから聞ゆべし、此書に書付たる所、一こと〳〵一字々々にて思案すべし、大形に思ひては道の違ふ事多かるべし、兵法の利に於て一人と一人との勝負のやうに書付たる所成りとも、萬人と萬人との合戰の利に心得、大に見立つる所肝要也、此道に限つて少し成りとも道を見違へ道のまよひ有りては、惡道に落つる者なり、此書付ばかりを見て兵法の道に及ぶことにあらず、此書に書付たるを我身に取て書付を見ると思はず習ふと思はず、似せものにせずして、則ち我心より見出したる利にして、常に其身に成つて能々工夫すべし、

一、兵法心持の事　兵法の道に於て心の持やうは、常の心に替る事なかれ、常にも兵法の時にも少しも替らずして、心を廣く直にして、きつくひつぱらず、少しもたるまず、心の片寄らぬやうに心を眞中に置いて、心を靜にゆるがせて、其ゆるぎの刹那をゆるぎや

矢人の目に見えてよし、鐵砲の玉は目に見えぬ所不足なり、此儀よく〳〵吟味有るべし、馬の事つよくこたへて曲なき事肝要也、總て武道具に付けて、馬も大形にありき、刀脇指も大形にきれ、鑓長刀も大形にとほり、弓鐵砲も強くそこねざるやうに有るべし、道具以下にも、片わけてすく事有べからず、あまりたるはたらぬと同じ事也、人まねをせずとも、我身に隨ひ武具は手にあふ様に有るべし、將卒共物にすき、物を嫌ふ事悪し、工夫肝要なり、

一、兵法の拍子の事　物毎につき拍子はある物なれども、取分け兵法の拍子鍛錬なくては難ㇾ及所なり、世中の拍子あらはれて有る事、亂舞の道伶人管絃の拍子など、是皆能く合ふ所のろく成る拍子也、武藝の道に渡て、弓を射鐵砲を放ち馬に乘る事迄も、拍子調子は有り、諸藝諸能に至ても拍子をそむく事は有るべからず、又空成る事に於ても拍子は有り、武士の身の上にしても奉公に身を仕上る拍子、仕下ぐる拍子、筈の合ふ拍子、筈の違ふ拍子有り、或は商の道、分限になる拍子、分限にても其絶ゆる拍子、道々に付けて拍子の相違有る事也、物毎に榮ゆる拍子、衰ふる拍子、よく〳〵分別有るべし、兵法の拍子に於てさま〴〵有る事なり、先あふ拍子を知り、違ふ拍子をわきまへ、大小遲速の拍子の中にも、あたる拍子を知り、間の拍子を知り、そむく拍子を知る事兵法の專也、此背く拍子辨へ得ずしては、兵法たしかなるざる事也、兵法の戰に其敵の拍子を知り、敵の思ひよらざる拍子を以て、實の拍子〔顯本ニアリ〕、智惠の拍子より發して勝所也、何の卷にも拍子の事を專ら書記す也、其書付の吟味をして能々可ㇾ有二鍛錬一者也、

右一流の兵法、朝な〳〵夕な〳〵勤行に依て、おのづから廣き心に成り、多分一分の兵法として世に傳ふる所、初めて書顯事地水火風空五卷也、我兵法を學ばんと思ふ人は、道を行ふ法有り、第一に邪なき事を思ふ所、第二に道を鍛錬する所、第三に諸藝にさはる所、第四に諸職の道を知る事、第五に物每の損德を辨ふる事、第六に諸事目利を仕覺ゆる事、第七目に見えぬ所をさとつて知る事、第八にわづかなる事にも氣を付くる事、第九に役に立たぬ事をばせざる事、大形如ㇾ此、此理を心に懸けて兵法の道鍛錬すべきな

何にても勝つ事を得る心一流の道也、太刀一つ持たるよりも二つ持て能き所、大勢を一人して戰ふ時、取籠者抔の時に能き事有り、箇樣の儀今委しく書記するに不レ及、一を以て萬を知るべし、兵法の道行ひ得ては一つも見えずといふ事なし、能々吟味有べき也、

一、兵法二つの利を知事　此道に於いては太刀を振得たる者を兵法者と世に傳たり、武藝の道に至て、弓を能く射れば射手と云、鐵砲を得たる者は鐵砲打と云、鑓をつかひ得ては鑓つかひと云、長刀を覺えては長刀つかひと云、然るに於ては太刀の道を覺えたる者を太刀つかひ、脇指つかひといはん事也、弓鐵砲長刀槍皆是武家の道具なれば、何れも兵法の道也、然共太刀の道よりして兵法と云事道理也、太刀の德よりして世を治め身を治むる事あれば、太刀は兵法のおこる所也、太刀の德を得ては一人して十人に必勝つ事也、一人して十人に勝なれば、百人して千人に勝ち、千人して萬人に勝つ、然に依て我一流の兵法に、一人も萬人も同じ事にして、武士の法を殘らず兵法と云所也、道に於て儒者佛者數奇者躾者亂舞者、是等の事は武士の道にはなし、其道にあらざると云とも、道を廣く知れば物事に出合ふ事也、何も人間に於て我道々をよくみがく事肝要なり、

一、兵法に武具の利を知と云事　武道具の利を辨ふるに、何れの道具にても、折にふれ時に隨ひ出合ふものなり、脇指は座のせばき所敵の身ぎはへ寄りて其利多し、太刀は何れの所にても大形出合ふ利あり、長刀は戰場にては鑓にをとる心あり、鑓は先手なり長刀は後手なり、同じ位のまなびにしては鑓は少し强く、鑓長刀も事によりつまりたる所にては其利少し、取籠者などにも不レ可レ然、只戰場の道具成べし、合戰の場にしては肝要の道具なれども、座敷にての利を覺えこまやかに思ひ、實の道を忘るゝに於ては出合ひがたし、弓は戰場にて懸引にも出合、鑓脇其外ものぎは〴〵にて早く取合する物なれば、野合の合戰などに取分け能きものなり、城責など又敵合廿間も越えては不足成る物也、當世に於ては弓は不レ及レ申、諸藝花多くして實すくなし、左樣の藝術は肝要の時役に立ちがたき事其利多し、城郭内にしては鐵砲にしく事なし、野合などにも合戰の始らぬうちには其利多し、戰始まりては不足成るべし、弓の一つ德は放つ

付いて、後には大にゆがむものなり、物毎にあまりたるはたらざるに同じ、◎已上十六字諸本ナシ、能々吟味すべし、他の兵法劍術ばかりと世に思ふ事尤なり、我兵法の利わざに於ては各別の儀也、世間の兵法を知らしめんとのために、風の巻として他流の事を書顯すなり、第五空の巻と書顯す事、空と云出すよりしては、何をか奥と云ひ何をか口と云はん、道理を得ては道理をはなれ、兵法の道おのれと自由有りておのれと奇特を得、時に合ては拍子を知り、おのづから打ち、おのづからあたる、是皆空の道なり、おのれと實の道に入る事を、空の巻にして書留むるものなり、

一、此一流二刀と名付事　二刀と云出す所、武士は將卒共直に二刀を腰に付る役なり、昔は太刀刀といふ、今は刀脇指と云ふ、武士たる者此兩腰持つ事、細に書顯すに不レ及、我朝に於て知るも知らぬも腰におぶ事武士の道なり、此二つの利を知らしめんために、二刀一流と云也、鑓長刀よりしては、外の物に云て武道具の內也、一流の道初心の者に於て、太刀刀兩手に持て道を仕習ふ事、實の所也、一命を捨つる時は、道具を不レ殘用に立て度きものなり、道具を役にたてず腰に納めて死する事本意に有るべからず、然ども兩手に物を持つ事、左右共に自由には叶ひがたし、太刀を片手にて取習はせんため也、鑓長刀大道具は不レ及レ力、刀脇指に於てはいづれも片手にて持つ道具なり、太刀を兩手にて持てあしき事、馬上にて惡し、かけはしる時惡し、沼池石原、さがしき道、人込に惡し、左に弓鑓を持ち、其外何れの道具を持ちても、皆片手にて太刀をつかふものなれば、兩手にて太刀を構ふること實の道にあらず、若し片手にて打殺しがたき時は、兩手にても打留むべし、手間の入る事にて有るべからず、先づ片手にて太刀を振習はんために二刀として、太刀を片手にふり覺ゆる道也、人毎に初て取る時は、太刀重くして振廻しがたきものなれども、萬初め取付く時は、弓も力引きがたし、長刀も振りがたし、何れも其道具々々になれては、弓も力強くなり、太刀も振付くれば道の力を得て振能く成るなり、太刀の道と云事、はやく振るにあらず、第二水の巻にて知るべし、太刀は廣き所にて振り、脇指は狹き所にて振事、先づ道の本意なり、此一流に於ては長きにても勝ち、短きにても勝つ、故に依て太刀の寸を不レ定、

卒たる者如ㇾ此也、能々吟味有るべし、大工の嗜びずまざる事、留を合する事、かんなにて能くけづる事、すりみがかざる事、後にひすかざる事肝要なり、此道を學ばんと思はゞ、書に顯す所々一事々々に心を入れて能々吟味有るべきものなり、

一、此兵法の書五卷に仕立る事　五つの道を分ち、一卷々々にして其別を知せんがために、地水火風空として五卷に書顯すなり、地の卷に於ては兵法の大體、我一流の見立、劍術一通にしては誠の道を得がたし、大なる所より小き所を知り、淺より深きにいたり、直なる道の地形を引ならすによりて、初を地の卷と名付るなり、第二水の卷、水を本として心を水になすなり、水は方圓の器にしたがひ、一滴と成り蒼海と成る、水に碧潭の色あり、清き所を用ひて一流の事を此卷に書顯すものなり、劍術一通の利さだかに見分け、一人の敵に自由に勝つ時は、世界の人に皆勝つ所なり、人に勝といふ心は、千萬の敵にも同前也、將たる者の兵法、小きを大になす事尺の形を以て大佛を作るに同じ、かやうの儀細に書分けがたし、一を以て萬を知る事兵法の利方也、一流の事此水の卷に書顯すなり、第三火の卷、此卷に戰の事を書きしるすなり、火は大小に成、けやけき心なるに依て合戰の事を書くなり、合戰の道、一人と一人との戰も萬と萬との戰も同じ道也、心を大きなる事になし、心を小くなくして能く吟味して見るべし、大きなる所は見易し、小さき所は見えがたし、其仔細は大人數の事は即座にもとをり難し、一人の事は心一つにして、かわる事はやきに依て、小さき所知る事得がたし、吟味有べし、此火の卷の事は、はやき間の事成るに依て、日々に手なれ常の事と思ひ、心の替らぬ所兵法の肝要なり、然によつて、戰勝負の所を火の卷に書顯すなり、第四風の卷、此卷を風の卷としるす事、我一流の事にあらず、世の中の兵法其流々の事を書載する所なり、風と云に於ては、昔の風今の風其家々の風抔とあれば、世間の兵法其流々のしわざをさだかに書顯すなり、是風の卷也、他の事をよく知らずしては自の辨へ成がたし、道々事々を行ふに外道と云ふ心あり、日日に其道を勤むると云ふとも、心のそむけば、其身は能き道と思ふとも、直なる所より見れば、實の道にはあらず、實の道を極めざれば、少し心のゆがみに

ひあらはすなり、大工にたとゆる事、家と云事に付けての儀也、公家武家四家其家の破家のつゞくと云事、其流其風其家などといへば、家と云より大工の道にたとへたり、大工は大にたくむと云なれば、兵法の道大きなるたくみによりて、大工に云なぞらへて書き顯すなり、兵の法を學ばんと思はゞ、此書を思案して、師ははり弟子は絲と成て、絶えず稽古有るべき事也、

一、兵法の道大工にたとへたる事　大將は大工の棟梁として天下のかねを辨へ、其國のかねを糺し、其家のかねを知る事棟梁の道也、大工の棟梁は堂塔伽藍の墨がねを覺え、宮殿樓閣の差別を知り、人々をつかひ家々を取立る事、大工の棟梁と武士の棟梁と同じ事也、家を建るに木配をする事、直にして節のなく見つきのよきを表の柱とし、少し節有りとも直にして強を裏の柱とし、たとひかよわくとも節なき木の見ざまよきをば、敷居鴨居戸障子と、それぐ\につかひ、節有りともゆがみたりとも強き木をば、其家の強み強みを見分て、能く吟味してつかふに於ては、其家久しく崩れがたし、又材木の内にしても、節多くゆがみてよはきをば足代ともなし、後には薪ともなすべきなり、棟梁に於て大工をつかふ事、其上中下を知り、或は床廻り或は戸障子或は敷居鴨居天井以下それぐ\につかひて、惡しきにはねだをはらせ、猶惡しきにはくさびをけづらせ、人を見わけつかへば、其はかゆきて手際能きものなり、はかのゆき手際能しと云ふ所、物毎をゆるさゞる事、（顯本ゆるさゞる事）たいゆふを知ると云ふ事、氣の上中下を知る事、いさみを付ると云ふ事、むたいを知ると云ふ事、斯樣の事ども棟梁の心持に有る事也、兵法の利如ㇾ此、

一、兵法の道　士卒たる者は大工にして手づから其道具をとぎ、色々のせめ道具を拵へ、大工の箱に入て持、棟梁の云付る所をうけ、柱かうりやうをもてうなにてけづり、とこたなをもかんなにてけづり、すかしほり物をもして、能くかねを糺し、角々めんどふまでも、手際よく仕立る所大工の業也、手に掛て能く仕覺え、墨がねをよく知れば、後には棟梁と成る者なり、大工の嗜能く切るゝ道具を持ち、透々にとぐ事肝要なり、其道具を取て御廚子書棚卓机又はあんどんまな板鍋のふたまでも達者にする所、大工の專なり、士

る道に於ては、武士ばかりに限らず、出家にても女にても百姓以下に至るまで、義理を知り恥を思ひ死するべきを思ひ切る事は、其差別なき者なり、武士の兵法を行ふ道は、何事に於ても人に勝る所を本とし、或は一身の切合に勝ち、或は數人の戰に勝ち、或は主君のため我身のため、名を揚げ身をも立てんと思ふ、是兵法の德を以てなり、又世の中に兵法の道を習ひても、實の時の役に立つまじきと思ふ心有るべし、其儀に於ては何時にても役に立つやうに稽古し、萬事に至り役に立つやうに敎ふる事、兵法の實の道なり、

一、兵法の道と云事　漢土和朝までも此道を行ふ者を兵法の達者と云ひ傳へたり、武士として此兵法を不㆑學と云事有るべからず、近代兵法者と云て世を渡る者、是は劍術一通の事也、常陸國鹿島香取の社人ども、明神の傳として流々を立て、國々を廻り人に傳ふる事近頃の儀也、古より十能七藝と有る內に、利方と云て、藝に渡ると云へども、利方と云出すより、劍術一通に限るべからず、劍術一篇の利にては、劍術も知がたし、勿論兵の法には不㆑可㆑叶、世の中を見るに、諸藝を賣物に仕立、我身をうり物に思ひ、諸道具に付けても賣物にこしらゆる心、花實の二つにして、花よりも實のすくなき所也、取りわけ此兵法の道に、色をかざり花をさかせて術をひらひ、或は一道場或は二道場など云て、此道をおしへ此道を習て利を得んと思ふ事、誰か云ふ生兵法大疵の本、誠なるべし、凡人の世を渡る事、士農工商とて四つの道也、一つには農の道、農人は色々の農具を設け、四季轉變の心得いとまなくして春秋を送くる事、是農の道なり、二つにはあきなひの道、酒を作る者は、それぞれの道具を求め、其善惡の利を得て渡世を送る、いづれも商の道、其身々々のかせぎ、其利を以て世を渡る事、是商の道なり、三つには士の道、武士に於ては樣々の兵具を拵へ、兵具の品々の德を辨へたゞさんこそ、武士の道なるべけれ、兵具をも不㆑嗜、其具々々の利をも覺ざる事、武士には少々嗜の淺きものか、四つには工の道、大工の道に於いては、種々樣々の道具をたくみ拵へ、其具々々を能くつかひ覺え、すみがねを以て其差圖をたゞし、いとまなく其業をして世を渡る事、是士農工商四つの道也、兵法を大工の道にたとへて云

五輪の書

序

兵法の道、二天一流と號し、數年の鍛錬の事初て書物に著さんと思ふ、時に寛永二十年十月上旬之比、九州肥後の地岩戸山に登り、天を拜し觀世音を禮し、佛前に向ひ、生國播磨の武士新免武藏藤原玄信年積て六十歳、我若年の昔より、兵法の道に心をかけ、十三にして初めて勝負をす、其相手新當流の有馬喜兵衞といふ兵法者に打勝ち、十六歳にして但馬の國秋山といふ强力の兵法者に打勝ち、二十一歳にして都へ上り、天下の兵法者に逢ひ、數度の勝負を決すといへども、勝利得ざると云事なし、其後國々所々に至り、諸流の兵法者に行逢ひ、六十餘度迄勝負をするといへども、一度も其利を失はず、其程年十三より二十八九までの事也、我三十を越えて跡を思ひ見るに、兵法至極して勝つにはあらず、おのづから道の器用有りて天理をはなれざる故か、又は他流の兵法不足なる所にや、其後猶も深き道理を得んと朝鍛夕鍊して見れば、おのづから兵法の道にあふ事、我五十歳の比なり、夫より以來は尋ね入るべき道なくして光陰を送り、兵法の理に任せて諸藝諸能の道となせば、萬事師道なし、今此書を作るといへども、佛法儒法の古語をも借らず、軍談軍法の古き事をも不レ用、此一流の見立實の心顯す事、天道と觀世音を鏡として、十月十日の夜、寅の一天に筆を取て書始むるものなり、

地の卷

夫兵法といふ事武家の法也、將たる者は取分け此方を行き、卒たる者も此道を可レ知事也、今世の中に兵法の道慥に辨へたる武士なし、先道を顯して有るは、佛法として人を介くる道、又儒道として文の道を糺し、醫師というて諸病を治するみち、或は歌道者とて和歌の道をおしへ、或は數奇者弓法者其外諸藝諸能迄も思ひ〳〵稽古し、心々にすく者なり、兵法の道すく人稀也、先武士は文武二道と云て、二つの道を嗜む事これ道なり、たとひ此道不器用なりとも、武士たる者はおのれ〳〵が分際程は、兵の道をば可レ勤事なり、おほかた武士の思ふ心を計るに、武士はたゞ死ぬると云道を嗜む事と覺ゆるほどの義なり、死す

あり、中段にも下段にも三つの心有り、左右の脇までも同事なり、爰を以つて見れば、かまへはなき心也、能々吟味有べし、

一、いはほの身と云事

岩尾の身と云は、うごく事なくして、つよく大なる心なり、身におのづから萬理を得てつきせぬ處なれば、生有る者は、皆よくる心有る也、無心の草木迄も根ざしかたし、ふる雨吹風もおなじこゝろなれば、此身能々吟味あるべし、

一、期をしる事

期をしると云ふ事は、早き期を知り、遲き期を知り、のがるゝ期を知り、のがれざる期を知る、一流直通と云極意あり、此事品々口傳なり、

一、萬理一空の事

萬理一空の所、書きあらはしがたく候へば、おのづから御工夫なさるべきものなり、

右三十五箇條は兵法之見立心持に至るまで大概書記申候、若端々申殘す處も、皆前に似たる事どもなり、又一流に一身仕得候太刀筋のしなぐ〳〵口傳等は、書付におよばず、猶御不審之處は口上にて申あぐべき也、

寛永十八年二月吉日　　新免武藏玄信 判

兵法三十五箇條 終

も在り、請くるもはるもあたるも、敵を打つ太刀の縁とおもふべし、乗るも、はづすもつくも、皆うたんためなれば、我身も心も太刀も、常に打ちたる心也、能々吟味すべし、

一、漆膠のつきと云事

しつかうのつきとは、敵のみぎはへよりての事也、足腰顔迄も、透なく能つきて、漆膠にて物を付くるにたとへたり、身につかぬ所あれば、敵色々わざをする事在り、敵に付く拍子、枕のおさへにして、靜なる心なるべし、

一、しうこうの身と云事

しうこうの身、敵に付く時、左右の手なき心にして、敵の身に付くべし、惡しくすれば身はのき、手を出す物也、手を出せば身はのく者也、若し左の肩かひな迄は役に立つべし、手先にあるべからず、敵に付く拍子は前におなじ、

一、たけくらべと云事

たけをくらぶると云事、敵のみぎはに付く時、敵とたけをくらぶる樣にして、我身をのばして、敵のたけよりは我たけ高く成る心、身ぎはへ付く拍子は何れも前に同じ、

一、扉のおしへと云事

とぼその身と云ふは、敵の身に付く時、我身のはゞを廣くすぐにして、敵の太刀も身もたちかくすやうに成て、敵と我身の間の透のなき樣に付くべし、又身をそばめる時は、いかにもうすくすぐに成て、敵の胸へ我肩をつよくあつべし、敵を突き倒す身也、工夫有べし、

一、將卒のおしへの事

將卒と云ふは、兵法の理を身に請けては、敵を卒に見なし、我身將に成て、敵にすこしも自由をさせず、太刀をふらせんも、すくませんも、皆我心の下知につけて、敵の心にたくみをさせざる樣にあるべし、此事肝要なり、

一、うかうむかうと云事

有構無構と云ふは、太刀を取る身の間に有る事、いづれもかまへなれども、かまゆるこゝろ有るによりて、太刀も身も居付く者なり、所によりことにしたがひ、いづれに太刀は有るとも、かまゆると思ふ心なく、敵に相應の太刀なれば、上段のうちにも三色

拍子の間を知るは、敵によりはやきも在り遲きもあり、敵にしたがふ拍子也、心おそき敵には、太刀あひに成と、我身を動さず、太刀のおこりを知らせず、はやく空にあたる、是一拍子也、敵の氣のはやきには、我身と心をうち、敵動きの迹を打つ事、是二のこしと云也、又無念無想と云ふは、身を打つ樣になし、心と太刀は殘し、敵の氣のあひを空よりつよくうつ、是無念無想也、又おくれ拍子と云ふは、敵太刀にてはらんとし、受けんとする時、いかにも遲く、中ににてよどむ心にして間を打事、おくれ拍子也、能々工夫あるべし、

一、枕のおさへと云事

枕のおさへとは、敵太刀打ちださんとする氣さしを請け、うたんとおもふその處のかしらを、空よりおさゆる也、おさへやう、心にてもおさへ、身にてもおさへ、太刀にてもおさゆる物也、此氣ざしを知れば、敵を打つによし、入るによし、はづすによし、先を懸くるによし、いづれにも出合ふ心在り、鍛錬肝要也、

一、景氣を知ると云事

景氣を知ると云ふは、其場の景氣、其敵の景氣、浮沈淺深强弱の景氣、能々見知べき者也、絲がねと云ふは常々の儀、景氣は卽座の事なり、時の景氣に見請けては、前向きてもかち、後向きてもかつ、能々吟味有べし、

一、敵に成ると云事

我身敵にしておもふべし、或は一人取籠か又は大敵か、其道達者なる者に會ふか、敵の心の難堪をおもひ取るべし、敵の心の迷ふをば知らず、弱きをも强しとおもひ、道不達者なる者も達者と見なし、小敵も大敵と見ゆる敵は、利なきに利を取付くる事在り、敵に成て能く分別すべき事也、

一、殘心放心の事

殘心放心は事により時にしたがふ物也、我太刀を取て、常は意のこゝろをはなち、心のこゝろをのこす物也、又敵を慥に打つ時は、心のこゝろをはなち、意のこゝろを殘す、殘心放心の見立色々ある物也、能々吟味すべし、

一、緣のあたりと云事

緣のあたりと云は、敵太刀切懸くるあひ近き時は、我太刀にてはる事も在り、請くる事も在り、あたる事

なし、中にある心、中にある身、能々吟味すべし、

一、二つの足と云事

二つの足とは、太刀一つ打つ内に、足は二つはこぶ物也、太刀乘りはづし、つぐもひくも足は二つの物也、足をつぐと云心是なり、太刀一つに足一つづつふむは、居付きはまる也、二つと思へば常にあゆむ足也、能々工夫あるべし、

一、劍をふむと云事

太刀の先を足にてふまゆると云ふ心也、敵の打懸る太刀の落ちつく處を、我左の足にてふまゆる心也、ふまゆる時、太刀にても身にても心にても先を懸くれば、いかやうにも勝つ位なり、此心なければ、とたんとなりて惡敷事也、足はくつろぐる事もあり、劍をふむ事度々にはあらず、能々吟味在るべし、

一、陰をおさゆると云事

陰のかげをおさゆると云ふ事、敵の身の内を見るに、心の餘りたる處もあり、不足の處も在り、我太刀も心の餘る處へ氣を付くる樣にして、たらぬ所のかげに其儘つけば、敵拍子まがひて勝能き物也、されども我心を殘し、打つ處を不忘所肝要なり、工夫あるべし、

一、影を動かす事

影は陽のかげ也、敵太刀をひかへ身を出して構ふる時、心は敵の太刀をおさへ、身を空にして敵の出たる處を太刀にてうてば、かならず敵の身動き出づるなり、動き出づれば勝つ事やすし、昔はなき事也、今は居付く心を嫌ひて、出たる所を打つ也、能々工夫有るべし、

一、弦をはづすと云事

弦をはづすとは、敵も我も心ひつぱる事有り、身にても太刀にても足にても心にても、はやくはづす物也、敵おもひよらざる處にて能くはづるゝ物也、工夫在るべし、

一、小櫛のおしへの事

おぐしの心は、むすぼふるをとくと云ふ義也、我心に櫛を持て、敵のむすぼふらかす處を、それぞれにしたがひ解く心也、むすぼふるとひきはると似たる事なれども、引ぱるは强き心、むすぼふるは弱き心、能能吟味有べし、

一、拍子の間を知ると云事

所、我心をかねにして、いとを引きあて見れば、人の心能く知るゝ物也、其かねにて圓きにも角なるにも長きをも短きをも、ゆがみたるをも直なるをも能く知るべき也、工夫すべし、

一、太刀之道の事

太刀の道を能く知らざれば、太刀心の儘に振りがたし、其上つよからず、太刀のむねひらを不レ辨、或は太刀を小刀に仕ひなし、或はそくいべらなどの樣に仕付れば、かんじんの敵を切る時の心に出合がたし、常に太刀の道を辨へて、重き太刀の樣に、太刀を靜にして、敵に能くあたる樣に鍛錬有べし、

一、打とあたると云事

打とあたると云事、何れの太刀にてもあれ、うち所を慥に覺へ、ためし物など切る樣に、おもふさま打つ事なり、又あたると云ふ事は、慥なる打ち見えざる時、いづれなりともあたる事有り、あたりにもつよきはあれども、うつにはあらず、敵の身にあたりても太刀にあたりても、あたりはづしても不レ苦、眞のうちをせんとて、手足をおこしたつる心なり、能々工夫すべし、

一、三つの先と云事

三つの先と云ふは、一つはわれ敵の方へかゝりての先也、二つには敵我方へかゝる時の先也、又三つには我も懸り敵も懸かる時の先也、是三つの先なり、我かゝる時の先は、身は懸かる身にして、足と心を中に殘し、たるまず、はらず、敵の心を動かす、是懸の先也、又敵懸り來る時の先は、我身に心なくして、程近き時心をはなし、敵の動きに隨ひ、其儘先に成べし、又互に懸り合ふ時、我身をつよく、ろくにして、太刀にてなり共身にて成共、足にて成共心にて成共、先になるべし、先を取る事肝要也、

一、渡をこすと云事

敵と我と互にあたる程の時、我太刀を打懸て、どの内こされんとおもはゞ、身も足もつれて、身際へ付くべき也、とをこして氣遣はなき物也、此類跡先の書付にて能々分別有るべし、

一、太刀に替はる身の事

太刀にかはる身と云ふは、太刀を打だす時は、身はづれぬ物也、又身を打と見する時は、太刀は迹より打つ心也、是空の心也、太刀と身と心と一度に打つ事は

事、能々吟味在るべし、

一、足ぶみの事

足づかひ、時々により大小遅速は有れ共、常にあゆむがごとし、足に嫌ふ事、飛足、うき足、ふみすゆる足、ぬく足、おくれ先だつ足、是皆嫌ふ足也、足場いか成る難所なりとも、構ひなき様に慥にふむべし、猶奥の書付にて能くしるゝ事也、

一、目付之事

目を付くると云所、昔は色々在るなれ共、今傳ふる處の目付は、大體顔に付くるなり、目のおさめ様は、常の目よりもすこし細やうにして、うらやかに見る也、目の玉を動かさず、敵合近く共、いか程も遠く見る目也、其目にて見れば、敵のわざは不ㇾ及ㇾ申、兩脇迄も見ゆる也、觀見二つの見様、觀の目つよく、見の目よはく見るべし、若し又敵に知らすると云目在り、意は目に付き心は付かざる物也、能々吟味有べし、

一、間積りの事

間を積る様、他には色々在れ共、兵法に居付く心あるによつて、今傳る處心あるべからず、何れの道なりとも其事になるれば能く知る物なり、大形は我太刀人にあたる程の時は、人の太刀も我にあたらんと思ふべし、人を討たんとすれば我身は忘るゝ物也、能能工夫あるべし、

一、心持之事

心の持ち様は、めらず、かゝらず、たくまず、おそれず、すぐに廣くして意のこゝろかろく、心のこゝろおもく、心を水にして折にふれ事に應ずる心也、水にへきたんの色あり、一滴もあり滄海も在り、能々吟味あるべし、

一、兵法上中下の位を知る事

兵法に身構有り、太刀にも色々構を見せ、遅く見え、早く見ゆる兵法、是下段と知るべし、又兵法こまかに見へ術をてらひ拍子能き様に見え、其品きゝ在りて見事に見ゆる兵法、是中段の位也、上段之位の兵法は、不ㇾ强不ㇾ弱、かどらしからず、はやからず、見事にもなく、悪敷も見えず、大に直にして靜に見ゆる兵法、是上段也、能々吟味有べし、

一、いとがねと云事

常に糸がねを心に持つべし、相手毎にいとを付けて見れば、強き處弱き處直き所ゆがむ所はる所たるむ

兵法三十五箇條

兵法二刀の一流、數年鍛錬仕處、今初て筆紙にのせ申事、前後不足の言のみ難ニ申分ー候へ共、常々仕覺候兵法之太刀筋、心得以下、任ニ存出ー大形書顯候者也、

一、此道二刀と名付事

此道二刀として太刀を二つ持つ儀、左の手にさして心なし、太刀を片手にて取ならはせん爲なり、片手にて持得、軍陣、馬上、川沿、細道、石原、人籠、かけはしり、若左に武道具持たる時、不如意に候へば、片手にて取なり、太刀を取候事、初はおもく覺れ共、後は自由に成候也、たとへば弓を射ならひて其力つよく、馬に乘得ては其力有、凡下之わざ、水主はろかいを取て其力有、土民はすきくはを取、其力強し、太刀も取習へば力出來物也、但人々の强弱は身に應じたる太刀を持べき物也、

一、兵法の道見立處之事

此道、大分之兵法、一身之兵法に至る迄、皆以て同意なるべし、今書付一身の兵法、たとへば心を大將とし手足を臣下郎等と思ひ胴體を歩卒士民となし、國を治め身を修むる事、大小共に兵法の道におなじ、兵法之仕立樣、總體一同にして餘る所なく、不レ强不レ弱、頭より足のうら迄ひとしく心をくばり、片づりなき樣に仕立る事也、

一、太刀取樣之事

太刀の取樣は、大指人さし指を浮けて、たけたか、中くすしゆびと小指をしめて持ち候也、太刀にも手にも生死と云事有り、構ふる時請くる時留る時などに、切る事を忘れて居付手、是れ死ぬると云也、生と云ふは、いつとなく太刀も手も出合やすく、かたまらずして切り能き樣にやすらかなるを、是れ生くる手と云ふ也、手くびはからむ事なく、ひぢはのびすぎず、かゞみすぎず、うでの上筋弱く、下すぢ強く持つ也、能々吟味あるべし、

一、身のかゝりの事

身のなり、顏はうつむかず、餘りあをのかず、かたはさゝず、ひづまず、胸を出さずして腹を出し、こしをかゞめずひざをかためず、身をまむきにしてはたばり廣く見する物也、常住兵法の身、兵法常の身と云ふ

と諸人に向て撈して云也○家に無二白澤圖一無レ如レ是天怪一とは、白澤とは生物也、牛に似て何とも知れぬ生もの也、或は夢を喰ひて外禍をくふと也、去程に唐土には此白澤の圖を畫て門に推つけ、家の柱におす也、故に白澤の圖を推す事は家の殃を避ん爲也、然れば家に天怪元より無き人は、白澤の圖を畫て推ずと思ふ心なき也、言は順行逆行共に用ひ得たるものは、天だも測事ならぬ程に、一切の苦樂をばとびぬけて、家に殃なふて白澤の圖を好む心もないものの境界に似て、きつぱと見事也○若人錬得至二這箇道理一とは、若人如レ形修行して精全を千鍛百練して、おつとりだいたやうに至り得たる解脱の人ならば、一劒平二天下一なと也、一劒平二天下一とは、劒一つを以て漢の高祖の天下を平らげられた如くあらん也、此一劒は空劫以則より今日に至るまで歷々としてある也、何の劒ぞ、高く眼を付て見よ○學レ之者の莫二輕忽一とは、此劒の妙理を學するものたやすく麤相を思ふなよ、隨分精彩をはげまさいではならぬ事也、

太阿記終

機銖兩とは目裡の機がさとうして、目ぶんりやうにて其金銀は何程あらふと銖兩をはかるに少しも違へず、利根なかたち也、銖とは十絲を銖となす、兩とは、十銖を分となし十分を兩となす也、言(いふこゝろ)は譬ひ如レ此利根な靈利底の人も、よのつね多き利根也、是奇特とあわざる也、去程に下の文に是尋常の靈利也といえり○若し是此事了畢の人とは、佛法の大事因縁をさとりおそれる人也、於二一未レ擧三未レ明已前一早截作二三段一とは、一もいまだあげず三もいまだあきらめざる何ともきざしのしれざる以前におゐて、早くきつて三段にして置ほどに、此人にあはゞなにともなるまいと也○泥顏々相對乎とは、如レ斯はや奇妙を得て居る程に、其人と顏と顏と相むかふては餘りにきり安い事じやぞ、如レ是の人は終に不レ露二鋒鋩一とは、此やうな名譽を得たる人は、何とも太刀のほこさきは初より終まで見えぬなり○其疾也電光も無レ通、其輕也急嵐無レ及とは、早き事は稻妻も通ずる事なく、輕き事は急に吹輕き嵐も及ばぬ也○無二這般手段一とは、是つうのてがうなふてはと云義也、○纔に拈却着擬却着とは、そつとなりとも太刀を取上て心あてがう所に着ば惡からん○傷レ鋒犯レ手とは、太刀先をぶち折とて己が手を切る事也○不レ足レ爲二好手一とは、此やうな人は少も上手とは云れまい也○以二情識一莫二卜度一とは、情識とは人心のうちの識分別の心也、卜度とは卜ひはかる也、言は情識を以て卜ひはかつては役に立ぬ事ぢや程に、卜度分別をはなれて見よや○無二言語所一レ可レ傳無二法樣所一レ可レ習とは、此眞實の兵法は言葉で語り傳ふべき處もなく、又は法樣とて何所に構て何所を打てよきと、師より習ふべき所もなきなる程に、下の文に敎外別傳の法是也と云也、敎外とは師の敎への外に、別に自悟して自己自得の法あり○大用現前不レ存二軌則一とは、かの別傳の一法大用現ずれば軌則は存在せぬなり、大用とは此十方世界如何なる所にも行渡つて、うの毛の先程もはづれたる處はなき也程に、大用とは云也、軌則とは差定たるのり法度を云也、其樣に物のいがたの分量のごとく、定法をば大用現前の上には存在せぬ也○順行逆行天莫レ測とは、順にやらうとも逆にやろうとも、どちへも自由に障りはないぞ、爰をば天もはかる事はならぬ也○是什麼道理ぞとは、是ぶんの道理ぞ

也○欲レ得ニ這箇ー麼とは、這箇は右をさす言葉なり、右件の旨を得んとならばと云義也○行往坐臥とは即四威儀の事也、四威儀とは行くと住ると坐すると臥のと四つ是也、人々の上に皆あること也○語裡默裡とは、物がたりのうちも無言のうちもといふ義也○茶裡飯裡とは、茶をのむうち飯をくふうちも也○工夫不レ怠急に着レ眼窮去窮來直須レ見とは、工夫を油斷なくしておこたる事なく、自己に立てかへつて急に眼をつけて其理をきはめ來て、たゞまつすぐに是は是非は非にしてそれ〴〵のうへで此理を見よ○月積年久とは、月もつみかさね年も幾年も經たらばと也○如ミ自然暗裡得ニ燈をー相似とは、如レ此工夫をよくして彼妙理を得る事、闇の夜に忽ち燈の光を見たるごとくに相似たらばと云義也○得ニ無師智ー發ニ無作妙用ーとは、無師の智とは師匠もつたへぬ根本の智也、無作の妙用とは凡夫のはたらきは皆有作となつてくるしむいとなみばかり也、無作とは平生のしわざをなすうへが則無作にて○世尊拈華迦葉微笑とは、世尊未得に靈山會上にて一枝の金波羅華を拈じて八萬の大衆に示し給ふ、衆みな默拈として居たり、只迦葉一人につこと笑ひ給ふなり、其時世尊迦葉の悟りを開き給ふ事を知り給ひて、吾不立文字敎外別傳の正法は汝に付囑口印證し給ひてより、西天には二十八代達磨まで傳はり、唐土には達磨より六代傳はり、六祖の大鑑禪師といふは六代の肉身の菩薩なり、夫よりいよ〳〵唐土にも佛法さかんにして枝葉はびこり、五家七宗出興して乃至虛堂より以來、我朝日本國大應大燈より今に至るまで血脈不斷なり、去程に此拈華微笑の法は中々着地にいたりがたき處なり、容易に推量してしる事にあらず、諸佛も氣をのみ聲を領ところ也、去程に此義理をいふべきやうはなけれども、若譬を以いはゞ、一器の水を一器にうつして水と水とが合して分ちもなきが如く、世尊と迦葉と眼の一般の處なり、甲乙はないぞ、いかな兵法のうはてでも此拈華微笑の旨を得たる兵法人は、千人萬人の中に一人もなき事なれども、若最大乘の人有て知らんと要せば、更に參ぜよ、三十年若あやまらば兵法に達せざるのみならず、地獄に入ること矢を射るが如し、可レ怕々々、又或は擧レ一明レ三目ニ機銖兩ーとは一をあげて見すれば三をあきらむ事なり、目

ず、見て見ぬ處是妙也○眞我の我とは、天地未レ分以外父母未レ生已前の我なり、此我は我れにも他にも鳥類畜類草木一切の物に有る我也、卽ち佛性と云ふものなり、故に此我は影もなく形もなく生も死もなき我也、去程に今日の肉眼などを以見ゆる我では無し、悟りの人よく是を見る也、其見たる人を見性成佛の人といふ也、昔世尊も雪山に入り給ひては六年寒苦をへて悟り給ふ、是眞我の開悟也、常の凡夫信力なくして五年三年に知るものにあらず、學道の人十年二十年十二時中たつともおこたらず、大信力を興して善知識に參じて辛勞苦勞を不レ顧、子を失ひたる親のなを尋る如く、志を不レ退深く思ひ尋て、終に佛見法見つきはてゝ、自然に是を見ることを得る也○徹二天地未レ分陰陽不レ到處一直須レ得レ功とは、天も地もいまだ分れず陰も陽もいまだ至らざる以前の處に眼を着けて、知見解會をなさず、能々眞直に見よと也、しからば大功を得る時節あらんか、通達の人とは兵法通達の人をいふ○不三用レ刀殺二人を一とは、刀を用て人を切る事を守らねども、人皆此理に逢てはすくんで、己と死漢となつて其人と打つ處なし○用レ刀活レ人とは、刀を用て人をあひしらうて敵のはたらくに任て、切らずして見物せんとまゝ也○要レ殺卽殺要レ活卽活、殺々三昧活々三昧也とは、活さうとも殺さふとも自由三昧也○不レ見二是非一而能是非をみる、不レ作二分別一而能作二分別一とは、兵法の上に是非を見ずして能く是非を見、分別をなさずして分別をなす道理あり、譬へば一面の鏡を開て置ば、何ものにても鏡の前に有物はそれ〴〵の形それ〴〵に見ゆるなり、然れども其鏡は無心なる故に、それ〴〵の形はきつかとうつせども、それはそれ是は是と分別する心はなき也、兵法つかふ人も、一心の鏡開くときは是非分別の心一點もなけれども、一心の鏡あきらかなるによりて是非分別は見ずして見ゆる也○蹈レ水如レ地蹈レ地如レ水とは、この心は人々本源をさとりたる人で無うては知るべからず、愚者の知らざる事也、強てこれをいはば、蹈レ水地の如くならば地を蹈んで通るうへはなし、地水ともに忘れたる體の人よく此道理に至るべし、若此自由を得ば○盡大地人不レ奈二何他一とは、かくのごとく自由を頂くる兵法人は、悉の大地の人がよりて試る事も何ともしやうずるやうがあるまいと

太阿記

蓋兵法者、不レ爭ニ勝負一不レ拘ニ强弱一、不レ出ニ一步一不レ退ニ一步一、敵不レ見レ我我不レ見レ敵、徹ニ天地未レ分陰陽不レ到處一、直須レ得レ功、夫通達人者不ニ用レ力殺一レ人用レ刀活レ人、要レ殺卽殺、要レ活卽活、殺々三昧活々三昧也、不レ見ニ是非一而能見ニ是非一、不レ作ニ分別一而能作ニ分別一、踏レ水如レ地踏レ地如レ水、若得ニ此自由一、盡大地人不レ奈ニ何他一、悉絕ニ同侶一欲レ得ニ這箇一麼、行住坐臥語裡默裡茶裡飯裡工夫不レ怠、急着レ眼窮去窮來直須レ見、月積年久而如ニ自然暗裡得一レ灯、相似得ニ無師智一發ニ無作妙用一、正與麼時只不レ出ニ尋常之中一、超ニ出尋常之表一、名レ之曰ニ太阿一、此太阿利劒、人々具足箇々圓成、明レ之者天魔怕レ之、昧レ之者外道欺レ之、或上手與ニ上手一鋒鋩相交不レ決ニ勝負一者、如ニ世尊拈華迦葉微笑一、又或擧レ一明レ三目ニ機銖兩一、是尋常靈俐也、若是此事了畢人於ニ一未レ擧三未レ明以前一早截作ニ三段一、況顏々相對乎、如レ是人終不レ露ニ鋒鋩一、其疾也電光無レ通、其輕也急嵐無レ及、無ニ這般手段一纔拈却着擬却着者、便傷レ鋒犯レ手不レ足レ爲ニ好手一、以ニ情識一莫ニ卜度一、無ニ言語所レ可レ傳無ニ法樣所一レ可レ習、敎外別傳法是也、大用現前不レ存ニ軌則一、順行逆行天莫レ測、是什麼道理、古人曰、家無ニ白澤圖一無ニ如レ是妖怪一、若人鍊得至ニ這箇道理一、一劍平ニ天下一、學レ之者莫ニ輕忽一、

蓋とは知らねどもといふ義也、蓋といふ字はふたと訓む字也、たとへば重箱にふたをきせて置ば、中には何を入たるにやらん知れねども、人推量すれば十が六つ七つ有ニ當る一也、文の作法にしつかりと知たる事も、卑下して知らねども此理であらんかとおちつけずいひて、心得たてゝいはぬ也、兵法とは字面の通也○不レ爭ニ勝負一とは、かちまけを爭ふ處なし○不レ拘ニ强弱一とはつよきよはきの働にかゝはらず○不レ出ニ一步一不レ退ニ一步一とは、一足も踏出さず一足も退かず座ながら勝事也○敵不レ見レ我我不レ見レ敵とは、我とは眞我の我也、人我の我にあらず、人我の我は人よく是を知る、眞我の我は人の知ることまれなり、故に敵不レ見ニ我を一と云なり○我不レ見レ敵とは、我人我の我を見ことなきゆへに、敵の人我の我の兵法を見ず、不レ見レ敵といへばとて、目前の敵を見ぬにあら

れば善事を用ひず、無智なれども一旦我が氣に合へば登し用ひ好むゆゑに、善人はありても用ゐざれば無きが如し、然れば幾千人ありても、自然の時主人の用に立つ物は一人も不レ可レ有レ之、彼の一旦氣に入たる無智若輩の惡人は、元より心正しからざる者故、事に臨んで一命を捨てんと思ふ事努々不レ可レ有、心正しからざるものの主の用に立たる事は、往昔より不ニ承及一ところなり、貴殿の弟子を御取立被レ成にもかやうの事有レ之由、苦々敷存候、是れ皆一片の數奇好所より、其病にひかれ惡に落入るを知らざるなり、人の知らぬと思へども、微より明かなるなしとて、我が心に知れば、天地鬼神萬民知るなり、如レ是して國を保つ、誠に危き事にあらずや、然らば大不忠なりとこそ存候へ、たとへば我一人いかに矢猛に主人に忠を盡さんと思ふとも、一家の人和せず、柳生谷一鄕の民背きなば、何事も皆相違仕るべし、總て人の善し惡しきを知らんと思はゞ、其の愛し用ゐらるゝ臣下、又は親み交る友達を以て知ると云へり、主人善なれば其近臣皆善人なり、主人正しからざれば臣下友達皆正しからず、然らば諸人みな無みし、隣國是れを侮るなり、善なるときは諸人親むはとは此等の事なり、國は善人を以て寶とすと云へり、よく／＼御體認なされ、人の知る所に於て私の不義を去り、小人を遠け賢を好む事を急に成され候はゞ、彌々國の政正しく、御忠臣第一たるべく候、就レ中御賢息御行狀の事、親の身正しからずして子の惡しきを責むること逆なり、先づ貴殿の御身を正しく成され、其の上に御異見も成され候はゞ、自ら正しく、御舍弟内膳殿も兄の行跡にならひ正しかるべければ、父子ともに善人となり、目出度かるべし、

取と捨とは義を以てすると云へり、唯今寵臣たるにより諸大名より賄を厚くし、慾に義を忘れ候事努々不レ可レ有候、

貴殿亂舞を好み自身の能に奢り、諸大名衆へ押て參られ、能を勸められ候事、偏に病と存じ候なり、上の唱は猿樂の樣に申し候由、また挨拶のよき大名衆をば、御前に於てもつよく御取なし成さるゝ由、重ねて能く／＼御思案可レ然歟、歌に、

心こそ心迷はす心なれ心に心ゆるすな

不動智終

よ、今の心をあとへ繋がずたちきつてのけよと云ふ心なり、是を前後際斷と申也、際をあひだと讀み申候、斷はきると讀み申候、前後の間を切つて離せと申義也、心をとめぬ義にて候、

○敬の一字は聖賢始終也、傳文心法也、主一無適の註も、又始より終り迄用ふる註なり、工夫の次第は先心を收むるを以て始めとすべし、心を收むるとは我心は常さま〴〵のことに走り出て我胸の中住る也、

◎校訂者曰はく、此一節に「不動智神妙錄」になく、また左の一篇は「不動智」になし、

内々存寄候事、御諫可二申入一候由、愚案如何に存候得共、折節幸と存じ、及レ見候處あらまし書付進申し候、

貴殿事、兵法に於て今古無雙の達人故、當時官位俸祿世の聞えも美々敷候、此の大厚恩を寐ても覺めても忘るゝことなく、旦夕恩を報じ忠を盡さんことをのみ思ひ玉ふべし、忠を盡すといふは、先づ我が心を正しく身を治め、毛頭君に二心なく、人を恨み咎めず、日々に出仕怠らず、一家に於ては父母に能く孝を盡くし、夫婦の間少しも猥になく、禮儀正しく妾婦を愛せず、色の道をたち、父母の間おごそかに道を以てし、下を使ふに私のへだてなく、善人を用ゐ近付け、我が足らざる所を諫め、御國の政を正敷、不善人をば遠ざくる樣にするときは、善人は日々に進み、不善人はおのづから主人の善を好む所に化せられ、惡を去り善に遷るなり、如レ此君臣上下善人にして慾薄く奢を止むる時は、國に寶滿ちて民も豐かに治り、子の親をしたしみ、手足の上を救ふが如くならば、國は自ら平に成るべし、是れ忠の初なり、この金鐵の二心なき兵を、以上樣々の御時御用に立てたらば、千萬人を遣ふとも心のまゝなるべし、卽ち先きに云ふ所の千手觀音の一心正しければ千の手皆用に立つが如し、貴殿の兵術の心正しければ一心の働自在にして數千人の敵をも一劍に隨ふるが如し、是れ大忠にあらずや、其心正しきは、外より人の知る事もあらず、一念發る所に善と惡との二つあり、其の善惡二つの本を考へて、善をなし惡をせざれば、心自ら正直なり、惡と知り止めざるは我が好所の痛あるゆゑなり、或は色を好むか、奢氣隨にするか、いかさま心に好所の働きある故に、善人ありとも我が氣に合はざ

とする内に、春の空吹く風を斬つたらば、太刀に覺えもあるまい、かやうに心を忘れきりてよろづの事をするが、上手の位なり、舞をまへば手に扇とり足をふむ、其手足をよくせん、扇を能くまはさんと思うて忘れきらねば上手とは不レ申候、いまだ手足に心が留まらば、わざは面白かるまじき也、悉皆心を捨きらずしてする所作は皆惡く候、

○覓二放心一、心は要レ放、覓二放心一と申者、孟子が申した事にて候、離れた心尋ね求めて我が身へ返せと申す心にて候、喩へば犬猫鷄離れて餘所へ行けば尋ねもとめて我家へかへすに、心は身の主なるを、惡き道へ行きて心が留まるを、何とて覓めてかへさすぞと云也、尤もかうあるべき儀也、然るに又邵康節と云者は心要レ放と申候、はらりと變り候、かう申たる心持は、捕へづめで置きては、つながれ猫の樣にて身が働らかれぬぞ、物に心の留まらず染まぬやうに能く使ひなして、心を捨置きて、いづくへ成りとも放せと云義也、物に心が染み留まるによりて、染まするな留まらするな、我身へ求め／＼返せと云ふ、いまだ初心稽古の位なり、蓮の泥にしまぬものなれば、泥にありても苦しからず、能く磨きたる水晶の玉は泥の内へ入ても染まぬ樣に、心をなして、行き度所へ遣れ、心を引きづめでは不自由なり、心を引きしめて置くも初心の時の事よ、一期其分にては上段へは遂に登らずして下段にて果つる也、稽古の時は、孟子が云ふ心を覓めよと申す心持宜く候、至極の時は邵康節が心要レ放と申すにて候、中峯和尚の語に、具二放心一とあり、此心は、邵康節が心をば放たんことを思へと云たると一つにて候、放つ心をも能く引留めて一所に置くなと申すにて候、又具二不退轉一と云ふ、是れも中峯のことばなり、退轉せず常に替はらぬ心を持てと云義也、人たゞ一度二度は能く行けども、又繋がれて常に無いほどに、押しかため退轉せぬやうなる心を持てと申す事にて候、

○急水の上に打二毬子一、念々不二停留一と申事の候、急にたぎつて流るゝ水の上へ、手まりを投ぐれば、波に乗つてぽつぽと留まらず流るゝなり、其の如く念の一所に留まらぬ事を申候、

○前後際斷と申事の候、前の心を不レ捨、亦今の心を跡へ殘すが惡く候、前と今との際をたちきつてのけ

聞くとも一所に心を留めぬを至極とはする事にて候、敬の字の主一無敵と註致し候て、心を一所にとり定めて他處へ散らさず、一切のわざをするに、其わざ一つを掌りて餘所へ心を遣らず、後より拔いて斬るとも、切る方へ心を遣らぬを敬と云、尤肝要の事にて候、殊に主君などの御意を承る事、敬の字の心眼たるべし、佛法にも敬の字の心有レ之事にて候、一心不亂と說きたまふ、是敬の字の心なり、又敬白の鐘を鳴らすとて、鐘を三つ鳴らし、手を合はせて、敬んで白す夫れ佛とはと唱へあげ候、此敬白の心、卽主一無適、一心不亂と同義にて候、然ども佛法にては敬の字の心は至極の所にてなく候、我心を捕へて亂さぬ樣に習ひ入る修行稽古の位にて候、此稽古年月積りぬれば、心を何方へ押放し遣りても、自由なる位にて候、敬の字の心は、心のよそへ行くを引留めて遣るまい、遣れば亂ると思ひて、卒度も油斷もなく心を引詰めて置く位にて候、是は當座心を散らさぬ一たんの事也、常に如レ斯有りては不自由なる儀なり、喩へば雀の子捕られしとて、猫を繩して常に引きつめて置いて放さぬ位にて候、我心を猫の繫がれたるやうに不自由なるにては、用が心の儘になるまじき也、猫に能くしつけをして置いて、繩をば押放いて行度所へやり候て、雀と一つに居ても雀を捕らぬやうにするが應無所住而生其心の文の心にて候、我心を放し猫の樣にして打捨て置きて、行き度所へ行きても、心の留まらぬやうに心を用ひ候、一所に定めて置きて不自由にては働かれず候、貴殿の兵法に當て申候へば、太刀をば打つけよ、打ても心な留めそ、一切打手を忘れて打て、人をきれ、人に心を置くな、人も空我も空、打つ手も打つ太刀も空と心得よ、空に心は留められまいぞ、

○鎌倉の無學祖元禪師の大唐の亂に捕へられて斬らるゝ時に、無學辭世に、電光影裏截二春風一と云頌をつくられたれば、太刀を捨て拜したと也、無學の心は、太刀をひらりと振上げたるは、いなびかりの如くよ、電光のぴかりとする間、何の心も何の念もないぞ、打つ太刀にも心はなし、我身にも我はなし、斬らるゝ我にも心はなし、斬る人も空、打たるゝ我も空なれば、打つ人も人にもあらず、打太刀にもあらず、打たるゝ我も我にてあらず、唯いなびかりのぴかり

所なければ心に何もなし、無心の心に能くなりぬれば、一事に留めず一事を缺かず、常に水湛へたるやうにして、此身に有つて用の向く時出して用を叶ふる也、一所に定り留りたる心は自由に働かぬなり、車は軸固まらぬにより廻ぐる也、內一所につまりかたまりたらば廻ぐるまじきなり、心も一所に定まれば働きかぬる物也、心の內に何ぞ思ふ事有れば、人の云ふ事も聞きながら聞覺えざる也、思ふ事に留まる故なり、心其思ふ事に有て一方へ片寄る、一方へ片寄れば物を聞けども聞えず、見れども見えざるなり、是心に物有る故なり、物ありとは留まり思ふことが心に有るなり、此有る物を去りぬれば心無心にして、唯用の時計り動きて其用に當るべし、此心に有る物を去らん／＼と思ふ心が、又心の內のあり物なる程に、是を去らん／＼とも思はざれば、獨り去りてをのづから無心となる也、常に心にかくれば、いつとなく後は獨り其位へ行く也、急に遣らんとすれば行かぬ物也、古歌に、

思はじとおもふも物をおもふなり思はじとだに思はじや君

○水上打二胡盧子一、捺着卽轉、胡盧子捺着とは手を以て押す事也、ふくべを水へ投げて、押せばひよと脇へ退き、押せばひよと脇へ退き、何としても一所に留まらぬ物也、至りたる人の心は、そつとも物に留まらぬ事、水上のふくべを押すが如くなり、

○應無所住而生其心、此文、訓に讀み候へば應レ無レ所レ住而生二其心一と讀み申候、よろづのわざをするに、せうと思ふ心が生せねば、手も動かぬなり、心を生じてすれば其のすることに心が留まるなり、然間留まる所なくして心を生ずべしとなり、心が生ずれば生ずる處に留まる、生せざれば手も行かず、行けばそこに留まる心を生じて、其事をなしながら留まる所なきを、諸道の名人と申也、佛法にては、此留まる心から執着の心起り、輪廻も是より起り候、此留まる心生死のきづなにて候、花紅葉を見ても、花紅葉と見る心は生れながら、そこに留まらぬ心を詮と仕候、慈圓の歌に、

柴の戸に匂はん花はさもあらばあれ詠めてけりなうらめしの身や

花は無心に匂ひたるを、我は心を花に留めて眺めけるよと、身の色に染みたる心を恨めしとなり、詠めたりとも心を留めぬは咎は有るまじく候、見るとも

なり、思案すれば思案にとらるゝなり、分別すれば分別にとらるゝほどに、思案にも分別にも染めずして、心を總身に使ふべし、足の入る時は足にある心を使ふべし、一所に定めて置いたらば、其置きたる所より引出して使はんとする程に、そこに留まりて用が脱け申候なり、心を繋ぎ猫のやうにして、他處へ遣るまい／＼とせば殊の外不自由なる事也、心をよそに留めまいとて我身に引留め置けば、又我身に心を取らるゝ也、身の内にも一所に留めずして、心を身の内に捨置け、他處へは去なぬ物也、唯一所に留まらぬ工夫是此修行也、心をばどつこにもな置きそと云ふが眼なり肝要なり、どつこにも置かねば、どつこにもあるを、心を外へ遣りたる時も、心を一方に置けば九方は缺くる也、心を一方に置かざれば心は十方に有るぞ、

○本心妄心と申事の候、妄は惡しき心にて候、本心と申すは一所に留まらぬ全身全體に延び廣ごりたる心にて候、妄心は何ぞ思ひつめて一所にかたまりたる心にて候、本心が一所に集まりて凝り固まりて妄心と云ものになりて居申間、本心は失せ候、本心を失ひ候故に所々の用が缺け候、本心を失はぬ樣にするが專なり、譬へて云へば、本心は水の如くにて候、一所に留る妄心は氷の如くにて候、氷と水とは一つにて候へども、氷にては手も顔も洗はれ不レ申候、氷を解かして水となし、いづくへも流し度きやうに流して、手足をも何をも洗ふべし、人の心も一所にかたまり一事に留り候へば、こほりかたまりて自由に使はれず候、氷にて手の洗はれぬ如くにて候、心を解かして總身へ水の延びたるやうにして、用ひ度所へやり度儘にやりて使ひ申候、是を本心と申候、

○有心の心無心の心と申事の候、有心の心と申すは、卽右の妄心と同事にて候、有心とはある心とよむ文字にて候、何事にても一方へ思ひつむる所あり、心に思ふ事有りて、分別思案が生ずるほどに、有心の心と申候、無心の心と申すは右の本心と同事にて候、一所にかたまり定まらぬ事なり、分別も思案も何もなき時の心は總身に延び廣まりて、全體にゆきわたりたる心を無心の心と申也、どつこにも置かぬ心也、無心とて石か木かの樣にあるにてはなし、留まる所なき心を無心と申候、留まれば心に物が有り、留まる

學をした人が心明らかならば、參學する人は多候へどもそれによらず候、參學したる人心持みな〳〵惡く候、此一心をあきらめ樣は、工夫の上より出可ㇾ申候、

○心の置所、心をいづくに置うぞ、敵の身に心を置けば敵の太刀に心をとらるゝなり、敵の身の働に心をとらるゝなり、敵を切らんと思ふ所に心を置けば、敵を切らんと思ふ心に心をとらるゝなり、我太刀に心を置けば我太刀に心をとらるゝなり、我切られんと思所に心を置けば、切られんと思ふ心に心をとらるるなり、人の構に心を置けば人の構に心をとらるゝなり、我身の構に心を置けば我身の構に心をとらるるなり、とかく心の置所がないと云へば、或人の曰、とかく我心をよそへやれば、心の行所に心をとり留られて敵にまくるほどに、我心を腰の下へ押込うで餘所へやらずして、敵の働によつて轉化せよと云、尤さもあるべき事也、然共佛法の向上の段より見れば、臍の下に押込うで心を餘所へやらずと云は段が低し、向上に非ず、修行稽古の時の位なり、敬の字の位なり、又は孟子が放心を求めよと云ひたる位なり、立ちあがりたる向上の段にてはなし、敬の字の心持なり、放心の事は別書にしるし進候、可ㇾ有二御覽一候、へその下に押込うで他所へ遣るまじきとすれば、遣るまじきと思ふ心に心をとられて、さきの用が缺けて、殊の外不自由になるなり、とにかくに此心の置所がない也、或人問曰、へその下に押込うで働かぬも不自由にして用が缺けば、我身の内にてどこにか我心を置くべきぞ、答て曰、心を右の手に置けば心を右の手にとられ、左の用が缺ける也、心を眼に置けば眼に心をとられ、耳の用が缺くるなり、どこに成りとも心を一所に置けば、餘の方の用は缺くる也、然れば心をばどこに置くべきぞ、我答云、どつこにもな置きそ、どつこにも置かねば我身にいつぱいに行きわたつて、全體身に延び廣ごりて大心になるなり、足の指、耳目口鼻、毛一筋の下迄行きわたらぬ所もなく延び廣ごりて有るほどに、手の入る時は手の用をかなへ、足の入る時は足の用をかなへ、目の入る時は目の用をかなへ、其入る所に行きわたつて有るほどに、其入る所々に用を叶るなり、萬一若し心を一所に定めて置きたらば、一所にとられて用は皆缺くる

レ然候はんや、心とむなと思ふばかりが心得の所たるべく候、又是にて御合點あるべく候、禪宗にて如何是佛と問へば、問聲の未だ絶えざるさきに、手をはたと打べし、又如何是禪と問はゞ、こぶしを差上ぐべし、如何是佛法の極意と問はゞ、其聲いまだ止まざるに、一枝梅花となりとも庭前の柏樹子となりとも云べし、云事のよしあしを云ふにてはなし、留まらぬ心を尊ぶべし、とゞまらぬ心は色にも香にも移らぬなり、此移らぬ心の體を、神ともいはひ佛ともたつとび禪心とも至極とも申候、くど／＼思案して後に云出し候は、金言妙句にても住地煩惱にて候、石火の機と申候電光の機と申も、ぴかりとするいなびかりのする間に働くを申候、たとへば何右衞門と呼びかくるに、をつと答る心を不動智と申候、右衞門と呼ばれて、何の用にてか有らんなどと思案して後に、何の用などと云は住地煩惱にて候、然れば右衞門と申者の心得やうにて、留まりて物に動かされ迷はさる心を無明住地煩惱とて、凡夫にて候、又右衞門と呼ばれてをつと答ふるは諸佛の智なり、然れば佛と衆生と二つなく神と人と二つなく候、此心の明なるを神とも佛とも申候、神道歌道儒道とて道多候へども、皆此一心の明なる所を申候、然ども加樣に書付申事も唯ことばにて候、心を講釋したる分にて候、此心人々我身に有りて、夜晝よき事惡き事どもに、此心のわざにより、家をはなれ國を亡ぼし、其ほどほどに隨ひ、よし惡とも心のわざにて候へども、此心をいかなる物ぞと悟り明る人なく候て、皆心に惑はされ候、世の中の心を說く人は有べく候、能あきらめ候は稀にもありがたく見及候、たま／＼明め知り候ても亦行ひ候事なりがたく候、此心を能く說くとて心をあきらめたるにては候まじく候、水の事よく講釋致し候とも口は濡れ不レ申候、火を能く說けども口熱からず、まことの水實の火溢れてならでは知れ不レ申候、書を講釋したるまでにては知れ不レ申候、食物を能く說くとてもひもじき事なほり不レ申候、說く人の分にては知れ申間敷候、佛道も儒道にも心を說く人候へども、其說く如くに其人の身持なく候間、心は明かに知た人と見及候へども、書の上にては知れぬ物にて候、人々我身にある一心本來の面目を說く時は、悟候はねば明らからず候、又參

物知りなるによりて智惠が顔へ出申候てをかしく候、今時分の出家の作法共さぞをかしく可レ被ニ思召一候、御恥か敷候、

○理の修行、わざの修行と申事の候、理とは右に申す如くに候、至り至りては何も取合はず、唯一心の捨てやうにて候、段々右に書付け候如くにて候、然ども事の修行を不レ仕候へば、道理計り胸に有りて身も手もはたらかず候、事の修行と申は、貴殿の兵法にてなれば、三箇九箇の様々の習の事にて候、利を知ても、事を自由にはたらかねば不レ成候、身持太刀のとりまわし能く候ても、理の極まり候ところ暗く候てはなるまじく候、事理の二つは車の兩輪との如くたるべく候、

○間に不レ容レ髪と申事の候、貴殿の兵法にたとへて可レ申候、間とはあいだにて候、物を二つ重ね合せたる際へは、髪筋も入らぬと申儀にて候、隙間もなきと申事にて候、たとへば手をはたと打つに、其儘ぱんと聲の出候、うつ手と聲の間へは髪筋も入り候程の間もなく聲出候、手打て後に聲が思案して間を置て出候物にては無く候、打と其儘聲は出候、此喩にて候、人の打申たる太刀に心が留まり候へば働が脱け候、心が留まるゆへにて候、向の打太刀と我が働きとの間へ、髪筋もいらざる程ならば、人の太刀は我が可レ爲ニ太刀一候、禪の問答に此有事にて候、佛法にては此の留まりて物に心を殘ることを嫌ひ候故に、留まるを煩惱と申候、たてきつたる早河へも玉を流すやうに、波に乘つてぼつぼと流て少も留まらぬ心を尊び候、

○石火の機と申事の候、是も前の心持にて候、石をはたと打と否や、ぴかりと出候火の如く、うつと其儘出る火なれば、間もすきまもなき事にて候、是も心の留まるべき間のなき事を申候、又速き事と計り心得候へば惡く候、心を物に留めまじきと云がせんにて候、速きにも心が留まらぬ所を詮に申候、心が留まるは我が心を人にとられ候、速くせんとて思ひ設けて速くせば、思ひ設くる心に、心を又奪はれ候、西行の歌の集のうちに、

世をいとふ人としきけばかりの宿に心とむなとおもふばかりぞ

と申歌は、江口の遊女の讀し歌を、貴殿の兵法の極意の相傳に被レ此成、歌を我と獨り心得られ候て可

るにてなし、やぶるにてもなくして、道理を得て道理の上にてたつと信じられ候、佛法は物によそへ物に表して道理をあらわすことにて候、諸道ともに加樣の物にて候、神道など別して其道理と見及候、中々道理有事にて候、此道彼道には樣々にて候へども、極まる所は一心に落付き候、初心の住地より能く修行して不動智の位に至れば、立還つて元の住地の初心の位へ落つる仔細御入候、貴殿の兵法にて可レ申候、初は身持も太刀のかまへも何も知らぬ者なれば、身にも心の留まることもなく、人が打てば逐取合ふ計り、何の心も無し、然處に樣々の事を習ひ、身もち、太刀の取やう、心の置所、色々の事を敎へぬれば、色々の所に心が留り、人を打たんとすれば兎や角やして、還て人に斬られなどして、殊の外不自由なり、如レ此不自由なる事を、日を重ね年月を重ねて稽古すれば、後は身のかまへも太刀の取樣も皆心に無くなり、只先づ初の何も知らぬ何心もなき時の樣になり候、是初と終と同じやうになる心持にて候、一つから十まで數へまわせば一と十と隣に成申候、調子なども、一の初の低き壹越を數へて、上無と申高き調子へゆき候へば、一の下と一の上とは隣になり申候、

○づつと高きと、づつと低きとは似たる物になり申候、佛法もづつとたけ候へば、佛とも法とも知らぬ凡夫と同じやうに成候て、物識りとは云へども、何も知らぬ人のやうなと人の見なすほどに、飾りも何も無くなる物にて候、故に初の住地の無明煩惱と後の不動智が一つに成候、智惠働きの分は皆失せさつて、無心無念の位に落付き申候、愚癡の凡夫は一向に智惠がなき程に出ぬなり、又づつとたけ至りたる智者は、はや智惠がいでざるによりて一切出ざるなり、なま

いからして、佛法妨げん惡魔を降伏せんとて、つつ立て居られ候姿も、あのやうなる姿なるが、いづくの世界に隱れて居られ候にてはなく候、姿を佛法守護の姿を作り、體は此不動智を體として衆生に見せたるにて候、一向の凡夫は見て恐れをなし、佛法にあだをなさじと思ひ、悟りに近き人は不動智表したる所を悟り、一切の迷を霽らし、卽不動智を明らめ得れば、我身則不動明王なる程に、此心法を能く修行したる人は、惡魔もなやまさずと知らせん爲の不動明王にて候、然ば不動智と申も、人の一心の動かぬ所を申候、我心を動轉せぬ事にて候、動轉せぬとは物に心をとゞめぬ事にて候、物に心をとゞむれば物に心をとられ候、毎物留る心を動くと申候、物を一目見て留も心を留ぬを動かぬと申候、なぜになれば、物に心が留り候へば、色々の分別が胸に候て、的の中色々に動き候、留まればうごき候、とまらぬ心は動かぬにて候、たとへば十人して一太刀づつ我へ太刀を入るとも、一太刀を受流して跡に心をとゞめず、跡をすて候ば、十人ながら一働をかゝぬにて候、十人に十度心は動けども、一人にも心をとゞめぬは、次第に取合て働はかけ申間敷候、若又一人の前に心が留まらば、一人の打太刀をば受流すべけれども、二人しての時は手前のはたらき脫け可ㇾ申候、千手觀音には手が千御入候、弓を持たるもあり、鋒を持たる手もあり、劍を持たる手も有、さま〴〵の手御入候、若弓をとる手に心が留まらば九百九十九の手は皆用に立申間敷候、一所へ心を留めぬにより、千の手が一も用立ぬはなし、觀音とて身一つに千の手が何しにあるべく候、不動智が開け候へば、身に手が千有りても皆用に立つぞと云事を人に示めさん爲に作りたる姿にて候、喩へば一本の木に向いて、其內の赤葉一つを見て居れば、殘の葉は見えぬ也、葉一つに目をかけずして、只一本の木に何心もなく打向候へば、數々の葉を留め候へば、其一つに心をとられ候て、殘の葉は見えず候、一所に心を留めねば、百千の葉が皆見え申候、是を得心をしたる人卽千手千眼の觀音にて候、然るに一向の凡夫は、只一すじに身一つに千の手千の目がましますと、ありがたしと信じ候、又なまもの知りなる人は、一身に千の手千の目が何しにあらん、たわ言よと破りそしる也、今少物を能く知れば凡夫の信ず

不動智

一、無明住地煩惱
一、諸佛不動智

○無明とは明になしと申す文字にて候、迷を申し候、住地とは留る位と申す字にて候、佛法修行に五十二位と申事の候、其五十二位の內に每ㇾ物に心の留ると申義理にて候、留ると申は何事に付ても其事に心の留るを申候、貴殿の兵法にて申候へば、向より切る太刀を一目見て、其儘そこにて合はんと思へば、向より斬る太刀に其儘心が留まり候て、手前の働が脫け候て、向の人に切られ候、是を留ると可ㇾ申候、向より打太刀を見る事は見れども、そこに心をとゞめず、向の打太刀の拍子に合はせて打たうとも思案分別にも染めず、ふりあぐる太刀を見ると否や、心を卒度も留めず、其儘つけ入て向の太刀にとりつかば、我を斬らんとする刀を我方へ押取つて、還て向をきる刀と可ㇾ成候、禪宗には是を還て把ニ槍頭一倒刺ㇾ人來と申候、槍はほこにて候、人の持たる刀を我方へ逐取て、還て相手をきると申す心にて候、貴殿の無刀と被ㇾ仰事にて候、向から打つとも左から打つとも右から打つとも、打人にも打太刀にも程にも拍子にも、卒度も心を留むれば、手前の働き皆脫け候て、人にきられ可ㇾ申候、敵に我が心を置けば敵に心をとられ、我身に心を置けば我心にとられ候、我身にも心をば不ㇾ可ㇾ置、我身に心を引しめて置くも、初心の間習ひ入り候時の事なるべし、太刀に心を置けば太刀に心をとられ候、拍子合に心を置けば亦拍子あいに心をとられ候、我打太刀に心を置けば我太刀に心をとられ候、是皆心の留りて手前の脫け申になり可ㇾ申候、貴殿御覺可ㇾ有候、佛法と引あてゝ申事にて候、佛法には此留る心を迷と申候故、無明住地煩惱と申事にて候、

○諸佛不動智と申事は、不動とは、動かずと申文字にて候、智は智惠の智にて候、動かずと申て、石か木かのやうに無性なる義理にてはなく候、向へも左へも右へも、十方八方へ心を動き度樣に動きながら、卒度も留ぬ心を不動智と申候、不動明王と申て、右の手に劒を握り左の手に繩をとりて、齒をくい出し目を

額有り、明也心鏡流と書きたり、處の者にとへども さだかならず、後其委敷事を聞得しに、全く今枝流に して流名をかへたる物の由、鏡心明智流と名の似た るまゝこゝに附記す、事は今枝流の條と合せ見るべ し、此額懸し師に奇談あれども、劍術の事にあづから ねば洩しぬ、

撃劍叢談終

一、隨變流は江戸に竹中平馬と云師有り、其外にも此流を傳ふる者有るよし、往年此流の態見し人に逢しに語りける、隨變流の名は心の一ならぬ意に聞ゆれば、劔術には好ましからぬ字なれども、其人に敎ふる次第は甚面白く、早く道づく、◎脫字アリ、學びてよき流儀也と云ひき、

三星流

一、三星流は相州小田原大久保家臣、杉山小右衞門と云此流を指南す、他聞し事なし、

風心流　風傳流

一、風心流は小太刀にして、五畿內の邊に往々有レ之由聞たるのみにて、委敷事をしらず、

一、風傳流は江戸に次賀野丈右衞門と云ふ者、此流の兵法を指南す、槍にも此流有り、今佐藤兵左衞門、谷千右衞門、清水百助等伏見に有りし時各此流の槍習ひし由、同流の因にしるし附しぬ、

成孝流　四箴流　高繩流　海術流

一、右の四流は武藝傳略に流名を出せるを見たるのみにて、他聞見する所なし、

鏡心明智流明也心鏡流、

一、鏡心明智流は近比江戸萱葉町に大東七流軒伴山と云者有り、四流の劔術を合せて一流を結構して私に明智流と云、一年神明の社頭にすさまじき自贊の額を懸けたり、其趣は多年修錬の功を以て、いまだ人に勝事を知らずといへども、人に負けざる事を悟り得たる由、其外貧にして稽古を成し難き者、器用なくして修行をなし得ざる者など、ことごとく敎へ導かんとの事也、夫を見て段々仕合を望み行く者多し、長沼四郎左衞門弟子など多く行きし也、伴山の子は桃井春藏と稱す、此春藏立合て度々負けたり、伴山は病等に託して一度も勝負せず、是によりて彼の額に張紙して笑ひ嘲たり、汚名高く江戸中惡く評判したり、されど子春藏は今以て明智流を指南し、稽古場も繁昌する也、此流勝負を專とし、跡をも詰てきびしく打合ふ也、右の額に張紙せし前後、勝負出入別にくわしく記せる物あればこゝに贅せず、

一、予一年作州湯の鄕へ湯治せしに、同所に藥師堂に

竹をもたせ、龍泓は拂子にて立合たり、鐵心はそと一打して驚かさんものをと打かゝるに、少ししざりて身にあたらず、つゞけざまに打てども〳〵、或は右或は左、又はとゞかずして地に落しなどして終に打事ならず、其内には拂子にて面を撫らるゝ事度々也、龍泓聲を掛け、今はいかにと問ふ、鐵心誤り入候と答ふ、さらばとて戶を開き、弟子を呼て剃刀持來れと云、鐵心心伏し、さながら醉る如し、茫然としていなむ事ならず、龍泓偈を唱へて、それ〳〵と命ずれば、弟子共立かゝり頭髮不㆑殘剃落しけり、此時より名を鐵心と改む、始の名は聞し事なし、されど僧侶に交るべき身ならねば、依㆑舊備中備後の間にて武藝を指南して一生を終たりとぞ、按るに此事は禪理を尊ぶ者の說にして、實にさる事あるにはあらじ、もし實に然らば龍泓は劔術に達せる僧にして、鐵心は手の舞足の踏所を知ざる兵法者と云つべし、すべて禪機は武伎の理に合する事多し、所㆑謂間不㆑容㆑髮石火の機など云ふの理、諸流に亙りて離るべからざるの要所也、されど其理に通ぜざる名高き禪僧、言語に逑ぶる所は甚高邁なれども、試に其態をなさしむる時は、一も施す事能はざるためし數々聞し事也、碩德の僧絕伎の俗に勝るなど云は、金春八郞が家の能の妙所をもつて、柳生殿と勝負して勝たるなどいふと同日の談にして、理を好む者の妄談なる事疑ひなし、予甚是をとらず、されど鐵心流に預る一話柄なれば、其あらましをしるしぬ、

機頭流　機迅流

一、機頭流劔術は江戶淺草に種屋丈助と云者あり、此流を傳ふ、詳なる事をしらず、若柔術の起倒流より出たるか、此柔術も起當流氣當流機頭流など書て一様ならず、態も各違へるか、又同じきか未㆑詳、

一、機迅流は江戶に依田辰之介と云師有り、傳來已下聞し事なし、

隨變流

事も傳ふる師によりて相違有べし、一樣に思はんは僻事成べし、

鐵刃流　鐵人流　鐵心流

一、鐵刃流は肥前の佐賀に此流行はる、其師名も聞しかど忘却せり、

一、鐵人流は青木城右衞門（後號二鐵人齋一）と云者の流也、これは武藏流二刀の變ぜし流の由、

一、鐵心流は備中備後の間に有り、元祿寶永の比往々に行れし由、今は甚稀にして絶えたる如し、是は大塚鐵心と云者武藝を好み、後自流を立たる也、劔術及柔をも傳へし也、此鐵心若き時劔術に自滿し、天下に週遊して名を顯さんと思付たり、其比曹洞宗に龍泓和尚とて名高き僧有り、（此節住せし寺詳ならず、玉島圓通寺にも住せし事有、）鐵心彼等に入魂なりしかば、暇乞旁右の志を語りしに、龍泓留て、天下に人多し、名を著す事難レ叶、たゞ恥を受る事のみ多からんと云、鐵心うけがはす、龍泓重ねて、愚僧も天下に稱せられん事を思ひ、數十年座禪すれども今に知人少し、されど遠境よりも聞及て從はむ事を乞ひ來る者往々有レ之也、其方の藝は數年賣ん事を求めらるれど、國を隔て名を聞知ものもなし、夫故來り從ふ門人とても有るまじ、唯人は己が分を知るこそ專一の務なるぞといましめたり、鐵心大に怒り、扨は我藝未熟と思はれ候也、武藝は禪機とは事替るべし、たとひ名はしられずとも、一勝負して勝てば其人知る、又他の所にて仕勝候へば其派にしられ、かくする事年をかさぬれば天下に名を顯すべし、其上我太刀に敵當せん者近國には恐らくは有まじき者をといふ、龍泓打笑ひ、さあらば眼前なる此龍泓を打て勝れなば、天下武者修行も心に任さるべし、もし負られたらば卽座に弟子にならるべしと云、鐵心も同じく笑ひて、いかに道德おはするとも、など劔術の事に叶ふべき、試られんとならば其意に任さんと云、龍泓、いざ是に來れ、先約は相違有る間敷ぞと言葉を固め、本堂に連行き四方の日を密く塞ぎ、扨鐵心には戸張の

太刀を胸の通にさし、しなへに持て敵の討太刀を留て拳をねらひて仕懸るあり、又下段に持て立向ひ、敵のうつ太刀を留て直に付込て勝をつくる事を專にならわす有り、（岡玄利と云もの傳ふる所如し是、）一には星合の切と名付て、太刀を杖に突て敵の討を待て、下より上へ切上げて勝つ、是を四つ切とも云、又中段に肩にかつぎて構へ、敵より非太刀入る丶所を撃て取る事を修行する敎も有り、是は彌左衞門弟彌太郎氏曉（蟻櫻と號す、武藝小傳には八郎左衞門氏業弟なりとあり、）が傳ふる所の派なりとも云り、此新心流には居合、太刀、柔の三つにもとづきて捕手の傳、用方心得の條々、軍中の傳等に至るまで數々相傳する事有也、

一、眞心流は其傳來を詳にせず、新心流のわざに似たる流也、近來臼井利左衞門（江戸賞業町に住し後津山侯に仕ふ、）と云ふ者揚心流柔術と並び傳へしなり、筑後柳川に此流行る丶よし、同人物語なり、

一、澁川流は關口彌左衞門高弟澁川伴五郎が一流なり、是も柔を本とす、此流の柔は相撲に似て羸弱の人など修行する事難しと云、（伴五郎弟に弓場團右衞門と云溢れ者有て、柔の事など數々有し、されど劔術の事に預らざればもらしつ、）この澁川流劔術と云ふも關口流に似たるものにや、其樣聞見せし事なし、伴五郎養子は友右衞門と云、後伴五郎と改む、是二代目の伴五郎にて、父におとらぬ上手なりしと云、今又江戸高田馬場に澁川伴五郎と稱して專に此流を指南す、昔の伴五郎が裔なりと云、又近來同赤坂に澁皮萬五郎とて澁皮流太刀を指南す、是は別流成るに、伴五郎が名高きを以て紛らかすべき爲め、如此字を改て似たる姓名を稱せしにや、又實に澁川流の末流なる、が何ぞ故ありて字を改めしや、詳なる事は聞事なし、已前澁川流の居合と云物を見し、ぬき方唯一本有り、上へずんと拔上て取直して二の太刀を切也、是は太刀は先上より打ものなれば、しかるを拔留て勝わざ成べし、寶山流杖のわざに眞のこほりと云者、又小田原一本流棒の勝負の棒等、各執る所の具は異なれども、此澁川流の居合にて敵の太刀拔留る樣と全く同意也、是等の

清眼左足、清眼右足、兩手切、浦の波、清明劔等有り、二刀は向滿子、横滿子、横滿子殘刀合切、相捲、清眼破、柳雪刀、鷹の羽等有り、同極意は水月刀、三心刀、無拍子等の口傳有り、又一子相傳の極祕、雷心刀、風心刀、無一劔の三傳有り、當流の祕歌に、

ふしおがむいがきのうちは水なれや
　心の月の澄めばうつるに

又同歌に、

花紅葉冬のしら雪見し事も
　おもへばくやし色にめでける

悟道發明の境面白し、今江戸下谷に伊庭八郎次とて此流を指南す、卽是水軒孫にして、當時上手の一人なりといふ、

新心流 關口流とも、　眞心流　澁川流 澁皮流、

一、新心流と稱する劔術は、同名異流あまた有りと見へたり、往年聞し事もあれども、前後定かならねば爰に洩しぬ、紀州に仕へし關口彌左衛門は、猫の屋根より落るを見て柔一流を工夫し、清身當身の妙を極む、一說に云、關口彌左衛門は元祖にあらず、關口八郎左衛門と云者始祖なりと云、さらば猫の屋根より落て四足踏立たるに感じて柔を工夫せるは、此八郎左衛門事にや、或は劔術は父より傳て、柔は彌左衛門工夫せしにや、もししからば居合太刀は柔より出るといふは誤なるべき、武藝小傳を併せ考ふるに、關口流の先祖八郎左衛門氏心と云、三人の子有り、嫡子八郎左衛門氏業、次男萬右衛門氏英、三男彌太郎氏曉、此氏業紀州に仕て五百五十石を受く、其子八郎左衛門氏連祿を襲て紀州に有由見へて、彌左衛門と稱する者なし、もし氏心が名を改めし者とせんには紀州に仕へし由見へず、子氏業始て紀州に仕へしよしみへたれば、氏業彌左衛門と改め稱せしにや、されど一書には、彌左衛門柔術を工夫して和州郡山城主本多能州に仕へ、後退去して紀州に至る、能州立腹して返し賜らん事を紀州に乞といへども、大納言賴宣卿深く彌左衛門の藝術を御執心ありければ、大屋但州を御賴有てしいて御留置候て、終に高祿を賜りたりと見へたれば、此彌左衛門一流の祖なるが如し、異說まち／＼にて符合せざるまゝ疑を存じてこゝにしるしぬ、彌左衛門柔を以て人と勝負せし事あまた聞し事あれども、劔術にゆづからざるを以てこゝにもらしぬ、又居合太刀をも工夫して弘く世に傳へたり、或時劔術の勝負を望み來る者有り、彌左衛門庭に下り立合見るに、甚勝ち易く覺へければ、此者に疵付んもおとなげなしと思ひ、庭の隅に池の有りければ、詰寄せ／＼池有る方へ追込たり、終に彼男仰けざまに池に落入て、ほう／＼這上りしと云、此勝負の始末を以て見る時は眞劔にてせしと見へたり、藝習はす樣も、古傳新傳或は他流抔と混じてさま／＼有りと見へたり、一つには

て近寄り見るに、早雙方立合勝負しけるが、敵はしたたか者なれば、三尺計の刀を以て兄弟を捲り立る、二人は跡しざりに成り已に危く見へたるに、無外後より大音揚げ、辻無外こそ來て後立するぞ、心强く勝負せよと叫ぶ、兄弟の者是を聞て、今まで引色に見へたるが勇氣十倍し、ふみ込〳〵切付けしが、終に敵を首尾能く仕留め、悦ぶ事限なし、是より無外が名彌世に名高く成たりと云、此流、態の次第、勝負の樣等は聞し事なし、無外子は辻喜間太とて是も劔術の師たり、今江戸六番町に辻文五郎とて無外流の師有り、最上手にて家聲をおとさずと云、無外には孫也と云、もしくは曾孫ならん、

無眼流

一、無眼流は其詳なる事をしらず、今江戸に反町傳藏といふ者此流の師たり、又肥前の佐賀にも此流あり、師の名忘却せり、又江戸に長刀に無目流とて專に行る、此無眼流も無目流と源を同じくせるも知るべからず、但し無目流はむめと唱ふる也、

無法流

一、無法流、是又詳なる事をしらず、周防の德山に此流行はる、玉井嘉兵衛と云者師たり、流名によつて推考ふるに、構遣ひ方等に拘らず、勝負を以て仕立つる敎にあらずや、何さま態太刀には有べからず、

本心刀流　心形刀流

一、本心流は何の地にて何の比行はれしと云事をしらず、妻片(つまがた)謙壽齋と云者に始りて、大藤彌次左衛門、志賀十郎兵衛と傳へたり、態多き太刀と見へたり、

一、心形流は、伊庭是水軒秀明といふ者、本心刀流の妙を極めて、後自意を造立して心形刀流と號し、元祿寶永の比專ら世に鳴り、門人も最多し、此流も態多く一刀、二刀、小太刀共に傳ふる也、一刀の態は、大亂刀、虎亂刀、飛龍劔、丸橋刀、裏刀、清眼刀、胎内刀、陽重劔、三角切留、發車刀、右劔足、左劔足、陽勇劔、中道志破記、膝車刀、引疲、同逆等の傳有り、小太刀は中住別劔、

安子は伯耆久勝といふ、流を心働流と號し、周防に住し、後江戸に出て大に鳴る者也、此比までは居合計成しといふ、備前に來り此流を弘めし（但し伯耆流と稱し心働流とは稱せず）、片山大學（後池田大學と同名成をさけて一學と改）、も、居合腰廻りばかり也、劔術は右の久勝が弟子成田又左衞門より初めて工夫し傳へしとも云、實に然るにや、此流に一足一刀といふ事有り、太刀先を高く前に構へて、一足すべりにして敵の鼻先へ突當てゝよる也、是を敵より打拂ふ時、柔に負て其拍子に飛込で手取にするなり、此流にては能鍛錬して危げなく見ゆる也、

集成流

一、集成流は、名のごとく諸流を集めて成せし流成べし、波多野直好と云人を祖として、土岐次郎兵衞重次此流を唱て世に名有りと云、詳なる事はしらず、

撃劍叢談巻之五

辻無外流

一、辻無外流は辻無外（後白舟と號す）、と云ふ者江戸小石川に住し、一流を弘めて名高し、或時案内乞て軟弱なる兄弟の者來りて入門を望み申樣、某共は親の敵有る者にて付ねらひ申候、唯今より出合次第討ち可レ申心掛にて候と云、無外其志を感じ、外門人より格別に精を入れ、初心なれども大切の口傳をも授けたり、其後不圖常に出入する者來りて、唯今高田馬場にて晴なる敵討有る由承り候まゝ、是より見物に參らんと存ずると語る、無外其樣子は如何に聞かれしと問ふに、敵は屈強の男、討手は柔弱成る兄弟とこそ沙汰致し候へと云、扨は先比より來し兄弟なるべし、聞捨には成難しとて、急ぎ高田馬場へ至る、弟子共も是を聞て追々にかけ附けたり、無外群り立たる見物人を押割

御徒町に今枝佐仲とて指南し、代々の家には成し也、今佐仲は元祖より四代目にや、此流のおしへ、足のはこび甚六ヶ敷也、尤勝負にて仕立る流也、勝負するに、上構、うけ構、はね構などいふ有りて、我得たる所を用る也、當流も極意は二刀也、紅葉重、新き位など云ふ傳有り、又東雲の傳とて暗夜目の見ゆる祕藥有り、甚奇妙也、今枝流の師に名を聞きし者、作州津山に秋元三左衞門、長府に粟山惣八、三上文五兵衞、因州に二渡與左衞門等也、近來作州より備前へ往來し藝を弘し本郷才藏も上手なりき、

田宮流

一、田宮流は居合なるを、唯一流こゝにまじへたるは徹意無きにもあらず、今紀州及江戸に行るゝ田宮流は、先表に傳ふる所は居合の態也、それより太刀となり打合の勝負を專一に修行す、名は居合にして勝負する所は太刀態也、こゝを以て附記してあらましをあぐ、此流はもと奧州の林崎甚介重信に出づ、其門人田宮對馬守重正、同子對馬守長勝と傳ふ、此對馬守長勝播州にて參議公に召れて士組を預りたり、後紀州に仕へて食祿八百石を受け、其子平兵衞、其子三之助相繼で居合を以て世に鳴り、上手の譽有て、平兵衞が藝は上覽にも入しなどいふ也、子孫は今紀州に仕ふ、平兵衞弟子に齊木三右衞門と云ふ者江戸に於て流を弘む、最上手也しが、其比江戸の劍術の師數人と仕合して皆仕勝ちたり、是等の勝負せる樣皆太刀態也、又古傳は、刀を拔かずして左の手は鯉口を持て、右の手は脇指の柄にかけて敵へ詰寄り、敵の太刀おろす頭を先に、刀の柄にて敵の手首を打ち、其拍子に脇差を拔て勝事を專とする也、是を行合と云、諸流の居合勝負と云もの、大略此態を以て勝を第一とする也、皆今備前に行るゝ田宮流と大に異なり、委鋪しるして異聞を弘むるのみ、

伯耆流

一、伯耆流はもと居合にて片山伯耆守久安に出づ、久

由云ひし人有り、さあらば是は柳生流の一派成べし、

一、竹内流劔術はもと腰廻より出で、其祖（竹内流元祖は竹内中務大輔と云、夫より常陸介、加賀介、藤一郎など云人世に名たゝしられたり、但し劔術は何時より傳ふると云事詳ならず、）今江戸に竹内包之介、池田與左衛門など云者師たり、又筑前福岡にも此流の太刀有る由聞けり、今備前に行るゝ竹内伊織傳の腰廻り極意心勝と云ふに至ては、太刀に用べき態有り、もとはけ樣の態より起て太刀の一流と成りしもしるべからず、

山口流　山口夢想流

一、山口流は其詳なる事をしらず、今野州とち木の宿脇に山口重左衛門と云ふ者指南す、此重左衛門は綽號日本左衛門と呼ばれし濱島庄兵衛が從弟の由、近郷にて名を知られたり、山口傳と稱する事家傳の流にや又流名にや、たま／＼姓に符合せるにや詳ならず、何さま自ら一流を創立して山口流と稱するには有べからず、

一、山口夢想流は武藝傳略に流名載せたり、定て別流成べし、劔術に夢想流と稱する類は此外にも有り、其事を詳らかにせねばこゝにもらしぬ、又夏原八太夫が傳ふ處の取手も流名を夢想流と稱す、今備前に取手の一流有り、武宗と書なり、夢想武宗和音同じきを以て轉ぜるかも知るべからず、是は劔術の事にあづからねば委く論せず、唯夢想流の因みに附記するのみ、

阿部流　立花流

一、阿部流は其傳來を詳にせず、筑前福岡に多し、いま村山忠左衛門、永田小兵衛など云者此流を指南す、

一、立花流は何人に始ると云事をしらず、但馬出石に此流行る、蘆澤仁兵衛と云者師たり、表に小太刀大太刀ともに態有り、中段にも又同じく兩樣の態有りと云、

今枝流

一、今枝流は、近代相州鎌倉に今枝左仲と云ふ者有て、劔術を好み諸藝を合して一派を造立す、今江戸下谷

へたる富田勢源と仕合せし梅津と云し者も東軍流にて有しなども云也、

一、無敵流は、右の東軍流中段の派を無敵流とも呼也、別にも無敵流と稱する有り、近來江戸の師池田八左衞門と云者門人多し、是等も傳來及び其習はす態を未ㇾ詳、

一、三和無敵流、是又別流なるべし、今江戸御鷹匠同心に大矢久七郎と云もの此流を指南す、又其詳なる事を聞ず、

丹石流

一、丹石流は右の川崎鑰之助が末流也、美濃人衣斐丹石入道東軍流を變じ一流を立て、尤世に名高し、近き比までも劍術の談に至て、戸田丹石と並稱して兒童も知ざる者なし、丹石門人飯沼牛齋も上手なり、筑前福岡に此流多し、先年手塚元楨と云る筑州の醫官に逢て聞し事も有しかど、師の名等も忘却して定かならず、承應明曆の比、備前に松本何某と云者此流を傳へたり、其態の次第、初太刀、二太刀、三太刀、一足一刀、退身、逆風、極の身、向切、入相、醍醐、捨留、眞の捨、水毛、水月、喝咄、八天の切、大六天等の名あり、遍く世に行るゝ丹石流と同じきや否、いまだ其所傳を詳にせず、今讃州には丹石流往々有りし由近比聞きし也、

空鈍流

一、空鈍流は西國に專ら行れ、其他所々にて信ずる人まゝ有ㇾ之、其藝習はす樣は、紫革の細きしなへを胸の通に、さしじなへに構へ、する〳〵と敵によりてしなへを頭上にあげて丁と打つ也、此外にわざを用ひず、此流傳書を大切とす、此伎に熟すれば敵にかゝわらず右の態一つにて萬方に應じて勝利を得ると云、委敷事は別にしるせる物有り、

荒木流　竹內流

一、荒木流劍術はもと取手（小具足共稱す）に出たり、荒木無人齋が末流也、又荒木又右衞門を祖とする荒木流も有る

人も直に出來り節翁も對談し、酒酌かはして興を盡しけるに、節翁いかに今まで危き事には逢ひ玉はずやと問ふ、彼者答て、いかにも其事、一年小金の邊を通りしに、かやう〳〵の首尾にて腰に手負しまゝ、手綱解て強く腰にまき、腰にはさみたる撃繩を手綱として乘返り、密に疵療治して平癒したる由云、節翁横手を打ち、扨は其時の相手は貴方にて候ひしや、某若氣の餘り、其比迄諸方にて人をためせし事の數多候ひしに、貴方のごとく倉卒に應ずる人他に一人も候はずと、肩を出して示せしかば、彼士も腰の疵を示して互に輕捷のわざを嘆美して別れけるとぞ、此節翁藝は凡人のなすべき態とも思はれず、尋常の上手など呼るゝ者立合ひ見るに、さらに撃つべきと思ふ場なく、自ら屈伏するに至る也、相手には太刀を持せ、節翁は無刀にてあひしらふに、慥にうちたると思ふ太刀も、ことごとくぬけて身にあたらず、遠近の位甚明かなる故、如何ともすべき樣なしと云へり、

かゝる妙手故、野總の間に巡遊して安心して立らる也、野總の間は人の心強健にして武藝に長ずる者多し、しかる間此邊にて尊ばるゝ師は、何國に至るとも人の下たるべからずと、江戸の藝師なども申す由也、元東軍流は表三十三本有て三十三天を表はせり、是は手足ならしと志の淺深を試んためとに習はせしと也、夫より切と名付けて段々有り、無明切は今表とす、次に一尺八寸、五寸、微塵と傳ふ構も、上段、中段、下段、派によつて相違有る也、上段の半體半眼の構は、古へより勝負太刀に用ひしとぞ、左の方を敵に見せ打つ所を、身を替りて打ちひしぐ也、昔は身の替りを第一とせしとなり、中段に至りては、敵に構はず速に勝負するを主とす、以心傳心、水月、石火或は無勝、無負、無始、無終、非強、非弱、非無、非有の理を説て、口傳を先んずる流も有る也、近來河越侯に松平大和守殿此術を以て仕を求し蛭川彦九郎も上手成由、又江戸に淺井幽齋と云此流の師も頗名高し、前に見

名師多し、就レ中今上野國まには村に樋口重兵衛と云ふ豪民有り、此流に達し近郷に名高し、

一、深念流は、右の念流の一派か又別派かいまだ詳ならず、其習はす様も聞きし事なし、江戸に篠田判太夫と云ふ者深念流を唱へて傳ふ、

一、荒川流は武藝傳略に流名を載せたり、もし右に云荒川念流にあらずや、已前荒川流の柔學(やはら)びし由物語せし人有り、此等の事を併せ考ふれば、別に荒川流と云ふ劍術有るもしるべからず、

東軍流　無敵流　三和無敵流

一、東軍流は天台山の僧東軍僧正（東軍流傳書に東軍大僧正と書たり、無敵流槍の免許狀に、東軍權僧正と書たり、何れか是なる事をしらずといへども、權僧正なるべきにや、）川崎鑰之助時盛を以始祖とす、鑰之助は越前の人にて、白雲山（妙義山にや、）の神に祈り妙旨を悟りしと云、川崎氏代々此流を以世に鳴る、就レ中川崎次郎太夫は東軍次郎太夫と世に稱せらる、武州忍の阿部家の臣也、三州の高木九郎（號虛齋、）など云人も世に名有り、近比仙臺侯の家士齋藤節翁高祿の人なりしが、劍術を好て妙伎を悟り、此流にて無雙の名有り、早く隱居して東國を周遊して、此道慕ふ者と武を講じて樂とす、此人の傳には、耳に視て目に聞と云ふ祕事有り、此傳を得る時は其業すゝむ事を覺ゆると云、此節翁物語に、心掛の士と云者は天下に稀なるべし、我俠武好むにまかせ、人を試る事度度成しに、早速に應ずる者なし、或時晴夜に下總の小金の邊を通りしに、士一人馬にて來る者有り、こはさる者よと思ひ、行違ひざまに鐙返してはね落したるに、いまだ地に落ちざる先に、拔打ちに肩に切付たり、節翁も其儘刀を拔いて伏したる上を一太刀切て手ごたへしければ、夫迄にして分れたり、あたりに人はなし、後年に尋ね問ふべき由もなかりしに、年經て下野國宇都宮の城下に至り、處の者に當家中に劍術に名有る人ありやと問ふ、いかにも名高き人おはするよし答ふ、其人こゝに招き來られ、物語したきといへば、宿の者早〻向の人へかくと告しかば、其

少きものなれば、左の手にちから入、極意の飛龍劍と名付くる習はすべきためにや、されど未レ詳、太刀は、刀を右の手に指上て持ち、左の手にて脇差を振廻して敵に近付き、間を見て短劍を向の面に打付て、直に長劍にて切て勝つ也、此短劍を手裏劍に打事、圓明流一方流寶山流等總て二刀の極意、此態を傳ふる也、

知心流

一、知心流は傳來已下いまだ詳ならず、今江戸に朝倉與一郎と云師有り、

岸流一に佐々木岸流と云、

一、岸流は右に云宮本武藏と仕合ひせる岸流が流也、岸流流と云べきを略して呼びならはせる成べし、今以て西國に此流多し、諸國にも往々其名を聞けり、此流に一心一刀と云ふ事有り、是は大太刀を眞向におがみ打ちする樣に構て、つか〳〵と進み、敵の鼻先を目付にして矢庭に平地まで打込む也、打なりにかがみ居て、上より打處をかつぎ上げて勝つ也、因州鳥取に小谷新右衞門といふ者も此流の師たり、

念流奥山念流荒川念流　源念流　荒川流

一、念流は、上坂半左衞門安久と云ふ者一流を創立して正傳念流未來記兵法と稱す、奥山念流と稱するは、安久より三代光明院行海と云ふ僧の一派也、又荒川念流と稱する有り、すべて大同小異有るまでにて、大意は替る事なしとぞ、此念流の本旨と云ふは、一念を以て勝を主とす、右の手を切らるれば左の手にて詰め、左右の手なくば嚙付ても一念を徹すると云傳授也、其稽古するやうは、上略、中略、下略とて三段の構を以て、敵の太刀に打合せてひしと付くる也、敵弱ければ此太刀に對當する事たらず、もし切通して打たんとすれば、速に彼一念にて敵の眞中を突く也、初め付けたる太刀甚強く、修錬熟しては太刀先に米一俵を掛け、或は梯子をかけて人をのばらせ抔する事なり、又突く事も甚速にして中り難しと云、此流は江戸及諸國に弘く行はれ、遍く人の知たる流也、其れ故

此歌は世に遍くしれる所にして、此流の兵道鏡とい
ふ傳書の奥にも書載たり、

一、武藏流は遍く稱る所にして、此家にては流名を圓明流と稱するにや、宮本角平（武藏子にして一家をなせしや、もしくは弟子にて異姓なれども名字を傳へて、流儀にては宮本と稱するにや未ゞ詳、武藏嫡子は伊織とて豐前小倉の小笠原家に仕へたり、代々家老の列に入也、今は主馬と云、此家にも流を傳ふるにや未ゞ聞、此角平武藏子ならんには庶子たるべし、）が慶長十二年に出せる免許狀に、すべて圓明流と見へたり、此流遣ひ方表は差合切、轉變はづす位、同打落さるゝ位、陰位、口咄、陽位、同はづす位、定可當等也、裏は眼見色現、耳聞聲出、鼻入香顯、舌鶯味分、心思觸行、意悟法學等有り、祕奧は眞位有無二劍、手裡劍打樣、多敵の位、實手取、是極一刀、相太刀不相太刀直道位など云傳有、又印祕傳の句に、

春風桃李花開日　　秋露梧桐葉落時

此一聯を以悟道の妙境とする也、武藏流二刀今九州尤多し、、肥後熊本に村上平内、鹿田彌左衞門、津田岩太等此流の師也、筑前福岡に大塚登、因州鳥取に松下源太夫と云師有、又肥前蓮の池に關平太夫と云二刀の師あり、是も武藏が末流なるにや、いまだ流名を詳にせず、（平太夫門人に彌三右衞門（姓も聞しかど今忘却す）と云もの同く蓮の池にて弟子取せり、甚強盛の男にて聞し咄どもあり、されど美譽ならねば略して爰にもらしぬ、）

温故知新流

一、温故知新流は、是も二刀にて即武藏が末流也とぞ、往年備前にて春日の神官高原（○原本脫字）內宮の 神官杉村平馬抔云者此流を指南せり、其傳來等を詳にせず、

未來知新流

一、未來知新流、是も同じく二刀なれども、武藏が末流にはあらず、此流に限り多くは長劍を左、短劍を右に持也、態に寄て右に刀、左に脇差を持もあり、二刀表の名は五輪碎、電天、右邪左邪、思無邪など云ひ、猶數多有也、一刀の名は狐疑心邪劍、詠月月陰、不動劍など云也、此流には居合槍等も付てある也、又聞及びたる事有り、大切の太刀に至ては、皆左に小劍右に長劍を持と云ふ事傳なる由、（予按るに、平日左に長劍を持たするは、人は左の手は身

撃劔叢談卷之四

武蔵流（圓明流とも云、）

〆武蔵流は宮本武蔵守義恆（諸書に皆改名に作る、今古免状に依て改也、）が流也、武蔵守は美作國吉野郡宮本村の產也、父は新免無二齋と號して十手の達人也、武蔵守此術に鍛錬し、後熟々思ひけるは、十手は常用の器にあらず我腰を放さゞる刀を以て人に勝つ術こそ肝要なれとて、改て新に工夫し二刀の一流を立たり、諸國に週遊して其名高し、岸流といふ者と仕合せる時、棹郎に篙を乞て二刀とし、岸流は眞劔にて勝負し、終に武蔵勝て岸流を撃殺せし事、委く碎玉話に出たればこゝに詳にせず、又一說有り、宮本武蔵、佐々木岸柳（姓名一事まゝにしるす、是非を詳にせず、）仕合すべきに極りければ、雙方の弟子共甚恐れ危めり、武蔵弟子山田某と云者、岸柳弟子市川といふ者に物語の序、雙方の師の得たる事を物語す、山田申す樣、武蔵物語には岸柳は勝れて大太刀を好み候よし、打ちひしぎて勝あらんとて、木太刀を拵候と語る、市川申は、岸柳は虎切とて大事の太刀の候、此太刀強き事に不レ構太刀に候へば、大かた是にていたさるべきかと語る、山田此由つぶさに歸り告ぐ、武蔵聞て、虎切は聞及たる太刀也、さぞあらんとて、勝負の日に至りしに、武蔵輕捷無雙の男なれば、岸柳に十分に虎切をさせて飛上り、革袴のすそをきられながら、岸柳が眉間を打碎て勝たり、又一說に、武蔵は京都將軍の末、都に上り兵法所の吉岡拳法と仕合ひ、打勝て天下一の號を將軍より下し賜り、其名を日東に輝す由記せり、此拳法と勝負の時も岸柳と仕合の時も、ともに一刀にて二刀をば用ひざりしなども云也、是等の說實に然にや、此流の免許狀等に天下一の印を押し、又天下一宮本武蔵守義恆と書たり、武蔵夢想の歌とて、

中々に人里近く成にけり餘りに山の奥をたづねて

本流　新流

一、本流は小太刀也、すべて小太刀には虎亂と云ふわざ多し、此本流には虎亂を態の總名とせり、故に小太刀虎亂と稱する也、奥山念阿彌を以て流の元祖とし、小笠原家明牧繼相と傳來す、態の名は十當、截水、月八天、亂車、用遊、山月、一言など云、今備中岡田邊に本流の小太刀有り、是とは大に同じからず、別傳成るべし、

一、新流と云も本新法流などに出しにや、勝負太刀にゑんぴ身の金と云事を用ゆ、是は太刀を提てすらすらと敵に寄て、一つ誘ひ太刀打て、燕の通る如く跡へ引く也、敵付込み打時に、飛違へて身のかねを以て打也、又蜻蛉がへりといふなり、

當流　新當流

一、當流といふは無他意にて呼ぶ名なれば、かく稱する流は諸國には數多ありて、態は各異なるも知るべからず、もとより其事を詳にせず、江戸本所に濱島徹山と云師有り、同所に鹽藤右衞門と云ふ師も有り、永田馬場にも小澤牛右衞門と云師有り、皆當流と稱す、其同じきや否やをしらず、

一、新當流は江戸箱崎に關口要助と云者、卜傳流新當流兩流を指南す、

新刀流　新刀一流

一、新刀流は卽ち右の新當流の事也とも云ふ、又別に一流とも云ひ、さだかならず、江戸近郷に此流行はると云ふ、もし神道流と和音の同じきを以て混ぜるも知るべからず、姑く疑を存じてこゝに記す、

一、新刀一流と云劍術有り、居合に新刀一流有り、是は一には長尾流と稱す、此の居合より出でたるか又は別流成にや、備中邊にも此流の太刀有り、其藝ならはす樣、敵を打つことを主とせず、我討たれざる事を專に修行すと云、先年此流を少し學びたる者に逢て、其趣を聞きしに、太刀をのべて打事を嫌ひ、手の下をうつ也、これ留太刀の爲成るべし、

見申さんといふ、太郎右衞門先づ出けるに、九郎兵衞が高弟安右衞門と肩をならぶる各務源太夫と云者を出したり、側の人しなへを取て出す、九郎兵衞遮て、しなへにて勝負分り兼るもの也、木刀にて致さるべしと云、皆々止むれども更にうけがはず、さらば雙方金面然るべしとすゝむ、九郎兵衞不同心なれども、强ひて金面にて立合せたり、源太夫勝て太郎右衞門が金面の篠二本打折たり、其時九郎兵衞立上り、いざ安右衞門と一本參らんと云、側より各押留め安右衞門も段々詫言して、日頃の過を謝しければ、やう〳〵腹を居へ、さあらば寶山流の燕飛の構今日より出す事ならずと云、安右衞門も是を以て詫言のしるしとして、去水流には燕飛の構へ左の手に持つ也、此都築林兩人とも頗上手也ければ、門弟年を追て多く集り、終に流を弘く傳へし也、近比雲州松江より蘆津臑兵衞と云者此流の上手也、諸國に傳へ聞て行て學ぶ者も有しと云、今因州在江戶の士に近藤庄六と云者あり、馬役なれども兼て劍術を好み、此流を指南す、因州の劍術の士の內にては上手也と云、此流の打合に編笠を用ゆるを見たり、是は遍き事にはあらざるべし、

雲廣流

一、雲廣流は肥後熊本に建部定右衞門と云師有り、其詳なる事をしらず、

彌生流

一、彌生流は小太刀也、其傳來を詳にせず、此流の勝負太刀、水車と名付け、敵の構にかゝわらず、小太刀を片手にてくるり〳〵とまはし近寄る也、敵討つ時は、はづしてうつ事を專に習はすといふ、

難波一方流

一、難波一方流は其傳來を詳にせず、太刀、杖、槍、長刀にも此流あり、其勝負する樣、亂曲拂ひ切と名付く、大太刀を下段に構へ、地にひらみて、敵のからすねを拂ひ切りにし、上より打つ時は、引きざまにもつてかへして切事をなす也、

現國所詳ならず、の神木を相手にして二十年抜きたるに、終に神木枯たりと云、流を水鷗流と名付け世に弘めたり、作州にて劔術好む輩大勢勝負しけれども、皆負けて一度も勝たる者なし、九郎兵衞ならでは相手有まじとて人々すゝめ、出であふに極りたる時、九郎兵衞弟子共心に危み、問けるは、三間が居合は諸國の劔術者勝つ者なしと承候、先生には如何して勝たんとおもひ玉ふや、承度と云、九郎兵衞答て、居合に勝つ事何の難き事かあらん、ぬかせて勝つ也と云、三間此由傳へ聞て、淺田は聞しに勝る上手也、其一言にて勝負はしれたり、我及ぶ所にあらずとて、立合はざりしと云、一と通にて云時は、居合は鞘の中に勝を持て、太刀下にて拔留て勝ち、或は詰寄て柄にて留るわざ等あれば、此ぬかせて太刀に勝ある事は誰も知ぬべし、されど必拔かする事成べくば、勝利我に有るは顯然也、此境妙を極ずば入難かるべし、此家も次第に劣りしにや、田中一超は秋元又之助が名に恐れて津山に出で、流を傳ふる事なく去りし由、今に云傳ふるなり、此流速に勝ち、速に負ると立る、それゆへに

うつ人もうたるゝ人も諸ともに唯かりそめの夢の戯れ

といふ歌など、悟道の導の證歌とする也、

去水流

一、去水流は新影寶山を合せたる流也、去水は法の字を拆きたるにや、其始淺田九郎兵衞門人に都築安右衞門と云者有り、多年寶山流に心力を委ね、淺田門下に及ぶ者なき程也、こゝを以て家を望みけれども九郎兵衞許さず、大に望を失ひ寶山流を止め、林太郎右衞門と云新影の師と計りて一流を創め、寶山如水を改て新影去水流と云て人に傳授したり、九郎兵衞是を聞て大に憤り、人を以て去水一流見度由云遣す、安右衞門さまざま辭すれども承引せず、日を期して都築林と出合たり、別に雙方より中に立たる輩、扱人として其場に出合たり、九郎兵衞いざ去水の手合

をなす太刀にはなかりしとぞ、心の一法は受得たるものなかりし也、此平法と云は、一字八字十字を合せたる意にてかく呼びし也、寶山流に平法と稱せるも大抵は同意にて、一字々々に付いて說を加へ、事を尊大にせる也、

寶山流

一、寶山流は遠山念阿彌慈音に出ると、此慈音卽ち前にも出たる慈音にて、中條兵庫助をも寶山流の祖也といひ傳ふる也、慈音はもと鎌倉地福寺の僧にて、擊劍によきを以て就いて學ぶ人多く、諸流あまた此下に出る也、是を遠山念阿彌と稱し傳ふる事如何有べき、又小太刀虎亂の免許狀を見しに、奥山念阿彌陀佛を以て祖とせり、遠山奥山相似たる姓なれば、是は同人なるべきか、右の奥山念阿彌にも慈音の名見へざれば、疑を殘してこゝに記し置ぬ、猶しれる人に尋べき事也、堤山城守よりして寶山流と稱せしにや、今堤寶山流と號する也、此流に家と云事ありて、一人唯授し、尤相傳の器物も有由云也、近代柏木清三郎、後號道仙、淺田九郎兵衞の若名權之丞、和田定之進、後岡山に來り此流を弘し田中一超等皆家也、此流表十一手燕飛、燕廻、鋒返、方揚廻、浮舟、浦波、山陰、芝引、蜻蛉返、千金莫傳、留太刀、次に中段のわざ有り、常の勝負太刀には羽節切、陰見崩、一丈鐵など云態を用ゆ、又十浮鏡とて小太刀十一手有り、祕し傳ふる態は橫太刀、浮曲、角の太刀、八天切等有り、闕上十一手飛龍追、臥龍追、陰陽亂、上下太刀、飛鳥、翔陰、虎亂、陽虎、亂虎、亂人、晴眼崩、晴眼留、雲劍翔、是を極意とす、此闕上は二刀のわざなり、又山の井と云太刀祕傳なる由、是は高く深しと云意を取て名付たるなり、其外祕し傳ふる事多し、右の淺田九郎兵衞は當流家の内にても尤上手なりし由、十七歲の時讃州金光院に寄宿しけるが、宮本武藏門人澤泥入と云者と立合て仕勝たり、島原陣にも何れの手に付てか高名有しと云、後作州森家に仕て祿二百石を受く、或時北國浪人に三間與一左衞門と云者作州に來りて居合を指南す、弟子も大勢附たり、此與一左衞門は十六歲より十二社權

がら寇讎のごとし、或時主水隱居付の士と船中にて口論し、下駄を以て彼士を川中へ扣き落したり、隱居是を聞かれ、立腹大かたならず、忠利も祕藏の主水なれども、さすがに人情國法ともにやぶられねば當分勘氣にて、近き在郷に蟄居せり、三齋之を聞て彌安からず、近習の士に命じて、主水殺し來らんには恩賞望むに任すべしとの事なり、されど一人二人して打得べき主水ならねば、皆々猶豫しうけがふ者なし、然るに一人の扈從何とぞひまを窺ひ討得て、御憤を晴し候はんとて出ぬ、扨主水が住るあたりに行て窺へども、うつべき隙なし、其年も過ぎ翌年夏に至り、ある日其體を伺ふに、主水は前後もしらず眞仰に伏し、折節當りに人もなし、時節よしとひそかに近付寄て胸を刺洞したり、主水起き上り其儘心の一法にて詰め寄り、短刀にて差貫き申樣、汝我寐入たるをば刺たれども、我を殺さんと思ふ心の不敵さよ、あはれ剛の者よと云ひ、其身もそこにて息絶たり、吉之丞は主水死後には及ぶ者なく、是が門下に入人多し、其比宮本武藏、流を弘めんとて九國に經歷し、城下近き松原にて藝習はす樣、折節夏の比成しが、伊達なる帷子に金箔にて紋打たるを着、目ざましく裝ひて、夜な夜な出て太刀撃す、もとより輕捷自在の男なれば、縱横奮撃する有樣、愛宕山の天狗などはかくもやあらんと專沙汰せし也、吉之丞是を聞て、人を以て勝負を望みたり、武藏もひそかに吉之丞が藝の樣を聞に、中中及ぶべくも思はれざりしかば、何となく去て他國に行しと云、されど武藏が名天下に高けれども、吉之丞は知人なし、是諸國に周遊して藝を弘めしと、國一つにて行れしとの違成べし、戰國にて武邊場數の士も、國一つにて立たる功名は、遍く世にしられざるもの多きを以て見れば、さも有べし、扨主水死後、十文字の傳を得し者なければ、越中守殿遍く其傳しれる者を求めらるゝに、比叡山の僧に其傳得しと云者有り、卽求め聞かれしに、其理は甚高上なれども、勝負に用

は、太刀を中段にして敵の鼻先へ突當て行き、敵打拂ふ色を見てもつて、開て打太刀也、浦の波といふは、太刀を下段に構へ、する／＼と敵に寄り、左の方へ見せて速に右へ替り打つ太刀也、戸田流江戸の師昌平橋の内に戸田三太夫有り、肥前小城に納富五郎太夫と云人此流を稱す、共に其傳來如何と云事をしらず、今三備の間に行るゝ戸田流と云も此末流成べし、是は清玄門人に杉原無外と云者有て居合棒を工夫して弘く傳へたり、一には棒居合も清玄創しと云、上に云ふ勢源清玄を混ぜるより事起りて、勢源梅津との勝負も、勢源は半棒にてせし由記せる書もあるよし、見たる人かたりし也、よつて近國にて戸田の兵法と稱する者は、此居合より出たる太刀也、夫故昔の清玄流の太刀とは異なる也、小太刀の名もかわりて明月、心鏡、間變、無二無當等有り、初め居合を傳へ、兵法に移り、また極意は居合勝負に歸する也、又戸田高柳流と號する一派有り、詳なる事をしらず、

二階堂流

一二階堂平兵法は、相州鎌倉に松山主水と云者有り、中條兵庫助が末流にて、尤撃刀の妙を極めたり、子は早く死して孫二人有り、兄は大藏弟は大吉と云へり、此比兄は十二歳弟は十歳也、同く祖父に從ひて晝夜の稽古怠らず、大藏は又早く死しぬ、大吉は終に業成て祖父の傳全く受傳へ、祖父歿後、名を主水と改て、後細川越中守忠利朝臣に仕へたり、此忠利朝臣强力にて甚劍術を好まる、是に依て寵遇淺からず、此主水が傳る次第、始に一文字を傳へ、次に八文字十文字を極意とす、又心の一法とて、敵を働せざる傳有り、忠利の近習村上吉之丞と云者、此平法に尤心力を委ね拔群の器也、是に依て忠利朝臣と吉之丞と兩人一所に八文字を傳ふ、尤傍の人を拂ひ一間を稠く圍ひて、其内にて傳授す、外面にて聞けば、何やらんどつと倒るゝ樣成物音せしが、速に傳授濟み、外へ出しに、越中守殿も吉之丞も汗にひたりたり、皆人疑ひ怪めり、其比越中守殿、隱居參議入道三齋と父子の間快からず、家臣等も隱居付當殿付と分りて、さな

んとて、電の如く飛入られたり、内には板敷に油を流し必すべる樣に設けたれば、忠明眞仰に倒れたるを、上より土壇をうつごとく、おがみ打にせんとするを、倒れながら鍋釣と號する刀を拔て打拂ひ、其儘起て何の手もなく切殺して出られたり、見る人舌を振はぬはなかりける、

一、二代目次郎右衞門忠常も父に劣らぬ上手にて、世に名高し、猷廟劍術を深く好せ玉ひ、柳生小野兩流を習ひしに、但馬守宗矩は御意に叶ふ樣にあしらひまゐらせらる、忠常は天性氣がさなる人にて、何條劍術學び玉はんになど憚る事の有べきとて、思ふまゝに打參らす、此故にや恩遇柳生に及ばず、一生格別なる御加恩もなかりしといふ、忠常或時櫻田御門橋に行かゝられしに、御城普請の大石を橋の上に引懸け、止りて動かず、路塞がり皆々石の通り過るを待たるに、忠常は輕趫衆に勝れたる人なるが、俄に形色替り、彼大石を一飛にひらりと飛で御門前に立れたり、されども供の者一人も越ゆる事ならざれば、石の過るを待て通られしとぞ、忠常此日より振舞常ならず狂氣の如く有しとぞ、右兩代を始として今に至るまで代々上手にて、柳生家につゞきたる天下兵法の大家也、三代目は次郎右衞門忠於、四代目は助九郎忠一、

一、梶流一刀とは、二代目次郎右衞門忠常の門人梶新右衞門正直より分れて一派をなす也、

戸田流 高柳 戸田、

一、戸田流は鐘捲自齋弟に戸田清玄と云者有り、自齋は外田流と稱し清玄は戸田流と稱するは、前々より云如く富田の末流にて、右一派を立し故、字を替て唱呼を同じくせん爲に然るにや、又勢源清玄和音同じきを以ての故に勢源と混ずる人多し、勢源は京都將軍の末に鳴り、清玄は豐臣殿下の比流を弘めし也、此人諸國を巡遊して門人おほし、されども國々にて弘めし態多く同じからぬにや、此流の浮舟と云太刀

同姓次郎右衛門忠常の派也、初代の次郎右衛門忠明は勢州の人にて、初の名は御子神（或は神子上と云有）、典膳と云、一刀齋隨一の門人也、善鬼と云者有り、同く一刀齋が弟子にて、典膳なくば我に及ぶ者有らじと思ひけるが、此故に常に睦じからず、（一説に善鬼は典膳より高弟にて、一刀齋唯授一人の太刀をさきに傳へしとも云、又唯授一人の太刀を互に得ん事を争ひて不和なりしともいふ、）終に下總國小金原にて典膳と勝負せしが、善鬼叶はず走りざまに、側に有ける大なる瓶取て打かつぎけるを、すかさず瓶を打破て善鬼が頭に切付、手の下に倒れ死したり、此刀を瓶割と名付て小野家の重寶たり、典膳は東照神君の幕下に仕へ、關ヶ原の役には台廟に扈從し山道より上りしが、眞田安房守昌幸が上田の城攻て槍を合す、中山勘解由、戸田半平、辻太郎助、齋藤久右衛門、朝倉藤十郎、鎮目市左衛門等と上田の七本槍と世に稱せらる、台廟典膳が藝を深く感じ思召、日々に其術を習ひ玉ひしが、寵遇の餘り御一字を下し玉りて忠明と名乘、後には姓字を改て小野次郎右衛門と稱せし也、

此比江戸に道場を開きて人の見物を受け、劔術を指南する者あり、忠明之を見物し、同伴に向ひてさんざんに笑ひ嘲られたり、彼者甚怒り、いかなる御方に候や、唯今の御詞聞捨に致し候ては明日より此道場立不レ申、我藝拙くも、見及ぶ御方こゝに出て一勝負あれと叫ぶ、忠明怺らへぬ人なれば、其儘板敷へ飛上り、腰に差たる鼻捻拔て立向ひ、彼が大太刀丁と打ち、開て彼が眉間ひしと打るれば、鼻血流れ尻居にどふと倒れたり、見物の貴賤あれ喧嘩よと云程こそあれ、一度にどつと崩れて外へ出たり、今一人の師匠有けるが、進み出で、只今の御勝負兎角申に不レ及、今日は是より此者の介抱にかゝり候まゝ心外に御留不レ申候、明日此場を清め置可レ申間、御出有て某と今一勝負なされ被レ下候へと望む、忠明は心得たりとて歸られたり、翌日行て見らるゝに、事の樣、昨日に替りて見物人を謝して、間中ばかりのくゞり一つ開きたり、忠明は同道に向ひ、戸脇に待て打んとや、何程の事かあら

一、今江戸三番町幕下の士榊原男依と云人古流の一刀流を傳ふ、尤上手也と云、其外中西忠藏、都筑彦三などいふ者、江戸にて此流の師也、又周防の德山に近藤左傳と云者一刀流を傳ふ、先年伯州米子に運龍といへる者（又満喜と稱す）、虚無僧の體にて住せり、上手なりし由、後彦根侯（井伊掃部頭殿）に此術を以招かれ仕官せるが、其後の姓名何と云ひしや聞傳へず、米子に有し時、長州の浪人なりとて入門したき由云て、先仕合を望む、即立合しに、彼浪人何の手もなく打負たり、扨彌々師弟の契約して後、煙草盆を出せしに、餘りに口惜くや思ひけん、火入を取て運龍が面に投付たり、運龍面を振て是を避く、左右に並居たる弟子共立掛り打倒し、かゝる者生し置ては後如何なる仇をなさんも難レ知し、殺して捨んとひしめく、運龍おし留め、此者殺して何の詮なし、又いかにはかるとも我等を何とかせん、ゆるし候へとて、誤入たる起請文を書せ、追出したりと云、

一、美濃大垣侯の臣にて名高き正木太郎太夫利充は、一刀齋景久の高弟藤古田勘解由左衛門と云者の孫彌兵衛俊定門人也、劔術を以頗る人にしらる、又先意流長刀の奥義を極て劔術と併せ傳ふ、一年大垣侯江戸大手の御門を請られ、太郎太夫も番を勤めしに、つらつら思ひけるは、今此所に溢れ者か狂人か出で來る時切て捨ては後難有り、棒なんどは足輕已下手々に取て出合ふべし、又居ながら見物すべきにもあらず、こと〴〵敷人の見る樣に、此時の設の具製せんも如何也と心に浮びたり、是より工夫して終に玉ぐさりの術を思ひ付たり、袖にも懷にも隱すべく、十手鼻捻鏁鎌やうの器と用を同じうす、此太郎太夫は修法者にて、此鏁にも祈禱をなして精を入て人に施す也、今喜左衛門に至ても亦同じ、喜左衛門も十年計以前老人にて有しが、藝術の論は尤功者なる人の由聞及し也、

一、小野流一刀は、右に云小野次郎右衛門忠明の嗣子

すゝめしに、輿に入て酔臥たれば、各帰りたり、兼て一刀斎一人の愛妾有り、何事も心をゆるしけり、彼妾を悪黨どもさま／＼にあざむきすかして謀を合せ、先づ一刀斎が大小を奪せたり、今は心易しと、夜半過る比一同に入來りたり、入口の戸は彼妾開き置たれば、直に一刀斎が寝所に仕懸たり、折節夏の事なれば蚊幮つりて有けるを、入ざまに四つ乳切て落すに、驚き目ざめ、枕元をさぐるに兩刀なし、はや前後左右より切掛るを、かしこにくゞりこゝにひそみ、やう／＼蚊幮を這出しに、宵の酒肴の器手にさはりければ、當るに任せて向ふ者につゞけざまに擲ち、飛掛て持たる一刀を奪ひ取たり、今迄無手にてさへ打れざりし一刀斎、刀を得たる事なれば、虎に翼を添るごとし、當るを幸に切まくる、何かは以てたまるべき、暫時に深手淺手數多出來て今は叶はじと、各手負を扶けて遁去たり、妾も同く行方なし、一刀斎に比類なき働をばしたれども、女に心ゆるせし事恥しくや思ひけん、其日都を出て東國に赴しと云、又東國にて一人の浪人、地ずりの晴眼と云ふ太刀を覺へ、是に勝者あらじと思ひ、一刀斎に逢て、此地ずりの清眼の留様も候はゞ御相傳被レ下候へと望む、一刀斎、成程傳へんと請合ながら、其事なく又他國に赴んとす、浪人心には、一刀斎も此太刀留る事ならぬ故ぞと思ひ、途中に出向ひ、日比望みし地ずりの晴眼の留様御傳授なきこそ遺恨なれ、唯今御相傳可レ被レ下と云ままに、刀を拔て彼地ずりの清眼にてする／＼と仕懸たり、一刀斎拔打に切と見へしが、彼浪人は二つに成て倒れ伏たり、世に地ずりの晴眼の留様傳授すると其儘息絶たる事殘念也、是をや眞金江の土産とも云べきとて評しあへり、一刀斎一代の行跡如レ此事ども多かりしと云、

一、一刀流五世と云は伊藤一刀斎景久、小野次郎右衛門忠明、伊藤典膳忠也、（忠明の嫡子なりといふ）、亀井平右衛門忠雄、（當流の免許狀には伊藤と稱す）、伊藤平四郎忠貫也、

望ならば、加賀に行て學ばれよと辭しけると云、勢源が弟治部左衛門は加賀大納言家に仕へ門人多し、治部左衛門養子越後守初名山崎六左衛門、所々の戰鬪に武功を累ねて、同家にて采邑一萬三千石の地を領じ、侍大將と成り其名高し、是富田流の正統なり、

一、長谷川流は富田治部左衛門が弟子長谷川宗喜が傳ふる所也、其詳なる事をしらず、

一、一放齋流は富田越後守子に富田一放と云者有て、諸國に富田流と弘めしが、一放門人入江一無と云者に至て、初て一放齋流と號して一派を立しといふ、安藝備後の間に此流あり、今は專に棒を敎る也、其勝負する樣前年聞しかど、すべて忘却するまゝ爰にしるさず、

鐘捲流外他流とも云、

一、鐘捲流は是も富田治部左衛門門人に鐘捲自在と云者あり、一には外他通家と稱す、最上手也、此流に出せる免許狀を見しに、鐘捲外他通家と出たり、さらば外他を姓に用ひたるに似たり、是は自ら一派を立し故、富田の字を改て和語の相同じきを以て外他流と稱し、鐘捲外他とも書しにや、通家は何とやらん實名の樣に思はる、此流の用ゆる太刀、中太刀と稱す、是は大太刀小太刀の間なるべければ、二尺五寸より二尺一寸計の太刀を用ゆるにや、わざの名は表は電光、明車、圓流、浮舟、拂車、裏は妙劍、絕妙劍、眞劍、金翅鳥、王劍、獨妙劍等有り、其外極意、高上金剛刀已下口傳數々あり、天下に名高き伊藤一刀齋景久も此通家の門人なり、委く下に見へたり、

一刀流　小野流一刀　梶流一刀

一、一刀流の祖伊藤一刀齋景久は世に雙なき劍術の達人なり、諸國を武者修行して名有る者と勝負するに、一度も負たる事なし、或時都にて一人勝負を望み來る者あり、忽に一刀齋に打負て弟子となりたり、此者深く憤りけるにや、其黨四五人かたらひ同じく門人となりて其術を學ぶ、或夜各酒肴やうの物携へ來り

撃劍叢談卷之三

中條流

一、中條流は、應仁の比鎌倉に中條兵庫助と云人有て兵法を好み、日向の國鵜戸の岩屋に於て僧慈音に從ひて劍鎗を學び、終に其妙を極めしと云、新影流傳書に、愛洲惟孝も鵜戸の岩屋にて劍術の妙を悟りし由見へたれば、惟孝もし僧慈音に從ひしにや、富田の諸流寶山流等も皆此兵庫助が流に出づ、松山主水より出でたる二階堂平兵法も此流の一派也といふ、此流にて山崎太左衞門など名高し、慈音の事は猶下に見へたり、

富田流　長谷川流　一放齋流

一、富田流は右の中條流の末也、越前朝倉家に富田九郎右衞門と云人、始て富田流と唱ふ、九郎右衞門嫡子、始の名五郎左衞門後剃髮して勢源と號す、此勢源、齋藤山城守道三美濃を領せし時同國に遊客たりしに、梅津某と云大力の劍術者仕合を望み、勢源辭する事を得ず、齋藤家の檢使を受て勝負せり、梅津が木刀は三尺餘、勢源は小太刀也、勢源速に進て梅津が面を打破り血流たり、檢使中に入て勝負は見へたりとて雙方へ引分ぬ、一說に梅津其時檢使に付て相打也と申す、證據有やと問ふに、慥に手ごたへ致し候なり、勢源總身を改めらるべし、疵なき事は候まじと云、卽勢源宿所に行て其由通ず、勢源申すは、總身改められんとの事ならば、幸唯今湯あび申也、失禮ながら浴所に入て改らるべしと云、實は勢源右の手の甲をしたゝかに打破られしを、左の手にて右の手の甲をおさへ、謹み入たる體にて改を請し故、無疵に極り、梅津は彌越度に成しと、勢源贔負の人は古へより申せし也、此勢源は所々へ高祿にて招かれけれども、病身なりとて何方へも仕へず、晩年に此流を望む人あれど、今老病を兼たれば人に態傳ふるとも覺へず、富田流懇

望めば師心得て、諺に云相圖兵法にて勝負の數を合せ、ゆるし出す事も有といふ、近來福山に八郎兵衞と云町人、此流に熟せり、死する事をも何とも思はぬくせ者にて、左右の手の甲は木刀疵にて一面にたことなり、皮をつまむにしはむ處なし、常に十手を腰にさして往來す、福山にて掛賣する者、多くは利足滯りて取得ざる者おびたゞし、此八郎兵衞には一生の間掛銀與へざる者なかりしと也、此流に滿月半月とて二樣有、向ふ身橫身の違にて、袖のかこひ樣少く異なるまでにて、大抵は同じ態也、

一、理極流は、武藝傳略に流名出たるを見たるまでにて、他はいまだ聞所あらず、

一貫座流

一、一貫座流其起る所をしらず、今因州鳥取にて井尻武左衞門と云者此流を指南す、其勝負する樣も聞しかどさだかならず、場の遠近によりて夫々變化の態有と、勝を求むる傳習の樣に思はる、此流は卽因州にて新に創し一流にやあらん、

井蛙流

一、井蛙流是も因州にて行るゝ流にて、同家の臣深尾角馬と云者新に此流をなし、白井源太夫と云者に傳へし也、態多き太刀也、其內不織劒と名付る一劒を以て專ら勝負太刀に用る也、是は敵の構にも拘らず、留て勝か打て取か、速に勝負を決する事をならわすと見へたり、今鳥取にて石野八右衞門と云者此流の師なり、

人誤て北條安房守氏長の傳書として藏せるを見たる
事あり、

一の宮流　七の宮流

一、一宮流は本居合に出づといふ、甲州土屋宗藏が從
者一宮左太夫と云者を始祖とす、其詳なる事をしら
ず、

一、七の宮流は武藝傳略に流名出でたるを見たるのみ
にて、他聞見する處なし、

一圓流

一、一圓流は其傳來、態の樣とも、未詳にせず、下野國
總社と云ふ所に、下濃權內といふ者此流を敎へて上
手なるよし、

源流　自源流

一、源流は房州里見家の臣木曾庄九郎と云者傳來せる
流也、委敷事は聞見せず、尤古流なる由、人の口碑に
有、

一、自源流は薩州の人瀨戶口備前守に出づ、又慈眼流
と書も同流にや、和音同じければ混じ呼ぶべし、ヶ樣の事世に多きものなり、此流今も九
州邊に行るゝと見へて、肥後熊本に江藤右文次と云
者など師とし傳ふる由、

心極流　鑒極流　理極流

一、心極流は傳來已下未ㇾ詳、今奧州白川に關戶政七と
て名高き師有り、又野州割り出し村に惣次郎と云富
民など、俱に上手の名有り、以前も定て此流に名有る
師有し成べし、聞まほしき事也、又江戶にて大畑杢
左衞門と云者此流を指南す、

一、鑒極流は一には和田流とも稱す、和田隨心と云者
に始れりといふ、此流の稽古始終木刀也、しなへを用
る事なし、寶永の比備後福山に酒井六彌と云師有て
此流を弘め、頗上手也しといふ、此流は四分六分に勝
負をすれば免許出すと云事前よりの定めなり、以前
は免許せんと思ふ弟子も、師と改まつて勝負するに、
定めの如くならざる時は又修行し、改めて勝負す、幾
度も如ㇾ斯せしが、近來は弟子の方より免許得ん事を

別傳流

一、別傳流是も同名異流數多有べし、備前に傳ふる所は別流彈正といふ人に出づと云、此流に一尺、八寸、五寸など云流有、されど東軍流に傳ふる所とは大に異れり、今江戸白山に住する幕下の士邊見將監といふ人別傳流劒術を傳ふ、尤上手成由、此人は名高き强力にて嘶多き人なり、柔術も伊賀流拳法を傳ふ、知れる者は其名を聞て恐怖の色をあらはす者多しといふ、

一傳流

一、一傳流は丸目主水正よりして、國家彌左衞門、淺山内藏介傳へたり、此流にて淺山一傳齋と稱して祖とするは内藏介にや、此流態數（わざかず）甚多しと云、小太刀、鎌鏁等樣々附たる者あり、今江戸の士館林侯松平久五郎の臣森戸三太夫、同波門とて、昌平橋の内に住し弟子甚多し、神社佛閣の扁額にても知べし、又津田武太夫と云師も有、

鹿島流

一、鹿島流は常陸國鹿島に出づ、鹿島幷下總香取の社の神官等は往古より劒術を專とす、夫故上手も多かりし、此鹿島の神官等が門に入て學び、鹿島と唱へて世に傳ふる者往々有也、但し其習はす樣各異也といふ、左も有べし、此鹿島の宮にて藝に長じたる者を選びて兵法所と仰ぐ也、其所にて尤も規模とす、今鹿島兵法所藤枝中務大輔と云、當流を此地にては神明流と稱する也、

一、鹿島流を唱へし松林左馬助、（もと神官に出しや他士にや未レ詳、）即常州鹿島の產なり、後仙臺侯に仕へて祿千石を受、其子忠左衞門も父の祿續て同家の臣たり、

諏訪流（一に北條流とも云、）

一、諏訪流は、小田原北條家の臣方波見備前守を祖とす、甲陽軍鑑に其藝を稱せし上州の小幡が從者前原筑前守、（紙燃な唾にて鴨居につけても切て落せしなど見へたり、）右の備前守門人也と云、此前原は軍配にも達して其傳も世に傳わる也、世

兵庫助已に神祖の御師範也、宗矩は御三代目の御師範也、是にて其證明か也、また宗厳は大名にはあらず御師範にてもなく、後世事を好むものゝ作せる妄説なる事知ぬべし、

有馬流

一、有馬流は飯篠家直の門人松平備前守政信弟子に有馬大和守乾信と云人有、此人より始まれり、此流紀州に多しといふ、

天道流

一、天道流は小田原北條家に齋藤判官傳鬼房（若名金、）と云、劔術に達し一流の大家也、常州下妻の城主多賀修理大夫重継（結城旗下、）も此門弟也、傳鬼房流を汲し者に名高き上手多し、事繁ければ名は略しぬ、往年本藩に仕へし齋藤五郎兵衛先祖右近（若一族にや、）といふ者も此流の上手成しと云、武藝小傳を著したる日夏彌介も此流にて名だかき者なり、

夢想天流　天流　四天流　天羽流

一、夢想天流は常陸國津多和の人長澤主殿頭忠成より出で、餘流多し、東都に今以行るゝ也、鹿島神道流の類にや、

一、天流とて備前に行るゝは、坂邊十右衛門と云者に出たり、今棒を専とす、武藝傳略にも天流棍法と記したる有、同じ類にや、

一、四天流は肥後熊本に賀井喜太夫と云師有、其詳成事をしらず、

一、天羽流は武藝傳略に流名出たるを見たるのみにて他未聞所あらず、

天心獨明流　玉心琢磨流

一、天心獨明流は傳來已下詳成事をしるさず、今江戸淺草に林彌七、芝に北條數馬並に此流の師たり、

一、玉心琢磨流は、予幼穉なる時、卑賤なる者此流を遣ひしを見たり、近比此流の事しれる人に尋ねしに、眼に遮るものを打拂事を専に修行する由云り、棒にも此流有、

し無手勝流と號す、此卜傳大坂に登る船中にて無法者と口論しけるが、云ひつのり、彼者無手勝流見んなど云のゝしる、卜傳答て、船中にて事あれば餘人の難儀也、向なるはなれ島に船着させて心靜に勝負せんといふ、彼者然るべしとて船着させ、上ると其儘衣をかゝげ身拵して力足踏て勇む、其時卜傳槍の石突にて船を二間計り押出し、船頭に急ぎ船出せとて押出させ、ふりかへりて彼者に向ひ、我無手勝流は是なるぞ、ゆるりとそれに休息あれと高笑して澳中に漕出したり、此卜傳はもし同名別人か、又は人の誤り傳ふる所か、何さま塚原卜傳が事には有べからず、

一、世に傳ふ、卜傳、柳生殿の天下の御師範として天下一の名世に高きをねたましく思ひ、柳生殿に參て申樣、某天下の並なき兵法の名を得て候に、君又天下一の御名世に著く候、願くは優劣を試みて世の評論を決し度こそ存候へと云、柳生殿やがて逢ふべきぞ、夫に待れよとて、一間なる所に請じ入られ、料理など出で、待てども／＼柳生殿は出玉ず、卜傳今は堪兼、如何せんと思ふ處へ、柳生殿後の唐紙すらりと明て出玉ひ、木刀を以て丁とうたる、卜傳飛びしざり、脇差の鏢にてひしと請とめ、是は御似合不レ被レ成事哉、尋常に御立合被レ下候へと云、柳生殿木刀を投げ捨て、莞爾と笑ひて其方藝はしれたり、立合に及ぶべからずと申さる、卜傳心得ず、唯今の樣にて、など事の分り可レ申と云、柳生殿さればとよ、其方藝は上手なれども、心は下手也、其故は我は一萬石餘の大名にて天下の御師範也、もし其方我に勝ものならば、爰に有り合ふ家來ども其方をなど生て返すべき、さらばわれに勝とも何の詮か有べき、かゝる無益の勝負望まるるを以て心の下手とは申也と申さる、卜傳心伏し、御尤にて候とて歸りしといふ、是は大なる虛妄の說なり、宗矩卜傳、時代相違せる事論辨を待ずといへども、世俗の爲に其一證を擧んに、卜傳は天正以前に死して剩老年也と見へたり、是より先卜傳が弟子松岡

り、何の危き事かあらんといふ、扨其日に至り出合しに、兼て其沙汰遍く聞へしかば、見物雲霞のごとし、各勝負如何と片唾を飲で見る所に、卜傳は前日の辭に替らず、長門が左の腕切て落し勝を得たり、此卜傳は門人多きのみならず、國々に富裕の弟子共多くつきまとひければ、假初に處を移すにも鷹居させ馬牽せなどして、外よりみればさながら大名の如くなる體にて往來しけると也、此卜傳唯授一人の一の太刀をば、伊勢の北畠源中納言具敎卿に傳へまいらす、卜傳末期に子彥四郎を呼び、一の太刀をば北畠殿に傳へまいらせたれば、汝かしこに行て傳受を蒙るべしと遺言して死したり、其後彥四郎思ひけるは、我卜傳が嫡子に生れて一の太刀を人に從ひて請ひ得ん事快からずと思ひ、北畠殿に參て詒き申樣、父なる者一の太刀を君に傳へまいらせし由、某に傳ふる所の一の太刀と、希くは異同を試み度こそ存候へと申す、具敎卿實にさる事あらんと思ひ玉ひ、一の太刀を遣ひ玉ふ、彥四郎見て初て其わざを得たりといふ、此具敎卿天正四年十一月廿五日家人等織田殿にかたらはれて、三瀨の御所を圍みて責ける時、親ら太刀追取て防ぎ戰ひ、近付者十餘人手の下に切伏終にうたれ玉ふ、此最期の御働にても平生の修錬も押量るべき事也、

一、卜傳が門人松岡兵庫助は忝も東照神君の御師範にて其名高し、是によつて幕下の士には此流を汲で名を得たる人多し、所謂間宮所左衛門、永尾莊右衛門、榊原七右衛門、同忠右衛門、中川左平太等也、今江戶にて此流を指南する者、箱崎に關口要介とて新當流と兩流を並び傳ふる師有、又小林勝兵衛といふ師もあり、此流に大太刀を中段に構へ敵に近付き、ずんとひらみて向の臑を横なぐりにし、直にかへして手首を切るわざあり、是を卜傳流の拂切とも、なぐり切とも笠の下とも云、

一、或說に土佐に卜傳といふ者あり、劔術を一派工夫

りける、雙方木刀にて立合しに、小熊勝て兎角を橋の欄干に押付、甚儘川へ押落し、思ひの儘に宿志を遂にける、此勝負の始末は北條五代記に見へたれば委しくはしるさず、塚原土佐守、松本備前守等共に長威齋家直の門人也、今江戸小川町に本間節齋と云神道流の師有、尤上手なるよし、

一、徽塵流は右に記す如し、武藝小傳に徽塵流往々存ずる由見へたれば、兎角が末流近代までも殘りしと見へたり、今は邊鄙には猶殘れるにや、江戸にては此流名聞る事なし、

一、神道無念流を唱へて當時江戸にて第一と稱せらる戸ヶ崎熊太郎は、元武州清久の産なり、今江戸駿河臺に住す、御老中御聲掛りと稱する浪人ない、先年熊太郎召仕の小僕、親の敵討し事有り、是より彌名高しといふ、其已前四ッ谷に何某とて兵法の師有り、其比評判甚高し、熊太郎聞及て行て勝負を望みしに、彼師忽に仕負たり、熊太郎は辭し歸けるに、彼者餘りに口惜や思ひけん、跡より追掛け聲を掛て討んとす、熊太郎ふりかへりて拔合せ切結びしが、終に彼者をむね撃に打倒して歸りたりと云ふ、修錬の程察し知べし、此流勝負を以仕立る教也、尤勝負あとをつむる也、しなへも重き篠しなへを用ゆ、面小手已下の道具皆丈夫に製す、皮也、昔の神道流の末流にや、其傳を詳にせず、

卜傳流

一、卜傳流は即塚原卜傳が流也、卜傳父は土佐守とて常州塚原村の人也、右にいふ飯篠山城守入道家直の門人也、卜傳父の業を繼ぎ又上泉信綱に從ひて新影流を學び、終に其妙を極め一流を創立して卜傳流と稱す、下總國に在ける時梶原長門と云長刀の上手、卜傳に仕合を望みたり、卜傳門人ども甚恐れ危みたり、各思ふやう、長門も聞ゆる上手なる上、殊に長刀なれば、勝負の如何あらんとて、まづ師の許に行き、今度御仕合如何思ひ玉ふや承度候と云、卜傳はさあらぬ體にて、長刀も身は二尺に過ぎじ、我刀は三尺あ

所に合せて一流に組合せ、臣従の面々へ御相傳有しなり、太刀は新影東軍二流、槍は佐分利流、取手、柔は竹内流揚心流等を組合されしといふ、今高松にて宮脇金次と云者指南する也、

擊劔叢談卷之二

神道流　微塵流　神道無念流

一、神道流の祖は、飯篠山城守家直入道して長威齋と號す、下總香取郡飯篠村の人也、劔術に達し天心正傳神道流と稱す、上泉伊勢守信縄も此人に就て學びしといへば、我國兵法中興の祖とも云べきにや、家直の弟子に諸岡一羽と云上手有り、常州江戸崎に住す、後癩病にて死したり、三人の高弟有り、根岸兎角、岩間小熊、土子泥之助と云、各師の惡疾の介抱しけるが、兎角は看病に倦て武州に出で藝師となり、流を微塵流と改め世に行れたり、小熊、泥之助は看病怠らず、一羽死して後、兎角が振舞もとより惡しと思ふ事なれば、兩人心を合せ一勝負して亡師の爲に鬱憤を晴さんとこそ謀りけれ、終に北條家の檢使を受て江戸兩國橋にて、小熊兎角晴れなる勝負をぞ仕た

は、剛といひ藝と云十分の勝也といふ、忠兵衛之を聞て大に笑ひ云樣、それは憲法をしらぬ者の評也、其時憲法倒れたれども、此方を屹と見て太刀構たる氣色、中々近寄り勝つべしとも見へざりし故、右の如く聲を掛たれば、さる者なれども少油斷して立上らんとする虛を切て勝し也、ゆめ〳〵我剛なるにも藝のすぐれしにもあらずと云しと也、此憲法を稱する者を一人とせば時代相違すべし、最初に云拳法子に傳七郎、又三郎などいふ者聞ゆれば、何樣子孫此流を受傳へて、後又名をも憲法と稱せし者有し成べし、右の喧嘩せし者、又宮本武藏と勝負せしなど云ふ憲法、皆吉岡流の祖とする拳法にはあらざるか、又大河內茂左衞門秀元が書し物に、若き時吉岡の一流究めたりし由見へたれば、此流は其比も遍く世に弘り行れし事まがふべからず、

謙信流

○謙信流劔術は武藝傳略に其名見へたるのみにて他見聞せし事なし、同書に系譜も洩したれば、何人の世に傳へしと云事をしらず、

今川流

一、今川流は駿州今川氏の庶流今川越前守義眞と云者に出しといふ、後奧州仙臺に茂木安左衞門と云者此流の上手也しといふ、

千葉流

一、千葉流は古く有し流にや詳ならず、大津に河村道覺と云者ありて千葉流劔術に達せし由。門人も最多かりしとぞ、今以京師邊に此流多し、往年江州石山寺にて道覺門人の納めし額を見し事有り、又千葉流の棒なりとて見し事は、中をふとく兩端を細くこきたる棒なり、如レ此形の棒たやすく折れざる爲に製し出したる也、

高松御流儀

一、讃州高松にて御流儀と稱するは、故讃岐守賴重朝臣武技を好み玉ひ、居合、太刀、柔、取手、槍共一

一、判官流と稱するも義經流と異同を詳にせず、備前にても今平野多三郎祖父治左衞門と云者此流を傳へたり、青木三郎兵衞若き時治左衞門に從ひて學し由聞て、其習はすわざを尋ね求めしかども、三郎兵衞も年久しき事ゆへ分明ならずとて語らざりき、此等の傳來も如何といふ事をしらず、

京流　道鬼流

一、京流は昔の京八流の一也と云、近江佐々木六角家の家人荒井治部少輔と云者此流に達し、後は小田原北條家に仕へて頗世に名有り、又山本勘介晴幸入道道鬼此流に達し名を得たりと云、

一、道鬼流と稱して山本勘介を祖とし傳ふるは今往々有也、予が親く聞しは讃州高松に富永甚兵衞あり、

吉岡流（憲法流とも云、）

一、吉岡流は吉岡拳法（一に憲法或は建法、）と云者、室町家の御師範として兵法所と稱す、鬼一法眼京八流の末也と武藝小傳に見へたり、一には憲法はもと京師の染匠なるが、へらを遣ひ覺へて小太刀一流を工夫せりとも云、世に建法小紋と號するもの、此建法始て染出せしといふ、然るに慶長十七年壬子後水尾帝御卽位の日、憲法禁庭警固の雜色と喧嘩を仕出し、相手を一刀に切殺し立たるを、すは喧嘩よ狼藉よとて大に騷動し、棒、乳切木手におつ取て取圍たり、憲法は小太刀構へ當る者を切る程に、卽時に手負死人數多出來て、後には追付者もなし、時に所司代板倉伊賀守勝重の家人太田忠兵衞と云者長刀の上手なりしが、此騷動を聞てかけ着け、長刀持て立向ひ、しばし勝負も見へざりしが、憲法何とかしたりけん、誤て踏すべり仰に倒れたり、忠兵衞聲を掛け、倒れたる者はきらぬぞ、起上りて尋常に勝負せよといふ、さしもの憲法も此詞を聞て起上て立向ふを、待よと心得けるにや、足ふみ直し半起上らんとする所を、忠兵衞すかさず切伏て勝を得たり、其時の評に倒れたるを幸と切るとも、名高き憲法なれば一かどの高名也、然るを起して切し

ふ、此流遣ひ方は前後縱橫に飛めぐり切立薙立する遣方なり、甚奇也、

天心流

一、天心流は元柳生流に出づ、宗矩の門人時澤彌平と云者一派を立しと云、彌平門人國富忠左衛門此流を弘む、此忠左衛門元は備前の產也、後播州福本松平靭負殿に臣たり、今以同家に子孫有り、代々忠左衛門と稱す、此流の表上段受流し、同じく切違、中段腰車、上段外し切、恕切等也、中段には、かたけしなへ、下りしない、丸木橋等のわざ有、相氣、氣先、鉑相、水月、寒夜霜、心妙劍、來る如くなどいふ傳有り、備前にても寶永の比渡邊友右衛門といふ者此流を傳へたり、又平井の百姓、國富忠左衛門が草履取成しが、此流を習ひ、後備前に歸り、平井勘兵衛と稱し弟子扱をせしといふ、天心流傳書に平井九郎兵衛と云者あり、勘兵衛と同人か別人か未ν詳、

鞍馬流　義經流　判官流

一、鞍馬流は天正年中大野將監と云人有て此流を傳ふと云、今末流諸國に有、

一、義經流といふは、何れの比より行れしや定かならず、上の鞍馬流とは異なる傳なるべし、此流の勝負する樣、右の手に太刀をかざし左の手を差出して敵を引起し、左の手を打せてかはり打也、又傳に、鞘に羽織にても手拭にても懸て敵の面にうち掛、夫を切拂處をかわりて打と云、其勝負の態を見るに、牛若鞍馬にて天狗どもと藝を演じ玉ふ繪に、左の手に日出したる扇、右に太刀を持たる體をゑがきたる有り、是より出るか、又當流に虎亂と云太刀有り、小太刀を以て縱橫上中下に振廻し、敵の態に從ひ、或は打ちひらき或はぬかし、終に付け込みて腕を切て勝事を專とす、予父に從ひ江戸に有し時、鍛冶橋外稻荷新道稻荷の神主に義經流を指南せし者あり、名は忘れたり、もし杉下伊織と云しに非や、されど混じて定かならず、邸中の足輕なんど多く彼に就て學びしまゝ、さまぐの咄聞し事もあれど今は忘れたり、此師は兼て棒をもおしへしなり、

も、三夢が槍は速に敵に中りて終に入事ならず、其後諸國を經しに、三夢が槍に執心し門に入て學ん事を乞人多し、されども三夢が槍は自然に得たれば、其云所は理有に似て、事は學び得べきにあらず、終に其道を受得し者なしといふ、

一、久保流は其事を詳にせず、是も予先年湯治せし比、一人若き時久保流兵法を少し遣ひたりと云者あり、後按ずるに、是も柳生家の支流にや、故但州の門人村山作右衞門宗次が流を汲し久保作十郎宗善と云者有、此より出て久保流と稱する一派も有にや、

心貫流又心拔流とも云、

一、心貫流は上泉武藏守信綱の門人、京都西の岡に住せし丸目藏人と云北面の士弟子に奥山左衞門大夫と云者あり、此者師傳を變じて更に心貫流を立世に傳へしといふ、西國筋に此流を傳ふる者まゝあり、此流の修錬する樣甚めつたなり、二派有り、一には紙に張たる笊をかつぎ、敵にほしひまゝに頭上を打せて、向の太刀の來る筋の遠近を見覺ゆる也、此方は短きしなへを以て進み出る計にてわざをなさず、眼明らかに成て後勝負太刀を授ると云、今一派は背に圓座を負て同く短刀を提て身を屈め背をうたせてすゝみよる也、勝負は手元に入て勝事を專らとすると見へたり、今長州淸末に三輪要次といふ心拔流の師有、其ならはす如何と云事を不レ知、

タイ捨流

一、タイ捨流は丸目藏人に出るといふ、右にしるす丸目藏人大夫と同人か別人か未レ詳、流名も體捨流なるべけれども片假名に書事傳受也といふ、先年人吉侯の臣に宮原忠太夫と云者、武者修行と稱し諸國遍歷せしに逢て、一夜擊刀の談をなせし事あり、其時此流の事聞しに、丸目藏人球摩の人にて有しと云、いかが有べき、今人吉の師は加賀慶吉郎と云、上手成由、肥前佐賀に此流多し、河內軍右衞門、高柳平太夫、鶴友太夫、橫尾彌五兵衞など云人々當時專に弘むとい

やうの物取出して食しけるに、空より一つの鷲來て彼食を摑んとす、彼士是を見て拔打に丁と切る、片翼打落して羽は岩の上に留り、鷲は谷底に落たり、此羽を取歸りて珍重しけるよし、又三田には町の眞中に穢多の稽古場有り、往來の者に誰にてもほしひまゝに見する也、彼士或時見物しけるに、さん〲に笑ひたり、穢多は誰人ともしらず、此言を聞て怺へず、我藝用に立まじと思はん方は是へ出で勝負あれと罵る、彼士ちつとも猶豫せず躍り出で、腰にさしたる鼻捻拔て立向ひ、飛込んで穢多が負るをしたゝかに打ければ、血流れ目くるめきて絶入たり、町人ども此體を見て、彼士が前に手を束ねて、御士とも不ㇾ存過分申たるものと見請候へば、今は此分にて御ゆるし可ㇾ被ㇾ下と段々詫言して事濟たりといふ、此儀はさのみ奇とし傳ふべき事にもあらねども、事のつひでに思ひ出せるまゝ爰に附し記しぬ、

庄田流　久保流

一、庄田流は庄田喜左衞門（昔柳生家譜代の郞等に庄田某と云者有し、此子孫にや、未詳）とて柳生宗矩の高弟也、後自意を加へ庄田眞流と稱し東都にて大に鳴る、門人又甚多し、今以て末流諸國に數多聞ゆ、此喜左衞門弟子に市輔といふ者甚劍術に執心し、晝夜修錬の功を積て、喜左衞門門弟に一人も及ぶ者なし、市輔天下に我に及ぶ者あらじと自慢し、或時師喜左衞門に勝負を乞ひ、十本を定めて立合しに、こと〲く討れて市輔が太刀一度も喜左衞門に當らず、此時市輔思ふ樣、日比の修錬是まで也、我常に腰に佩ぶる刀、思ふ儘になし得ずば佩ざるこそよかるべけれとて、卽日に剃髮し三夢と名を改め、一本の杖を突て諸國行脚にこそ出にける、奥州を廻りける比よりふと槍にて人突べき理を豁然として悟り得たり、自らも驚き怪みて仙臺の城下に至り、或槍使ふ家に行て案內して見物し、扨仕合を乞て我術を試るに敵する者なし、其師甚感じ家に留置たり、是を聞傳へて來て藝を試る人多し、鎗長刀十文字等に出合て

五分一寸の間に有物也、勝は如何樣にしても勝つべけれども、最初より申所の違はざるを御覽に入るべき爲、如ν此に致し候と申されたり、主人感じ且驚れしと云、此流を學ぶ者、重兵衛殿とて就ν中仰ぎ尊びて今に至る、世に名高き渡部數馬仇討を助し荒木又右衛門も此人の高弟也しとぞ、

一、但馬守宗矩卒して後、重兵衛三巖八千石、飛驒守宗冬四千石を分ち領ず、慶安三年三巖歿して嗣なかりければ遺祿を弟宗冬に賜ひ、宗冬祿をば其弟刑部少輔友矩に賜ひたり、宗冬嚴廟の御師範となりて祿加へ賜、一萬石を領じ、是より代々相續して將軍家の御師範なり、此家代々天下の御師範なれば御流儀と呼事尤なり、此門に入て學ぶ者、業成て免許を得れば己が弟子取事苦しからず、されども此者より又免許狀を出す事ならず、此弟子熟して人に傳へん事を欲する者は、改て柳生家の門に入て學ぶ事也といふ、邊鄙には段々受傳へて柳生流と稱する者あれども、夫は皆話にて正傳にあらず、直弟ならで弟子取らぬ事也と云、此流の祕歌とて世に遍く唱ふる（一に宗矩三巖に臨二末期一書傳られし歌抔とも云ふ）、歌に、

わざにこそ理は有明と知ぬべし
　障子明れば月のさすなり

と云、實に然るにや、又近代此家の門人九鬼長州侯（三田侯）、妙趣を究められ、第一の高弟也、同門免許を得たる者共と勝負あるに、長州をうつ人なし、長州の打出さるゝ太刀は必中る、たま／＼長州、今の太刀は來たぞと申さるゝも、まことのかざり太刀にて身に當るべきとも思はれざるよし、柳生家の門人岡侯（中川修理大夫殿）、の臣小松澤右衛門と云者物語也、予先年但州湯島に入湯せし時、攝州三田の町人も同じく湯治せし者有、此者に逢て右の談に及びしに、三田には上の好まるるに依て藝士多し、中に一人の異人有、（名も聞しかども忘却せり）、劍術の妙手也、一人行廚を腰につけ深山に入事を好む、一日下は千仭の壑なる危き岩の上に坐して、握り飯

膳城主飯山を誅せらるゝ時、弟主馬助一族并に一味の輩飯山の城に楯籠る、五郎右衞門もゆかりに付て城中に黨し寄手を防ぎ戰しが、彼の鉾に廻る者疵を蒙り命を落さずと云事なし、寄手も五郎右衞門一人に辟易して見へけるが、時移て後に藤井助兵衞と云者の爲に討れたり、彌世に名高く、平生修練の程もはかりしられたり、

一、宗矩の子重兵衞三嚴一に宗三も父に劣らぬ名人也、若き時微行を好み、京都粟田口を夜半に唯一人通られしに、强盜數十人出來り各拔刀提て、命惜くば衣服大小渡して通れと罵りかゝりたり、三嚴はしづかに羽織を脫るゝを、盜賊どもは衣服を置て通らんとすると心得て、近々に寄る所を、先一人手の下に切伏らる、こはくせものよとて一度に切てかゝる、輕捷無雙の三嚴なれば、或は進み或は退き四方に當り戰れしが、太刀先に廻る者は盡く切倒され、終に十二人まで命をおとせしかば、殘る者共今は叶はじとて逃走たり、

又或時去る大名の許にて、劒術を以て世渡する浪人御引合されたり、浪人憚ながら御立合可被下哉と望む、三嚴卽立合て打合はれしに相打也、今一度と望む、又相打なり、三嚴浪人に向ひ、見へたるかと問はる、浪人怒て兩度とも相打にて候といふ、其時主人に向ひ、いかに見られたるかと問はる、主人もいかにも浪人の申通に見請候との挨拶なり、三嚴此勝負見分られずば是非なしとて座に着る、浪人彌々せきて、さらば眞劒にて御立合可被下と望む、三嚴二つなき命也、いらぬ事哉、やめにせられよとて顏色常の如し、浪人彌々募りて、此分にては明日より人前なり不申、是非々々御立合可被下といさむ、三嚴靜に下り、いざ來られよと立合はれ初の如く切結ばる、浪人は肩前六寸計切られて二言もいはず倒れたり、三嚴座に歸られしに、着用の黑羽二重の小袖、下着の纊綿までは切先はづれに切さき、下着の裏は殘りたり、主人に是を示され、すべて劒術のとゞくとゞかざるは、

思召旨も候やと云ければ、宗矩さればとよ、こゝに不審の晴ざる事あるまゝ案じ居る也、我多年修錬の功を以て、敵對する者の思ふ處、先此方の心に徹する也、然るに先に庭の櫻を詠め居る內、ふと殺害の氣徹したり、側を見れども犬一疋なし、唯此兒小姓計也、此故にいぶかしさに心も快からず思案して此體也と申さる、其時兒小姓進み出、今はなど隱し候べき、恐入て候へども先刻かくこそ妄念浮び候へと申ければ、宗矩氣色和らぎ、夫にこそ不審晴しなれとて立て內へ入られ、何の咎等もなかりしといふ、又此宗矩猿を二疋飼れしに、日々の稽古を見習ひ、其早業人にまさりたり、其比槍術を以奉公を望む浪人有、心易く出入しける、或時宗矩の機嫌を見合せ、憚ながら何卒御立合被下、某が藝の程を御覽候へかしと望む、宗矩答て易き事也、先此猿と仕合れよ、此猿負たらば立合んずと申さる、浪人心中に怒る、いかに我等を輕せらるゝとも、此小畜生と立合とは遺恨也、いで突殺してくれんずと、追槍取て庭に下立ければ、猿は頰に合たる小き面取て打かぶり、短きしなへおつ取て立合たり、浪人は此畜生何をかせんと突かゝるを、かひくゞりて手元に入り、丁と重ね打たり、浪人彌怒て、此度は入られじものをと構へ居る所へ、猿は速に來り、飛掛り槍に取附たり、浪人せんかたなく赤面して座に戻りければ、宗矩打笑ひ、それ見られよ、其方の槍察する所に違はずと嘲らる、浪人恥入て退出し久く來らざりしが、半年餘過て又來り、望み申樣、今一度猿と立合を賜らんと云、宗矩いや〳〵今日は出し申まじ、其方の工夫一段上りたると思はる、最早無用也と申さる、浪人是非々々と望む、さらばとて猿を出されしに、立向ふと其儘、しなへを捨て啼號びて逃走たり、宗矩さればこそ申候へとて、後其浪人を或家へ肝煎して出されしと也、

一、宗矩の弟同姓五郎右衞門も同じく劍術に達し世に稱せらる、伯耆國松平伯耆守忠一（本姓中村、初名一學、）家老橫田內

と稱せられしなり、尤門人にも傑出多し、今も其子にや長沼榮藏とて指南す、其外此流を廣むる者伊藤庄左衞門、長沼正兵衞等也、此正兵衞は今芝金杉に住して上手なる由、肥前佐賀に此流行はれ、志和喜左衞門、水町半次等師たり、半次尤勝れたる由、又奥平侯（松平兵部少輔、）の臣桑田八太夫も此流を指南す、又堀川源次郎左衞門といふ此流の師有と云、是は沼田侯（土岐、）の臣藤川孫次郎左衞門の事に非ずや、先年聞し噂に符合せし事あるまゝ、疑を存じてこゝに附しぬ、讃州高松にも吉田又八といふ師有、是は長沼四郎左衞門弟子也、

柳生流（御流儀と稱、）

一、神影柳生流は、右に記す柳生但馬守宗嚴に始れり、宗嚴（上泉宗綱）に從ひて新影流を傳ふといふといへども、餘流を合せし故にや自の造意多き故にや、新の字を改て神影と書傳へし也、代々大和國柳生の庄を領じ、筒井順慶に屬して所々の合戰に高名有き、豐臣殿下の時本領を沒收せられしとぞ、

一、二代目但馬守宗矩（初の名は又右衞門、）は父にも勝れる上手也、關ヶ原陣の後本領の地を賜ひ、猷廟の御師範にて眷遇最厚し、度々の加恩蒙りて後一萬五千石に至る、此宗矩は武藝のみならず才智人に勝れて、達見金言共多く聞へし、（武藝の事にあづかれば略して記さず、）猷廟にも、天下の務宗矩に學びてこそ大體を得つれと每に仰られし由、此一事にても其器量推量るべし、此故に卒後に四品の贈位有、例なき事也、此宗矩或時兒小姓に刀持せて、庭の櫻の盛に開きたるを賞して餘念なく見入て居られしを、此兒小姓心中に、いかに天下の名人にておはすとも、今此刀にて後より切ならば、いかでか取合せ玉はんとおもふ念浮びたり、宗矩其時屹と四方を見廻して座敷に歸られ、甚不審なる體にて床の柱にもたれ、物を云ず一時計居られしを、近習の面々皆恐れ怪み、或は狂氣抔にやとつぶやきける、用人某進出で、先刻より氣色何とやらん常ならず見へさせ玉ふ、いかに

又は所の目付幷先持後之拍子の傳等も有也、此流の祕歌に、

いづくにも心留らば棲かへよ
　ながらへば又本の古鄕

諸流此下に出る多し、柳生但馬守宗嚴、信繩が術を傳へられしと云、塚原卜傳も信繩に從ひて術を學びし也、疋田文五郞景忠一稱景兼、後號ニ栖雲ト、は伊勢守弟也とも云ひ又門人とも云、其他那河彌左衞門、神後伊豆守、丸目藏人など世に名有、予常陸介は後ち井伊家に仕へて大坂御陣前に病死したり、今備前に傳ふる新陰流は、疋田文五郞が香取兵左衞門忠宗に傳へし所也、兵左衞門は關白秀次公に召れ、參內して從五位下和泉守に任ず、後ち興國公に召出され、隱居して地藏院宗歸と稱せしは此和泉守事也、入道の後は地火を食せず天火にて食物を調へ喫ひしと云、是何にも體法を修せし故成べし、此時興國公より天火取水精玉を賜ひし也、今儀左衞門、七之進が祖也、

一、此流新陰神影など書て一様ならず、此字に依て傳ふる說等を聞しかども、然るべしとも思はれず、或は音訓の同きを以て混じて書し、又は自意を加へ一派を立る者など字を改しも有べし、予が聞く所、當時新陰流の師、江戶赤坂喰違の外木村左膳、四谷西念寺橫町野澤惣左衞門、山家侯谷播磨守、の臣松本剛左衞門、又九州に此流多し、但し神影と云也、肥後熊本に大矢野十之進、肥前佐賀に百竹善左衞門、蓮の池に富永市之進、西村市十郞、小城に神代太郞左衞門、又筑前福岡にも此流多し、師の名忘却す、長州萩に桂伴藏、下の關に吉田嘉藤次等有、

一、疋田陰流と稱するは、栖雲齋景兼が門人山田浮月齋が傳ふる所也、是一派を立たる也、

一、直心影流と稱するは、もと新影流なれども、何人より直心の字を加へ稱する事をしらず、近來此流を以て世に鳴者江戶西座八幡前に長沼四郞左衞門といふ者有り、近代の上手にて門人甚多し、東都にて第一

の人、名を借りて流派を立し事疑ふべからず、如今文華盛なる代となりて事の眞僞を辨ふる人多ければ、却て流の名の宜しきに叶はぬを以て其の師たる人も輕々敷聞ゆれども、其實は然るにも有べからず、唯流の名の古く聞えたるは、影の流に及ぶべからず、影の流は異國にも傳はりし事、松下見林が異稱日本傳にも見えて、其うち猿飛猿廻等の圖も出たるなり、其他古き人の説を以て考ふるに、劒術諸流の原始は影の流として誤らざるべき歟、今江戸芝に福井安左衞門といふ影流の師有、思ふに古傳にはあらじ、古く愛洲影流と呼有、詳に下に見えたり、

新影流（新陰、神影、疋田陰流）　直心影流

一、新影流の祖上泉伊勢守信綱、（縄遍く綱に書、今其家に傳ふる處を以てしろす、）先祖遠州俵藤太秀郷より出で、代々上野太胡の城主也、信綱が父憲綱が代に至りて城を落されしと云、信綱劒術を好み、飯篠長威入道又愛洲移香（移香世に多く惟孝と書り、今新陰流の古き免許狀の記せる所を以て字を改む、其狀に記せる處は、鵜戸大權現より系を引て、愛洲移香、愛洲小七郎、上泉武藏守、疋田柳雲と傳ふるよし見へたり、）と云者に從ひて、終に其妙を極めしとぞ、此移香は即ち影流の師にて、世に愛洲影流と呼もの也、信綱は同國箕輪城主長野信濃守が旗下に成、度々の戰鬪に殊功有て、此家にて十六人の槍と稱せらる、中にも信濃守、同國安中の城主（姓名未詳、）と合戰の時槍を合せ、上野國一本槍と云感狀を信濃守より出せし也、其後甲州武田信玄に仕へ此時より伊勢守と改稱しける、無程此家を辭して上洛し、光源院將軍本國寺に御楯籠有し時、拜謁して天下の軍監を賜り、御勝利の後天下武者修行し、兵法新陰軍法軍配天下第一の高札を諸國に打納め、其後禁裏へ父子とも參內し、伊勢守從四位下武藏守に任じ、子は從五位下常陸介に任じて天下に名を顯したり、此信綱天下一の名人と稱せられ、流を新影と稱す、其態を傳ふる次第は、表、（猿飛、猿廻、山影、月影、浮舟、浦波等の名有、）三學、（覽行、松風、花車等の名有、）位詰、（高浪、逆風、岩碎等の名有、）扨破軍觀倉紅葉の傳、極意の太刀、三光の利劒と云を授る也、是を唯授一人千金莫傳の太刀とも稱するにや、

撃劍叢談巻之一

確齋源德修輯

武藝原始　影流

一、我國劍術の原始を考ふるに、桓武帝の御時より武藝の名は聞えたれども、一々名を分たざれば、劍術の古代よりありし證に引くべきにもあらず、又令に衞士の暇有る時撃刀習ふ事見えたれば、其わざ有し事は紛ふべからず、されど其態如何なりし哉はかり知るべからず、保元の比より後は、八郎御曹司、九郎御曹司等打物取て人にすぐれ給ひし事も聞えし、是等は其學び給ひし樣も大抵には推はかるべけれども、たゞ輕捷自在を習ひ試み玉ひし事と見えて、定まれる師は聞えず、鬼一法眼と云者此道の師なりといへども、定かならず、是等の事よりして判官流鞍馬流鬼一法眼京流抔いふ流、世上に行るれども、皆近き世

目錄

擊劔叢談序

凡武伎は亂れたる世ならんには學ばずとも可なるべし、今治れる世に生れては、武士を以て名を呼ばるゝものは、斯る態に心力を委ねてこそ、其の職業をわすれざるの一端ともなすべけれ、就レ中我國にて兵法と稱する者は、常に身を放たざる長短の刀を以てなす業なれば、しばらくも思に忘るべからず、僕校官の家に生れながら、天質羸弱にして勞苦に堪ざるのみならず、姿制步法に至るまで拙劣なる事又比類なし、二三の師に就て學ぶといへども五尺の童に勝たんとも覺へず、しかはあれど心に好む道なれば、其態こそ拙くとも人に勝つべき理を尋ね極めて、心の便にせんと思ひよりしより、古き物語知れる人又は他邦の人に逢ふ毎に、其隙あれば必兵法の話說に及びぬ、かくする事年を累ねて、ことし天保癸卯の年を以て、逆に干支を數ふるに已に十有餘年、しかる間諸流の大意勝負するの身法など聞得し事始百に滿る計りなり、或は我執心の衆に殊なるを以て、一流の極意とし祕せる事までも語り聞せし人も有りて、此道好める人に向ひて話柄談助となるべき事も數多耳には觸しかど、年月經るまゝに十に五六は忘れて、今存ずる所は半にも足らぬ計也、此まゝ止なんには年月を累ぬるに隨ひ又も失ひなん、さあらんには宿志の空くなるべき事、猶も惜みおもふまゝに、かしこゝおもひ出づるに任せて記し置ぬ、斯る事は、もとより傳聞の誤は半にも過ぬべし、强て世に弘めんとの意にはあらず、されど同好の人有て、此書の洩れたるを補ひ且誤れるを正さば、我發蒙の願に協んと云爾、

天保十四癸卯年初冬　　源　德　修

武術流祖錄終

發行

京三條通リ松原下ル
勝村治右衞門

書林

大坂心齋橋北久太郎町
河內屋喜兵衞

尾州名古屋本町四丁目
永樂屋東四郎

水戶本町三丁目
須原屋安次郎

江戶通二丁目
山城屋佐兵衞

仕ニ武江小石川金杉ニ、文武之英士也、學ニ寶山流大東流當流の刀術ヲ練習多年、遂得ニ妙旨ニ寛政三亥年五月十日改ニ流名ニ義明致流ニ天保八酉年十二月廿六日歿す、

戶田流　　　戶田越後

仕ニ前田利家ニ所々有ニ戰功ニ、武勇世之所レ知也、最達ニ刀槍之技ヲ推稱ニ戶田流ニ末流諸邦に存す、

機迅流　　　依田新八郎秀復

享和年間の人而上杉家の臣也、學ニ楠流兵學同藩神保忠昭ニ悟ニ奥祕ニ、江州宮川堀田家之臣浦上淺右衞門に從て善ニ寶藏院槍ニ自刀術を工夫し而號ニ機迅流ニ致仕後仕ニ丹波笹山靑山家ニ、

無外流　　　都治月丹資持

近江甲賀郡の人也、到ニ京師ニ學ニ山口流刀術ヲ悟ニ妙旨ニ加ニ工夫ヲ號ニ無外流ニ後來ニ東武ニ居ニ番町ニ門人多と云、子孫世々繼ニ其業ヲ仕ニ山内家ニ、

○砲術

合武三當流　　　森重靱負都由

防州末武の人而其先大内盛見の末也、字仲美號ニ鳥山ニ自レ幼好ニ文武ニ、年十八辭ニ故國ヲ遊ニ數邦ニ達ニ火砲術ニ、學ニ安盛流中流流遠國流禁傳流其外諸流ヲ究ニ蘊奥ニ後從ニ山本良一ニ學ニ橋爪廻新齋流合武傳法ニ又得ニ古傳三島海戰法ニ猶聞ニ甲州越後兵學數流要旨ヲ添ニ火砲兩術ニ既著ニ舟戰要法二十有八卷ニ又著ニ述火砲之數卷ヲ而曰ニ合武三當流ニ後到ニ東武ニ寓ニ峰山侯邸舍ニ享和三亥年春以ニ兵砲兩術ヲ新規被ニ召出ヲ爲ニ御書院與力ニ遊ニ其門ニ士二千八百餘人、得ニ其宗ヲ者多、推而稱ニ森重流ニ、于レ時文化十三丙子年六月四日死、享年五十有八、葬ニ谷中玉林寺ニ、

求玄流　　　大草庄兵衞義宗

從ニ森重都由ニ學ニ合武三當流兵法ヲ又究ニ火砲之術ニ生涯遊ニ歷數國ヲ好在ニ甲府又八王子ニ推曰ニ求玄流ニ天保十二丑年牛込神樂坂旅亭に歿す、享年六十有餘、葬ニ四谷笹寺ニ、

忍之阿部家ニ、今子孫繼ニ箕裘藝一、其門に依田佐助直有傑出たり、其子大助延年以ニ砲術一有德大君の御代勤ニ御先手與力一子孫傳ニ其業一、

中島流　　中島太兵衛長守

攝州浪華の人也、號ニ貫齋一好ニ砲術一習ニ武衛流於齋藤十郎太夫正房一學ニ自得流於大野宇右衛門一又從ニ佐々木浦右衛門一學ニ佐々木流一悉究ニ其奥祕一推而曰ニ中島流と一其門に獨淺羽主馬傑出たり、主馬二男筈之助政方、寛政九丁巳年以ニ其術一御先手與力へ被ニ召抱一子孫繼ニ其藝一

自得流　　大野宇右衛門久義

延享年中の人而砲術之達人也、或武範以ニ其術一有德大君之御持與力へ被ニ召抱一芳名徧ニ於華夷一

三木流　　三木茂太夫

播州三木の人也、好ニ火術一達ニ棒火矢一、末流在ニ諸州一推曰ニ三木流一

唯心流　　河合八良兵衛重元

備前岡山の住人也、達ニ棒火矢一最爲ニ精妙一元和元年以ニ其術一仕ニ水戸家一元祿九丙子年九月五日死、其門に梅澤與一兵衛重高と云者傑出たり、

拾遺

○刀術

正天狗　　池原五左衛門正重

仕ニ水戸威公義公一學ニ刀術於日置刑部左衛門一得ニ精妙一爲ニ兩公之師範一と云、至ニ極意一而號ニ判官流一と云、武藝小傳に大野將監と云者鞍馬流の達人、而小天狗鞍馬流と云は、判官義經の傳也云々、其末流なるや可レ考、

當流　　山本三夢入道玄常

不レ知レ爲ニ何國人一得ニ刀術八流之妙旨一欲ニ猶究ニ其奥旨一而參ニ籠鶴岡八幡宮一心明劔一刀萬化を工夫し而號ニ當流一と云々、川澄忠智迄六世也、

三義明致流　　川澄新五郎忠智

家に仕へ、正保元甲申年三十二歳の時辭㆓濱松㆒、弟小左衛門と中合正木流等の砲術十二流の蘊奥を究、其精妙を悟り、集て大成して自ら成㆓一家㆒號㆓荻野流㆒、寛文七丁未年備前少將光政卿に仕ふ、俸祿二百石、光政卿逝去の後辭㆓備前㆒播州明石の城主松平若狹守に仕、食祿三百石、元祿三庚午年六月七日歿、享年七十有八、法名禪徹、一に禪作㆑全、須磨の浦人麿寺に葬、男六兵衛照清繼㆓其業㆒、後有㆑故辭㆓播州㆒住㆓大坂玉造㆒以㆓砲術㆒爲㆓家業㆒門人許多と云、

荻野流增補新術　坂本孫八郎俊豈

信州高遠の城主内藤家の臣也、號㆓天山㆒曩祖江源蹟屬食㆓邑志賀坂本㆒因て爲㆑氏、六世の祖主計事㆓甲州武田氏㆒後數世祖父俊英に至て高遠の藩士となる、父英臣好㆓砲術㆒學㆓荻野照清㆒究㆓其奥旨㆒以傳㆓俊豈㆒俊豈童齡善發、又好㆓讀書㆒渉㆓獵經史㆒通㆓曉事理㆒明和五戊子年大坂に至り荻野氏に就て論㆓究砲技㆒遂求㆓周易象數㆒悟㆓入其徵㆒自出㆓機巧㆒創㆓製砲臺㆒凡大砲十數人の力を合て能轉動する者、此の臺上に安ずれば纔に一人の力を以瞬息の間上下四方廻轉相發、無㆑不㆑如㆑意、名曰㆓周發㆒同藩門人岡村忠鼎、岡村忠彝、北恭溫贊㆓成之㆒改て曰㆓荻野流增補新術㆒晩年好㆓漢音㆒遊㆓長崎㆒享和三癸亥年二月廿九日歿㆓崎陽㆒葬㆓于皓臺寺内眞珠院㆒子俊元繼㆓家業㆒有㆓令名㆒

武衛流　武衛市郎左衛門義樹

但州高野の人也、從㆓弱冠㆒好㆓砲術㆒悟㆓諸流㆒遂悟㆓七流之奥祕㆒仕㆓太田攝津守資次㆒後致仕、寛永年中島原賊亂之時松平伊豆守信綱同輝綱大短筒を工夫し而有㆓莫大之勳功㆒義樹感㆓其工夫㆒從㆓豆州之臣松永里之助㆒習㆓短筒㆒得㆓妙旨㆒潛號㆓貫流㆒遊㆓其門㆒者若干、世推て稱㆓武衛流㆒元祿九丙子年二月十六日於㆓浪華㆒歿、法名梅光院藝岳武本居士、其子茂兵衛義純繼㆓其術㆒爲㆓精妙㆒仕㆓豐後岡中川内膳正㆒市郎左衛門義樹の甥渡邊助右衛門景綱始曰㆓彥七㆒就㆓義樹㆒習㆓其藝㆒共に修㆓行諸州㆒終得㆓其妙旨㆒寶永元甲申年仕㆓武州

奥旨ﾆ、其門に酒井市之丞正重傑出たり、其門多し、山内太郎兵衞久重得ニ其宗ﾆ、

稻富流　稻富伊賀入道一夢

丹後田邊の人也、仕ニ細川忠興ﾆ、好修ニ砲術ｰ得ニ神妙ﾆ、慶長甲子の亂後以ニ其術ｰ奉ニ仕東照宮ﾆ發ニ名四海ﾆ其門許多、諸州末流最多、曰ニ稻富流ﾆ、

霞流　丸田九左衞門盛次

直江山城守重光之臣也、欲ﾚ究ニ砲術之奥祕ｰ渡ニ異國ﾆ、練修數年、遂得ニ妙旨ｰ後歸ﾚ國、門人許多、關八左衞門、須田九郎左衞門傑出たり、

關流　關八左衞門文信

上杉家の臣也、後仕ニ土屋豐前守ﾆ好ニ砲術ｰ從ニ丸田九左衞門盛次ｰ得ニ奥旨ｰ推而稱ニ關流ﾆ子孫繼ニ箕裘之藝ﾆ、

西村流　西村丹後守忠次

不ﾚ知ﾚ爲ニ何國人ﾆ、始號ニ權之助ｰ得ニ鐵砲奥旨ﾆ、於ニ禁庭ｰ隔ニ十八間ｰ七放而星中四、角中三ﾆ被ﾚ任ニ丹後守ｰ流ニ芳名ﾆ、門に種田木工助得ニ其宗ﾆ、淺香四郎左衞門朝光從ニ種田ｰ得ニ精妙ﾆ曰ニ西村流ﾆ、朝光慶長年間の人也、

一二齋流　藤井河内守

不ﾚ詳ニ其事跡ﾆ、一二齋流鐵砲達人也、末流猶在ニ諸州ﾆ、

長谷川流　長谷川八郎兵衞一家

仕ニ土井大炊頭利勝ｰ究ニ砲術之奥旨ﾆ、從遊之士多、獨竹谷彦兵衞得ニ其宗ﾆ、寛永三丙寅年以ニ其術ｰ仕ニ水戸威公ﾆ門人若干、子孫傳ニ其藝ﾆ、

岸和田流　太田新之允

下總國佐倉の人也、始號ニ助之允ﾆ、達ニ砲術ｰ最名譽たりと云、萬治年中以ニ其術ｰ仕ニ水戸家ﾆ其子新之允繼ニ其術ｰ爲ニ精妙ﾆ、

荻野流　荻野六兵衞安重

上野國左氏之城主荻野越後守安定之末葉彦右衞門之二男也、種ヶ島流の砲術を學、始遠州濱松之城主本多

年於二浪速一歿、

爲我流　　江畑木工右衞門滿眞

不レ詳二年歴一、住二水府一と云、習二吉岡流深澤又市胤次、淺山流森山喜右衞門長政、藤山流助川市郎左衞門忠良一、究二其三流の奧一遂號二爲我流一、門に朝日海藏申之傑出たり、

吉岡流　　吉岡宮內左衞門

不レ知レ爲二何國の人一、或住二水府一と云、飯塚次郎兵衞繼二其傳一、其門に深澤亦市胤次得二其妙一、深澤之門に福島平九郎、江畑木工右衞門滿眞傑出たり、滿眞は爲我流之祖也、

○砲術

田付流　　田付兵庫助景澄

砲術の達人也、父美作守景定者江州神崎郡田付村の人而佐々木庶流也、景澄以二其術一奉二仕東照宮一改二宗鉄一、其子兵庫助景繼繼二其藝一、其子四郎兵衞方圓、奉二仕大猷大君一、其子四郎兵衞直平傳二箕裘之術一、其名徧二於海內一、推曰二田付流一、子孫相續不レ墜二家聲一、

井上流　　井上外記正繼

播州英賀の城主井上九郎左衞門子也、自二少年一好二砲術一得二精妙一、從遊之士多、推稱二井上流一、又曰二外記流一、奉二仕台德大君一領二釆邑千石一、世々相二續其藝一不レ墜二家聲一、

津田流　　津田監物

紀州那賀郡小倉の人也、好二砲術一到二種子島一究二奧旨一、天文十三甲辰年三月十五日歸二紀州一、凡在レ島十餘年、其子自由齋傳二其術一爲二精妙一、末流在二諸州一、曰二津田流一、其門若干、奧彌兵衞傑出たり、

一火流　　泊兵部少輔一火

筑前の武夫也、好二砲術一、天正年中赴二種子島一究二妙旨一、在レ島七年也、岡田助之丞重勝得二精妙一、後仕二青山大膳亮幸能一、重勝之門若干、今曰二一火流一、

田布施流　　田布施源助忠宗

河內の人也、天文六丁酉年四月赴二於南蠻一而得二鐵砲

柔法一而爲二精妙一、福野正勝三代也、積レ功累年遂究二其妙旨一、改號二起倒流一、其門若干、末流多二諸州一、京極家斷絕の後仕二雲州松江侍從一、門に同藩吉村兵助扶壽傑出たり、後仕二作州津山森家一二百石を領す、

揚心流　　秋山四郎左衛門義時

不レ詳二年曆一、住二肥前長崎一、武官と云者授二義時一捕手三手活法二十八活を以す、後義時欲レ究二其奧旨一、祈二太宰府天神一遂悟二其妙祕一、捕手三百手を工夫し而號二揚心流一云々、大江仙兵衛廣富其流を中興す、貞享年間の人也と云、

扱心流　　犬上郡兵衛永保

近江國犬上郡の人也、從二井伊臣棚橋五兵衛一得二柔術妙旨一、居二東武麻布狸穴一而大鳴、號二扱心流一、寶曆三申年六月仕二有馬家一、其子郡兵衛永昌繼二其傳一、

灌心流　　神戸有鱗齋

攝州浪速の人也、住二武江一、從二瀧野遊軒貞高一學二起倒流柔術一得二其宗一、後號二灌心流一、天明年中の人也、

良移心當流　　笠原四郎左衛門

不レ詳二年曆一、黑田家の臣也、自二少年一好二柔術一得二精妙一、號二良移心當流一、門人世々傳二其術一、久保貞治得二其宗一、

眞神道流　　山本民左衛門英早

攝州浪華の人也、學二揚心流一と云、悟二其絕妙一潛號二眞神道流一、門に本間丈右衛門傑出たり、後來二江戸一大鳴、門人多、

日本本傳三浦流　　高橋玄門齋展歷

住二武江小石川一、以二柔術一大鳴、實三浦義辰十九世也、其術神而妙也、遊二其門一者若干、得二其宗一者多、天保七申年五月八十有七而歿、葬二于駒込吉祥寺一、其子繼二箕裘之藝一、

爲勢自得天眞流　　藤田麓憲貞

黑田家の臣也、始號二長助一、好二柔術一從二久保貞治一習二良移心當流一、後海賀藤藏直方に就て學二揚心流一遂至二絕妙一、自加二工夫一而號二爲勢自得天眞流一、天保十己亥

而居二江戶麻布國正寺一、義辰就二元贇一習二柔法一、後自加二工夫一修練有レ年、一旦惺然而遂悟二其妙旨一、號二三浦流一、甥三浦丹治入道義邦繼二其傳一爲二精妙一、於二相州小田原一歿、

福野流　福野七郎右衞門正勝

攝州浪華の人也、常好二角力一爲二名譽一、寓二東武麻布國正寺一、朋友に三浦與次右衞門、磯貝次郎左衞門と云者あり、常に會て修二其術一、于レ時陣元贇と云者寓二同寺一、元贇三士に柔法を傳ふ、三士悅て修練す、其技各得二其妙祕一、是本朝柔術の始也云々、正勝最精妙たり、門に茨木專齋、寺田平左衞門傑出たり、推而稱二福野流一、平左衞門は雲州松江城主少將直政の家臣也、

制剛流　水早長左衞門信正

不レ知レ爲二何國人一、剛强而有二萬夫之勇一、一日制剛と云僧來二水早之館一以二柔術一授二信正一、練習有レ日得二其宗一、制剛告レ暇去不二再來一、信正遂究レ妙、推曰二制剛流一、梶原源左衞門直景得レ宗、

梶原流　梶原源左衞門直景

從二水早信正一得二柔術妙旨一、後仕二尾州義直卿一以二其術一大鳴、其門に里村隨心政氏爲二精妙一、政氏之門に高橋隨悅諸氏、和田十郞右衞門正重等傑出たり、和田正重改二隨心一、延寶八庚申年九月廿四日死、

關口流　關口八郞右衞門氏心

其祖今川家の族也、自二少年一好二刀槍及柔術一各得二其神妙一、始居二武江一大發二名於柔術一爲二精妙一、凡學二刀槍及柔一者若干、其末流在二于諸州一、後應二紀州大納言賴宣卿之召一赴二和歌山一、其子八郞左衞門氏業仕二賴宣卿一領二五百五十石一、後號二魯伯一、其子八郞左衞門氏連繼二箕裘之藝一、

澁川流　澁川伴五郞

從二關口氏業一得二柔術奧旨一、居二武江一高二其名一、推曰二澁川流一、遊二其門一者許多、弓場彈右衞門傑出たり、

起倒流　寺田勘右衞門正重

京極丹後守高國家臣也、寺田平左衞門より傳二福野流

槍術ニ爲ニ精妙ヲ、應變無レ究、譽徧ニ四海ニ推曰ニ木下流ト、寛文元辛丑年十二月廿九日卒す、享年五十有九、

宍澤流薙刀　宍澤主殿助盛秀

薙刀達人而其術如レ神、修ニ行諸州ニ後仕ニ秀頼ニ慶元兩年於ニ浪速ニ勵ニ戰功ニ終討死、

先意流正木流薙刀　正木彈之進俊光

濃州大垣戸田家の臣也、始號ニ太郎太夫ト從ニ信田一圓齋重次ニ達ニ先意流薙刀ニ得ニ絶妙ヲ、先意流信田重次祖也、俊光又達ニ短槍鎖術ニ至ニ妙旨ヲ、推曰ニ正木流ト俊光其性剛にして力尋常の人に超ゆ、七十斤の鉞を以振ニ八百ニ顔色不レ變、從遊之士多し、

○小具足捕手

○柔術

竹内流　竹内中務大輔久盛

作州津山城下波賀村の人而小具足の達人也、今曰ニ竹内流腰廻とヲ、其末流在ニ諸州ヲ、傳書に天文元壬辰年六月廿四日修驗者忽然而來、敎ニ捕縛五ニ而去、竹内常祈ニ阿太古神ヲ惟に彼修驗者阿太古之神乎、彌敬レ之信レ之云々、其子常陸助久勝、其子加賀助久吉繼ニ其傳ニ不レ墜ニ家名ヲ其名徧ニ日域ヲ、

堤寶山流　堤山城守寶山

下野芳賀郡守護職而小具足達人也、傳記に鎌倉地福寺僧慈恩習ニ槍刀鎧組等術ヲ、最達ニ鎧組ニ爲ニ精妙ニ云、推而稱ニ堤寶山流ト元祿年中武藤徹山習ニ其流ニ究ニ妙旨ヲ、其門多し、徹山は作州津山森家の人也、後浪人於ニ東武ニ大鳴、子孫繼ニ箕裘之藝ヲ、

荒木流　荒木無人齋

不レ知レ謂ニ何國の人ヲ、亦不レ詳ニ其事跡ニ、捕縛の達人而其法猶存ニ于世ヲ曰ニ荒木流ト、

夢相流　夏原八太夫

夢相流の小具足達人也、今川久太夫繼ニ其傳ヲ、武井德左衛門、松田彥之進繼ニ其術ヲ、

三浦流　三浦與次右衛門義辰

東武の産而永祿年中の人也、明の陳元贇と云者來朝

太夫又號惣太夫、仕内藤駿河守清信、

一中派　　東梅龍軒一中

元祿年中の人也、信州の產而仕久留島家甲田新左衞門正英と云、就梅田治忠學本心鏡智流究妙旨、又宍澤流長刀一元流及槍輪鍵を本心鏡智流に加て自ら一中派本心鏡智流と云、其子丹治祇通繼其業、

大島流　　大島伴六吉綱

加藤肥後守清正の家人也、後仕紀州賴宣卿以槍術大鳴、其子雲平高賢繼其傳爲精妙、後改草淹、門人若干、其末流在諸州、世推曰大島流、土屋龍右衞門、種田平間正幸等傑出たり、

種田流　　種田平間正幸

從大島高賢得精妙、居武江大鳴、其子市左衞門幸忠繼其藝仕松平備前守隆綱、推而號種田流、

船津流 内藏助流　　船津八郎兵衞

從渡邊內藏助糺悟槍法妙旨、始仕秀賴後仕河越侍從松平信綱、渡邊糺仕秀賴爲槍法師範、船津の門に清水新助繼其技術、稱船津流又內藏助流、

京僧流　　京僧安大夫

仕堀尾山城守忠晴有勇名、好槍法至妙旨、其門に鳥山榮菴得其宗、推曰京僧流、

一旨流　　松本理左衞門利直

始仕最上源五郎義俊後仕鳥居左京亮忠政、自壯年好槍術從牧久兵衞得妙祕、實伊東紀伊守佐忠七代也、彼來江戶大鳴、遊其門列侯諸士許多、稱一旨流、土岐山城守賴行傑出たり、

自得記流　　土岐山城守賴行

攝州高槻の城主也、長槍術從松本利直、日々新而遂悟其妙、潛稱自得記流、其臣上村小左衞門忠德繼賴行之傳、

木下流　　木下淡路守利當

二位法印家定の二男宮內少輔利房の子也、自幼好

分利流、後仕ニ池田輝政ニ大鳴、從遊の者多し、佐分利源五左衛門重賢、佐分利佐内重可各得ニ其宗ニ、末流多ニ諸州ニ、

○佐分利重賢の門に大庭勘助景包と云者傑出たり、後改ニ圓智ニ居ニ江都ニ、以ニ其術ニ大に鳴る、

本間流　本間勘解由左衛門

從ニ塚原卜傳ニ學ニ神道流槍術ニ得ニ其宗ニ、後居ニ越前ニ、其子次郎兵衛後呼ニ外記ニ繼ニ其傳ニ、門人許多、荒川彥太夫、久野勘右衛門等得ニ其宗ニ、末流在ニ諸州ニ、推而曰ニ本間流ニ、

離想流　石野傳一氏利

始號ニ一藏ニ又曰ニ彌平兵衛ニ、赤松則村入道圓心第十一代石野越中守氏滿の二男彌平兵衛正直子也、自ニ幼年ニ好ニ槍術ニ、遊ニ衣笠七兵衛、樫原五郎左衛門之門ニ而其得ニ宗ニ、後因ニ賴宣卿之命ニ從ニ水島言譽言之ニ學習有レ年、一旦惺然悟ニ其妙ニ、賴宣卿大稱揚可レ號ニ離想流ニ也、奉レ備ニ技術於大猷大君台覽ニ、元祿十丁丑年十一月十七日七十三歲而歿、其門若干、戶山五太夫、靑岡彌左衛門利之傑出たり、

神道流　飯篠若狹守盛近

傳ニ神道流槍術於長威入道ニ而得ニ其妙ニ、其子若狹守盛信、其子山城守守綱並繼ニ箕裘之藝ニ、守綱の門に穴澤雲齋傑出たり、其門に樫原五郎左衛門俊重得ニ其宗ニ、

樫原流　樫原五郎左衛門俊重

從ニ穴澤雲齋ニ得ニ其妙旨ニ、到ニ阿州ニ大鳴、從遊士多矣、後仕ニ紀州賴宣ニ、其門多、小谷角左衛門、同作左衛門、木川友之助正信、後市郎左衛門と云、各超レ倫英名高ニ日域ニ、世人推曰ニ樫原流ニ、

本心鏡智流　梅田木工丞治忠

江州甲賀の人也常居ニ江戶ニ、自ニ壯年ニ好ニ槍術ニ習ニ鍵槍於木川正信ニ修練日々新而遂得ニ其宗ニ、從遊士若干、潛稱ニ本心鏡智流ニ、其末流諸州頗多、元祿七甲戌年八月廿三日死、其門傑出たる者神波理助政利、後改ニ次

旅川流ト仕ニ酒井左衛門尉忠眞ト門遊之士多し、

無邊流　大内無邊

羽州の人也、自ニ壯年一好ニ槍術一刺穿得レ妙、潛號ニ無邊流ト、傳書に無邊祈ニ羽州横手郡仙北眞弓山神一蒙ニ靈夢一悟ニ神妙一也、上右衛門繼ニ其傳ト、其子淸右衛門繼ニ箕裘之藝一而爲ニ精妙ト遊ニ其門一者甚多し、椎名靫負之助得レ宗其術如レ神、

山本無邊流　山本無邊宗久

大内無邊之甥也、好ニ槍法一至ニ精妙ト其子佐久内得ニ其宗ト今稱ニ山本無邊流ト

建孝流　伊東紀伊守佐忠

奥州の人也、好ニ槍法一精ニ管槍ト（傳書管槍作ニ早槍ト）潛稱ニ建孝流一傳ニ之落合長門守康正ト高木刑部左衛門昌秀受ニ落合之傳一得ニ其妙ト小笠原内左衛門貞春從ニ昌秀一得ニ其宗ト大中ニ興其術ト後仕ニ前田利常一居ニ加州ト其門に葦谷治兵衛言眞、虎尾紋右衛門三岫、田邊八右衛門傑出、

虎尾流　虎尾紋右衛門三岫

從ニ小笠原貞春一得ニ精妙ト遂稱ニ虎尾流ト門人多し、水島言譽言之傑出たり、

田邊流　田邊八左衛門

仕ニ尾州義直卿ト從ニ小笠原貞春一得ニ建孝流妙旨ト後號ニ田邊流ト子孫相續在ニ尾州家ト

富田流　富田牛生

越前朝倉家の人也、悟ニ槍法の微妙一刺穿如レ神、門人若干、中根一雲、打身佐内、佐分利猪之助等各得ニ其宗ト

中根流　中根一雲

從ニ富田牛生一至ニ其宗一號ニ中根流ト諸州往々有ニ末流ト

打身流　打身佐内

就ニ富田牛生一槍術の妙旨を得、潛曰ニ打身流ト末流在ニ諸州ト

佐分利流　佐分利猪之助平重隆

或は藤原、從ニ富田牛生一悟ニ妙祕ト猶加ニ工夫一自號ニ佐

者多し、末流在ニ諸州一、

柳剛流　　岡田總右衞門奇良

東武の人也、始習ニ心形刀流一、後修ニ行諸州一而擊レ脚得レ妙、潛曰ニ柳剛流一、文政九戊年九月死、門人多し、

○槍術

鎌寶藏院流　　覺禪房法印胤榮

中御門氏、南都之僧徒而好ニ刀槍之術一、與ニ柳生但馬守宗嚴一共學ニ刀術於上泉伊勢守一、又有ニ大膳大夫盛忠者一、槍法達人也、留ニ盛忠寶藏院一學ニ槍法一、既熟矣、取レ履從ニ胤榮一者多、中村市右衞門尙政獨得ニ其宗一、胤榮曰、在ニ釋門一業ニ武事一者非ニ本意一、吾後嗣必不レ可レ學ニ武事一、不レ如レ無ニ武器一、故兵器若干以授ニ於中村一、寺中無ニ兵器一也、慶長十二丁未歲正月二日享年八十有七寂、

○後嗣權律師禪榮房胤舜得ニ槍術妙一、其門に下石平右衞門三政得ニ其宗一、

中村派　　中村市右衞門尙政

學ニ槍法於寶藏院胤榮一終至レ極レ妙、後仕ニ於越前家一、大猷大君尙政を被レ召ニ柳營一、尙政以ニ其術一奉レ備ニ台覽一凡三度、名溢ニ四海一、高田又兵衞吉次得レ宗、

高田派　　高田又兵衞吉次

從ニ中村尙政一得ニ槍法妙處一、後仕ニ小笠原右近將監忠政一、列侯諸士從ニ吉次一學ニ其術一者多し、大猷大君召ニ吉次於柳營一、吉次刺穿而備ニ台覽一、後赴ニ于紀州一大納言賴宣卿に拜謁、終而居ニ豐前小倉城下一、子孫相續在ニ小笠原家一、其門若干也、

下石派　　下石平右衞門三正

始號ニ山田瀨兵衞一、自ニ壯年一好ニ槍術一、赴ニ南都一從ニ寶藏院胤舜一學ニ鎌槍一得ニ其宗一、仕ニ侍從松平直矩一領ニ五百石一、後致仕居ニ武江一改ニ下石道二一、以ニ槍術一大鳴、於ニ播州赤穗城下一歿す、其門に森勘右衞門義豐、旅川彌右衞門政羽等傑出たりと云ふ、

旅川流　　旅川彌右衞門政羽

不レ知レ爲ニ何國人一、從ニ下石道二一三正一得ニ妙祕一、後號ニ

號ニ甲源一刀流ト、其子彦九郎義苗傳ニ其藝ヲ子孫繼ニ箕裘之業ヲ其末門に比留間與八傑出たり、

無滯體心流　　夏見族之助

下總佐倉の人也、好ニ刀術ヲ學ニ柳生新陰流ヲ究ニ其妙ヲ常に門人に示に以ニ無滯體心四字ヲ故推而曰ニ無滯體心流ト、

太平眞鏡流　　若名主計豐重

野州の產而享保年中の人也、始三郎次、後退隱して眞鏡齋、同國の隱士小林右門に學ニ柳生流の刀術ヲ欲レ究ニ其宗ヲ祈ニ同國太平山神ヲ悟ニ其奥旨ヲ故稱ニ太平眞鏡流ニ江戶に出で大に鳴、其門許多、

天然理心流　　近藤內藏助長裕

遠江の人也、好ニ刀術ヲ得ニ其妙ヲ號ニ天然理心流ト、其門に近藤三助方昌得ニ其宗ヲ方昌は武州八王子に住、其門許多、

神道一心流　　櫛淵彌兵衞宣根

東武の人也、習ニ父彌兵衞宣久天眞神道流ヲ後學ニ諸流ヲ悉く究ニ其妙旨ヲ遂號ニ神道一心流ト、文政二己卯年九月享年七十有三而歿、自ニ飯篠長威入道ヲ世々傳ニ其術ヲ、

鏡新明知流　　桃井八郎左衞門直由

安永年中の人也、仕ニ柳澤家ヲ後致仕、自レ幼好ニ武藝ヲ習ニ無流槍術、戶田流、一刀流、柳生流、堀內等之刀術ヲ無レ不レ究ニ奥祕ヲ亦修ニ行諸州ヲ而歸ニ東武ヲ號ニ鏡新明知流ト、其子春藏直一繼ニ其藝ヲ爲ニ精妙ヲ文政三庚辰年死、享年七十有一、

玉影流　　高木伊勢守守富

奉ニ仕文恭大君ヲ自ニ壯年ヲ好ニ刀術ヲ、一心流、一宮流、信心流、直心影流の五流の受ニ印可ヲ究ニ其奥旨ヲ稱ニ玉影流ヲ從遊の士多し、天保五甲午年歿、

鈴木派無念流、　　鈴木大學重明

仕ニ尾州家ヲ始號ニ斧八郎ヲ自レ幼好ニ刀術ヲ學ニ諸流ヲ後從ニ岡田十松ヲ得ニ其宗ヲ工夫而號ニ鈴木派ヲ天保二辛卯年六月二日死、葬ニ市ヶ谷宗泰院ヲ門人若干、得ニ其宗ヲ

亦四郎康吉云者得其妙、改無海流、

無眼流　　反町無格

安部攝津守家臣也、就三浦源右衞門政爲學刀術得妙旨、終號無眼流、門人多し、大束萬兵衞傑出たり、

大束流　　大束萬兵衞

不知何國人、從反町無格習無眼流刀術得其宗、後加工夫而潛號大束流、

小田應變流　　小田東太郎義久

讃岐守孝朝嫡流也、享保年中の人而居武江本所、世世繼其藝、義久最得其宗、臨機應變至其妙、自號小田應變流、

眞陰流　　天野傳七郎忠久

水戸家の人也、習眞野文左衞門と云者に愛洲陰流の刀術得妙旨、又達兵學軍禮、流名を改て號眞陰流、其門多、

神道無念流　　福井兵右衞門嘉平

野州の產而天明年中の人也、始號川上善太夫學田中權内一圓流刀術得其妙、後修行諸州到信州、祈飯綱權現遂悟奧旨、自號神道無念流、特り戸崎熊太郎輝芳得絕妙於東武大鳴、其門若干、岡田十松傑出たり、

無形流　　別所左兵衞範治

水戸家の人也、學田宮流拔刀河合瓢阿彌勝之得妙旨、後加工夫而號無形流、其門多し、佐藤忠之右衞門政俊、大橋五百衞門正業傑出たり、

弘流　　井鳥巨雲爲信

伊達家の人也、始號氏家八十郎、同藩樋口七郎右衞門入道不堪に學神道流刀術爲精妙、後致仕不仕二君、以其術大鳴、潛號弘流、其子五郎右衞門爲長繼其傳、門に比雲海翁大鳴、

甲源一刀流　　逸見多四郎義利

武州秩父郡の鄉士而逸見冠者十七代後裔也、學溝口派一刀流於櫻井五助長政受印可、其術最爲精妙、

上泉秀綱 藤原姓、伊勢守、從二松本二而究二妙旨一、門下之正統也、改二神陰一而稱二新陰流一と云、

小笠原長治 源姓、玄信齋、金左衛門尉、從二奥山公重一爲二精妙一、後入唐而得二妙術一、還改二神影之名一曰二眞新陰一、

神谷眞光 平姓、號二文左衛門尉一後號二傳心齋一、最英勇也、改二眞新陰流一神則心也、

高橋重治 源姓、號二渾正左衛門一號二直翁二一齋一、寛永元祿之間大鳴歟、流派多端而混二支流一、故以二直心正統流號一、

山田光德 藤原姓、平左衛門尉と號す、

三和流　　　伊藤道隨淸長

寛永年中の人也、始號二傳三郎一又改二十郎左衛門一、達二刀柔術一最爲二精妙一、仕二水戶家一後致仕號二道隨一、元祿十丁丑年九月九日死、享年七十歲、

心形刀流　　　伊庭是水軒光明

元祿年中の人也、神道流刀術を學二志賀重郎左衛門一得二妙旨一、志賀習二妻片鎌壽齋一後工夫而號二心形刀流一、子孫住二東武下谷一、傳二其藝一不レ墜二家聲一、其門多し、堀江友三獨傑出たり、子孫繼二其傳一、

無海流　　　無一坊海圓

正德年中の人也、始沙門たり、好二刀術一富田流神道流の極二奥旨一、工夫加て富田流無海派と號、其門に平山

抜刀
一宮流　　一宮左太夫照信

武田家之士屋惣藏麾下士而武功最多し、從二長野無樂齋一得二其妙一、至レ今稱二一宮流一、末流多し、

抜刀
一傳流　　丸目主水正

不レ知二何許の人一、自二壯年一好二刀法一達二拔刀妙旨一、臨機應變無下出二其右一者上、自稱二一傳流一、國家彌右衞門得二其宗一、彌右衞門以レ是傳二淺山內藏助一、其術爲二絕妙一、是則淺山一傳流と云、門に海野一郎右衞門尙久傑出たり、金田源兵衞正利從二尙久一得レ宗、門人若干、

抜刀
伯耆流　　片山伯耆守久安

好二刀術一悟二居合妙旨一、或時詣二阿太古社一而祈レ得二精妙一、其夜夢二貫字一覺後惺然而明悟、慶長年中以二其術一參內、被レ敍二任從五位下伯耆守一顯二芳名於四海一、後於二周防一卒、其子伯耆久勝傳二其藝一來二江戶一大鳴、後歸二周防一、諸州末流多し、久勝の門に成田又左衞門重成得二其宗一、門人傳二其術一、

克己流　　安丸仲右衞門之勝

不レ知レ爲二何國人一、延寶年中の人也、學二柳生新陰刀術一爲二精妙一、後自號二克己流一、其子仲右衞門之盛繼二箕裘之藝一、

直心影流　　山田平左衞門光德

元祿年中の人而號二一風齋一、從二高橋彈正左衞門重治一習二直心正繼流刀術一究二妙祕一、重治直心正統的傳之印狀を以附二屬于光德一、改二流名一號二直心影流一、其門最多也、三男長沼四郎左衞門國鄉自レ幼好二刀術一、從レ父習練有レ年、終悟二奧旨一居二東武西久保一大鳴、從遊士若干、末流多二諸州一、子孫繼二箕裘之藝一不レ墜二家聲一、

直心影流略系

前を略す

松本政元 ― 紀姓備前守、鹿島神流之元祖、住二于常陸國一、常祈二鹿島神宮一、一夜蒙二靈夢一得二一卷書一、（源九郎義經之書と云、）正是爲二神傳一之故曰二神陰流一、

又三郎傳二其藝一大有二美名一、

將監鞍馬流　　大野將監

天正年中人也、悟二刀術妙旨一號二鞍馬流一、今將監鞍馬流と云は是也、或人、有二小天狗鞍馬流と云一、此判官義經の傳也と云々、

愛洲陰流　　愛洲移香

不レ知レ爲二何許人一、（小傳には惟考に作る、）九州鵜戸岩屋に參籠して蒙二靈夢一兵法を自得す、濟に愛洲陰流と號、其子七郎繼二其傳一、小傳に上泉其傳を得たりと云、

願流　　松林左馬助

常州鹿島の人也、自二十四歲一好二劍術一、及レ長練習益精終得二其妙一、後仕二伊奈半十郎忠治一居二武州赤山一、濟稱二願流一、（流を作レ立、）後仕二伊達少將忠宗一、薙髮而號二蝙也一、子孫繼二遺跡一、

諏訪流　　方波見備前守

仕二北條氏康一、好二刀術一、諏訪流達人而實其技術爲二精妙一、

京流　　前原備前守

上州小幡家の人也、達二京流刀術一得二微妙一、又達二軍配一、京流は鬼一流也、

源流　　木曾庄九郎

房州里見家の人也、達二源流刀術一得二精妙一、

拔刀中興祖　　林崎甚助重信

奥州の人也、祈二林崎明神一悟二刀術精妙一、此人中興拔刀始祖、其技術神妙也、門に田宮平兵衛重正得二其宗一、

（拔刀）田宮流　　田宮平兵衛重正

關東の人也、好二刀術一學二東下野守元治一究二神明無想東流奥旨一、後又就二林崎重信一得二拔刀妙一、實盡レ變入レ神、後改二對馬一、其子對馬守長勝繼二其術一號二常圓一、奉二仕紀伊賴宣卿一、子孫傳二箕裘之藝一揚二芳名於千歲一、末流在二諸州一、從二重正一學二其術一者若干、特り長野無樂齋槿露、三輪源兵衛傑出たり、

○長野無樂齋槿露仕二井伊家一、九十有餘歲にして死、其門に一宮左太夫照信、上泉孫次郎義胤得二其宗一、

州白雲山神ニ悟二妙旨一潛號二東軍流一、甚祕無二知者一、五世孫川崎二郎太夫に至て得二其奇一、或曰有二東軍坊と云刀術達人一、鑰之助從レ之得レ宗、故號二東軍流一と云々、川崎二郎太夫居二東武本鄕一、門人許多、所レ謂東軍二郎太夫と云は是也、獨り高木甚左衞門入道虛齋得二其脈一、

○高木甚左衞門入道虛齋（始九助）奉レ仕二大猷大君嚴有大君一、參州之豪士九助廣正之後也、

自源流　　瀨戸口備前守

薩州の人而島津家臣也、自二壯年一好二刀術一得二精妙一、後同國伊王瀧に赴き逢二自源坊一而悟二妙旨一、故曰二自源流一、末流在二諸州一、

貫心流　　完戸司箭家俊

元龜年中の人而安藝國菊山城主也、好二刀術一得二妙旨一潛稱二貫心流一、其門豫州金子城主河野大內藏道照獨得二其秀一、末流多二諸州一、

二刀（政名流 二天流）　　宮本武藏政名

播州の人而赤松の庶流新免氏也、父號二新免無二齋一達二十手刀術一、政名思、十手非二常用之器一二刀常佩具、乃以二二刀一換二十手利一其術漸熟矣、十三歲時於二播州一與二有馬喜兵衞一爲二勝負一、十六歲にして於二但馬一與二秋山一爲二勝負一擊二殺之一、凡自二十三歲一爲二勝負一六十餘度、自號二日下開山神明宮本武藏政名流一、威名遍二四夷一、其譽在二口碑一、末流多二諸州一、正保二乙酉年五月九日於二肥後熊本城下一死、法名玄信二天、其門若干、青木城右衞門傑出たり、

二刀鐵人流　　青木城右衞門金家

從二宮本武藏一達二二刀一、後號二鐵人一顯二名於華夷一、末流今に存ず、或人の傳記に靑木休心居士秀直とあり、

吉岡流　　吉岡憲法

平安城の人也、達二刀術一、爲二室町家師範一謂二兵法所一、或人從二祇園藤次と云者一得二其妙旨一と云、又或鬼一法眼流而京八流末也、京八流は鬼一門人鞍馬の僧八人あり、謂二是京八流一也云々、吉岡與二宮本一爲二勝負一、共に達人にして未レ分二其甲乙一也、末流在二諸州一、其子

度の勝負に所レ用之一文刀也、遊二其門一士許多、龜井平右衛門忠雄傑出たり、

○龜井忠雄實得レ宗、忠也由レ之授二伊藤稱號并一文字刀一爲二一刀第四世一、忠雄奉レ仕二清揚大君、文昭大君一、元祿四辛未年五月一十二日享年九十有一而卒、子孫繼二其傳一溝口新五左衛門正勝、根來八九郎重明、間宮五郎兵衛久也等從二忠雄一得二其宗一、間宮久也仕二藝州一、子孫傳二其技一、

小野派　小野二郎右衛門忠明

或忠勝、小野忠明子也、習二刀術於父一至二絶妙一、奉レ仕二大猷大君一、世人推而曰二小野派一、寛文五己巳年十二月七日卒、代々繼二箕裘之藝一其名世人の知ところ也、門人若干、梶新左衛門正直傑出たり、

梶派　梶新左衛門正直

從二小野忠勝一得二其宗一、同遊の多士無下及二正直一者上、後益其術到二精妙一、奉二仕嚴有大君常憲大君一、天和元辛酉年十二月十八日卒、今曰二梶派一刀一、原田市左衛門利重得二其宗一、

天心獨名流　根來獨心齋

紀州の人也、號二八九郎一、從二伊藤平左衛門忠雄一究二奥旨一、修二行諸國一加二工夫一稱二天心獨名流一、天和二壬戌年八月十八日歿、年七十有八、其門に堀口亭山貞勝傑出たり、

涼天覺清流　堀口亭山貞勝

不レ知レ爲二何國人一、延寶年中人而初號二嘉內一、隨二根來重明一得二獨名流妙旨一、後號二涼天覺清流一、末流在二水戶家一と云、

念流　上坂半左衛門安久

始濟家の禪僧也、好二刀術一悟二精妙一、潛號二念流一、其門に中山角兵衛家吉得レ宗、其門に飯野加右衛門宗正傑出たり、修驗光明院行海從二宗正一繼レ傳、所レ謂奥山念流也、

東軍流　川崎鑰之助

不レ知レ謂二何國人一、或云越前の人也、甚好二刀術一祈二上

名高二日域一、

無明流　石田伊豆守

上野の人也、仕二北條氏康一、自二壯年一好二武術一祈二同國御太刀山不動尊一、常入二深山一擊二木石一而修二其術一、又山賤野武士を會て試二其藝一、終に刀棒鎗組究二奥旨一と云、稱二無明流一、末流多、

鐘捲流　鐘捲自齋

悟二富田流奥祕一、與二山崎長谷川一齊二其名一、世人謂二山崎長谷川鐘捲一爲二富田之三家一、自齋末流今諸州多、曰二鐘捲流一、

一刀流祖　伊藤一刀齋景久

伊豆の人也、從二鐘捲自齋一達二刀槍之術一爲二精妙一、後修二行諸國一究二極祕一、與二刀術者一爲二勝負一三十三度也、其技術神にして妙也、非二口訣之所一レ及也、不レ詳二其死處一、其門傑出たる者神子上典膳忠明、古藤田勘解由左衛門俊直等也、古藤田俊直仕二大垣戸田家一今子孫繼二其傳一、

一刀流　神子上典膳忠明

其先勢州の人也、仕二萬喜少弼一居二上總一、自二弱冠一好二刀槍之術一、伊藤景久來二上總一、典膳到二伊藤旅館一欲レ決二勝負一、諸して及二刺擊一無レ可レ當二一刀齋之術一、故列二門下一而學二其術一、後從二一刀齋一遊二諸州一、多年苦修終得二神妙一、一日師之命によりて相馬郡小金原邊に斬二同門善鬼と云者一、景久大賞レ之以二瓶割刀一授二典膳一曰、吾自レ今以後止二此術一可レ入二佛道一、汝者歸レ國而可レ顯二名於世一也云々、遂別而不レ知二其行處一也、後忠明來二武江一居二駿河臺一、遊二其門一者若干、此時江戸近村刀術者殺レ人籠二居民家一、小幡景憲爲二檢使一、忠明到二其邑一斬二刀術者一、始末達二東照宮之台聽一而被レ召二於幕下一賜二三百石一、改二小野二郎右衛門一處々有二武功一、其芳譽遍二海內一、

忠也派　伊藤典膳忠也

小野忠明子也、傳二其藝一大揚二家名一、父忠明賞二其精妙一授二伊藤稱號幷瓶割刀一、蓋瓶割刀伊藤景久三十三

留ニ上泉從學ニ刀槍之技ヲ遂得ニ精妙ヲ秀綱留ニ疋田於柳生ニ獨與ニ神後ト遊ニ他邦ニ後又來ニ柳生ニ授ニ與其奧祕ヲ且褒ニ宗嚴之技ヲ曰、宗嚴之刀術至ニ極妙ニ實可レ謂ニ新陰ト也、我不レ及ニ其術ニ云、授ニ誓書於宗嚴ニ後將軍義昭織田信長賜ニ書宗嚴ニ以被レ招レ之、故仕ニ信長ニ凡列侯諸士之遊ニ其門ニ者不レ遑レ算、後薙髮して居ニ柳生庄ニ關ヶ原役後由ニ東照宮台命ニ言ニ上刀術之事ヲ慶長十七壬子年八十歲而卒、子孫繼ニ箕裘之藝ヲ永相ニ續遺領ヲ代々不レ墜ニ其家聲ヲ嗚呼偉哉、但馬守宗嚴之子又右衞門尉宗矩後號ニ但馬守ニ其門多、木村助九郎、出淵平兵衞等傑出たり、

疋田陰流　疋田文五郎

從ニ上泉伊勢守ニ修ニ行諸州ヲ得ニ神妙ヲ以ニ其技ヲ謁ニ關白秀次ニ從遊之士許多、山田浮月齋、中井新八等得ニ其宗ヲ疋田は上泉の甥而號ニ小伯ト云々、至レ今曰ニ疋田陰流ト末流在ニ諸州ニ

心貫流　丸女藏人大夫

平安城の人而北面之士也、就ニ上泉伊勢守ニ達ニ刀槍之術ニ後移ニ西國ニ門弟甚多、改曰ニ心貫流ト末流多、奧山左衞門大夫得レ宗、

柳生流　柳生十兵衞三嚴

但馬守宗矩子也、悟ニ刀術妙旨ヲ其芳名在ニ世人口碑ニ

庄田流　庄田喜兵衞

柳生家人而達ニ新陰流刀術ニ後來ニ東武ニ以ニ其術ヲ發レ名、曰ニ庄田流ト後仕ニ榊原忠次ニ

小田流　小田讃岐守孝朝

應安年中の人而常州小田城主也、三州の人中條出羽守賴平學ニ刀術ヲ得ニ其妙ヲ後祈ニ同國盧男山日神ニ蒙ニ夢想神傳ヲ究ニ刀術奧旨ヲ稱ニ小田流ト嫡孫讃岐守治朝得ニ絕妙ヲ

神明無想東流　東下野守平元治

東國の人也、好ニ刀術ヲ究ニ妙祕ヲ祈ニ鹿島香取神宮ニ夢想得ニ神傳ヲと云、故號ニ神明無想東流ト門に田宮對馬重正得ニ其宗ヲ後又重正就ニ林崎甚助重信ニ學ニ拔刀ヲ其

流ニ又曰ニ天道流一、從遊之士若干、傑たる者多加谷修理大夫重繼、小松一卜齋、齋藤實子法玄等也、

○實子法玄の門に齋藤牛之助、人見熊之助等傑出たり、

中條流　中條兵庫助長秀

相州鎌倉の人也、地福寺の僧慈音と云者欲下授ニ中條一以中刀槍術上、中條甚喜從レ之而學有レ年、終得ニ奥旨一、其門には甲斐豐前守、大橋勘解由左衞門等傑出たり、

富田家祖　富田九郎右衞門

越前朝倉家の人也、學ニ刀術於大橋勘解由左衞門一而得ニ其宗一、其子治部左衞門繼ニ父之家業一、其子治部左衞門繼ニ其藝一仕ニ前由利家一稱ニ富田流一、

富田五郎左衞門の兄也、生ニ越前宇坂の莊一乘淨敎寺村一、由ニ眼病一讓ニ父の遺跡を弟治部左衞門一、永祿三庚申年五月往ニ濃州一、于レ時常州鹿島の人梅津と云者と比レ術勝レ之施ニ美名於天下一、感狀記に戸田清玄とあり、

富田流　富田越後守

始號ニ山崎六左衞門一、從ニ富田治部左衞門一得ニ其宗一、山崎祖者江州佐々木家の族也、移居ニ越前一、數代仕ニ朝倉家一後仕ニ前田利家一、治部衞門以ニ一女一嫁ニ之六左衞門一讓ニ富田稱號一、由ニ台德大君台命一言ニ上刺擊之事一、顯ニ名於四海一、

○山崎左近將監は六左衞門の弟也、達ニ富田流刀術一、後仕ニ前田利家一改ニ五左衞門一、有ニ三子一、長號ニ內匠一、二男號ニ小右衞門一、三男曰ニ二郎兵衞一、共達ニ富田流一、

一放流　富田一放

從ニ富田越後守一得ニ其宗一、入江一無繼ニ其傳一、今曰ニ一放流一、

長谷川流　長谷川宗喜

與ニ山崎一同ニ其名一、究ニ富田流奥旨一、以ニ其藝一謁ニ關白秀次一、今稱ニ長谷川流一、

新陰流　柳生但馬守宗嚴

和州柳生の人而菅原道實公後胤也、自ニ幼年一好ニ刀槍之術一、此時上泉秀綱、神後、疋田と與に至ニ柳生一、宗嚴

刀槍之術一得ニ精妙一、常祈ニ鹿島香取神宮一將レ顯ニ其技術於天下一、遂悟ニ絕妙一中興、刀槍始祖也、稱ニ天眞正傳神道流一、從遊士若干、傑出たる者諸國一羽、塚原土佐守、松本備前守政信等也、

一羽流　　諸岡一羽

居ニ於常州江戶崎一從ニ飯篠長威齋一得ニ精妙一、其門傑出たる者岩間小熊、土子土呂助、根岸兎角等也、一羽臥ニ病牀一、兎角捨レ師走ニ東武一、改號ニ微塵流一、岩間土子等惡ニ其不義一、岩間小熊來ニ江戶一兎角爲ニ勝負一、岩間既勝而芳名徧ニ海內一、文祿年中也、

神陰流　　上泉伊勢守秀綱

上州の人也、仕ニ長野信濃守一在ニ箕輪城一、武功最も盛也、甲陽軍鑑習ニ愛洲陰流刀槍一得ニ精妙一、加ニ工夫一潤ニ飾之一號ニ神陰流一とあり、傳記曰、從ニ松本備前守政元一學ニ鹿島神陰流奧旨一、後改而號ニ新陰流一と云、永祿六年長野家爲ニ信玄一滅亡、信玄招ニ上泉麾下一、辭而不レ仕、以遊ニ諸州一、其門若干、得ニ其宗一者多し、神後伊豆守、疋田文五郎、柳生但馬守、丸女藏人大夫、那河彌左衞門、塚原卜傳、奧山孫次郎等也、

卜傳流　　塚原卜傳

常州塚原の人也、父土佐守從ニ飯篠長威齋一達ニ刀槍之術一、兄新左衞門不幸にして早世、於レ此卜傳繼ニ兄傳脈一、修ニ行諸州一謁ニ上泉伊勢守一究ニ心要一、列侯諸士學ニ其術一者若干、傑出たる者勢州國司北畠具敎、松岡兵庫助等也、

○松岡兵庫助の門に甲頭刑部少輔、多田右馬助等傑出たり、

有馬流　　有馬大和守乾信

從ニ松本備前守政信一達ニ天眞正傳神道流之刀槍一有ニ武名一、後世指ニ此傳一謂ニ有馬流一、門に柏原篠兵衞盛重傑たり、

天流　天道流　　齋藤判官傳鬼

相州の人也、仕ニ北條氏康一號ニ金平一、自ニ壯年一好ニ刀槍之術一、參ニ籠于鶴岡八幡宮一、由三甞有ニ靈夢瑞一、潛稱ニ天

たり、後號二川齋吉久一、末流在二諸州一、推して曰二佐々木流一、

上田流

上田但馬守源重秀

從二細川左衞門佐康政一得二大坪之傳一、仕二富田信濃守信高一、子孫相二續其藝一不レ墜二家聲一、世人推て曰二上田流一、其門加藤勘助藤原重正傑出たり、

荒木流

荒木志摩守源元清

攝州の人而荒木攝津守村重の一族也、後改二安志一、習二馬術於齋藤好玄一得二其秀一、其子十左衞門元滿繼二箕裘之藝一大鳴レ世、爲二台德大君師一而芳譽徧二四海一、其子十左衞門元政繼二其傳一、世人推而曰二荒木流一、元滿の門原田權左衞門源種明得レ宗、近古達人也、元祿十六癸未年五月三日歿、

八條流始祖

八條近江守源房繁

東國の人也、得二馬術之神妙一、中興以來雖下達二馬術一者上未レ聞下如二房繁一者上、故今爲二之宗師一、八條六郎朝繁繼二其統一、氏家三河守高繼遊二朝繁之門一繼二其統一、君袋監物高胤受二其傳一、同出雲守隆胤傳二其藝一後赴二奧州一、其門多、篠原織部正清出二其衆一、八條房繁之門に長尾丹後守景家悟二八條流奧祕一、屋代玄蕃入道重高繼二景家之傳一、其子左近將監重俊繼二箕裘之藝一其名高し、

○八條兵部大輔房隆は近江守房繁之弟也、得二馬術精妙一、遊二其門一者若干、天文年中の人也、

・新當流

神尾織部

不レ知レ爲二何國人一、得二馬術神妙一號二新當流一、寛延年中水戶家之人大田原和泉守政通後號二大和守一、繼二四世正統一最爲二精妙一云、寶曆二壬申年二月十三日歿、歲六十有三、其子大和守師正繼二其傳一、

新八條流

關口八右衞門信重

元和年中の人也、得二八條流妙旨一加二工夫一而號二新八條流一、以二其術一仕二水戶威公一、其子六助信通繼二其業一、

○刀術

天眞正傳神道流

飯篠長威齋家直

下總國香取郡飯篠村の人也、號二山城守一、自二幼弱一好二

大和流　　森川總兵衛秀一

薙髮して稱ニ香山觀德軒一、自ニ弱冠一嗜ニ射術一究ニ流派の奥祕一、弓道の書を校正し稱ニ大和流一、其子彥左衛門信一繼ニ其傳一爲ニ精妙一と云、仕ニ有馬周防守一美人抄を著述す、

○馬術

大坪流始祖　　大坪式部大輔慶秀

上總の人也、或廣秀、始號ニ孫三郎一又曰ニ左京亮一、仕ニ將軍義滿及義持一善レ馭、薙髮而號ニ道禪一、亦能作ニ鞍鐙一、祈ニ鹿島神ニ夢中得ニ鞍鐙之曲尺一祕而不レ許レ人、授ニ曲尺畠山中務入道一、自レ古逹ニ馬術一者多、然ども如ニ道禪一者未レ聞レ之、可レ謂ニ古今獨歩一也、五月十八日歿、八十有四、遊ニ其門一者若干、傑出たる者村上加賀守永幸、三條殿、浦松殿、畠山宮內大輔、同中務少輔、同掃部介、細川左京大夫、朝日三郎左衛門、長次郎左衛門、能谷近江入道、同左京亮、圓明坊兼宗、齋藤備前守、同備後守、同八郎左衛門、須田新左衛門、井口次郎右衛門、土肥能登守、增井掃部介等至ニ絕妙一、

大坪流　　村上加賀守永幸

始曰ニ孫三郎一從ニ大坪道禪一練習有レ年、遂得ニ其宗一、後薙髮而號ニ德全一、二月晦日死、五十二歲從ニ德全一學レ馭者許多、傑出たる者遊佐河內入道、同孫左衛門、齋藤因幡守、同次郎左衛門、同式部丞、同備前守、忍定寺七郎左衛門、用瀨四郎左衛門、菱木三郎左衛門等得ニ其宗一、

大坪中興祖　　齋藤安藝守好玄

從ニ齋藤備前守芳連一繼ニ馬藝之傳脈一、芳連入道者得ニ村上永幸傳一、雖ニ大坪之支流多一皆以ニ好玄一爲ニ中興の祖一、或人能州能本城主也と云、門人若干、傑出たる者佐々木近江守源義賢、細川左衛門佐康政、荒木志摩守元清等也、

佐々木流　　佐々木右京大夫源義賢

彈正少弼定賴之子而代々相續而居ニ觀音寺城一、好ニ馬術一從ニ齋藤好玄一得ニ其宗一、中村孫兵衛善佐繼ニ義賢傳一爲ニ精妙一、遊ニ其門一者多し、大西木工助吉久獨傑出

―日置正次　彈正、剃髪して威德軒と稱し又瑠璃光坊と云、大和國に住す、依て大和流と稱す、又門人稱して日置流と云也、

―德大寺　逸見義胤より目錄印可を受、德大寺派と云、

―吉田眞重　介左衞門、出雲守と稱す、從五位下、剃髪して露滴と改む、

―宇喜田直家

―佐々木義隆　左京亮

―佐々木義重　兵庫義隆の子、宇喜田家旗下に屬す、

―熊谷直綱　太郎兵衞、攝津國大坂に住す、

―森川秀一　薙髪して香山と云、

吉田流　吉田介左衛門

武田流　始祖姓名闕

梶山蟠龍

小笠原流　始祖同上

小笠原源太夫

森川香山

大和流

畠山滿家　其先切て不レ見、

予或書を見て記レ之也、

太田持資　或資長、薙髮して號二道灌一、

逸見義胤　持資より弓法を學、又文明年中細川勝元に仕へ祕隱傳授也、

武田某　持資より印可相受世に武田流と稱、

以射術其名高天下、數代繼父祖志不墜家聲、嗚呼奇哉、

○片岡助十郎家清、平右衛門家延二男也、與兄家盛共盡心於射術、後爲吉田左近茂武之壻、又從吉田大藏茂氏勵精心終至絶妙發射名於諸州、學工夫者若干、世人稱之山科派、下河原平太夫一益者學家清傳於伴滿定悟其妙旨、貫革的中共に得之、諸派奥旨無不究盡得至精者耶、

日本流弓道略系

日本流 ― 敎訓曰、自家の射法を日本流と稱すること、我日本の流儀にして蠻夷の射儀に預らざれば也、元來神皇授受の號道なれば、始に復して日本流と號し又神道流尊流と稱せし事、其旨差わざるに近からん、猶秀一自記に詳也、

鹿島流 ― 古諸神射を嗜ざるはなし、中にも武甕槌命や勝れ給ひけん、昔時鹿島明神祠宮禰宜四郎某と云者神宮傳來の射道を相承して後世に傳へり、所謂鹿島流と云是也、實に今世射道流派の祖たり、

逸見流 ― 逸見清光は淺利與一義成が父也、射道を四郎某より傳來して代々家に名あり、世に逸見流と云は是なり、中葉に及て八幡流と云あり、近世絶て聞へず惜からずや、

熊谷一夢

日置流 ― 日置彈正

安松流 ― 安松左近

弓削流 ― 弓削彌六

竹林流 ― 吉田昌久

繼二婦家姓氏一改號二吉田一水軒印西一、其術至二精妙一、以二其術一奉レ拜二東照宮台德大君 大猷大君一、寛永十五戊寅年三月四日死、七十七歳、諸州其門多、世稱二之印西派一、山口軍兵衞、伊丹半左衞門等傑出たり、

竹林派　石堂竹林如成

始爲二眞言宗僧一、居二江州一號二竹林坊一、嘗聞二吉田一鷗入道之射傳一甚逼レ眞、後居二紀州高野山一又移二芳野一、後又因二中將忠吉卿命一來レ於二尾州淸須城下一、忠吉卿家臣等多以二竹林一師レ之、後於二尾州一死、有二二子一、兄曰二石堂新三郎一弟曰二石堂彌藏貞次一、貞次繼二箕裘之藝一、遊二其門一者多、至レ今末流在二諸州一稱二竹林派一、如成の門に淺岡平兵衞得二其宗一、尾州淸須人也、

大心派　田中大心秀次

從二吉田出雲守重高一而得二精妙一、居二安城一以二其藝一鳴、世稱二之大心派一、

壽德派　木村壽德

江州堅田の人に而猪飼氏也、學二射術於吉田出雲守重綱一爲二精妙一、末流多、世人稱二之壽派一、

道雪派　伴喜左衞門一安

從二吉田雪荷入道一得二射妙一、後改二道雪入道一、於レ門道雪獨得二其宗一、始居二丹後田邊一仕二細川玄旨一、其門獨關六藏一安傑出たり、至レ今末流多二諸國一、稱二道雪派一譽傳二千歳一、

○關六藏一安は先祖城州山科の人也、父を四手野井下野守と號す、一安始繼二須佐美山城守家一號二須佐美一、後又號二關氏一、自レ幼從二伴道雪一得レ妙、道雪以二一安一爲二養子一、後一安改二正次一、承應二壬辰年五月廿日歿、享年八十有二、

山科派　片岡平右衞門家次

城州山科里安祥寺の人也、從二出雲守重高入道露滴一學習年久、終得二其妙旨一、關白秀次自二山科一被レ召二射術者六人一、家次爲二其長一、元和元乙卯年四月十七日五十八歳而死、其子平右衞門家延傳二其藝一得二精妙一、門人若干、其子平右衞門家盛、其子 平右衞門家親代々

出雲派

吉田出雲守源重高

出雲守一鷗入道重政嫡子也、始號ニ助左衞門ト後號ニ露滴ト繼ニ箕裘藝ヲ、其門若干得レ宗者多、其男出雲守重綱始號ニ助左衞門ト後號ニ花翁ト又曰ニ道春ト繼ニ父祖藝ヲ無雙勁弓也、有ニ四男一女ノ、嫡子助左衞門豐隆、二男與右衞門、三男五兵衞、四男五左衞門、一女嫁ニ葛卷源八郎ニ、助右衞門豐隆傳ニ箕裘藝ヲ不レ墜ニ家聲ヲ、寛永年中仕ニ攝州大坂ニ改ニ同哉軒ト、嫡子助左衞門豐綱、二男助右衞門、三男三左衞門共達ニ射術ニ、嗚呼吉田家數代傳ニ弓術ヲ揚ニ家聲ヲ奇哉、

雪荷派

吉田六左衞門源重勝

出雲守重高弟也、達ニ射術ニ善材、至レ今稱ニ傑作ト、後號ニ雪荷ト、始居ニ丹後田邊ニ子孫在ニ藤堂家ニ、傳ニ射術ヲ不レ墜ニ家名ヲ、其名偏ニ日域ニ、其門森刑部直義、鳥居佐五右衞門勝正後號ニ一抱ト、共傳ニ妙旨ヲ、

左近右衞門派

吉田左近右衞門源業茂

出雲守重高三男而得ニ射術之神妙ヲ、仕ニ大納言菅原利家ニ、剃髮して號ニ木友ト、所謂左近右衞門派者業茂工夫也、嫡子左近右衞門茂武繼ニ其藝ヲ、而不レ恥ニ父祖ニ能辨ニ弓道善惡ヲ、二男平兵衞方本、三男大藏茂氏共不レ劣ニ父兄ニ精射たり、

大藏派

吉田大藏茂氏

左近右衞門業茂三男也、始仕ニ富田信高ニ後仕ニ前田利家ニ、日夜盡ニ志於射術ニ而得ニ精妙ヲ、射ニ於蓮華王院ニ七度、而六度爲ニ京一ト佳名傳ニ千載ニ、至レ今學ニ工夫ヲ者多、稱ニ大藏派ト、門に中川左平太重長、西尾小左衞門重長傑出たり、

○西尾小左衞門重長は奉レ仕ニ台德大君大猷大君ニ、從ニ吉田大藏茂氏ニ悟ニ其微妙ヲ、門に大庭運太夫景重、平澤助左衞門吉重傑出たり、大庭者仕ニ松浦家ニ、平澤者仕ニ關宿侍從久世廣之ニ、元祿五壬申年十二月廿六日死、

印西派

吉田源八郎源重氏

江州の人也、始號ニ葛卷源八郎ト、出雲守重綱以レ女嫁ニ源八郎ニ、後重綱有レ隙、於レ此學ニ射於左近右衞門業茂ニ、

越後流の學ニ兵法一究ニ其妙ヲ、民部少輔は駿河守之子也、寛安之子大膳某繼ニ其傳謙信三德流ヲ、正保四丁亥年八月廿日死、七十有一歲、

佐久間流　　佐久間立齋健

始稱ニ莊左衞門ヲ、自ニ弱年一學ニ諸家兵法ヲ、後布施源兵衞守之に隨究ニ山鹿流奥旨ヲ、享保年中仕ニ水戸成公ヲ、後良公の命によつて稱ニ佐久間流ヲ、門に中澤丈右衞門豐忠、戸祭主馬勝全傑出たり、

○射術

小笠原流　　小笠原信濃守源貞宗

新羅三郎義光後裔而信濃守宗長子也、代々傳ニ弓馬之藝ニ不レ墜ニ家名ヲ、後醍醐天皇御宇常參內調ニ馬於丹墀一射ニ試金門ヲ、勅して曰、天下弓馬の俊傑なる者貞宗有焉、使下貞宗爲中天下之師上云々、觀應元庚寅年八月廿五日卒、享年五十有七、法名泰山正宗、號ニ開禪寺ヲ、小笠原代々繼ニ弓馬之術一甲ニ天下ヲ、不ニ亦奇一乎、

日置流始祖　　日置彈正正次

大和の人也、好ニ弓術一得ニ其妙ヲ、吾邦弓術中興始祖也、自ニ往古一雖レ多下以ニ弓術一顯レ名者上、而不レ詳ニ其强弱審固持滿ヲ、正次獨得ニ其微妙ヲ、可レ謂レ傑ニ出於古今ヲ、正次遊ニ諸國ヲ、後赴ニ紀州高野山一而薙髮して號ニ瑠璃光坊威德ヲ、五十九歲にて死、得レ宗者針野加賀守、大塚安藝守、吉田上野介、日置右馬丞傑出たり、

○日置右馬丞從ニ彈正一得ニ其秀ヲ、門に淵上河內守傑出たり、其門に井關喜西定吉得ニ其宗ヲ、定吉傳記曰、日置右馬丞は永圭坊に習ふ、永圭坊は瑠璃光坊共云也、日置の苗字を右馬丞に授くと云々、

吉田家祖　　吉田上野介源重賢

江州佐々木家族也、始號ニ太郎左衞門ヲ、好ニ弓術一得ニ神妙ヲ、後從ニ日置彈正正次一得ニ其宗ヲ、後改ニ道寶ヲ、吉田家弓術の祖也、其子出雲守重政始號ニ助左衞門一繼ニ箕裘藝ヲ、射聲妙華夷稱レ之、改號ニ一鷗ヲ、弟吉田和泉守、吉田若狹守、松平民部少輔共得ニ射妙一不レ墜ニ家聲ヲ、佐々木左京大夫義賢に授ニ射道一貫ヲ、

房守氏長、小早川能久傑出たり、
○小早川式部能久は毛利元就之八男小早川秀包の三男也、自二幼年一好二兵書一就二小幡景憲一得二其宗一門に香西成資傑出たり、香西は讃州の人也、仕二黒田家一撰二兵術文稿一

北條流　　北條安房守平氏長

其先遠州の人而福島氏、代々屬二北條家麾下一改二北條一高二武名一父祖奉二仕東照宮一氏長慶長十四酉年生、奉二仕台德大君一被レ敍二従五位下一任二安房守一自レ幼好二兵書一從二小幡景憲一遂得二奥秘一列侯諸士遊二其門一者多し、推して稱二北條流一述二作師鑑抄、雄鑑抄、士鑑用法一寛文十庚戌年五月廿九日卒、享年六十有一、

山鹿流　　山鹿甚五左衛門義矩

從二北條氏長一得二兵法奥秘一義矩改而高祐仕二淺野釆女正長友一領二釆邑千石一後致仕居二赤穂城下一學二兵法一者若干、得レ宗者多し、後來二江戸一大鳴、撰二神武雄備集、武經全書一貞享十二乙丑年九月廿六日歿、稱二山鹿流一布施源兵衛守之傑出たり、仕二明石侍従松平信之一
△高祐之男藤助高之繼二父之傳一仕二松浦家一門人多云、

越後流　　澤崎主水

越後人也、習二兵法加治龍爪齋景明一最爲レ妙一承應元壬辰年來二東武一大鳴、門人許多也、△加治龍爪齋は越後加治城主加治遠江守景英之孫而對馬守景治之子也、遠江守景英は仕二不識院謙信一學二兵法宇佐美駿河守一得二奥旨一其子景治、其子景明繼二其傳一

氏隆流 上泉流　　岡本半助宣就

上州小幡家の人也、始仕二武田一後仕二井伊直孝一爲二重臣一習二小笠原家訓閲集於上泉常陸介秀胤一能達二軍配一名徧二華夷一△上泉秀胤父武藏守信綱の繼レ傳、信綱は學二小笠原宮内大輔氏隆一爲二精妙一云、世推稱二氏隆流一又曰二上泉流一

謙信三德流　　栗田因幡寛政

祖父刑部大輔寛安（刑部は善光寺永壽還俗の名と云）、宇佐美民部少輔に

刀術

正天狗流　　當流　　三義明致流

戸田流　　機迅流　　無外流

砲術

合武三島流　　求玄流

武術流祖錄

羽島耀清
江戸　池田豐直　同輯
青山敬直

○兵學

甲州流　　小幡勘兵衛景憲

甲州武田家の人也、曾祖父小畠日淨入道盛次、遠州の人而仕二武田信縄信虎一、其子孫十郎虎盛其子昌盛以二信玄の命一改二小幡一、其子勘兵衛景憲元龜元年九月朔日生、奉二仕東照宮一有二戰功一、大坂沒落天下歸レ一、後招二甲州先方士一問二兵法一補二甲陽軍鑑の闕文一、故世人尊レ之爲二甲州流の宗師一、又習二軍配於岡本宣就、赤澤太郎右衛門、益田秀成一悟二奧旨一、于レ時寛文三癸卯年二月廿五日卒、享年九十有二、遊二其門一者大率至二于二千一、述二作若干書一授二門人一、芳名不レ朽二千歲一、北條安

無眼流　大東流　小田應變流
眞陰流　神道無念流　無形流
甲源一刀流　無滯體心流　太平眞鏡流
天然理心流　神道一心流　鏡新明知流
玉影流　鈴木派無念流　柳剛流

槍術

鎌寶藏院流　中村派　高田派
下石派　旅川流　無邊流
山本無邊　建孝流　虎尾流
田邊流　富田流　中根流
打身流　佐分利流　本間流
離相流　神道流　樫原流
本心鏡智流　一中派　大島流
種田流　船津流 内藏助流　京僧流
一旨流　自得記流　木下流
穴澤流薙刀　先意流 正木流薙刀
小具足捕手

柔術

竹内流　堤寶山流　荒木流
夢相流　三浦流　福野流
制剛流　梶原流　關口流
澁川流　起倒流　揚心流
扱心流　灌心流　良移心當流
眞神道流　日本本傳三浦流　爲勢自得天眞流
爲我流　吉岡流

砲術

田付流　井上流　津田流
一火流　田布施流　稻富流
霞流　關流　西村流
一二齋流　岸和田流　荻野流
荻野流增補新術　武衛流　中島流
自得流　三木流　唯心流
長谷川流

拾遺

新撰武術流祖錄目次

◎兵學ノ目缺カ

凡例

一〇如レ此圈は弓馬劔槍拳砲等の諸術を別の印なり、

一△如レ此三角は諸術流派の始祖たる人のしるしなり、

一○如レ此小圈は一流の中一派の祖たる人のしるしなり、

一●如レ此黑圈は諸術流派の稱號見安からん爲のしるしなり、

一此書、余が見聞する處を直に記す故に、先後を以て嫡庶を論ずるに非ず、素より載たるを以て勝りとし、漏たるを以て劣りとするに非ず、唯記と不レ記とは余が聞見の淺少なるところなり、見る人此れを察よ、

明和四年丁亥春吉日

淡海　孤松亭塾藏

寛政二年庚戌二月

皇都寺町本能寺前
錢屋惣四郎

攝都心齋橋通唐物町南へ入東側
河内屋太助

合梓

日本中興武術系譜略終

氏業 同八郎左衛門、後號曾伯、奉仕于紀伊侯、賜采邑五百五十石

氏英 同萬右衛門

氏曉 同彌太郎、後改蟻樓

氏連 同八郎左衛門、繼箕裘之藝、奉仕于紀藩云

○澁川伴五郎 從關口氏業學柔術而得精妙、住于東都大鳴

弓場彈右衛門 受澁川之傳而得其宗矣

△武光柳風軒信重 東都人、柔術達人稱揚心流

波木居義明

●無三自現流

●荒木當流

●起倒流

○拳法

拳法祕書曰、今世所レ謂柔術是也、武備志是云レ拳、又曰二手搏一、

△陳元贇　明人、歸二化于本邦一而寓二於東都淺府國正寺一、福野磯目三浦三士從レ之學矣

福野七郎右衛門

磯目次郎左衛門

三浦與次右衛門

△信正　水早長左衛門、信正者不レ知レ爲二何國人一、剛強而有二萬夫不當之勇一、一日僧制剛者來而授二技術一云、稱二制剛流一

直景　梶原源左衛門、從二水早信正一學二柔術一而得二其宗一矣、後奉二仕于尾藩一云

政氏　里村隨心

諸氏　高橋隨悦

正重　和田十郎右衛門　後改二隨心一

△源氏心　關口八郎右衛門、後改二柔心一、其先駿州今川家族也、自二少年一學二刀槍及柔術一與得二其神妙一矣、初居二東都一大發二名於柔術一、後應二于紀伊侯召一赴二和歌山一、其末流遍二于諸州一、稱二關口流一

種田杢之助——朝光　淺香四郎左衛門、慶長年間人、稱二西村流一

△藤井河内守　鐵砲達人也、不レ解二其事跡一、末流在二于諸州一、稱二一二齋流一

△三木茂太夫　播州三木人、學二火術一達二棒火矢一矣、末流在二于諸州一、稱二三木流一

○根來ノ杉房　○河内ノ安見右近　○江州ノ百々内藏助

○小具足　捕縛

△久盛　竹内中務大夫、作州波賀村人、天文年間小具足之達人也、今謂二之竹内流腰廻一、末流在二于諸州一

久勝　同常陸助——某　同加賀助、稱二竹内流一

△荒木無人齋　捕縛之達人、稱二無人齋流一

△森九左衛門　捕縛之達人、當身得レ妙矣、奉二仕于紀伊侯一

△夏原八太夫　小具足之達人、稱二夢相流一——今川久太夫

武井徳左衛門——松田彦之進——鈴木彦左衛門

重勝　岡田助之丞、稱二一火流一、仕二于青山大膳亮幸能侯一

△源景澄　田付兵庫助、後改二宗鐵一、砲術達人也、其父美作守景定者江州神崎郡田付村之人而佐々木庶流也、景澄以二其術一奉二仕于東都一

景治　同兵庫助

方圓　同四郎兵衛

直平　同四郎兵衛稱二田付流一

△源正繼　井上外記、播州英賀城主井上九郎左衛門男也、自二幼年一學二砲術一而得二精妙一矣、遊二其門一者多、稱二井上流一

△忠宗　田布施源助、河內人、天文六年丁酉夏四月赴二於南蠻一而得二鐵砲奥旨一云

正重　酒井市之丞仕二于大垣戶田侯一

久重　山內太郎兵衛稱二田布施流一

△稻富伊賀入道一夢　丹後田邊人、初仕二于一色家一後仕二于肥後細川侯一、好修二砲術一遂得二神妙一矣、稱二稻富流一

△源忠次　西村丹後守、初稱二權之助一、不レ知レ爲二何國人一、或曰江州人也、得二鐵砲奥旨一而後於二禁廷一隔二十八間一七發而七中、蓋爲二中的一者四、中レ角者三、故被レ任二丹後守一、流二芳名於千歲一云

△豐臣利當 木下淡路守、備中足守侯、侯自幼學二槍術一精妙矣、刺穿如二神應一變無レ窮、故其芳譽徧二四海一、兒童走卒稱二其術一云、稱二木下流一

△藤原泰興 加藤出羽守、伊豫大洲侯、侯自レ幼馳レ馬試レ劔共得二其蘊一、且長二槍術一云

△阪口八郎右衛門 備前岡山侯臣素槍之達人

△岩佐彌五左衛門淸繩 刀槍之達人也

△宍澤主殿助盛秀 慶長年間之人薙刀達人也

○砲術

南浦集曰、天文十二年癸卯、南蠻國商船一艘來二于隅州種子島西村浦一、島司種子島時堯點二檢於船中一而得二鐵砲二挺一矣、於レ是命二于小臣笹川小四郎者一、從二于蠻人牟良叔舍、喜利志多孟太之二人一、使レ學二於砲術一、自レ是以來傳二于諸家一云、

△津田監物 紀州那賀郡小倉人、到二種子島一學二砲術一而究二其奧旨一、後天文十三年甲辰春發二於種子島一歸二紀州一、凡在島十餘年也、稱二津田流一

同自由齋　　奧彌兵衛

△藤原一火 泊兵部少輔、筑前人、天正年中赴二種子島一學二砲術一而究二其妙旨一、凡在島七年而歸矣

船津八郎兵衛 內藏助之門人許多、得二其宗一者三人、船津其一人也、後仕二于河越侍從松平侯一

清水新助 從二船津一而得二其宗一矣、稱二內藏助流或船津流一

△京僧安大夫 仕二于堀尾山城守忠晴侯一、有二勇名一、嘗學二槍術一而至二妙處一云

鳥山榮菴 稱二京僧流一

太田半五郎

瀨川獨立

△利直 松本理左衞門、奧州人、初仕二于最上侯一後仕二于出雲松平侯一、自二壯年一從二牧久兵衞一學二槍術一而得二其宗一矣、稱二一旨流一

同理左衞門恕久

同理介

○源賴行 土岐山城守、前攝州高槻侯、侯長二槍術一、松本利直敎二授其技術一、故日新而遂悟二其妙旨一矣、稱二自得紀流一

忠德 上村小左衞門、土岐侯臣也、得二其宗一云

源氏利　石野傳一、初稱一藏、後改彌平兵衛、自少年學槍術、遊衣笠墅原二子之門而得其宗、後從水島見譽學習有年、一旦惺然悟其妙矣、稱離相流

戸山五太夫　奉仕于紀藩

青岡彌左衛門利之　奉仕于紀藩

原田太右衛門　初衣笠七兵衛門人也、後從于水島見譽學槍術云

中村四郎右衛門　初大島雲平門人也、後從于水島見譽學槍術云

△吉綱　大島伴六、初仕于肥後加藤侯後奉仕于紀藩、以槍術大鳴

高賢　同雲平、後改草菴、稱大島流、繼箕裘之藝而得精妙矣、及其門者若干、末流在諸州

土屋瀧右衛門　後號以心

同雲五郎　後改大島氏在紀州

○正幸　種田平間　仕于東都

同市右衛門　仕于備前侯　種田流

△源紀　渡邊内藏助、宮内少輔登男也、自壯年學槍術而悟其妙、嘗爲豐臣家師範云

寶藏院胤清　覺舜房法印

三正　下石平右衞門、初稱山田瀬兵衞、仕于松平侍從直矩侯、領采邑五百石、後致仕而號道二

義豐　森勘右衞門、仕于松平侍從直矩侯、後致仕而住于東都

○政羽　旅川彌右衞門、仕于羽州庄内酒井侯

△佐忠　伊東紀伊守、奥州人、自壯年學槍法而得妙旨、且精于管槍云、稱建孝流

康正　落合長門守
　昌秀　高木刑部左衞門

貞春　小笠原内左衞門、從昌秀而得其宗矣、後仕于加賀侯、賜采邑千石云、

言眞　葦谷治兵衞
　牧久兵衞
　　利直　松本理左衞門

○田邊八左衞門　稱田邊流、奉仕于尾藩、賜邑八百石、子孫相續在尾州

三岫　虎尾紋右衞門　稱虎尾流
　言之　水島見譽　奉仕于紀藩

政利　神波理助、後改二聰太夫一、法名道看、仕二于信州高遠内藤侯一

△寶藏院胤榮　覺禪房法印、本姓中御門氏、南都之僧徒而學二於刀術上泉伊世守一、且學二于槍法成田大膳大夫盛忠一而與得二精妙一矣、稱二鎌寶藏院流一

興藏院某　日蓮宗僧徒、此僧常從二胤榮一學二于槍術一而得二妙旨一、後以二其術一傳二于鄉舜律師一云

尙政　中村市右衛門、仕二于越前參議忠昌卿一

吉次　高田又兵衛、後號二宗伯一仕二于豐前小倉侯一

同又兵衛　子孫在二于豐前小倉一

政綱　森平三清

盛連　河邊彌右衛門

某　不破慶賀、仕二于東都一

寶藏院胤舜　禎榮房權律師

同次郎兵衛 後改二外記一

荒川彦太夫

久野勘右衛門

△盛近 飯篠若狹守、學二神道流槍術於飯篠長威齋一而得二精妙一矣

○成信 同若狹守

盛綱 同山城守

穴澤雲齋

俊重 樫原五郎左衛門、到二阿州一以二槍術一大鳴、從遊之士多矣、後奉二仕于紀藩一、稱二樫原流一

小谷角左衛門

小谷作左衛門

正信 木川友之助、後改二市郎左衛門一

○藤原治忠 梅田杢之丞、法名勇山精功、江州甲賀人、常住二于東都一、稱二本心鏡智流一

大内上右衛門 ―― 大内清右衛門

椎名靱負助 ―― 小泉七左衛門吉久 號二休入一、寛文三年卒二于浪花一、稱二山本無邊流一

山本無邊齋宗久 大内無邊甥 ―― 同佐久内

△富田牛生 越前朝倉家人、悟二槍法微妙一、而剌穿如レ神、稱二富田流一

中根一雲 稱二中根流一

打身佐内 稱二打身流一

平重隆 佐分利猪之助、稱二佐分利流一、初仕二于富田信州侯一、後仕二于池田輝政卿一

重賢 同源五左衛門 ―― 重種 同平藏

重可 同佐助 ―― 景包 大庭勘介 號二圓智一

△本間勘解由左衛門 從二于塚原卜傳一、學二神道流槍術一而得二其宗一矣、後仕二于越前一稱二本間流一

△森戸三休隅太　信州人、精二刀槍術一、而及二其門一者七千餘人也

△波多野直好――同直榮

┃土岐次郎兵衞重次　稱二集成流一

△今川越前守　稱二今川流一――茂手木安左衞門　八世、奥州仙臺人

○河村道覺　江州大津人、達二于千葉流刀術一、

•鎌信流　海術流　•理極流　•高繩流

•成孝流　•七之宮流　•荒川流　•天羽流

•新當流　•山口夢想流　•四箴流　•天流棍法

○槍術

槍者大己貴命廣矛、中大兄皇子長槍之類也、上古之槍、◎矛後世謂二之槍一、中與戰國以來達二其術一者多矣、

△大內無邊　羽州人、自二壯年一學二槍術一、刺穿得レ妙矣、稱二無邊流一

國家彌右衛門 — 朝山内藏助

尙久 海野一郎右衛門 — 正利 金田源兵衛

能忠 日夏彌介從正利而得其宗矣、

△藤原久安 片山伯耆守、慶長年間人、從五位下、自壯年學刀術而夙悟拔刀術、他時謁阿太古社而祈得精妙、是夜夢貫字、覺而惺然而明悟云

久勝 同伯耆、稱心働流、初寓于周防吉川家、後到東都以刀術大鳴

大桑清右衛門 藝州淺野侯臣

重成 成田又左衛門 — 季重 石尾伊兵衛

是平 相原鄕左衛門 — 宗正 藍原源太左衛門

△土屋市兵衛 學刀術而得拔刀之妙矣、初住于越前、後移越後、奉仕于中將光長卿云 — 天野一學

重正 田宮平兵衛、關東人、後改對馬、稱田宮流、從林崎重信得拔刀之妙矣、實盡變入神云

長勝 同對馬守、號常圓、繼箕裘之術、初仕于池田輝政卿、後奉仕于紀藩、賜采邑八百石云

槿露 長野無爾齋、學刀術於田宮重正而得精妙矣、後仕于本藩

照信 一宮左太夫、稱一宮流、一流在諸州、武田家土屋宗藏麾下士也

義胤 上泉孫次郎

長家 同掃部、後改平兵衛

朝成 同三之助、後改常快

成常 同次郎右衛門 末流在諸州

清勝 齋木三右衛門 紀州人

△丸目主水正 稱一傳流、不知何許人、自壯年學刀術、得拔刀之妙旨矣

同忠左衛門　繼父遺領居于奥州云

△忠成　長澤主殿頭、常陸國津多和人、稱天下夢想天流

大森九右衛門――屋葺勝兵衛――尾崎權左衛門

望月勘兵衛――久保作十郎――村井五郎兵衛

△方波見備前守　北條氏康家臣、達諏訪流刀術云

△荒井治部少輔　元近江六角家人、後仕于北條家、達京流兵法云――横江彌八

△前原筑前守　上州小幡家人也、得刀術徽妙、且精軍配云

△山本勘助晴幸入道道鬼　參州牛久保之人也、究京流刀術、且精兵法、仕于武田家、晴幸事跡詳于甲陽軍鑑

△木曾庄九郎　房州里見家臣也、達源流刀術云

△重信　林崎甚介、奥州人、重信祈于奥州楯岡林崎明神、悟刀術精妙云、此人中興拔刀之始祖也

△瀬戸口備前守　薩州侯之臣、稱二自源流一、自二壯年一學二刀術一得二精妙一矣、後赴二于伊王瀧一、逢二自源房者一、悟二刀術妙旨一而潜號二自源流一云

　|末流在二于諸州一

△源政名　宮本武藏、播州赤松之庶流新免氏也、父號二新免無二齋一、達二于十手刀術一、政名思十手者非二常用之器一、二刀者此常佩之具、乃以二二刀一換二十手之利一、其術漸熟矣、凡自二十三歲一與二名刀術者一共試二其術一、無二一不一レ勝、蓋及二六十餘人一云、自號二日下開山神明宮本武藏政名流一、威名遍二四夷一、其譽在二口碑一

　|男
　|宮本伊織　子孫在二于豐前小倉侯太夫一

　|青木城右衛門　後號二鐵人一

△吉岡拳法　平安城人達二刀術一、而爲二室町家師範一、謂二兵法所一、或曰、吉岡者鬼一法眼之流而京八流之末也云

　|同傳七郎　稱二吉岡流一

　|同又三郎

△大野將監　天正年間之人、悟二刀術妙旨一矣、稱二鞍馬流一

△松林左馬助　常州鹿島之人、自二十有四歲一好二劔術一、及レ長練習益精、終得二其妙一矣、初仕二于伊奈忠治一、後仕二于仙臺侯一、賜二采邑千石一、

木村助九郎 奉仕于紀藩、賜采邑五百石

村田與三 奉仕于紀藩

出淵平兵衛 奉仕于越前侯

△安久 上坂半左衛門、一稱正法念流、未來記兵法
傳曰、初濟家禪僧也、學刀術、悟精妙矣、潛號念流云

家吉 中山角兵衛

宗正 飯野加右衛門

○光明院行海 稱奥川念流

△時盛 川崎鑰之助、越前之人、稱東軍流、自幼學刀術、且祈上州白雲山神、而悟其妙旨矣、潛號東軍流云、

川崎次郎 時盛、第五世

川崎次郎太夫 川崎次郎後昆也、奥州人、一稱東軍次郎太夫、仕于武州忍阿倍侯

衣斐丹石入道 美乃人、稱丹石流、得刀術之妙矣、潛號丹石流、或曰師東軍房者而得其宗云

飯沼牛齋

同太郎

堀隱岐守

高木甚左衛門 虎齋、初稱九助、參州人

- 柳生兵庫
- 柳生五郎右衛門 奉仕于尾藩、賜采邑五百石
- 宗次 村山作右衛門
  - 善勝 望月隼人正
    - 家善 久保作十郎
- 宗冬 從五位下、飛驒守 柳生侯
  - 宗永 備前守、柳生侯
  - 宗春 大膳
  - 宗有 從五位下、對馬守 柳生侯
- 三巖 柳生重兵衛
  - 跡部宮內
  - 渡邊久藏
  - 荒木又右衛門
- 友矩 柳生刑部大輔
- ○庄田喜左衛門 柳生家之人而究於新陰之奥祕、在于東都大鳴、稱庄田眞流

忠貫　井藤平四郎、稱二一刀流第五世一

清昌　復二于本姓龜井氏一

△藤原信綱　上泉伊勢守、上州人、仕二于箕輪城主長野信州一、學二愛州陰流刀槍之術一而得二精妙一矣、後加二工夫一而潤二飾之一、號二神陰流一、稱二神陰流一

神後伊豆守

　和田兵齋　授下自二上泉一所二相傳一之化羅上

　服部藤次兵衛　初居二平安一、後住二東武一

　土屋將監——渡邊七郎右衛門　仕二于秋田佐竹侯一

○藤原景忠　疋田文五郎

　山田浮月齋　稱二疋田陰流一

　中井新八郎　仕二于肥前唐津寺澤侯一

那河彌左衛門

○丸女藏人太夫　朝廷北面士、後隱二居于西岡一而弟子彌多

　奧山左衛門太夫　稱二心貫流一

△菅原宗巖　柳生但馬守、和州柳生人、自二少年一好二刀槍術一、此時上泉伊世守者來二柳生一、神後、疋田二子從レ之、宗巖謁二上泉一請レ學二其術一、上泉應諾以敎二其技一、而去後又來二柳生一授二與其奧祕一、且褒二其技一曰、宗巖刀術已至二極妙一、實可レ謂二新陰一也

宗矩——從五位下、但馬守、初稱二又右衛門一、贈四品、和州柳生侯、稱二柳生流一

忠也 伊藤典膳、受二傳於一文字瓶割刀一

忠常 小野次郎右衞門 稱二小野流一

忠於 同次郎右衞門

忠一 同助九郎

正直 梶新右衞門 稱二梶派一刀一

利重 原田市左衞門

忠雄 龜井平右衞門、紀州藤代人 後受二伊藤稱號一

重明 根來九八郎、仕二于二本松丹羽侯一

久也 間宮五郎兵衞、後改二高津市左衞門一

五郎兵衞 在二于藝州一

五平

正勝 溝口新五左衞門

信知 古屋次郎左衞門

正映 生田惠兵衞 仕二于郡山本多侯一

義見 古橋權太夫

重賢 有年直養齋 京師之人

忠景 井藤平助、早歿

○鐘捲自齋 名通宗、俗稱二外記一、稱二鐘捲流一

○富田一放

入江一無 稱二一放流一

○山崎兵左衛門 達二中條流之奥祕一矣、仕二于越前侯一

同小右衛門 後改二將監一

同兵左衛門 仕二于松平信庸侯一

△藤原景久 伊藤一刀齋、伊豆人、初從二鐘捲自齋一學二中條流刀槍術一、既而得二精妙一、且歷二行諸州一而與二名刀術者一共試二其術一、無二一不一レ勝、蓋及二三十三人一云、其技術神妙而非二口訣之所一レ及也、稱二一刀流一

忠明 勢州人、神子上典膳、後改二小野次郎右衛門一、奉二仕于東都一賜二於采邑三百石一

善鬼 於二于總州相馬郡小金原一殺死

俊直 古藤田勘解由左衛門、相州北條家之人

俊重 同仁右衛門

俊定 同彌兵衛 仕二于大垣戸田侯一

○正木太郎太夫利充 大垣侯臣也、從二于古藤田俊定一而窮二於一刀流劍槍術一、從二于香取時雄一而得二於先意流薙刀術一云

重能　江州京極庶流、日夏喜左衛門、奉仕于豊臣秀頼公

　能忠　同彌介　卒于丹州黒岡

△中條兵庫助　相州鎌倉之人、稱中條流、於日向國鵜戸岩屋、從于神僧慈音、而得刀槍術矣

甲斐豊前守

　大橋勘解由左衛門

○富田九郎右衛門　越前朝倉家人

　同五郎左衛門　號勢原

　同治部左衛門　稱富田流、仕于前田利家卿

富田越後守　初稱山崎六左衛門、繼於富田氏遺跡、仕于加賀侯、領於采邑一萬三千石

山崎左近將監　仕于前田利家卿、後改五郎右衛門

　同内匠

　同小右衛門

　同次郎兵衛

○長谷川宗喜　稱長谷川流

多田右馬助 ── 間宮所左衛門 奉仕于東都

永尾庄右衛門 奉仕于東都 ── 源政勝 榊原七衛門、奉仕于東都

忠郷 同忠右衛門、同上 ── 重興 中川左平太 奉仕于東都

野口織部

△齋藤判官傳鬼房 相州人、仕于北條家、初稱金平、稱天道流

法玄 實子 ── 齋藤牛之助

重繼 多賀谷修理大夫 常州下妻城主 ── 人見熊之助

小松一卜齋 ── 月岡一露齋

齋藤右兵衛 ── 正眞 加古利兵衛 ── 吉次 細野六左衛門

岩間小熊
土子土呂助—水谷八彌—家所伊右衛門
政信 松本備前守
○乾信 有馬大和守、稱二有馬流一
有馬豐前守 有馬流刀槍達人、奉二仕于紀伊侯一
彥八郎 嗣子
柏原篠兵衛 天正年間人
塚原新左衛門
○塚原卜傳 土佐之人、稱二卜傳流一、兼學二于野州上泉和守一云
北畠具敎卿 伊勢國司
塚原彥四郎 受二傳一之太刀於具敎卿一
松岡兵庫助
甲頭刑部少輔—木瀧治部少輔

高胤 君袋監物 ― 隆胤 同出雲守 移二于奥州一 ― 正清 篠原織部

平景家 長尾丹後守 ― 重高 屋代玄蕃入道

重俊 同左近將監 ― 重世 荒川長兵衛 ― 大井采女 羽州大山人、寛永年間ノ人

○刀術

夫刀術者始下於武甕槌命經津主命拔二十握劔一而倒植二於地一而踞二其鋒端一之神術上也、日本武尊傳二其神術一爲二三段位一、陸奥守源義家朝臣學レ之爲二五段位一、或常陸鹿島神人爲二其長一者七人、自レ古以二刀術一爲レ業至レ今、號二關東七流一云、

△家直 飯篠山城守、下總國香取郡飯篠村人、改號二長威齋一中興刀槍之祖也、稱二天眞正傳神道流一

塚原土佐守 常州塚原之人

諸岡一羽 住二于常州江戸崎一

○根岸兎角 住二于東都一以二刀術一大鳴、稱二微塵流一

重國 同丹波守
　重時 同吉之丞、仕于河州侯

藤原重盒 加藤勘介、奉仕于東都、賜采邑九百八十石

安重 同半平
　重昌 同吉之丞 稱上田流

重順 同丹右衛門 仕于柳澤侯

藤原元淸 荒木志摩守、攝州荒木村重之一族也
　元滿 同十左衛門

元政 同十左衛門 稱荒木流

種明 原田權左衛門、參州之人
　種茂 同七兵衛 法號養蓮

△源房繁 八條近江守、東國之人、傳於小笠原家之馬術而得精妙矣

房隆 房繁弟、八條兵部大輔 天文年間之人

朝繁 房繁男、同六郎 稱八條流
　高繼 氏家三河守

齋藤備前守
齋藤備後守
齋藤八郎左衛門
須田新左衛門
井口次郎左衛門
土肥能登守
增位掃部助

忍定寺七郎左衛門
用瀨四郎左衛門
菱木三郎左衛門

○好玄 齋藤安木守、能州熊本城主 後卒ニ于荒木元清家ニ云

○源義賢 佐々木左京大夫
善佐 中村孫兵衛

吉久 大西杢助號ニ仙齋ー 稱ニ佐々木流ー

康政 細川左衛門佐
○源重秀 上田但馬守、仕ニ于富田信州侯ー

馭法者本邦存レ自二往古一而爲二武事始一、故其法傳授在二于諸家一、而中失焉、今世學二馬術一者多以二小笠原大坪八條一爲二騎法之祖一云、

△慶秀 大坪式部大輔、號二道禪一、上總之人、初稱二孫三郎一、又名左京亮、奉二仕于足利將軍義滿公一

- 永幸 村上加賀守 號德全
- 畠山中務少輔
  - 伊勢氏
    - 遊佐河內入道
    - 遊佐孫左衞門
    - 齋藤因幡守
    - 齋藤次郎左衞門
    - 齋藤式部丞
    - 齋藤備前守 號芳蓮入道
    - 齋藤備後守
- 畠山宮內大輔
- 畠山掃部助
- 細川右京大夫
- 朝日三郎左衞門
- 長次郎左衞門
- 熊谷近江入道
- 熊谷左京亮
- 圓明房兼宗

秀次 田中大心、居于京師、稱大心派

方本 同平兵衛

同平助

同雅樂助

茂氏 同大藏、稱大藏派、初仕于富田信州侯、後仕于加州侯、賜采邑千石

某 吉田左馬助 茂氏子

景重 大庭軍太夫、仕于松浦侯

源重長 西尾小左衛門 稱大藏加賀傳

吉重 平澤助左衛門 仕于久世侯

家次 片岡平右衛門、法名道怡 城州山科之人

家延 同平右衛門 法名道慶

家盛 同平右衛門 法名道盛

家親 同平右衛門

家清 同助十郎、稱山科派、

滿定 伴治左衛門

一益 下河原平太夫

高山八右衛門

小川甚平 天正年間ノ人、堂射

木村伊兵衛 天正年間ノ人、堂射

今熊野猪之助 天正年間ノ人堂射

馬術

同與右衞門

同五兵衞

同五左衞門

某同助右衞門

豐方同三左衞門

重氏重綱婿、葛卷源八郞後號二吉田一水軒卯酉一

木村壽德江州堅田人、稱二壽德派一

黑田彌七

本鄕佐太夫

重信同久馬助、子孫在二于東都一

某同三右衞門

重好同平內

直政伊丹半左衞門

源重長中川左平太

某

山口軍兵衞仕二于越前侯忠直卿一

業茂重高三男、吉田左近右衞門、號二木反一、仕二于加州前田侯一

茂武同左近右衞門

茂成同小左近稱二左近派一

忠重 長室六左衛門
　茂則 星野勘左衛門

尾林與次右衛門
　順正 吉見臺右衛門
　　葛西園右衛門
　　和佐大八郎
　重久 苔口八右衛門

一安 伴喜左衛門、號道雪、稱二道雪派一
　正次 關六藏、初號二一安一
　白川仁兵衛
　青屋權七

直義 森刑部、仕二于備前侯一

往直 同刑部
　直平 同刑部

勝正 鳥居佐五右衛門、號二一泡一、仕二于內藤侯一

重綱 重高長子、吉田出雲守、號二花翁一、初稱二助左衛門一

豐隆 吉田助右衛門 號二同哉軒一
　豐綱 同助左衛門

△正次　日置彈正、大和之人、號₂入道道以₁、稱₂日置流₁弓術中興之祖也

源重賢　吉田家射道之祖也、吉田上野介號₂道寶₁、江州佐々木家族也、稱₂吉田流₁

重政　同出雲守、號₂一鷗₁、初稱₂助左衞門₁

吉田若狹守

吉田和泉守

松本民部少輔　住₂于大津松本₁

針野加賀守　住₂于江州伊吹山麓₁

大塚安藝守

日置右馬允　淵上河內守　定吉　井關喜西

源義賢　佐々木左京大夫、號₂拔調齋承禎₁、後號₂石堂竹林₁

重高　吉田出雲守、號₂露滴₁、初稱₂助左衞門₁

重勝　吉田六左衞門、號₂雪荷₁、住₂于丹後田邊₁

如成　石堂竹林房、住₂于尾州淸須₁

石堂新三郎

貞次　石堂彌藏、稱₂竹林流₁

一ノ宮隨波　淺岡平兵衞

△平景憲　小幡勘兵衛、法號無角道牛中興兵家之祖、稱二甲陽流一

平氏長　北條安房守、從五位下、稱二北條流一號二柏陽一、著二於師鑑抄雄鑑抄等書一

大江能久　小早川式部

成資　香西次郎右衛門、仕二于筑前黒田侯一、著二於兵術文稿三卷一

義矩　山鹿甚五左衛門、稱二山鹿流一、著二於神武雄備集武經全書等書一

正幸　篠俣喜兵衛、仕二于本藩一

順之　榎本牛右衛門

○岡本實貞入道　甲州北郡之人、達二兵法一

藤原貞則　堀金大夫、兼從二于實貞入道一而得二兵家奥祕一、且究二于刀鎗術一

△物茂卿　荻生宗右衛門、稱二荻生流一、名雙松、號二徂徠一、東都人、著二孫吳國字解鈐錄等書一

△昌弘　村井大浦、勢州之人、仕二于東都一、稱二神武流一、著二於武原錄百□十卷軍騎要略五卷一

●楠流・●謙信流・●義經流

○射術

夫射術始二於神代四弓一、以來精射者若干歷二□于演史一、中興日置正次得二精妙一大與二起之一、故大抵學レ射者無レ不レ倚二日置之射法一云、

─泰廣 岩室卜叶、傳騎法 ─ 盛世 中村隼人入道 ─ 盛名 同隼人 ─ 正次 根本治左衞門 稱二小笠原流一

─藤原信綱 上泉武藏守、上州人、傳二軍律一 ─ 秀胤 同常陸介

─滋野直光 大戶民部少輔 ─ 在原業親 長野出羽守、稱二上泉流一 ─ 藤原正長 一場平左衞門、寛文中卒二于東都一

─石上宣就 岡本半助、上州小幡家之人、達二軍配一、兼善二文華一、後仕二于本藩一

△源宗是 一宮隨巴齋、達二弓馬軍律一 ─ 延子 武藤松月齋 ─ 高賴 靑木五左衞門

△源宗長 小笠原播磨入道 ─ 浮從 小澤江鷗軒 ─ 源俊直 信州之人、逸見美作守 達二弓馬軍律一

─信直 同壹岐守 ─ 直治 同小左衞門、從二小池貞成一受二小笠原傳書一 ─ 蕃宥 鶴見善右衞門

△源直經 小笠原丹齋 達二弓馬諸禮一 ─ 源忠卿 榊原忠右衞門 兼達二於刀術一

○兵法

兵法蓋起二鹿島香取神兵一也、而其著明者如下神武帝平二不順一日本武尊征二東夷一神功皇后擊中三韓上是也、中興武田家軍法諸家無下出二其右一者上、後小幡景憲大興二起之一云、

- 貞朝 同修理大夫 ― 長棟 同大膳大夫 ― 長時 同大膳大夫、足利義輝公之師範
- ○貞慶 同右近大夫 信州深志侯
- ○興實 畑五郎左衞門 奥州會津人 ― 正辰 西田角左衞門 稱畑流 ― 正次 宇田勘兵衞、仕于若州酒井侯
- ○星野味菴 始稱掃部、稱味菴流 ― 慶方 河內茂左衞門、元祿中卒于東都
- ○貞成 小池甚之丞、稱小池流 ― 久也 齋藤三郎左衞門 ― 元成 水島傳左衞門
  - 盛政 安村茂兵衞 ― 政恒 相木小右衞門 傳軍律
- ○頼定 小笠原出雲守、號休菴、信州川中島人 ― 長政 同若狹守
  - 頼廣 折野彌次右衞門 傳軍律
- 藤原清正 加藤主計頭 ― 重則 長田三太夫 ― 勝家 木村八太夫 ― 政重 中尾藤兵衞
- △源氏隆 小笠原宮內大輔、從于小笠原武勇入道而繼其裘藝

日本中興武術系譜略

彥藩　志賀義言仲敬編輯

余習武之暇、本二于往年日夏氏所レ著干城小傳一、其餘採下錄存二於野史一或所上傳二聞於老翁武術精妙者一而集二成小冊子一、名曰二武術系譜略一、蓋東方昇平百有餘年文運盛也、自二王宮一至二于國都一莫レ不レ有二講武之師一、而無レ不レ有二習武之者一、則其支流餘裔之廣遠何盡二于此書一哉、況余淺陋薄劣而所二聞見一實可レ謂三十一存二於千百一矣、此擧唯武林之童子換二于竹馬之遊一而已、素不レ免二博洽君子之譏一云爾、

○書禮、弓馬、軍律

孝德帝御宇始定二禮儀一、禮儀蓋權二輿于此一也、中興足利將軍義滿公使下小笠原長秀、伊勢滿忠、今川氏賴等參二考諸家禮法一撰中三議一統十二卷上、自レ此以來小笠原家爲二諸禮祖一云、後醍醐帝御宇小笠原貞宗常參內而調二馬丹墀一、試二射於金門一、勅曰、天下弓馬之俊傑者貞宗有焉、使三貞宗爲二天下之師範一云、

△源貞宗（小笠原信乃守、號二開善寺一）―信元（武田伊豆守、一甲斐守）―政長（小笠原信乃守、足利尊氏公之師範）

―長基（同信乃守、足利義滿公之師範）―長秀（同修理大夫）―政康（同大膳大夫、足利義教之師範）

―持長（同大膳大夫）―清宗（同大膳大夫）―長朝（同民部大輔）

夫人之於物也、愛之則及其物之所及、故愛其色者及牧之蔑、愛其德者及舍之棠、且仁者之愛山、智者之愛水、以其似適其性也、況人之於人乎、日夏氏之翁性好武又業武、造次顚沛從事於斯道精業、廣其愛武也至矣、旣而其愛及武業之人、於此揭近世以來武業之人若干而作之傳、于道于器其名之著者歷々列序、至上世之人則其傳其書行于世、不復贅于此、至近世之人則可據者甚鮮矣、不啻敲其黨、寸紙尺帛必索之、口碑流說必繹之、正其是非審其眞僞、積年而成焉、其用心之勤自他人觀之則如有勞、自翁言之則所謂適其性者然也、嗚呼若干人何幸乎哉、就翁其名不朽、由是言之則翁是靑雲之士乎、一日翁請予作之後序、於是乎書、

正德甲午冬十二月　　橘直養跋

享保元年季冬之元日

茨木多左衛門
鵜鶘總四郎　版行

本朝武藝小傳終

年一好二刀槍及柔術一各得二其神妙一、始居二武州江戸一大發二名於柔術一、寔爲二精妙一、凡學二刀槍及柔術一者若干、其末流遍二于諸州一、始居二本多家一、後應二紀州大納言頼宣卿之召一赴二和歌山一、大猷大君欲レ見二其藝一被レ召二江戸一、于レ時大猷大君不例日厚、不レ能レ備二其技術於台覽一、嗚呼惜哉、後改二柔心一、有二三子一、伯號二八郎左衛門氏業一奉レ仕二頼宣卿一領二五百五十石一、仲號二萬右衛門氏英一、季號二彌太郎氏曉一後改二蟻櫻一、氏業後號二魯伯一、其子八郎左衛門氏連繼二箕裘之藝一奉レ仕二中納言吉宗卿一、凡柔心之柔術古今無二比レ之者一、其請身殆得レ妙、

近代澁川伴五郎といふ柔術の達人あり、是關口氏業の傳受を得たり、江戸に居して其名たかし、遊二其門一人多し、弓場彈右衛門といふ者得二其宗一といふ、

或人曰、弓馬刀槍の技術に遊び兵書を讀で能其職を勤る人は少し、岩佐彌五左衛門清純蓋其人乎、清純曾祖父を那兒耶伊豆守入道紹應と云、駿河今川の族也、甲州武田家に仕へて參州長篠にて戰死、其子吉助初て東照宮に奉仕、改て岩佐と號す、其子金左衛門吉勝台徳公に奉仕、有二二子一、兄曰二善兵衛吉武一、弟曰二彌五左衛門清純一、（初吉純）自レ幼弓馬刀槍の術に遊びて其職を盡し、又書を善くして螢雪の勤あり、有レ故豐前小倉に蟄居す、元祿年中依二公命一江戸に歸る、年既に八十に及ぶといへども、刀槍の技術をねる事、壯年の人も不レ可レ及、日々同志を集て刺擊して樂しめり、誠に其職分をつくす人にして近古の一人也、壯年にして文武の藝を不レ勤していたづらに光陰をおくる人、此翁の事を聞ば其ひたいに泚する事あらん、

本朝武藝小傳卷之十

拳

拳法祕書曰、今世に所レ謂柔術(やはら)是也、武備志に是を拳といふ、古是を手搏(しゆはく)と云、日本に始る事は、近世陳元贇と云もの我國に來り居て、江戸淺府(あさぶ)の國正寺に寓す、又浪人に福野七郎右衛門、礒目次郎左衛門、三浦與次右衛門といふものおなじく彼寺に寓居して衆寮に有しが、元贇かたりて、大明に人をとらふる術あり、我其術をしらずといへども能其技をみつると云、右三人の士、其術を聞、みづから其技を工夫し出して、後能其事に熟せり、凡柔のおこりは右三人より傳りて諸方にあまねし、此術の理は柔にして敵とあらそはず、しば〳〵勝ん事を求めず、虚靜を要とし物をとがめず、物にふれ動かず、事あれば沈で浮ばず、沈を感ずると云、凡調想を要とす、

○水早長左衛門信正

水早長左衛門信正者不レ知レ爲ニ何國人一、剛强而有ニ萬夫之勇一、一日制剛僧者來ニ水早之館一曰、當時當レ用ニ武勇一之節也、君雖レ精ニ武術一柔術不レ及レ吾、吾其授ニ技術一也、信正聞レ之大喜賞ニ制剛一學ニ其技術一、制剛悉傳ニ授之一曰、術既終、能修練則雖ニ萬夫一不レ能ニ相敵一也、告レ暇去、信正雖レ尋ニ其居處一不レ答、又不ニ再來一、後信正之術究レ妙、推曰ニ制剛流一、

○梶原源左衛門直景

梶原源左衛門直景者從ニ水早信正一得ニ其宗一達ニ柔術一、後奉レ仕ニ尾張大納言義直卿一以ニ其技術一鳴、里村隨心政氏遊ニ直景之門一爲ニ精妙一、高橋隨悅諸氏、和田十郎右衛門正重各從ニ政氏一得ニ其宗一、正重後改ニ隨心一、延寶八庚申年九月廿四日死、法名保心、

○關口八郎右衛門氏心

關口八郎右衛門源氏心者其祖駿河今川家族也、自ニ少

本朝武藝小傳卷之九

小具足捕縛

小具足捕縛者其傳來久也、專以二小具足一鳴レ世者竹内也、今謂二之腰廻一、

○竹内中務大夫

竹内中務大夫者作州津山城下波賀村人而小具足之達人也、今謂二之竹内流腰廻一、其末流在二諸州一、傳書曰、天文元壬辰年六月廿四日修驗者忽然而來二竹内之館一敎二捕縛五一而去、不レ知二其所一レ歸、竹内常祈二阿太古神一篤、憶彼修驗者阿太古之神乎、彌敬レ之信レ之云々、其子常陸助、其子加賀助、繼二箕裘藝一不レ墜二家名一、其名遍二日域一、

○荒木無人齋

荒木無人齋者不レ知レ謂二何國人一、亦不レ詳二其事跡一、捕縛之達人而其法猶存二于世一、曰二無人齋流一、

○森九左衞門

森九左衞門者捕縛之達人也、其當身得レ妙而神也、後奉レ仕二紀州賴宣卿一發二其名一、

○夏原八太夫

夏原八太夫者夢相流小具足達人也、今川久太夫繼二其傳一、武井德左衞門得二今川之傳一、松田彥進傳二武井之藝一、有二鈴木彥左衞門者一、從二松田一得二其宗一爲二精妙一、

也、豊臣秀吉公播州退治之時九郎左衛門戰死、此時正繼幼少也、成人之後屬二酒井阿波守忠世一、浪速戰場而得二首二級一、天下一統而奉レ仕二台徳大君一領二采邑千石一、正繼自二少年一好二砲術一爲二精妙一、遊二其門一者多、推曰二井上流一、正保三丙戌年九月十三日於二小栗長右衛門宅一斬二長坂丹波守、稻富喜太夫一死、其剛勇至レ今稱レ之、子孫猶相二續其藝一在二幕下一、

○田布施源助忠宗

田布施源助忠宗者河内人也、天文六丁酉年四月赴二於南蠻一而得二鐵砲奥旨一、有二酒井市之丞正重者一、從二忠宗一得レ宗仕二戸田左門氏鐵一、慶長年中於二伏見一奉レ備二技術於東照宮台覽一得二芳譽一、在二正重之門一者多、山内太郎兵衛久重得二其宗一爲二精妙一、末流在二諸州一曰二田布施流一、

○稻富伊賀入道一夢

稻富伊賀者丹後田邊人而仕二一色家一、後仕二細川越中守忠興一、好修二砲術一遂得二神妙一、慶長甲子亂後以二其藝一奉レ仕二東照宮一發二名於四海一、從二一夢一而遊二其藝一者若干、諸州其末流多、推曰二稻富流一、

○西村丹後守忠次

西村丹後守源忠次者始號二權之助一、不レ知レ爲二何國人一、得二鐵砲奥旨一、於二京師蓮臺野一放レ砲而的中多、人稱二其妙一、後於二禁庭一隔二十八間一七放而星中四、角中三、故被レ任二丹後守一、流二芳名於千歳一、有二種田木工助者一繼二其藝一、淺香四郎左衛門朝光從二種田一得二其宗一、推曰二西村流一、或曰、朝光者慶長年中人也、

○藤井河内守

藤井河内守者一二齋流鐵砲達人也、不レ詳二其事跡一、末流猶在二諸州一、

○三木茂太夫

三木茂太夫者播州三木人也、好二火術一達二棒火矢一、末流在二諸州一推曰二三木流一、

或書曰、鐵砲は根來の杉坊、河内の安見右近、江州の百内藏助など、下げ針を打ほどの達者也云々、

逗留して鐵砲を鍛錬するの術を學び得て歸り、其後畿內近國に廣り、又其後關東にも廣まりける、又其翌年日本の商人大明へ渡けるが、大風に逢て伊豆國に吹もどさる、其中に種子島の住人松下五郎三郎と云鐵砲技術習熟の者ありて關八州に傳へける、然れば則鐵砲の種子島より權輿せし事明也、

○津田監物

津田監物者紀州那賀郡小倉人也、好二砲術一、到二種子島一究二奥旨一、天文十三甲辰年三月十五日發二種子島一歸二紀州一、凡在島十餘年也、其子自由齋傳二其術一爲二精妙一、遊二自由齋之門一者若干、奥彌兵衛得二其宗一如レ神、末流在二諸州一曰二津田流一、

津田流傳書曰、津田監物は紀州南賀郡小倉の人也、好二鐵砲一種子島にいたる、島主小城正威津田が志を感じて衣食をおくりやしなふ、監物袂太郎といふ者につゐて鐵砲の奥旨を究む、天文十三年三月十五日種子島を發して紀州に歸り、津田流と號すと也、

○泊兵部少輔一火

泊兵部少輔藤原一火者筑前之武夫也、好二砲術一、天正年中赴二種子島一究二妙旨一、在島七年也、有二岡田助之丞重勝者一、得二一火傳一爲二精妙一、後仕二青山大膳亮幸能一、在二重勝之門一者若干、今猶曰二一火流一、

○田付兵庫助景澄

田付兵庫助源景澄者砲術達人也、其父美作守景定者江州神崎郡田付村之人而佐々木庶胤也、景澄以二其藝一奉レ仕二東照宮一、改二宗鐵一、其子兵庫助景治相二續其藝一、其子四郎兵衛方圓奉レ仕二大猷大君一、其子四郎兵衛直平繼二箕裘之藝一其名偏二於海內一、推曰二田付流一、

或人曰、田付宗鐵、稻富伊賀、安見隱岐三人を、其比鐵砲の名人と京田舍共に風聞し侍る、

○井上外記正繼

井上外記源正繼者播州英賀城主井上九郎左衛門子

本朝武藝小傳卷之八

砲術

南浦集曰、天文十二年癸卯のとし八月廿五日、大隅國の內種子島(州を去る事十八里、)の西村の小浦に異國の大船一艘漂着す、船客百餘人あり、其形類なく言語通せず、何國の人と云事をしらず、其中に大明の儒生一人居たり、五峯と名づく、此時西村の司に織部丞と云ものあり、頗文字をしれり、偶五峯に逢て筆談して南蠻の賈客なる事をしれり、同廿七日蕃船を導て赤尾木津に入しむ、島の司種子島時堯其船中を點檢し、禪僧忠首座と云ものをして筆談せしむ、賈胡の長二人ありて、一人は牟良叔舍と云、一人をば喜利志多孟太と云、手に二三尺ばかりある物を攜ふ、是則今の鐵砲也、時堯悅で價をかぎらず彼二の鐵砲を買取、又重譯をして其術を蠻人に習得たり、其藥の製法をば小臣笹川小四郎と云ものをして是を學ばしむ、此時に當て紀州根來寺の僧杉坊と云ものあり、千里を遠とせずして鐵砲を求む、時堯其懇望深きを感じ、津田監物と云ものをして鐵砲一挺を杉坊に送り、且妙藥の法と火を放の道をしらしむ、又時堯鐵砲匠數人をして其形の形像を見せしむ、日夜鍛錬して新に是を製せんとす、其形製は頗是に似たりといへども其底をふさぐ故をしらず、其翌年又蠻種の賈胡、種子島の內熊野浦に來る、其賈胡の中に幸に一人の鐵匠有、時堯天の授る所也と悅び、則金兵衞清定と云ふものをして其底をふさぐ法を習はしむ、漸時月を經て其卷てこれを藏る事をしる、こゝにおゐて新に數挺の鐵砲を製せり、其後臺と其飾とを加ふ、これよりして家臣の輩皆此器を所持しける、泉州堺の商人橋屋又三郎と云者、種子島に一兩年

土岐山城守源頼行者攝州高槻城主而長二槍術一、松本利直敎二授其技術一、頼行槍術日々新而遂悟二其妙一、潛稱二自得記流一、其臣上村小左衞門忠德繼二頼行之傳一、

○木下淡路守利當

木下淡路守豐臣利當者木下二位法印家定二男宮內少輔利房子也、自レ幼好二槍術一爲二精妙一、刺穿如レ神應レ變無レ窮、故其芳譽徧二四海一兒童走卒稱二其術一、故推曰二木下流一、寬文元辛巳年十二月廿九日卒、享年五十有九、

○加藤出羽守泰興

加藤出羽守藤原泰興者左近大夫貞泰嫡也、自レ幼馳レ馬試レ劔共得二其巧一、最長二槍術一、好成二放鷹之遊一、蓋講二武事一也、安而不レ忘レ危者乎、又以二餘力一學レ文、是故無レ長無レ少遇二事之精者一乃無レ不レ從二問之一、有二武事一者必有二文備一之謂乎、

熊澤氏曰、多勢立ならびて戰ふには、す鑓の長きがよし、且大わざの勝あり、船軍城乘にてかけひきの利をも得、太刀長刀に逢て往來のわざをなし、自由なるものは十文字なり、入身よきものは長刀かぎ鑓なり、近世上手の名を得たる人々には、木下淡州、加藤羽州、備前の家中坂口八郎右衞門、是等は皆二間計のす鑓を用たり、人により所に依て利あれば、何をよしともあしとも定むべからず、

○渡邊內藏助紀

渡邊內藏助源紀者宮內少輔登男也、奉レ仕二豊臣秀賴公一、自二壯年一好二槍術一悟二其妙一、甞爲二秀賴公師範一、元和元己卯年五月浪速城沒之時顯二勇名一而自殺、凡遊二紀之門一者許多、得二其宗一者三人、船津八郎兵衞其一人也、船津奉レ仕二秀賴公一、後仕二河越侍從松平信綱一、淸水新助從二船津一繼二其技術一、推曰二船津流一、或稱二內藏助流一、

○京僧安大夫

京僧安大夫者仕二堀尾山城守忠晴一有二勇名一、甞好二槍術一至二妙處一、鳥山榮庵得二其宗一如レ神、推曰二京僧流一、大田半五郎、瀨川獨立並得二鳥山之宗一、

或人曰、鳥山榮庵江戶より紀州へ赴きける時、駿府にて取籠者ありと騷動す、其者弓を持たりといふ、榮庵行かゝり、我仕留べしとて鎌槍を取て鳥山榮庵と名乘て其家に入る、取籠者矢を發る事二本、鳥山其矢を切て落し、終に其者を突殺すと也、榮庵紀州に至り賴宣卿に仕んと欲すれ共千石の采邑を不レ賜、故に藝州に赴く、淺野家士多く槍法を學ぶ、後又江戶に歸て死、

○宍澤主殿助盛秀

宍澤主殿助盛秀者薙刀達人而其術如レ神、修二行諸州一而後奉レ仕二秀賴公一敎二其術於秀賴公一、慶元兩年於二浪速一勵二戰功一終討死、其芳譽兒童稱レ之、

○松本理左衞門利直

松本理左衞門利直者藝州人、始仕二最上源五郎義俊一、後仕二鳥居左京亮忠政一、自二壯年一耽二槍術一從二牧久兵衞一得二其宗一、實伊東紀伊守佐忠七代也、後來二江戶一以二槍術一敎二授於列侯諸士一而大鳴、後仕二松江侍從松平直政一、潛稱二一旨流一、慶安四年被レ召二江戶一、于レ時大猷大君不例日厚、故不レ能レ備二於台覽一、嗚呼惜哉、其子恕久傳二箕裘之藝一居二江戶一、又次子理助能達二其術一顯二名於槍法一、

○土岐山城守賴行

有レ年、一旦惺然悟二其妙一、賴宣卿大稱揚曰、氏利槍術究レ極可レ謂二古今獨步一也、自レ今可レ號二離相流一也、慶安四辛卯年被レ召二於江戶一、三月廿一日於二柳營一奉レ備二技術於大猷大君台覽一、顯二譽於一時一、原田太右衞門爲二其合手一、享年三十有一、歸二紀州一門人益進、可レ謂レ盛也、元祿六丁丑年十一月十七日七十三歲而死、法名及霜一劍、戶山五太夫得二其宗一、居二紀州一奉レ仕二中納言吉宗卿一、有二青岡彌左衞門利之者一、其先濃州岩田人也、祖父曰二岩田助進一後呼二助右衞門一、奉レ仕二岐阜中納言秀信卿一、慶長五庚子年與二稻葉主膳、佐藤久左衞門、齋藤治部左衞門一共奉レ屬二秀信卿一赴二紀州高野山一、後移二居平安城一、其子七兵衞後改二道節一、奉レ仕二大納言賴宣卿一、娶二青岡彌左衞門女一生二利之於和歌山一、利之自レ幼遊二石野氏利之門一得二其宗一、延寶年中來二江都一以二其術一鳴、

或人曰、石野傳一始は一藏、後彌平兵衞と云、十四歲より樫原五郎左衞門にしたがふて鍵槍を習ふ、十六歲の時免狀を得て同學の輩を導、又衣笠七兵衞に就て直槍を學びて又其家を得たり、其比水島見譽言之と云槍術の達人あり、沼間兵右衞門と云人、見譽が槍術凡をはなるゝ由を賴宣卿へ被二申上一、依レ之紀州にて器用成者を選らんで見譽へ付らるべしとて、衣笠七兵衞弟子石野彌平兵衞、原田太右衞門、大島雲平弟子中村四郎左衞門を付らる、見譽はちか目にて組を敎るに、ぼたんの先に紙を付て遣見すると也、後賴宣卿紀州へめされて五十人扶持を賜ふ、石野彌平兵衞は益精心を碎て學習し、三年にして終に明悟す、賴宣卿大に賞美ありて離相流と名付られ、心の一を傳受し給ふとて彌平兵衞を傳一と改らると也、

○大島伴六吉綱

大島伴六吉綱者加藤肥後守淸正家人也、後仕二紀州賴宣卿一以二槍術一大鳴、其子雲平高賢繼二箕裘之藝一爲二精妙一、後改二草庵一、門人若干、其末流在二諸州一、推曰二大島流一、有二土屋龍右衞門者一從二高賢一得二其宗一、後改二以心一、其子雲五郎繼二箕裘之藝一改二大島一在二紀州一、又有二種田平間正幸者一、遊二高賢之門一爲二精妙一、居二江戶一大鳴、其子市右衞門繼二其傳一仕二松平備前守隆綱一、推曰二種田流一、

賀從二吉次一各得二其宗一、居二江戸一顯二名於槍術一、

○下石平右衞門三正

下石平右衞門三正者始號二山田瀨兵衞一、仕二侍從松平忠明一居二和州郡山城下一、三正自二壯年一好二槍法一赴二南都一從二寶藏院胤舜一學二鎌槍一得二其宗一、又嗜レ茶、後赴二奥州白川一致仕而仕二侍從松平直矩一領二五百石一、後又致仕居二武江一改二下石道二一、以二槍術一大鳴、後於二播州赤穗城下一死、有二森勘右衞門義豐者一從二下石三正一得二其宗一、始仕二侍從直矩一、後致仕居二江都一、又好二文書一工二和歌一、又旅川彌右衞門政羽者、與二義豐一同從二三正一得レ宗、仕二酒井左衞門佐忠眞一、

森義豐曰、下石道二南都に行て槍術を胤舜に學びし時、與藏院九十計にしていまだ氣力さかん也、是胤舜に槍術を傳へし僧也、

○伊東紀伊守佐忠

伊東紀伊守佐忠者奥州人也、好二槍法一精二管槍一、傳書管槍作二早槍一、濳稱二建孝流一、傳二之落合長門守康正一、高木刑部左衞門昌秀受二落合之傳一刺穿得レ妙、小笠原内左衞門貞春從二昌秀一得二其宗一如レ神、又芟レ繁補レ闕大中二興其術一、後仕二中納言前田利常卿一領二采邑千石一居二加州一、後於二相州箱根驛一死、從二小笠原一習二其術一者多、葦谷治兵衞言眞得二其宗一、又有二虎尾紋右衞門三岫一、田邊八左衞門者、從二貞春一力學有レ年、後從二言眞一得二其宗一、田邊以二砲術一奉レ仕二尾州義直卿一賜二采邑八百石一、子孫相續在二尾州一、今猶稱二虎尾流田邊流一、末流在二諸州一、又有二水島見譽言之者一、自二壯年一好二槍術一遊二小笠原貞春之門一、後從二虎尾三岫一得二其宗一爲二精妙一、後被レ召二於紀州一仕二大納言頼宣卿一、以二槍法一顯二名於華夷一、慶安四辛卯年六月廿日死、法名奪境見譽、

○石野傳一氏利

石野傳一源氏利者始號二一藏一、後改二彌平兵衞一、奉レ仕紀州頼宣卿一、石野彌平兵衞正直子也、正直者後中書王後胤赤松則村入道圓心第十一代石野越中守氏滿二男也、氏滿後號二和泉守一仕二加州利家卿一、氏利自二少年一好二槍術一遊二衣笠七兵衞樫原五郎左衞門之門一而各得二其宗一、後因二頼宣卿之命一從二水島見譽言之一學習

藏院之邊有二奥藏院者一、日蓮黨之僧也、此僧從二先師胤榮一爲二精妙一、故胤舜招レ之日夜勉習終至二其極一、可レ謂二槍法之入レ神者一也、慶安元戊子年正月十二日享年六十逝、覺舜房法印胤淸繼二胤舜之嗣法一又得二槍術之妙一、元祿十二己卯年四月四日逝、六十五歲、或曰、胤舜十六歲之時胤榮逝、按胤舜者天正十七年生、慶長十二年胤榮逝時十九歲乎、

山上秀澄曰、寶藏院胤榮は釋氏たれ共刀槍の技術に達せり、高觀流の直槍を修行者に習ひて後工夫を加て鎌槍となす、寶藏院流と稱する也、愚曰、山上が說を以て考れば、大膳大夫盛忠に高觀流の達人なるにや、山上氏は阿部正邦に仕へて刀槍の達人也、

森義豐曰、宍澤といふ長刀達人、寶藏院胤榮と仕相を望み思ふ故、南都に來りて寶藏院の奴となる、或時胤榮其氣色常人ならずと見て、潛に呼んで問ふ、宍澤實を以て答ふ、胤榮大さに驚、則ひいて座に請じ、其望に應じて勝負をなす、奥藏院と云僧側に居て是をみるとなり、愚曰、鎌槍は音になかりし、胤榮工夫よりできたりといふは非也、上代鎌槍と云者あり、後世これた鎌槍とよぶなり、

○中村市右衞門尙政

中村市右衞門尙政者學二槍法於寶藏院胤榮一終至レ極、後赴二越前一仕二參議忠昌卿一、大猷大君欲レ見二尙政之刺穿一被レ召二柳營一、尙政以二其術一奉レ備二台覽一凡三度、大猷大君殊被二褒賞一、故令名溢二四海一傳二譽於千歲一、可レ謂二槍法之英一乎、

○高田又兵衞吉次

高田又兵衞吉次者從二中村尙政一得二槍法妙術一、後仕二小笠原右近大夫忠政一、列侯諸士從二吉次一學二刺穿一者多、未レ有二如レ此之盛者一也、於レ此大猷大君召二吉次於柳營一、吉次刺穿而備二台覽一、營中群侯諸士大稱二其技術一、後爲二使价一赴二于紀州一、大納言賴宣卿甚好二槍術一、吉次既到二和歌山一、拜謁終而賴宣卿欲レ見二吉次之藝一、吉次固辭矣、賴宣卿頻乞、吉次不レ得レ已而與二賴宣卿近臣一鬪レ技而勝、賴宣卿甚有二褒賞一、後居二豐前小倉城下一、禪二家領於嫡子又兵衞一改二宗伯一、子孫相續而仕二小笠原家一、又森平三淸政綱、河邊彌右衞門盛連、不破慶

レ妙、其子若狹守盛信、其子山城守盛綱、並繼ニ箕裘之藝一、有ニ穴澤雲齋者一從ニ山城守盛綱一得ニ其宗一如レ神、樫原五郎左衞門俊重遊ニ穴澤雲齋之門一傑出、後俊重到ニ阿州一大鳴、從遊之士多矣、時阿州有ニ砲術達人一、其門人與ニ俊重之門人一有ニ爭論之事一、俊重不レ得レ已請ニ檢使一與ニ槍術者一以ニ眞槍一爲ニ勝負一、俊重以ニ鍵槍一突而殺レ之、我亦被レ疵加ニ療養一、了奔ニ紀州一蟄ニ居於高野山一、後紀州賴宣卿召ニ之於和歌山一、俊重應レ命奉レ仕ニ賴宣卿一、從遊之士多、超レ倫者小谷角左衞門、同作左衞門等也、俊重之英名偏ニ于海內一、世人推曰ニ樫原流一、

○梅田木工丞治忠

梅田木工丞藤原治忠者江州甲賀人而常居ニ江戶一、自ニ壯年一好ニ槍術一習ニ鍵槍於木川友之助正信一、正信者遊ニ樫原俊重之門一而得ニ其宗一、後呼ニ木川市郞左衞門一、治忠修練日々新而遂得ニ其妙一、於レ此從ニ梅田一習ニ其技一者若干、凡近世雖下以ニ砲術一多中鳴レ世者上、不レ有下如ニ治忠一盛者上也、後潛稱ニ本心鏡智流一、其末流諸州頗多、元祿七甲戌年八月廿三日死、法名勇山精功、有ニ神波理助政利者一從ニ治忠一得ニ其宗一、雖レ多下遊ニ治忠之門一者上以ニ政利一傑出、政利後改ニ次太夫一又呼ニ惣太夫一、仕ニ內藤駿河守清信一爲ニ信州高遠城代一、元祿十四辛巳年正月十五日享年六十有九而死、法名道看、

○寶藏院胤榮

寶藏院覺禪房法印胤榮者中御門氏、南都之僧徒、雖レ爲ニ釋門一而好ニ刀槍之術一、與ニ柳生但馬守宗嚴一共學ニ刀術於上泉伊勢守一、又有ニ大膳大夫盛忠者一槍法之達人也、修ニ行諸州一而來ニ南都一、胤榮留ニ盛忠於寶藏院一學ニ槍法一既熟矣、取レ履從ニ胤榮者一多、中村市右衞門尙政獨得ニ其宗一、胤榮在ニ釋門一而業ニ武事一者固非ニ本意一、吾後嗣必不レ可レ學ニ武事一、不レ如レ無ニ武器一、故兵器若干以授ニ於中村一、寺中無ニ兵器一也、後嗣權律師禪榮房胤舜十九歲之時、胤榮寂、于レ時慶長十二丁未年正月二日享年八十有七、胤舜想、吾此寺者非ニ釋氏遺經之故一、只先師胤榮槍術之故也、吾不レ可レ不レ繼ニ其槍術一也、寶

其子佐久内得二其宗一、今稱二山本無邊流一、

○富田牛生

富田牛生者越前朝倉家人也、悟二槍法微妙一刺穿如レ神、中根一雲、打身佐内、佐分利猪之助等就二富田一各得二其宗一、至レ今稱二中根流打身流佐分利流一、諸州往々有焉、

○佐分利猪之助重隆

佐分利猪之助重隆者（或藤原）、從二富田牛生一悟二富田流妙旨一、猶加二工夫一潛稱二佐分利流一、慶長五庚子年石田治部少輔三成謀叛之時、富田信濃守信高通二志於關東一籠二居於勢州津城一時、凶徒來而圍相攻急也、重隆在二城中一以レ槍震擊而大顯二勇功一、後仕二池田三左衛門尉輝政一大鳴、從遊者多、佐分利源五左衛門重賢、佐分利佐内重可各得二其宗一、佐分利平藏重種繼二重賢之傳一、其末流在二諸州一、（有二大庭勘助景包者一、從二佐分利重賢一得二其宗一、後改二圓智一、居二江都一以二其術一鳴、）

關ケ原記曰、富田信濃守關東より勢州津の城に歸り籠城す、此時上野城主分部左京亮政壽、松坂の城主古田兵部少輔信勝も富田と同く勢州に歸りけるが、要害あしきとて、富田と一所に津城に籠る、于レ時古田兵部少輔に相從士には、人見伊右衛門、林宗右衛門、加藤五平次、兒玉仁兵衛、津田左兵衛、生駒左内、建部淸大夫、小瀨四郎右衛門、片桐平兵衛、森次郎兵衛、飯沼助太郎、齋藤彌右衛門、佐分利九之丞、舍弟猪之助、此猪之助は浪人たりしが兄に從て籠城すと云々、

○本間勘解由左衛門

本間勘解由左衛門者從二塚原卜傳一學二神道流槍術一得二其宗一、後居二越前一、其子次郎兵衛後呼二外記一繼二箕裘之藝一、宍澤次郎八者薙刀達人來二越前一、次郎兵衛與レ之鬪レ技而勝、得二芳譽一、遊二其門一者若干、荒川彦太夫得二其宗一、又有二久野勘右衛門者一與二荒川一同從二本間一爲二精妙一、末流在二諸州一、推曰二本間流一、

○飯篠若狹守盛近

飯篠若狹守盛近者傳二神道流槍法於長威入道一而得

任從五位下伯耆守一、顯二芳名於四海一、後赴二周防一又移二藝州一、後於二周防一死、其子伯耆久勝繼二箕裘藝一居二吉川家一、後來二江戶一以二刀術一大鳴、後又歸二周防一、諸州其末流多、

三谷正直曰、伯耆守久安周防より藝州に來る、淺野家の士多く久安に從ふて其術をならふ、大桑淸右衞門と云人其一貫を得たりと、

○成田又左衞門重成

成田又左衞門重成者居二武江一從二片山久勝一而得二其宗一、石尾伊兵衞季重受二其傳一、相原鄕左衞門是平繼二其傳一、是平門人多、藍原源太左衞門宗正得二其宗一、

○土屋市兵衞

土屋市兵衞者好二刀術一得二拔刀之妙一、始居二越前一後移二越後一、仕二中將光長卿一、天野一學從二土屋一得レ宗、共奉レ仕二光長卿一、天野之藝習哉如レ神、

本朝武藝小傳卷之七

槍術

槍者大己貴命廣矛、中大兄皇子長槍之類也、上古之槍(ほこ)後世謂二之槍一、中興戰國以來達二其術一者多、流派益繁多也、

○大內無邊

大內無邊者羽州人也、自二壯年一好二槍術一刺穿得レ妙、潛號二無邊流一、傳書曰、無邊祈二羽州橫手郡仙北眞弓山神一蒙二靈夢一悟二神妙一也、大內上右衞門繼二其傳一、大內淸右衞門繼二箕裘之藝一而爲二精妙一、從二淸右衞門一遊二其門一者甚多、椎名靱負助得二其宗一如レ神、小泉七左衞門吉久入道休入居二椎名之門一得二其一貫一、寬文三癸卯年十月晦日死二於浪速一、

○山本無邊宗久

山本無邊齋宗久者大內無邊之甥也、好二槍法一如レ神、

卿ニ被レ召ニ江戸ニ、登營其術奉レ備ニ台覽ニ顯ニ其名於日域ニ、其子三之助朝成後號ニ常快ニ、其子次郎右衛門成常繼ニ箕裘之藝ニ奉レ仕ニ中納言吉宗卿、其末流在ニ諸州ニ、可レ謂下傳ニ芳名於千歲ニ者上乎、有ニ齋木三右衛門清勝者ニ、紀州人也、自ニ幼弱ニ從ニ田宮長家ニ練習有レ年、後從ニ朝成ニ終得ニ其宗ニ、延寶年中來ニ江都ニ以ニ其藝ニ鳴、

北條早雲記曰、勝吉長柄刀をさしはじめ、田宮平兵衛成政といふ者是を傳ふる、成政長柄刀をさし諸國兵法修行し、柄に八寸の德、みこしにさんぢうの利、其外神妙祕術を傳へしより以後、長柄刀を皆人さし給へり、然に成政が兵法第一の神妙奥義と云は、手に叶ひなばいかほども長きを用ひべし、勝事一寸ましと傳たり、

○長野無樂齋槿露

長野無樂齋槿露者學ニ刀術於田宮重正ニ而得ニ精妙ニ、後仕ニ井伊侍從ニ、九十有餘而死、

○一宮左大夫照信

一宮左大夫照信者、甲州武田家士屋惣藏麾下士而武功居多也、天正八庚辰年九月武田勝賴攻ニ上州膳城ニ之時、一宮與ニ脇又市ニ相共入ニ城戸ニ合レ槍震ニ武勇ニ、且學ニ刀術於長野無樂齋ニ得ニ其妙ニ、至レ今稱ニ一宮流ニ、末流在ニ諸州ニ、又有ニ上泉孫次郎義胤者ニ、與ニ一宮ニ共從ニ無樂齋ニ得ニ神妙ニ、

○丸目主水正

丸目主水正者不レ知ニ何許人ニ、自ニ壯年ニ好ニ刀術ニ達ニ拔刀之妙旨ニ、臨機應變無下出ニ其右ニ者上、潛稱ニ一傳流ニ、國家彌右衛門得ニ其傳ニ、國家以レ是傳ニ之朝山內藏助ニ、朝山以レ是傳ニ之海野一郎右衛門尙久ニ、尙久傳ニ之金田源兵衛正利ニ、正利門人若干、日夏彌助能忠者得ニ其宗ニ爲ニ精妙ニ、

○片山伯耆守久安

片山伯耆守藤原久安者好ニ刀術ニ悟ニ拔刀妙術ニ、或時詣ニ阿太古祉ニ而祈レ得ニ精妙ニ、是夜夢ニ貫字ニ、覺而後惺然而明悟、關白秀次公聞ニ其術之精妙ニ召ニ於營中ニ學ニ其藝ニ、慶長十五庚戌年仲呂八日以ニ其藝ニ參內、被レ敍ニ

方波見備前守者北條氏康臣而達ニ諏訪流刀術一、又有ニ荒井治部者一同北條家人也、京流達人而實爲ニ精妙一、

北條記曰、近江六角殿浪人荒井治部少輔、甘繩左衞門大夫家中にありしが、此人京流兵法の名人、又方波見備前は諏訪流の名人也、又荒井治部少輔猶子横江彌八は、奥州へ兵法修行にゆきて會津殿を弟子にとり、諸流と仕合して大に名を上たり、

○前原筑前守

前原筑前守者上州小幡家人也、得ニ刀術微妙一又精ニ軍配一、又山本勘助晴幸入道道鬼達ニ京流刀術一、京流者堀川鬼一法眼流也、晴幸事跡在ニ甲陽軍鑑一、

甲陽軍鑑曰、前原筑前を座敷の角におき、五六人扇をなげつくるに、二三間隔りて前原木刀かなにぞ手に持たらば、右の扇我身にあたらぬごとくきりおとし候、其上かうよりをなげしに、つばきをもつてつけて、さがりたるを、前原しないにていくつも切落候、殊更六十二間のかぶとを同しなひにて打くだきなど仕る、

○木曾庄九郎

木曾庄九郎者房州里見家人也、達ニ源流刀術一得ニ精妙一、

○林崎甚助重信

林崎甚助重信者奥州人也、祈ニ林崎明神一悟ニ刀術精妙一、此人中興拔刀之始祖也、

北條五代記曰、長柄刀のはじまる仔細は、明神老翁に現じ長づかの益あるを林崎勘助勝吉といふ人に傳へ給ふ、愚曰、勘助は甚助のあやまりならん歟、五代記には勝吉と有、傳書に重信と有、明神老翁に現じて傳へ給ふといふは、鹿島の神をいへるか、傳書には奥州楯岡の近邊に林崎明神と云神社あり、甚助此神を祈て妙旨を悟るとあり、

○田宮平兵衞重正

田宮平兵衞重正者關東人也、從ニ林崎重信一得ニ拔刀之妙一實盡レ變入レ神、後改ニ對馬一、其子對馬守長勝繼ニ箕裘之術一仕ニ池田三左衞門尉輝政一、後致仕改ニ常圓一、赴ニ紀州一奉レ仕ニ大納言頼宣卿一、領ニ采邑八百石一、其子掃部長家後改ニ平兵衞一、大猷大君欲レ見ニ田宮之藝一命ニ頼宣

今將監鞍馬流者是也、或曰、有ニ小天狗鞍馬流一、此判官義經之傳也、

神社考曰、世傳、源牛弱初名舍那王丸遁ニ平治之亂一入ニ鞍馬寺一、一日到ニ僧正谷一逢ニ異人一、（一云山伏、）異人敎ニ牛弱一以ニ劍術一且盟曰、我爲ニ舍那王之護神一、其後時時與ニ異人一遇ニ于僧正谷一、善習ニ其刺擊之法一、牛弱素好ニ輕捷一、至レ此益精、及ニ十五歲一往ニ奧州一、壽永元曆之際與ニ平氏一合戰其功居多、文治之始再遊ニ鞍馬山ニ不ニ復得レ見ニ異人一、牛弱卽源廷尉義經是也、

兵術文稿曰、源義經仕ニ鞍馬寺一之日、從ニ鬼一之門人鞍馬寺僧一而習ニ劍術於僧正谷一、是所下以欲ニ深密ニ而神上レ之也、世人不レ知而謂ニ牛若君師ニ天狗一也、

愚曰、小天狗鞍馬流は、義經僧正谷にて僧正といふ天狗に學び給ふ劍術と云は、其術を神にせんため也、俗説辨にも義經天狗に劍術を學びたる事、東鑑盛衰記義經記にもみへず、うたがふらくは義經世を憚りて潛に師を求め夜々劍術を學びたるかと云り、又怪を好人は、濃州秋葉山三尺坊と云天狗より傳へし劍術也といひ、或は上野國白雲山妙義法印と云天狗流也と云、北條五代記、根岸岩間仕相の條下に、根岸は常に魔法を行ひ天狗の變化と云、夜の臥所を見たる者なし、愛宕山太郎坊夜々來て兵法の祕術を傳ふると書たり、又瀨戶口備前が師匠には、自源坊と云天狗也と云、中興藝州完戶司箭と云人は、常に魔法を行ひ、愛宕山太郎坊のけんぞくとなる、愚想ふに、當世の武術、怪を好み異戒を尊む、古流はあしきとて、自流を建て其師をかくし、其法を偷て妄偽をなし、愚成人をあざむき、我自得は飯篠富田も不レ可レ及との、しり、邪智高慢胸中に充たるぞ、實に天狗流といふべし、

○松林左馬助

松林左馬助者常州鹿島人也、自ニ十有四歲一好ニ劍術一、及レ長練習益精終得ニ其妙一、後仕ニ伊奈半十郎忠治一居ニ武州赤山一、潛稱ニ願立一、（流作レ立、）于レ時仙臺少將伊達忠宗仄聞ニ松林之事一甚褒ニ美之一、告ニ伊奈氏一欲レ列ニ麾下一、伊奈氏應ニ其命一約以ニ三百石一、伊奈氏呼ニ松林一告レ之、松林不レ肯而曰、忠宗賜ニ千石采邑一則可ニ行而仕一、不レ然則居ニ君之館下一而可矣、伊奈氏雖レ强レ之而不レ從、故伊奈氏以レ實告ニ忠宗一、忠宗笑曰、我始知ニ其不レ可レ從也、祿隨ニ其所レ乞、於レ此松林赴ニ奧州一仕ニ忠宗一、後松林之刀術達ニ大猷大君台聽一、故命ニ忠宗一被レ召ニ於江戶一、以ニ刀術一奉レ備ニ台覽一、阿部道世入道爲ニ其相手一、後剃髮號ニ蝙也一、於ニ奧州一死、其子忠左衞門繼ニ其遺領一居ニ奧州一也矣、

○方波見備前守

かにかき付たる羽織を着、大木刀を携ふ、武藏楊弓のおれを以て立合て權之助を働かせずと也、

○青木城右衞門

青木城右衞門者學二刀術於宮本武藏一達二二刀一顯二名於華夷一後號二鐵人一、

○吉岡拳法

吉岡者平安城人也、達二刀術一爲二室町家師範一謂二兵法所一或曰、祇園藤次者得二刀術之妙一吉岡就レ之相二續其技術一也、或曰、吉岡者鬼一法眼流而京八流之末也、京八流者鬼一門人鞍馬僧八人矣、謂二之京八流一也云々、吉岡與二宮本一爲二勝負一共達人而未レ分二其勝負一也、其子吉岡又三郎傳二箕裘術一大有二美名一慶長十九甲寅年六月廿二日於二朝廷一有二猿樂興行一使三洛人許二見是興行一吉岡又在二其席一于レ時雜色者誤而當二杖於吉岡一吉岡怒而潛出二禁門一而携二刀於衣服之下一入而斬二殺雜色一故其席騷動、雜色等大勢欲レ殺二吉岡一吉岡不二敢騷一登二舞臺一吐レ息屏レ氣、及二雜色等群進一而飛下而斬レ之、又飛二登舞臺一如レ此者度々、雜色多殞レ命、後袴襴解散誤而跌仆、衆皆幸レ之斬殺矣、于レ時吉岡一族多雖レ在二其庭一不二敢騷一皆束レ手而見二其働一事終而京尹侍從板倉勝重感二吉岡一族之靜一而無二敢罪一レ之、又三郎之勇威可レ謂下施二譽于一時一流中勇名於千歲上矣、

駿府政事錄曰、慶長十九年六月廿九日今日從二京都一伊賀守注進申曰、今月廿二日禁裏御能、然處狼藉者乍レ立見物、警固之者制レ之門外追出、件者羽織之下竊拔レ刀匿レ脇、又入二御門一截二殺警固之者一則其者被レ殺二當座一御庭流レ血、故晴天俄曇雷雨云々、右之狼藉者云二建法一劍術者、京之町人也云々、

雍州府志曰、西洞院四條吉岡氏始染二黑茶色一故謂二吉岡染一倭俗每事如レ法行レ之稱二憲法一斯染家吉岡祖、每事如レ此、故世稱二憲法染一此人得二劍術一是稱二吉岡流一而行二于今一也、

○大野將監

大野將監者天正年中人也、悟二刀術妙旨一號二鞍馬流一

此石碑にレ今豊前小倉城下にありといふ、

中村守和曰、巖流宮本武藏と仕相の事、昔日老翁の物語を聞しは、既に其期日に及て貴賤見物のため舟島に渡海する事夥し、巖流も船場に至りて乘船す、巖流渡守に告て曰、今日の渡海甚し、いかなる事か在る、渡守曰、君不レ知や、今日は巖流と云兵法遣、宮本武藏と舟島にて仕相あり、此故に見物せんとて未明より渡海ひきもきらずと云、巖流が曰、吾其巖流也、渡守驚さゝやひて曰、君巖流たらば此船を他方につくべし、早く他州に去り給ふべし、君の術神のごとしといふ共宮本が黨甚だ多し、決して命を保ことあたはじ、巖流曰、汝が云ごとく、今日の仕相吾生んことを欲せず、然といへ共堅く仕相の事を約し、縦死とも約をたがふる事は勇士のせざる處也、吾必船島に死すべし、汝わが魂を祭て水をそゝぐべし、賤夫といへども其志を感ずとて、懐中より鼻紙袋を取出して渡守に與ふ、渡守涙を流して其豪勇を感ず、既にして舟船島につく、巖流舟より飛下り武藏を待、武藏も又爰に來りて終に刺撃に及ぶ、巖流精力を勵し電光のごとく稲妻のごとく術をふるふといへども、不幸にして命を舟島にとゞむと也、愚曰、中村守和は十郎右衞門と號して侍從松平忠榮に仕ふ、刀術及柔術に達せり、或人の説に、武藏巖流と仕相を約して舟島に赴時、武藏は棹のおれを船人に乞て、脇指を拔て持べき所をほそめ、船よりあがりて是を以て勝負をなす、巖流は物干ざほと名付し三尺餘の太刀を以て勝負をなしたりと、于レ今船島に巖流が墓あり、又武藏吉岡と仕相の事、武藏は柿手拭にて鉢巻す、吉岡は白手拭にて鉢巻したり、吉岡が太刀武藏がひたいに當る、武藏が太刀も又吉岡がひたひにあたるに、吉岡は白手拭故血はやくみえ、武藏は柿てのごひ故しばらくして血見ゆるとなり、又一説有、此時吉岡はいまだ前髪有て二十にたらず、武藏より先達て弟子一人召つれ、仕合の場に來たり、大木刀を杖につきて武藏を待、武藏は竹輿にて來たり、少しまへかどにて竹輿よりおり、袋に入たる二刀を出して袋にて拭ひ、左右に携へて出る、吉岡大木刀を以て武藏を打、武藏是を受るといへ共鉢巻きれて落たり、武藏しづんで拂木刀にて吉岡がきたる皮ばかまをきる、吉岡は武藏が鉢巻を切て落し、武藏は吉岡が袴を切る、何れも勝劣あるまじき達人と見物の耳目を驚かすと也、又或說には、武藏は二刀遣ひたれ共、仕合の時はいつも一刀にて二刀を用ず、吉岡と仕相の時も一刀なりと、想ふに正僞決しがたし、語り傳へは誤る事多しといへ共、闇にまかせて聊か記しぬ、

或人曰、宮本武藏播州に在し時、夢想權之助と云兵法遣尋來りて仕相をのぞむ、宮本折節楊弓細工して居たり、權之助は兵法天下一夢想權之助とせな

帷幄、而吉岡又七郎寄事兵術會于洛外下松邊、彼門生數百人以兵杖弓矢忽欲害之、武藏平日有知機之才、察非義之働竊謂吾門生云、爾等爲傍人速退、縱怨敵成成群隊、於吾視之如浮雲何恐之、有散衆敵似走狗之追猛獸、震威而歸、洛陽人僉感嘆之、勇勢知謀以一人敵萬人者實兵家之妙法也、先是吉岡代々爲公方師範有扶桑第一兵法術者之號、當于靈陽院義昭公時、召新免無二與吉岡令兵術決勝負、限以三度、吉岡一度雙利、新免兩度決勝、於此令新免無二賜日下無雙兵法術者之號、故武藏到洛陽與吉岡數度決勝負、遂吉岡兵法家泯絕矣、爰有兵術達人名巖流、與彼求雌雄、巖流云、以眞劔請決雌雄、武藏對曰、爾揮白刄而盡其妙、吾提木戟而顯此祕、堅結漆約、長門與豐前際海中有島謂船島、兩雄同時相會、巖流手三尺餘之白刄來、不顧命盡術、武藏以木刄之一擊殺之、電光猶遲、故俗改船島謂巖流島、凡從十三壯年迄兵術勝負六十餘場無一不勝、且定云、不打敵眉八字之間不取勝、每不違其約矣、自古決兵術雌雄人其算數不知幾千萬、雖然於夷洛向英雄豪傑前打殺人、今古不知其名、武藏屬一人耳、兵術威名遍四夷、其譽不絕、古老口所銘令人肝誠、奇哉妙哉、力量雄玄異于他、武藏常言、兵術手熟心得一毫無私、則恐於戰場領大軍又治國豈難矣、豐臣太閤嬖臣石田治部少輔謀叛之時、或於攝州大坂秀賴公兵亂時、武藏勇功佳名縱有海之口溪之舌寧說盡、簡略不記之、加旃無不通禮樂射御書數文、況小藝功業殆無爲而無不爲者歟、蓋大丈夫之一體也、於肥之後州卒、時自書於天仰實相圓滿之兵法逝去不絕字、以言爲遺像焉、故孝子立碑以傳不朽令後人見、嗚呼偉哉、

宮本伊織　立石

十六歳而於二但馬一與二秋山一爲二勝負一擊二殺之一、後於二平安城一與二吉岡一決二勝負一遂勝、後於二船島一擊二殺巖流一、凡自二十三歳一爲二勝負一六十有餘度、自號二日下開山神明宮本武藏政名流一、威名遍二四夷一其譽在二口碑一、至レ今末流在二諸州一、慶長年中關原役及浪速役有二勇名一、寛永年中肥前島原一揆屬二細川家一赴レ之、正保二乙酉年五月十九日於二肥後熊本城下一死、法名玄信二天、

宮本武藏墓志曰、兵法天下無雙播州赤松末流新免武藏玄信二天居士碑、正保二乙酉年五月十九日於二肥後國熊本一卒、于レ時承應三甲子年四月十九日孝子謹建焉、臨レ機應レ變者良將之達道也、講レ武習レ兵者軍旅之用事也、遊二於心文武之門一舞二於手兵術之場一而逞二名譽一人者其誰也、播州英賀赤松之末葉、新免後裔武藏玄信號二二天一、想夫天資曠達不レ拘二細行一、蓋其人乎、爲二二刀兵法之元祖一也、父新免號二無二一爲二十手家一、武藏受二家業一朝鑽暮研思惟考索、灼知下十手利倍二于一刀一甚以夥上矣、雖レ然十手非二常用器一、二刀是腰間之具、乃以二二刀一爲二十手之理一其德無レ違、故改二十手一爲二二刀之家一、誠舞劍之精選也、或飛二眞劍一或投二木戟一、北者走者不レ能二逃避一、其勢恰如レ發二强弩一百發百中、養由無レ踰二于斯一也、夫惟得二兵術於手一彰二勇功於身一、方年十三始到二播州一、新當流與二有馬喜兵衞者一進而決二雌雄一、忽得二勝利一、十六歳春到二但馬國一、有下大力量兵術人名二秋山一者上、又決二勝負一反レ掌之間打二殺其人一、芳聲滿レ街、後到二京師一、有二扶桑第一兵術吉岡者一、請レ決二雌雄一、彼家嗣清十郎於二洛外蓮臺野一爭二龍虎之威一、雖レ決二勝負一觸二木刄之一擊一吉岡倒二臥于眼前一而息絕、預依レ有二一擊之諾一輔二弼於命根一矣、彼門生等助二乘板上一去、藥治溫治而漸復、遂棄二兵術一薙髮畢、然後吉岡傳七郎又出二洛外一決二雌雄一、傳七袖二五尺餘木刄一來、武藏臨二其機一奪二彼木刄一擊レ之伏レ地、立所死、吉岡門生含レ寃密語曰、以二兵術一好非レ所レ可二敵對一、運二籌於

代實錄を見るに、上野國從六位下波己曾神に從五位下を授らるとあるは白雲山の神たるべし、

○川崎二郎太夫

川崎二郎太夫者川崎次郎後昆也、或曰、二郎太夫者奧州人也、傳ニ箕裘之術一、修ニ行諸州一而顯ニ芳名一、或時赴ニ上野熊谷一、與ニ劔術者一爲ニ勝負一而殺ニ其人一、彼門人同派之者欲レ報レ讐、二郎太夫潛出ニ熊谷鄕一而奔ニ他鄕一、數十人追レ之到ニ武州忍原一相遇、次郎太夫雖ニ奮擊相戰一、然敵多遂不レ能レ逃、且被ニ疵三所一、鄕人共出擒レ之、引而到ニ江戶決斷所一、然以ニ其無レ咎被ニ免許一、剃被レ稱ニ其術一、後仕ニ忍侍從阿部正秋一、致仕居ニ武州本鄕一、日聚ニ同志者一爲ニ刺擊一孜々不レ倦、以レ壽死、世所レ謂東軍二郎太夫者此也、雖ニ門人多一獨高木甚左衞門入道虛齋始九助、得ニ其脈一、高木者奉レ仕ニ大猷大君嚴有大君一、參州豪士九助廣正之後也、

○衣斐丹石入道

衣斐（いひ）丹石入道者美濃武夫也、得ニ刀術之妙一、潛號ニ丹石流一、或曰、丹石入道師ニ東軍坊一而得ニ其宗一、故傳書曰、天台山東軍流云々、飯沼牛齋從ニ丹石入道一得ニ其宗一、堀隱岐守從ニ飯沼太郎一得ニ其傳一、太郎者牛齋子也、其末流在ニ諸州一、一本曰、丹石入道宗譽居士云々、

○瀨戶口備前守

瀨戶口備前守者薩摩人島津家臣也、自ニ壯年一好ニ刀術一得ニ精妙一、後赴ニ伊王瀧一薩州地、逢ニ自源坊一而悟ニ妙旨一、故潛號ニ自源流一、末流在ニ諸州一、

自源流刀術者曰、瀨戶口備前刀術の妙旨をさとらんとて、伊王瀧に籠居する事三日三夜、于レ時自源坊と云天狗飛來て妙旨を授ると也、愚曰、自源坊は慈音胤榮の類ならん、天狗と云は實に附會の說なるべし、

○宮本武藏政名

宮本武藏政名者播州人、赤松庶流新免（にいみ）氏也、父號ニ新免無二齋一、達ニ十手刀術一、政名思（おもへらく）、十手者非ニ常用之器一、二刀者此常佩之具、乃以ニ二刀一換ニ十手之利一、其術漸熟矣、十三歲之時於ニ播州一與ニ有馬喜兵衞一爲ニ勝負一、

術、後仕尾州義直卿、子孫相續在尾州、領采邑五百石、

○柳生十兵衞三嚴

柳生十兵衞三嚴者宗矩子也、悟刀術至妙、其事在世人口碑、三嚴有二女、一女嫁跡部宮內、一女嫁渡邊久藏保、

○木村助九郎

木村助九郎者從但馬守宗矩達新陰流、後仕紀州賴宣卿領采邑五百石、始宗矩奉敎授刀術於大猷大君之時、助九郎每度奉候於御合手、後召諸州技術者之時、助九郎自紀州來奉拜大猷大君奉備技術於台覽、又有村田與三者、與木村同達刀術、後到紀州奉仕賴宣卿、

○出淵平兵衞

出淵平兵衞者得柳生宗矩之傳悟刀術之妙旨、後仕越前宰相忠昌卿、顯其名於刀槍、

○庄田喜左衞門

庄田喜左衞門者柳生家人而達新陰之奥祕、後來武江有名、以其術故世人推曰庄田流、後仕侍從榊原忠次、

○上坂半左衞門安久

上坂半左衞門安久者始濟家禪僧也、好刀術悟精妙、潛號念流、中山角兵衞家吉從安久得其宗、家吉門人若干、飯野加右衞門宗正傑出、修驗者光明院行海從宗正繼其傳、今所謂奥山念流也、

○川崎鑰之助

川崎鑰之助者不知謂何國人、或曰越前人也、未詳其來處、甚好刀術、祈上州白雲山神而悟其妙旨、潛號東軍流、甚祕而無知者、子孫雖爲授受未得其妙、至川崎二郎得其奇、二郎者自鑰之助五世孫也、或曰、有東軍坊者、刀術達人也、鑰之助從而得其宗、故號東軍流云々、今推稱天台山東軍僧正云々、

或人曰、今上州白雲山の神を波己曾神といふ、予今小祠あり、妙義坊を祭るは後世浮屠の所爲也、予三

位下一、貽二美子孫一、門生居多、鳴レ世者數輩多仕二諸州一、可レ謂レ盛也、吁此刀術者之鳳乎、其子飛驒守宗冬相二續父之業一、宗冬始號二主膳後矩一、寛文七丁未年始謁二大猷大君一、明暦二乙未年十二月二十七日敍二從五位下一、寛文八戊申年十二月二十六日加二倍二千石一、宗冬繼二箕裘藝一奉レ授二技術於嚴有大君淸揚大君常憲大君一、以二村田三左衞門（後改二源左衞門一、）奉レ爲二淸揚大君之御合手一、延寶三乙卯年九月二十九日享年六十有三而卒、私諡二決巖勝公一、對馬守宗有繼二其遺跡一、始宗有奉レ仕二大猷大君一爲二中奥御扈從一、寛文十庚戌年十二月二十八日賜二食祿四百俵一、後由二兄大膳宗春多病一而宗有爲二嫡子一、延寶三乙卯年十二月二十七日敍二從五位下一、宗有傳二父祖之藝一、奉レ授二技術於文昭大君一、以二柳生藤右衞門一奉レ爲二御合手一、後藤右衞門歸二柳生一、故更以二村田十郎右衞門久辰一奉レ爲二御合手一、村田後改二柳生一、元祿二己巳年四月十三日宗有卒、私諡二靈鋒宗劍一、備前守宗永相二續其遺領一、嗚呼代々傳二其技術一揚二家聲一奇哉、

○丸女藏人大夫

丸女藏人大夫者平安城人而朝廷北面之士也、從二上泉伊勢守一達二刀槍術一、後移二西國一而弟子甚多、奥山左衞門大夫爲レ最矣、後改二流技之稱一謂二心貫流一、末流今猶在、

○那河彌左衞門

那河彌左衞門者習二刀槍術於上泉伊勢守一悟レ妙、修二行畿內中國一而顯二名於刀術一、

○柳生五郎右衞門

柳生五郎右衞門者但馬守之子也、達二刀槍術一、後赴二伯州一欲レ仕二松平伯耆守忠一一、（本名中村、）居二橫田內膳村詮之館一、于レ時忠一有レ故誅二村詮一、村詮子主馬助擁レ兵籠二居於飯山城一、忠一發レ兵圍二攻之一、柳生五郎右衞門震二擊而發二勇威一、殺二數人一而死、忠一家臣藤井助兵衞得二其首一、

○柳生兵庫

柳生兵庫者但馬守宗巖子也、傳二父之藝一達二刀槍之技

授て去る、上泉常に此化羅を祕藏し身をはなさゞりしが、神後は第一の弟子故に授レ之、後神後兵齋が豪氣にして精妙を得るを賞して與レ之と也、三谷正直は藝州侍従淺野綱長に仕ふ、後に致仕して改て宮川印齋と云、刀術の達人也、

○疋田文五郎

疋田文五郎者従二上泉伊勢守一修二行諸州一得二神妙一關白秀次公召二疋田於營中一習二刀槍術一在二褒賞一凡従二疋田一遊二其門一者許多、山田浮月齋、中井新八傑出、中井新八仕二寺澤兵庫頭賢高一居二肥州唐津一以二其藝一鳴、或曰、疋田者上泉之甥也、始號二疋田小伯一至レ今號二疋田陰流一末流在二諸州一

○柳生但馬守宗巖

柳生但馬守宗巖者和州柳生人也、先祖數代相續居二柳生一也、菅原道眞公後胤也、父曰二因幡守重永一兄曰二美作守家巖一自二少年一好二刀槍術一此時上泉伊勢守來二柳生一神後伊豆守、疋田文五郎等従レ之、宗巖謁二上泉一請レ學二其術一上泉應諾以敎二其技一留二疋田於柳生一獨與二神後一遊二他邦一後又來二柳生一授二與其奥祕一且褒二宗巖之技一曰、宗巖之刀術至二極妙一實可レ謂二新陰一也、我不レ及二其術一授二誓書於宗巖一後將軍義昭公織田信長公賜二書於宗巖一以被レ招レ之、故遂仕二信長公一凡列侯諸士従二宗巖一遊二其藝一者不レ遑レ算、後薙髮而閑二居柳生庄一慶長五庚子年關原合戰以後由二東照宮之命一言二上刀術事一甚預二褒賞一顯二聲譽於華夷一同十七壬子年享年八十而卒、其嗣子又右衞門尉宗矩、文祿三甲午年始謁二東照宮一慶長五年上杉景勝謀叛之時、宗矩奉レ従二東照宮一到二野州小山一于レ時石田起レ亂、由レ是宗矩蒙二東照宮之命一急赴二和州一此時賜二書於父宗巖一於二上方一可レ勵二忠志一也、天下一統之時賜二舊柳生於宗矩一繼二箕裘藝一而爲二精妙一後敍二任従五位下但馬守一台德大君大猷大君賜二誓書於宗矩一故以奉レ敎二授之一後奉レ獻二印可書於大猷大君一于レ時賜二正宗之脇刺一又時渡二御於宗矩之館一恩幸不レ少、正保三丙戌年三月二十六日享年七十有五卒、奏二之朝廷一被レ贈二従四

將監後赴ニ奥州一、不ㇾ知ニ終處一、佐竹家臣渡邊七郎右衞門者繼ニ其傳一、

神後伊豆守傳書說曰、往昔平清盛公劒術を好て妙を得給ふ、鞍馬僧其技を習ふ、後判官義經鞍馬寺に在りける時、件の僧に從て其技術を學びて傳書を得給ふ、後義經其傳書を下鴨社に奉納す、中興上泉伊勢守諸國を修行し京師に至り、下鴨社に參籠し靈夢を蒙り義經奉納の傳書を得たり、於ㇾ此上泉其神慮を仰て神陰流と號すと也、愚曰、鞍馬僧堀川鬼一に從て刀術を學、後判官義經鞍馬寺に在りし時、其術を習ふと云事は古傳に見へたり、上泉諸州を修行する事長野信濃守滅亡の後也、甲陽軍鑑の說を以て考るに、信玄上泉を麾下に列せんとのたまふ、上泉が云、我あいすかげ流と云兵法を學び工夫を加へて新陰流と致し候、因ㇾ之諸州を修行いたし度と申て、仕を辭して諸國を修行すとあれば、既に修行せざる前に新陰の名あり、下賀茂の靈夢に依て新陰とするといふは覺束なし、想ふに上泉下賀茂の靈夢に依て新陰を神陰と改る歟、

三谷正直曰、上泉伊勢守諸州修行の時、鄉人民家を圍て騷動の所へ行かゝれり、其故を問ふ、咎人有わらんべを捕て質とす、鄉人等圍といへ共いかんともする事あたはず、童子の父母かなしむと云、上泉聞て曰、我其わらんべをとるべし、路をすぐる僧を招て曰、咎人童子を捕て質とす、今我謀あり、是をとるべし、我髮をそりて法衣を借せ、僧諾して髮を薙で法衣をぬぎ上泉に與ふ、上泉則着し、拳飯をふところに入れて其家に入、咎人是を見て曰、必我にちかづくべからず、上泉が曰、其質としてとらゆるわらんべ飢に及べし、故ににぎり食を持來る、若暫くゆるめてあたへられば僧が多幸也、夫僧は慈悲を以て行とす、見聞するに忍びずとて、懷中より拳飯を出してなげあたへ、又拳飯を出して曰、君も又飢給ふべし、是を食して勞をやすめ給ふべし、君必我を疑ひ給ふ事なかれとて又なげあたふ、咎人手を伸てとらんとするを、飛掛て其手を取て引倒し、其童子を奪て出る、鄉人等終に咎人を殺す、上泉法衣をぬひで僧に返す、僧甚賞美して曰、君は誠に豪傑也、我僧たれども其勇剛を感ず、實に劒及上の一句を悟る人なりとて、化羅を上泉に

本朝武藝小傳卷之六

刀術

○上泉伊勢守

上泉伊勢守者上州人也、仕ニ長野信濃守一在ニ箕輪城一、武功最盛也、嘗習ニ愛洲陰流刀槍之術一得ニ精妙一、後加ニ工夫一潤ニ飾之一號ニ神陰流一、永祿六年長野信濃守爲ニ武田晴信一滅亡、晴信召ニ上泉一欲レ列ニ于麾下一、上泉辭而不レ仕、以遊ニ諸州一、神後伊豆守、疋田文五郎等從レ之、神陰流功名高ニ於日域一、又傳ニ于中華一、可レ謂レ奇也、

・甲陽軍鑑曰、永祿六年箕輪城を攻落され、信濃守衆二百騎餘り召おかるゝ中に、上泉伊勢守と申者も武變譽多き士なるが、信玄へ御いとま申上候仔細は、あいすかげの流と申兵法を習ひ得て、此中より某仕出し新陰流とたて、兵法修行仕度候、奉公いたすにおひては信玄公へ注進申べく候、奉公にてはなく修行者に罷成候と申上る故、御暇被レ下る也、」

或人曰、愛洲惟孝（あいす いかう）といふ者、九州鵜戸の岩屋に參籠し、靈夢を蒙り兵法を自得して潛に愛洲陰流と號す、上泉其傳を得たり、後神陰流と改むると也、

愚曰、或説に新陰流は昔慈音と云僧有、此僧九州の鵜戸の岩屋にして靈夢を蒙り陰流と云、上泉此傳を得たりと、此説非なり、慈音は富田流の祖にして新陰の祖にはあらず、しかれ共似たる事有、愛洲惟孝九州鵜戸岩屋にして刀術を自得す、慈音もまた鵜戸の岩屋にして精妙をさとる、共靈夢を蒙る所共に鵜戸の岩屋なれば、い惟孝を不レ知者、慈音を陰流の祖とあやまるならん、又一説あり、神陰宗雲入道勘鑑と云て刀術の達人あり、是神陰流の祖といふ、

○神後伊豆守

神後伊豆守者從ニ上泉伊勢守一諸州修行得ニ微妙一、故將軍義輝公召ニ神後一請ニ得其傳一、後關白秀次公亦師ニ神後一遊ニ神後之門一者若干、服部藤次兵衛傑出、始居ニ平安城一、後來ニ江都一、柳生但馬守宗矩潛達ニ大猷大君台聽一、大猷大君有ニ褒詞一、以ニ上使一被レ尋ニ問眞明劒於服部一、服部謹而奉レ言ニ上之一也、又有ニ和田兵齋土屋將監者一、與ニ服部一同學ニ於神後一其術如レ神、神後賞ニ兵齋之豪氣而得ニ精妙一授下自ニ上泉一所ニ相傳一之化羅於兵齋上、

銘曰、

爲レ子孝謹　爲レ父義方　拍擊之妙
周身之防　四傳原流　孤劍淸霜
世々相承　於戲不レ忘

○小野次郎右衛門忠常

小野次郎右衛門忠常或忠勝、者小野忠明子也、習二刀術於父一爲二精妙一、繼二忠明之遺跡一奉レ仕二大猷大君一、世人推曰二小野流一、寬文五乙巳年十二月七日卒、其子次郎右衛門於繼二箕裘之藝一奉レ仕二嚴有大君常憲大君文昭大君一、正德二壬辰年十二月晦日享年七十有三而卒、其子助九郞忠一繼二箕裘藝一其名著、忠一實岡部忠口子、

○間宮五郞兵衛久也

間宮五郞兵衛久也者從二伊藤忠也一得二其宗一、後仕二藝州侍從一以レ劍大鳴、後改呼二高津市左衛門一、其子五郞兵衛相二續久也之藝一在二藝州一、五郞兵衛實異姓也、久也之一子號二高津五平一、後五郞兵衛養二五平一而授二家領一、又有二溝口新五左衛門正勝者一、是亦從二伊藤忠也一爲二精妙一、顯二名於刀術一、

○梶新右衛門正直

梶新右衛門正直者學二刺擊於小野忠勝一、同遊多士無下及二正直一者上、後益其術到二精妙一、且正直者奉レ仕二嚴有大君常憲大君一爲二大番列一、天和元辛酉年十二月十八日卒、有二原田市左衛門利重者一得二其宗一、今推曰二梶派一刀一、

後傳轉二訓忠也一呼二音忠也一遊二其門一者若干、龜井平右衞門忠雄特傑出、故授二伊藤稱號幷一文字刀一爲二一刀第四世一後忠雄奉レ仕二淸揚大君文昭大君一元祿四辛未年五月二十二日享年九十有一而卒、嫡子井藤平助雖レ繼二箕裘之藝一不幸而死、弟平四郞忠貫相二續父遺跡一精二於箕裘藝一推爲二一刀第五世一奉レ仕二文昭大君一寶永四丁亥年八月十四日享年六十有八而卒、又有二根來八九郞重明者一忠雄之弟而同從二忠也一得二其宗一始仕二二本松侍從丹羽長次一後致仕改二名獨身一大鳴、天和二壬戌年八月十八日享年七十有八而死、葬二武江長福寺一院號感光、號二一點照哲一

井藤平右衞門忠雄墓誌銘曰、君本姓穗積氏龜井、諱忠雄、號二平右衞門一世居二紀州藤代鄕重根邑一父右京吉重、母北條氏直之臣依田大膳女、吉重生九歲與二某氏子十四歲者一遊、一旦釁起遂手レ及殺レ之而避二寇於同州根來寺一變レ氏稱二根來一長遊二東武一娶二依田氏一慶長六年辛丑四月晦日生レ君、君幼孝順厚重、又兼有二父風一甫八歲家有二奸奴十九歲者一褻狎輕侮至レ不レ可レ忍、君提二匕首一立斃レ之、十四歲學二劒於伊藤一刀齋景久之藍出小野二郞右衞門忠明一忠明歿、從二於其子井藤典膳忠也一眞レ積力久終致二奧祕一同遊多士無下敢出二其右一者上故忠也屬以二父師眞傳之印證幷一文字之刀一予二之信一而推爲二一刀第四世一附以二藤原姓井藤氏一夫一刀正脈冒二先師之姓氏一始レ自二忠也一然轉レ伊爲レ井非二祗國音之近一蓋立二微意一云、嗣後君業一日精二於一日一斐レ繁補レ闕盡レ變入レ神、且唱二天理之說一大鳴二于世一取レ履從者相二踵門墻一凡比レ及二其壯强一四方挾レ技負レ檐者來試百計、或出二暗室一或接二白刄一未二嘗毫毛觸犯一又學レ射稱爲二精妙一是歲元祿四年辛未五月廿二日卒、享年九十有一、有二三男一女一伯忠景先卒、仲忠貫襲レ祿承レ業、伯仲共爲二井藤氏一季淸昌依二本姓本氏一女適二荻原氏一於嘆君所レ禀剛敢而有二婉嫕之行一所レ從險危而保二介壽之福一亦數百歲之希出者也哉、其

にて、右兩人居たる堤より先へ出で、槍玉を取て名乘ける所へ、牧野右馬允備より神子上典膳、辻太郎助一文字に駈來を見て齋藤は引取ける、辻神子上は彼を追捨て、依田山本が居たる所へ馳來る、依田山本立上て堤の上と下にて槍を組、神子上辻堤の內へ飛入り戰ける所に、又朝倉藤十郎、戶田半平、中山勘解由、鎮目市左衞門、太田善太夫五人の者馳來る、太田は槍脇の弓也、山本が長柄の槍も折四箇所疵を蒙り不レ叶して引取所に、依田深手負て虎口際にて倒ける所を、神子上刀を拔て依田が面を一太刀切る、辻も續て一太刀切る、山本走り寄、兩人を切拂、兵部が死骸を虎口へ引入る、牧野右馬允是を見て、辻神子上討すな續や者共と下知せられければ、承り候とて、追々に百騎計來る、城方の者共門の內へ引取がたく見へつるを、根津長右衞門是を見て、凱歌を擧させ門をひらき鐵砲をつるべ打ければ、味方是を突て出ると思ひけるか、虎口を少し引退く、其間に何も城中へ取入ければ則門を閉たりける、眞田の七本鎗と云は是也、其後依田が面を切る事を、神子上より辻初太刀なりと云、神子上が曰、依田は朱冑を着し頰當は仕不レ申、初太刀某也と云、辻は朱頰を掛たり初太刀我なりと云、右馬允聞給て、何れも證據無レ之に依て、家人二三人馬貫に仕立て、彼場所の樣子聞屆可レ申とて信州へ遣しけるに、彼者才覺し、山本淸右衞門に出合、彼の時の樣子を尋ければ、山本が云く、依田は頰當は不レ仕、朱頰を掛たると被レ申仁、定て二の太刀にて可レ有、先太刀に血走り可レ申なれば、鬧敷節朱頰と被レ見けるもことはり也と語りける、此儀を右馬允聞給、此儀最成と批判せられしと云々、

○伊藤典膳忠也

伊藤典膳忠也者小野忠明子也、傳二箕裘之藝一大揚二其家名一、父忠明賞二其精妙一授二伊藤稱號幷瓶割刀一、蓋瓶割刀者伊藤景久三十三度之勝負所レ用之一文字刀也、

レ輝ニ技術於天下一則可ミ與レ我遊ニ諸州一矣、典膳諾、遂從ニ伊藤一赴ニ於他邦一、多年從ニ景久一弟子有ニ善鬼者一得ニ精妙一、然景久常欲レ殺ニ害之一、或時告ニ典膳一曰、汝可レ殺ニ害善鬼一、然不レ可レ及ニ彼術一、今可下以ニ此太刀一斬上レ之、乃傳ニ夢想劍一、然後到ニ總州相馬郡小金原近邊一、景久招ニ典膳善鬼一曰、我自ニ少年一好ニ此術一雖ミ遍遊ニ諸州一及レ我者幾希、今志願既足矣、吾以ニ瓶割刀一授ニ於汝等一、然一刀豈授ニ二人一、請定ニ優劣於此廣野一當レ授ニ其勝者一也、善鬼典膳大喜、卽拔レ刀決ニ勝負一、典膳斬ニ殺善鬼一、景久大賞レ之以ニ瓶割刀一授ニ典膳一曰、吾自レ今以後可下止ニ此術一修中行佛道上、汝者歸レ國可下以ニ此術一而顯中於世上也云々、遂相別不レ知ニ其行處一也、相馬郡善鬼塚今猶存焉、世人呼曰ニ善鬼松一、典膳遂歸ニ舊鄉一其術益進、習ニ其技術一者多、後赴ニ武州江戶一居ニ駿河臺一、(或居ニ本鄉一)此時江戶近隣膝折村刀術者殺レ人而籠ニ居其民家一、士俗等不レ能レ奈ニ何之一、其村長來ニ江戶一訴ニ決斷所一曰、刀術者殺レ人籠ニ居於民家一、非ニ神子上典膳一則不レ能レ斬レ之、願降ニ命於典膳一、事達ニ東照宮一、故以ニ小幡勘兵衞尉景憲一爲ニ檢使一、使ミ典膳一赴ニ於其處一、典膳旣到ニ其村邑一望ニ戶前一曰、神子上典膳由ニ降命一自ニ江戶一來、汝可下出ニ戶外一爲中勝負上乎、我還入ニ戶內一乎、刀術者聞レ之曰、我聞ニ典膳之名一久矣、今相逢爲ニ生前大幸一、我出可レ爲ニ勝負一、乃馳出拔ニ大太刀一、典膳拔下可ニ二尺一之刀上斬ニ其兩手一而向ニ景憲一曰、可レ刎レ首否、景憲諾、於レ此斬ニ其首一、衆皆畏服、景憲歸ニ江戶一遂一達ニ東照宮一、東照宮殊有ニ褒賞一、被レ召ニ於幕下一賜ニ采邑三百石一、繼ニ外祖父氏一改ニ小野二郎右衞門一、慶長五年於ニ眞田表一勵ニ軍功一爲ニ七本鎗之列一、後由ニ台德大君命一言ニ上刺擊之事一、台德大君甚賞ニ精妙一、賜ニ諱字一號ニ忠明一、其芳譽遍ニ海內一、寬永五戊辰年十一月七日於ニ江戶一卒、

慶長記上田御發向の條下曰、九月六日辰刻に、眞田家臣根津長右衞門持口より、依田兵部、山本淸右衞門物見に出で、虎口(こぐち)より二町計向に堤あり、是に居て物見する所に、亦步行武者齋藤左助山伏出立

明日六十登城、諸士群集、雖レ然高繩不レ來、使ニ人見一レ之前夜既逃去矣、事達ニ忠直卿一、忠直卿曰、吾欲レ見下大太刀與ニ小太刀一之勝負上、然高繩不レ來、甚遺恨也、今可下某氏與ニ山崎兵左衛門一爲中刺擊上也、山崎辭而曰、吾既老而術不レ全、願以ニ嫡子小右衛門一代レ之、忠直卿許諾、于レ時小右衛門十六歲、携ニ小木刀一與ニ某氏一相擊而勝、忠直卿幷諸士等甚稱レ之矣、後忠直卿自手欲レ擊ニ殺兵左衛門一、急召レ之曰、我可下與レ汝爲中刺擊上也、兵左衛門謹而從レ命、忠直卿拔ニ脇指一斬ニ兵左衛門一、兵左衛門以ニ小木刀一請ニ留之一、忠直卿不レ能ニ殺害一、於レ此拋ニ其脇指一曰、汝之藝寔精妙如レ神、授ニ此脇指於汝一矣、其後忠直卿被レ移ニ於豐後津守一之時、因ニ台德大君台命一使ニ山崎預ニ侍從永井尙政一、小右衛門後改ニ將監一、其術猶進、大猷大君聞ニ召其藝之精妙一被レ召ニ將監於江戶一、其子兵左衛門父子登營以ニ其術一奉レ備ニ上覽一、後兵左衛門仕ニ侍從松平信庸一、又有ニ山崎與左衛門者一達ニ箕裘藝一、始居ニ越前一、後移ニ越後一仕ニ中將光長卿一、

○伊藤一刀齋

伊藤一刀齋景久者伊豆人也、從ニ鐘捲自齋一達ニ中條流刀槍之術一得ニ精妙一、（古藤田傳書曰、景久從ニ鐘捲外他通宗一達ニ劍術一也云々、）修ニ行諸州一而與ニ刀術者一爲ニ勝負一三十三度也、其技術神而妙也、非ニ口訣之所一レ及也、不レ詳ニ其死處一也、或曰、歿日七日也、

○古藤田勘解由左衛門俊直

古藤田勘解由左衛門俊直者相州北條家人而自ニ弱冠一好ニ刀槍之術一、于レ時、伊藤一刀齋來ニ相州一以ニ刀槍術一鳴、俊直師レ之終得ニ其宗一、俊直子仁右衛門俊重、其子彌兵衛俊定繼ニ箕裘藝一揚ニ家聲一、仕ニ濃州大垣城主戶田氏信一、其末流處々有レ之、

○神子上典膳忠明

神子上典膳其者先勢州人也、仕ニ萬喜少弼一居ニ上總一、自ニ弱冠一好ニ刀槍術一、有ニ伊藤一刀齋者一來ニ上總一、典膳到ニ伊藤之旅館一欲レ決ニ勝負一、伊藤許諾、及ニ刺擊一無レ可レ當ニ伊藤之術一、故乞レ列ニ門下一、伊藤諾終敎ニ其技術一而赴ニ他邦一、翌年又到ニ典膳之館一而更授ニ其妙術一曰、欲

勝と云、梅津云、吾太刀先にあたると云、勢源が云、いさゝかあたらず、我が十分の勝なりと云て、早々旅宿に歸り湯あみす、檢使旅宿に來り、梅津が太刀先にあたる疵あと有べしと云、依レ之改にきたると云、勢源が云、今幸に湯あみす、是へ御入候て御覽候へと云、檢使行てみるに疵なしと、故に勢源が勝と究む、實は梅津が木刀左の手のかうにしたゝかにあたり、黒く跡つく、檢使來りみる時、右の手にて左の手のかうをおさへて、能みたまへと云と也、世には黒木と云共鐵扇にてしたりと云說も有て、傳書とたがふ、正僞決しがたしと云共、傳書の說正たるべし、又或說に勢源は富田越後二男也、富田流の奥祕を望むといへども不レ許故、怒て出奔し諸國を修行すと、此說非なり、勢源は越後が養父治部左衛門兄也、初五郎左衛門といふ、眼病に依て薙髮し勢源と改ると傳書の說可なり、

○山崎左近將監

山崎左近將監者山崎六左衛門弟也、達ニ富田流刀術ヲ得ニ精妙ヲ、越前朝倉家人也、後仕ニ菅原利家卿ニ、改ニ五郎右衛門ト、有ニ三子ー、伯號ニ內匠ト、仲號ニ小右衛門ト、季號ニ二郎兵衛ト、共達ニ中條流ニ、慶長五年利家卿攻ニ大聖寺城ヲ時、二郎兵衛勵ニ戰功ヲ被レ疵、

○富田一放

富田一放者從ニ富田越後ニ得ニ其宗ヲ、入江一無繼ニ其傳ヲ、今推曰ニ一放流ト、

○長谷川宗喜

長谷川宗喜者與ニ山崎ト同ニ其名ヲ、窮ニ富田流奥祕ヲ、後以ニ其藝ヲ拜ニ謁關白秀次公ニ、一日秀次公召ニ長谷川ト與ニ疋田文五郎ト爲ニ刺擊ヲ、宗喜應ニ貴命ニ、疋田固辭不ニ敢爲ニ勝負ヲ也、宗喜末流今猶存レ世、稱ニ之長谷川流ト、

○鐘捲自齋

鐘捲自齋者悟ニ富田流祕極ヲ得ニ神妙ヲ、與ニ山崎、長谷川ト齊ニ其名ヲ、世人謂ニ山崎長谷川鐘捲ヲ爲ニ富田三家ト也、自齋末流今猶在ニ諸州ニ、曰ニ鐘捲流ト、

○山崎兵左衛門

山崎兵左衛門者仕ニ越前忠直卿ニ、傳ニ箕裘藝ヲ、悟ニ中條流奥祕ヲ、此時有ニ高繩者ト修ニ行諸州ヲ而來ニ越前ニ、於レ此忠直卿家人等多師レ之、忠直卿聞レ之曰、高繩之刀術吾聞レ之久矣、今來ニ予城下ニ誇ニ其術ヲ、此吾所ニ大惡ム也、乃召ニ六人刀術者ヲ曰、汝等與ニ高繩ト可レ決ニ勝負ヲ乎否、六士共應レ命、忠直卿家人有ニ劍術達人六人ニ、山崎其一人也、於レ是遣ニ使价於高繩之宅ニ曰、明日可ニ登營ス我見ニ其術ヲ矣、高繩諾、忠直卿命ニ諸士ニ曰、明日老弱盡登城而見ニ刀術ヲ也、既而

はくは白刄にて仕度と云、檢使勢源に告る、勢源曰、彼仁は白刄にてせらるゝとも勢源は木刀にてよしと答るにより、梅津も大木刀にさだむ、梅津はそら色の小袖木綿ばかまにて木刀を右脇にかまふ、其氣色龍の雲をひき虎の風に向ふがごとし、眼は電光に似たり、勢源は柳色の小袖半ばかま着て立擧て板縁より歩行す、彼割木木刀を提げ優然として立つ風情、牡丹花下の睡猫とも云べし、其時勢源、梅津に言葉をかけ進で勝負をなす、梅津いかゞしたりけん、小鬢より二腕迄うたれ、頭を打きられ、身體ことごとくあけになる、梅津木刀取直し振擧打、勢源さはがずして梅津が右腕を打、梅津勢源が前にたをれて、持たる大木刀勢源が足下にあたるを、一脚に蹈折て飛ぶ、梅津おきあがりて懷中の脇指を拔て勢源を突んとするを、勢源木刀を振擧て打倒す、時に檢使其間に入て是を扱ひ、梅津を武藤が宅へ入て養生し、大原が旅宿にかへす、勢源は淡路守所に留め、武藤吉原兩人、勢源が木刀に梅津が折木刀を義龍の御覽に入れ、仕合の樣子委細に申あぐれば、義龍甚賞美有り、末代の物語にとて、わり木木刀を留置て、鵝眼萬疋小袖一重を勢源に送る、勢源申けるは、中條流はかやうの勝負禁制なれ共、國守の命そむきがたくての事なれば、御褒美と有て被レ下物は受納なりがたしとて返納す、使者再三申けれ共終に受納せず、義龍甚勢源が志を感じ、對面せらるべき由を申送らるといへ共、辭退して參らず、當國に居ては梅津が弟子共うらみをなすべしとて、翌朝越前へ歸ると云々、愚曰、勢源梅津と仕合の事世に語り傳ふるは、勢源兵法修行のため京都に行て黑谷に居す、此時梅津と云劍術者黑谷に來り、勢源に逢て富田流の小太刀は用に立べからずとそしる、勢源が曰、兵法は長短によるべからず、大太刀とて必勝つべしとはひが言なり、梅津怒て曰、然らば仕合をして其勝負を定むべし、勢源辭する事あたはず、檢使を乞て日限を定、人をして黑木の一尺四五寸も有を尋出し、革にて卷て携レ之、既に其日になれば、梅津は弟子共多く召つれ、三尺四五寸の大木刀をたづさへ、勢源より先に來り、見物の輩に其强勢をみすべしとて、彼木刀を打振り居たり、勢源は弟子もなく、すごすごと黑木の木刀を持て來り、檢使へ勝負をなすべしと云、檢使其旨梅津に告れば、梅津大木刀をうちかたげて出、只一打と勢源を打、勢源請ながして梅津が眞向をしたゝかに打故、ひたいより血はしる、檢使勢源が

たし、勢源が旅宿に行て所望すべしと云、弟子勢源が方に行て此事を告る、勢源曰、愚僧は兵法未熟なれば其望に應じ難し、深き望ならば越前にゆかるべし、亦中條流には仕合會てなしと云、梅津此旨を聞き、我兵法は關東に隱なし、三十六人の相弟子共我太刀先に不ㇾ及、故皆弟子に成る、先年當國に來りし時、吹原大書記三橋貴傳は隨分の師匠といへども愚が太刀に及ぬ也、勢源も越前にては廣言をはく共、此梅津には不ㇾ可ㇾ及、たとひ當國の主たり共仕合に於いては用捨すべからずと、齋藤義龍ほのかに梅津か廣言を聞給ひ、哀勢源出合かしとて、武藤淡路守、吉原伊豆守兩使を、勢源が旅宿朝倉成就坊宅へ仕合所望之由被ニ申送一、（愚曰、朝倉成就坊と云は、越前朝倉殿叔父坊主也、其頃齋藤武蔵さかんなる故に、朝倉殿より成就坊を濃州につめさすとなり、）勢源兩使へ申けるは、中條流には仕合なし、其上無益の勝負を嫌ふとて承引の氣色なれば、兩使歸て義龍へ申上る、義龍曰、勢源が所存尤なれども、梅津が過言他國迄のあざけりなれば偏に賴たき由申すべしと申さる故、兩人また勢源がもとへ行て義龍の所存を演說す、勢源聞て此上は辭する所にあらず、如ㇾ此の勝負は人の怨を受る事なれば、曾ていたさぬ事なれ共、國主の命そむき難しと云、兩使急ぎ歸て義龍へ申上れば、義龍大に喜び武藤淡路守宅にていたさせよとて、七月廿三日辰刻と被ニ相定一、勢源檢使を望む、義龍武藤吉原を檢使に被ニ申付一、梅津は國守の一家大原が宅に居たりしが、其宵より湯がかりして信心をなす、勢源其旨を聞て、心直なれば祈らずとても其利有とて、成就坊が方より供人四五人召つれ、淡路守宅に行き、賣買黑木の薪物の中にて、いかにも短き一尺二三寸のわり木を見出し、もとを皮にてまく、梅津は大原同道にて弟子數十人、木刀の長三尺四五寸なるを八角にけづり、錦の袋に入て持たす、器量骨柄人に勝れて見ゆれば、必定梅津可ㇾ勝との取沙汰也、梅津檢使へ、ねが

或曰、慈音と云僧、九州鵜戸の岩屋にして夢中に刀術の妙を得たりと、富田傳書には神僧慈音と侍り、

宗砌曰、日向國有二鵜戸磐屋一、有レ神號二鵜戸權現一、八幡本記引レ之、

○富田九郎右衞門

富田九郎右衞門者越前朝倉家人也、學二刀術於大橋勘解由左衞門一而得二其宗一、其子治部左衞門繼二箕裘藝一得二輕捷之術一、有二二子一、兄曰二五郎左衞門一、弟曰二治部左衞門一、兄五郎左衞門病レ眼剃髪而號二勢源一、故治部左衞門繼二父之家一、且達二箕裘藝一、仕二前田利家卿一、此時關白秀次公甚被レ好二刀槍之藝一、故召二治部左衞門一學二其技術一、甚有二褒賞一、佳名至レ今稱レ之、推曰二富田流一、

○富田越後守

富田越後守者始號二山崎六左衞門一、從二富田治部左衞門一得二中條流傳脈一、山崎之祖者江州佐々木家族也、移二居越前一仕二數代朝倉家一、天正十二年佐々內藏助成正攻二越中國末森城一之時、六左衞門合レ槍勵二軍功一、後改二富田越後守一、仕二前田利家卿一領二采邑一萬三千五百石一、始富田治部左衞門以二一女一嫁二之六左衞門一、讓二富田稱號一繼二中條流道統一、後由二台德大君台命一言二上刺擊之事一、顯二名於四海一、

○富田五郎左衞門入道勢源

富田五郎左衞門入道勢源者、治部左衞門子也、生二於越前國宇坂莊一乘淨敎寺村一、繼二箕裘藝一、雖レ逞二刀槍之術一、由二眼病一讓二父之遺跡於弟治部左衞門一、剃髪而號二勢源一、永祿三庚申五月往二於濃州一、于レ時常州鹿島人梅津者刀術達人而在二濃州一、因二國主齋藤山城守義龍之命一、七月二十三日與二梅津一比レ術、優勝施二美名於天下一、事跡在二富田傳書一、

富田傳書勢源仕合卷略曰、勢源永祿三年庚申中夏半比濃州に遊ぶ、其時の國守齋藤山城守義龍と云、國中に兵法はやる、（富田傳書に兵法を平法に作る、）其師は常州鹿島の住人梅津と云者也、此者は關東に於いて隱なき神道流の名人なり、折節勢源濃州に來る由を聞て弟子共に語りしは、勢源に出合て中條流の小太刀み

鬼一報レ讐、傳鬼不レ知二其謀一、他日傳鬼攜二鎌槍一與二弟子一人一過レ路、霞之黨數十人不意來而既圍二傳鬼一、傳鬼察レ不レ可レ遁、告二弟子一曰、汝不幸逢二此厄一、當二遁避一、弟子不レ去、傳鬼强遂令二其去一レ之、道傍在二不動祠一、傳鬼入二其祠一、霞之黨急圍レ之、凶徒發レ矢、傳鬼則以二鎌槍一切二其矢一而落二庭上一數十本、黨遂進而攻殺、大奮二勇氣一而死、嗚呼其勇敢也不レ可レ及レ舌、後其怒氣不レ散、有二奇怪事一、俗祭レ之稱二判官社一、今猶存二眞壁郡一、齋藤實子法玄繼二傳鬼之術一、而身體輕捷甚有二意氣一、又小松一卜齋從二傳鬼一而達二刀槍技一、月岡一露齋繼二其傳一、齋藤牛之助、人見熊之助從二實子法玄一、各得二刀槍技術一、牛之助居二武州江戸一欲レ輝二其術於天下一、後赴二他州一、不レ知二其終所一、日夏喜左衛門重能者繼二其傳一悟二精妙一、重能者江州京極庶流也、父曰二高賢一、爲二江北荒神山城主重能自レ幼遊二刀槍術一亦善レ書、後仕二豐臣秀頼公一、慶元兩年有二戰功一、後又歸二江州一、寛文三癸卯年九月十八日死、享年七十有二、其子彌助能忠承二其傳一、能忠不三啻續二父之傳一、兼續二加古利兵衛正眞之傳一、並得二其宗一、貞享三丙寅年六月廿九日於二丹州黒岡一死、享年六十有二、葬二吹村逞龍山一、逞龍山在二笹山城西一、碑銘曰、江源承レ緒、票格凜然、白猿慙レ飙、紫氣徹レ天、一片英魂、長虹並懸、亦齋藤右兵衛者繼二人見熊之助傳一、猶加二工夫一潤二飾之一、遊二其門一者若干、加古利兵衛正眞特傑出、與二刀術達人一決二勝負一數度、衣袖末未三甞觸二人之鋒一、其精妙可レ知焉、寛文六年正月二十三日死、其末流處々有レ之、細野六左衛門吉次者從二正眞一爲二精妙一、延寶三乙卯年十月四日死、

北條記曰、北條氏康の小番衆の子齋藤金平は、諸流をきはめて後、鎌倉八幡宮にて靈夢を蒙り、天流と號し、奥州常陸へ修行して眞壁鹿島多加谷大夫を弟子にとり、今は齋藤判官傳鬼坊と云、

○中條兵庫助

中條兵庫助者相州鎌倉人而地福寺檀越也、此時地福寺有二僧慈音者一、欲下授二中條一以中刀槍術上、中條甚喜レ之效レ之有レ年、終得二其奥旨一、後傳二之甲斐豐前守一、大橋勘解由左衛門繼二甲斐之脈一大發二其名一、

藝一、自二塚原卜傳一七代也、重與習學積レ年、以レ此接二道統之傳一、猶尋二諸家刀術一採二其秀一而潤二飾之一、故其術也完備也、其敎レ之也詳也、未レ有下若レ是精而且盡二其術一者上也、當二此時一以二刀槍技術一雖二鳴レ世者多一、或爲二渡世一或爲二功名一、故不レ俟二丁寧深切一、又不レ擇二其人一猥往而敎レ之、故其術其人殆陋也、如二重與一不レ然、雖レ爲二列侯一不二來謁一則不レ授レ之、日々聚二同志一爲二刺擊一、樂而無レ倦也、可レ謂二希世之士一也、

○有馬大和守乾信

有馬大和守乾信者從二松本備前守政信一達二刀槍之敎術一、松本政信者出二於飯篠長威門一爲二精妙一、嘗有二武名一、槍鬪二十有三度而得二首七十三級一、哿哉可レ謂二人傑一、乾信能繼二其傳一刺擊有レ妙、後世指二此傳一謂二有馬流一、柏原篠兵衞盛重者傑二出于乾信門一、從二盛重一習二其術一得二其傳一者多、天正年中事也、

○有馬豐前守

有馬豐前守者有馬流刀槍達人也、奉レ仕二東照宮一而言二上其技藝一、而後被レ附二於紀州賴宣卿一、其子彥八郎者繼二其藝一居二紀州一、

○齋藤判官傳鬼房

齋藤判官傳鬼房者相州人也、仕二北條氏康一、號二齋藤金平一、後改號二傳鬼房一、其父齋藤某者仕二氏康一爲二小番衆一、金平自二幼弱一好二刀槍之術一、而參二籠于鶴岡八幡宮一、修驗行者參籠而與レ之同談二刀槍之技術一、既終夜爲二刺擊一試レ之味レ之、傳鬼自然悟二其妙旨一、耿然將レ明、修驗乃歸去時、傳鬼問二行者一曰、君之術稱二何流一、修驗不レ言、指二曜靈一去、終不レ知二其行處一、由三嘗有二靈夢瑞一潛稱二天流一、又曰二天道流一、修二行於諸州一到二平安城一、以二其藝術一參內而敍二判官一、故號二判官傳鬼一、以二羽毛一爲二衣服一、其體殆如二天狗一、後赴二常陸鹿島一到二眞壁一而逢二下妻城主多加谷修理大夫重經一、重經習二刀槍之術一、列侯諸士遊二其技術一者多、可レ謂レ盛也、當二此時一有二霞者一、此神道流達人、其黨甚多、欲下與二傳鬼一決中勝負上、傳鬼諸爲二刺擊一、傳鬼忽擊二殺霞一、其黨怒而欲下殺二傳

男腹にすへかねて船頭に向て云けるは、此舟を急ぎおし着よ、陸にあがりて勝負を決せんと怒りければ、卜傳潛に目を以て乘合船頭に相圖して云けるは、陸は往還の巷にて見物こと〴〵し、あの辛崎の向なる離島にて、人に負けぬ無手勝を見參に入れん、今日乘合の御不請に、各も急ぎの旅行にてあらんずれども、あれまでおさせて御見物あれかしとて、船を頻りにおさせて、さて彼島に着とひとしく、かの男三尺八寸するりと拔き、岸の上に飛上り、御坊の眞甲二つになさん、急ぎあがり給へと罵りければ、卜傳聞て、暫く待たまへ、無手勝流は心を靜にせねばならぬ事なりとて、裳を高くはさみあげ、腰の兩刀は船頭にとらする也、其水棹を我に得させよとて、船ばりにつゝ立ち、水棹にて向の岸へひらりと飛ぶかとみれば、さはなくて、船を沖へつき出す、男是を見て、如何御坊はあがり給はぬやといへば、何しにあがり申べき、口惜くば水游て來り給へ、一則授て引導せん、無手勝流は是なりと、高聲に笑ひければ、男餘りの無念さに、惡しきたなし、かへせもどせと云けれど、是を更に聞入ず、湖水一町ばかり隔りて、扇をひらき招きつつ、此兵法の祕極をば定て殊勝に思ふべし、執心ならば重て傳へん、さらば〳〵と云捨て山田村にぞ着にける、

○中川左平太重興

中川左平太源重興者、其先信州豪傑村上中務大輔源積清入道覺玄曾孫左衞門尉信清子左衞門尉清政二男、母中川左平太源重良女也、重良子七之助重龍因レ無二嗣子一使三重興繼二其家一、重良者將監重清子也、重清嘗奉レ仕二東照宮一領二采邑千二百石一、爲二精射一、重良繼立而奉レ仕二大猷大君一、傳二箕裘藝一得二芳譽一、事既載二弓術傳一、重興性溫和而才秀發也、能盡二其職一又讀二書典一有二螢雪之勤一、且工二倭歌一、專用二心於刀槍技術一、遊二榊原忠右衞門忠郷之門一、忠郷者傳二父七右衞門政勝之

長威齋受ニ天眞之傳ヲ立ニ一流ヲ、卜傳者續ニ長威之四傳ヲ尤兼ニ祕術ヲ新復立ニ其流ヲ得ニ名世間ヲ者也、然卜傳諸國修行而歸ニ常州ヲ、最後之時欲レ立ニ其家督ヲ、爲レ察ニ三子之心ヲ以ニ木枕ヲ置ニ暖簾之上ヲ、先召ニ嫡子ヲ、以ニ見越之術ヲ見ニ付之ヲ、取ニ其木枕ヲ而入レ座也、又如レ前而召ニ二男ヲ、二男開レ奕時木枕落、飛去懸ニ手於刀ヲ、愼而入レ座也、亦如レ前而召ニ三男ヲ、開ニ暖簾ヲ之時木枕落、忽拔レ刀斬ニ之於中ヲ而入レ座也、卜傳怒曰、汝等見ニ木枕ヲ驚何乎、感ニ嫡子彦四郎兼知レ之不レ動レ心而讓ニ家督ヲ曰、但一太刀唯授ニ一人ヲ也、我傳ニ之於伊勢國司ヲ、汝往習レ之、遂死畢、其後塚原彦四郎上ニ勢州ヲ問ニ國司ヲ曰、我父相傳之一太刀欲レ見ニ其相違ヲ、具敎不レ知レ謀而見レ之云々、

或書曰、昔智有人の謂るは、土佐の卜傳と云ものあり、兵法を一派立て無手勝流と號す、或時東國へ下れる折節、江州矢走の渡に着て、一葉の扁舟を借て乘合六七人有しが、其中に三十七八程に見えたる男あり、長高く髭黑にして言ひいかつなり、船中にて唯一人口をたゝき、別に人もなげに慮外至極なる體にて、天下に敵手なきやうに兵法の自慢をする、卜傳初はしらず顏にて打眠りて居たりしが、是も又勇々しき嗚呼の者なれば、彼男に向て云けるは、さても種々樣々の御物語を承るもの哉、其中に兵法の抗言こそ心得ぬ事なれ、我等も若年の時より、かたのごとく精を出して稽古したれども、今迄人に勝んと思はず、只人に負ぬやうに工夫する外更に他事なしといへば、男聞て、御坊はやさしき、兵法は何流ぞと問へば、いやたゞ人にまけぬ無手勝なりと答ふ、男の云く、無手勝ならば御坊の腰の兩刀は何の爲ぞ、卜傳聞て、以心傳心の二刀は、我慢の鋒を切り惡念の萌を斷つといへば、男聞て、さらば御坊と仕合をいたさんに、手無くして勝たまはんや、卜傳が曰、されば我が心の劍は活人劍なれ共、對する人惡人なれば其儘殺人刀となる、

七右衞門政勝者從二永尾一得二其宗一、間宮永尾榊原者共仕二大猷大君一在二幕下一、

甲陽軍鑑曰、つか原ぼくでんは、兵法修行仕るに、大鷹三もとするゑさせ、のりかへ三疋ひかせ、上下八十人計召つれありき、兵法修行いたし、諸侍大小共に貴むやうに仕なす、ぼくでん抔兵法の名人にて御座候、

同結要本曰、塚原卜傳と云兵術の上手、勝れたる名人也、仔細は此卜傳、太刀の極意一つの太刀と名付る也、此太刀をつかひ出者は松本備前守也、彼者鹿島香取の取合に鎗を合する儀廿三度、はれなる高名の首數廿五、並の追首七十六、二度の首供養に結句首一つ餘也、卜傳も鑓九度、高名の首廿一、其内鎗下の首或崩際場中の首七度有て、武邊譽の者也、右一の太刀を遣ひ納得して工夫し、卜傳が一の太刀と日本國中國郡を持給ふ御方へ相傳仕る、既に公方萬松院殿御子光源院殿、靈陽院殿御二代へ申上る也、右の太刀に、一つの位、一つの太刀、一つ太刀、如レ斯太刀一つを三段に見分候、第一は天の時、第二は地の利、天地を合る太刀也、第三至極は一つ太刀、是は人の和と工夫の所也、卜傳上手の兵法づかひに仕相を被レ掛て、尤仕相可レ仕と返事致し、扨我最負の者共に、右兵法人の數度木刀の仕相に勝利有作法樣子を聞くに、かまへは左太刀、扨勝利は右か左か必定片手にて利をすると聞届け、其後相手の方へ、左太刀の片手勝負は利するとも比興也、無用と、十度に及び使を立る、十度ながら、左太刀片手にて打をいやと思召賜はゞ、勝負なき以前卜傳の負にせられよと返事致す、そこにて卜傳仕合に仕る、卜傳勝利疑なし、相手の額より鼻層を打さきて卜傳勝利也、口傳多し、是全く一つ太刀の心靜に名人の故也、相手も上手なれ共未名人にあらず、意地計也云々、

勢州軍記曰、夫兵法劍術、近來常陸國住人飯篠入道

なる故に、小熊をあなどりて只一打と上段に構へたり、小熊は小男にて無力なれ共功者たる故、相打して叶べからずと則妙に機を點じ下段に持つ、案の如く兎角一打とうつ處に、小熊はたと請とめ、兎角を橋けたへ押付る、橋けた腰より下に有ければ、兎角川へさかさまに落たり、すべて兎角强力をたのみとし、是非の進退をわきまへず、威有てたけし、是血氣の勇と云て本意にあらず、小熊は項王がいさみを心とし張良が謀を旨とす、敵强くおごれども我はおごらす、柳の枝に雪折の無きがごとし、變動常になし、敵に因て轉化すと云へる三略のことば、小熊が兵法にておもひ當れりと申されし、日夏能忠曰、根岸岩間が勝負の事を昔老翁の語りし、小熊は小男、兎角は大男なりしが、根岸かさに懸て小熊を橋けたへ押付て働かせず、危く見えしに、小熊いかゞしけん、兎角が片足を取て橋下へ落して脇指を拔て、八幡是みよと高聲に呼はり欄干をきる、此太刀跡明暦三丁酉年正月の大火事前まで慥にありしをみたりと云へり、又此勝負を東照君御櫓より上覽有しと也、愚曰、北條五代記には、小熊兎角を橋けたへ押付て働かせずとありて、老人の物語と相違あり、いづれか是非を決しがたしといへども、老人の說可なるべし、

○塚原卜傳

塚原卜傳者常州塚原人也、父塚原土佐守從二飯篠長威齋一得二天眞正傳一、而其子新左衛門雖レ爲レ繼二刀槍術一而不幸蚤死、於レ此弟卜傳繼二兄之傳脈一而修二行於諸州一大顯二其名一、此時野州有二上泉伊勢守者一、陰流之祖刀槍之達人也、卜傳則赴二野州一謁二上泉一究二心要一、後到二平安城下一謁二將軍義輝公及義昭公一奉レ授二刀槍之術一、凡列侯諸士從二卜傳一習二其術一者若干、勢州國司具敎卿特爲二傑出一、故授二一太刀一、松岡兵庫助者悟二本旨妙一、後以二其術一奉レ拜二東照宮一、嘗奉レ授二一之太刀一、東照宮甚褒賞、甲頭刑部少輔、多田右馬助等繼二松岡傳一、木瀧治部少輔相二續甲頭之術一、野口織部得二木瀧傳一、間宮所左衛門受二多田傳一、永尾庄右衛門繼二間宮之脈絡一、榊原

袷に淺黄の木綿袴を着、足半をはき、乏少なる姿にて、常の木刀を持出る、兩方より進み懸て打ち、兩の木刀はたと打あひ、互に押かとみへしが、小熊兎角を橋けたへ押付け、片足を取てさかさまに河へかつぱと落したり、小熊はすまふも上手と聞えしが、此度の仕合に出合ると皆人さたせり、兎角はぬれ鼠の姿にてそれより逐電す、小熊は天下に名を揚たり、愚老見物せしか共、人群集故慥にはみざりけり、侍衆さたし給ひけるは、此者共の戰ひを見るに、木刀を脇に提げ、兩方走り懸てはたと打合たる計也、兩人樣々の太刀を知るといへども、極位に至ては、五尺の身を目當にして切より外の太刀はなしと知られたり、昔下總國香取に塚原卜傳と云兵法者有しが、是希代の名人、末代におひて卜傳が一つの太刀といひならはせり、ていれば太刀の名樣々有と雖ども、きはまる所は一刀と知れたり、但一刀と知るといふとも稽古なくして本分の位に至り難し、兎角、小熊も名人たるに依て、目がねの寸尺少もはづれず、兩方の太刀中にてはたと當て、其木刀ほこれざるも奇特なり、勝負の習ひ、一方かち一方まく、たゞ運命の厚薄にこたへたり、されども兎角橋けたへ押付られ、川へおとされしは、小熊に勇力おとりたる故なるべしと申ければ、爰に岩澤右兵衞助と云人是を聞て、其節われ奉行の内に加はり、橋もとに有て勝負を慥に見たり、小熊はとく來て西より出、兎角は東より出向ふ處に、我近所に高山豐後守と云老士有しが、是を見て、未だ勝負なき以前、すは兎角まけたり〳〵と、二聲申されしを不審におもひ、其後其言葉を尋しに、豐後守云けるは、小熊右に木刀を持ち左にて頭を撫で上げ、いかに兎角と言葉をかくる、兎角されぱと云てほうひげを撫でたり、是にて高下の印あらはれたり、其上兎角御城へ向て劔をふる、いかで勝事をえん、是運命の盡る前表也、然ば兎角は大男の大力

某の相弟子岩間小熊江戸へ馳參じたり、仰願くは神力を守り奉る所也、此望足んぬに於いては、二人兵法の威力を以て日本國中を勸進し、當社破損を建立し奉るべし、若小熊利を失ふにおいては、某又かれと雌雄を決すべし、千に一つ某まくるに至ては生て當社へ歸參し、神前にて腹十文字に切、はらわたをくり出し、惡血を以て神柱をこと〴〵くあけにそめ、惡靈と成て未來永刧、當社の庭を草野となし、野干の栖となすべし、すべて此願望毛頭私欲にあらず師の恩を謝せん爲なり、いかでか神明の御憐み御たすけなからん、仍如件、

文祿二年癸巳九月吉日　　土子泥之助

と書て御寶殿に納め本宅に歸りぬ、扨又小熊は江戸へ夜を日に繼で急ぎける、然に小熊江戸へ來るを見るに、小男にて色黑く髮は禿のごとし、ほうひげ厚く生ひたる内より眼きらめき、誠に名にしおふたる小熊なり、此者兎角が事をばさたせずして、御城の大手大橋のもとに先札を立る、其趣は、兵法望みの人有之においては、其仁と勝負を決し師弟の約を定むべし、文祿二年癸巳九月十五日日本無雙岩間小熊と書たり、兎角が弟子數百人あり、此札を見て惡きやつめが札の立樣かな、天下に隱なき兎角、江戸におはするを知て立けるか、しらで立たるか、先札を打割て捨、小熊をば寄合、たゞ棒にて打殺せと噇りあへる所に、兎角聞て、愚人夏の蟲飛で火に入とは小熊なるべし、たゞ一打に我打殺し、諸人に見せんと放言し、御奉行所へ此儀を申上、則大橋へ兩人出たり、御奉行衆の兩方に弓鎗を持て警固し、兩人の刀脇指を預り給ひぬ、扨兩人橋の東西へ出る、兎角は大筋の小袖にしゆすのめうちのくゝり袴を着、白布をよりてたすきにかけ、黑はゞきわらんぢをはき、木刀を六角にふとく長う作り、鐵にて筋がねをわたし、所々に肬をすへ、是を提げいぶせき體にて出る、小熊は鼠色の木綿

然に土子どろの助、岩間小熊、根岸兎角と云て名をうる弟子三人有、此者共兵法に身をなげうち、晝夜付そひけいこする所に、諸岡重病に臥し存命不定也、兎角病人を見捨逐電す、殘る二人の弟子、扨もにくし、兎角めを追かけ討むも行衛を知らず、師の深恩をわするゝ事仁義の道にそむき神明の冥感にもはづれたり、師の罰遁るべからず、かく有べしと知ならば斬て捨べきをと矢じりをぞかみける、兩人は身まづしければ、刀脇指沽却し一衣まで代にかへ、醫術を盡し三年看病すと云共、師の諸岡終に死たり、彼兎角相州小田原へ來る、天下無雙の名人と云ならはす、此者長高く髪は山伏のごとく、眼に角ありて物すごく、常に魔法をおこなひ天狗の變化といふ、夜の臥所をみたる者なし、愛宕山太郎坊よなく來て兵法の祕術を傳ふると申て、微塵流と名付、人にをしへ弟子共多かりけり、其後武州江戸へ來て大名小名に弟子多く有て、上見ぬ鷲の如し、然に常陸の相弟子兩人此由を聞及び、是非に江戸へ行き兎角を討べし、◎脱文アルカ其上師傳の流を埋み私曲をかまへ、みぢん流と號し、兵法を傳る事、師も草の陰にてさぞや惡しとおぼすらん、天罰遁るべからず、木刀にて打殺、兎角が尸を路頭にさらし恥を與ふべし、但かれ一人を二人して討は嬉しからず、世の聞へも然べからず、我々が手並を兎角こそ兼て能知りたれ、兩人が中にて鬮をとり、其鬮を取當る者一人、江戸へ行べしと定め、小熊鬮に取當りて江戸をさして行、どろの助は國に留り、時日を移さず鹿島明神に詣でて願書をこめ奉る、

敬白願書奉納鹿島大明神御寶前

右心ざしの趣は、某土子泥之助兵法の師匠諸岡一羽亡靈に敵對の弟子有、根岸兎角と名付、此者師の恩を讎を以て報ぜんとす、今武州江戸に有レ之、私曲をおこなひ逆威を振ひ畢、是に依て彼を討ん爲

神道流、後改號長威齋、中興刀槍之始祖也、

早雲記曰、鹿島は勇士を守り給ふ御神、末代とても誰か仰がざらん、然に鹿島の住人飯篠山城守家直、兵法の修行を傳へしより以來、世上にひろまりぬ、此人中古の開山也、神道流刀術者曰、鹿島香取の兩神より長威へさづけ給ふ刀術ゆへ、傳書に天眞正傳と有り、天眞正とは兩神の御事なりと云り、

○諸岡一羽

諸岡一羽者傳飯篠家直刀術、居於常州江戸崎、根岸兎角、岩間小熊、土子土呂助從一羽各得精妙、一羽病癩風而起居不協、岩間土子能保養之日夜不離其側、根岸者潛出奔相州小田原、又移武州江戸、改神道流號微塵流、既而一羽死於江戸崎、小熊土子等葬之、然後相談曰、兎角不知師恩、甚無道也、不如赴江戸撃殺之、二人相共詣鹿島神宮祈之、小熊赴江戸、土子留常州、奉納願書於鹿島神宮而祈之、既而小熊到江戸、與兎角欲決勝負、達東照宮台聽、於此使山田豐前守爲奉行、根岸岩間出於常磐橋決勝負、小熊取根岸之片足落於橋下、捨木刀而拔短刀發聲而斬欄干而示其勇威於衆人、大顯其英名、自此根岸之門人皆從於小熊習刀術、然兎角之門人欲潛害之而報師之讐、相謀而使小熊入於浴室、甚熱而使失其正氣、小熊漸出浴室而倒、於此遂斬殺、此後根岸又以刀術鳴世、至今微塵流往々存、土呂助者居江戸崎、有水谷八彌者從土呂助繼其傳、後赴於駿州、意欲仕東照宮、苦事之遲滯赴遠州仕大須賀五郎左衞門康高、始於駿州淺間與刀術者決勝負、大顯其名、家所伊右衞門從八彌得精妙、後仕豐臣秀頼公、元和元年於浪速城震勇氣戰死、

早雲記曰、みしは昔天正の頃ほひ、常陸國江戸崎と云所に諸岡一羽と云て兵法の名人有、いにしへの飯篠長威入道にも劣るべからずといひならはす、

六年極月大井采女、

本朝武藝小傳卷之五

刀術

夫刀術者、始下武甕槌命經津主命拔二十握劍一倒植二於地一踞二其鋒端一於神術上、景行帝皇子日本武尊傳二其神術一爲二三段位一、陸奧守源義家學レ之爲二五段位一、鎭西八郎爲朝者習二刀術於肥後人尾伊手次郎大夫則高一、而其技超二則高一、伊豫守義經者習二刀術於鞍馬僧一顯二名譽一、常陸鹿島神人爲二其長一者七人、以二刀術一爲レ業、至レ今號二關東七流一者是也、中興飯篠得二天眞正之術一大興二起刀槍術一、

○飯篠山城守家直

飯篠山城守家直者下總國香取郡飯篠村人也、後移二於同州山崎村一、自二幼弱一好二刀槍之術一得二精妙一、常祈二鹿島香取神宮一將レ顯二其技藝於天下一、潛稱二天眞正傳

藝守好玄ニ得ニ其秀一、其子十左衞門元滿繼ニ箕裘藝ニ大鳴レ世、爲ニ台德大君師ニ而芳譽徧ニ四海一、其子十左衞門元政繼ニ其藝ニ而有ニ精妙之名一、世人推曰ニ荒木流一、

○原田權左衞門種明

原田權左衞門源種明者參州松平家族也、父曰ニ久太郎種勝一、養祖父右衞門種信領ニ參州浮谷采地六百石一、仕ニ織田信長公一、後奉レ仕ニ東照宮一、至ニ種明ニ在ニ麾下一、後由ニ台命ニ仕ニ駿河大納言忠長卿一、種明自ニ少年ニ好ニ馬藝一、在ニ荒木元滿之門ニ練習有レ年、終得ニ其宗一、其子七兵衞種茂繼ニ父之藝ニ爲ニ精妙一、遊ニ其門ニ者若干、凡近世以ニ馬藝ニ雖ニ鳴レ世者多一、不レ有下如ニ種茂ニ之盛上也、好近古之達人也、元祿十六癸未年五月三日死、享年六十有八、法名養運、葬ニ於武都小日向智願寺一、

○八條近江守房繁

八條近江守源房繁者東國人也、得ニ馬藝之神妙一、中興以來雖下達ニ馬藝ニ者多上、未レ聞下精妙如ニ房繁ニ者上、故今爲ニ之宗師一、八條六郞朝繁繼ニ箕裘藝一、氏家參河守高繼遊ニ朝繁之門ニ繼ニ其統一、君袋監物高胤受ニ其傳一、君袋出雲守隆胤相ニ續其藝一、後赴ニ奧州一、遊ニ隆胤之門ニ者多、篠原織部正淸出ニ其衆ニ以ニ馬藝ニ其名著、

出羽人山上主水傳書曰、八條房繁は小笠原家の馬術を習ふ、是貞純親王より代々相續の馬藝也云々、

○八條兵部大輔房隆

八條兵部大輔源房隆者近江守房繁之弟也、得ニ馬術之精妙一、遊ニ其門ニ者多、天文年中人也、

○長尾丹後守景家

長尾丹後守平景家者、就ニ八條房繁ニ悟ニ八條流奧義一、屋代玄蕃入道重高繼ニ景家之傳一、其子左近將監重俊（あきりあり）繼ニ箕裘藝ニ其名餘矣、荒川長兵衞重世遊ニ重俊之門ニ得ニ精妙一、

羽州大山大井采女傳書曰、永正五年八月八條近江守房繁、享祿二年十一月六日長尾丹後守景家、天文九年十月屋代玄蕃入道重高、永祿二年三月屋代左近將監重俊、元和四年三月荒川長兵衞重世、寬永

佐々木左京大夫源義賢者、近江守氏綱之弟彈正少弼定頼之子、而代々相續而居二江州觀音寺城一領二江南數郡一義賢好二馬藝一而善レ馭、後從二齋藤安藝守好玄一得二其宗一、近世以二馬術一鳴レ世者多、以二義賢一爲二宗師一、有二中村孫兵衛善佐者一繼二義賢之傳一爲二精妙一、在二中村之門一者數人、大西木工助吉久（後號二川齋一或作レ仙）、拔二於數人一、吉久或作二義續或義次一、至レ今吉久之末流在二諸州一、推曰二佐々木流一、

○上田但馬守重秀

上田但馬守源重秀者、從二細川左衞門佐康政一得二大坪之傳一、康政者習二騎法於齋藤安藝守好玄一而得二其宗一、重秀後仕二富田信濃守信高一、其子丹波守重國其子吉之丞重時、代々傳二箕裘藝一大揚二家聲一、慶長年中富田信高籠二於勢州津城一、時重時軍功拔群也、至レ今稱レ之、後仕二阿波侍從一、其子半平安重 其子吉之丞重昌 相續在二阿州一、世人推曰二上田流一、其名徧二日城一、（有二上田丹右衞門重順者一、半平安重弟也、仕二甲府少將柳澤吉保一、）

關原記曰、富田信濃守信高、勢州津城に籠る、大坂より毛利甲斐守秀元、長束大藏大輔正家、宍戶安藝守隆家、鍋島信濃守勝茂、吉川藏人廣家、長曾我部宮內少輔盛親、中江式部少輔直澄、蒔田權之助、山崎右京亮定勝、松浦安大夫宗清以下を差向られ、稠く城を攻らる、既に毛利秀元の軍兵城中へ込入けるに、信高が家人上田吉之丞と云者あり、渠は無雙の馬上の達者にて名を知られたる者なりしが、敵の大勢を門より外へ追出して則木戶を下しけり、

○加藤勘助重正

加藤勘助藤原重益者先祖參州人也、領二采邑九百八十石一、奉レ仕二台德大君大猷大君一、甞學二騎法於上田但馬守重秀一得二其宗一、遊二其藝一者多、後由二大猷大君之命一言二上馬術之事一、其名著、

○荒木志摩守元清

荒木志摩守藤原元淸者攝州人、荒木攝津守村重一族也、攻城野戰之功多、後改二安志一、甞習二馬藝於齋藤安

數代傳レ之、今謂ニ作鞍鐙ー爲ニ工之最上一、自レ古達ニ馬術ー者多、然如ニ道禪ー者未レ聞レ之、可レ謂ニ古今獨步ー也、遊ニ其門ー者若干、傑出者村上加賀守永幸、三條殿、浦松殿、畠山宮内大輔、同中務少輔、同掃部助、細川右京大夫、朝日三郎左衞門、長次郎左衞門、熊谷近江入道、同左京亮、圓明坊兼宗、齋藤備前守、同備後守、同八郎左衞門、須田新左衞門、井口次郎左衞門、土肥能登守、增位掃部助等也、傳書曰、大坪式部大輔庵主慶秀五月十八日死、八十四歲、

○村上加賀守永幸

村上加賀守永幸者始曰ニ孫三郎ー、從ニ大坪道禪ー練習有レ年、終得ニ其宗ー、後薙髮而號ニ德全ー、從ニ永幸ー學レ馭者許多、遊佐河内入道、同孫左衞門、齋藤因幡守、同次郎左衞門、同式部丞、同備前守、同備後守、忍定寺七郎左衞門、用瀨四郎左衞門、菱木三郎左衞門等傑出、傳書曰、村上加賀守二月晦日死、五十二歲、法名德全、

○齋藤安藝守好玄

齋藤安藝守好玄者從ニ齋藤備前守芳連ー繼ニ馬藝之傳脈ー、芳連入道者得ニ村上加賀守永幸之傳ー、雖ニ大坪之支流多ー皆以ニ好玄ー爲ニ中興祖ー也、或曰、好玄者能州熊本城主、與ニ隣國ー鬪而不レ能レ禦レ之、遂逃而漂泊、後死ニ於荒木元清之宅ー、

大坪道禪より安藝守に到る系連傳書に依てたがひあり、大鹽不存忠直と云人あり、大西木工助吉久が門人守能、圖書長成にしたがふて宗を得たり、此人の傳書には、大坪慶秀、村上加賀守永幸、齋藤兵庫允國忠、小笠原備前守種盛、齋藤伊豆守法運、佐々木左京大夫義賢、中村孫兵衞善佐、大西木工助吉久とあり、上田傳書、荒木傳書には、齋藤兵庫允國忠、小笠原備前守種盛は見へず、齋藤伊豆守法運を備前入道芳連と上田傳書にあり、又一書には芳連を法連と書たり、佐々木義賢は齋藤安藝守好玄が傳を相續とあれば、大鹽が傳書には好玄をおとせるか、

○佐々木左京大夫義賢

愚曰、近世の射は堂前草射の術或は遊興のかけ的にて、弓道の誠を失り、中頃日置吉田の射法持滿審固の敎精しく古今に秀たり、然るに近代は堂前をのみ好んで、日置吉田の射法も漸くすたれんとす、古代より傳來の弓法は猶更辨まへたる人なし、いかなる人が始けん、近き比は十二三歲の小人をして半堂を射させて世にほこれり、實に利のためにして日置の罪人と云べし、

香山書曰、弓道は觀德軍用を本とする成に、近世の射は武射にもあらず禮射にもあらず、只遊興のかけ的を好めり、願くは賭弓の古風を殘せる御所的こそ見まくほしけれ、愚曰、中興戰國と成て諸家に傳はれる弓禮多くは其傳を失ふ、殊更犬追物笠掛流鏑馬は馬上の三物とて、其習繁多なれば其作法を知る人なし、たまくのこれる書も異說多くして正僞を辨へがたし、古に精しき士、殘れるを補ひあやまてるを正さば、弓道の興起これにすぐべからず、

本朝武藝小傳卷之四

馬術

馭法者本邦自二往古一而爲二武事始一、故其法之傳授有二諸家一、京都將軍家末天下大亂、諸家各失二家傳一、偶僅存者小笠原家馬術而已、故諸士皆因レ之、大坪慶秀拔二諸士一而得二精妙一、八條江州悟二微妙緒一、各皆建二一家法一、方今之世謂二馬藝一者不レ外二大坪八條一、故以二大坪八條一爲二騎法中興祖一、

○大坪式部大輔慶秀

大坪式部大輔慶秀者或廣秀、上總人也、始號二孫三郎一、又曰二左京亮一、仕二將軍義滿公及義持公一善レ馭、後薙髮而號二道禪一、亦能作二鞍鐙一、一日赴二常陸一而祈二鹿島神一、夢中得二鞍鐙曲尺一、謂二之夢想鞍一、祕而不レ許レ人、可レ謂二道禪者鹿島大神之直弟一也、故終稱二直弟入道一、授二鞍鐙曲尺於畠山中務入道一、畠山又授二之伊勢氏一、伊勢氏

右衛門、山田半内、杉山三右衛門、吉田小左近、大橋長藏、高山八右衛門、吉井助之丞、長屋六左衛門、吉見喜太郎、星野勘左衛門、葛西園右衛門、和佐大八都二十六人、謂₂之堂前大射手₁、或稱₂京一₁、

或書曰、京都三十三間堂にて矢數を用る事、是全く弓道の助とは不レ可レ成、いかんとなれば、上古に弓を學する事は手前を先として矢數を先とはせず、その故は、中りと云ものは、其手前たゞしからざればあたらざる物也、故にあたりを得んと欲する時は、能く弓を學し勤むるに在り、故にあたりを本とする時は弓道自らすたらず、矢數と云ものは弓と人との力に有、矢數を本とする時は、力をのみ勤て手前をつとめず、故に弓道自らすたれり、てまへ正しくして中る時は、矢數と云ものも自然と分に應じて其内に在べし、されば論語にも弓射る事皮をしも主とせず、力の品おなじうせざるが爲也と云り、皮とは的のぬけの淺深を云り、然るに今の人、矢數を多く射る事を弓の道とおもふ事、是力を勤る道なれば、大きなる誤成べし、其上上古に此堂をとをしたる心は、今の人の矢數を用る意得にてはあらず、矢十筋の内にて皆通るか通らざるかをためして、其手前の善惡をかんがみぬる也、然に末世の人、矢數を多射て多く通したるを本とする時は、自ら手前の道廢るべし、但手前正しからざれば矢數通らずといはゞ、猶手前を正しうすべし、孔子曰、弓射る事君子に似たり、的を外したる時は却て其身に求ると云り、實に弓を學せんものはいかんぞ此堂にあらんや、されば末世の弓を學する者は、他人の耳目を誑さん事をのみ巧とするによつて、かゝる事に樣々の奇特を巧出し、實に弓道正直の自由を得る人稀なり、是故に末世の有樣弓の達人を云時は、此堂の矢數を多く通したる者を以て天下一人の達人とするが故に、末世に至るほど、人人此事をのみ心として弓道の誠をうしなふべし、

然所に本郷被レ申様は、繼縁跡さがりに繼申事ひが事と申、南のつゐぢの柱に大釘を打、堂の縁より水をもり縁ろくに十一間繼、日數四日迄射る、然ども通矢一筋もなし、本郷無二面目一して繼縁とまられける、其時京童一首

本郷の力はしらず弓はまだ堂はぬけいではぢは左太夫

又一首

壽德めがまつもなしゑたまへあたり千に一つは先へやれかし

頃は慶長九年也、本郷が繼縁ろくに繼たる事を諸國の射手共聞及射に上る、淺野紀伊守殿衆十二間繼射通せば、越前衆十四間繼射通す、後には南のつゐぢ迄十九間半有、是までしさつて射通す處に、星野小左衛門、堀助右衛門と申仁兩人は、南のつゐぢ迄十九間半、堂より北十間以上三十間繼射通す所に、射手共集て、繼縁と申事は、矢千に一つ射かけて通す事いらざる物と申、又矢數射る事に仕たる事也、

○今熊野猪之助

今熊野猪之助者平安城人也、天正年中始射二於蓮花王院一、此堂前草射之起也、

景重曰、堂を射通初たるは、天正の中頃今熊野猪之助と云者也、

矢數帳曰、三十三間堂射初し起は、東山今熊野觀音堂の別當なにがしの坊とやらん弓ずきにて、八坂の靑塚を射のべを以てくり、歸るさに三十三間堂に休み、初てくり矢にて射そめしより事おこると也、愚曰、今熊野猪之助を今熊野別當とあやまるにや、

○淺岡平兵衛

淺岡平兵衛者尾州淸須人、而習二射於竹林如成一、慶長十一年正月十九日於二蓮花王院一射二通五十一本一、凡堂射而爭二一二一者濫二觴於淺岡一、而後上田角兵衛、筒井傳兵衛、鹽屋覺左衛門、吉田五左衛門、櫛田次左衛門、日置淸順、伴半右衛門、堀江助右衛門、糟谷左近、吉田大藏、矢島平左衛門、齋藤勘兵衛、落合孫九郎、下村忠

○小川甚平

小川甚平者不レ知レ謂ニ何國人一也、射ニ於蓮臺野一而發ニ其射名一、關白秀次公賞レ之賜ニ黄金一云々、

景重傳書曰、關白秀次公被レ成たる遠矢場、京吉田の西三六の地藏とうしの宮との間二百間、三條通と聖護院の森との間四方くりの所蓮花座也、右近の馬場二百二十間也、蓮臺野二百四十間也、關白秀次公蓮臺野四町め の道に判金十枚ならべ 置て、四町めの道へ矢を射付た る者に 一枚宛被レ下たる事也、此判金一枚取たる者は小川甚平と申仁がとりたる事也、又大和郡山なら海道と申所二百五十三間、是西より東矢落に射る所なり、少矢先さがり成所也、此矢所を關野藤兵衞と申仁射つけたる樣に沙汰仕候得ども誤也、

○木村伊兵衞

木村伊兵衞者精射也、天正年中於ニ蓮華王院一始射ニ通繼緣三間一、後に白川仁兵衞、關六藏、黑田彌七、吉田五左衞門、山口軍兵衞、淺岡平兵衞等各射ニ繼緣一、星野小左衞門、堀助右衞門者射ニ通繼緣三十間一而發ニ射名於華夷一、

景重傳書曰、繼緣射通初たる事、天正の末、京の人木村伊兵衞と申仁、上りはしごを跡さがりに三間繼ぎ射通初たる事也、扨遠矢の筈淺く仕、遠矢弓短く切詰申候事も、秀次公の御時木村伊兵衞仕初たる也、扨又繼緣國々より射に上る、五間六間繼ぎ射通す、其頃十間繼て射る衆、淺野紀伊守殿衆吉田五左衞門、越前衆吉田印西弟子山口軍兵衞、尾州衆竹林弟子淺岡平兵衞、右之衆十間繼射通す、其外京の人伴喜左衞門弟子關六藏と申仁九間繼射通、同弟子白川仁兵衞と申仁七間繼射通す、壽德弟子京の人黑田彌七と申仁七間繼通す、右の外七間繼射通す衆多し、如レ右に射て四五年も有所に、壽德弟子本鄉佐太夫と申仁、其頃大射手大兵成事昔の爲朝と云共左太夫程社有べきと皆人譽たる射手也、

き事弓道にあり、山科派を伴治左衞門滿定と云人に習ふて精妙を得たり、又諸派の弓術其奥旨を究盡さずと云事なし、貫革的中共に神妙を得たり、是穀に志のくはしきにあらずや、且暇日奥村右京仲之をまねきて我國の道を學びて和歌を工にす、實に人傑なり、元祿六癸酉年十二月廿七日享年五十九、丹州日置里にて死、

○中川將監重清

中川將監源重清者始仕ニ織田信長公一、有ニ勇才一且善レ射、後奉レ仕ニ東照宮台德大君一、台德大君每被レ召ニ重清於營中一試ニ射術一、其子左平太重長繼ニ箕裘藝一、又從ニ吉田大藏茂氏、吉田六左衞門重勝、伊丹半左衞門直政一各得ニ其宗一、伊丹者吉田印西門人也、後因ニ大猷大君之命一言ニ上其技術一、

○西尾小左衞門重長

西尾小左衞門源重長者奉レ仕ニ台德大君大猷大君一居ニ江戶一、從ニ吉田大藏茂氏一悟ニ其微妙一、謂ニ之大藏加賀傳一、後重長授ニ與其術妙於大庭軍太夫景重、平澤助左衞門吉重一、大庭者仕ニ松浦家一在ニ西州一、後致仕居ニ平安城一、平澤者仕ニ關宿侍從久世廣之一、元祿五壬申年十二月廿六日死、

○森刑部直義

森刑部直義者父曰ニ小太夫一、仕ニ田中兵部大輔吉政一、居ニ筑州久留目一領ニ采邑千石一、後致仕居ニ江州一、直義移ニ居平安城一、從ニ吉田六左衞門入道雪荷一學レ射悟ニ其妙一、始仕ニ酒井宮內大輔忠勝一、後仕ニ松平備前守隆綱一、其子刑部往直、其子刑部直平繼ニ箕裘之藝一、又有ニ鳥居佐五右衞門勝正者一、與ニ直義一共學ニ射於雪荷入道一爲ニ精妙一、仕ニ內藤豐前守信照一、後薙髮號ニ一泡一、

○山口軍兵衞

山口軍兵衞者從ニ吉田印西一得ニ授受一、固精射也、或曰遠矢到ニ四町一貫ニ柳梢一、印西甚賞ニ美之一、不レ拔ニ其矢一伐ニ其柳一書ニ天晴之二字一而授ニ山口一云々、後仕ニ宰相忠直卿一、於ニ蓮華王院一射ニ通繼緣十間一以發ニ其名一、

の功を勵す、弟子凡數百千人、其中に蓮花王院の堂に至り通矢を修練する者有、又百發百中の妙を得る者有、弓矢を制し强弓を引長矢束を調練する者不レ可ニ勝計一、印可授與の輩十八、許可の族及ニ百人ニ云々、當時蓮花王院の堂屋檐漸舊て及ニ大敗一、京尹板倉防州太守奉ニ鈞命一改葺あり、承應元年營功亟成、此時射術に長じたる者國君郡牧の家臣等洛に參會して射初を望む輩百人計、京尹未ニ許容一、爰に家盛京尹の亭に候し訴て曰、我父祖の志を繼此業を事とする事年有、願は射初の免許を蒙らんと云云、京尹許レ之曰、彼が父祖射術の功人皆所レ知也、則可レ勤と命あり、家盛謹而承レ之、承應元年癸巳臘月七日齋戒し家族門弟を相率て堂に登り、白羽の矢二筋發レ之、其行粧嚴然として貴賤群集し見る者堵墻の如し、因レ是京尹上聞に達せらる、從レ是已後堂に望む者不レ可ニ勝量一、其頃矢數射る者前夜より翌朝に及ぶ、夜中かゞりを燒矢先を照す、家盛工夫し、かゞり少しなれば矢先高くかゞやかず、大なれば檐近して火災あやうき事をおもひ、門人水野與左衛門矢數の時地を離る事五六尺計に松炬を燃す、是より後人皆用レ之、左右の鞢(ゆがけ)、射法の事、後世の一助と成工夫、其數を不レ知、家傳に詳なり、

○片岡助十郎家清

片岡助十郎家清者平右衛門家延二男也、與ニ兄家盛ニ共盡ニ心於射術一、後爲ニ吉田左近茂武之婿一、又從ニ吉田大藏茂氏ニ勵ニ精心ニ終至ニ絕妙一、射ニ於蓮花王院ニ三度、發ニ射名於諸州一、學ニ其工夫ニ者若干人、世稱ニ之山科派一、又有ニ下河原平太夫一益者一、學ニ家淸傳於伴蒲定ニ悟ニ其妙旨一、貫革的中共得レ之、又諸派奧旨無レ不ニ究盡一、至微而得ニ至精ニ者耶、

弓は武器の長たれば、往昔より爲レ士者弓術を學ばざるはなし、然ども其妙旨を究め貫革的中共に達せるはすくなし、下河原一益其爲レ人貞固にして、幼稚より能好ニ其職ニ刀槍の術をねる、然ども其篤

らく、偶武士の家に生れ此業を事とする事何の樂か加㆑之や、須臾もおこたる事なし、天質英俊の才有て强弓を彎事普通に越たり、或時遠矢を射る事四町五段に至る、其頃左近山科に來り甚是を感じ、則褒美の印可を與ふと云々、家延幼稚より此業に身を委ぬ、文才拙き事をかなしみ、凡藝術は事理兼備せずしては妙處に至り難き事を知て、壯年の後手跡を習ひ讀書を勸め、或時は五山の碩學に參禪して奥旨を探り、或は諸宗の智識に謁し顯密の法を尋問、或は京尹の記錄所に往て獄訟曲直を密に聞て、射法の一助とせん事を欲す、然ども猶不㆑慊おもひ、其頃洛の鴻儒人見卜幽を我亭に招き、聖經賢傳を講習せしめ、中庸に至て未發已發の理を聞て射の微妙を開悟すと云々、是より先、父家次存生の時、大藏は菅黄門に仕へ加州に有、洛に來るごとに山科に過り、相共に當道の奥義を論じ古來の書を損益し、是を至當に歸して目錄印可を改め、射法の强弱を節にし、遠矢の弓矢を制し、力を不㆑勞して矢數を發し、其功古昔に倍せり、故に當流と號して家延に傳ふ、當世の射を事とする者大藏幷家延が指揮に不㆑依はなし、門弟數百人の內、高山八右衛門其器に當れり、然ども蓮花王院の堂を通して未㆑得㆓名譽㆒、於㆑是家延弓矢强弱の理を考へ、力微なる者の遠矢を可㆑射弓を制して高山に授く、高山此弓を以て終に蓮花王院の堂を通し無雙の名を得る事、師大藏に不㆑恥、弦打して矢筋を辨ず、自然の妙にして言語を以傳え難し、門人晝夜咫尺すといへ共終に傳受する者なし云々、終に仕を不㆑求此業に遊ぶ、平右衛門家盛父家延が家督を繼で山科に住す、幼稚の時より當道に精熟し夜を以日に繼、不幸にして十九歳の時父を喪す、然ども父存命の內事理一致の奥旨を極め、天質其器にあたれり、弓矢を制する事父祖に優劣なし、不言の妙を默識し家累に役せられず、四方に逍遙して日新

少將板倉重宗奉二鈞命一有二改葺一同臘月七日重宗命二家盛一使レ爲二射初一家盛齋戒而率二家族門弟一登レ堂發二白羽二箭一其行粧嚴然而見物如レ堵、於レ此射名發二日域一凡從二家盛一習二弓術一者若干人、可レ謂レ盛也、寛文十庚戌年七月十三日五十三歲於二安祥寺一死、法名道盛、其子平右衞門家親又精二箕裘藝一嗚呼數代繼二父祖之志一不レ墜二家聲一奇哉、

片岡家譜曰、片岡平右衞門家次者累代城州山科の里安祥寺に住居し、射藝に遊ぶ事多年、其比江州に吉田出雲守入道露滴とて射術の名譽擧レ世稱レ之、家次其達人たる事を聞て、雲州を山科に招待し、家の傍に小屋を構て尊信して指導を受、晝夜寢食を忘れて學習星霜を重ぬ、終に射術得心して一流の目錄口傳をゆるさる、修練の功彌積で後、洛の蓮花王院の堂を通し、且遠矢を射る事四町に至る、於レ是雲州其器にあたる事を感じ、則印可を授與し祕傳奧義を示さると云々、其後於二江州一出雲守死去の時、家次を呼遺言して曰、我子幼稚にして射術の妙傳べからず、幸に汝に此道を傳置し事、天いまだ我弓を墜し給はぬにやとおぼゆ、我子成長せば汝當道を傳へ射術の道流を繼しめよと、しからば又汝が子孫我子を師とし相與に琢磨して此道を天下にかゞやかすべしと云々、家次謹而諾し、師命おこたらず、長子左近右衞門を輔て當流弓道の妙術を得せしむ、左近右衞門も家次をしたひ山科に來て夙夜に此道を習熟すと云々、其頃關白秀次公、山科より射にすぐれたる者六人洛に召て上覽あり、家次是が長たり、關白殿下其堪射を御感有て、家次に俸祿を可二充行一間可二勤仕一旨忝くも蒙二鈞命一といへども、固辭して不レ仕、行年五十八にて歿す、平右衞門家延家次が長子也、父の遺跡を嗣で安祥寺に住す、任二雲州之遺戒一左近大藏を師として射術に年月を累ぬ、志いよ／＼切にして、祁寒大暑をいとはず手に弓矢をすつる事なし、其心におもへ

關六藏藤原一安者先祖山州山科人也、父號ニ四手野井下野守ト、一安始繼ニ須佐美山城守家ニ而改號ニ須佐美ト、後又有レ故號ニ關氏ト、須佐美者江州佐々木家人而國分城主也、一安自レ幼從ニ伴道雪ニ習ニ弓道ヲ、道雪遂以ニ一安ニ爲ニ養子ト、授ニ射妙一貫ヲ、後改ニ一安ニ號ニ正次ト、元和年中射ニ於蓮花王院ニ通ニ繼緣九間ヲ、又與ニ白川仁兵衞、青屋權七ト射ニ於靑塚ニ大顯ニ射名ヲ、承應二壬辰年五月廿日死、享年八十有三、法名能譽淨仁、

大庭景重傳書曰、都廻遠矢場は祇園之南八坂道京間に合て百八十間、同所靑塚二百五間、是は天下の矢所也、同所淸水二百四十二間也、此靑塚と申所を射初たる事、天正の中比、京の人又四郞と申者、扨又祇園の者矢師の子、彼等兩人の者共射初て、天下の遠矢場となる、元和の終迄四十年餘、國國より射に上りて矢先一寸一尺をあらそひたる事也、然所に京六條彌右衞門と申者、淸水道迄矢を射出したる樣に沙汰仕たる事誤也、扨又越前衆淸水道迄射出したる樣に沙汰仕たる事も誤也、四十餘年間に淸水道迄矢を射出したる人はなき由申候、此矢所にて大射手の者共、伴喜左衞門弟子關六藏、同弟子白川仁兵衞、同弟子靑屋權七、右の者共は靑塚廿間三十間も射越候者也、

○片岡平右衞門家次

片岡平右衞門家次者城州山科里安祥寺人也、自レ幼好ニ弓術ヲ從ニ吉田出雲守入道露滴ニ學習年久、終得ニ其精妙ヲ、關白秀次公自ニ山科ニ被レ召ニ射術者六人ヲ、家次爲ニ其長ト、秀次公褒ニ賞家次之射藝ヲ、賜ニ俸祿ヲ、而辭不レ受歸ニ山科ニ、元和元乙卯年四月十七日五十八歲而死、法名道怡、其子平右衞門家延繼ニ箕裘之藝ヲ得ニ精妙ヲ、遠矢到ニ四町五段ニ、門弟數百人、其從遊之盛未レ有ニ如レ此者ニ也、高山八右衞門抽ニ於同遊ニ、射ニ於蓮花王院ニ大發ニ弓術之名ヲ、寛永十四丁丑年五月廿二日家延死、四十八歲、法名道慶、其子平右衞門家盛繼ニ父祖之志ヲ達ニ弓妙ヲ、承應元辛卯年及ニ蓮花王院有ニ大故ニ、京之尹

者あり、此人尾州清須城下に來り弓術ををしゆ、淺岡平兵衞を初めて其術を學ぶ人多かりしに、國守少將忠吉卿聞召て、隨波をめされ、師匠を御尋有けるに、隨波申上けるは、私師匠は竹林坊と申て眞言坊守なり、高野山に住しけるが、近年は吉野のかたはらに居申候と御いらへ申ければ、忠吉卿則一宮に命ぜられて竹林を召る、竹林召に應じて清須に來り、忠吉卿を拜し奉る、爰におゐて淺岡平兵衞を始て御家人多く竹林を師として其藝に遊ぶ、一兩年過て竹林終に尾州に死す、其二男竹林彌藏貞次、父如成の傳を相續し尾州に居す、長屋六左衞門忠重彌藏を師として妙を得たり、星野勘左衞門茂則長屋忠重が傳を繼たり、（愚曰、天正の頃一宮隨巴とて射藝に達しける人有しが、武田信玄のために死せり、竹林弟子の一宮隨巴とは同名異人たるべし、少將忠吉卿の清須城に移り給ふは慶長六年にて、同十二年に御逝去なれば、竹林が清須に來るは慶長七八年のころほひなるべし、）

或人曰、尾林與次右衞門と云射手有、竹林彌藏貞次が弟子也、紀州の吉見臺右衞門は尾林が門に出たり、臺右衞門後順正に改む、葛西園右衞門吉見が傳を繼ぐ、森川香山の書に、苔口八右衞門重久と云人、尾林與次右衞門煩勞の時、能いたわるに依て、弓道悉く相傳すと云々、

○田中大心秀次

田中大心秀次者吉田出雲守重高弟子而達二射術一、居二平安城一以二其藝一鳴、世稱二之大心派一、

○木村壽德

木村壽德者江州堅田人、猪飼氏也、學二射術於吉田出雲守重綱一爲二精妙一、其末流多、世人稱二之壽德派一、

○伴喜左衞門一安

伴喜左衞門一安者從二吉田雪荷入道一得二射妙一、後改二道雪一、以二其藝一鳴、雖レ多下從二吉田雪荷一習二弓術一者上、道雪獨得二其宗一、始居二丹後田邊城下一仕二細川玄旨一、天正年中以二根矢一射二通蓮花王院一、此根矢數之始也、至レ今末流在二諸州一、稱二之道雪派一、譽傳二千歲一、

○關六藏一安

死、在ニ二子一、兄曰ニ石堂新三郎一、弟曰ニ石堂彌藏貞次一、雖レ爲ニ二男一繼ニ箕裘藝一、竹林如成死後、新三郎習ニ射於野村作左衞門一而自號ニ石堂竹林一、元和年中於ニ越前高野渡口一船覆而死、從ニ貞次一習ニ弓術一者多、至レ今末流在ニ諸州一、稱ニ之竹林派一、

吉田家傳曰、竹林如成は眞言僧にして江州に居す、吉田家祈願僧也、射術を一鷗入道に習ふて竹林派と號すなり、

細川記曰、永祿元年六月九日、松永彈正久秀、五千人の勢にて、勝軍地藏山に陣取し、近江の六角義賢の勢に向て合戰を始む、互に新手を入替、終日戰暮しけるが、近江勢討負、五十三人討死す、松永勝に乘て追懸、松永彈正久秀也と名乘し所を、近江衆に竹林坊とて名を得たる弓の上手、松永をねらひ丁と射たり、久秀運や強かりけん、竹林胸板に弦をせかれて其矢松永が乘たる馬にあたり、馬は其まゝ倒れけれ共、主は弓手に飛下て危き命を助りぬと云々、

森川香山傳書曰、竹林派の傳來は、應永の頃伊賀國に日置彌左衞門範次と云人有、此人射術に達す、伊賀人安松左近吉次其傳を相續す、于レ時應永廿五年也、其子安松新三郎繼ニ其術一、弓削甚左衞門正次と云人に射道悉附屬す、其子弓削彌六郎相續す、彌六郎可ニ傳授一人なきに依て、弓書三島明神の社中に籠て死、石堂竹林如成三島明神の夢想を蒙りて弓削が書を得て、又其射傳を中興す、弓道の名匠たり、或說に、竹林は吉田家の祈願僧にして吉田の射傳を聞、竹林派と稱するといふはいぶかし、愚曰、竹林吉田家の祈願僧にして、吉田の射傳を聞、竹林派と稱するはいぶかしと香山の傳書に見へ侍れ共、竹林は眞言僧にして江州に居たる事は明白なれば、吉田家の祈願僧と云事據なき說にあらず、其頃吉田一鷗入道弓術におゐては天下一の名人たれば、國守佐々木義賢を始て國士皆一鷗の門下たり、竹林猶更其射傳を聞るなるべし、日置彌左衞門範次は日置彈正正次を僞作せるにや、香山の書には日置は大和の日置、伊賀の日置とのたがひ有とみへ侍れ共、吉田重信傳には、日置彈正居ニ伊賀國一達ニ射藝一、天下無下出ニ其右一者上とあれば、正次和州に生れ、後に伊賀國に居し給ふなるべし、如レ此の說を以て考れば、日置範次の事うたがひなきにあらず、

尾州星野氏門人物語に、竹林弟子に一宮隨波と云

六度爲ニ京一ニ、其術神而妙也、故佳名傳ニ千載ニ、好射術之鳳乎、至レ今學ニ其工夫ヲ者多、世稱ニ之大藏派ト、

大庭景重傳書曰、吉田大藏と申仁大兵にて、手づまもきゝたる射手、心も上手にて、其頃の弓打の上手中澤丹波、かれは射る事も能心得たる者也、扨矢はぎの上手京大佛に内匠、彼等兩人を大藏頼みたる時、弓の事は中澤丹波が弓の長六尺七八寸に打出す、はさみの事は、六分七合より七分一合二合迄に打出、矢の事は内匠と申仁が上手を以念を入たる事也、然る時大藏が千三百三十本の通矢の内、七百五十三本丹波が打たる弓一張にて射通たる事也、諸國の射手共是を學び、大矢數射に上りたる事也、然ば大藏を矢數の神と人皆申あえり、

又曰、寛永六年吉田大藏子吉田左馬助、生年十四にて、初矢數總矢五百本、内通矢二百本射通すと云々、

○吉田源八郎重氏

吉田源八郎源重氏者江州人、始號ニ葛卷源八郎ト、吉田出雲守重綱以ニ嫡女ヲ嫁ニ源八郎ニ、後有レ故與ニ重綱ニ有レ隙、於レ此學ニ射於吉田左近右衞門業茂ニ、繼ニ婦家姓氏ヲ、改號ニ吉田一水軒印西ト、其術至ニ精妙ニ、始仕ニ關白秀次公ニ、後仕ニ結城中納言秀康卿及宰相忠昌卿ニ、遂以ニ其術ヲ奉レ拜ニ東照宮台德大君大猷大君ニ、寛永十五戊寅年三月四日死、七十七歲、諸州其門人甚多、世稱ニ之印西派ト、其子久馬助重信、寛永四丁卯年、始奉レ拜ニ台德大君大猷大君ニ、又精ニ其術ニ、重信之弟三右衞門平内重好、此亦繼ニ箕裘藝ヲ發ニ令名ヲ、重信子孫相續而在ニ幕下ニ、

大庭景重傳書曰、三十三間堂にて、ゐんばなへしざつて堂射通初たるは、吉田印西といふ仁、射通初たる也、

○石堂竹林如成

石堂竹林如成者始爲ニ浮屠ト居ニ江州ニ號ニ竹林坊ト、嘗聞ニ吉田一鷗入道之射傳ヲ而甚逼レ眞、後居ニ紀州高野山ニ、又移ニ芳野ニ、後又因ニ中將忠吉卿之命ニ來ニ於尾州清須城下ニ、忠吉卿家臣等多以ニ竹林ヲ師レ之、後於ニ尾州ニ

遠矢和田山より箕作城にいたる、（和田山箕作共江州地名、）

〇吉田助右衞門豐隆

吉田助右衞門豐隆者重綱嫡子而傳二箕裘之藝一不レ墜二家聲一寛永年中仕二攝州大坂一後改二同哉軒一嫡子助左衞門豐綱、二男助右衞門、三男三左衞門豐方共達二射術一嗚呼吉田家數代傳二弓術一揚二家聲一誠奇哉、

〇吉田左近右衞門業茂

吉田左近右衞門源業茂者出雲守重高三男而得二射術之神妙一又善材、後仕二中納言菅原利家卿一剃髮號二木反一世所レ謂左近右衞門派者業茂之工夫也、或曰、關白秀次公甚好二弓術一被レ召二業茂一乃奉レ敎二授其術一秀次公甚有二褒賞一嫡子左近右衞門茂武繼二其藝一而不レ恥二父祖一能辨二弓道之善惡一其子小左近茂成繼二父祖之志一爲二精妙一

大庭景重傳書曰、關白秀次公御弓すき被レ成、三十三間堂度々被レ遊候へ共通矢一筋もなし、御前の人人は是のみに思召候所に、堀久太郎殿、堂見三河を召て被二仰出一候は、上樣の御矢一筋通矢に仕候へ、望に隨て金銀可レ被レ下由被二仰出一候處、三河申上は、我等一代者の事、上樣の御矢見隱し申事世に隱れ有間鋪候間、金銀何程被レ下候共見隱し申事成間敷由申上、然る時上樣の御矢一筋通ん爲に堂縁を三寸さげたる事也、色々才覺仕候へ共御矢終に一筋も通り不レ申候、頃は天正の末也、又弓のゆがみたるに、すくめをかけ直す事、秀次公の被レ成たる事也、

〇吉田平兵衞方本

吉田平兵衞源方本者業茂二男也、與二小左近茂成大藏茂氏一共盡二心於射術一其子平助、雅樂助亦達二箕裘之藝一

〇吉田大藏茂氏

吉田大藏源茂氏者業成三男也、始仕二富田信濃守信高一後仕二中納言前田利家卿一領二采邑千石一茂氏日夜盡二志於射術一故得二其精妙一射二於蓮花王院一七度、而

鷗の子露滴へ承禎唯授一人を返し給ふ、愚曰、吉田一鷗於二越前一條谷一從二上原豐前守高家一相傳の弓書あり、其書奥書曰、吉田一鷗入道於二一條谷一上原豐前守殿より令二相傳一、永正十三年八月云々、又一書の奥書曰、吉田一鷗於二越前一條谷一上原豐前守へ致二懇望一、江州歸國之刻申請、永正十七年二月二日云々、此兩條を以て考れば、一鷗一條谷へ移る事、永正十二三年の頃にして、江州歸國は永正十七年たるべし、然ども佐々木義賢の年齡を以て考れば證としがたきなり、

○佐々木左京大夫義賢

佐々木左京大夫源義賢者彈正少弼定賴男也、好二射術一爲二精妙一、就二於吉田重政一請レ相二續其傳脈一、重政不レ許、然義賢乞レ之不レ止、重政感二其厚志一遂以傳二射道奥祕一、義賢後號二拔關齋承禎一、得二父祖之禪一居二觀音寺城一、亦善レ馭、慶長三戊戌年三月十四日卒、

或書曰、六角義賢は其頃天下無雙の射手吉田一鷗入道が唯授一人の門弟にて、常に射藝を好まれける、

○松本民部少輔

松本民部少輔者吉田道寶季子也、居二大津松本一、精レ射也、後於二越前一戰死、家人松本次左衛門、和田甚左衛門同殉死也、

○吉田出雲守重高

吉田出雲守源重高者一鷗入道嫡子也、始號二助左衛門一、繼二父祖之藝一得レ妙、佐々木承禎入道以二奥祕一授レ之、後號二露滴一、

○吉田六左衛門重勝

吉田六左衛門源重勝者重高弟也、達二射術一善材、至レ今稱二傑作一、後號二雪荷一、始居二丹後田邊一也、子孫在二藤堂家一傳二射術一不レ墜二家聲一、其名徧二日域一、

○吉田出雲守重綱

吉田出雲守源重綱者始號二助左衛門一、出雲守重高嫡子也、繼二父祖之藝一無雙勁弓也、後號二花翁一或曰二道春一、有二四男一女一、嫡子助右衛門豐隆、二男與右衛門、三男五兵衛、四男五左衛門此人者赴二備前一仕二池田家一、一女嫁二葛卷源八郎一、源八郎後號二吉田一水軒印西一、其名高矣、

或書曰、吉田出雲守重綱は近代ならびなき强弓也、

兒の父母を慕がごとく、歳月を經て尋れども生死をしらずと云々、惟るに霜臺射の妙言語を以盡すべからず、仰げば高くきればかたし、其人生處もなく終もなし、是偏に八幡大神かゝりに人界に現じ、後世當道のすたれるを興さしめ給ふかと彌尊信やむ時なく、行年八十歳にして瞑ず、愚曰、日置彈正吉田家へ來る事、森川香山傳書には明應三年三月十九日と有、片岡傳書には明應九年正月十九日とあり、又重て彈正吉田家へ來る事、森川傳書に明應九年、片岡傳書に永正七年正月中旬とありて是も又兩說也、

○針野加賀守

○大塚安藝守

針野加賀守、大塚安藝守、共與ニ吉田上野介ニ從ニ日置彈正ニ得ニ射妙一貫ヲ、針野者居ニ江州伊吹山麓ニ也矣、吉田印西傳書に、吉田道寶中こふしを針野加賀より相傳と記せり、

○淵上河內守

淵上河內守者學ニ射於日置右馬丞ニ得レ妙、右馬丞者習ニ於日置留利光坊ニ、有ニ井關喜西定吉者ヲ、繼ニ淵上之傳ヲ、井關喜西傳書曰、日置右馬丞は水主坊に習候、永主坊は日置留利光坊共申也、日置の名字を右馬丞へさづくと云々、

○吉田出雲守重政

吉田出雲守源重政者上野介重賢嫡子也、始號ニ助左衞門ヲ繼ニ箕裘之藝ヲ、射聲之妙華夷稱レ之、佐々木左京大夫義賢請レ相ニ續其射傳ヲ、重政不ニ許可ヲ、故與ニ義賢ニ有レ隙、遂捨ニ譜代采地ヲ到ニ越前一條谷ニ居六年、後亦歸ニ江州ニ、義賢加ニ倍采地七箇所ヲ、遂授ニ射道一貫於義賢ニ、改號ニ一鷗ヲ、弟吉田和泉守吉田若狹守共得ニ射妙ヲ不レ墜ニ家聲ヲ、

森川香山傳書曰、佐々木左京大夫義賢、一鷗に唯授一人を望給ふ處不レ奉レ許、譜代の地を捨て越前國一條谷へ引籠り、六年居住す、其後朝倉殿より承禎へ御斷有、歸國仕、剩加増七ヶ所給り、此後承禎一鷗の子と成賜ひて、唯授一人を傳受有、其後一

松下勝興傳書曰、吉田重賢始て日置彈正を師とし唯授一人を取、吉田家射道の祖也、六角滿經より弓矢の道の寶たりと褒美あり、道寶と名付給ふと云々、

片岡家譜曰、吉田上野は生ニ江州蒲生郡河森里一、其母夢に三日月入レ胸と見て懷妊し上野を生めり、七歳の春、慈母兒を膝下に撫して曰、汝天性他に異なり、成生の後邪路に遊べからず、もとより天道の助る所なり、夫彎月は弓にかたどる、然らば汝弓道の名譽を得べき祥瑞なり、必射を學ぶべしと云て、小弓を與へて旦夕是を習はしむ、志學の頃ほひに至りて、いよ／＼此道に精力を盡し、當時射藝の達人を聞ては則遼遠をいとはず往て隨ひ學ぶ、如レ斯する事年あり、然どもいまだ不測の妙處を窮めず、故に明應八年の秋吉田八幡宮に一七日參籠し、精誠を抽で靈神の加護を祈り奉る、滿ずる曉の夢に、白髮の翁一の矢を持忽然と來り、其手を上て是をと云て去と見てさめぬ、上野介感涙きもにめいじ、則路に行、天文博士に謁して占卜せしむ、博士曰、矢を上る手は上手の二字を示儀也、是の字は日一ト人を合たる字也、然ば射術におゐては汝日本一人の上手と成べき瑞夢を現じ給ふ成べしと云、上野歡喜のおもひをなし、故鄕に歸り切瑳の功須臾もやむ時なし、翌庚申年正月十九日、年齡五十有餘の人來りて上野に謁て曰、汝射を學ぶの心ざし切也、我此道の奧旨を悟れり、悉傳受せしむべしと云り、上野喜悅甚しく、其姓名をとへば日置彈正と答ふ、曾て生所を不レ言、形容辭氣泰然として尋常にあらず、誠に天授たる事をおもひ、敬禮最嚴なり、嫡子出雲守其頃十六歲、父子共に晝夜親炙して當道の妙處を傳ふ、超然絕類の術不レ可ニ勝計一、習學する事既に七年、永正四年正月中旬悉く射の祕術を極め、印可授ニ與之一畢、同年九月中旬日置いづく共しらず行去ぬ、上野父子憮然として悲歎し嬰

本朝武藝小傳卷之三

射術

夫弓者始二於神代四弓一以來、精射若干歷二々于演史一、鎌倉柳營擧二用精射一有二歩射騎射之興行一、而世々不レ乏二於其人一、中興日置彈正正次得二精妙一大興二起之一、至レ今學レ射者無レ不レ倚二日置之射法一、故以二正次一爲二射術始祖一、

○日置彈正正次

日置彈正正次者大和人也、好二弓術一得二其妙一、吾國弓術中興始祖也、自二往古一雖レ多下以二弓術一顯レ名者上、而不レ詳二其强弱審固持滿一、正次獨得二其徼妙一、可レ謂傑二出於古今一也、正次遊二諸國一、後赴二紀州高野山一而剃髮號二瑠璃光坊威德一、五十九歲死、

西尾重長傳書曰、日置彈正入道道以云々、

田中大心美人草曰、日置、葛輪と云弓の上手と於二京都一勝負をあらそひ、日置勝て名人の名を得たり、

關六藏傳曰、內野合戰に日置殿の矢先にたまる物なし、矢だね盡たりし故、土居陰にかくれ居て、敵襲來れば與レ風出て弦打してゐいと云、敵其聲を聞て逃散と也、

吉田重信系譜曰、日置彈正居二于伊賀國一、達二射術一天下無下出二其右一者上、其門葉雖レ有二數人一、吉田出雲守獨得二其妙一云々、

○吉田上野介重賢

吉田上野介源重賢者江州人、佐々木家族也、始號二太郎左衞門一、好二弓術一得二神妙一、後從二日置彈正正次一得二其宗一、後改二道寶一、此吉田家弓術之祖也、

森川香山傳書曰、明應三年三月十九日、日置彈正修行者として吉田家に來る、吉田上野始て師レ之射道を傳受す、其後高野山に行、明應九年庚申又吉田所へ歸る、唯授一人を渡すと云々、

○水島傳左衞門元也

水島傳左衞門元也者習諸禮於齋藤三郎左衞門久也、久也者小池貞成門人也、後又從上原八左衞門得其宗、後號卜也、居江都大鳴、從遊之人多、依堀田對馬守正英之命奉獻德松君御白髮、顯其名於日域、

德松君御髮置記曰、家綱公の御髮置の御白髮は、東福門院より參らせ給ふ、堂上の有職故實の族に仰て作らしめ給ふ、此度は小笠原の古實を選で是に作らしめんとて、堀田正英相選し處に、水島卜也元成と云者あり、久しく東武に住し、よはひ既に七十有五歲、能和國の故實に達して其名隱れなければ、正英是に命ずとなん、元成極老に依て、弟子相木小右衞門政恆を同道して於正英宅上段調之云々、

或人曰、小笠原流吉良流伊勢流と號して、武家の古禮を傳る者多しといへども、浮屠の妄說を尊信して傳受習とし、我國の古實にたがふ事多し、是正史實錄を不見が故也、想ふに士は家業のいとま必文を學び、又我國の正史實錄を見べき事也、浮屠の妄言を尊び野史小說を實事と思ふは文にくらきがゆへ也、

三、於二丹州日置一死、有二鶴見善右衛門蕃宥者一、從二直治一得二其宗一、

○小池甚之丞貞成

小池甚之丞貞成者仕二小笠原長時貞慶一有二功勞一、故貞慶以二家傳書一授二貞成一、後貞成仕二右近大夫忠政一、從二貞成一習二諸禮一者甚多、至レ今諸州其末流多、推曰二小池流一、子孫相續而居二豐小倉一、

○畑五郎左衛門與實

畑五郎左衛門與實者奥州會津人也、小笠原長時貞慶避二京師一赴二會津一居二與實之宅一、與實能奉二養之一、長時以二家傳古實一授二與與實一、有二西田角左衛門正辰者一、就二與實一傳二受之一、遊二正辰之門一者多、字多勘兵衛正次得二其宗一、正次後仕二酒井宮内大輔忠勝一、世人推曰二畑流一、有二河内茂左衛門慶方者一、從二正次一得レ宗、元祿年中於二武江一死、

○星野味庵

星野味庵者與二畑與實一同會津人也、始號二掃部一、小笠原長時到二會津一、天正十一癸未年於二星野之宅一卒、始味庵扣二長時貞慶一請レ習二傳書一、長時詳授二與之一、至レ今稱二味庵流一、末流在二諸州一、

○小笠原丹齋直經

小笠原丹齋源直經者其先出二赤澤山城守淸經一而小笠原一族也、直經能知二弓馬諸禮一、奉レ仕二大猷大君嚴有大君一、其名徧二於華夷一、延寶六戊午年十一月廿日卒、

○榊原忠右衛門忠鄕

榊原忠右衛門源忠鄕者其先勢州人、榊原經定子主計利經來二參州一、其子主計元經後改二忠政一、奉レ仕二淸康君廣忠君一勵二軍功一、其子彥內正吉改二八兵衛一、奉レ仕二東照宮一、永祿六年本願寺門徒蜂起戰二于小豆坂一之時得二首級一、其子八兵衛正成繼立而奉レ仕二東照宮一、正成三男七右衛門政勝者忠鄕之父、而習二刀術於永尾庄右衛門一、爲二精妙一、延寶六戊午年三月廿九日卒、忠鄕繼二箕裘藝一奉レ仕二嚴有大君常憲大君一、又從二小笠原直經一得二其宗一、能知二弓馬禮法一、遊二其門一者多、寶永元甲申年十月十二日卒、法名郎一日誠、

のために如レ斯書記候也、

〇一宮隨巴齋宗是

一宮隨巴齋源宗是者小笠原之族也、始仕ニ將軍義輝公一後赴ニ駿河一屬ニ今川氏眞一、達ニ弓馬軍律一、後爲ニ武田晴信一被レ害、隨巴授ニ弓法於武藤松月齋延子一、有ニ青木五左衛門高頼者一、從ニ武藤一得ニ其宗一、武藤松月齋延子者仕ニ武田勝頼一、天正十壬午年十月於ニ遠州秋葉山一連署起請文ニ之列也、

甲陽軍鑑曰、公方光源院殿御祕藏の御馬わづらひて、五畿內四國中國のはくらくにてもかなはざる處に、乞食のやうなる聖が來り、今の御馬に舍人衆三條河にて水をかくる處へ行あたり、某なをし申さんとて、彼聖藥一服にて御馬平癒の條、公方より此藥方を書付あげよとの處に、其時分一宮隨巴と申弓の射手、光源院殿御前へ出頭あるに付て、隨巴是を書付らるゝ、其後光源院殿御切腹あるに付て隨巴駿河へ下り、氏眞公藥數奇をあそばすを以て、隨巴がおしろまいらせて諸人に被レ下、故に氏眞公の赤藥と申ならはすなり、

小幡景憲私書曰、永祿二年北條方下總碓氷城主千葉殿家老原を上杉謙信被レ攻、今川家より加勢多く、中にも一宮隨波をこめらるゝ、隨波上杉衆の城を卷を見て、懸の日取を城內へとらるゝ、故、うすいの空堀にて謙信方八千餘死する、謙信大に驚き敗軍なり、

又曰、武藤與次は武田信虎甥、信玄の從弟也、一宮隨波が繼子なり、

〇逸見美作守俊直

逸見美作守源俊直者信州人也、習ニ弓馬軍律於小澤江鷗軒浮從一、于レ時天文年中也、江鷗軒者應永年中從ニ小笠原播磨入道宗長一傳ニ受弓馬藝一、俊直子壹岐守信直繼ニ父之藝一、其子小左衛門直治繼ニ箕裘藝一、能知ニ弓馬古實一、且直治者從ニ小笠原若狹守長政一習ニ彼傳書一、又就ニ小池甚之丞貞成一詳學ニ長時貞慶之傳書一、始居ニ信州一後遊ニ諸州一、寛文二壬寅年四月十六日享年七十有

○小笠原宮內大輔氏隆

小笠原宮內大輔源氏隆者（或伊豫守）、從二小笠原大膳大夫賴氏（或武勇入道賴氏）一、繼二箕裘藝一、後以二軍律一授二上泉武藏守藤原信綱一、信綱者上州人也、其子常陸介秀胤相二續其藝一而傳二授於大戸民部少輔滋野直光一、有長野出羽守在原業親者一、繼二直光之傳一稱二氏隆流一、或曰二上泉流一、又岩室卜叶泰廣者從二氏隆一習二騎法一得二其宗一、中村隼人入道盛世在二岩室之門一爲二精妙一、其子隼人名盛繼二其藝一、有二根本治左衞門正次者一、從二名盛一練習有レ年、終得二其宗一、稱二小笠原流一、（有二一場平左衞門藤原正長者一、從二長野業親一得二其宗一、寛文七丁未正月十一日於二江戸一死一）

○小笠原若狹守長政

小笠原若狹守源長政者信州川中島之人也、其祖父遠江守入道心宗正鐵者、天文弘治之人而弓馬達人也、其子出雲守賴定入道休庵從二右近大夫貞慶一得二長時之傳書一、其子若狹守長政繼二箕裘藝一、又有二折野彌次右衞門賴廣者一、從二出雲守賴定一（折野傳書作二知淸一）習二軍律一、後賴廣以二軍律一授二加藤主計頭淸正一、長田三太夫重則者得二淸正之傳書一、木村八太夫勝家遊二重則之門一得二其宗一、中尾藤兵衞政重者繼二勝家之傳一、

出雲守賴定入道休庵傳書曰、酉年三月京都へ小笠原大膳大夫長時、同右近大夫貞慶幷拙子（休庵事）、兄にて候刑部丞、同道いたし上京候砌、公家方に久我殿と申御方、一段の物數奇にて、駿河國より出候笹船とて五畿內五ヶ國にあまり候强馬もち候を、久我殿より數ヶ度刑部丞に此馬を乘申候への由しきりに御所望に候間、罷出乘べき由被レ存候處に、大膳大夫しきりに留被レ申候條、刑部丞延引に候、拙子に罷出候て乘申べき由に候間、御意にまかせ罷出候所に、京中に其沙汰ありて、上京下京見物人五百に餘て、御公家方は御座敷を構られ御見物に候、天のあたふる所歟、存候儘に乘すまし、天下の覺かくれなく候、當家弓馬の家として御所望の所に面目を施し候、習學すといへ共たんれんあさくしてはかなひがたし、此條淺慮といへども子孫心がけ

號二麒翁正麟一、其子喜三郎後號二右近大夫貞慶一、與レ父同到二奥州一、後歸二信州一催二譜代家人一攻二深志城一、取而居レ之、改謂二松本城一、貞慶出二奔信州一三十有三年而又歸二本國一、文祿四乙未年五月十日於二下總古河一卒、享年五十、法名以清宗得、號二大隆寺一、其子兵部大輔秀政奉レ仕二東照宮一賜二下總古河城一、後賜二信州飯田城一又移二松本城一、子孫相續而繁榮焉、小笠原代々傳二弓馬之藝一甲二天下一、以爲二武人之泰斗一、不二亦奇一乎、

貝原氏曰、小笠原家和禮の始は、後醍醐天皇の御時、甲州源氏小笠原信濃守貞宗と云人あり、弓馬古實をしれり、或時禁中にて的の會あり、其時武將尊氏義貞を始在京して、ある所の名ある士殘らず被二召出的を射ける、其中にも貞宗が射禮衆に拔て、的に中る事も群に超たりしかば、帝ゑいかんの餘に貞宗に昇殿を許され、弓馬の古實を勅問あり、委細に勅答申上ければ、彌ゑいかんの餘に、太子及諸皇子の御師範と定給ひ、信濃國の守護職をゆるされ、剰從五位下に敍せらる、其上弓馬の道におゐては一天下の師範たるべき由の勅諚あり、貞宗家の面目を施し入國せらる、貞宗の玄孫に兵庫助長秀といふ人あり、將軍義滿公に從仕せり、義滿公今川左京大夫氏頼、伊勢平氏武藏守滿忠、小笠原兵庫助長秀彼等三人に仰て武家の禮法を考定しめらる、三人家々の祕傳世の古禮を參考て一書を撰で上る、名づけて三議一統の當家弓法集といふ、青蓮院の淸書にて、一七日に書立、天下に廣む、これより小笠原倭禮の家として代々將軍家に仕へ、天下の師と成て、普く人に用らる、是小笠原和禮の始也、小笠原傳書、

傳書曰、後醍醐天皇の時、貞宗參內し騎射をゑいらんに備奉る、天皇ゑいかん甚しく、御手を鞍上にかけさせられて、鞁あたりの樣をこゝろみ給ふと云云、後詔ありて貞宗の像をかゝしめらる、今京都東山長淸寺にある衣冠の像といふは是也、

開善寺一、貞宗子信濃守政長從ニ武田信元一繼ニ箕裘藝一
善ニ射騎一、奉レ仕ニ尊氏公以敎ニ授之一、貞治四乙巳年三月
廿一日卒、四十九歲、其子信濃守長基精ニ弓馬之藝一爲ニ
將軍義滿公之師範一、應永十四丁亥年十月六日卒、其子
修理大夫長秀因ニ義滿公之命一與ニ伊勢今川一撰ニ三議
一統十二卷一、大膳大夫政康繼ニ長秀之家一、以ニ弓法一傳ニ
授之義敎公一、于レ時永享四壬子年三月也、嘉吉二壬戌
年八月九日享年六十有七而卒、大膳大夫持長繼レ之、
文安元甲子年十一月九日將軍義政公射始、持長爲ニ師
範一、寬正三壬午年六月十五日卒、享年六十有七、大膳
大夫清宗相ニ續之一、傳曰、清宗赴レ厠有ニ怪物一、因而斬ニ
其手一、暫而來ニ窻外一乞ニ其手一、清宗問ニ其名一、答曰狸也、
又問乞レ手何爲哉、狸曰、我有ニ妙藥一欲ニ以接レ之、君若
許レ與則傳ニ其妙方一、清宗與レ之、所以得ニ其妙法一、此妙
方代々相傳而爲ニ家之膏藥一、文明十戊戌年十二月八日
卒、享年五十有二、民部大輔長朝嗣レ後、文龜元辛酉年
八月十二日卒、享年五十有九修理大夫貞朝立、家有ニ妖
怪一、貞朝一視而得ニ其所一也、取レ箭持レ滿一發、應レ弦仆
レ地、人稱ニ其精妙一、永正十二乙亥年六月二日卒、享年
五十有五、大膳大夫長棟相續承レ業、天文十八己酉年
十月八日卒、享年五十有八、大膳大夫長時相ニ得父祖
之禪一而居ニ信州林館一、後改ニ深志一、馳ニ騁弓馬一以ニ膽勇一稱、于
レ時甲州武田晴信掠ニ邊境一、長時數年挑防而顯ニ武威一、
晴信以ニ大兵一襲ニ深志城一數度、長時勢竭而出ニ深志一
奔ニ越後一、憑ニ長尾謙信一而不レ能、方ニ甲陽一、始晴信告ニ
長時一曰、信州悉爲ニ我有一焉、長時若屬ニ晴信一則可レ安ニ
堵本領一也、長時報レ之曰、在昔雖レ謂ニ武田兄小笠原
弟一、小笠原者代々居ニ京都一爲レ上ニ於武田一、今至ニ長時一
何可レ屬ニ武田一乎、終去ニ信州一移ニ北越一、後之ニ伊勢一
居ニ榎倉大夫之家一、此時三好長慶爲ニ天下執權一、由レ爲ニ
小笠原氏族一遣レ使招ニ長時一、長時往レ京謁ニ將軍家一爲ニ
弓馬之師範一、於ニ河内高安一賜ニ十七所一爲ニ之采地一、其
後義輝公爲ニ三好一被レ害、此時長時到ニ奥州會津一、天正
十一癸未年二月廿五日於ニ星野味庵宅一卒、六十五歲、

事をねがふ、已にまみへて益其傳を全ふす、此時にあたつて兵法を傳る者甚多して甚あやまる、或は義家義經正成の傳と稱し、或中興良將の名をかりて百流千派天下に繁煩す、甲州の兵法といへ共、正を得る者すくなし、貞則憂て更に本末始終を正し、其次第節目を分て書一篇を作て甲武と號す、條理粲然として能甲陽の傳を全ふす、世の兵を談ずる者と年を同してかたるべからず、貞則獨り其宗を得たるもの歟、愚曰、近世兵法世に名ある者ありといへ共、甲陽の兵法に及ぶべからざる事は告ずしてあきらかなり、夫兵法は萬世不易の習をさして兵法といふ、臨機應變の事戰術のごとき謀計のごときは、兵の術にして其時の宜しきにしたがふ、豈是を法といふべけんや、無量にして更に際限なし、今の兵を談者は戰術を法とし、不易の法をならはず、故に古戰場を評し、其取る所をとらずして妄に良將をけがす、是を信じて其門により同く妄僞をつくる者多し、治國久しき故武道諸家に廢り、武士道の穿鑿頽敗隱息するのみ、いかんぞ如レ斯を兵法といふべけんや、

本朝武藝小傳卷之一　終

本朝武藝小傳卷之二

諸禮（しつけ）

孝德天皇御宇被レ定二禮式一、此定二禮式一權輿也、京都將軍義滿公使下小笠原修理大夫長秀及伊勢今川一參中考諸家禮法上、自レ此以來小笠原家爲二諸禮之祖一、家自二新羅義光一傳二弓馬之藝一來、爲二武將之師範一、事詳載二家譜一也、雖二庸夫販婦一靡レ不レ稱二小笠原家一而已、

○小笠原信濃守貞宗

小笠原信濃守源貞宗者新羅義光之遠裔而信濃守宗長子也、代々傳二弓馬之藝一而不レ墜二家名一、後醍醐天皇御宇貞宗常參內、調二馬於丹墀一試二射於金門一、勅曰、天下弓馬之俊傑者貞宗有焉、使下貞宗一爲中天下之師範上也云々、後弓馬之藝授二武田伊豆守信元一（或甲斐守）、觀應元庚寅年八月廿五日卒、享年五十有七、法名泰山正宗、號二

レ此之多者ハ、後有レ故蟄二居於播州赤穗城下ハ、後又來二江戸ハ、貞享二乙丑年九月廿六日死、葬二牛込宗參寺ハ、號二月海院瑚光淨珊ハ、凡從二高祐一得二其宗一者多、布施源兵衞守之最有二識量一而爲レ功也精矣、守之仕二明石侍從松平信之一以二兵法一敎二授之ハ、法名覺海、

○岡本實貞入道

岡本實貞入道者甲州北郡人也、其父兄者仕二武田勝賴一在二甲府ハ、勝賴滅亡之時實貞纔三四歲也、及レ長尋二問信玄之兵法於甲州浪人一委知二其奧祕ハ、後依二小幡景憲之招一來二江戸ハ、謁二景憲一語二往事一歸二甲州ハ、有二堀金大夫藤原貞則者一自二少年一好二兵書ハ、得二榎本半右衞門順之傳書一能知二景憲之兵法ハ、順之者自二篠俣(さゝまた)喜兵衞正幸一傳レ之、正幸者景憲之門人而仕二井伊家ハ、從二岡本半助宣就一達二軍配一也、貞則有レ故逢二實貞入道一而終得二兵家奧祕ハ、又謁二景憲一問レ之、貞則能知二甲陽兵法ハ、雖二當世談レ兵者多ハ、而全得二甲陽傳一如二貞則一者鮮矣、

堀金太夫藤原貞則者、先祖信州村上家の人にして加藤を以て稱號とす、後有レ故堀に改む、故貞則に到て堀氏と號す、貞則自レ幼刀槍の術をねる、又書を善くす、其質閑默寧實也、兵書を好んで其宗を得んと欲す、貞則の親戚に榎本半左衞門順之と云人あり、甲州の兵法を篠俣喜兵衞長幸にならひ能其法を知れり、長幸は井伊家の人にて小幡景憲門弟にして、岡本半助宣就に軍配を學び其宗を得たり、貞則順之にしたがふて其傳をうくる、已にして極に至る、猶琢磨をくはへんと欲して小幡景憲に謁して問レ之、又岡本實貞入道と云人甲州北郡に居す、其父兄は武田勝頼に仕て武名あり、甲亂の時實貞纔に三四歲、長ずるに及んで甲陽の兵法を聞て其奧旨を知れり、貞則武州金子の瑞龍院にして實貞翁に謁し、厚〱したふて終に其奧旨を傳受す、始小幡景憲甲陽の傳を蒐輯する時、實貞をまねいて聞く事有、故に貞則も又思繹して其人にまみへん

年仕二氏綱氏康氏政一爲二總軍長一與二近隣士將一挑戰三十六度、每度得二勝利一世人呼曰二直八幡一嘗以二氏康命一書二八幡二字於四方黃旗一此旗後昆相傳爲二家藏一天正十丁亥年死、享年七十有三、號二圓龍院道感一其子左衞門大夫氏繁母北條氏綱女、天文廿辛亥年氏繁十六歲從二氏康一於二上州野州一有二戰勞一至二天正年中一其戰功不レ可二勝計一天正六戊寅年死、享年四十有三、號二龍寶院一無一、其子左衞門大夫氏勝母北條氏康女、仕二氏康氏政一爲二總軍長一後奉レ仕二東照宮一慶長十六辛亥年卒、享年五十有三、其子新左衞門繁廣與レ父共奉レ仕二東照宮一慶長十七壬子年於二駿府一卒、享年三十有九、其子新藏氏長、慶長十四己酉年生、母遠山彥六女、四歲之時父繁廣卒、六歲而始拜二東照宮一元和二丙辰年奉レ拜二台德大君一寛永十五戊寅年五月八日爲二御步行頭一同十六己卯年轉二釆地一賜二下總國中田川崎上泉幷武州簑輪一後轉二足輕大將一明曆元甲午年六月爲二大目附役一敍二從五位下一任二安房守一寛文十庚戌年五月廿九日卒、享年六十有二、號二趙州院柏陽西意一氏長自レ幼好讀二兵書一從二小幡景憲一習二武田家兵法一遂得二奧祕一凡遊二景憲之門一者若干、無下出二氏長之右一者上後述二作師鑑抄雄鑑抄一列侯諸士欲下從二氏長一得中其眞傳上者甚多、可レ謂レ盛也、後又撰二士鑑用法一遂推曰二北條流一氏長用二功於武田兵法一而弘二其傳一其功赫然顯レ世也、

○小早川式部能久

小早川式部大江能久者其先出二于平城帝皇子阿保親王一其四世大江維時之遠裔毛利元就之八男小早川秀包三男也、自二少年一好二兵書一遊二小幡景憲之門一得二其宗一有二香西成資者一繼二其傳一香西者讚州之人也、赴二筑州一仕二黑田家一述二作兵術文稿一行二于世一

○山鹿甚五左衞門義矩

山鹿甚五左衞門義矩者後改二高祐一就二北條氏長一得二兵法奧祕一大鳴、暫仕二淺野釆女正長友一領二釆邑千石一後致仕講武之暇述二作神武雄備集武經全書等一而授二門人一列侯諸士學二其法一者若干、自レ古不レ有二從遊如

爲二萬世之師一也、今也雖下以二信玄一爲中不德上、然能得二其法則一而爲二後世之師一、則明君賢將亦不レ能レ不レ取レ則、是所下以師二其法一而非上師二其道一也、子詳レ之則可乎、

○岡本半助宣就

岡本半助石上宣就者上州小幡家之人而仕二武田家一、習二小笠原家訓閲集於上泉常陸介藤原秀胤一而能知二軍配一、此小笠原宮內少輔源氏隆自二大膳大夫賴氏武勇入道一傳授之書、而上泉武藏守信綱授二與於秀胤一之祕本也、宣就嘗有二武名一且善二文筆一、今猶得二其筆跡一者以爲二家珍一、仕二井伊侍從直孝一爲二重臣一、令名徧二於華夷一、

古傳曰、醍醐帝の時大江維時入唐して六韜三略軍勝圖四十二條を得て歸朝す、甚祕而人に傳へず、和字の書を作て訓閲集と號し世に傳ふ、其書すべて百二十卷あり、

又曰、訓閲集に二本有り、一本は大江維時傳來の書にして小笠原家に相傳也、一本は吉備大臣の書にして鞍馬寺に有り、後白川帝の御時鬼一法眼其書を得たり、源義經鬼一が女に通じて潛に其書を寫さる、鞍馬法師祐賴より淸尊、明範、性慶、隆慶、光慶、光祐、性祐、了尊、戒圓、玄慧、賢智、了呼、慶海、能尊、重宥、通代、慶義、延宥に至りて彼書を傳受すと也、

○北條安房守氏長

北條安房守平氏長者其先遠州人也、高祖父福島左衞門大夫綱成永正十二乙亥年生二于遠州一、大永元辛巳年父上總介正成爲二遠州土方城主一、率二一萬五千餘人一發二向甲州一、與二武田信虎一合二戰於飯田河原一而討死、於レ此綱成屬二北條氏綱麾下一、氏綱賞二綱成之剛勇一以レ女嫁レ之、授二氏北條一而居二相州甘繩城一、天文七戊戌年綱成以二卒五百一居二川越城一、兩上杉以二八萬六千餘一數日攻二圍之一、綱成善防戰、而氏康發二小田原一爲二後詰一、上杉勢敗北、凡綱成自二享祿三庚寅年一至二天正十五丁亥年一五十七

正成之法一也、愚答レ之曰、子之言可レ謂二似レ是而非一也、夫順レ道用レ兵者爲二王者之兵一、假レ道而行レ兵者爲二覇者之兵一、道有二王覇之差一兵無二王覇之別一、昔周武用二兵法一而王二四海一、齊桓用二其法一而覇二天下一、是以可レ見三兵法無二王覇一也、古之説レ兵者亦無レ不二以レ道爲一レ先、孫子説二道天地將法五事一、呉子説二道義禮仁四德一、孰有下不レ據二于道一者上乎、如二信玄治レ兵也、以二恩信一御レ下以二法制一督レ衆、故士民親附而如二腹心一也、然父之暴虐子之不孝相因而逢二人倫之變一、得三衆人之所二誹謗一也、凡欲レ定二國家之暴亂一者不レ恐二必不一レ合二常理一也、如二漢高祖唐太宗一雖二英雄之君一、有下不レ當二于義一而得中罪於名教上矣、況於二常人之才一乎、蓋小人素多レ過矣、然世人不レ毀レ之、賢者素寡レ過矣、然世人揚二小失一以爲二太過一、信玄有二武德一、故世人揚二其過一也深、是所三以爲二信玄一也、所謂正成固爲二忠臣一又爲二良將一、然取二其忠義一而學レ之則可也、如レ欲下取二其法一而學上レ之則不可也、何之

今世稱二楠氏兵法一者、近世好事者之所レ爲二擬作一而未三嘗出二于正成之意一也、正成始賜二後醍醐帝密詔一在二于正慶元年一、統レ兵五年而至二于建武三年一戰死于攝州湊川一、斯比年四海大亂、公卿迄二士庶一咸在二于患難之中一而不レ安二寢食一、正成日夜盡レ心而欲レ定二暴亂一、何遑作二兵書一而遺二後世一乎、是以可レ知レ之也、慶安有二楠正雪者一、承應有二石橋源右衛門、某者一、此二子假二正成之名一偷二信玄之法一、附會而爲レ書求二信於人一、其奸曲之意已甚矣、故正雪馴二正成之密策一而企二叛逆一、其隱謀發覺而黨類棄レ市、石橋亦稱二正成之奇謀一而論レ作レ亂、其徒咸戮レ市、是正成之罪人也、夫行レ詐而欺レ人匿レ私而欺レ己之罪、天誅之所レ不レ容也、必察レ之焉、昔呉起自レ衞行レ魯事二曾子一而學レ道、其母死二于衞一、起不レ歸二于衞一、曾子薄レ之而與レ起絶矣、呉起學二兵法一而事二魯君一、齊人攻レ魯、起娶二齊女一爲レ妻、魯疑レ之、起殺二其妻一以明レ不レ與レ齊也、呉子之所レ行雖二不仁之甚一、然於二用兵之法一

吾邦之定法一也、今也本邦兵制炳然而所三以爲二全備一者、是因下小幡景憲其門人北條氏長及小早川能久山鹿義呂各用二功於武田兵制一而弘中其傳上也、而四子之功亦赫然而見二于世一、予少從二小早川氏一始遊二小幡氏之門一、在二于慶安二己丑一、當二是之時一去二亂世一未レ遠、自二天正壬午甲州沒落一至二于茲一六十九年、猶有下武田舊臣壽考而話二其往昔之事一者上、予逮二于遇レ之而得レ聞二其說一、詡知三昌信之所レ著之書無二僞妄一也、然於二外州之事一傳謬亦或不レ能レ無レ之也、是土地遼遠而所三以不レ知二其實否一也、天正六年昌信歿後甲州徒補二其闕略一而記レ之、其有二傳謬一亦不レ知レ之也、然春秋猶時而不レ可レ爲二贋說一、今也非下世人校二數百歲之舊時一而爲二書記一之類上也、予喜レ學レ兵積二年于茲一、故獵二涉吾邦歷代之傳記一而察二理亂盛衰之機一、且熟二讀諸家之兵書一而驗二節制機權之術一、於二其說一也各有レ所二自試一而非下爲二臆說一之書上也、如二信玄一繼二新羅公之家法一來而至二于此一矣、且自レ少用レ兵三十八年、趨レ戰小大一百二十有餘、大戰三十二、小戰數十、皆有レ勝而無レ敗、其餘均解去、昌信記レ之爲二武田家法一、其書雖二鄙詞一的然而可レ學焉、其法雖二淺說一嚴整而可レ則焉、上合二于風后呂望之節制一、下通二于孫武吳起之權謀一、吾邦從二上古一以降於二兵家之書記一未三嘗見二如レ斯實錄而且盡者一、予因レ茲信レ之焉、天監可レ畏、豈可下挾二私意一阿二其所一レ好妄爲中毀レ彼譽上レ此乎、唯較二其優劣一取二稍優者一師レ之耳、愚曰、甲陽軍鑑當時之奇書也、雖レ然板行軍鑑多二落帖一錯簡多、以二景憲書一補二板之軍鑑一可也、

又曰、或曰學レ兵者必可下從二王者之蹤一而効中其法上也、必不レ可レ用二霸者之法一也、蓋管仲爲二霸者之輔一、孔明有二王佐之才一、古人不レ取二管仲之術一而從二孔明之蹤一、是所二以貴レ王賤レ霸也、於二我邦一也楠正成仕二于後醍醐帝一而盡レ忠、其武功昭二昭于世一、是可レ謂二王者之兵一也、如二武田信玄一也固爲二戰國之英雄一、然恣レ利而害レ義、故逐二其父一而爲二不孝一殺二其子一而爲二不慈一、苟從レ之則習二不仁一而失レ道乎、學者必可レ從二

の末也とて、井伊兵部と共に秀忠公の御遊伴に定らる、十六歳の時武者修行の志有て、玄關にて髻を切てかけ落す、家康公是をあはれみ給ひ尋させ給へ共其居所を不レ知、勘兵衞は所々遊歴し、慶長五年關原陣の時、井伊兵部に隨て功あり、其まゝ佐和山に浪人して居住す、慶長十九年大坂冬陣に僞て籠城し、夏陣の時城を出、秀忠公に召出されて御使番となる、高坂彈正が書を集めて、甲州の士數人井伊兵部に從て佐和山にありしに信玄の事を尋聞、甲州流の兵術を建立して人の師となる、高坂彈正が作りし書は甲陽軍鑑十九冊、同末書上中下、結要本龍虎豹の三品是也、（愚曰、景憲は元龜三壬申年五月朔日に生、勝賴滅亡の時四歲也、和事始に甲亂の時九歲とあるは繕寫の誤ならん、）

芝山會稿曰、本邦軍律唯武田流可也、其他率莫三法之可二據守一焉、

兵術文稿曰、吾邦之兵術所二傳來一之祖大江維時大江匡房法眼鬼一山本道鬼以至二于武田宗師一其法大行矣、其臣高坂昌信爲二之書一以遺二于後世一、小幡景憲爲二之傳一以立レ敎、是武田兵法之所三以行二于世一也、蓋雖二其法良一、然昌信不レ爲レ書則不レ傳二于世一、雖二其書存一然景憲不レ爲レ傳則不レ可レ行、是以二子之功最爲二雄偉一矣、夫兵法分二節制權謀陰陽機巧四種一、如二武田兵法立一レ敎也、以二節制一爲レ宗、夫節制統レ兵之常道而有二世々傳來之法一也、必隨二先進一而受二其敎一而可矣、權謀制レ敵之奇變而非二平時敎レ人之道一也、博學二古史一而取二其要一、隨レ時出レ之則可矣、陰陽天之向背時日吉凶、機巧兵甲器械之制也、凡此四者兵家法則、不レ可レ不レ敎レ人矣、是古之法也、司馬法曰、國雖レ大好レ戰必亡、天下雖レ安忘レ戰必危、東照宮命二井伊直政一曰、國政可三必隨二三河先規一、軍法可三必用二武田兵制一也、是可レ見下明君開基之時用二武田兵制一爲中法則上也、其知識之高出二于萬々之上一、故吾邦自二幕府一至二于諸州及遠島一、爲二兵家之將吏一者無レ不下用二武田兵制一而習中錬其士卒上、是以擴爲二

者加州利光卿之士大將也、十二月四日富田進レ兵而攻二眞田出郭一、景憲杉山八藏村上莊次郎及加州隨兵中條又兵衛父子川西喜兵衛田村助右衛門本多安房守家人葛右衛門八人離レ楯相進、于レ時才伊豆平野彌二右衛門葛野主殿等來而加レ之、既而曜靈將レ沒、故景憲才伊豆平野彌二右衛門爲二後殿一、使三各引二取本之備場一、才伊豆被二鐵砲疵一、景憲即引二掛之一歸二備場一而授二之伊豆家人一、景憲引二掛伊豆一之時由レ落二指物一、又進取二落酒林之指物一而歸、此年大坂和談、翌年二月廿四日景憲與二松平隱岐守定行板倉伊賀守勝重一牒合而入二大坂城一、以二辯才一挫二城兵之謀計一、三月廿六日出二大坂城一赴レ堺到二尼崎一、廿八日來二於伏見一談二大坂城中之事於定行一、四月十八日東照宮着二座二條城一、同十九日依二定行勝重言上一、景憲奉レ仕二麾下一、東照宮被レ尋二大坂城中之事於景憲一、景憲委細言上、五月六日景憲在二旗本一進而乘二倒逃敵一、阿部左馬助一騎來二此所一而勵二戰功一、翌七日大坂城陷、天下歸レ一、景憲領二采邑千五百石一爲二御使番列一、景憲招二甲州先方士早川彌三左衛門幸豐廣瀨美濃守景房辻彌兵衛盛昌小宮山八左衛門昌久三科肥前守形幸辻甚內盛次等一、問二武田家之兵法一補二甲陽軍鑑之闕文一、大興二起甲州武田兵法一、故世人尊レ之爲二宗師一、又習二軍配於岡本半助宣就赤澤太郎右衛門益田民部秀成一、又甲州北郡有二岡本實貞入道者一、元來武田家人而知二兵法之奧義一、故景憲又招レ之聞二其物語一、後述二作若干書一授二之門人一、且領二采邑五百石於村上庄次郎、五百石於杉山八藏一、景憲自領二五百石一、寛文三癸卯年二月廿五日卒、享年九十有二、院號倍會、法名無角道牛、凡列侯諸士之學二其法一者、大率至二于二千餘人一、雖レ自二古談レ兵者多一、而如二景憲一者未レ聞レ之、噫景憲者兵家之鳳乎、（杉山八藏寛文元辛丑年五月三日死、號二法受院蓮心日鑑一、）

貝原氏曰、甲州流兵學の起は小幡勘兵衛より始る、勘兵衛は甲州士小幡山城が子の又兵衛（後に豐後）が子也、豐後は天正三年武田勝賴滅亡の時病死す、勘兵衛は其時九歲なりしを家康公これを尋出し、勇士

本朝武藝小傳卷之一

兵法

兵法起下鹿島香取神兵、神武天皇平レ不レ順、日本武尊征二東夷一、神功皇后擊中三韓上、持統天皇使三陣法博士一敎中習於諸州上、大江匡房吉備大臣傳二諸葛亮八陣孫子九地及結營向背於吾朝一、中興武田家軍律諸家無下出二其右一者上、善哉小幡景憲大興二起之一、自二幕下一至二諸家一皆無レ不レ用二其兵法一、景憲爲二兵家大祖一歟、

○小幡勘兵衛景憲

小幡勘兵衛平景憲者、甲州武田家人也、曾祖小畠日淨入道盛次生二於遠州葛俣一、後來二甲州一仕二武田信縄信虎一、其子小畠孫十郎虎盛後改二織部一又號二山城一、明應九庚申年與二父盛次一共來二甲州一仕二武田家一、大永元辛巳年福島上總介正成率二駿遠勢一襲二甲州一、于レ時信虎以下不レ滿二一千一之勢上得二勝利一、于レ時山城擊二山縣淡路守一得二其首一被レ疵、信虎賞二其功勞一賜二諱字一號二虎盛一、後仕二晴信一、居二信州川中島海津城二之郭一、永祿四辛酉年六月享年七十有二死、其子小幡孫十郎昌盛後改二又兵衛一又號二豐後守一、以二信玄命一准二小幡上總介庶子一、改二小畠一號二小幡一、始居二信州海津城一後爲二旗本武者奉行一、由二度々戰功一信玄勝賴賜二感書十七通一、天正十壬午年三月六日死、享年四十有九、昌盛有二三子一、兄號二藤五郎一、弟號二孫七郎一、後改二勘兵衛景憲一、元龜三壬申年五月朔日生、天正十壬午年十二月景憲十一歲奉レ仕二東照宮一、慶長五庚子年上杉景勝謀叛之時、從二井伊兵部少輔直政一居二宇都宮一、于レ時石田治部少輔三成作レ亂、於レ此東照宮進二兵於關原一、井伊直政之士大將木俣土佐麾レ兵而襲二宇喜多之陣一、于レ時脇五右衛門中村與兵衛小幡孫次郎同景憲離レ倫而相戰、景憲於二崩際(くづれぎは)一擊二母衣武者一得二其首一、猶追二擊逃敵一得二級首一、同十九甲寅年大坂之役、景憲借二富田越後之備一、富田

武術叢書

干城小傳序

夫一文一武猶日之有夜陽之有陰、天地之間不可一日無文武、然有文則無武、有武則無文、如絳灌無文隨陸無武之類、古今之通病也、小而家國大而天下無文武而可乎、日夏氏之子繁高生武夫之家、攻伐籌策已其業也、有餘力則事斯文者久矣、編干城小傳十卷、閲之則列達武術之士於小傳、記其來由記其事實、雖文路未盡善矣、其素志可感稱而已、繁高介予同寮請作之序、予不識其人、故欲固辭、想夫已見其書而知其志、知其志而識其人與不識亦何傷哉、文武之道前言以盡又何謂乎、繁高生武家而欲學斯文、予生儒家而欲學軍旅之事、業異而志同、不亦奇遇乎、不得默止辨一語於卷首、干城者取諸赳々武夫公侯干城云爾、

正德甲午秋八月

葛廬林信如序

本朝武藝小傳目錄

目次終

武術叢書

目次

本集載する處の多くは、先生の文庫に藏されたる祕書にして、快く余の閲覽を許され、且つ版行して世に公にすることを快諾されたり。本集成りて、聊かながら劒道の眞意義を闡明するに資するを得たるは、實に先生の賚なり、特に記して謝恩の意を表す。

大正四年五月

校訂者　吉丸一昌識す

一、劍法略記附副言四卷　本書は帝國圖書館藏本による。寫本にして往々誤字あれども、遺憾ながら他に校合すべきものなし。著者窪田清音は芝西ノ窪の人にて、劍術は居合を專らにしたる由にて、文字ある人なれども、語句冗漫にして讀みにくゝ、且つ假名書多きを以て、今は成るべく漢字に改めたり。

本書は春夏秋冬の四卷に分け、冬の部を副言とせり。居合を基として劍法を說き、武士道を說き、更に故實にも及びたり。天保十年の著なり。

一、劍法擊刺論一卷　著者森景鎭は千葉周作の門人なり。上總飯野藩（保科氏二萬石）の士人なりと見ゆれど、序文及び跋文によれば、江戶出生の人にて道場を開き在住したるものの如し。聘せられて仕籍を飯野藩に置きたるにはあらざるか。文久二年の著なり。

校訂を終るに臨みて。我劍道の師山田次郎吉先生の高誼を鳴謝す。

目伊庭是心齋秀原(常全子)の高弟水谷權太夫忠辰(常智子)の弟子常稽子(鶡齋と號す)の弟子たるよし書中に見えたり。然れどもこれより以外の傳記は分明ならず。學問は皆川淇園の弟子にして、識見頗る高く、余はこれまで多くの劍道談を讀みたれども、本書の如く明確に劍學の眞髓を說き得たるもの稀なり。書中劍道の眞義より帶刀無用論を唱へたる處など、頗る卓見の人にして、感服に堪へざるなり。かゝる明眼の人の傳を詳にすることを得ざるは、返す〳〵も遺憾千萬なり。本書は文化七年の著述に係るものの如し。

一、劍攷一卷　本書も前記の常靜子の著なり。心形刀流の目錄の註釋書なれども、さすがは達眼にして博識の人なれば、所論正確にして精細を極む。予は常靜子のこの二書を讀んで、實に一讀三拜の感ありたり。

しかも誤譯の疑ある處あるが如きも、別本なきを以て校合しがたし。山田次郎吉氏所藏の寫本による。著者姓は平山名は潛字は子龍、兵原、練武堂または運籌眞人と號す。行藏はその通稱なり。文政十年十二月病歿す。年七十。慷慨激烈、天正武士の面影ある人にして、一生娶らず、武道を講じて世を終れり。幕府旗下の士なり。

一、劍徵一卷　前記『劍說』の自說を立證せんが爲めに、古書より劍道に關する語句を拔抄したるものなり。

一、常靜子劍談一卷　本書は山田次郎吉氏所藏の寫本による。書中記す處によれば、著者は心形刀流の達人にして江戸荒井町に住し、大學頭林衡と交通し、閣老松平伊豆守と筵席を共にしたる由なれば、幕臣にても餘程身分の重かりし人と見ゆ。書名はなかりしも、書中に自註として常靜曰くとあるを以て、今假りに常靜子劍談と題せり。劍道の傳統は伊庭の心形刀流にして、伊庭家二代

の三本を以て校合す。『本識三問答』は柳生流の劍法を説けるもの、説著者は柳生宗賴の高弟なる由『劍術不識篇』にあり。『運籌流劍術要領』は柳生流を祖述したる運籌流の劍法を説けるもの、著者は『劍術不識篇』の著者なり、惜むらくは理義に偏して空論に走りたる後の劍學の偏をなせるの譏なきにしもあらずと雖も、木刀を以ての仕合より撓の仕合に進みたるは柳生流の主張なりと說ける處など大に見るべきもののなきにあらず。

一劍術不識篇一卷　本書は山田次郎吉氏所藏の寫本による。著者は前記運籌流の劍法を說ける木村久甫なり。文字ありし人と見ゆれど、理義に傾きて劍の眞理を離るゝの嫌なきこと能はず。されども、亦劍道史上の好資料たることを失はず。

一劍說一卷　本書は、學劍の目的を論じて其心得を示したるもの。原と漢文なりしものを、後人和譯したるにはあらざるかと見ゆ。

說く所、甚しく禪理に傾かず、しかも同時代の柳生宗冬(宗矩の子)及びその一派の劍法論と稍々趣を異にする處ある處、研究の價ある處なりとす。

一 柳生流新祕抄一卷　本書は、柳生宗在(宗冬の子)の門弟佐野嘉內勝舊の手になれる新陰流の形の目錄の註釋書なり。全く禪理を離れたる武功上の談理にして、この種のものとしては最も古きものなり。正德六年の著なり。

一 天狗藝術論四卷　本書は武人の謂ゆる理兵法に偏せずやと思はるゝまで劍法卽心法を說けるもの。著者佚齋樗山子は如何なる人なるかを知らざれども、或は序文を書ける神田白龍子ならずやと思はるゝふしなきにあらず。記して後の考を待つ。享保十四年の版本なり。

一 本識三問答附運籌流劍術要領一卷　本書は山田次郎吉氏所藏

にて甚だ誤脱ありて讀みにくけれども遺憾ながら他に校合すべきものなし。著者は針谷夕雲の弟子一雲なりと書中に見ゆ、德川初代の頃の人にて、當時の劍道界の狀況を窺ふに足り、殊に理義を退けて實習の工夫を說き、當時の風潮に逆うたる處、頗る尊ぶべき見識あるを見る。

本書は『圓明劍術』(宮本武藏の『兵法三十五箇條』と異名同本なり)と合本して『劍術卷』と命名したる帝國圖書館所藏の寫本による。本書は慥に前段二三枚を脫せるが如しと雖も、別本なきを以て校合する事能はず。また文意不明の箇處もあれど、これまた止むを得ず、原本のまゝに記して後の補訂を待つ。

一 一刀齋先生劍法書一卷　山田次郎吉氏所藏の寫本による。一刀流の古藤田俊定(大垣戶田侯の臣)の劍法論なり。書寫の誤りと覺しき處尠からずと雖も、校合すべきもののなきは遺憾なり。理義を

傳となりて、免許を得たるものならでは傳ふることを許さゞりしものなり。

いま世に存ずる『五輪の書』は、武藏の直弟子古橋惣左衞門より相傳の書と、同じく直弟子寺尾求馬より相傳の書との二つなり。本書は二書によりて校定したり、本書も心劍一致を說けり、されど澤庵のは劍禪四分六分なれど、武藏のは劍禪六分四分なり、この點頗る興味あり。

一 圓明流劍法書　圓明流とは宮本武藏の二天一流の別名にして、後世に至りて名づけられたるものなり。本書はかの『五輪の書』の拔書にあらずやと思はるゝ處あれど、說明の方法、時に趣を異にする處あるを以て採錄したり、(圓明流は肥前平戸藩に最も行はれたるものゝ如し、)

一 劍法夕雲先生相傳一卷　本書は山田次郎吉氏所藏本による、寫本

して、劍道を説いて要を得たり。

一、兵法三十五箇條一卷　本書は、帝國圖書館所藏の寫本と宮本武藏遺蹟顯彰會本とによりて校定せり。圖書館本は『劍術卷』と云ふ書の中に綴込められたり。

本書は寛永十八年二月宮本武藏が熊本藩主細川忠利の命によりて奉れる兵法覺書にして、のちに著したる『五輪の書』は本書を敷衍したるものと見て可なり。武藏の傳記は『二天記』と云ふ書に委し、又明治四十二年金港堂發賣の『宮本武藏』にも委し。

一五輪の書五卷　本書は『五輪の卷』とも云へり。地水火風空の五卷に分ちて兵法の極意を記せる、宮本武藏が晩年の著書にして、地の卷は將帥用法の大道を説き、水の卷は擊劍稽古の段、火の卷は合戰の段、風の卷は他流の評論、空の卷は萬理一定の場を説きたるものにて、此書は後には二天一流（武藏の劍道の流名なり、）の祕

一不動智一卷　世に『不動智神妙錄』または『劍術法語』と名づけられたるものと大同小異なり。本書は、帝國圖書館所藏の白河桑名の藩印ある寫本によりたり。『不動智神妙錄』『劍術法語』よりはこの『不動智』の方が、文體より見て比較的原本に近きが如く信ぜらるるを以てこれを底本とし、字句不明の點又は文意の通らぬ處は『不動智神妙錄』によれり。『不動智』には卷末の柳生に與へられたる忠告狀はなけれども。『不動智神妙錄』によりて補へり。

本書は、釋澤庵が禪學上の見地より劍道を論じて柳生宗矩に與へたるものにして、劍法と心法との接觸を論じて、頗る詳密を極めたり。後の心劍一致を說くものの多くはこの書を祖述するなり。劍術が進んで劍道となり、術法が心法と進むに至りしは。實に本書の力なりと謂ふべし。

一太阿記一卷　この書も澤庵の筆になれりと稱せらるゝものに

た信據すべし。正德四年に成り、享保元年の版行なり。

一日本中興武術系譜略一卷　原版は明和四年の版行にして更に寬政二年改版したるが如し。武藝小傳を本として其の以後明和までの劍客を加へたるもの。

一新撰武術流祖錄一卷　本書には著述發行の年月なしと雖も、『國書解題』著者は何に據れるか、天保十四年版行とす、今姑く之に從ふ。

一擊劍叢談五卷　本書は帝國圖書館所藏の寫本によりたれども寫本なれば疑はしき箇處數ケ所あれども、止むことを得ず、そのまゝ疑を存し置きたり。著者源德修は備前岡山藩士にして劍術師範役の家に生れたる人、本書は十數年の間に見聞せる全國各流の大要を記述したるもの、前に揭げたる武術流祖錄と同年の著書なれども、遙に材料豐富にして、此種の著書としては絕好のものなりと信ず。

武術叢書

緒言及び解題

一武術一般に渉りて術理を説ける祕書を網羅せんとの豫定なりしも、到底この一册にてはその十が一をも載すること能はざるに至りたるを以て、止むなく初めに一般の武藝者及び流派の傳統書を載せ、次に劍道に關する心法術法の書を載せて本集を終ることとせり、希くは諒せよ。

一編纂の順序は成るべく發行又は著述の年月順によれり。

一本朝武藝小傳十卷　著者日夏彌助繁高は劍道にては天道流の達人にして、酒井氏の家臣なり。本書は干城小傳とも名付、武藝一般にわたれる列傳の書としては、これより古きものなく、記事ま

武術叢書

全